大正十二年五月二十七日印刷
大正十二年五月三十日發行

國文漢語叢書（非賣品）

不許複製

編輯者　東京府下大久保町西大久保二百三十六番地　塚本哲三
發行兼印刷者　東京市神田區錦町一丁目十九番地　三浦理
印刷所　東京市神田區錦町三丁目九番地　有朋堂印刷部
發行所　東京市神田區錦町一丁目十九番地　有朋堂書店

終二沒於越國一。子聽二吾言一。與ㇾ子分ㇾ國。不ㇾ聽二吾言一。身死妻子爲ㇾ戮。范蠡對曰。臣聞ㇾ命矣。君行ㇾ制。臣行ㇾ意。遂乘二輕舟一以浮二於五湖一。莫ㇾ知二其所一ㇾ終極一。

めんと也　(四)范蠡が、わがいふことをきいて、わが越國にとゞまらば、子と國を分ちて與へんと也　(五)われはよく越王の命をきけりと也　(六)制は法也。即ち、しかし越王はその法を行へ、われはわが志を行はんと也

王命ㇾ工。以二良金一寫二范蠡之狀一。而朝二禮之一。浹日而令二大夫朝一ㇾ之。環二會稽一三百里者。以爲二范蠡地一。曰。後世子孫。有下敢侵二蠡之地一者上。使ㇾ無ㇾ終二沒於越國一。皇天后土四鄉地主正ㇾ之。

王、工に命じ、良金(一)を以て范蠡の狀を寫してこれに朝禮し、浹日にして、大夫をしてこれに朝せしむ。會稽を環る三百里なるもの、以て范蠡の地となして曰く、「後世子孫の、敢て蠡の地を侵すものあらば、越國に終沒するなからしめん。(二)皇天后土、四鄉の地主これを正せ」と。

(一)良金云々とは、善金を以て范蠡の形狀を鑄しめて、毎朝これを禮拜しと也。浹は匝也、めぐる也。浹日は甲より癸に至る十日間をいふ。即ち、十日間ごとにと也　(二)皇天は天の神。后土は地の神。四鄉は四方。地主はその土地を守る神。これを正せとは、この地を侵すものあらば、これを罰して、この范蠡の地の封境を正せと也

國語　終

反至二五湖一。范蠡辭二於王一曰。君王勉レ之。臣不三復入二於越國一矣。王曰。不穀疑。子之所レ謂者。何也。范蠡對曰。臣聞レ之。爲二人臣一者。君憂臣勞。君辱臣死。昔者君王辱二於會稽一。臣所三以不レ死者。爲二此事一也。今事已濟。矣。蠡請從二會稽之罰一。王曰。所レ不下掩二子之惡一揚中子之美上者。使二其身無レ

反りて五湖に至り、范蠡、王に辭して曰く、「君王これを勉めよ。臣はまた越國に入らず」と。王曰く、「不穀は疑ふ、子の謂ふところのものは何ぞや」と。范蠡對へて曰く、「臣これを聞く、『人の臣たるものは、君憂ふれば臣勞し、君辱めらるれば臣死す』と。むかし君王は會稽に辱められたり。臣の死せざりし所以のものは、この事のためなり。今事已に濟れり。蠡請ふ、會稽の罰に從はん」と。王曰く、「(三)子の惡を掩ひ、子の美を揚げざるところのものあらば、その身をして、越國に終沒するなからしめん。(四)子わが言を聽かば、子と國を分たん。わが言を聽かずば、身死し妻子戮とならん」と。范蠡對へて曰く、(五)「臣は命を聞けり。(六)君は制を行へ、臣は意を行はん」と。遂に輕舟に乘じて以て五湖に浮び、その終極するところを知るなし。

(一) これを勉めよとは、國政をつとめよと也。即ち、王にすゝむるに德を以てし、おのれ隱遁せんとする也 (二) 會稽の罰とは、越王が會稽に辱められしときに范蠡の死せざりし罰也 (三) 子の惡あらば、これをおほひかくし、子の美點を稱揚せざるものの、わが越國にあらば、そのものを直ちに罰して、わが越國に生を終ふること能はざらし

者不祥。今吾稻蟹不遺種。子將助天爲虐。不忌其不祥乎。范蠡曰。王孫子。昔吾先君固周室之不成子也。故濱於東海之陂。黿鼉魚鼈之與處。而鼃黽之與同陼。余雖靦然而人面哉。吾猶禽獸也。又安知是諓諓者乎。王孫雒曰。子范子。將助天爲虐。助天爲虐不祥。雒請反辭於王。范蠡曰。君王已委制於執事之人矣。子往矣。無使執事之人得罪於子。使者辭反。范蠡不報於王。擊鼓興師。以隨使者。至於姑蘇之宮。不傷越民。遂滅吳。

ろを知るものならんや」と。王孫雒曰く、「子范子よ。將に天を助けて虐を爲さんとす。天を助けて虐を爲すは不祥なり。雒請ふ、(七)辭を王に反さん」と。范蠡曰く、「君王已に制を(八)執事の人に委ねたり。(九)子往け。(一〇)執事の人をして、罪を子に得しむるなかれ」と。使者辭して反る。范蠡、王に報ぜずして、鼓を撃ち師を興し、以て使者に隨ひて姑蘇の宮に至り、越の民を傷はずして、遂に吳を滅せり。

(一) 義は天が越を吳に委ねし義也 (二) 子范子の上の子は敬語 (三) 子は子爵なり。その意は、越はもと蠻夷の小國にて、周室の爵列に於て、子爵となる能はざりし卑きものなりと也 (四) 陂は岸也。濱は近也。黿は、すつぽんの大なるもの。鼉は、わにの如きもの。鼃黽は、ともに蝦蟆也。陼は水邊也。陼を同じうせりとは、同じく水邊にすめりと也 (五) 靦は面目也。靦然云々とは、その面目は人面をなせりといへども、かゝる蠻夷の國にあるもの故、この心は禽獸の如しと也 (六) 諓々とは巧辯の言也。即ち、貴下のかゝる巧辯の言を知りわくるものならんやと也 (七) 辭を以て越王に告げんと也 (八) 執事の人は范蠡みづからをいへり (九) 王孫雒よ、こゝを去れよと也 (一〇) われをして、子のために越王より罪を得しむるなかれと也。一說、去らずれば將に執へとすとの意

之。一朝而棄レ之。其可乎。王姑勿レ許。其事將レ易レ冀已。王曰。吾欲レ勿レ許。而難レ對二其使者一。子其對レ之。

(一)わが越の君臣をして早く起きて朝し、晏く朝を退くが如く、勵精刻苦せしめしものはたれぞと也　(二)越王のなさんとする呉を滅してしまふ事業は、將にその望を達し得ること易からんとするのみと也

范蠡乃左提レ鼓。右援レ枹。以應二使者一曰。昔者上天降二禍於越。委二制於呉一。而呉不レ受。今將下反二此義一。以報中此禍上。吾王敢無レ聽二天之命。而聽二君王之命一乎。王孫雒曰。子范子。先人有レ言。曰。無レ助レ天爲レ虐。助レ天爲レ虐

范蠡乃ち左に鼓を提げ右に枹を援いて、以て使者に應へて曰く、「むかし上天は禍を越に降し、制を呉に委ねたり。而るに呉は受けざりき。今將にこの義を(一)反して、以てこの禍を報いんとす。わが王敢て天の命を聽くなくして、君王の命を聽かんや」と。王孫雒曰く、「(二)子范子よ。先人の言へるあり。曰く、『天を助けて虐を爲すなかれ』と。天を助けて虐を爲すものは不祥なり。今わが稻蟹種を遺さず。子は將に天を助けて虐を爲さんとす。その不祥を忌まざるか」と。范蠡曰く、「王孫子よ。むかしわが先君は、固より周室の(三)子と成さざりしものなり。故に東海の陂に濱して、黿鼉魚鼈と與に處て、鼃黽と與に睹を同じうせり。余は(五)靦然として(四)人面なりと雖も、われはなほ禽獸のごとし。また(六)安んぞこの諓諓た

臣聞レ之。聖人之功。時爲二之庸一。得レ時弗レ成。天有レ還レ形。天節不レ遠。五年復反。小凶則近。大凶則遠。先人有レ言。曰。伐レ柯者其則不レ遠。今君王不レ斷。其忘二會稽之事一乎。王曰。諾。不レ許。

使者往而復來。辭愈卑。禮愈尊。王又欲レ許レ之。范蠡諫曰。孰使二我蚤朝而晏罷一者。非レ呉邪。與レ我爭二三江五湖之利一者。非レ呉邪。夫十年謀レ

(一)魯の哀公の二十年冬十一月に、越は呉を圍み、二十二年冬十一月呉を滅せり　(二)賓良は親近の士。重臣は大臣　(三)庸は用也。即ち、聖人は天時によりて以て功用をなすと也　(四)形を還すとは、その兆を變じて、呉に天禍を與ふるにいたらんと也　(五)節は期也。天節とは、天道循環の期也　(六)天道にそむける危敗の小凶事は、近く五年はどにして至り、死滅の如き大凶事は、遠く十年または二十年にして至ると也　(七)先人は古への詩人也　(八)詩經豳風伐柯篇の語。柯は斧の柄なり。即ち斧の柄を作らんとして、木を斧にてきるものは、その長大の標準は、これを遠くに求むるに及ばず。おのがもてる斧の柄を標準としてなすべきなりとにて、呉がむかし越を滅さざりし故に、今この敗あり。故に近く手許にあるこの呉を鑑として事をなすべしと也

使者往きてまた來る。辭いよ〳〵卑く禮いよ〳〵尊し。王またこれを許さんと欲す。范蠡諫めて曰く、「(一)孰かわれをして、蚤に朝して晏く罷めしめしものぞ。呉にあらずや。われと三江五湖の利を爭ひしものは、呉にあらずや。それ十年これを謀り、一朝にしてこれを棄てば、それ可ならんや。王姑く許すなかれ。(二)その事將に冀み易からんとするのみ」と。王曰く、「われ許すなからんと欲すれども、しかもその使者に對へがたし。子それこれに對へよ」と。

順二天道一。周旋無レ究。今其來也。剛彊而力疾。王姑待レ之。王曰。諾。弗二與戰一。

居レ軍三年。吳師自潰。吳王帥三其賢良與二其重祿一。以上二姑蘇一。使三王孫雒行二成於越一。曰。昔者上天降二禍於吳一。得二罪於會稽一。今君王其圖二不穀一。不穀請復二會稽之和一。王弗レ忍。欲レ許レ之。范蠡進諫曰。

は、輕んずべき人なりと雖も、なほ得て取るべからずと也 (一二) 人の主となると比、人より攻めらるゝ立場にあるときはと也 (一三) この安徐重固の陰節の盡きざるときは、われは柔なりと雖も、敵はこれに迫るべからずと也 (一四) 陳は陣に同じ。陰にあるを牝となし、陽にあるを牡となす。卽ち、およそ陣取のしかたは、右陣を設けてこれを牝となし、左陣をその上に設けて牡となすと也 (一五) 疾は、はやき也。徐はおそき也。卽ち遲速の機會を誤るなくと也。周旋とは、轉々變化するをいふ

軍に居ること三年、吳の師自ら潰ゆ。吳王その賢良(一)とその重祿とを帥ゐて、(二)以て姑蘇に上り、王孫雒をして成を越に行はしめて曰く、「むかし上天禍を吳に降し、罪を會稽に得たり。今君王それ不穀を圖る。不穀請ふ、會稽の和を復せん」と。王忍びず。これを許さんと欲す。范蠡進みて諫めて曰く、「臣これを聞く、(三)『聖人の功は、時をもつてこれが庸を爲す』と。時を得て成さざれば、天は(四)形を還すあり。(五)天節は遠からず、五年にしてまた反る。(六)小凶は則ち近く、大凶は則ち遠し。(七)先人の言へるあり。曰く、(八)『柯を伐るものは、その則遠からず』と。今君王斷ぜず。それ會稽の事を忘れしか」と。王曰く、「諾」と。許さず。

不死其野。彼來從我。固守勿與。若將與之。必因天地之災。又觀其民之饑飽勞逸以參之。盡其陽節。盈吾陰節而奪之。宜爲人客。剛彊而力疾。陽節不盡。輕而不可取。宜爲人主。安徐而重固。陰節不盡。柔而不可迫。凡陳之道。設右以爲牝。益左以爲牡。蚤晏無失。必

參へよ。その陽節を盡さば、わが陰節(九)を盈してこれを奪へ。よろしく人の客と爲るべくば(一〇)、剛彊にして力めて疾くせよ。陽節盡きずば、輕くとも取るべからず。よろしく人の主となるべくば(一一)、安徐にして重固なれ(一二)。陰節盡きずば、柔なりとも迫るべからず。およそ陳の道は(一三)、右を設けて以て牝となし、左を益して以て牡と爲す。蚤晏(一四)失ふなく、必ず天道に順ひ、周旋究りなかるべし。今その來るや、剛彊にして力めて疾し。王姑くこれを待て」と。王曰く、「諾」と。與に戰はず。

(一) 陰は隱忍持久也。陽は輕疾猛剛也 (二) 敵近ければ則ち柔順を用ひて、これに示すに弱を以てしてこれを誘ひ、遠ければ、これに示すに威を用ひ、強剛にしてこれを恐れしむと也 (三) 陰敵とは甚だゆるやかに靜なるをいふ。陽敵とは、甚だ顯著なるをいふ。卽ち、敵に後れて甚だ靜にゆるやかにすることなく、敵に先だちて動くに甚だ顯著にするなしと也 (四) 人を用ふるには、一定の定りなく、往きて、その適するところに從ひて適材を用ふと也。或は常所也 (五) 敵の剛強を以て來りてわれを襲ぐは、その陽節の未だ盡きざるなり。故に未だ勝つべからずと也。陽節は陽の力にて剛也 (六) 故に、かゝる場合には、その要塞にて死力を致して戰ひて、死するが如きことをなすなかれと也 (七) 敵の來りてわれと戰はんとせば、固く守りて、これとともになりて戰ふなかれと也 (八) 與にせんとせばとは、敵とともに戰はんとせばと也。これを參へよとは、これを參酌して、然るのち戰ふやうにせよと也 (九) 陰節は、陰の力にて柔也 (一〇) まづ動いて客となる時に於て、敵の剛強にして陽節の盡きざるとき

究數而止。天道皇皇。日月以爲常。明者以爲法。微者則是行。陽至而陰。陰至而陽。日困而還。月盈而匡。

古之善用兵者。因天地之常。與之俱行。後則用陰。先則用陽。近則用柔。遠則用剛。後無陰蔽。先無陽察。用人無藝。往從其所。剛彊以禦。陽節不盡。

至りて陽、日困りて還り、月盈ちて匡く」と。

(一)善く兵を用ふるものとは、黃帝・湯王・武王の如きをいふ。常も紀も法也。贏縮云々とは、天道の進退と四時の變化を以て法となすと也 (二)天道の至るところに過ぐるなく、天道進退の數をきはめてやむと也 (三)皇々は著明なり。常は象也。明なるものとは日月の盛滿の時をいふ。微なるものとは、日月の虧損薄食をいふ。即ち、天道は著明なり。日月を以てその象となし、その日月の盛滿の時を以て進退の法となし、その微なるときに於て隱遁すと也 (四)至は極也。困は窮也。匡は虧也。即ち、陽氣極りて陰氣來り、陰氣極りて陽氣來る、これ陰陽の變化にて、日極りてかへり、月盈ちて匡く、これ日月の數の極也。兵を用ふるものは、よくこれに法りて坐作進退すと也

古の善く兵を用ふるものは、天地の常に因りて、これと俱に行ひ、後るれば則ち(一)陰を用ひ、先んずれば則ち陽を用ふ。(二)近ければ則ち柔を用ひ、遠ければ則ち剛を用ふ。後るゝに(三)陰蔽なく、先んずるに陽察なし。(四)人を用ふるに藝なく、往きてその所に從ふ。(五)剛彊にして以て禦ぐは、陽節の盡きざるなり。(六)その野に死せざれ。かれ來りてわれに從はば、(七)固く守りて與にするなかれ。もし將にこれと(八)與にせんとせば、必ず天地の災に因り、またその民の饑飽勞逸を觀て、以てこれを

一日五反。王弗レ忍。欲レ許レ之。范蠡進諫曰。謀二之廊廟一。失二之中原一。其可乎。王姑勿レ許也。臣聞レ之。得レ時無レ怠。時不二再來一。天予不レ取。反爲二之災一。贏縮轉化。後將レ悔レ之。天節固然。唯謀不レ遷。王曰。諾。弗レ許。

范蠡曰。臣聞。古之善用レ兵者。贏縮以爲レ常、四時以爲レ紀。無レ過二天極一。

一日に五反す。王忍びず、これを許さんと欲す。范蠡進みて諫めて曰く、「これを(一)廊廟に謀り、これを中原に失はば、それ可ならんや。王姑く許す勿れ。臣これを聞く、『時を得ば怠るなかれ。時は再び來らず。天の予ふるを取らざれば、反つてこれが災を爲す』と。(三)贏縮轉化、後るれば將にこれを悔いんとせん。(四)天節は固より然れども、たゞ謀は遷さざれ」と。王曰く、「諾」と。許さず。

(一) 一日の中に、五たび吳の使者が往復して和を請ひたりと也 (二) 廊廟は廟堂也。これを廊廟云々とは、吳を伐つことを廟堂にて謀り、苦心してこれを伐ちながら、中原にて、その効を失はば可ならんやと也 (三) 贏縮は進退也。轉化は變易也。卽ち、贏縮轉化は時に從ふやうにすべしと也 (四) 天のなす節度は、贏縮轉化してやまざれども、たゞ立てし謀はこれを變易するなかれと也

范蠡曰く、「臣聞く、『(一)古の善く兵を用ふるものは、贏縮以て常と爲し、四時以て紀と爲す。(二)天極に過ぐるなく、數を究めて止む。天道は(三)皇皇なり、日月以て常となし、明なるもの以て法となし、微なるもの則ちこれ行ふ。(四)陽至りて陰、陰

之殛。王姑待レ之。

至二於玄月一。王召二范蠡一而問レ焉曰。諺有レ之。曰。觥飯不レ及二壺飧一。今歲晚矣。子將二奈何一。范蠡對曰。微二君王之言一。臣固將レ謁レ之。臣聞。從レ時者猶三救レ火追二亡人一也。蹶而趨レ之。唯恐レ弗レ及。王曰。諾。遂興レ師伐レ吳。至二於五湖一。吳人聞レ之。出挑レ戰。

は、天のこれが食を奪ふをいふ。殛は誅也。天地の殛云々とは、こゝに於て始めて天地の誅罰を吳にいたすべしと也

玄月(一)に至り、王、范蠡を召してこれに問うて曰く、「諺にこれ有り。曰く、『觥飯(二)も壺飧に及ばず』と。今歲晚れたり。子將に奈何せんとする」と。范蠡對へて曰く、「君王の言(三)微くとも、臣固より將にこれを謁はんとせり。臣聞く、『時に從ふ(四)ものは、なほ火を救ひ亡人を追ふがごとし。蹶りて(五)これに趨るとも、たゞ及ばざらんことを恐る』と」と。王曰く、「諾」と。遂に師を興して吳を伐ち、五湖(六)に至る。吳人これを聞き、出でて戰を挑む。

(一) 玄月は九月也。魯の哀公の十六年九月也 (二) 觥は大也。觥飯は盛饌也、御馳走也。壺飧とは、壺に入れたる飯にて、行道者のもたらす粗飯也。その意は、飢ゑたるときは、御馳走も手間のかゝりては、粗飯の早く飢を充たすには及ばずとにて、今吳を伐たんとする心のはやり方は、飢者の食を求むるが如し。故に、充分にとゝのふを求めず、出來得べくば、はやく伐ちたしといふ意にたとへたるなり (三) 微は無也。謁は請也。謁はんとせりとは、范蠡より却て吳を伐つを請はんとせりと也 (四) 時に從ふ云々とは、時を得たるものは、なほ火を救ひ、にげゆく人を追ふが如しと也 (五) 蹶は走也。走りにはしりてもなほ及ばざらんことを恐るといふ意にて、時は得がたきものなり。故に苟もこれを得ば一刻の猶豫をなすべからずと也。越王に急ぎて吳を伐てとすゝめし也 (六) 五湖は太湖也

子應我以人事。何也。范蠡對曰。王姑勿怪。夫人事必將與天地相參。然後乃可以成功。今其離新民恐。其君臣上下。皆知其資財之不足以支長久也。彼將同其力致其死猶僭殆。

民恐るれば、その君臣上下、みなその資財の以て長久を支ふるに足らざるを知りて、かれ將にその力を同うし、その死を致さんとせん。なほ〳〵殆し。(四)

(一) 道といふもの、固より然るものかと也 (二) 相參してとは、天と地と人事とが三合して、乃ち以て大功を成すべしと也 (三) 離新にとは、宿舊の害の新におこりしをいふ。その死を致さんとは、吳王のために死を致してつくさんとせんと也 (四) 殆は危也。吳を伐つは、事に於てなほ危しと也

王其且馳騁弋獵無至禽荒。宮中之樂無至酒荒。肆與大夫觴飲。無忘國常。彼其上將薄其德。民將盡其力。又使之望而不得食。乃可以致天地

王それしばらく馳騁弋獵して、(一)禽荒に至ることなく、宮中の樂は、酒荒に至るなく、肆に大夫と觴飲して、國常を忘るゝことなかれ。かれその上は、將にその德を薄うせんとせん。民は將にその力を盡さんとせん。(二)またこれをして、望みて食を得ざらしめば、乃ち以て天地の殛を致すべし。王姑くこれを待て」と。(三)

(一) 馳騁とは馬にのりてかけまはること。弋はいぐるみにて鳥をとるをいふ。肆はほしいまゝ也。國常とは國家の常法也 (二) 民力の日に消耗するをいふ (三) 望みては、上を望みて怨みゐる也。食を得ざらしめばと

受二其刑一。王姑待レ之。王曰。諾。

又一年。王召二范蠡一而問レ焉。曰。吾與レ子謀レ吳。子曰。未レ可也。今其稻蟹不レ遺レ種。其可乎。范蠡對曰。天應至矣。人事未レ盡也。王姑待レ之。

萌は兆也、きざす也。天地云々とは、天地の吳に禍を下す兆あらはれずと也。形は現也、あらはる也 (四)征は征伐也。雖は俱也、ともに也。稍は漸也

(一)また一年、王、范蠡を召してこれに問うて曰く、「われと子と吳を謀りしに、子曰く、『未だ可ならざるなり』と。今その(二)稻蟹は種を遺さず。それ可ならんか」と。范蠡對へて曰く、「天應至れり。(三)人事未だ盡さざるなり。王姑くこれを待て」と。

(一)國に反りて七年にて、魯の哀公の十二年なり (二)稻蟹とは、稻を食ふ蟹。種を云々とは、その種子をだにのこさざらんとすと也 (三)饑困愁怨のことの、未だ盡極せざるをいふ

王怒曰。道固然乎。妄其欺二不穀一耶。吾與レ子言二人事一。子應レ我以二天時一。今天應至矣。

王怒りて曰く、「(一)道固より然るか。妄りにそれ不穀を欺くか。われ子と人事を言へば、子われに應ずるに天時を以てし、今天應至れば、子われに應ずるに人事を以てするは何ぞや」と。范蠡對へて曰く、「王姑く怪むなかれ。それ人事は、必ず將に天地と(二)相參して、然る後に乃ち以て功を成すべからんとす。今その(一)禍新に

忠臣解ㇾ骨。皆曲相御。莫二適相非一。上下相偸。其可乎。范蠡對曰。人事至矣。天應未也。王姑待ㇾ之。王曰。諾。又一年。王召二范蠡一而問ㇾ焉曰。吾與ㇾ子謀ㇾ呉。子曰。未ㇾ可也。今申胥驟諫二其王一。王怒而殺ㇾ之。其可乎。范蠡對曰。逆節萌生。天地未ㇾ形。而先爲二之征一。其事是以不ㇾ成。雖

(一) また一年とは、越王の國にかへりて五年なり。魯の哀公の十年にあたる (二) 優は俳優也。道をたすくるを輔といひ、道をたむるを弼といふ。聖は通也。聖人出でずとは、事物の道理に通ぜる聖人は、隱遁して出でずと也。忠臣骨を解しとは、忠良の臣、そのかくの如きを見て、みな骨體解弛して、また忠をおもはざるをいふ。解は懈也、おこたる也。曲げてとはその意を曲げて也。みな曲げて云々とは、その臣下は、みなその意を曲げてこれに從ひ侍りて、いづれにゆくとして、その忠正ならざるを相諫るものなく、以て上下のもの、かりそめにその身の安樂を貪らんとすと也

(一)また一年、王、范蠡を召してこれに問うて曰く、「われと子と呉を謀りしに、子曰く、『未だ可ならざるなり』と。今申胥(二)しばしばその王を諫む。王怒りてこれを殺せり。それ可ならんか」と。范蠡對へて曰く、「(三)逆節萌生すれども、天地未だ形れず。而るにまづこれが征を爲さば、その事これを以て成らずして、雖にその刑を受けん。王姑くこれを待て」と。王曰く、「諾」と。

(一) 國に反りて六年めにて、魯の哀公の十一年にあたる (二) 子胥しばしば王を諫めしかども、王聽かざりしかば、子胥呉の必ず亡びんことを思ひ、齊に使してその子を鮑子に託せり。王これを聞きて、これに屬鏤の劍を賜ひて死せしめし也。事は魯の哀公の十一年にあり (三) 逆節とは、亂逆の行にて、忠正を殺ししが故にしかいふ。

反受二其殃一。失レ德滅レ名。沂走死亡。有レ奪有レ予。有レ不レ予。王無二蚤圖一。夫呉君王之呉也。王若蚤圖レ之。其事又將レ未レ可レ知也。王曰。諾。

(四) 制を呉に委しとは、越國の制裁を天が呉にゆだねと也。邪は於也。甚しとは、苦むること甚しと也 (五) 考は成也。卽ち、上帝が禍を越に成さざれば、天の時の反りくるを守りて待てと也 (六) 索は求也。天時の未だ來らざるに强ひて事を成さんとすれば不祥にて、却つて成すを得ずと也 (七) 沂は流の古字。流走とは、逃げさまよひてと也。卽ち、天の時を得て、人成す能はざれば則ち反つて殃をうくと也 (八) 天は、人の行によりて、與へたるを奪ふあり、天惠を與ふるあり、また全く與へざるありと也 (九) 君王は越王をさす。卽ち、かの呉は、終には君王の有となるべき呉なりと也

又一年。王召二范蠡一而問レ焉曰。吾與レ子謀レ呉。子曰。未レ可也。今呉王淫二於樂一而忘二其百姓一。亂二民功一。逆二天時一。信レ讒喜レ優。憎レ輔遠レ弼。聖人不レ出。

(一)また一年、王、范蠡を召してこれに問ひて曰く、「われと子と呉を謀りしに、子曰く、『未だ可ならざるなり』と。今呉王は、樂に淫してその百姓を忘れ、民功を亂り、天時に逆ひ、讒を信じ優を喜び(二)、輔を憎み弼を遠け、聖人出でず、忠臣骨を解し、みな曲げて相御して、適くとして相非るなく、上下相偸す。それ可ならんか」と。范蠡對へて曰く、「人事は至れり。天應は未だし。王姑くこれを待て」と。王曰く、「諾」と。

四年。王召二范蠡一而問レ焉。曰。先人就レ世。不穀卽レ位。吾年既少。未レ有二恆常一。出則禽荒。入則酒荒。吾百姓之不レ圖。唯舟與レ車。上天降二禍於越一。委二制於吳一。吳人之那二不穀一。亦又甚焉。吾欲二與レ子謀一レ之。其可乎。范蠡對曰。未レ可也。蠡聞レ之。上帝不レ考。時反是守。彊索者不祥。得レ時不レ成。

(一)四年に、王、范蠡を召してこれに問うて曰く、「先人世に就き、不穀位に卽く。われ年既に少うして、未だ恆常(二)あらず。出でては則ち禽荒(三)し、入りては則ち酒荒し、われ百姓をこれ圖らずして、たゞ舟と車とのみせり。上天禍を越に降して、制(四)を吳に委し、吳人の不穀に那けるも、またまた甚し。われ子とこれを謀らんと欲す。それ可ならんか」と。范蠡對へて曰く、「未だ可ならざるなり。蠡これを聞く、『上帝考(五)さざれば、時の反るをこれ守れ。彊ひて索むるものは不祥なり。(六)時を得て成さずば、反つてその殃を受け、德を失ひ名を滅し、汻走(七)死亡す。奪ふあり、(八)予ふるあり、予へざるあり。王蚤く圖るなかれ。かの吳は君王(九)の吳なり。王もし蚤くこれを圖らば、その事また將に未だ知るべからざらんとするなり」と。王曰く、「諾」と。

(一) 四年とは、國に反りて四年にて、魯の哀公の九年なり。先人は允常也。世に就きとは、死せしをいふ (二) 恆常とは、人の常に守るべき正しき行也 (三) 荒とは迷ひ亂るゝ也。禽荒とは、狩獵にすさみ迷ひ亂るゝをいふ。酒荒とは、酒にすさみ亂るゝをいふ。舟と車とのみせりとは、舟と車とにのりて、狩獵と酒とにすさみ迷ひたりと也

志。蠡不如種也。四封之外。敵國之制。立斷之事。因陰陽之恆。順天地之常。柔而不屈。彊而不剛。德虐之行。因以爲常。死生因天地之刑。天因人。聖人因天。人自生之。天地形之。聖人因而成之。是故戰勝而不報。取地而不反。兵勝於外。福生於內。用力甚少而名聲章明。種亦不如蠡也。王曰。諾。令大夫種爲之。

ず、兵は外に勝ち、福は内に生じ、力を用ふること甚だ少くして、名聲の章明ならしむるは、種もまた蠡に如かざるなり」と。王曰く、「諾」と。大夫種をしてこれを爲めしめたり。(六)

(一) 時節三樂は、春夏秋の農民の樂んでその業に從事する大切なる三つの時節也。民功を亂さずとは、民は事に從ひて業あり、故にその業を亂さずと也。功は業也。睦は和也。蕃滋とは人口の繁殖するをいふ。蕃は息也。滋は益也 (二) 陰陽の恆とは、陰陽の常法にて、剛柔晦明の如きをいふ。常は常數也。柔にして云々とは、外柔順なりと雖も内はこれを屈することを得ずと也。彊にして云々とは、内は強盛なりと雖も行には剛を以てせずと也 (三) 德は恩德にて、慶柔及び爵賞するところあるをいふ。虐は斬伐及び刑罰するところあるをいふ。常は常法也。卽ち、德虐の行は天地の常法によりてこれを行ひと也。死は殺也。刑は法也。卽ち、民を生殺することは、必ず天地四時の法によりて行ひと也。天は云々とは、天は人の善惡により禍福を下し、聖人は天の象によりて、これに則りて事をなすと也 (四) 形は見也、あらはす也。卽ち、人はみづから善惡の行をあらはし、天地はこれによりて吉凶の象をあらはし、聖人は天意によりて誅賞を行ふと也 (五) 報いずとは、敵の報ゆる能はずと也。反さずとはまた敵にかへさずと也。外は國外也。内は國内也 (六) 爲は治也

亂梯。時將有反。事將有閒。必有以知天地之恆制。乃可以有天下之成利。事無閒。時無反。則撫民保教以須之。

王曰。不穀之國家蠡之國家也。蠡其圖之。范蠡對曰。四封之內。百姓之事。時節三樂。不亂民功。不逆天時。五穀睦熟。民乃蕃滋。君臣上下交得其

りきづ唱へずして、その天時人事自然に來るをまちて、然る後これを正し、天の時の宜しきところによりて物事を定め、男女の農蠶の仕事を同じくし、民の害を除きて以て天の殃を避くるやうにすべしと也 (六) 府は貨財をいれ、倉は米粟をいるゝくらをいふ。殷は盛也。曠は空也。その棄云々とは、日を空しうし業を廢し、これをして困乏せしめて、以て怨亂を生じて以て禍階をなさしむるなかれと也 (七) 時は天時也。反は還也。卽ち、天の時は、循環して維に禍の來る時あらんとし、また人事に閒隙の生じて、種々の變化あらんとするものなりと也 (八) 恆制とは、不變の法則也。恆は常也。制は度也 (九) 事閒なく云々とは、吳の人事に閒隙なく、天時の循にかへるなくばと也。保は守也

王曰く、「不穀の國家は蠡の國家なり。蠡それこれを圖れ」と。范蠡對へて曰く、「四封の內、百姓の事、時節三樂(一)、民功を亂さず、天時に逆はず、五穀睦熟し、民乃ち蕃滋し、君臣上下、こもごもその志を得るは、蠡は種に如かざるなり。四封の外、敵國の制、立斷の事(二)、陰陽の恆に因り、天地の常に順ひ、柔にして屈せず、彊にして剛ならず。德虐(三)の行は因つて以て常となし、死生は天地の刑に因り、天は人に因り、聖人は天に因る。人みづからこれを生じ、天地これを形し、聖人因つてこれを成す。この故に、戰(四)勝ちて報いず(五)、地を取りて反さ

能包萬物以爲一。其事不失。生萬物。容畜禽獸。然後受其名而兼其利。美惡皆成以養生。時不至不可彊生。事不究不可彊成。自若以處。以度天下。待其來者而正之。因時之所宜而定之。同男女之功。除民之害。以避天殃。田野開闢。府倉實。民衆殷。無曠其衆以爲

の利を兼ね、美惡みな成して以て生を養ふものなり。(二)時至らずば彊ひて生ずべからず。(三)事究らずば彊ひて成すべからず。(四)自若として以て處て、以て天下を度る。(五)その來るものを待つてこれを正し、時の宜しきところに因りてこれを定め、男女の功を同うし、民の害を除きて以て天の殃を避く。田野開闢し、(六)府倉實たし、民衆殷ならせ、その衆を曠しうさせて、以て亂梯を爲すことなかれ。(七)時は將に反るあらんとし、事は將に閒あらんとす。必ず以て(八)天地の恒制を知るありて、乃ち以て天下の成利を有つべし。(九)事閒なく時反るなくば、則ち民を撫で數を保りて以てこれる須たんのみ」と。

(一) たゞ地は能く萬物を包含して一となし、しかも萬物をして生育せしむることは、その時を失はずと也。その事失はずとは、そのなすべき仕事を誤らずしてなすと也。その名を受けて云々とは、地は萬物を生育するといふ名を身に受けて、しかも萬物は地の有なるが故に、その萬物よりの利を兼ね得と也。美惡云々とは、美惡の萬物をおのおのみな均しく生育して、以て人を養ふと也 (二) 地上の萬物の生ずるには、おの〳〵時あり。時ならずして強ひて生ぜしむるを得ずと也 (三) その如く人事極まらざれば、強ひ事をなさんとしてもなすべからずと也 (四) 故に王には自若として落ちつきてゐて、妄動せずして天下の形勢をはかり見るやうにすべしと也 (五) 而して、おのれよ

大夫種來而復往曰。請委二管籥一。屬二國家一。以レ身隨レ之。君王制レ之。吳人許諾。王曰。蠡爲レ我守二於國一。范蠡對曰。四封之內。百姓之事。蠡不レ如種也。四封之外。敵國之制。立斷之事。種亦不レ如レ蠡也。王曰。諾。令三大夫種守二於國一。與二范蠡一入宦二於吳一。三年。而吳人遣レ之歸。

爲に國を守れ」と。范蠡對へて曰く、「四封の內、百姓の事は、蠡は種に如かざるなり。四封の外、敵國の制(三)、立斷の事は、種もまた蠡に如かざるなり」と。王曰く、「諾」と。大夫種をして國を守らしめ、范蠡と入りて吳に宦せり(四)。三年にして吳人これ(五)を遣り歸せり。

(一) 隨ふにとは、隨ひて貢獻するにと也 (二) 來りてまた往きてとは越にかへり來りて越王とはかり、更に吳に往きて曰くと也。管籥はかぎにて、越の府庫のかぎ也。委は歸也。吳王にさしあぐる也。屬は付也。國家を大王の治下に附屬せしめと也 (三) 制はいろ〳〵のとりきめ也。立斷は臨機の處置也 (四) 宦せりとは、臣隸となるをいふ (五) これをとは、越王と范蠡と也

反至二於國一。王問二於范蠡一曰。節レ事奈何。范蠡對曰。節レ事者與レ地。唯地

反りて國に至り、王、范蠡に問ひて曰く、「事を節するには奈何にすべき」と。范蠡對へて曰く、「事を節するものは地に與す。たゞ地は能く萬物を包みて以て一と(一)なし、その事失はず。萬物を生じ、禽獸を容畜して、然る後にその名を受けてそ

以至於此。爲之柰何。范蠡對曰。君王其忘之乎。持盈者與天。定傾者與人。節事者與地。王曰。與人柰何。范蠡對曰。卑辭尊禮。玩好女樂。尊之以名。如此不已。又身與之市。王曰。諾。

といひしを。」王曰く、「人に與するには柰何にすべき」と。范蠡對へて曰く「辭を卑うし禮を尊うし、(二)玩好女樂し、これを尊ぶに名を以てせよ。かくの如くにして已まずんば、また身(三)これに市せよ」と。王曰く、「諾」と。

(一)五湖は太湖也　(二)玩好は珍寶也。これを尊ぶに名を以てすとは、尊ぶに大なる尊號を以てせよと也。即ち、呉王に對し、辭を卑うし禮儀を尊くして、珍寶女樂をおくり、天王といふ如き大なる尊號をおくりて、呉王をよろこばしめよと也　(三)市は利也。即ち、かくの如くにして、呉王がもし許さずんば、越王みづから呉に往きて、王に事ふること、恰も商人の物を賣りて以て利するが如くせよ。これ傾危を定むる計なりと也

乃令大夫種行成於呉。曰。請士女女於士。大夫女女於大夫。隨之以國家之重器。呉人不許。

乃ち大夫種をして、成を呉に行はしめて曰く、「請ふ、士の女は士に女せ、大夫の女は大夫に女せ、これに(二)隨ふに國家の重器を以てせん」と。呉人許さず。大夫種來りて、また往きて曰く、「請ふ、管籥を委し、國家を屬し、身を以てこれに隨はん。君王これを制せよ」と。呉人許諾す。王曰く、「蠡よ、わが

弗ㇾ聽。范蠡進諫曰。夫勇者逆德也。兵者凶器也。爭者事之末也。陰謀逆德。好ㇾ用二凶器一。始二於人一者人之所ㇾ卒也。淫佚之事上帝之禁也。先行ㇾ此者不ㇾ利。王曰。無二是貳言一也。吾已斷ㇾ之矣。果興ㇾ師而伐ㇾ吳。戰二於五湖一。不ㇾ勝。棲二於會稽一。王召二范蠡一而問ㇾ焉曰。吾不ㇾ用二子之言一。

いふ（八）時を守るとは、天の時にしたがひて行動するをいふ（九）作は起也。人客とは、他人の客となるといふにて、人を攻むる寇。即ち、天時利害災變の應の敵國に起らざるときは、これを攻むるなかれと也（一〇）人事は、殺髒逆亂の萠なり。先づ動くを始といふ。即ち、敵國に殺髒逆亂の萠の起らざるときは、おのれ先づ動きて、これを攻むることをなすなかれと也（一一）盈ちずして云々とは、越國の未だ富貴ならずして驕盈の溢るゝをいふ。盈ならずして云々とは、道化未だ盛ならずして、自ら驕泰するをいふ。勞せずして云々とは、未だ勤勞あらずして、自らその功を大にする也。天時作らずして云々とは、吳未だ天災あらずして、これを伐たんと欲するをいふ（一二）妨は害也。躬身は身體也。隳は損也（一三）逆德とは、德にさからふをいふ。德は謙讓をたつとび、勇は攻奪す。故に逆德なりと也（一四）人を害するが故也（一五）賢者はその政德を修めて、遠方これに附歸す。德行はれずして、然して後に武を用ふ。故に爭は政治の末なりと也（一六）陰謀は兵謀也。逆德は勇也（一七）始め以て人を伐ては、人卻にこれを害ふと也（一八）われには陰謀と淫佚との二言の行なしと也（一九）これを斷ずとは、吳を伐つことに決定せりと也

果して師を興して吳を伐つ。五湖に戰ふ。勝たず。會稽に棲めり。王、范蠡を召してこれに問うて曰く、「われ子の言を用ひずして、以てこゝに至れり。これを爲すに奈何にせん」と。范蠡對へて曰く、「君王それこれを忘れたるか。『盈つるを持するものは天に與し、傾くを定むるものは人に與し、事を節するものは地に與す』

道盈而不レ溢。盛而不レ驕。勞而不レ矜ニ其功一。夫聖人隨レ時以行。是謂レ守レ時。天時不レ作。弗レ爲ニ人客一。人事不レ起。弗レ爲ニ之始一。今君王未レ盈而溢。未レ盛而驕。不レ勞而矜ニ其功一。天時不レ作而先爲ニ人客一。人事不レ起而創爲ニ之始一。此逆ニ於天一而不レ和ニ於人一。王若行レ之。將下妨ニ於國家一靡中王躬身上。王

してまづ人客となり、人事起らずして、創めてこれが始を爲さんとす。これ天に逆ひて人に和せず。王もしこれを行はば、將に國家に妨(一二)して王が躬身を靡せんとせん」と。王聽かず。范蠡進みて諫めて曰く、「それ勇は逆德なり。(一三)兵は凶(一四)器なり。(一五)爭は事の末なり。(一六)陰謀逆德あれば、凶器を用ふるを好む。(一七)人に始むるものは人に卒へらる。淫佚の事は上帝の禁なり。まづこれを行ふものは利あらず」と。王曰く、「この貳言(一八)なし。われ已にこれを斷ず(一九)」と。

㊀ 國家の事とは、國家の政治也。盈つるを持るとは、國力の充實せるありさまにて維持する也。持は守也。傾くを定むとは、危險なる狀態にあるを安んじ定むる也。傾は危也。定は安也。事を節すとは、事物をほどよく制して正しき狀態になすをいふ ㊁ 天に與しとは、天に法る也。天道は盈ちて溢れず、盛にして驕らざればなり。人に與しとは、人の心を取るなり。人道は謙を好む。所謂辭を卑うし禮を尊ぶが如きをいふ。地に與すとは、地に法る也。時至らざれば強ひて生ずべからず、事究らざれば強ひてなすべからざるの類をいふ ㊂ 王が問ふ故にわれいふなりと也 ㊃ 盈ちて溢れずとは、陽盈つればこれを損し、月滿つればこれをかくが如きをいふ ㊄ 盛にして云々とは、天の元氣の廣大なるときも、みづからはしいまゝにせずと也 ㊅ 勞してとは、動きてやまざるをいふ。矜とせずとは、自らその功を大とせず、施して德とせざる也 ㊆ 天の時行けば則ち行き、時止まれば則ち止るを

越王句踐即位。三年而欲伐吳。范蠡進諫曰。夫國家之事。有持盈。有定傾。有節事。王曰。爲三者奈何。范蠡對曰。持盈者與天。定傾者與人。節事者與地。王不問。蠡不敢言。天

卷第二十一

越語下

越王句踐位に卽き、三年にして吳を伐たんと欲す。范蠡進んで諫めて曰く、「それ(一)國家の事は、盈つるを持するあり、傾くを定むるあり、事を節するあり」と。王曰く、「三者を爲すには奈何にせん」と。范蠡對へて曰く、「盈つるを持するものは(二)天に與し、傾くを定むるものは人に與し、事を節するものは地に與す。(三)王問はざれば蠡敢て言はず。天道は(四)盈ちて溢れず。(五)盛にして驕らず。(六)勞してその功を矜とせず。それ聖人は、(七)時に隨ひて以て行ふ。これを(八)『時を守る』と謂ふ。(九)天時作らず、人客たらざれ。(一〇)人事起らずば、これが始たらざれ。(一一)今君王未だ盈ちずして溢れ、未だ盛ならずして驕り、勞せずしてその功を矜とし、天時作らず

子女一賂二君之辱一。句踐對曰。昔天以レ越予レ吳而吳不レ受。今天以レ吳予レ越。越可下以無レ聽二天之命一。而聽中君之令上乎。吾請達二王甬句東一。吾與レ君爲二二君一乎。夫差對曰。寡人禮先壹飯矣。君若不レ忘二周室一而爲二敝邑宸宇一。亦寡人之願也。君若曰丁吾將丙殘二女社稷一。滅乙女宗廟甲。寡人請死。余何面目以視二於天下一乎。越君其次也。遂滅レ吳。

て吳に予へて吳受けず。今天は吳を以て越に予ふ。越は以て天の命を聽くなくして、君の令を聽くべけんや。われ請ふ、王を甬句の東に達し(一)、われ君と二君とならんか」と。夫差對へて曰く、「寡人禮に先ちて壹飯せり(二)。君もし周室を忘れずして、敝邑の宸宇をなさば(三)、また寡人の願なり。君もし、われ將に女の社稷を殘ひ、女の宗廟を滅さんとすと曰はば、寡人請ふ死なん。余何の面目ありて、以て天下に視んや。越君それ次せよ(四)」と。遂に吳を滅せり。

(一) 達は致也、おくりとゞけて君とする也。二君云々とは、これを待つに二君の如くせんと也 (二) われは一飯を先にするを得たる故に、禮に於て、子よりも長者なりと也。即ち、少長の禮を以て免れんと求めし也 (三) 宸は屋也。宸宇とは屋根やのきにて、ともに家を覆ふものなる故に、保護の意とす。即ち、君がもし周室を忘れずして、盟主となりて周室を保護せんとするわが吳國を保護して、わが罪をゆるされんことは、わが願なりと也 (四) 次せよとは、わが吳地に宿舍して休息せよ。而して決せよと也

誓レ之曰。寡人聞古之賢君。不レ患ニ其衆之不ヒ足也。而患ニ其志行之少ヒ恥也。今夫差衣ニ水犀之甲一者。億有ニ三千一。不レ患ニ其志行之少ヒ恥也。而患ニ其衆之不ヒ足也。今寡人將ニ助レ天滅ヒ之。吾不レ欲ニ匹夫之勇一也。欲ニ其旅進旅退一也。進則思レ賞。退則思レ刑。如レ此則有ニ常賞一。進不レ用レ命。退則無レ恥。如レ此則有ニ常刑一。果行。國人皆勸。父勉ニ其子一。兄勉ニ其弟一。婦勉ニ其夫一。曰。孰是君也而可レ無レ死乎。是故敗ニ吳於囿一。又敗ニ之於沒一。又郊敗レ之。

を勉まし、婦はその夫を勉まして曰く、「孰かこの君にして死するなかるべけんや」(一二)と。この故に、吳を囿(一三)に敗り、又これを沒に敗り、又郊にしてこれを敗れり。

(一) 節ありとは、節度ありて國の治りとゝのひて亂れざるをいふ (二) 安んぞ云々とは、いづくんぞ恥を知るの價値あるものならんやといひて謙遜せるなり (三) 庸は用也 (四) 志行云々とは、進んで功を念はず、難に臨んで苟も免れんことを欲するをいふ (五) 水犀の甲とは、水犀にてつくりし甲也。億は、おもひはかる也 (六) 天を助けて云々とは、天の與せざるところなるが故にいふ (七) 匹夫は輕僞にして讓らず、功をむかへ利を求め、軍規を亂すが故なり (八) 旅は倶也、ともに也 (九) 常賞ありとは、絶えず賞を得るを得と也 (一〇) 命を用ひずとは、列を離れてひりと進むをいふ (一一) 果は竟也、つひに也 (一二) 孰は誰也 (一三) 囿は、笠澤といふ國也。沒は地名。郊は吳都の郊也。囿に敗りしは魯の哀公の十七年。沒に敗りしは同十九年。郊に敗りしは同二十年也

夫差行レ成曰。寡人之師徒。不レ足ニ以辱ヒ君。矣。請以ニ金玉

夫差成を行ひて曰く、「寡人の師徒は、以て君を辱うするに足らず。請ふ、金玉子女を以て君の辱きに賂らん」と。句踐對へて曰く、「むかし天は越を以

侯之國。今越國亦節矣。請報レ之。句踐辭曰。昔者之戰也。非二三子之罪一也。寡人之罪也。如二寡人一者。安與レ知レ恥。請姑無レ庸レ戰。父兄又請曰。越四封之內。親二吾君一也。猶二父母一也。子而思レ報二父母之仇一。臣而思レ報二君之讎一。其有二敢不レ盡レ力者一乎。請復戰。句踐既許レ之。乃致二其衆一而

子の罪にあらざるなり。寡人の罪なり。寡人の如きものは、(三)安んぞ恥を知るに與らん。請ふ、姑く戰を庸ふる(二)なかれ」と。父兄また請ひて曰く、「越は四封の內、わが君を親むことなほ父母のごときなり。子として父母の仇を報いんと思ひ、臣として君の讎を報いんと思ふ、それ敢て力を盡さざるものあらんや。請ふ、また戰はん」と。句踐既にこれを許す。乃ちその衆を致してこれに誓ひて曰く、「寡人聞く、『古の賢君は、その衆の足らざるを患へずして、その(四)志行の恥少きを患ふ』と。今夫差は、(五)水犀の甲を衣るもの、億ふに三千あらん。その志行の恥少きを患へずして、その衆の足らざるを患ふるなり。今寡人將に(六)天を助けてこれを滅さんとす。われは(七)匹夫の勇を欲せざるなり。その(八)旅に進み旅に退くを欲するなり。進めば則ち賞を思ひ、退けば則ち刑を思ふべし。かくの如くなれば則ち(九)常賞あり。進んで(一〇)命を用ひず、退いて則ち恥なし。かくの如くなれば則ち常刑あり」と。(一一)果に行く。國人みな勸む。父はその子を勉まし、兄はその弟

生二女子一。二壺酒一豚。生二三人一。公與二之母一。生二二人一。公與二之餼一。當室者死。三年釋二其政一。支子死。三月釋二其政一。必哭泣葬二埋之一。如二其子一。令三孤子寡婦疾疹貧病者納二宦其子一。其達士潔二其居一。美二其服一。飽二其食一。而摩二厲之於義一。四方之士來者。必廟二禮之一。句踐載二稻與一レ脂於舟一以行。國之孺子之游者。無レ不レ餔也。無レ不レ歠也。必問二其名一。非二其身之所一レ種則不レ食。非二其夫人之所一レ織則不レ衣。十年不レ收二於國一。民居有二三年之食一。

十年國に收めずして、(一〇)民居三年の食あり。

(一) 句無・禦兒・鄞・姑蔑は、共に地名、浙江省にあり (二) 東西を廣といひ、南北を運といふ。致しては、招きて也 (三) 蕃くせんとすとは、蕃殖せしめんとすと也 (四) 免は分娩也、子を生む也。醫は乳醫也。守らしむとは、保育せしむる也 (五) 母は乳母也。三人を生むもの稀なれば也。餼は食也 (六) 當室のものとは適子也。その政を釋しとは、その賦役をゆるしと也。支子は庶子也。疾疹は疾病也。疹は病也。納宦とは、官に納れて仕へしむる也 (七) 達士とは、秀逸の士也。その服を美にしとは、美服を賜はる也。義に摩厲しとは、義にすゝむやうに、みがきはげます也。廟禮せりとは、これを廟に禮して先君に告ぐる也 (八) 脂は脂肉にて、あぶらある肉也。國の孺子とは、越國の子供也。餔は食をくらはす也。歠は汁をすゝらす也。その名を問ふとは、その名を問ひて愛したりと也 (九) その身の種うる云々とは、みづから耕作するところにあらざれば食はずと也 (一〇) 國に收めずしてとは、租税を收めずしてと也。民居云々とは、人民の家に三年の食物の貯あるやうに豐になれりと也

國之父兄請曰。昔者夫差恥二吾君於諸

國の父兄請ひて曰く、「むかし夫差わが君を諸侯の國に恥ぢしめたり。今越國また(一一)節あり、請ふ、これに報いん」と。句踐辭して曰く、「むかしの戰や、(一二)

百里。乃致其父兄昆弟而誓之曰。寡人聞古之賢君。四方之民歸之。若水之歸下也。今寡人不能。將帥二三子夫婦以蕃。命壯者無取老婦。令老者無取壯妻。女子十七不嫁。其父母有罪。丈夫二十不取。其父母有罪。將免者以告。公令醫守之。生丈夫二壺酒一犬。

ず。將に二三子の夫婦を帥ゐて以て蕃(三)くせんとす」と。壯者に命じて老婦を取るなく、老者をして壯妻を取るなからしめ、女子十七にして嫁がざれば、その父母罪あり。丈夫二十にして取らざれば、その父母罪あり。將に免(四)せんとするものは以て告げしめ、公、醫をしてこれを守らしむ。丈夫を生めば二壺酒一犬、女子を生めば二壺酒一豚(五)、三人を生めば、公これに母を與へ、二人を生めば、公これに餼を與ふ。當室(六)のもの死すれば、三年その政を釋し、支子死すれば、三月その政を釋して、必ず哭泣してこれを葬埋することその子の如くし、孤子・寡婦・疾疹・貧病のものをして、その子を納宦せしむ。(七)その達士はその居を潔くし、その服を美にし、その食を飽かせ、これを義に摩厲し、四方の士來るものは、必ずこれを廟禮せり。句踐、稻と脂(八)とを舟に載せて以て行き、國の孺子の游べるものには、餔はしめざるなく、歠らしめざるなく、必ずその名を問ふ。その身の種(九)うるところにあらざれば則ち食はず。その夫人の織るところにあらざれば則ち衣ず。

人一。曰。寡人不レ知二其力之不一レ足也。而又與二大國一執レ讎。以暴二露百姓之骨於中原一。此則寡人之罪也。寡人請更。於レ是葬二死者一。問二傷者一。養二生者一。弔レ有レ憂。賀レ有レ喜。送二往者一。迎二來者一。去二民之所一レ惡。補二民之不一レ足。然後卑二事夫差一。宦二士三百人於呉一。其身親爲二夫差前馬一。

を執びて、以て百姓の骨を中原に暴露す。これ則ち寡人の罪なり。寡人請ふ更めん」と。こゝに於て、死者を葬り、傷者を問ひ、生者を養ひ、憂あるを弔し、喜あるを賀し、往者を送り、來者を迎へ、民の惡むところを去り、民の足らざるを補ひ、然して後に、夫差に卑事して、士三百人を呉に宦せしめ、その身親ら夫差の前馬と爲れり。

（一）卑事とは、身を卑うして事へと也。夫差に卑事云々とは、三百人をひきゐて以て入りて呉に事へ、宦豎の如くするをいふ。前馬とは、前驅して馬前にある也

句踐之地。南至二于句無一。北至二於禦兒一。東至二于鄞一。西至二于姑篾一。廣運

句踐の地、南は句無に至り、北は禦兒に至り、東は鄞に至り、西は姑篾に至る。（一）廣運百里、乃ちその父兄昆弟を致して、これに誓ひて曰く、「寡人聞く、『古の賢君は、四方の民のこれに歸する、水の下きに歸するが若し』と。今寡人能は

黨之國。我攻而勝レ之。吾不レ能レ居ニ其地一。不レ能レ乘ニ其車一。夫越國吾攻而勝レ之。吾能居ニ其地一。吾能乘ニ其舟一。此利也。不レ可レ失也已。君必滅レ之。失ニ此利一也。雖レ悔レ之亦無レ及已。

㊀三江は、松江・錢塘江・浦陽江也。即ち、三江のこれをめぐらせば、民の移るとも、呉にあらざれば越にて、他に出づるを得ずと也 ㊁兩立し得べからざるをいふ ㊂越を滅すの計はこれ變改すべからずと也 ㊃員は子胥の名。水人とは、舟に乘りて住むもの。陸人云々とは、その處によりて、その風俗の異なるをいふ ㊄黨は所也。上所の國とは、中國也。われその地に居る能はずとは、風俗の異なるが爲也

越人飾ニ美女八人一。納ニ之大宰嚭一。曰。子苟赦ニ越國之罪一。又有下美ニ於此一者上。將レ進レ之。大宰嚭諫曰。嚭聞古之伐レ國者。服レ之而已。今已服矣。又何求焉。夫差與レ之成而去レ之。

越人は美女八人を飾り、これを大宰嚭(一)に納れて曰く、「子苟も越國の罪を赦さば、またこれより美なるものあり、將にこれを進めんとす」と。大宰嚭諫めて曰く、「嚭聞く、『古の國を伐つものは、これを服するのみ』と。今已に服す、また何をか求めん」と。夫差これと成ぎて(二)これを去れり。

㊀大宰嚭は、呉の正卿 ㊁これを去れりとは、越國より去りてかへれるをいふ

句踐說ニ於國

句踐、國人に說きて曰く、「寡人その力の足らざるを知らずして、また大國と讎ひ、

江。有二帶甲五千人一。將二以致一レ死。乃必有レ偶。是以二帶甲萬人一。以事レ君也。無三乃卽傷二君王之所一レ愛乎。與三其殺二是人一也。寧其得二此國一也。其孰利乎。

赦さば、この死すべき一萬の兵を以て君に事ふることとなるなりと也　㈥すなはちもしわが越を赦さずんば、君の愛する兵士を傷くることになるなりと也　㈦寧は安也。卽ち、戰ひてこの萬人を殺すと安んじて越國を得ると、二者いづれか利なると也

夫差將レ欲二聽與レ之成一。子胥諫曰。不可。夫吳之與レ越也。仇讎敵戰之國也。三江環レ之。民無レ所レ移。有レ吳則無レ越。有レ越則無レ吳。將レ不レ可レ改二於是一矣。員聞レ之。陸人居レ陸。水人居レ水。夫上

夫差、將に聽いてこれと成がんと欲せんとす。子胥諫めて曰く、「不可なり。それ吳と越とは、仇讎敵戰の國なり。三江これを環らして、民移るところなし。吳あらば則ち越なし。越あらば則ち吳なし。はたこゝに改むべからず。員これを聞く、『陸人は陸に居り、水人は水に居る』と。それ上黨の國は、われ攻めてこれに勝つとも、われその地に居る能はず。その車に乘る能はず。それ越國は、われ攻めてこれに勝てば、われよくその地に居り、われ能くその舟に乘らる。この利や夫ふべからざるなり。君必ずこれを滅せ。この利を失はば、これを悔ゆと雖もまた及ぶなきのみ」と。

敢徹二聲聞於天王一。私中於下執事上曰。寡君之師徒。不レ足二以辱一レ君矣。願以二金玉子女一賂二君之辱一。請句踐女女二於王一。大夫女女二於大夫一。士女女二於士一。越國之寶器畢從。寡君帥二越國之衆一。以從二君之師徒一。唯君左二右之一。若以二越國之罪一爲レ不レ可レ赦也。將下焚二宗廟一。係二妻孥一。沈中金玉於

らず。願はくは金玉子女を以て、君の辱きに賂らん。請ふ、句踐の女は王に(二)女せ、大夫の女は大夫に女せ、士の女は士に女せ、越國の寶器は畢く從へしめ、寡君は越國の衆を師ゐて、以て君の師徒に從はん。たゞ君これを左右せよ。もし越國の罪を以て赦すべからずと爲さば、將に宗廟を焚き、(三)妻孥を係ぎ、金玉を江に沈めんとす。帶甲五千人ありて、將に以て死を致さんとす。乃ち必ず偶(四)あらん。これ帶甲萬人を以て、以て君に事ふるなり。(六)すなはち君王の愛するところを傷(五)くるなからんや。(七)そのこの人を殺さんと、寧んじてそれこの國を得んと、それいづれか利なる』と。」

(一) 乏無にしてとは、使するに足る人少くして殆どなきゆえにと也。聲聞は聲也。徹は通也。聲聞を云々とは、敢て天王即ち吳王に對して聲を通じて申上ぐるは恐多き故に、內々下執事に申上げしめて曰くと也。君を辱うするに足らずとは、わが越の師徒は、その實力弱くして、君を屈辱して親ら來り討たしむるだけの價値なく、終に敗北せりと也 (二) 女すとは、女を進むるをいふ (三) 妻孥を係ぎとは、死生命を同じうして、吳の捕虜とならしめざるをいふ。係は繫也 (四) 偶は對也。即ち、わが越國の致死の兵が、貴國の兵と戰ふことになれば、貴國もまた五千の兵を以てこれに對せざるを得ず。さすれば、雙方にて一萬の兵を失ふことになるなりと也 (五) 然るに、今越を

旱則資ㇾ舟。水則資ㇾ車。以待ㇾ乏也。夫雖ㇾ無二四方之憂一。然謀臣與二爪牙之士一。不ㇾ可ㇾ不二養而擇一也。譬如二蓑笠時雨既至必求一ㇾ之。今君王既棲二於會稽之上一。然後乃求二謀臣一。無二乃後一乎。句踐曰。苟得ㇾ聞二子大夫之言一。何後之有。執二其手一而與ㇾ之謀。遂使三之行二成於吳一。

得ば、何の後るゝことかこれあらん」と。その手を執りてこれと謀り、遂にこれをして成(六)を吳に行はしめたり。

(一) 越國の話といふ意。越は夏の禹王の子孫にて、少康の庶子なり。會稽に封ぜられ、禹の祀を奉じ、髮を斷ち草萊を披いて邑せしなり。越は今の浙江省に國せしもの (二) 會稽は山の名。棲は山に處るをいふ。卽ち、吳が越を夫椒に敗り、越に入りしかば、越子、會稽に保せしなり。事は魯の哀公の元年にあり。父兄昆弟といふは、おのれ今危厄にあるが故に、おのれより年長のものを父兄、同年の頃のものを昆弟と親みていへるなり。國の子姓とは、國の衆子をいふにて、年少者を親みていへるなり (三) 賈人は商人也。資は取也。仕入るゝ也。皮は冬衣にする獸皮。絺は葛にて織りたる布にて、夏衣。旱には云々とは、旱の後には、洪水がよくあるものなればなり。車を資りとは、旱の時の用意をなす也。乏しきを待つとは、その物資の缺乏を待ちて高く賣らんとするをいふ (四) 爪牙の士とは恰も爪牙の如くはたらきて、おのが身を守りくるゝ士也。養ひて擇ぶとは、これを擇んで養成する意 (五) 子大夫とは、子等大夫の意 (六) 成を吳に行はしめとは、大夫種が、吳の大宰嚭に因りて、成を求めしめし也

曰。寡君句踐乏二無所一ㇾ使。使下其下臣種不三

曰く、「寡君句踐使ふところに乏無(二)にして、その下臣種をして敢て聲聞を天王に徹せずして、下執事に私せしめて曰く、『寡君の師徒、以て君を辱うするに足

越王句踐棲ニ於會稽之上一。乃號ニ令於三軍一曰。凡我父兄昆弟及國子姓。有下能助ニ寡人謀一而退レ呉者上。吾與レ之共知ニ越國之政一。大夫種進對曰。臣聞ニ之賈人一。夏則資レ皮。冬則資レ絺。

巻第二十

(一)越語上

(二)越王句踐、會稽の上に棲み、乃ち三軍に號令して曰く、「およそわが父兄昆弟及び國の子姓の、能く寡人の謀を助けて呉を退くるものあらば、われこれと共に越國の政を知らん」と。大夫種進んで對へて曰く、「臣これを(三)賈人に聞く、『夏は則ち皮を資り、冬は則ち絺を資り、旱には則ち舟を資り、水には則ち車を資りて、以て乏しきを待つ』と。それ四方の憂なしと雖も、しかも謀臣と(四)爪牙の士とは、養ひて擇ばずんばあるべからざるなり。譬へば、蓑笠の時雨既に至れば必ずこれを求むるが如し。今君王既に會稽の上に棲みて、然してのち乃ち謀臣を求む。乃ち後るゝなからんや」と。句踐曰く、「苟も(五)子大夫の言を聞くを

越滅レ呉。上征二上國一。宋鄭魯衞陳蔡執レ玉之君皆入朝。夫唯能下二其羣臣一以集二其謀一故也。

越は呉を滅し、上、上國(一)を征し、宋・鄭・魯・衞・蔡の玉を執る君みな入朝す。それたゞ能くその羣臣に下り、以てその謀を集(二)せしが故なり。

(一) 上國は中國也。玉は圭璧にて天子に見ゆるときに諸侯のもつもの。玉を執る君とは諸侯をいふ。陳字あるは誤り也、今これを削る　(二) 集は成也。即ち、越のかく成功せし所以は、たゞよくその羣臣を敬し、その謀を用ひて成しゝが故なりと也

生之不長。王其無死。民生於地上寓也。其與幾何。寡人其達王於甬句東。夫婦三百。唯王所安以沒王年。夫差辭曰。天既降禍於吳國。不在前後。當孤之身。實失宗廟社稷。凡吳土地人民越既有之矣。孤何以視於天下。夫差將死。使人說於子胥。曰。使死者無知則已矣。若其有知吾何面目以見員也。遂自殺。

るは寓なり。(三)それ幾何ならん。寡人それ王を甬句の東に達し、(四)夫婦三百、たゞ王の安んずるところのまゝにして、以て王の年を沒へしめん」と。夫差辭して曰く、「天既に禍を吳國に降し、(五)前後にあらずして、孤の身に當りて實に宗廟社稷を失ふ。およそ吳の土地人民は、越既にこれを有す。孤何を以て天下を視んや」と。夫差將に死せんとし、人をして子胥に說げしめて(六)曰く、「死者をして知るなからしめば則ち已む。もしそれ知るあらば、われ何の面目ありて以て員を見んや」(七)と。遂に自殺せり。

(一) 長は久也。即ち、人生はまことに短き故に、自殺して却つてその生をなほ短くするなかれと也 (二) 寓は寄也。即ち人のこの地上に生れて生存するは、一時の假のやどりなりと也 (三) 極めて短きをいふ (四) 甬句は地名。達は致也、おくりとゞける也。夫婦三百云々とは、王の安んじて、與に居るべき夫婦もの、三百人を添へて安らかに王をして天壽を終へしめんと也 (五) 前後にあらずしてとは、夫差の前世にも後世にもかゝることあらずしてと也 (六) 說は告也 (七) 員は子胥の名

越君一。君告レ孤請レ成。男女服從。孤無下奈二越之先君一何上。畏二天之不祥一不二敢絕一レ祀。許二君成一以至二于今一。今孤不道。得二罪於君王一。君王以親辱二於孤之弊邑一。孤敢請レ成。男女服爲二臣御一。越王曰。昔天以レ越賜レ吳而吳不レ受。今天以レ吳賜レ越。孤敢不レ聽二天之命一而聽二君之令一乎。乃不レ許レ成。

るなく、天の不祥を畏れて、敢て祀を絶たずして、君に成を許し以て今に至れり。今孤不道にして、罪を君王に得しかば、君王以て親ら孤の弊邑に辱うす。孤敢て成を請ひ、男女服して臣御とならん」と。越王曰く、「むかし天は越を以て吳に賜ひて、しかも吳受けず。今天は吳を以て越に賜ふ。孤敢て天の命を聽かずして、君の令を聽かんや」と。乃ち成を許さず。

㊀制を越君云々とは、わが身の制裁を越君に委ねしときといふ意にて、反對の事實なれども、和を講ふが故に、かく謙遜していへるなり。不祥は不吉にて、天の罪をいふ。祀を絶たずしてとは、越國の祖先の祭祀を絶たしめずしてと也。

因使三人告二於吳王一曰。天以レ吳賜レ越。孤不二敢不一レ受。以二民

因りて、人をして吳王に告げしめて曰く、「天は吳を以て越に賜ふ。孤敢て受けずんばあらず。民生（二）の長しからざるを以て、王それ死するなかれ。民の地上に生る

令左軍銜枚泝江五里以須。亦令右軍銜枚踰江五里以須。夜中乃令左軍右軍涉江鳴鼓中水以須。吳師聞之。大駭曰。越人分爲二師。將以夾攻我師。乃不待旦。亦中分其師。將以禦越。越王乃令其中軍銜枚潛涉。不鼓不譟以襲攻之。吳師大北。越之左軍右軍乃遂涉而從之。又大敗之於沒。又郊敗之。三戰三北。乃至於吳。越師遂入吳國。圍王宮。

を夾み攻めんとす」と。乃ち旦を待たず、またその師を中分して將に以て越を禦がんとす。越王乃ちその中軍をして、枚を銜みて潛に涉り、鼓たず譟がずして、以てこれを襲ひ攻めしかば、吳の師大に北ぐ。(五)越の左軍右軍乃ち遂に涉りてこれに從ふ。また大にこれを沒(六)に敗り、また郊にしてこれを敗る。三たび戰ひて三たび北ぐ。乃ち吳に至る。(七)越の師遂に吳國に入りて王宮を圍む。

(一) 江は松江也　(二) 私卒は、王に直隷せる卒。君子は、その志行の賢良なる士　(三) 枚は、口にくはへて、聲をたてざるやうにする木。銜は口にくはへる也　(四) 夜中は夜半。中水は水中也　(五) 北は軍敗れて奔るをいふ。北は背の古字　(六) 沒は吳の地名。郊は吳の都の郊也　(七) 吳の都にいたりし也

吳王懼。使人行成曰。昔不穀先委制於

吳王懼れて、人をして成を行はしめて曰く、「むかし不穀さきに制(一)を越君に委ねしとき、君は孤に告げて成を請ひ、男女服從し、孤、越の先君を奈何ともす

曰。莫レ如二此志行不一レ果。於レ是人有二致レ死之心一。

王乃命二有司一大徇二於軍一曰。謂二二三子一。歸而不レ歸。處而不レ處。進而不レ進。退而不レ退。左而不レ左。右而不レ右。身斬妻子鬻。

王乃ち有司に命じ、大に軍に徇へて曰く、「二三子に謂へ。歸して歸らざる、(一)處めて處らざる、進めて進まざる、退けて退かざる、左させて左せざる、右させて右せざるは、身斬られ妻子鬻られん」と。

(一) 處は止也。妻子云々とは、妻子の他に賣られて奴隷の如くせられんと也。鬻は賣也

於レ是吳王起レ師軍二於江北一。越王軍二於江南一。越王乃中二分其師一以爲二左右軍一。以二其私卒君子六千人一爲二中軍一。明日將レ舟二戰於江一。及レ昏。乃

こゝに於て、吳王師を起し、(一)江北に軍し、越王江南に軍す。越王乃ちその師を中分して、以て左右軍となし、(二)その私卒君子六千人を以て中軍となす。明日將に江に舟戰せんとす。昏に及ぶ。乃ち左軍をして(三)枚を銜み、江を泝ること五里にして以て須たしむ。また右軍をして枚を銜み、江を踰ゆること五里にして須たしむ。(四)夜中に、乃ち左軍右軍をして、江を渉り鼓を鳴し、中水にして以て須たしむ。吳の師これを聞き、大に駭きて曰く、「越人分れて二師となり、將に以てわが師

溝壑。子爲我禮已重矣。子歸沒而父母之世。後若有事。吾與子圖之。明日徇於軍曰。有兄弟四五人。皆在此者以告。王親命之曰。我有大事。子有昆弟四五人皆在此。事若不捷。則是盡也。擇子之所欲歸者一人。明日徇於軍曰。有眩瞀之疾者告。王親命之曰。我有大事。子有眩瞀之疾。其歸若已。後若有事。吾與子圖之。明日徇於軍曰。筋力不足以勝甲兵。志行不足以聽命者歸。莫告。明日遷軍接和。斬有罪者以徇

るものは歸れ。告ぐるなかれ(一一)」と。明日軍を遷(うつ)して接和(せつわ)(一二)し、罪あるものを斬りて、以て徇へて曰く、「この志行を果(はた)さざるが如くなるなかれ」と。こゝに於て人〻(ひとぐし)死を致すの心あり。

(一) 壇は野にあり、士衆を列ねて誓告するところ、故に壇列といふ。之は往也、ゆく也。これを行りとは、兵を進めと也。軍に至るとは、軍するところの地に至ると也 (二) 徇は示す也。環は金玉にてつくりたる環。瑱は耳ふさぎのたま、耳玉。間は遺也、おくる也。即ち、この環瑱の如きものを賂としておくりて、互に好を通じ、軍規を亂すことなかれと也 (三) 舍は陣舍也、陣地也。伍は列也、隊也。このその云々とは、このものの如く、隊伍の命令に從はざるが如きことをなすなかれと也 (四) 耆は六十歲のもの。老は七十歲のもの (五) 溝壑はたにみぞ也。轉は入也。溝壑云々とは、飢餓のために食を求めて、溝壑に入りて死するにいたらんと也 (六) わが爲に云々とは、わがために盡さんとする禮也。重しとは、父母をすてゝ來るをいふ (七) 父母の世を沒へよとは、父母をして天壽を全うせしめよと也。沒は終也 (八) 今回の軍事にして、もしわが越が勝たずんば、この四五人の兄弟をみな殺し盡すなりと也。捷は勝也 (九) 眩瞀の疾とは、目の見えぬ疾。若は汝也。已は止也 (一〇) 甲兵に勝ふるとは、甲冑をつけ、武器を持つにたふるをいふ。志行云々とは、王の爲に志し行はんとする心弱くしてと也 (一一) 來りて告げずともよろしと也 (一二) 接和は、上下相和合する也

莫レ如二此不ヒ從二其伍之令一。明日徙レ舍。斬二有レ罪者一以徇曰。莫レ如二此不ヒ用二王命一。明日徙レ舍。至二於纍兒一。斬二有レ罪者一以徇曰。莫レ如二此淫逸不ヒ可レ禁也。王乃命二有司一。大徇二於軍一曰。有二父母耆老一而無二昆弟一者以告。王親命レ之曰。我有二大事一。子有二父母耆老一而子爲レ我死。子之父母將レ轉二於

以て徇へて曰く、「この淫逸にして禁ずべからざるが如くなるなかれ」と。王乃ち有司に命じ、大に軍に徇へて曰く、「父母(四)耆老ありて昆弟なきものは、以て告げよ」と。王親らこれに命じて曰く、「われに大事あり。子に父母耆老ありて、子わが爲に死せば、子の父母は、將に(五)溝壑に轉ぜんとせん。子の(六)わが爲にする禮已に重し。子歸りて而の(七)父母の世を沒へよ。後もし事あらば、われ子とこれを圖らん」と。明日軍に徇へて曰く、「兄弟四五人ありて、みなこゝに在るものは以て告げよ」と。王親らこれに命じて曰く、「われに大事あり。子の昆弟四五人ありて、みなこゝに在り。(八)事もし捷たずんば、則ちこれ盡すなり。子の歸さんと欲するところのもの一人を擇べ」と。明日軍に徇へて曰く、「眩瞀の疾あるものは告げよ」と。王親らこれに命じて曰く、「われに大事あり。(九)子に眩瞀の疾あらば、それ歸りて若已めよ。後もし事あらば、われ子とこれを圖らん」と。明日軍に徇へて曰く、「筋力は以て(一〇)甲兵に勝ふるに足らず、志行は以て命を聽くに足らざ

命ニ大夫一曰。食土不レ均。地之不レ修。內有レ辱ニ於國一是子也。軍士不レ死。外有レ辱是我也。自ニ今日一以後。內政無レ出。外政無レ入。吾見レ子於レ此止矣。王遂出。大夫送レ王不レ出レ檐。乃闔ニ左闔一塡レ之以レ土。側席而坐。不レ掃。

われなり。今日より以後、(四)內政は出づるなく、外政は入るなし。われの子を見る、こゝに於て止る」と。王遂に出づ。(五)大夫、王を送りて檐を出でず。乃ち左闔を闔ぢて、これを塡むるに土を以てし、側席して坐し、掃はず。

(一) 檐は櫩也、廟門のひさし也。大夫は留守大夫也 (二) 食土は領土也。均は平也。平かにをさまらずと也。修は墾也。修らずは、開墾せられずと也 (三) 死せずは、國のために死力を出さずと也 (四) 內政は國內の政治也。出づるなくとは、外に出して謀るなくと也。外政は國外の政治にて軍政也。入るなしとは、國內に入りて謀るなしと也 (五) 國內の守備に當るを示す也

王乃之ニ壇列一。鼓而行レ之。至ニ於軍一。斬ニ有レ罪者一以徇曰。莫レ如下此以ニ環瑱一通相問上也。明日徙レ舍。斬ニ有レ罪者一以徇曰。

王乃ち壇列(一)に之き、鼓してこれを行り、軍に至る。罪あるものを斬り、以て徇(二)へて曰く、「この環瑱を以て、通じて相問るが如くなるなかれ」と。明日舍(三)を徙し、罪あるものを斬り、以て徇へて曰く、「このその伍の令に從はざるが如くなるなかれ」と。明日舍を徙し、罪あるものを斬り、以て徇へて曰く、「この王命を用ひざるが如くなるなかれ」と。明日舍を徙し、禦兒に至り、罪あるものを斬り、

不レ行。

王乃入命二夫人一。王背レ屏而立。夫人向レ屏。王曰。自二今日一以後。内政無レ出。外政無レ入。内有レ辱是子也。外有レ辱是我也。吾見レ子於レ此止矣。王遂出。夫人送レ王不レ出レ屏。乃闔二左闔一塡レ之以レ土。去レ笄。側席而坐。不レ掃。

王背レ檐而立。大夫向レ檐。王

五日を過ぐれば、軍將に出づべければ、晩し。その術の施すによしなければなりと也

王乃ち入りて夫人に命ず。(一)王は屏を背にして立ち、夫人は屏に向ふ。王曰く、「今日より以後、(二)内政は出づるなく、外政は入るなし。(三)内に辱あるはこれ子なり。(四)外に辱あるはこれわれなり。われの子を見る、こゝに於て止る」と。王遂に出づ。(五)夫人、王を送りて屏を出でず。(六)乃ち左闔を闔ぢて、これを塡むるに土を以てし、笄を去り、側席して坐し、掃はず。

(一) 屏は、寢門内の屏也。王は北に向ひ、夫人は南に向ひし也 (二) 内政は婦職也。出づるなくは宮中より外に出づるなくと也。外政は國事也。入るなしとは、宮中に入るなしと也 (三) 内は宮中也。子なりとは夫人の責任なりと也 (四) 外は宮中の外也。われは越王也 (五) 婦人の禮、送迎に門を出でざるなり (六) 上の闔はとびら。下の闔は閉也。左即ち陽を閉ぢ、右即ち陰を開くは、幽居なるを示すなり。これを塡むるに云々とは、土を以てこれを閉塞しと也。笄を去りとは、髮の飾を去るをいふ。側は特也。親の憂あるものの禮を守りて特席して坐する也。

王は檐に背きて立ち、大夫は檐に向ふ。王、大夫に命じて曰く、「(一)食土均からず、地の修らず、内、國に辱あるはこれ子なり。軍士死せず、(二)外、辱あるはこれ

對曰。審レ賞則可二以戰一乎。王曰。聖。大夫苦成進對曰。審レ罰則可二以戰一乎。王曰。猛。大夫種進對曰。審レ物則可二以戰一乎。王曰。辨。大夫蠡進對曰。審レ備則可二以戰一乎。王曰。巧。大夫皐如進對曰。審レ聲則可二以戰一乎。王曰。可矣。

㊀五大夫は舌庸・苦成・種范・種・皐如なり ㊁情は、偏らざるまごゝろ也。阿は曲げて從ふ也 ㊂聖は通也。事理に通ぜる言なりと也 ㊃猛は嚴猛也。つよき嚴格なる言なりと也 ㊄物は、旌旗・物色の類をいふ ㊅辨とはよく辨別ある言なりと也 ㊆備は守を固くする術也 ㊇巧とは、審密にして攻め入るべからざる言なりと也 ㊈聲は、鐘鼓進退の聲也 ㊉可なりとは、よき言なりと也

王乃命二有司一大令二於國一曰。苟任レ戎者皆造二於國門之外一。王乃令二於國一曰。國人欲レ告者來告。告レ孤不レ審將レ爲二戮不一レ利。過二及五日一必審レ之。過二五日一道將レ

王乃ち有司に命じ、大に國に令して曰く、「苟も（一）戎に任るものは、みな國門の外に造れ」と。王乃ち國に令して曰く、「國人の告げんと欲するものは、來りて告げよ。孤に告ぐるに（三）審かならずんば、將に戮を爲して利あらざらんとす。（四）過ぎて五日に及ぶまでに、必ずこれを審にせよ。（五）五日を過ぎば道將に行はれざらんとす」と。

㊀戎は兵也。任は堪也、たふる也。戎に任るものとは、軍事をなすに堪ふるものと也。國門は城門也。造は詣也。いたる也 ㊁告げんと欲すとは、善き計策及び職事の、まさに陳白すべきものあらばと也 ㊂審ならずとは、欺詐して實をおほふをいふ。戮は死刑也 ㊃過ぎて五日とは、今より後五日間也 ㊄道は術也、計略也。卽ち

越王句踐乃召二五大夫一曰。吳爲二不道一。求下殘二吾社稷宗廟一以爲二平原一。不上使二血食一。吾欲三與レ之徼二天之衷一。唯是車馬兵甲卒伍既具。無二以行一レ之。吾問二於王孫包胥一既命レ孤矣。敢訪二諸大夫一。問戰奚以而可。句踐願諸大夫言レ之。皆以レ情告無レ阿レ孤。孤將三以擧二大事一。大夫舌庸乃進

越王句踐乃ち五大夫(一)を召して曰く、「吳不道を爲して、わが社稷宗廟を殘ひて以て平原と爲して、血食せしめざらんと求む。われこれと天の衷を徼めんと欲す。たゞこれ車馬・兵甲・卒伍既に具れども、以てこれを行るなし。われ王孫包胥に問へば、既に孤に命ず。敢て諸大夫に訪ふ。問ふ、戰は奚を以ひて可ならん。句踐願はくは、諸大夫のこれを言ふに、みな情を以て告げ、孤に阿るなかれ。孤將に以て大事を擧げんとするなり」と。大夫舌庸(二)乃ち進んで對へて曰く、「賞を審かにせば則ち以て戰ふべきか」と。王曰く、「聖(三)なり」と。大夫苦成進みて對へて曰く、「罰を審にせば則ち以て戰ふべきか」と。王曰く、「猛(四)なり」と。大夫種進んで對へて曰く、「物(五)を審にせば則ち以て戰ふべきか」と。王曰く、「辨(六)なり」と。大夫蠡進みて對へて曰く、「備(七)を審かにせば則ち以て戰ふべきか」と。王曰く、「巧(八)なり」と。大夫皐如進みて對へて曰く、「聲(九)を審かにせば則ち以て戰ふべきか」と。王曰く、「可(一〇)なり」と。

曰。善則善矣。未レ可三以戰一也。

王曰。越國南則楚。西則晉。北則齊。春秋皮幣玉帛子女以賓服焉。未二嘗敢絕一。求三以報二呉。願以レ此戰。包胥曰。善哉。蔑三以加一焉。然猶未レ可三以戰一也。夫戰知爲レ始。仁次レ之。勇次レ之。不レ知則不レ知二民之極一。無三以銓二度天下之衆寡一。不レ仁則不レ能下與二三軍一共中饑勞之殃上。不レ勇則不レ能三斷レ疑以發二大計一。越王曰。諾。

王曰く、「越國、南は則ち楚、西は則ち晉、北は則ち齊。(一)春秋に、皮幣玉帛子女以て賓服して、未だ嘗て敢て絕たず。以て呉に報いんと求む。願はくはこれを以て戰はん」と。包胥曰く、「善いかな。以て加ふる蔑し。然れども、なほ未だ以て戰ふべからざるなり。それ戰は、知を始とし、(二)仁これに次ぎ、勇これに次ぐ。知ならざれば則ち民の(三)極を知らずして、以て天下の衆寡を銓度するなし。仁ならざれば則ち三軍と饑勞の殃を共にする能はず。勇ならざれば則ち疑を斷めて以て大計を發する能はず」と。越王曰く、「諾」と。

(一) 春秋は四時の代りに用ひしにて、四時也。賓服は服從する也 (二) この上のよきことなしと也 (三) 極は中にて、民のほどよきところ。銓は稱なり、はかる也。卽ち、徵發し得べき兵數のほどあひを知る能はず。また天下の兵數の多少をはかり知る能はずと也

かちず。故に戰ふべからずと也

則善矣。未レ可ニ以戰一也。王曰。越國之中。吾寛レ民以子レ之。忠惠以善レ之。吾修レ令寛レ刑。施ニ民所レ欲。去ニ民所レ惡。稱ニ其善一。掩ニ其惡一。求ニ以報レ吳。願以レ此戰。包胥曰。善則善矣。未レ可ニ以戰一也。

王曰く、「越國の中、われ民を寛にして以てこれを子とし、忠惠以てこれを善くし、われ令を修め刑を寛にし、民の欲するところを施し、民の惡むところを去り、その善を稱しその惡を掩ひ、以て吳に報いんと求む。願はくはこれを以て戰はん」と。包胥曰く、「善は則ち善なり。未だ以て戰ふべからざるなり」と。

㊀令を修めとは、政令を修めて善くしと也。その惡を掩ひとは、その惡をおほひかくしてやる也

王曰。越國之中富者吾安レ之。貧者吾予レ之、救ニ其不レ足。裁ニ其有レ餘。使ニ貧富皆利レ之。求ニ以報レ吳。願以レ此戰。包胥

王曰く、「越國の中、富めるものはわれこれを安んじ、貧しきものはわれこれに予へ、その足らざるを救ひ、その餘あるを裁し、貧富をしてみなこれを利せしめて、以て吳に報いんと求む。願はくはこれを以て戰はん」と。包胥曰く、「善は則ち善なり。未だ以て戰ふべからざるなり」と。

㊀餘あるを裁しとは、餘あるものに税して富の平均を保つ也。裁は税する也

辭曰。不ㇾ知。王固問焉。乃對曰。夫吳良國也。能博取ニ於諸侯一。敢問下君王之所ニ以與ㇾ之戰一者上。王曰。在ニ孤之側一者觴酒豆肉簞食未ニ嘗敢不一ㇾ分也。飲食不ㇾ致ㇾ味。聽ㇾ樂不ㇾ盡ㇾ聲。求ニ以報一ㇾ吳。願以ㇾ此戰。包胥曰。善則善矣。未ㇾ可ニ以戰一也。

ん」と。包胥曰く、「善は則ち善なり。未だ以て戰ふべからざるなり」と。

（一）申包胥は楚の大夫　（二）平原と爲して云々とは、わが越國を滅して原野となし、宗廟に、牲の血と食とを供ふるを得しめざらんとすにて、即ち祭祀を絶たしめんとすと也　（三）徼は求也。即ち、吳と戰ひて、天の善福のいづれに歸するかを求めんとすと也　（四）行は用也。これを用ひてはたらかせんとすれども、しかするによしなしと也　（五）取るは、貢賦を取る也　（六）戰ふ所以のものとは、戰ふにつきての自信也　（七）觴はさかづき也。豆は肉をもる器。簞は竹をあみてつくれるものにて、食を盛るもの。即ち、われの側に在るものは、一杯の酒も、一豆にある肉も、一簞の食も未だ嘗てこれを臣下に分たざることあらずと也　（八）味を致めずとは、美味を貪らずと也。致は極也。聲を盡くさずとは、耳を樂ませば足りて、その上の美調を求めずと也

王曰。越國之中疾者吾問ㇾ之。死者吾葬ㇾ之。老ニ其老一。慈ニ其幼一。長ニ其孤一。問ニ其病一。求ニ以報一ㇾ吳。願以ㇾ此戰。包胥曰。善

王曰く、「越國の中、疾めるものはわれこれを問ひ、死せるものはわれこれを葬り、その老を老とし、その幼を慈み、その孤を長じ、その病を問ひ、以て吳に報いんと求む。願はくはこれを以て戰はん」と。包胥曰く、「善は則ち善なり。未だ以て戰ふべからざるなり」と。

（一）老を老としとは、長老を敬するをいふ。孤を長じとは、孤兒を養育しと也　（二）これ小惠にして、未だあまね

禦兒一臨レ之。吳王若慍而又戰。幸遂可レ出。若不レ戰而結レ成。王安厚取レ名而去レ之。越王曰。善哉。乃大戒レ師。將レ伐レ吳。

兒は越の北鄙。卽ち、もし吳の遊兵の至らば、わが禦兒の民を以て、臨ましめて敵させんと也　(二) 出すべしとは、吳王をして出奔さすべしと也　(三) 王安に云々とは、王はゆつたりとして、厚く名譽を取りて吳を去るべしと也

楚申包胥使二於越一。越王句踐問レ焉曰。吳國爲二不道一。求下殘二我社稷宗廟一以爲二平原一。弗上レ使二血食一。吾欲三與レ之徼二天之衷一。唯是車馬兵甲卒伍既具。無二以行一レ之。請問戰奚以而可。包胥

楚の申包胥(一)越に使す。越王句踐これに問うて曰く、「吳國不道を爲して、わが社稷宗廟を殘ひて、以て平原(二)と爲して血食せしめざるを求む。われこれと天の衷(三)を徼めんと欲す。たゞこれ車馬・兵甲・卒伍既に具れども、以てこれを行ふ(四)なし。請ひ問ふ、戰は奚を以ひて可ならん」と。包胥辭して曰く、「知らず」と。王固く問ふ。乃ち對へて曰く、「それ吳は良國なり。能く博く諸侯より取る(五)。敢て君王のこれと戰ふ所以(六)のものを問ふ」と。王曰く、「孤の側に在るものには、觴酒(七)・豆肉・簞食も、未だ嘗て敢て分たずんばあらざるなり。飮食(八)味を致めず、樂を聽きて聲を盡さず、以て吳に報いんことを求む。願はくはこれを以て戰は

困鹿空虛。其民必移就二蒲嬴於東海之濱一。天占既兆。人事又見。我蔑二卜筮一矣。王若今起レ師以會。奪二之利一。無レ使二失レ悛。夫呉之邊鄙遠者罷而未レ至。呉王將下恥レ不レ戰必不レ須二至之會一也。而以二中國之師一與レ我戰上。若事幸而從レ我我遂踐二其地一。其至者亦將レ不レ能二之會一也已。吾用二

幸にしてわれに從はゞ、われ遂にその地を踐まん。その至るものもまた將にこれに會する能はざらんとせんのみ。われ禦兒(一一)を用てこれに臨まん。呉王もし慍りてまた戰はゞ、幸に遂に出すべし(一二)。もし戰はずして成を結ばば、王安かに厚く(一三)名を取りてこれを去るべし」と。越王曰く、「善いかな」と。乃ち大に師を戒めて、將に呉を伐たんとす。

(一) 遂にわが地云々とは、歸途、わが越の地を攻むるならんとわれは思へりと也 (二) 日は昔日也。天に卜せりとは、天もし呉を棄てば成を許せ。既にその民を罷弊し、天これが食を奪ふ、安かにその燼を受けんといひしをいふ (三) 大荒は凶年也 (四) 荐饑はしきりにうゑを告ぐる也。赤米は米の惡しきもの。圓き倉を囷といひ、四角なるを鹿といふ (四) 移りてとは、呉國の故里を去りてと也。蒲は深蒲にて、蒲の水中に生ずる新芽をいふ。嬴は蛤の類也。即ち凶年の爲に、東海の濱にゆきて、蒲嬴を食して生をつなぐにいたらんと也 (五) 天占既に兆しとは、天の呉を棄つる占兆のすでにあらはれと也。人事とは、民の凶年に苦みて恨むをいふ (六) われはこの上卜筮する必要なしと也 (七) これが利を云々とは、呉國の利を早く奪ひとりてしまひて、呉國の缺點をして呉國に改めしむることなかれと也 (八) 罷は歸也。今呉國の邊鄙の遠くの兵は、黄池より歸りて、未だ呉の都に至らずと也 (九) 恥ぢてとは、直ぐに戰はざるを恥とし也。必ず至るとは邊鄙の兵の必ず都に至るをいふ。中國は國都也 (一〇) 事幸にして云々とは、幸にして直ちにわれと戰はばと也。その地を踐まんとは、その呉の地を荒しにじらんと也 (一一) 禦

祥。余心豈忘二憂郵一。不三唯下土之不二康靖一。今伯父曰二戮レ力同一レ德。伯父若能然。余一人兼二受而介福一。伯父多二歷年一以沒二元身一。伯父秉レ德已侈大哉。

奔せしをいふ。民は成周の民の子朝を助くるものと（一〇）下土は諸侯の國也。康も靖も安也。卽ち、たゞに四方を憂ふるのみならず、乃ちわが王室を憂ふと也（一一）戮は井也、あはす也。德を同じうすとは、天子は諸侯を統一し、民を安んずるを德とす。今吳がこれをなし、故に、天子とその德を同じうすと也（一二）而は汝也。介は助也（一三）歷年とは、この世に年壽をうくること。元は善也（一四）已は甚也。侈は厲也。

吳王夫差還レ自二黃池一。息レ民不レ戒。越大夫種乃倡レ謀曰。吾謂三吳王將二遂涉二吾地一。今罷レ師而不レ戒以忘レ我。我不レ可二以怠一也。日臣嘗卜二於天一。今吳民既罷而大荒荐饑。市無二赤米一而

吳王夫差黃池より還り、民を息へて戒めず。越の大夫種乃ち謀を倡へて曰く、「われ吳王が將に遂(一)にわが地に涉らんとすと謂へり。今師を罷めて戒めず、以てわれを忘る。われ以て怠るべからざるなり。(二)日に臣嘗て天に卜せり。今吳民既に罷れて、大荒(三)荐饑(四)し、市に赤米無くして困鹿空虛なり。その民必ず移りて、蒲嬴に東海の濱に就かん。(五)天占既に兆し、人事また見る。(六)われ卜筮すること莫からん。王もし今師を起して以て會し、これが利を奪ひて失(七)をして悛めしむるなかれ。それ(八)吳の邊鄙の遠きものは、罷りて未だ至らず。吳王は將に戰はざるを恥ぢ(九)て、必ず至るの會を須たずして、中國の師を以てわれと戰はんとせん。(一〇)もし事

博荅笠相ニ望於艾陵一。天舍ニ其衷一。齊師還。夫差豈敢自多。文武實舍ニ其衷一。歸不レ稔ニ於歲一。余沿レ江泝レ淮。闕レ溝深レ水。出ニ於商魯之間一以徹ニ於兄弟之國一。夫差克有レ成レ事。敢使ニ苟告ニ於下執事一。周王答曰。苟伯父命レ女。來明紹ニ享余一人一。若余嘉レ之。昔周室逢ニ天之降レ禍。遭ニ民之不

徹して、夫差克く事を成すあり。敢て苟をして下執事に告げしむ」と。周王答へ(七)て曰く、苟よ。伯父女に命じて、來りて明かに余一人を紹享す。若(八)うて余これを嘉す。むかし周室、天の禍を降すに逢ひ、(九)民の不祥に遭ひて、余の心あに憂卹を忘れんや。(一〇)たゞ下土の康靖ならざるのみにあらず。今伯父、『力(一一)を戮せ德を同じうす』といへり。伯父もし能く然らば、余一人のみ(一二)而の介福を兼ね受けんや。伯父は(一三)歷年多くして以て元身を沒へん。伯父の德を秉る、已(一四)だ侈大なるかな」と。

(一) 任は齊の景公の孫、悼公の子、簡公任也。楚に云々とは、楚の敗を以て、かんがみて戒めずと也 (二) 博は齊の別都。荅は長き柄のある笠。荅笠云々とは、吳・齊の軍が、荅笠を冠りて雨を犯して艾陵に戰へりと也 (三) 還れりとは、敗れてかへりし也 (四) 多とせんやとは、わが力あづかりて多しとせんやと也 (五) 天にゐます文王・武王が實に善福をわが吳に賦けるなりと也 (六) 齊を伐つて歸りし年の明年、わが吳國は穀熟するにいたらずして、また師を出しと也。江は揚子江也。兄弟の國は姬姓の國にて、魯・齊・晉等の國をいふ。徹は通也、卽ち使を通じ好を結びと也。事は功也 (七) 周王は周の敬王也。紹は繼也。享は獻也。卽ち、先王の業を繼ぎ余一人に獻ずと也 (八) 若は順也、したがうて也 (九) 民の不祥とは、民が厲王を彘に流ししをいふ。或はいふ、子朝が篡立して、敬王出

搢レ鐸。以與二楚昭王一毒二逐於中原柏擧一。天舍二其衷一。楚師敗績。王去二其國一。遂至二於郢一。王總二其百執事一以奉二其社稷之祭一。其父子昆弟不二相能一。夫槩王作レ亂。是以復二歸於呉一。

(一) 王孫苟は呉の大夫。勞は功にて、卽ち、呉のなしたる功勞也。承共は、命を承けてつゝしみ従ふこと。遼は疏也、うとんじかろんずる也 (二) 貫は赦也、ゆるす也。鈹は長きほこ。挺は高くたつる也。搢は振也、ふるふ也。中原は原の中也。柏擧は前に註せり。毒は暴也。毒逐とは、はげしく追ひうつこと (三) 衷は善也。天云々とは、天は善福を呉に資きてと也。王云々とは、楚の昭王が楚の都を去りて隨に奔りと也。郢は楚の都。遂に云々とは、呉軍は遂に楚の都なる郢に至れりと也 (四) 王は呉王闔閭也。百執事とは、楚の百官。王その云々とは、さて呉王闔閭は、楚の百官をすべ治め、楚の社稷の祭祀を修め、楚民を安んぜんとせしにと也。昆は兄也。夫槩王は闔閭の弟。その父子云々とは、然るに呉國の父子兄弟の相和せずして、弟の夫槩王が、先ちて楚より歸り、自立して王と稱し、亂を興しゝために、楚を定むる能はずしてかへれりと也

今齊侯任不レ鑒二於楚一。又不レ承二共王命一以遠二我一二兄弟之國一。夫差不レ貫不レ忍。被レ甲帶レ劍。挺レ鈹搢レ鐸。遵レ汶伐レ

今齊侯任楚に鑒みず。また王命を承共せずして、以てわが一二の兄弟の國を遠んぜり。夫差貫さず忍びず、甲を被り劍を帶び、鈹を挺き鐸を搢ひ、汶に遵ひ博を伐ち、耋笠、艾陵に相望めり。天その衷を舍きて、齊師還れり。夫差あに敢て自ら多とせんや。文・武實にその衷を舍けるなり。歸つて歳に稔せずして、余江に沿ひ淮に泝り、溝を闕ち水を深うし、商・魯の閒を出でて、以て兄弟の國に

齊宋之爲㆓己害㆒也。乃命㆓王孫雒㆒先與㆓勇獲㆒帥㆓徒師㆒以爲㆑過㆓賓於宋㆒以焚㆓其北郛㆒焉而過㆑之。

呉王夫差既退㆓於黃池㆒。乃使㆘王孫苟告㆗勞於周㆖。曰、昔者楚人爲㆓不道㆒。不㆑承㆓共王事㆒以遠㆓我一二兄弟之國㆒。吾先君闔廬不㆑貫不㆑忍。被㆑甲帶㆑劍。挺㆑鈹。

その策命によれば、呉伯に命ずるやうに記しありて、呉王といひてあらずと也 一二 呉君が、かゝる僭越なる事をなせるが故に、諸侯は呉に事ふることを敢へて辭せるなりと也 一三 それ諸侯の國に二君なきと同じく、周朝には、二王あらずと也 一四 不祥を干すとは、王の僭號を用ふるをいふ。君の長弟を命ずるとは、會盟にあたりて先後を命ずるをいふ。長は先也。弟は後也 一五 幕に就きてとは、幕の内に入りて也 一六 歃るは、血をすゝる也 一七 亞は次也 一八 越の聞えとは、越が呉を圍むといふ評判也 一九 おのが害は、呉に對しての害也 二〇 勇獲は呉の大夫。徒師は歩卒。過賓は過ぐる客。郛は郭也。即ち、まづ勇獲と歩卒をひきゐて、その地を過ぎて客となる風をなして油斷させ、その都の城の外郭をやきて、おどして出づる能はざらしめて過ぎ去れりと也

呉王夫差既に黃池より退き、乃ち王孫苟(一)をして、勞を周に告げしめて曰く、「むかし楚人不道をなし、王事に承共せずして、以てわが一二の兄弟の國を遠んじたり。わが先君闔廬貫さず忍びずして、甲を被り劍を帶び、鈹を挺き鐸を揩うて、以て楚の昭王と中原(二)の柏擧に毒逐せり。(三)天その衷を舍きて、楚の師敗績し、王その國を去りて、遂に郢に至れり。(四)王その百執事を總べて、以てその社稷の祭を奉ぜしに、その父子昆弟相能くせずして、夫槩王亂を作し、これを以て呉に復歸せり。

天子。君有短垣而自踰之。況蠻荊則何有於周室。夫命圭有命。固曰吳伯。不曰吳王。諸侯是以敢辭。夫諸侯無二君。而周無二王。君若無卑天子以干其不祥而曰吳公。孤敢不順從君命長弟。吳王許諾。乃退就幕而會。吳公先歃。晉侯亞之。吳王既會。越聞愈章。恐

㊀ 兵を觀し云々とは、わが晉君には、敢へてわが晉の兵を率ゐてこれを示し、みづから吳王に見ゆるが如きことをなさずと也 ㊁ 卜は龜にてうらなふ也。龜を灼くに、火を用ひて兆を發せしむ。火は陽なるが故に、陽卜といふ。貞は正也。卽ち、これを陽卜に正して、文王・武王の子孫の諸侯をまとめてもとの如く周室に事へて、周室を助けしめんと欲すといへりと也 ㊂ 邇も暱も近也。卽ちわれ以下同姓なる姬姓のものが、天子に接近しながら、これを救ふことをなさず。その罪逃るゝによしなしと也 ㊃ 故に天子よりこれをせめたゞす言曰に至ると也 ㊄ むかし云々は、天子の訊讓の言也。伯父とは、天子が同姓の侯伯をよぶに用ふる辭。この伯父は、吳の先君をさす。春秋とは、四時の代言として用ひし也。在は視也。卽ち、天子よりの訊讓の言に曰く、むかし吳の先君は、四時には閒違なく、必ず諸侯を率ゐて朝貢の禮を修めて、余一人卽ち天子をかへりみ視たりと也 ㊅ 今伯父の伯父は夫差をさす。卽ち、今夫差は、楚に對する備あれば、從來の朝貢の禮を廢して、世を過ぎて寡人の暱を親ぐを得ずと也 ㊆ 用は以也。この故にと也。孤は晉君をさす。卽ち、この故に、周王はわれに命じて曰くと也。雖もて云々とは、汝晉は禮を以て周公を補佐し、以てわが少き姬姓の兄弟の國と相見て、天子に朝貢せしめ、以てわが周室を憂ふるの憂をやすめよと、故に今回の會盟に及べりと也 ㊇ 君は吳君をさす。東濱云々とは、東海を奄ひ有して自ら僭して王と稱しと也。淫は僭也。淫名云々とは、王といふ僭越い名を以て、天子に物を申し上ぐと也 ㊈ 短垣は短きかきねにて、短は、衰へたるをいふ。垣は君臣の名分を正す禮にたとへし也。卽ち、王號を僭して周の天子に見ゆるは、周室今や衰へたりと雖も、なほ名分を正す禮の存するを無視したる行なりと也 ㊉ 吳は姬姓にてありながら、自ら王と僭號す。姬姓の吳にてすらかゝることをなす。況んや、かの楚の如き、周室に何の義理のありて、王と僭號して、王室をしのぐが如きことをなさゞらんや。かくするは尤のことなりと也 ⑪ 命圭は、天子が諸侯を任命するときに、そのしるしとして圭玉を賜ふ。その策命をいふ。命ありとはその策命に命じてありと也。

周室既卑。諸侯失禮於天子。請貞於陽卜。收文武之諸侯。孤以下密邇於天子。無所逃罪。訊讓日至。曰。昔吳伯父。不失春秋。必率諸侯以顧在余一人。今伯父有蠻荊之虞。禮世不續。用命孤。禮佐周公以見我一二兄弟之國以休君憂。今君掩王東海以淫名聞於

るゝにところなし。訊讓（四）日に至る。曰く、『むかし（五）吳の伯父は、春秋を失はずして必ず諸侯を率ゐ、以て余一人を顧在せり。今伯父（六）蠻荊の虞あれば、禮世續がれず。用（七）て孤に命ず。『禮もて周公を佐けて、以てわが一二の兄弟の國を見て、以て君の憂を休めよ』と」と。今君東海を掩王（八）として、淫名を以て天子に聞ゆ。君短垣（九）ありてみづからこれを踰えたり。況んや（一〇）蠻荊は則ち周室に何か有らん。それ命圭（一一）に命あり。固より『吳伯』と曰ひて、『吳王』と曰はず。諸侯（一二）これを以て敢て辭す（一三）。それ諸侯に二君なくして、周に二王なし。君もし天子を卑くして、以てその不祥（一四）を干すなくして、吳公と曰はゞ、孤敢て君の長弟を命ずるに順從せざらんや』と。吳王許諾す。乃ち退く。幕（一五）に就きて會す。吳公まづ歃る（一六）。晉侯これに亞ぐ（一七）。吳王既に會して、越（一八）の聞えいよいよ章る。齊・宋（一九）のおのが害を爲さんことを恐る。乃ち王孫雒に命じて、まづ勇獲（二〇）と徒師を帥ゐて、以て宋に過賓たる爲して、以てその北郛を焚きてこれを過ぎたり。

董褐既致レ命。乃告ニ諸趙鞅一。曰。臣觀ニ吳王之色一。類レ有ニ大憂一。小則嬖妾嫡子死。不則國有ニ大難一。大則越入レ吳。將レ毒。不レ可ニ與戰一。主其許ニ之先一。無ニ以待レ危。然而不レ可ニ徒許一也。趙鞅許諾。

晉乃令ニ董褐復命一曰。寡君未ニ敢觀レ兵身見一。使ニ褐復命一曰。曩君之言。

董褐既に命を致す。(一)乃ちこれを趙鞅に告げて曰く、「臣、吳王の色を觀るに、大憂あるに類たり。小は則ち嬖妾嫡子の死か、(二)不らざれば則ち國に大難あらん。(三)大は則ち越の吳に入れるならん。將に毒せんとせん。(四)與に戰ふべからず。(五)主それこれに先を許せ。(六)以て危を待つなかれ。(七)然れども徒許すべからざるなり」と。趙鞅許諾す。

(一)命を致すとは、晉君に復命せし也　(二)趙鞅は晉の正卿なる趙簡子。類は似也　(三)大難は、民の離畔するをいふ　(四)毒は暴といふに同じ。卽ち、かゝる時に戰へば、恰も猛獸の毒を窮りて、死にぎはに亂暴するが如く、とても勝つべからずと也　(五)主は趙鞅をさす。先とは、盟主となりてさきに血をすゝること　(六)然らずして、敵より危殆を加へらるゝを待つが如きことをなすなかれと也　(七)徒は空也。卽ち、然れども何等事なしに許すが如きことをなさずして、相當の條件を以てゆるすべしと也

晉乃ち董褐をして復命せしめて曰く、「寡君未だ敢て(一)兵を觀し身ら見えず。褐をして復命せしめて曰く、「曩に君の言に、『周室既に卑く、(二)諸侯禮を天子に失ふ。請ふ、(三)陽卜に貞して文武の諸侯を收めんと』と。(三)孤以下天子に密邇すれば、罪を逃

憂。億負晉衆庶。不式諸戎翟楚秦。將不長弟。以力征一二兄弟之國。孤欲守吾先君之班爵。進則不敢。退則不可。今會日薄矣。恐事之不集。以爲諸侯笑。孤之事君在今日。不得事君亦在今日。爲使者之無遠也。孤用親聽命於藩離之外。董褐將還。王稱左畸曰。攝少司馬茲與王士五人。坐於王前。乃皆進自剄於客前。以酬客。

日夜相つゞいて、周室よりはせづかひの來ると也 (一八) 匍匐して云々とは、非常に急ぐの結果、はらばひまでして晉君の許に來り、これを謀りしにと也。億は安也。負は恃也、たのむ也。衆庶云々とは、晉の兵衆の多きをたのみとしてこれに安んじと也。式は用也。これを戎翟云々とは、この兵衆を戎翟・楚秦の如き周室を輕んずるものに用ひて周室を重くすることをはからずと也 (一九) 弟は幼也。その意は、晉は長幼の序を守りしたがはずして、魯・衛の如き同姓の兄弟の國を力をつくして征伐すと也 (二〇) 班は位也。即ち孤はわが先君が周室より受けたる爵位を守り、その地位によりて事をなさんとす。さすれば、當然會盟に於て盟主たるべきものなりと也。吳の祖先たる太伯は、その爵位の晉の上なるが故にいへるなり (二一) 孤は敢へて先君の爵位以上過ぎたるを望まず、またそれより下れること勿論不可なり。故に當然の位置を望むと也 (二二) 集は成也。余は、天子より命ぜられたることの成らずして、諸侯の笑とならんことを恐ると也 (二三) 事ふるとは、服從して盟主となすこと。即ち、故に余は戰によつて決せんと欲す。勝たずんば卽ち晉君に服從せん。もし勝たば、わが吳は盟主とならんと也 (二四) 藩離はかきねにて、軍壘をさす。卽ち、君の使者をして遠來の勞なからしめんと欲するがために、孤はみづから來りて、晉君の軍壘の外に命を聽くと也 (二五) 左畸は王の軍の左部の將。稱は呼也。少司馬茲と王の士五人とは、みな罪人にて、その罪死に當るもの。攝は執也、とらふる也 (二六) 客は董褐也。剄は刎也。自剄は自ら頸をはぬる也。酬は報也。卽ち、將に客に報いんとするに、死士をして自剄せしめて、以てその威の行はれ、軍士のよく命を用ふるを示しゝ也

地。晉師大駭不出。周軍飭壘。乃令董褐請事曰。兩君偃兵接好。日中爲期。今大國越錄而造於敝邑之軍壘。敢請亂故。吳王親對之曰。天子有命。周室卑約。貢獻莫入。上帝鬼神而不可以告。無姬姓之振也。徒遽來告孤。日夜相繼。匍匐就君。君今非王室不安乎是

をつけと也。係は縛也、即ち馬の舌をしばりて聲を出さしめざる樣にする也。火を竈より出しとは、暗くして知られぬ樣にする也。徹は通也。即ち百人を以てつらねて、通じて一行となして、百隊ありと也 (二) 官師は、この行をつかさどりひきゐるものにて上士也。鐸は鈴の大なるもの。擁は擁の古字、抱。即ち、鐸を抱きて鳴らさゞる樣にする也。稽は兵數を計る兵士の名稱也。拱は執也、とる也。肥胡は幡也、はたのぼり。文犀の渠とは、犀のあやもやうのある楯也。奉は捧也、さゝぐ也 (三) 十行は十隊にて千人。嬖大夫は下大夫。旌は折羽を旌首につけたるはた。經は兵書。枹は鼓をうつ棒。秉は執也、とる也 (四) 十旌は十行に一旌をたつるが故に、その十倍即ち一萬人にて、一軍なり。將軍これを帥ゐる。將軍は命卿也。常は日月を畫けるはた。戴は車上に極をつくりてたつる也 (五) 萬人とは、百行なるが故なり。方は正にて、陳は陣に同じ、正陣也 (六) 旆は交龍を畫けるはた。素甲は白きよろひ。矰は矢の名にて、白羽を以てつがひたるもの。荼は茅の穗也 (七) 鉞は大斧、まさかり。旗は熊虎を畫きたるはた。中陳は中軍也 (八) 旟は鳥隼を畫きたるはた (九) 玄は黑也。烏羽の矰とはくろき鳥の羽にてつがひたるはた (一〇) 勢を以て攻めんとしてとは、攻めんとする勢を示さんとしてと也 (一一) 昧明は、うすあかるき頃也。親ら就きとは、親しく陣頭に近づき立ちと也。丁寧は鉦を謂ふ。錞于は、これを鳴らして鼓と相應ずる樂器 (一二) 譯鉏とはかまびすしく呼びさけぶ也 (一三) 飭は治也、をさむ也。董褐は晉の大夫にして、司馬寅なり。請は問也。偃は匿也、かくす也。兵を偃しとは、武器ををさめかくすと也。接は合也。日中を期と爲すとは、今日の日中を會盟の期となすと也 (一四) 大國は吳國をさす。錄は次第也、秩序也。錄を越えてとは、秩序を越えてこれを亂しゝなり (一五) 敢へて期に先ちて秩序を亂しゝ故を問ふと也 (一六) 上帝鬼神は、天下よりの貢物を供へてこれを祭るべき禮なれども、そのものなければ、供へて告祭するによしなき上に、わが同姓なる姬姓の、勢の盛なるものなきために、助けてこれをなさしむるものなしと也 (一七) 徒は步也、遽は傳車也。はせづかひ也。日夜相繼げりとは、

載二白旗一。以二中陳一而立。左軍亦如レ之。皆赤常赤旟丹甲朱羽之矰望レ之如レ火。右軍亦如レ之。皆玄常玄旗黑甲烏羽之矰望レ之如レ墨。爲二帶甲三萬一。以レ勢攻。雞鳴乃定。既陳。去二晉軍一一里。昧明。王乃秉レ枹親就。鳴二鐘鼓丁寧錞于一。振レ鐸。勇怯盡應。三軍皆譁釦以振旅。其聲動二天

爲す。今大國錄(一四)を越えて弊邑の軍壘に造る。敢て亂の故を請ふ」と。(一五)呉王親らこれに對へて曰く、「天子命あり。『周室卑約にして貢獻入るなし。上帝鬼神にして以(一六)て告ぐべからざるに、姬姓の振ふなし』と。徒遽(一七)もて孤に來り告げ、日夜相繼げり。匍匐(一八)して君に就きしに、君今王室の安平ならざるをこれ憂ふるにあらずして、晉の衆庶を億負して、これを戎・翟・楚・秦に式ひず。はた長弟せずして、以て一二の兄弟の國を力征す。(一九)孤わが先君の班爵を守らんと欲す。(二〇)進むは則ち敢てせ(二一)ず、退くは則ち不可なり。今會ゝ日薄れり。恐らくは事の集ら(二二)ずして以て諸侯の笑となることを。孤の君に事ふるも(二三)今日に在り、君に事ふるを得ざるもまた今日に在り。(二四)使者の遠きことなきが爲に、孤用て親ら命を藩籬の外に聽く」と。董褐將に還らんとす。王、(二五)左畸を稱びて曰く、「少司馬茲と王の士五人とを攝へて、王の前に坐ゑよ」と。乃ちみな進みて、(二六)客の前に自剄して以て客に醻いたり。

一 秣は粟也、即ち粟を食はしと也。服は執也。兵を服りとは、武器を執りと也。擐は貫也。甲を擐きとは、甲冑

令二秣レ馬食一レ士。夜中乃令下服レ兵擐レ甲。係二馬舌一。出中火竈上陳二士卒百人一以爲二徹行一。百行。行頭皆官師。擁レ鐸拱レ稽。建二肥胡一。奉二文犀之渠一。十行一嬖大夫。建レ旌提レ鼓。挾レ經秉レ枹。十旌一將軍。載レ常建レ鼓。挾レ經秉レ枹。爲二萬人一以爲二方陳一。皆白常白旂素甲白羽之矰。望レ之如レ荼。王親秉レ鉞

馬舌を係ぎて火を竈より出さしめ、士卒百人を陳ねて、以て徹行と爲して百行あり。行頭にはみな(一)官師あり。鐸を擁き稽を拱り、肥胡を建て、文犀の渠を奉ぐ。十行に(二)一嬖大夫あり、旌を建て鼓を提げ、經を挾み枹を秉る。十旌に一(三)將軍あり、常を載て鼓を建て、經を挾み枹を秉る。(五)萬人を爲して以て(四)方陳を爲す。みな白常・白旂・素甲・白羽の矰、これを望めば荼の如し。王親ら鉞を秉り白旂を載て、(六)中陳を以ゐて立つ。左軍もまたかくの如し。みな赤常・(七)赤旟・(八)丹甲・朱羽の矰、これを望めば火の如し。右軍もまたかくの如し。みな(九)玄常・玄旗・黑甲・烏羽の矰、これを望めば墨の如し。帶甲三萬を爲り、(一〇)勢を以て攻めんとして、雞鳴に乃ち定る。既に陳す。晉軍を去ること一里なり。昧明に、王乃ち枹を秉りて親ら就き、鐘鼓・丁寧・錞于を鳴して鐸を振ふ。(一一)勇怯盡く應じ、三軍みな(一二)譁釦して以て振旅す。その聲天地を動かす。晉の師大に駭きて出でず。軍を周らし壘を(一三)飭め、乃ち董褐をして事を請はしめて曰く、兩君兵を偃し好を接せ、日中を期と

士以奮二其朋勢一。勸レ之以二高位重畜一。備二刑戮一以辱二其不レ厲者一。令三各輕二其死一。彼將二不レ戰而先一レ我。我既執二諸侯之柄一。以二歲之不一レ穫也無レ有レ誅焉而先罷レ之。諸侯必說。既而皆入二其地一。王安二挺志一。一日惕。一日留。以安步王志。必設以二此民一也封二於江淮之閒一。乃能至二於吳一。吳王許諾。

也（一七）然りと雖も、かれ夕は、その國に近きが故に、危急の場合にも轉じ逃れて生きんとする心あり、故に却つて死をおそれて敗北するにいたらん。これに反して、わが吳は遠く本國と離れ居れば、國に歸らんとするの思慮なく、絕ちて、轉じ逃れて生きんとするの心なし。故に却つて死を恐れずして、勝つにいたらん。王はこの兵士の心を今の場合に利用することゝし、晉に迫らんと也（一八）かれ晉はあによくこの危險なる戰爭をなして、身を危うせんや。故に迫らばわれに先に血をすゝることをゆるさんと也（一九）われ等君につかへて勇あり謀あらば、今の場合に出して用ひんと也（二〇）故に今夕晉に對して戰を求めて、かれを屈せしめて、わが吳の民の心を廣大にして懼れざるやうにせしめんと也（二一）朋は羣也。朋勢を奮ひとは、その士に屬する羣黨の勢を激して熾ならしめと也。重畜は寶財也（二二）歲は穫めざるを以て云々とは、わが吳は年豐かならざれどもこの爲に、諸侯よりの貢賦を責むることなくしてこれをゆるし、諸侯をしてまづおの〳〵その國にかへらしめばかれらは說ばんと也。誅は責也。罷めばとは諸侯をしてまづその國に歸らしむる也（二三）既にしてみな云々とは、諸侯がそれぞれみなその國境に入りたる後と也。挺は寬也。惕は疾也。留は徐也。王は志を云々とは、かくしてわが吳王は心を安らかに廣く持ちて、國にかへる支度をなし、一日は早く行軍し、一日はゆるやかに進み、以てかく安らかに行軍するは、王の志なるを示しと也。必ず設くるに云々とは、またこのわがこの吳の民卽ち兵士の勳功あるものに、揚子江・淮水の閒の土地を與へて諸侯とせんといふ重賞を設けてはげまさば、必ず速に吳に到るを得んと也

吳王昏乃戒。

吳王昏（こん）に乃ち戒（いまし）め、馬に（一）秣（まぐさか）ひ士に食（は）ましめ、夜中（やちう）に乃ち兵（へい）を服（さ）り甲（かふ）を擐（つらぬ）き、

遠。必無レ有ニ二
命一焉。可ニ以濟レ
事。王孫雒進。
顧ニ揖諸大夫一
曰。危事不レ可ニ
以爲レ安。死事
不レ可ニ以爲レ生。
則無レ爲レ貴レ知
矣。民之惡レ死
而欲ニ貴富以
長沒一也。與レ我
同。雖レ然彼近ニ
其國一有レ遷。我
絕レ慮無レ遷。彼
豈能與レ我行ニ
此危事一也哉。
事レ君勇謀於レ
此用レ之。今夕
必挑戰以廣ニ
民心一。請王厲レ

ば、諸侯は必ず說ばん、既にしてみなその地に入り、王は志を安挺にし（一二）、一日は惕く、一日は留く、以て安步するは王の志なりとし、必ず設くるに、この民を以て江・淮の間に封ぜんといはゞ、乃ち能く吳に至らん」と。吳王許諾せり。

（一）齊盟は同盟也。齊は同也 （二）會して晉を云々とは、諸侯と會盟して、晉を盟主としてさきに血をすゝらしむること也 （三）王孫雒は吳の大夫。齒は年也。即ち、國家の危急の時には、年齡の順序によりて對へずといふことをきけりと也 （四）越の聞え云々とは、越の亂をおこして吳を攻めしといふ評判一層高く知れわたらんと也 （五）さすれば、今ひきゐて居るところの民兵は懼れて逃げんと也 （六）正は適也、まさに也。即ち今遠く國を出でて征途につけることなれば、正に與國につきて援を請ふによしなしと也 （七）徐は徐戎。夷は淮夷。共に夷族なり （八）掎は旁より擊つをいふ （九）柄は權柄也。その志を成して云々とは、諸侯に霸たる目的を達して、その權を以て天子に見えんと也 （一〇）須は待也。即ち、さすれば、われ吳が諸侯に霸たる權を以て、天子に見ゆる時機をまちて得んとすとも得べからずと也 （一一）またこれをすてゝ去らんとすることも忍びずと也 （一二）故に必ず會盟に列して、盟主となりて先だちて血をすゝれと也 （一三）就きてとは、そばに近寄りて也 （一四）わが故鄉への道は悠遠なるが故に、かゝる場合、二つの命令を持するが如きことなくして、晉に先だつといふ一計に決して、斷々乎としてこれが實行につとめて事を成すべしと也 （一五）顧揖してとは、顧みて禮をして曰くと也。危事云々とは、危急の事を救ひて安全にすることを能はず、死せざるべからざることをば變じて生くるやうになすことを得ずは、知といふものを貴ぶに足らずと也 （一六）長沒は、長く生きて天壽を保ちて死すること。われと同じとは、われも人もみな同じと

民懼而走。遠無二正就一。齊宋徐夷曰呉既敗矣。將二夾レ溝而𢸝レ我。我無二生命一矣。會而先レ晉。晉既執二諸侯之柄一以臨レ我。將下成二其志一以見中天子上。吾須レ之不レ能。去レ之不レ忍。若越聞愈章。吾民恐畔。必會而先レ之。王乃步就二王孫雒一曰。先レ之。圖レ之將二若何一。王孫雒曰。王其無レ疑。吾道路悠

らば、わが民恐らくは畔かん。(一一)必ず會してこれに先て」と。王乃ち步して王孫雒に就(一二)きて曰く、「これに先つ、これを圖るには將に若何せんとする」と。王孫雒曰く、「王それ疑ふなかれ。(一四)わが道路悠遠なり。必ず二命あることなくして、以て事を濟すべし」と。王孫雒進んで諸大夫を顧揖(一五)して曰く、危事は以て安と爲すべからず、死事は以て生となすべからずば、則ち知を貴ぶをなすなし。民の死を惡んで、貴富にして以て(一六)長沒するを欲するや、われと同じ。(一七)然りと雖も、かれはその國に近くして遷るあり、われは慮を絶ちて遷るなし。(一八)かれあに能くわれとこの危事を行はんや。(一九)君に事へて勇謀ならば、こゝに於てこれを用ひん。(二〇)今夕挑戰して以て民心を廣めん。請ふ、王は士を厲して以てその(二一)朋勢を奮ひ、これを勸すに高位重畜を以てし、刑戮を備へて以てその厲まざるものを辱め、各をしてその死を輕んぜしめよ。かれ將に戰はずしてわれを先にせんとせん。われ既に諸侯の柄を執り、(二二)歳の穫めざるを以て、誅むるあるなくしてまづこれを罷め

踐乃率二中軍一泝レ江以襲レ呉。入二其郛一。焚二其姑蘇一。徙二其大舟一。呉晉爭レ長未レ成。邊遽乃至。以二越亂一告。

呉王懼。乃合二大夫一而謀曰。越爲二不道一。背二其齊盟一。今吾道路悠遠。無レ會而歸與二會而先一レ晉。孰利。王孫雒曰。夫危事不レ齒。雒敢先對。二者莫レ利。無レ會而歸越聞章矣。

を絶たしめし也。王子友は夫差の太子。姑熊夷は呉の邑也。即ち、夫差の反らざる中に、越が呉を伐ちしかば、呉これをふせぎ、終に太子友を擒にせしなり　(四) 郛は郭也、即ち、呉王の都城の外郭内に入りし也。姑蘇を焚きとは、姑蘇臺をやきし也。徙は取也。即ち、王の大舟を分捕にせりと也　(五) 長は先也。成は定也。然るに、一方呉王の方にては、盟約は盟主たる位地を晉と爭ひて未だ定らずと也　(六) 遽は傳也。邊遽とは、國境の驛よりの遞傳使也

呉王懼れ、乃ち大夫を合せて謀りて曰く、「越は不道を爲してその(一)齊盟に背く。今われ道路悠遠なり。會する無くして歸らんと、(二)會して晉を先にすると、孰れか利なる」と。(三)王孫雒曰く、『それ危事には齒せず』と。雒敢てまづ對へん。二者利なし。會するなくして歸らば、(四)越の聞え章ならん。(五)民懼れて走らん。(六)遠くして正に就くことなからん。齊・宋・(七)徐・夷曰はん、『呉既に敗れたり』と。將に溝を夾みてわれを(八)廖たんとせん。われ生命なからん。會して晉を先にせば、晉既に諸侯の(九)柄を執りて以てわれに臨み、將にその志を成して、以て天子に見えんとせん。われ(一〇)これを須つとも能はず。(一一)これを去るも忍びず。もし越の聞えいよいよ章な

以見越之入。呉國之亡也。遂自殺。王慍曰。孤不使大夫得有見也。乃使取申胥之尸盛以鴟鵣而投之於江。

也。縣は懸也、つるす也 (二) 入りは呉に攻め入りと也 (三) 余は大夫をして、見しめずと也 (四) 鴟鵣は革にてつくりたるふくろ。盛るに云々とは、その尸を革の嚢にいれてと也。江は揚子江也

呉王夫差既殺申胥。不稔於歳。乃起師北征。闕爲深溝於商魯之閒。北屬之沂。西屬之濟。以會晉公午於黄池。於是越王句踐乃命范蠡舌庸。率師沿海泝淮以絶呉路。敗王子友於姑熊夷。越王句

呉王夫差既に申胥を殺し、歳に稔せず。(一)乃ち師を起して北征し、闕ちて深溝を商・魯の閒に爲り、(二)北これを沂に屬し、西これを濟に屬し、以て晉公に黄池に會せり。是に於て越王句踐乃ち范蠡・舌庸に命じて、(三)師を率ゐて海に沿ひ、淮に泝りて以て呉の路を絶たしめ、王子友を姑熊夷に敗る。越王句踐乃ち中軍を率ゐて江を泝り、以て呉を襲ひその郛に入り、(四)その姑蘇を焚きてその大舟を徙れり。呉・晉長を爭ひて未だ成らず。(五)邊遽乃ち至り、(六)越の亂を以て告ぐ。

(一) 稔は熟也。歳に稔せずとは、凶年なりしをいふ (二) 闕は穿也。商は宋也。沂は川の名にて、泰山より出づ。濟は宋の川の名。黄池は、地名。即ち、夫差は以上の不祥を憂ふることなく、軍を起して北征し、地を穿ちて深き堀川を宋と魯との閒につくり、北の方これを沂水につゞけ、西の方濟水につゞけて、水運を便にし、魯の哀公の十三年に、晉の定公に黄池に會せりと也 (三) 范蠡と舌庸とは、共に越の大夫。呉の路を絶たしめとは、呉王還師の路

憂。王若不得志於齊。而以覺寤王心。吳國猶世。吾先君之得之也。必有以取之。其亡之也。亦有以棄之。用能援持盈以沒。而驟救傾以時。今王無以取之。而天祿亟至。是吳命之短也。員不忍稱疾辟易以見王之親爲越之禽也。員請先死。將死。曰。而縣吾目於東門。

して、以て王の親ら越の禽と爲るを見るに忍びず。員請ふまづ死なん」と。將に死なんとして曰く、「而(二一)わが目を東門に縣けよ。以て越の入り(二二)吳國の亡ぶるを見ん」と。遂に自殺せり。王慍りて曰く、「孤、(二三)大夫をして見るあるを得しめず」と。乃ち申胥の尸を取りて、盛るに鴟鴞を以てして、(二四)これを江に投ぜしめたり。

(一) 釋は解也。劍を釋きとは、身に佩びたる劍を解きて、辭意を示して曰くと也 (二) 決は決也 (三) 黎老は老人也。播は放也。孩は幼也。孩童とは、王の親せる年少の大夫等を明りていへるなり。比は合也。余令して云々とは、かれら若き大夫は、余の命令に少しもそむかずと王は揚言せりと也 (四) 近は狃也、なるゝ也。遺は忘也、わするゝ也。即ち、それ天の棄てしところのものには、必ずしばしば小なる喜びを與へてこれになれしめ、以て大なる憂を忘れしむるものなりと也 (五) 世々にせんとは、世々永く續かんと也 (六) 先王の功を收めしときには、それに相當する原因ありて、その當然の結果としてこれを收めたりと也。即ち、闔閭が楚に克ちしをいふ (七) 亡は失也、うしなふ也。その師を正しうせずして楚に敗られしをいふ。棄つるありとは、棄て失ひし相當の原因ありと也 (八) 盈は滿也。沒は終也。即ち、闔閭はとく能者を用ひ、賢人をひきあげ用ひて、國の崩からざるさまにて死せりと也。盈を持ちとは、國の弱からざる樣に持續してと也。傾くを救ふ云々とは、吳國の衰へ傾かんとするを救ふに、よき時機を失はざりきと也 (九) 取るなくしてとは、天祿を受くべき原因をつまずしてと也 (一〇) 員は申胥の名。辟易とは、狂を病みてその本性を改易するをいふ。禽は擒に同じ、捕虜也。即ち、われ辟易を病と稱して、その理由の下に辭して他にゆき、わが王の越の捕虜となるゝを見るに忍びずと也 (一一) 縣は懸也。東門は町の入口の東門

式靈レ之。敢告二於大夫一。申胥釋レ劍而對曰。昔吾先王世有二輔弼之臣一。以能遂レ疑計レ惡。以不レ陷二於大難一。今王播二棄黎老一而孩童焉比謀。曰。余令而不レ違。夫不レ違乃違也。夫不レ違亡之階也。夫天之所レ棄。必驟近二其小喜一。而遠二其大

多くの制度。撓は擾也、みだす也。妖孽すとは、妖言を放ちて、わが吳國にわざはひすと也（五）衷は善也、福也。受服は、服從也（六）孤は諸侯の喪にあるときの謙稱。多しとは功多しと也（七）式はまこと也、式は用也。靈は神也、不思議の力也。卽ち、先王の鐘鼓は、もと軍事に威靈あり。故にわれをして戰に勝たしめたりと也

申胥劍を釋きて對へて曰く、「むかしわが先王世々輔弼の臣あり。以て能く疑を遂め惡（一）を計りて、以て大難に陷らざりき。今王は黎老（三）を播棄して、孩童と焉に比謀（二）し、曰く、『余令して違はず』と。それ違はざるは、乃ち違ふなり。それ違はざるは亡ぶるの階なり。それ天の棄つるところは、必ずしばしばその小喜（四）に近れて、その大憂を遠れしむるものなり。王もし志を齊に得ずして、以て王の心を覺寤せしめば、吳國なほ世々（五）にせん。（六）わが先君のこれを得しや、必ず以てこれを取るあり。そのこれを亡（七）ひしや、また以てこれを棄つるあり。用ひて能く擢きて盈（八）を持ちて以て沒り、而してしばしば傾くを救ふに時を以てせり。今王は以てこれを取る（九）なくして、天祿しばしば至る。これ吳の命の短きなり。（一〇）員は辟易を疾むと稱

吳王還自伐齊。乃訊申胥曰。昔吾先王體德聖明。達於上帝。譬如農夫作耦以刈殺四方之蓬蒿。以立名於荊。此則大夫之力也。今大夫老。而又不自安恬逸。而處以念惡。出則罪吾衆。以撓亂百度。以妖孽吳國。今天降衷於吳。齊師受服。孤豈敢自多。先王之鐘鼓寔

吳王、齊を伐ちてより還り、乃ち申胥に訊めて曰く、「むかしわが先王、體德聖明にして上帝に達せり。(一)譬へば、農夫の耦を作して、以て四方の蓬蒿を刈殺せしが如し。(二)以て名を荊に立てしは、これ則ち大夫の力なり。(三)今大夫は老いたり。而るにまた自ら恬逸に安んぜずして、(四)處ては以て惡を念ひ、出でては則ちわが衆を罪し、百度を撓亂して、以て吳國を妖孽す。(五)今天、衷を吳に降し、齊の師受服せり。孤あに敢て自ら多しとせんや。(六)先王の鐘鼓寔に式てこれを靈せり。(七)敢て大夫に告ぐ」と。

(一) 訊は告也、せめ告ぐる也。即ち、齊を討たんとせしとき、申胥の諫めしをせめていひし也。先王は闔閭也。體德は德を身に體する也。體は行也、おこなふ也。上帝に達せりとは、その體德聖明なることは、上帝即ち天にまでよく通ぜりと也 (二) 耦を作してとは、二人相並んでと也。蓬蒿はよもぎ也。即ち、申胥の先王を助けて以てその事を成さしめしは、これを譬へば、農夫の相並んで耕作に從事し、穀物に害をなす四方の蓬蒿を刈殺してこれを除きしが如しと也 (三) 荊は楚也。大夫は申胥をさす。名を荊に立てとは、楚を柏擧に敗り、昭王をして隨に奔らしめしをいふ (四) 恬は靜也。逸は樂也。處は居也。惡を念ひとは、惡を吳國に挿さんことをおもひと也。わが衆を罪しとは、申胥がさきに吳に禍を發傾る丶ところありなど、なきことをあるやうにいひて吳の民を罪せしと也。百度は

人必來襲レ我。王雖レ悔レ之。其猶有レ及乎。王弗レ聽。十二年遂伐レ齊。齊人與戰二於艾陵一。齊師敗績。吳人有レ功。

一个矢を被れば、百獸みな逃ぐるが如く、今吳の民の陣に臨み戰に就くにあたり、苟も少しく傾傷あらばその羣獸の如くならんと也 (一七) 方は道也、方法也 (一八) 夫差の十二年は、魯の哀公の十一年也 (一九) 艾陵は齊の地

吳王夫差既勝二齊人於艾陵一。乃使下行人奚斯釋中言於齊上。曰。寡人帥二不腆吳國之役一。遵二汶之上一。不レ敢二左右一。唯好之故。今大夫國子興二其衆庶一。以犯二獵吳國之師徒一。天若不レ知レ有レ辜。則何以使二下國勝一。

吳王夫差既に齊人に艾陵に勝ち、乃ち行人奚斯をして、齊に釋言せしめて曰く、「寡人不腆なる吳國の役を帥ゐる、汶の上に遵ひて、敢て左右せざりしは、たゞ好の故なり。今大夫國子その衆庶を興して、以て吳國の師徒を犯獵せり。天もし辜あるを知らずば、則ち何を以て下國をして勝たしめんや」と。

(一) 行人は賓客の接待を掌る官。奚斯は吳の大夫。釋は解也。釋言してとは、言辭を以て自ら辯解し、非を齊に歸する也。腆は厚也。不腆は厚からずにて、粗末なるといふ意。役は兵也。汶は齊の川の名。敢へて左右云々とは、敢て左右即ち行動して、齊の民を暴掠せざりしは、たゞ從來の恩好ありしが故なりと也 (二) 國子は齊の卿なる國書にて、齊の將たりし也。その衆庶を興してとは、その民衆を兵に徵發してと也。犯獵とは、獵の時の如く、はせまはりて荒し亂せりと也 (三) 辜は罪の古字。下國は吳を自らいふ也。即ち、天がもし齊國に罪あるを知らずば、何を以て吳國をして齊國に勝たしめんと也

納。乃入二芊尹申亥氏一焉。王縊。申亥負レ王以歸。而土二埋之其室一。此志也。豈遽忘二於諸侯之耳一乎。今王既變二鯀禹之功一。而高レ高下レ下。以罷二民於姑蘇一。天奪二吾食一。都鄙荐饑。今王將二很レ天而伐一レ齊。夫吳民離矣。體有レ所レ傾。譬如二羣獸一然。一个負レ矢。將二百羣皆奔一。王其無レ方レ收也。越

とは、岩石を穿つて石の郭をつくり、漢水の流をふさぎて、その石郭を周りて流るゝやうにし、以て九嶷山にある舜帝の墓に象れるものを作るが如き大工事をなしたりと也 (五) 閉は候也、うかゞふ也。その隙をうかゞひてこれを取らんとするをいふ。方城は楚の北方の山の名。險阻なるを以て、楚はこれに築きて外寇に備へしもの。諸夏は主として陳・蔡をいふ。東國は徐夷吳越をさす。沮汾は川の名。楚の東鄙にて、沮汾の閒は所謂乾谿也。即ち、魯の昭公の六年に、楚の令尹子蕩が、師を帥ゐて吳を伐ち、豫章に師して乾谿に次せしをいふ。その民は、楚の民也。餓努は餓ゑつかるゝ也。殣は殍也。魯の昭公の十三年に、楚の民つかれ國亂れ、中外叛きしをいふ。煢行は孤立のさまになりてゆきしをいふ。屛營は、惶るゝさまにいふ語。彷偟はさまよふ也。涓人は、宮中を清潔にすることを掌るもの。疇はその名 (六) 進むとは、食を進めしをいふ (七) 壤は境也、つちくれ (八) 見るなきなりとは、疇の逃げて居なくなりしをいふ (九) 棘は楚の邑の名。闈は門也 (一〇) 申亥は楚の大夫、芊尹無宇の子。傳に曰く、王は夏に沿うて將に鄢に入らんとす。芊尹無宇の子申亥曰く、わが父再び王命をおかせり。然るに王これを誅せず、惠のこれより大なるものなしと。乃ち王を求めて、これに棘の闈に遇へりと。入るとは、その家に入りしをいふ (一一) 歸りとは、その家にかへり也。室には室の下に也 (一二) 志は記也。即ち、この記錄に記されたる事實は、あに遽に諸侯の耳にきゝて忘るゝを得んやと也 (一三) 王は夫差也。鯀は禹王の父。共に洪水を治めて大功ありし人にて、地勢及び水の順に從ひてその功を收めしに、夫差は臺樹を姑蘇の山上に築き、高き山を一層高くし、下き地に陂池をつくりて一層ひくゝし、鯀・禹の反對の事をなして、人民をつからしめたりと也。高きを高うしとは、臺樹を起す也。下きを下うすとは、池を深くする也。罷は疲也 (一四) 很は違也、たがふ也 (一五) 離は畔也、そむく也。體傾るゝとは、吳の國體の將に傾かんとするをいふ (一六) わが吳の國の狀態は、羣獸の事をなせるが如し。その中

踰二諸夏一而圖二東國一。三二載於沮汾一。以服二呉越一。其民不レ忍二饑勞之殃一。三二軍叛二王於乾谿一。王親獨行。屏二營傍三偟於山林之中二三日。乃見二其涓人疇一。王呼レ之曰。余不レ食三日矣。疇趨而進。王枕二其股一以寢二於地一。王寐。疇枕レ王以レ墣而去レ之。王覺而無レ見也。乃匍匐將レ入二棘闈一。棘闈不レ

す。王寐ねたたり。疇、王に枕するに墣(七)を以てして、これを去れり。王覺めて見(八)るなきなり。乃ち匍匐し、將に棘(九)の闈に入らんとす。棘の闈納れず。乃ち芋尹申亥氏(一〇)に入る。王縊る。申亥王を負うて以て歸(一一)りて、これをその室に土埋せり。この志(一二)は、あに遽に諸侯の耳に忘れんや。今王(一三)既に鯀・禹の功を變じて、高きを高うし、下きを下うし、以て民を姑蘇に罷らせり。天わが食を奪うて都鄙荐りに饑う。今王將に天に很(一四)うて齊を伐たんとす。それ呉の民離(一五)きて、體傾るゝところあり。譬(一六)へば羣獸の如く然り、一个矢を負へば、百羣みな奔らんとす。王それ收むるに方(一七)なからん。越人もまた必ず來りてわれを襲はん。王これを悔ゆと雖も、それなほ及ぶあらんや」と。王聽かず。十二年(一八)遂に齊を伐つ。齊人與に艾陵(一九)に戰ひ、齊の師敗績して、呉人功ありたり。

（一）鑑は鏡なり。人を以て鏡となせば、古今の成敗を見て、自ら戒むるに足り、水を以て鏡となせば、たゞ自己の形のみ見えて、益なし。故に古今の人の成敗を手本として見て、その身を戒めよと也　（二）不君とは君道を守らずと也　（三）箴は戒也、いましむ也。入は受也　（四）章華は楚の地名。闕は穿也。陂は[illegible]也、ふさぐ也。闕つて云々

腹心之疾一也。夫越王之不レ忘二敗レ吳於其心一也。戚然服レ士。以司二吾間一。今王非二越是圖一。而齊晉以爲レ憂。夫齊晉譬二諸疾一疥癬也。豈能涉二江淮一而與レ我爭二此地一哉。將三必越實有二吳土一。

あやまつ也。征賦は租稅也。約は儉約也、裕は饒也、ゆたか也 (二) 毀衆とは、數多くして勞の甚なるをいふ (三) 戚然とは、おそれつゝしむさま也。戚は惕也、おそるゝ也。服は習也、士を服すとは、兵士を訓練する也。間は隙也。司は伺也 (四) 疥癬はひぜん也。ひぜんは皮膚に生ずる疾ゆゑ、外の病なり。かくの如く齊・晉も遠く外にあれば、害をなすこと少しと也 (五) 江・淮は揚子江と淮水と也

王盍下亦鑑二於人一。無上鑑二於水一。昔楚靈王不君。其臣箴諫以不レ入。乃築二臺於章華之上一。闕爲二石郭一。陂レ漢以象二帝舜一。罷二弊楚國一以閒二陳蔡一。不レ修二方城之內一。

王なんぞまた人に鑑(一)みて、水に鑑みるなからざる。むかし楚の靈王(二)不君なり。その臣箴諫(三)せしかども以て入けず。乃ち臺(四)を章華の上に築き、闕つて石郭を爲り、漢を陂ぎて以て帝舜に象れり。(五)楚國を罷弊して以て陳・蔡を閒ひ、方城の內を修めずして、諸夏を踰えて東國を圖り、沮汾に三歲ありて以て吳越を服し、その民饑勞の殃に忍びずして、三軍の王に乾谿に叛き、王親ら獨行し、山林の中に屏營彷偟すること三日、乃ちその涓人疇を見たり。王これを呼んで曰く、「余は食はざること三日なり」と。疇趨りて(六)進む。王その股を枕として以て地に寢

吳王乃許レ之。荒成不レ盟。吳王夫差既許ニ越成一。乃大戒ニ師徒一。將ニ以伐ㇾ齊。申胥進諫曰。昔天以レ越賜レ吳而王弗レ受。夫天命有レ反。今越王句踐恐懼而改ニ其謀一。舍ニ其愆令一。輕ニ其征賦一。施ニ民所ㇾ善。去ニ民所ㇾ惡。身自約也。裕ニ其衆庶一。其民殷衆。以多ニ甲兵一。譬越之在レ吳也。猶ニ人之有ニ

からを輕んずる所行にあらずやと也 (四) 荒は空也。即ち血をすゝりて盟はざりしをいふ也

吳王夫差既に越に成を許し、乃ち大に師徒を戒め、將に齊を伐たんとす。申胥進みて諫めて曰く、「むかし天、越を以て吳に賜ひて、王受けざりき。それ天命は反るあり。(一)今越王句踐恐懼して、その謀を改め、その愆令を舍てゝ、その征賦を輕くし、民の善みするところを施し、民の惡むところを去り、身みづから約にして、その衆庶を裕にす。その民は殷衆(二)にして以て甲兵多し。譬へば、越の吳に在るは、なほ人の腹心の疾あるがごとし。それ越王の、吳を敗るをその心に忘れざるや、戚然(三)として士を服して以てわが閒を司ふ。今王、越をこれ圖るにあらずして、齊・魯を以て憂となす。それ齊・魯は、これを疾に譬ふれば疥癬(四)なり。あに能く江(五)・淮を渉りて、われとこの地を爭はんや。將に必ず越は實に吳の士を有たんとするなり。

(一) 反るありとは、盛なるものは衰へ禍あるものは福ある如く循環するをいふ。愆令とは過てる政令也。愆は過也、

吳王曰。大夫奚隆二於越一。越曾足三以爲二大虞一乎。若無レ越。則吾何以春秋曜二吾軍士一。乃許二之成一。

將レ盟。越王又使二諸稽郢辭一。曰。以レ盟爲レ有レ益乎。前盟口血未レ乾。足二以結一レ信矣。以レ盟爲レ無レ益乎。君王舍二甲兵之威以臨二使之一。而胡重二於鬼神一而自輕也。

吳王曰く、「大夫(一)よ。なんぞ越を隆なりとする。越は曾ち以て大虞と爲すに足らん(二)や。もし越なくんば、則ちわれ何を以て春秋にわが軍士を曜さんや」と。乃ちこれに成(三)を許せり。

(一) 大夫は申胥をさす　(二) 曾は則也。虞は度也、はかる也。大虞云々とは、越は大に虞り備へざるを得ざる國にあらずと也　(三) 曜は示也。卽ち、もし越國が亡びてなくならば、わが吳國は、何のはりあひのありて、春秋に狩獵をして、わが軍士を鍊兵し、その威力を示すを得んやと也

將に盟はんとす。越王また諸稽郢をして辭せしめて曰く、「盟を以て益ありと爲すか。前盟の口血(一)未だ乾かず、以て信を結ぶに足る。盟(二)を以て益なしと爲すか。君(三)王、甲兵の威以てこれを臨使するを舍てて、胡ぞ鬼神を重んじて自ら輕んずるや」と。吳王乃ちこれを許し、荒(四)しく成ぎて盟はざりき。

(一) 口血とは、盟約の時に、神前にて牲の血をすゝりて脣につくるをいふ。卽ち、前の和盟の時にすゝりし口血の未だ乾かざるほど、今とはその間の時日少き故、前の盟約にて信を結ぶに十分なりと思ふと也　(二) 盟は前盟也　(三) 君王はその兵威を以てわが越を賴使するをなさずして、徒に盟を以て事とするは、これ鬼神を重んじてみづ

彊一也。大夫種勇而善レ謀。將下還二玩吳國於股掌之上一。以得中其志上。夫固知二君王之蓋レ威以好レ勝也。故婉二約其辭一以從二逸王志一。使下淫二樂於諸夏之國一以自傷上也。使二吾甲兵鈍弊。民人離落。而日以憔悴一。然後安受二吾燼一。夫越王好レ信以愛レ民。四方歸レ之。年穀時孰。日長炎炎。及レ吾猶可二以戰一也。爲レ虺弗レ摧。爲レ蛇將二若何一。

にその辭を(三)婉約にして以て王志を從逸にし、諸夏の國に淫樂して以て自ら傷らしめ、わが甲兵をして鈍弊し、民人をして離落して、日に以て憔悴せしめ、然して後に安にわが燼を受けんとするなり。それ越王は、信を好んで以て民を愛し、四方これに歸し、年穀時に孰して、(四)日に長ずること炎炎たり。(五)われとなほ以て戰ふべし。(六)虺たるときに摧かずんば、蛇とならば將に若何せんとする」と。

(一) 股はもゝ也。掌はてのひら。還は轉也、ころがす也。卽ち、わが吳國をおのが股や掌の上にころがし弄んで、その目的を達せんとするなりと也 (二) 蓋は尙也、たつとぶ也。卽ち、かれ大夫種は、君王はその性威勢をたつとびて他に勝つことを好むを知れりと也 (三) 婉は順也。約は卑也。婉約は、遜順にしてへりくだる也。從逸とは、はしいまゝにすること。諸夏の國云々とは、諸夏卽ち中國の諸侯の國を征伐してこれを統御し、勢にほこりて淫樂して、みづからその身を害するやうにいたらしめと也。鈍弊とは、勢をにぶらしつからす也。離落とは、王に背きてはなれゆく也。離は畔也。落はおちぶるゝ也。憔悴はやつれつかるゝ也 (四) 日に長ずるとは、日に國の勢の盛になることをいふ。炎々は盛なるさまにいふ語 (五) 今越は敗ると雖も、なはよくわれと一戰するを得べし。もしそれ將來完修せば、將に如何ともしがたからんと也 (六) 虺は小蛇也

之諸侯。則何實以事吳。致使下臣盡辭。唯天王秉利度義焉。

吳王夫差乃告諸大夫曰。孤將有大志於齊。吾將許越成。而無拂吾慮。若越既改。吾又何求。若其不改。反行吾振旅焉。

申胥諫曰。不可許也。夫越非實忠心好吳也。又非懾畏吾甲兵之

木の根をかためし如く、越國を確立したりと也。こは闔閭の時に、越が勝ちて國の安全なることを得しを靜を與うしていひたるなり。明に天下に聞ゆとは、天下の人の知るところなりといふ意。而して封殖を孤これを埋めてにたとへしなり ㊂ 刈亡を孤これを搰くにたとへしなり。勞は功也 ㊃ 實として云々とは、心實より吳に事ふることあらんやと也 ㊄ 利を秉りとは、吳國への年々の貢獻をいふ。義を度れとは、前の明に天下に聞ゆること也

吳王夫差乃ち諸大夫に告げて曰く、「孤將に齊に大志あらんとす。(一)われ將に越に成を許さんとす。(二)而わが慮を拂つなかれ。もし越既に改めば、われまた何をか求めん。もしそれ改めずんば、(三)行より反りてわれ振旅せん」と。

㊀ 大志は、諸侯に覇たらんとする志なり ㊁ 而は汝也。拂は絶也。卽ち、汝等はわがこの考をば妨げ絶つなかれと也 ㊂ 行は、齊を伐つの行也。振旅せんとは、兵を治め整へてこれを討たんと也

申胥諫めて曰く、「許すべからざるなり。それ越は、實に忠心に吳を好するにあらざるなり。またわが甲兵の彊きを懾畏するにあらざるなり。大夫種は勇にして謀を善くす。(二)將に吳國を股掌の上に還らし玩んで、以てその志を得んとするなり。(三)それ固より、君王の威を蓋んで以て勝つことを好むを知るなり。故

令焉。句踐請盟。一介嫡女。執箕箒以晐姓於王宮。一介嫡男。奉槃匜以隨諸御。春秋貢獻不解於王府。天王豈辱裁之。亦征諸侯之禮也。

夫諺曰。狐埋之而狐搰之。是以無成功。今天王既封殖越國以明聞於天下。而又刈亡之。是天王之無成勞也。雖四方

に得るが如きことをなさんやと也。下執事といへるは、夫差といふべきを謙遜してかくいへるなり (七) 用は以也。老は老臣。委は歸也。罪に服する意。邊は邊境。頓顙は頓首稽顙にて、額を地につけて拜するをいふ (八) 察せずしてとは、われ句踐の心情を察せずしてと也。屬は會也。殘はそこなふ也 (九) わが越國は、固より天王に服從し貢獻をする邑なりと也 (一〇) 鞭も箠もむち也。即ち、われら越國のものをむちうちて使はずしてと也。軍士云々とは、恐れ多くもわざわざ軍士を帥ゐて臨み、寇を禦ぐの令を發して戰はれんとすと也 (一一) 盟は和盟也。一は一介にて一人也。箕はちりとり。箒ははうき。箕箒を執るとは、掃除の賤しき役をなすためにと也。姓は庶姓也。晐は備也。姓に云々とは、王宮に仕ふる庶姓の女の一人に備りと也。槃匜は盥を承くる器。匜は盥器にて水を注ぐもの。諸御は多くの近侍也 (一二) かくても天王はあに能くどこどこまでもわれを裁制する意あらんやと也 (一三) 今回の吳王の擧は、天子が諸侯を征伐するの禮にならひて、なされしまでならんと也

それ諺に曰く、『狐これを埋めて狐これを搰く、これを以て成功なし』と。(一四)今天王既に越國を封殖して、以て明かに天下に聞ゆ。しかるをまたこれを刈亡せば、これ天王の成勞なきなり。四方の諸侯と雖も、則ち何ぞ(一五)實として以て吳に事へん。敢て下臣をして辭を盡さしむ。たゞ天王、(一六)利を乘り義を度れと。」

(一四) 埋は藏也。搰は發也。即ち、狐が食物を地に埋めて、またしばしばこれを掘りて見るが故に、他のものにとられてその功を收むること能はざるなりと也 (一五) 封は土にて根をかたむる也。殖は立也。即ち、草木にたとへて、草

孤不三敢忘二天災一。其敢忘二君王之大賜一乎。今句踐申レ禍無レ良。草鄙之人、敢忘二天王之大德一。而思二邊垂之小怨一。以重得二罪於下執事一。句踐用帥二二三之老一。親委二重罪一。頓二顙於邊一。今君王不レ察。盛レ怒屬レ兵、將レ殘二伐越國一。越國固貢獻之邑也。君王不下以二鞭箠一使上レ之。而辱二軍士一使二寇

以てこれを使はずして、軍士を辱くして寇令せしめんとす。句踐は盟を請ひ(一一)て、一介の嫡女は、箕箒を執りて以て姓に王宮に晐へ、一介の嫡男は、槃匜を奉げて以て諸御に隨ひ、春秋に貢獻して王府に解らず。(一二)天王あに辱くこれを裁せんや。また諸侯を征するの禮なり。(一三)

㊀ 諸稽郢は越の大夫。幣は玉帛也。布は陳也、ならぶる也。顯然は公然と也。下執事は吳國の下位の執事也。禍せられとは、天より禍せられしにて、吳と戰端を開くにいたりしをいへるなり。天王は吳王也。罪を得しとは、闔閭を傷つけしをいふ。玉趾は御足の意。句踐を孤てたりとは、表面は和を請ひしかども、内心にてはわれに仇をもち、われを棄てたりと也。孤は棄也。宥赦せりとは、媾和によりて再び好を結ぶにいたりしを宥赦せりといへるなり。以上は、かつてわが越が吳と戰ひしとき、吳敗れ、闔閭傷つきて死し、越に來りて媾和を請ひしことあるを、辭を巧にし、言を卑うしてのべたるなり ㊁ 緊は是也。即ち、君王の越國に對しては、恰もこれ死人を生かして、白骨に肉をつけたるが如く、その恩德は極めて厚しと也 ㊂ 孤は越王の謙稱。即ち、孤は敢へて天の禍災によりて嘗て貴國と戰ふの罪を得たるを忘れんやと也 ㊃ またその時の君王の大なる恩賜をうけしことを忘れずと也 ㊄ 申は重也、かさぬ也。即ち、今また句踐は天の禍をうけて、貴國より兵をむけられんとするは、わが平常の心得の善ならざりしが爲なりと也 ㊅ 草鄙の人とは、草深き田舍にあるものといふ意にて、句踐がみづからを謙遜していへるなり。垂は陲に同じ、境也。邊垂は國境也。即ち、吳が越の邊垂を侵ししが故に、心に怨を抱くをいふ。その意は、草鄙の人なるわれは、敢へて天王の大なる恩德を忘れて、邊境の小怨を思ひ、戰ひて以て、再び罪を下執事

ずわれに和をゆるして、わが越を以て畏るゝに足らずとし、將に必ずゆるやかに欄へ込みて諸侯に覇たる計畫をなすに至らんと也 (一三) 安は徐也、燼は餘也。呉王が覇業をなさんが爲に、その民をつからし弱らし、その上に、天が禍を下して、その民より食を奪ひ、民心の離畔するときに、われは心徐かにその燼餘の餘につけこんで、これを攻めば、乃ちまた天命の呉をたすくることあるなからんと也

乃命諸稽郢行成於呉。曰。寡君句踐使下臣郢不敢顯然布幣行禮。敢私告於下執事。曰。昔者越國見禍。得罪於天王。天王親趨玉趾。以心孤句踐。而又宥赦之。君王之於越也。繫起死人而肉白骨。

乃ち諸稽郢に命じて、成を呉に行はしめて曰く、「寡君句踐、下臣郢をして、敢て(一)顯然として幣を布き禮を行はしめずして、敢て私に下執事に告げしめて曰く、むかし越國の禍せられ、罪を天王に得しとき、天王親ら玉趾を趨せて、以て心に句踐を孤てたり。而れどもまたこれを宥赦せり。(二)君王の越に於けるは、緊死人を起して白骨に肉づけたるなり。(三)孤は敢て天災を忘れず。(四)それ敢て君王の大賜を忘れんや。今句踐禍を申ねて良きとなし。(六)草鄙の人、敢て天王の大德を忘れて、邊垂の小怨(五)を思ひ、以て重ねて罪を下執事に得んや。句踐用て(七)二三の老を帥ゐて、親ら重罪に委して邊に頓顙せんとす。今君王(八)察せずして、怒を盛にし兵を屬めて、將に越國を殘伐せんとす。(九)越國は固より貢獻の邑なり。君王、鞭箠(一〇)を

夫決拾。勝未可成。夫謀必素見成事焉。而後履之。不可以授命。王不如設戎約辭行成以喜其民、以廣侈吳王之心。吾以卜之於天。天若棄吳。必許吾成。而不吾足也。將必寬然有伯諸侯之心焉。既罷弊其民。而天奪之食。安受其燼。乃無有命矣。越王許諾。

として、諸侯に伯たる心あらんとせん。既（一三）にその民を罷弊して、天これが食を奪はんときに、安にその燼を受けば、乃ち命あるなからん」と。越王許諾せり。

（一）吳語とは、吳の話といふ意。吳は太伯の後なり。周の太王の少子季歷賢なりしかば、將に立てゝ嗣となさんとす。太伯は太王の長子なり。乃ち季歷に讓りて荊蠻に奔り、吳國に君たりし也（二）夫差は泰伯の子孫にて、闔閭の子、姬姓なり。吳は今の江蘇省にありし國。越は今の浙江省にありし國。これよりさき、魯の定公の十四年に、吳が越を伐ちしが、越これを破りしかば、闔閭傷つきて死せり。後三年夫差、越を伐ちしかば、越これを江にむかへし也（三）句踐は祝融の子孫にて、允常の子、芊姓なり。江は揚子江也（四）種は越の大夫、姓は文、字は伯禽。種はその名。たゞ天の授くる云々とは、吳と越との盛衰は、たゞ天の與へ授くるまゝになしおきて、人力を加へて左右すべきにあらずと也（五）庸は用也（六）申胥は楚の大夫、伍奢の子、子胥なり。名は員。楚の昭公の二十年に、奢、楚に誅せらる。員、吳に奔る。吳子これに申地を與ふ。故に申胥といふ。華登は宋の司馬華費遂の子なり。華氏亂を宋におこして敗れ、登、吳に奔り大夫となりし也。簡服は練習也。簡は習也。甲兵に簡服してとは、よくその兵を訓練してと也。挫は折也、敗るゝ也（七）一人云々とは當時の諺也。卽ち一人立派なものあれば、他のものこれにならひてみなつよしといふ意。決はゆがけ。拾はゆごて（八）成は必也。然るに今吳國には二賢大夫ありて、これを助け居れば、今戰ひても必ず勝つと定むべからずと也。素は豫也。履は行也（九）妄りにわが生命を敵に授け與ふべからずと也（一〇）戎は兵也。戎を設けとは、兵を備へて自らを守りと也。約は卑也。その民とは、吳の民也。廣侈とは、おごりたかぶらす也。侈は大也（一一）われこの事を天に向つて卜はんと也（一二）足れりとせずとは、越は侮るゝに足らずと也。寬然は緩々かなるさまにいふ語。卽ち、天がもし吳を棄つる考ならば、吳は必

吳王夫差起レ師伐レ越。越王句踐起レ師逆二之江一。大夫種乃獻レ謀。曰。夫吳之與レ越。唯天所レ授。王其無レ庸レ戰。夫申胥華登。簡二服吳國之士於甲兵一。而未二嘗有一レ所レ挫也。夫一人善射。百

卷第十九

吳語(一)

吳王夫差(二)師を起して越を伐つ。越王句踐(三)師を起してこれを江に逆ふ。大夫種(四)乃ち謀を獻じて曰く、「それ吳と越とは、たゞ天の授くるところのまゝにせよ。王それ戰を庸ふる(五)なかれ。それ申胥(六)・華登、吳國の士を甲兵に簡服して、未だ嘗て挫けしところあらず。それ『一人(七)善く射れば百夫決拾す』と。(八)勝たんこと未だ成すべからず。それ謀は必ず素め成事を見て、しかる後にこれを履ふものなり。(九)以て命を授くべからず。王、(一〇)戎を設け辭を約くし、成を行うて以てその民を喜ばせ、以て吳王の心を廣侈せんには如かず。(一一)われ以てこれを天に卜せん。天もし吳を棄てば、必ずわれに成を許して、(一二)われを足らずとし、將に必ず寛然

方城之外一以入。殺二白公一而定二王室一。葬二二子之族一。

に勝ッして白公たらしめたりと也。白は呉との境にある邑名。白公は白邑の君の意 ㈦ 蔡はもとの蔡國にて、楚がこれを滅して、沈諸梁が兼ねて治めし地 ㈧ 白公の亂とは、白公が鄭を伐ちて以て父の讎を報いんことを請ふ。子西は既に許して、未だ師を興さず。時に、晉は鄭を伐つ。楚また、鄭を救ひ、これと盟ふ。白公怒りて、遂に亂をおこし、子西・子期の二子を朝に殺しゝをいふ。事は魯の哀公の十六年にあり ㈨ 葉公は子高なり、葉に領地を有せしが故にしかいふ。われその云々とは、われは子西がわが言を棄てゝ用ひざりしを怨めども、しかも子西はよく楚國を治めしをありがたくおもふと也 ㈩ 夫子は子西をさす ⑪ わが小なる怨のために、大なる德ありし子西の死をすておくは不義なりと也 ⑫ これを殺さんとしとは、白公を殺さんとしと也。方城は山の名。即ち方城にある外公を帥ゐて、入りてと也。王室を定めとは、子高が、令尹・司馬の職を兼ねて、楚國を平定せしをいふ。その後、既に楚國の秩序恢復してより、子西の子寧をして令尹たらしめ、子期の子寛をして司馬たらしめ、みづからその領地なる葉に隠居せりと也。二子の族云々とは、子期・子西の族多く害せられしかば、既にみなこれを葬れりと也。

聞而棄レ之猶ニ蒙レ耳一也。吾語レ子何益。吾知レ逃而已。子西笑曰、子之尙レ勝也。不レ從。遂使レ爲ニ白公一。子高以レ疾閒ニ居于蔡一。及ニ白公之亂一、子西子期死。葉公聞レ之曰、吾怨ニ其棄ニ吾言一。而德ニ其治ニ楚國一。楚國之能平均以復ニ先王之業一者夫子也。以ニ小怨一寘ニ大德一吾不義也。將ニ入殺レ之。帥ニ

平均して、以て先王の業に復せしめしものは夫子なり。(一〇)小怨を以て大德を寘くは不義なり」と。將に入りてこれを殺さんとし、方城の(一一)外を帥ゐて以て入り、白公を殺して王室を定め、(一二)二子の族を葬れり。

(一) 騶馬繻は齊の大夫。胡公は、齊の太公の玄孫の子胡公靖也。貝水は川の名。即ち、胡公が馬繻を虐せしかば、馬繻は胡公を弑してこれを貝水に入れしをいふ。戕に殘也、そこなひころす也。邴歜と閻職とは、共に齊の臣。懿公は齊の桓公の子、商人なり。懿公が公子たりしとき、邴歜の父と田を爭ひて勝たざりしかば、位に卽くに及び、乃ちその尸を墓に掘りてこれを刖り、公をして御者たらしめ、また閻職の妻を宮中に納れ、職をして驂乘たらしめしかば、二人甚だこれを怨む。魯の文公の十八年に懿公の申池に遊びしとき、二人はこれを弑して、その尸を園圃中の竹林に投じたるをいふ。長魚矯は魯の大夫なり。三郤は郤錡・郤犨・郤至也。即ち、郤犨と矯と田を爭ひ、郤氏これを執へて梏せり。後に矯が厲公に愛せられしかば、譖して三郤を榭に殺ししをいふ。圉人は馬を養ふもの。子般は魯の莊公の太子。次は宿舍也。即ち、莊公の時に、太子子般が梁氏の家にて雨乞の祭をなせり。女公子これを觀たり。犖は垣の外よりこれに戯れしかば、子般これを鞭てり。莊公薨じ、子般位に卽きて黨氏に宿す。これよりさき公子慶父は、子般の夫人と通ぜり。夫人はこれを立てんと欲す。慶父、犖をして子般を黨氏に弑せしめしをいふ。事は魯の莊公の三十二年にあり (二) 誰は何也。故は事也 (三) 善敗は成敗に同じ。成功と失敗と也 (四) 聳耳は耳をおほふもの。即ち、今子はかゝる古今の例をきゝて知りながら、すてて用ひざるは、なほ聳耳を耳にあてゝきかざるにひとしと也 (五) 尙はたつとぶ也。即ち、子は綸躐して人に勝つことを好みたつとぶ人なりと也 (六) 遂

乎。若子不二我信一。盍下求三若敖氏與二子干子皙之族一而近中之。安用レ勝也。其能幾何。」昔齊騶馬繻以二胡公一入二於貝水一。邴歜。閻職戕二懿公於囿竹一。晉長魚蟜殺二三郤於榭一。魯圉人犖殺二子般於次一。夫是誰之故也。非二唯舊怨一乎。是皆子所レ聞也。人之求二多聞一。善敗以鑑戒也。今子

はその至らんことを恐るゝなりと也（五）惕は懼也。日惕とは、日におそれつゝしむこと（六）狼の子は、常に心は山野に馳せ居りて、馴致すべからず。これを養へば必ず人を害すと也（七）怨賊の人とは、怨みて人を賊ふ人也。即ち、怨賊の人も、この狼子に同じ。故にこれを善みすべけんや。よみすれば害せらると也（八）若敖氏は、莊王の滅しし闘椒の族。子干、子皙は、共王の庶子にて、平王が殺してこれに代りしもの。以上三氏の遺族は、みな楚國に怨を有するものなり（九）もし勝を召して用ひば、久しからずして國は危殆にたらんと也

（一〇）むかし齊の騶馬繻は、胡公を以て貝水に入れ、邴歜・閻職は、懿公を囿竹に戕し、（一一）晉の長魚蟜は、三郤を榭に殺し、魯の圉人犖は、子般を次に殺せり。それこれ誰の故ぞや。たゞ舊怨のみにあらずや。これみな子の聞けるところなり。人の多聞（一二）を求むるは、善敗を以て鑑戒せんとするなり。今子は聞いてこれを棄つ、なほ矇（一三）耳のごときなり。われ子に語ぐとも何の益あらん。われは逃るゝを知るのみ」と。（一四）子西笑ひて曰く、「子の勝を尙ぶなり」と。（一五）從はず。遂に白公たらしむ。子高（一六）疾を以て蔡に閑居す。（一七）白公の亂に、子西・子期死せり。（一八）葉公これを聞いて曰く、「われそのわが言を棄てしを怨めども、しかもその楚國を治めしを德とす。楚國の能く

將二戚而懼一。爲二之上一者將二怨而怨一。詐謀之心。無レ所レ靖矣。有二一不義一猶敗二國家一。今壹二五六一。而必欲レ用レ之。不二亦難一乎。吾聞國家將レ敗。必用二姦人一而嗜二其疾味一。其子之謂乎。

る詐謀の心生じて、心の安んずることなからんと也 (五) 今勝はこの五六の惡をその一身に有すと也 (六) 疾味とは、おのが身體に疾害を生ぜしむる飲食物にて、即ち不善也

夫誰無二疾眚一。能者蚤除レ之。舊怨滅レ宗國之疾眚也。爲二之關籥蕃籬一而遠備二閑之一。猶恐二其至一也。是之爲二日惕一。若召而近レ之。死無レ日矣。人有レ言曰。狼子野心。怨賊之人其又可レ善

それ誰か疾眚(一)なからん。能者(二)は蚤くこれを除く。舊怨(三)の宗を滅すは、國の疾眚なり。これが關籥蕃籬(四)を爲して、遠くこれを備閑すとも、なほその至らんことを恐るゝなり。これこれを日惕(五)と爲す。もし召してこれに近づけば、死するに日なからん。人の言へるあり。曰く、『狼子(六)は野心あり』と。怨賊(七)の人をばそれまた善すべけんや。もし子われを信ぜずんば、なんぞ若敖氏(八)と子干・子皙の族とを求めて、これを近づけざる。安んぞ勝を用ひんや。それ能く幾何(九)ならん。

(一) 疾眚とは、疾病と災難と也 (二) 能者は、賢能のもの也 (三) 宗は宗國也。即ち、舊怨を有するもの、その宗國を滅することのあるは、何れの國にもある疾災なりと也 (四) 閑はくわんの木。籥は戸をとざすかぎ。蕃籬は垣根。閑は防ぐ也。即ち、國を治むるものが、關籥蕃籬を遠くにつくりて、これらに備へ防ぐやうに力をつくしても、な

忘レ怨乎。余善レ之。夫乃其寧。子高曰。不レ然。吾聞レ之曰。唯仁者可レ好也。可レ惡也。可レ高也可レ下也。好レ之不レ偪。惡レ之不レ怨。高レ之不レ驕。下レ之不レ懼。不仁者則不レ然。人好レ之則偪。惡レ之則怨。高レ之則驕。下レ之則懼。驕有レ欲焉。懼有レ惡焉。欲惡怨偪所三以生二詐謀一也。子將二若何一。若召而下レ之

ん」と。子高曰く、「然らず。われこれを聞く。曰く、『たゞ仁者のみは、好すべく、惡むべく、高うすべく、下すべし。これを好すれども偪らず、これを惡めども怨みず、これを高うすれども驕らず、これを下せども懼れず。不仁者は則ち然らず。人これを好すれば則ち偪り、これを惡めば則ち怨み、これを高うすれば則ち驕り、これを下せば則ち懼る。驕れば欲するあり、懼るれば惡むあり』と。(二)欲惡怨偪は、詐謀を生ずる所以なり。子將に若何とする。もし召してこれを下さば、將に(三)戚へて懼れんとす。(四)これが上たるものに、將に怒りて怨みんとす、詐謀の心靖んずるところなからん。一の不義ありとも、なほ國家を敗る。(五)今五六を章にす。しかるを必ずこれを用ひんと欲す。また難からずや。われ聞く、『國家の將に敗れんとするや、必ず姦人を用ひてその(六)疾味を嗜る』と。それ子の謂か。

(一) これを安んずるに德を以てせば、その舊怨を忘れんと也　(二) この欲し、惡み、怨み、偪るむよりして、種々の詐謀は生ずるものなりと也　(三) 戚は憂へかなしむ也　(四) しかも、これが上にある人に怨み罵るが故に、あらゆ

速㆓其怨㆒也。若其寵ㇾ之殺貪而無ㇾ厭。既而得ㇾ入。而曜ㇾ之以㆓大利㆒。不仁以長ㇾ之。思㆓舊怨㆒以脩㆓其心㆒。苟國有ㇾ釁必不ㇾ居矣。非㆓子職㆘之其誰乎。彼將㆘思㆓舊怨㆒而欲㆓大寵㆒。動而得ㇾ人。怨而有ㇾ術。若果用ㇾ之。害可ㇾ待也。余愛㆔子與㆓司馬㆒。故不㆔敢不㆘言。

子西曰。德其

を得て、これに曜すに大利を以てし、不仁以てこれを長じ、舊怨を思うて以てその心を脩めば、苟も國に釁あらば、必ず居んぜず。子のこれを職る(四)にあらずして、それ誰ぞや。かれ將に舊怨を思うて大寵(五)を欲し、動いて人を得、怨んで術あらんとせん。もし果してこれを用ひば、害待つべし。余は子と司馬(六)とを愛す。故に敢て言はずんばあらず」と。

㊀ 勝の怨を造ししものとは、太子建を讒せし無極の徒をいふ。みなあらずとは、これがあれば、相牽制するが故によけれども、今はみな死して存せずと也 ㊁ 殺貪とは、つよき勢を以て貪る也 ㊂ 既にして入るを得てとは、楚國に入るを得てしまへばと也。曜は示也。卽ち、大利を人に示して、人心を收むるにつとめと也。不仁云々とは、不仁の心を以てその私欲を增長させと也。その心を脩めばとは、その報讐の心を修め養はばと也。釁は隙也、缺陷也。居は安也。居んぜずとは、おちつきて爲さず、必ず亂をおこさんと也 ㊃ 職は主也、つかさどる也。もしかゝる事とならば、それが因をなししものは、勝を招きし子の罪にあらずして、たれの罪ぞやと也 ㊄ 大寵は大なる官位。術あらんとせんとは、巧妙なる報復の謀をめぐらすにいたらんと也 ㊅ 司馬は、子西の弟なる子期。

子西曰く、「德(二)せばそれ怨を忘れんか。余これを善くせば、かれ乃ちそれ寧んぜ

潔。若其狷也不忘其怨。而不以潔悛德。思報怨而已。則其愛也足以得人。其展也。足以復之。其詐也足以謀之。其直也足以帥之。其周也足以蓋之。其不潔也足以行之。而加之以不仁。奉之以不勝。蔑不克矣。

夫造勝之怨者皆不在矣。若來而無寵

濟らしめ、白公となすと　(四)　展は誠也、外面だけ誠なる意。信ならずとは、内心に信なきなり　(五)　外面だけ人を愛して内心に仁心なきなり　(六)　詐を以て謀を行ひて眞の知にあらず、眞の知ある人は詐らずと也　(七)　殺は果也。物事を決行せんとする心あれども、眞の勇あるにあらずと也　(八)　直は曲也。剛直にして中正ならずと也　(九)　物事をいふに周密なれども、内心に善ならずと也。復は報也　(一〇)　復言とは、くりかへしていひて、人を欺かざるをいふ。身を謀らずとは、その身の安全をはからざるをいふ　(一一)　長はその終身の安全也　(一二)　人を蓋ふとは、人の美をおほひて、勝たんとする也　(一三)　强忍は力をつくしたへしのぶ也　(一四)　剛直にして、時と場合とを顧みず强情なるは、中正ならずと也　(一五)　その言を周密にするをつとめて、德を以てせざるは、不善なりと也　(一六)　その父は、太子建也、建は、鄭にて殺されたれども、平王が殺しゝと同じければ、楚に讎となりといへるなり。狷は、おのれの心を直くして、人に從はざるをいふ。潔からずとは、その德を清くせざるにて、忿戻の人となりて、怨を報いんとする心あるをいふ　(一七)　潔を以て云々とは、その德を潔くして、心を改むるをせずと也　(一八)　その愛するはとは、その人を愛する性のあるはと也。人を得るとは、人心を收攬するをいふ。これを御するに足りとは、その言をくりかへして人を欺かざるを示すに足りと也。これを帥ゐるに足りとは、その剛直の心は、衆を帥ゐまとむるに足りと也。これを蓋ふとは、その惡をおほひかくすをいふ。その不潔は云々とは、その潔からざる心は、おのが欲望を顧みずして行ふに足ると也。克くせざるなしとは、その欲するところをなし得ざるなしと也

それ勝の怨を造ししものは、みな在らず。もし來りて寵するなくば、その怒を(一)速かにするなり。もしそれこれを寵せば、(二)叨貪にして厭くなし。(三)旣にして入る

可。其爲レ人也。展而不レ信。愛而不レ仁。詐而不レ知。毅而不レ勇。直而不レ衷。周而不レ淑。復言而不レ謀レ身展也。愛而不レ謀レ長不仁也。以レ謀蓋レ人詐也。彊忍犯レ義毅也。直而不レ顧不衷也。周言棄レ徳不淑也。是六徳者皆有二其華一而不レ實者。將二焉用一レ之。彼其父爲レ戮二於楚一。其心又狷而不レ

て長を謀らざるは不仁なり。謀を以て人を蓋ふは詐なり。（一二）彊忍して義を犯すは毅なり。（一三）直にして顧みざるは不衷なり。（一四）周言して徳を棄つるは不淑なり。（一五）

この六徳はみなその華ありて、實ならざるものなり。勝に焉にこれを用ひんとする。かれは、その父楚に戮となり、その心はまた狷にして潔からず。もしそれ狷なれば、舊怨（一六）を忘れずして、潔（一七）を以て徳を悛めず。怨を報ゆるを思ふのみ。則ちその愛するは、以て人を得るに足り、その展なるは、以てこれを復するに足り、（一八）その詐は、以てこれを謀るに足り、その直は、以てこれを啣るに足り、その周は、以てこれを蓋ふに足り、その不潔は、以てこれを行ふに足りて、これに加ふるに不仁を以てし、これを奉ずるに不義を以てせば、克くせざるなし。

（一）王孫勝は、もとの平王の太子なりし建の子白公勝なり。これよりさき、費無極は太子の少師と爲りて寵なし。太子、秦に娶りて美なりしかば、無極、王に勸めて王に納れしめ、遂に太子を讒して曰く、建は將に叛かんとすと。太子鄭に奔りしかば、また晉と鄭を謀る。鄭人これを殺さんとす、勝更に吳に奔りしをいふ。事は魯の哀公の十六年に在り　（二）沈諸梁は、楚の司馬沈尹戌の子、葉公子高なり　（三）實は置也。傳に曰く、これを召して吳の境に

不ㇾ知二其它一。縱臣而得下以二其首領一以沒上。懼下子孫之以二梁之險一而乏中臣之祀上也。王曰。子之仁不ㇾ忘二子孫一。施二及楚國一。敢不ㇾ從ㇾ子。與二之魯陽一。

子西使三人召二王孫勝一。沈諸梁聞ㇾ之見二子西一曰。聞子召二王孫勝一。信乎。曰。然。子高曰。將二焉用一ㇾ之。曰。吾聞ㇾ之勝直而剛。欲ㇾ寘二之境一。子高曰。不

(一) 惠王は昭王の子、章也。梁は楚の北境の地。魯陽文子は、平王の孫、司馬子期の子、魯陽公也 (二) 貳は二心也 (三) 君に事ふるものは、その志を得ずとも、これを恨むの理なきものなりと也 (四) 偪は逼也。卽ち、もし志を得ざるを恨むるあり、かつその下位にて終らんことを懼るゝにいたれば、おのが邑の險を恃みて、以て上にせまるに至るは普通の人情なりと也 (五) 偪れば、そのおのれを正されんことを懼れ、二心を抱くに至る。貳心をいだけば必ず誅せらる、故に邑の險なれば、たゞに國を害するのみならず、また臣の身にも災ありと也 (六) 盈ちては、志の滿つるをいふ。壽は保也。臣は能く云々とは、臣だけは、これを持續し行くを得んと也 (七) 首領は首也。沒は終也、死也。首領を以てとは、首を切られず、天命を完うしてと也 (八) 施及すとは、ほどこし及ぼす也。卽ち、子孫の德を忘れざるのみならず、その上にわが楚國にまで及ぼせりと也 (九) 子の意見に從はんと也

子西、人をして王孫勝(一)を召ばしむ。(二)沈諸梁これを聞き、子西を見て曰く、「聞く、『子、王孫勝を召す』と。信なるか」と。曰く、「然り」と。子高曰く、「將にいづくにこれを用ひんとする」と。曰く、「われこれを聞く、『勝は直にして剛なり』と。これを境に寘かんと欲す」と。(三)子高曰く、「不可なり。その人と爲りや、(四)展にして信ならず。(五)愛して仁ならず。(六)詐りて知ならず。(七)毅にして勇ならず。(八)直にして衷ならず。(九)周にして淑からず。(一〇)復言して身を謀らざるは展なり。(一一)愛し

以憲二臧不一則寶レ之。珠足三以禦二火災一則寶レ之。金足三以禦二兵亂一則寶レ之。山林藪澤足三以備二財用一則寶レ之。若二夫譁囂之美一楚雖二蠻夷一不レ能レ寶也。

と。(六)かの譁囂の美の若きは、楚は蠻夷なりと雖も、寶とする能はざるなり」と。

(一)聖は聖人。百物を制議してとは、百事をはかり定めての意 (二)玉は祭祀に用ふる玉也 (三)臧不は善惡也。憲は法也。卽ち善惡の法をよく示すをいふ (四)珠は水精なり。故に以て火災をふせぐ也 (五)金は兵器となす所以のものなればなり (六)譁囂は、かまびすしき也。卽ち、かのかまびすしくなる美しき佩玉の如きはと也。暗に趙簡子が玉を鳴して禮を助けしを諷刺せしなり

惠王以レ梁與二魯陽文子一。文子辭曰。梁險而在二北境一。懼二子孫之有一レ貳者一也。夫事レ君無レ憾。憾則懼偪。偪則懼貳。夫盈而不レ偪。憾而不レ貳者臣能自壽也。

(一)惠王、梁を以て魯陽文子に與へんとす。文子辭して曰く、「梁は險にして北境に在り、懼らくは、子孫の貳する(二)ものあらんことを。(三)それ君に事ふるには憾むるなし。憾むれば則ち懼れて偪る。(四)偪れば(五)則ち懼れて貳す。それ盈ちて(六)偪らず、憾みて貳せざるものは、臣は能く自ら壽たん。その它を知らず。たとひ臣はその治領(七)を以て沒るを得とも、子孫の、梁の險を以て、臣の祀を乏くせんことを懼るゝなり」と。王曰く、「(八)子の仁は、子孫を忘れずして楚國に施及す。(九)敢て子に從はざらんや」と。これに魯陽を與へたり。

帑之所レ生也。龜珠齒角皮革羽毛。所下以備二賦用一以戒中不虞上者也。所下以共二幣帛一以賓中享於諸侯上者也。若諸侯之好幣具而導レ之以二訓辭一。有二不虞之備一而皇神相レ之。寡君其可下以免二罪於諸侯一而國民保上焉。此楚國之寶也。若二夫白珩一先王之玩也。何寶焉。

惡むところのものとを判斷し、これに順ひよりてと也。順はしたがふ也。道はよる也。痛は疾也　(九)　藪は草木の茂れる低地　(一〇)　徒は洲の名。洲はすはま也、卽ち、徒といふすはま　(一一)　龜は、吉凶をトふに備ふるもの。珠は火災を禦ぐに備ふるもの。角は弓弩となすべく、齒は象齒にて、弭となすべく、皮は虎豹の皮にて、鞘鞬となすべく、革は犀兕のなり、甲冑となすべく、羽は鳥羽也、旌となすべく、毛は旄牛の尾なり、竿首につくべきをいふ。賦用は兵賦の用也。不虞は不時の變也、戒むるとは、戒め備ふる意　(一二)　共は供也、そなふる也。享は獻也、たてまつる也　(一三)　これを導くとは、この好幣を諸侯に行ふにと也。導くは行ふ也。罪を諸侯に見れてとは、諸侯より罪を得ることを免れてと也

圉聞國之寶六而已。聖能制二議百物一以輔二相國家一則寶レ之。玉足下以庇二蔭嘉穀一使中無二水旱之災一則寶レ之。龜足三

圉聞く、『國の寶は六のみ。(一)聖の能く百物を制議して、以て國家を輔相するをば則ちこれを寶とす。(二)玉の以て嘉穀を庇蔭し、水旱の災なからしむるに足るをば則ちこれを寶とす。(三)龜の以て臧否を憲するに足るをば則ちこれを寶とす。(四)珠の以て火災を禦ぐに足るをば則ちこれを寶とす。(五)金の以て兵亂を禦ぐに足るをば則ちこれを寶とす。山林藪澤の以て財用に備ふるに足るをば則ちこれを寶とす』

幾何矣。曰。未嘗為寶。楚之所寶者曰觀射父。能作訓辭以行事於諸侯。使無以寡君為口實。又有左史倚相。能道訓典以叙百物。以朝夕獻善敗於寡君。使寡君無忘先王之業。又能上下說乎鬼神。順道其欲惡。使神無有怨痛于楚國。又有藪曰雲。連徒洲。金木竹

に善敗を寡君に獻じ、寡君をして先王の業を忘るゝなからしめ、また能く上下して鬼神に說ばしめ、その欲惡を順道して、神をして楚國に怨痛あるなからしむ。また(九)藪あり、雲と曰ふ。(一〇)徒洲に連りて、金木竹箭の生ずるところなり。(一一)龜珠・齒角・皮革・羽毛は、賦用に備へて以て不虞を戒むる所以のものなり。(一二)幣帛に共して以て諸侯に賓享する所以のものなり。もし諸侯への好幣具りて、これを導くに(一三)訓辭を以てし、不虞の備ありて、皇神これを相けば、寡君それ以て罪を諸侯に免れて、國民保かるべし。これ楚國の寶なり。かの白珩の若きは、先王の玩なり。何ぞ寶とせん。

(一)王孫圉は楚の大夫。定公は晉の頃公の子午也　(二)趙簡子は趙鞅也。玉を鳴しとは、その佩玉をならして、以てその體をたすけたりと也　(三)珩は横形の佩玉也、白珩とは、純白なる横形の佩玉　(四)幾何ぞとは、楚にてそれを寶とすること幾何世ぞと也　(五)賢を以て寶となし、寶を以て寶となさずと也　(六)事を諸侯に行ふとは、交を諸侯に結ぶと也　(七)寡君は、おのが君也。口實は毀弄也、そしりもてあそぶこと、即ち、寡君を以て諸侯の毀弄となることなからしむと也　(八)訓典は先王の訓典也。道は言ひ說く也。物は事也。敍は次第する也。善敗は善と惡との事。上下してとは、天地につかへてと也。上下は天地也。その欲惡云々とは、神の欲するところのものと

今吾聞夫差。好下罷二民力一以成レ私。好二縱レ過而翳上レ諫。一夕之宿。臺榭陂池必成。六畜玩好必從。夫先自敗也已。焉能敗レ人。子脩レ德以待レ吳。吳將レ斃矣。

王孫圉聘二於晉一。定公饗レ之。趙簡子鳴レ玉以相。問二於王孫圉一曰。楚之白珩猶在乎。對曰。然。簡子曰。其爲レ寶也

今われ聞く、『夫差は、民力を罷して以て私を成すを好み、過を縱にして諫を翳くるを好み、一夕の宿にも、（一）臺榭陂池をば必ず成し、六畜玩好をば必ず從ふ』と。それまづ自ら敗れんのみ。焉んぞ能く人を敗らん。子、德を脩めて以て吳を待て。吳は將に斃れんとせり』と。

（一）罷は疲也。翳は屛也、しりぞくる也。陂池は池也。六畜は、馬・牛・羊・豕・雞・犬、玩好は賞翫するもの。一夕の宿にも云々とは、たゞ一晩とまりのときにも、そこに臺樹陂池をつくらせ、六畜玩好を從へてあるくと也

王孫圉（一）晉に聘し、定公これを饗す。趙簡子（二）玉を鳴して以て相く。王孫圉に問うて曰く、「楚の白珩（三）なほありや」と。對へて曰く、「然り」と。簡子曰く、「その寶たるや幾何ぞ」と。曰く、「未だ嘗て寶と爲さず。楚の寶とするところのもの（五）を觀射父（四）と曰ふ。能く訓辭を作りて、以て事（六）を諸侯に行ふ。寡君（七）を以て口實と爲るなからしむ。また左史倚相あり。能く訓典（八）を道ひて以て百物を敘し、以て朝夕

同宴思樂。在樂思善。無有歎焉。今吾子臨政而歎何也。子西曰。闔閭能敗吾師。闔閭即世。吾聞其嗣又甚焉。吾是以歎。對曰。子患政德之不脩。無患吳矣。夫闔閭。口不貪嘉味。耳不樂逸聲。目不淫於色。身不懷於安。朝夕勤志。恤民之羸。聞一善若驚。得一士若賞。有過必悛。有不善必懼。是故得民以濟其志。

はまたこれより甚し』と。われこれを以て歎ぜり」と。對へて曰く、「子は政德の脩らざるを患へよ。吳を患ふるなかれ。それ闔閭は、口に嘉味を貪らず、耳に逸聲(四)を樂まず。目に色を淫せず。身に安を懷はず。朝夕志(五)を勤めて、民の羸を恤へ、一善を聞けば驚くが若く、一士を得ば賞せらるゝが若く、過あれば必ず悛め、不善あれば必ず懼る。この故に、民を得て以てその志を濟せり。

(一) 崇替は衰へすたるゝこと、崇は終也。替は廢也、一說に、興廢に同じと。殯喪は假葬にて、この時は、かなしみの切なるを體とす、即ち、君子たるものは、ただ獨居して、前世の衰頽せし所以を思念するときと殯喪を哀むときとにのみ歎ずるものにて、それ以外は歎ずべきものにあらずと也　(二) 同宴とは、一同の集りて宴すること　(三) 世に即くとは、死せしをいふ。その嗣は夫差也。これより甚しとは、その政德の父に過ぐるをいふ　(四) 逸は淫也　(五) 志を勤むとは、修養につとむる也。羸は病也、民の疲弊をいふ。驚くが如くとは、寵辱により驚くが如く、深く心にしめて失はずと也。賞せらるゝが如くとは、みづからが賞せられしが如く喜びたりと也

思二吾父一不レ能レ顧矣。鄖公以レ王奔レ隨。王歸而賞及二鄖懷一。子西諫曰。君有二二臣一。或可レ賞也。或可レ戮也。君王均レ之。羣臣懼矣。王曰。夫子旗之二子邪。吾知レ之矣。或禮二於君一。或禮二於父一。均レ之不二亦可一乎。

隨に奔れり。王歸りて、賞、鄖・懷(二)に及べり。子西諫めて曰く、「君二臣あり、或は賞すべく或は戮すべし。君王(三)これを均しうす。羣臣懼る」と。王曰く、「かの子旗(四)の二子か。われこれを知れり。或は君に禮あり、或は父に禮あり。これを均しうする、また可ならずや」と。

(一) 王を以てとは、昭王を連れてと也。隨に奔りしは、呉の寇を避けし也　(二) 鄖・懷は、鄖公とその弟の懷なり
(三) 君王の賞罰に別なくして嚴正ならずと也　(四) 子旗は蔓成然の字

子西歎二於朝一。藍尹亹曰。吾聞君子唯獨居思二念前世之崇替一與レ哀二殯喪一。於レ是有レ歎。其餘則不。君子臨レ政思レ義。飲食思レ禮。

子西朝に歎ず。藍尹亹曰く、「われ聞く、『君子はたゞ獨居して、前世の崇替(一)を思念すると、殯喪を哀むとのみ、こゝに於て歎ずるなり。その餘は則ち不らず』と。君子は、政に臨めば義を思ひ、飲食には禮を思ひ、同宴(二)には樂を思ひ、樂しきに在りては善を思ふ、歎ずるあるなし。今吾子政に臨みて歎ぜしは何ぞや」と。子西曰く、「闔閭能くわが師を敗れり。闔閭世(三)に卽きしかども、われ聞く、『その嗣

讎弗殺非人也。鄖公曰。夫事君者。不爲外內行。不爲豐約擧。苟君之尊卑一也。且夫自敵以下則有讎非是不讎。下虐上爲殺。上虐下爲討。而況君乎。君而討臣。何讎之爲。若皆讎君則何上下之有乎。吾先人以善事君。成名於諸侯。自鬬伯比以來未之失也。今爾以是殃之不可。懷弗聽曰。吾

あらざれば讎とせず。下の上を虐する(八)を殺となし、上の下を虐するを討となす。而るを況んや君をや。君にして臣を討ずるは、何の讎とするをこれ爲さん。もしみな君を讎とせば、則ち何ぞ上下のこれ有らんや。わが先人は、善を以て君に事へ、名を諸侯に成して、鬬伯比より以來、未だこれを失はざるなり。(九)今爾これを以てこれに殃せば不可なり」と。

(一) 鄖は楚の邑の名　(二) 鄖公は令尹子文の玄孫の孫、蔓成然の子なる鬬辛也　(三) 平王は昭王の父。わが父は蔓成然也　(四) 國內にありては君なれども、出奔して外に在りては、則ち讎なりと也　(五) 外內の行云々とは、國の內と外とによりて、その行を異にせずと也。豐は盛也。約は衰也。擧は行なり。卽ち、君の盛と衰とによりて、その行動を異にせずと也　(六) 苟もこれを君とすれば、天子公侯大夫の、その尊卑の如何にかゝはらず、同一にして事ふべしと也　(七) 敵はおのれと同等のものをいふ。卽ち、おのれと同等以下のものに對して讎となすことあれども、おのれより以上のものに對しては、讎となすべきものにあらずと也　(八) 虐は殺也　(九) 君を弑するの惡をなして、わが家に殃するは不可なりと也

懷聽かずして曰く、「われわが父を思ひて、顧みる能はず」と。鄖公(二)王を以て

效レ之無二乃不一可一乎。臣避二於成臼一以徼レ君也。庶幾而更乎。今之敢見、觀二君之德一也。曰庶懼而寧二前惡一乎。君若不レ鑒而長レ之。君實有レ國而不レ愛。臣何二有於死一。死在二司敗一矣。唯君圖レ之。子西曰。使レ復二其位一以無レ忘二前敗一。王乃見レ之。

(一) 吳人は吳王闔閭。成臼は渡場。濟は渡也。吳が蔡唐の二國と連合して、楚を圍みしときをいへるなり (二) 藍尹亹は楚の大夫。孥は妻子也 (三) その國は楚國。除は失也 (四) 王を去るとは、王をすてしをいふ (五) 平和の後、王の楚の都にかへりしをいふ (六) 藍尹亹が王に見えんことを求めし也 (七) 子西は平王の子、昭王の庶兄なる令尹申也 (八) 瓦は子常の名。長は積也 (九) これに效はじとは、惡を積みしことを改めずしてせばと也 (十) 君の、その行を改めんことをこひねがひてなしゝ也と也、悛は改也 (十一) 司敗は刑を司る官、司寇のことを、楚にて司敗といへるなり、卽ち、君の行さへ改まればよきなり、余に刑を行ふものは、司敗なる故、余は司敗にいたりて死に就かんと也

吳人之入レ楚。楚昭王奔レ鄖。鄖公之弟懷將レ殺レ王。鄖公辛止レ之。懷曰。平王殺二吾父一。在レ國則君。在レ外則讎也。見レ

吳人の楚に入りしとき、楚の昭王鄖に奔れり。(一)鄖公の弟懷將に王を殺せんとす。鄖公辛これを止む。懷曰く、「(二)平王はわが父を殺せり。(三)國に在りては則ち君、外に在りては則ち讎なり。讎を見て殺さゞるは人にあらざるなり」(四)と。鄖公曰く、「それ君に事ふるものは、外内の(五)行を爲さず、豐約の事を爲さず。(六)苟もこれを君とすれば、尊卑一なり。かつそれ敵より以下は、(七)則ち讎とするあり。これに

王出奔濟於成臼。見藍尹亹載其孥。王曰。載予。對曰。自先王莫隊其國。當君之世而亡之。君之過也。遂去。王歸。又求見王。王欲執之。子西曰。請聽其辭。夫其有故。王使謂之曰。成臼之役而棄不穀。今而敢來何也。對曰。昔瓦唯長舊怨以敗於柏擧。故君及此。今又

王曰く、「予を載せよ」と。對へて曰く、「先王(三)よりその國を隊ふなし。君の世に當りてこれを亡へるは、君の過なり」と。遂に(四)王を去る。王歸る。(五)また王(六)に見えんことを求む。王これを執へんと欲す。子(七)西曰く、「請ふ、その辭を聽け。かれそれ故あらん」と。王これに謂はしめて曰く、「成臼の役に而不穀を棄て、今而敢て來れるは何ぞや」と。對へて曰く、「むかし瓦(八)たゞ舊怨を長みて、以て柏擧に敗れたり。故に君此に及べり。今またこれに效(九)はゞ、乃ち不可なる無からんや、臣の成臼に避けしは、以て君を儆めんことなり。庶(一〇)はくは、悛めて更めんかとなり。今の敢て見えしは、君の德を觀んとてなり。曰へらく、庶はくは、懼れて前惡を鑒みんかと。君もし鑒みずしてこれを長めば、君實に國を有ちて愛せざるなり。臣死するに何かあらん。死は司敗(一一)に在り。たゞ君これを圖れ」と。子西曰く、「その位に復らしめて、以て前敗を忘るゝなかれ」と。王乃ちこれを見たり。

必大矣。子常其能賢於成靈乎。成不禮於穆。願食熊蹯不獲而死。靈王不顧於民。一國棄之如遺迹焉。子常爲政。而無禮不顧甚於成靈。其獨何力以待之。期年乃有柏舉之戰。子常奔鄭。昭王奔隨。

吳人入楚。昭

願ひ、獲ずして死せり。(四)靈王民を顧みず、一國のこれを棄つること、遺迹の如くなりき。子常政を爲して、(五)無禮不顧なるは、成・靈よりも甚し。それひとり何の力か以て(六)これを待がん。」と。期年にして、(七)乃ち柏舉の戰あり、子常鄭に奔り、昭王隨に奔れり。

(一)愼は懼也、犯は敗也　(二)成・靈は、楚の成王・靈王也　(三)穆は穆王。熊蹯は熊の掌にて、古へ御馳走の最上とせしものなりと。成王は穆王商臣の父なり。成王は商臣を廢して、その弟なる職を立てんと欲せしかば、商臣、父成王を攻圍せり。成王、熊蹯を食ひて死せんことを請ひしかども聽かざりしかば、終に自殺せしをいふ　(四)遺迹とは、道行く人の足あと遺棄して顧みざるをいふ。即ち、楚の靈王が君道を守らず、楚國を罷弊せしめしかば、三軍これに叛き、國人の靈王を見ること、さながら道行く人のその迹を遺棄するが如くなりしをいふ。王にても、民より怨まるれば、かくの如く甚しくなる例にいへるなり　(五)無禮不顧とは、禮なくして民を愛顧せざるをいふ　(六)これを待がんとは、滅亡の禍を禦がんと也、待は禦也　(七)柏舉は楚の地名。初め蔡の昭侯、楚に朝す。子常その佩を欲す。唐の成公もまた朝す。子常その馬を欲す。二君これを與へざりしかば、二君を抑留すること三年なりしかば、止むを得ずしてこれを與へて國に歸るを得たり。二君歸りて吳と連合して楚を伐ち、大にこれを敗りしかば、子常は鄭に奔り、昭王は隕より隨に奔りしをいふ、事は魯の定公の四年にあり

(一)吳人楚に入り、昭王出奔して成臼より濟る。(二)藍尹亹のその孥を載するを見る。

楚良臣。是不先恤民而後己之富乎。今子常先大夫之後也。而相楚君。無令名於四方。民之羸餒日日已甚。四境盈壘。道殣相望。盜賊司目。民無所放。是之不恤而蓄聚不厭。其速怨於民多矣。積貨滋多。蓄怨滋厚。不亡何待。

夫民心之慍也。若防大川焉。潰而所犯

なくんば、何を以て善を勸めんと。その所にかへらしめたり。その子孫は、昭王の時に當りて隕公となりしをいふ

(九) おのれの富を云々とは、おのれの富を得ることを後にせし結果にあらずやと也

今子常は先大夫の後なり。而して楚君に相として四方に令名なし。民の羸餒(一)日に已甚しく、四境壘に盈ちて道殣相望み、盜賊目を司ひ、民放る所なし。これこれを恤へずして、蓄聚して厭かざるは、その怨を民より速く(三)や多し。貨を積むこと滋す多ければ、怨を蓄ふること滋す厚し。亡びずして何をか待たん。

(一) 先大夫は子蠶をさす (二) 羸餒は餓ゑてやせ衰ふること。羸は瘠也。壘は壁也、とりで也。殣は冢也、つか也。殣道は道路にある墳墓。司は伺也、うかゞふ也。放は依也。四境云々とは、惡政のために、壘壁の四境の內に滿ち、これらを築くためにつかれて死せし人々の墓は道に相望みてたち、盜賊は相率ゐて、人目を伺ひて奪略をなさんとし、民は苦みてたよるべきところなしと也 (三) 速は招也、まねく也

それ民心の慍は、大川を防ぐの潰えて、犯るところ必ず大なるが若し。子常はそれ能く成・靈より賢ならんや。成、穆に禮あらざりしかば、熊蹯を食はんことを

饑一以羞二子文一。至二于今一令尹秩レ之。成王每レ出二子文之祿一必逃。王止而後復。人謂二子文一曰。人生求レ富。而子逃レ之。何也。對曰。夫從レ政者以庇レ民也。民多二贍者一而我取レ富焉。是勤レ民以自封也。死無レ日矣。我逃レ死。非レ逃レ富也。故莊王之世滅二若敖氏一。唯子文之後在。至二于今一處レ隕爲二

以て民を庇ふなり。(四)民に贍しきもの多くして、われ富を取らば、これ民を勤らして以て自ら封うするなり。(五)死するに日無からん。(六)われは死を逃れて、富を逃るゝにあらざるなり」と。(七)故に荘王の世に若敖氏を滅ししかども、たゞ子文の後のみ在りて、今に至るまで隕に處りて、楚の良臣たり。(八)これ民を恤ふるを先にして、(九)おのれの富を後にせしにあらずや。

㈠ 闘子文は、闘伯比の子、於菟也。令尹は楚の宰相。舍は去也。積は儲也、たくはへ也 ㈡ 成王は、楚の文王の子頵なり。朝、夕に及ばずとは、朝の食事は辨じ得れども、夕食をまでとゝのへおく貯なしといふ意にて、極めて貧困なるをいふ。脯は乾したる肉にて、ほじし、糗は乾飯也、ほしいひ。筐は竹にてつくりたる器にて、かたみ。今に至るまで云々とは、かゝる例のありてより、今日に至るまで、令尹たるものは、王よりこれを受くるを常とするにいたれりと也。秩は常也 ㈢ 王止めて云々とは、王が子文に祿を與ふることをやめて後、王のところにかへれりと也、復は反也 ㈣ 庇ふは保護する意 ㈤ 贍は空也、貨財のなきをいふ。勤は勞也、つからす也。封は厚也 ㈥ 自らを厚うするが如きことあらば、民より怨まれて、遠からずその身を滅して死するにいたらんと也 ㈦ われの富を求めずして、死を逃れんとするは、民より怨まるゝを懼るゝにて、富をのがるゝにあらずと也 ㈧ 荘王は成王の孫。若敖氏は子文の族。魯の宣公の四年に、子文の弟の子闘椒が亂をなし、荘王は若敖氏の族を滅せり、子文の孫箴尹克黄、齊に使して還りて、自ら司敗に拘はる。王、子文の楚を治むるを思ふや、曰く、子文にして子孫

衣食之利一。聚レ馬不レ害二民之財用一。國馬足二以行一レ軍。公馬足二以稱一レ賦。不二是過一也。公貨足二以賓獻一。家貨足二以共一レ用。不二是過一也。夫貨馬郵則闕二於民一。民多闕則有二離畔之心一。將二何以封一矣。

(一) 鬪且は楚の大夫。子常は、子囊の孫瓦なり　(二) 令尹は子常也。免れざらんかとは、その禍を免れざらんかと也　(三) 蓄聚積實とは、財貨をあつめたくはふをいふ、實は財也　(四) むかしの財貨のあつめ方は、決して民の衣食の利を妨げざりきと也　(五) 國馬は國家にて使用するものにて、即ち民兵の使用する馬也。公馬は君公の使用する兵馬。賦は兵賦。稱は擧也。即ち公馬は軍事上のとりたてを行ひうる範圍に於て課したりと也　(六) 公貨は公用の貨財也。賓は、賓客の饗應。獻は贈り物や貢物。家は大夫也。即ち、公用にとりたつる貨財は、賓獻し得るにとゞまり、大夫のとりたつる貨財は、一家の費用を供給するに止りたりと也　(七) 郵は過也、すぐる也。即ち、貨財や馬をとりたつることが、その度を過ぐればと也　(八) 民の心が離畔すれば、その國を立てゝ維持すること能はずと也

昔鬪子文三舍二令尹一。無二一日之積一。恤レ民之故也。成王聞二子文之朝不一レ及レ夕也。於レ是乎每レ朝設二脯一束糗一

むかし鬪子文(一)三たび令尹を舍りて、一日の積なかりき。民を恤へしが故なり。(二)成王、子文の、『朝、夕に及ばず』と聞き、こゝに於てか、朝する每に脯一束糗一筐を設けて、以て子文に羞め、『今に至るまで令尹これを秩とせり。成王が子文の祿を出す每に必ず逃れ、(三)王止めて後に復れり。人子文に謂つて曰く、『人生富を求む、而るに子のこれを逃るゝは何ぞや』と。對へて曰く、『それ政に從ふものは、

以臨二其官一。是爲二百姓一。姓有三徹二品十於王一。謂二之千品一。五物之官陪屬萬爲二萬官一。官有二十醜一爲二億醜一。天子之田九畡。以食二兆民一。王取二經入一焉以食二萬官一。

臣を陪となす。陪屬とは、隸屬するをいふ。即ち五物の官に隸屬するもの、その數萬あり、これを萬官といふと也

(六) 醜は類也、即ち萬官に屬するもの〻〱十醜あり。即ち十萬なり。古は十萬を億といへり。故に億醜といふ

(七) 十京を一畡といふ。兆民を食ひとは、民をして耕して食ましむる也。經は常也。經入とは、常收入即ち租稅をいふ

歸。且延二見令尹子常一。子常與レ之語。問二蓄貨聚一レ馬。歸以語二其弟一。曰。楚其亡乎。不レ然。令尹其不レ免乎。吾見二令尹一。令尹問二蓄聚積實一。如二餓豺狼一焉。殆必亡者也。夫古者聚レ貨不レ妨二民

(一)歸り且、令尹子常を廷見す。子常これと語りて、貨を蓄へ馬を聚るを問ふ。歸りて以てその弟に語げて曰く、「楚はそれ亡びんか。然らずんば、(二)令尹それ免れざらんか。われ令尹に見ゆ。令尹の(三)蓄聚積實を問ふ、餓ゑたる豺狼の如し。殆ど必ず亡ぶるものなり。(四)それ古の貨を聚むる、民の衣食の利を妨げず、馬を聚むる、民の財用を害せず。(五)國馬は以て軍を行るに足り、公馬を以て賦を稱ぐるに足る。(六)公貨は以て賓獻するに足り、家貨は以て用に共するに足る。これに過ぎざりしなり。(七)それ貨馬郵ぐれば、則ち民に闕く。民多く闕くれば、則ち離畔の心あり。(八)將に何を以て封せんとする。

物以臨二監享祀一。無レ有二苛慝於神一者。謂二之一純一。玉帛爲二二精一。天地民及四時之務爲二七事一。王曰。三事者何也。對曰。天事武。地事文。民事忠信。王曰。所レ謂百姓千品萬官億醜兆民經入畡數者何也。對曰。民之徹官百。王公之子弟之質。能言能聽。徹二其官一者。而物賜二之姓一

(二)「天事は武、地事は文、民事は忠信なり」と。王曰く、「謂はゆる百姓・千品・萬官・億醜・兆民・經入・畡數とは何ぞや」と。對へて曰く、(三)「民の徹官は百、王公の子弟の質ありて、能く言ひ能く聽きて、その官に徹するものは、物もてこれに姓を賜ひて、以てその官を監せしむ。これを百姓となす。(四)姓に、王に徹品十あり、これを千品と謂ふ。(五)五物の官陪屬して萬なるを萬官と爲す。官に十醜(六)あるを億醜と爲す。天子の田は九畡(七)、以て兆民を食ひ、王は經入を取りて、以て萬官を食ふ」と。

(一) 端は玄端の服。冕は大冠。違はざる心を以てとは、その心思を端正にしての意。物を精にしてとは、供物を清くしてと也。監は親也。苛慝は悪しきこと (二) 天は乾にして、剛健なり。故に武といふ。地は坤にして、柔順なり。而して山川草木等のあやあり。故に文といふ。民事は忠信を以て行はる。故にいふ也 (三) 徹は達也。みづからの名の上に達するもの、百官ある也。質は賢行のある也。能く言ひ云々とは、よくその職務をいひ、よくその職務を聽くもの也。官に徹すとは、その官職に通達するものと也。物は事なり。物もて云々とは、その功事あるの故を以て、これに姓を賜るもの百あり。これを百姓といふと也 (四) 一姓の職に寮屬して、王に達するところのもの十品即ち十階級あり。それを百姓に配すれば、千品となる也 (五) 五物の官とは、天・地・神・民・物類の官をいふ。臣の

其牛一、刲レ羊擊レ豕、夫人必自舂二其盛一、況其下之人。其誰敢不二戰戰兢兢以事二百神一。天子親舂二禘郊之盛一、王后親繅二其服一。自レ公以下至二於庶人一、其誰敢不二齊肅恭敬致二力于神一。民所二以攝固一者也。若レ之何其舍レ之也。

（七）この祭によりて、その州郷の人、朋友、婚姻によりて生ぜる姻戚のものを會合して、宴を設け、またこの機會に於てこの兄弟、親戚を親むと也。合は會也。比は親也（八）こゝに於てとは、この機會に於て也。百苛は多くのうらみねたむこと。苛は妎也、ねたむ也。弭は止也、やむ也。讒慝はねぢけてよこしまなるむ。殄は絶也、くつがへしてなくする也。嘉好は善きよしみ。合せは結ぶ也。親暱は親み中よくすること、暱は親也。鎭は安也、やすんずる也。申固にすとはかされて固むる意。申は重也、かさぬる也（九）この祀によりて、一つは民に恐れ敬むべきことを敎ふるなりと也（一〇）今一つは、上に事ふる所以を明にするものなりと也（一一）牲は神に獻る犧牲（一二）射るとは射て殺す也。刲は刺す也。擊は殺也（一三）夫人は諸侯の妻。盛は粢盛にて、神に奉る黍稷也（一四）戰々兢々とは、深くおそれつゝしむこと（一五）盛を舂きとは、みづから耕して粢盛を成熟せしめ、これをつかせと也。服を繅るとは、絲を繅りて祭服をつくるをいふ（一六）攝固とは、かたく執りて動かぬをいふ。攝は持也

王曰、所レ謂一純二精七事者何也。對曰、聖王正二端冕一以二其不レ違心一、帥二其羣臣一、精レ

王曰く、「謂はゆる一純・二精・七事とは何ぞや」と。對へて曰く、「聖王端冕を正しうして、その違はざる心を以てその羣臣を帥ゐる、物を精にして、以て享祀に臨監し、神に苛慝する有る無きもの、これを一純と謂ひ、玉帛を二精と爲し、天地民及び四時の務を七事と爲す」と。王曰く、「三事とは何ぞや」と。對へて曰く、

以昭二祀其先祖一。肅肅濟濟。如レ或レ臨レ之。於レ是乎合二其州鄕朋友婚姻一。比二爾兄弟親戚一。於レ是乎弭二其百苛一殄二其讒慝一。合二其嘉好一。結二其親暱一。億二其上下一。以申二固其姓一。上所三以敎二民虔一也。下所二以昭一レ事上也。天子禘郊之事。必自射二其牲一。王后必自舂二其粢一。諸侯宗廟之事。必自射二

り。「これを若何(いかん)ぞそれこれを舍(す)てんや」と。

(一) 日に祭り云々とは、毎日祖考を祭り、毎月曾高祖に食をすゝめてまつり、四時に祖廟に事類を告げてまつり、毎歳に壇を設けてまつると也。享は食をすゝめてまつる也。類は事類を告げてまつる也。祀は壇を設けてまつる也 (二) 日を舍きとは、毎日の祭を除きてせぬ也。月を舍きとは、日祭・月享をやめてせぬ也。時を舍けりとは、歲祀のみをする意 (三) 品物は百物。三辰は日月星。禮とは、五祀及びその祖をまつるをいふ。五祀とは、門・道・入口・竈・中霤をいふ (四) 䖵は龍尾也。龍䖵は龍尾星也。卽ち日月の龍尾星に會する時なる十月になればと也。土氣含收しとは、土氣卽ち陰の氣が萬物を收め藏むと也。含は藏也。をさむ也。天明は陽の氣也。昌は盛也。作は起也。卽ち陰の氣がさかんにおこりて天にのぼるをいふ。嘉は善也、百嘉とはいろ〳〵の善物といふ意にて、多くの穀物也。備舍とは、成熟して室にとり入れらるゝをいふ。舍は家にをさめらるゝ也。羣神云々とは、この時にあたり、羣神が食を求めんとして、ならびありくをいふ。頻は並也 (五) 烝は冬の祭也。嘗とは百物をなむる意。卽ち冬の祭は、百物の成熟したる後に行ふなれば、供物多くして、羣神も多くのものを嘗むる意なり。嘗祀すとは、烝嘗の祀をなすと也。さてこの冬の季節に於て、朝廷及び國民が一般に烝嘗のまつりをなすと也 (六) 合辰は吉日也。齍は粢に同じ、黍稷也。粢盛とは神に奉る黍稷。敬しとはつゝしんで奉る意。その糞除云々とは、宗廟の汚物を除きはらひて淸くすること。采服は祭服也。酒は淸酒にて醴はあまざけ。禋は潔也、きよくする也。子は衆子也。姓は同姓のもの。時享はその時の祭の禮儀。宗は祭祀をつかさどる官。祝は神に幸福ならんことを祈るを主るもの。虔は敬也、つゝしみつかふるをいふ。順辭は孝順の辭にて、神に告ぐる孝順のことば。道は言也、のべいふ也。肅々はつゝしむ也。濟々は莊敬なるにて、おごそか也。これに臨む云々とは、神がそこにあらはれて、その國に臨むが如しと也

地三辰及其土之山川。卿大夫祀二其禮一。士庶人不レ過二其祖一。日月會二于龍豵一。土氣含收。天明昌作。百嘉備舍。羣神頻行。國於レ是乎烝嘗。家於レ是乎嘗祀。百姓夫婦擇二其令辰一。奉二其犧牲一。敬二其粢盛一。潔二其糞除一。愼二其采服一。禋二其酒醴一。帥二其子姓一。從二其時享一。虔二其宗祝一。道二其順辭一。

(六)令辰を擇び、その犧牲を奉じ、その粢盛を敬し、その糞除を潔くし、その采服を愼み、その酒醴を禋くし、その子姓を帥ゐ、その時享に從ひ、その宗祝を虔み、その順辭を道べ、以て昭かにその先祖を祀り、肅肅濟濟としてこれに臨む或るが如し。こゝに於てか、その百苛を弭め、その讒慝を殄し、その嘉好を合せ、その(七)州鄕・朋友・婚姻を合せ、爾の兄弟・親戚を比(八)親暱を結び、その上下を億んじて、以てその姓を申固にす。(九)上は民に虔を教ふる所以なり。(一〇)下は上に事ふるを昭かにする所以なり。天子は、禘郊の事には必ず自らその牲(一一)を射る。王后は、必ず自らその粢を舂く。諸侯は、宗廟の事には必ず自らその牛を射(一二)、羊を刲し豕を擊す(一三)。夫人は必ず自らその盛を舂く。況んやその下の人をや。(一四)それ誰か敢て戰戰兢兢として以て百神に事へざらんや。天子は親ら禘郊(一五)の盛を舂き、王后は親らその服を繰る。公より以下庶人に至るまで、それ誰か敢て齊肅恭敬して、力を神に致さざらんや。民の攝固(一六)する所以のものな

息レ民撫二國家一。定中百姓上也。不レ可二以已一。夫民氣縱則底。底則滯。滯久不レ震。生乃不レ殖。是用不レ從。其生不レ殖。不レ可二以封一。

是以古者先王。日祭月享。時類歲祀。諸侯舍レ日。卿大夫舍レ月。士庶人舍レ時。天子徧祀二羣神品物一。諸侯祀二天

なれば則ち底く。底けば則ち滯る。(四)滯ること久しければ震れず。(五)生乃ち殖せ(六)ず。(七)これを用て從はず。その生殖せざれば、(八)以て封すべからず。

(一)祀はこれを止むること能はざるかと也 (二)孝を昭にしとは、祖先に對する孝養を昭にしと也。民を息しとは、民をして蕃息せしむる也 (三)氣は志氣也。底は止也、とゞまりつきて怠るをいふ (四)滯は廢也、すたる也 (五)震は懼也、おそるゝ也 (六)殖は長也。即ち祭祀なければ、民の畏るゝことなし。畏るゝことなくば、則ちその志はしいまゝなり。志はしいまゝなれば、則ち遂に廢滯して、また恐懼の念なきに至る。かゝれば神のこれに福を降さざるが故に、生物の困苦して、繁息することなしと也 (七)この結果、民は上の命令に從はずと也。用は以也 (八)その國の生物の繁殖せざれば、君はその國を保つこと能はずと也。封は國也

これを以て古先王には、(一)日に祭り月に享り、時に類り歲に祀れり。諸侯は日を(二)舍き、卿大夫は月を舍き、士庶人は時を舍けり。天子は徧く羣神品物(三)を祀り、諸侯は天地三辰及びその土の山川を祀り、卿大夫はその禮を祀り、士庶人はその祖に過ぎず。(四)日月の龍豩に會すれば、土氣含收し、天明昌作し、百嘉備舍し、羣神頻び行く。國是に於てか烝(五)嘗し、家こゝに於てか嘗祀す。百姓夫婦、その

力不レ堪。故齊肅以承レ之。

王曰。芻豢幾何。對曰。遠不レ過二三月一。近不レ過二浹日一。

王曰。祀不レ可二以已一乎。對曰。祀所下以昭レ孝

つかへ孝敬の德をあらはしと也。鮮聲云々とは、中和の音樂を神に聽かしむと也。至は備也。休は慶也。即ち以上述べしところのもの、あまねく備るを告ぐれば、則ち神より慶福を受けざるなしと也 (六) 物は色也。即ち神に牲を供するには、その毛色によりて、その何物なるかを示しと也。血以て云々とは、その血によりて殺ししことを告ぐる也。接は交也。齊は潔也。即ち、至誠の心を以て神に接し、鸞刀を執りて、その毛を拔きとり、その血を取りて、以てその備れるものを獻り、心を深くしてつゝしめるさまをあらはすなりと也 (七) また恭敬の態度は久しく持續するを得ずと也 (八) また民の力も、永く續きてはこれに堪へずと也 (九) 肅は疾也。承は奉也。即ち敬謹に恭敬のさまを示して、これにつかへ奉るなりと也

王曰く、「芻豢(一)は幾何ぞ」と。對へて曰く、「遠き(二)は三月に過ぎず、近きは浹日に過ぎず」と。

(一) 芻は草にて養ふ家畜、豢は穀にて養ふ家畜にて、こゝは牛羊豚の牲をさしていふ也。即ち犧牲を養ふにいくばくの時日を要するかと也 (二) 遠きはとは、時日の長きをいふ。浹はひとめぐり也。浹日は日をひとめぐりすといふ意にて、十日間也。即ち牛羊豚の如き、長き時日を要するものも三月を出でず、その鷄鶩の如き短き時日を要するものは、十日を出でずして可なりと也

王曰く、「祀(一)は以て已むべからざるか」と。對へて曰く、「祀は、(二)孝を昭かにし民を息し、國家を撫で百姓を定むる所以なり。以て已むべからず。それ民の(三)氣縱

備レ物。不レ求二豐大一。是以先王之祀也。以二一純二精三牲四時五色六律七事八種九祭十日十二辰一。以致レ之。百姓千品。萬官億醜。兆民經入畡數以奉レ之。明德以昭レ之。龢聲以聽レ之。以告二徧至一。則無レ不レ受休。毛以示レ物。血以告レ殺。接レ誠拔取以獻レ具。爲二齊敬一也。敬不レ可レ久。民

じ、明德以てこれを昭かにし、龢聲以てこれを聽かせ、以て徧く至るを告ぐれば、則ち休を受けざるなし。(六)毛以て物を示し、血以て殺を告げ、誠を接へ、拔き取りて以て具を獻じ、齊敬を爲すなり。(七)敬は久しうすべからず。(八)民力堪へず。故に(九)齊肅して以てこれを承くるなり」と。

(一)小大とはその神に供ふるものの大きさは、いかほどなるかと也 (二)郊禘は天を祭るまつり也。繭栗とは、まゆとくりの實とにて、小なるをいふ也。卽ち郊禘の如き大祭にも、その供ふる肉の大きさは、繭栗ほどに過ぎずと也 (三)烝は冬の宗廟の祭にて、嘗は秋の宗廟の祭。通じて四季の宗廟の祭といふ意。把握はその供ふる肉の、手ににぎり持つほどの大きさなるをいふ (四)物を備ふるとは、その體の備りて精潔なるもの。豐大はその肉の多大なること。豐は大也 (五)一純とは、心純一にして潔き也。二精は玉帛也。三牲は牛羊豕。四時は四季の產物。五色は五色の物。六律とは、六律の音。七事とは天地民四時の務也。八種は八音の樂也。九祭とは、九州の助祭也。一說に、四時及び禘・郊・祖・宗・報の九祭なりと。十日は、甲より癸にいたる十干也。十二辰は、子より亥にいたる十二支也。この吉日令辰を擇び、以上述べたるものを以て神を致す意なり。百姓は百官也、あの〳〵氏姓を受くるが故にいふ。千品は、姓に徹品十あり、よりて千品となす。萬官のは、五物の官陪屬して萬となるをいふ。億醜とは萬官に、その官ごとに十醜あり、故にいふ。兆民はすべての庶民也。經は常也。經入とは常收入也。畡は京の十倍也。畡數とは、天子の有する非常に多くの田地。卽ち天子は畡數を以て兆民をやしなひ、經入を以て萬官をやしなふ也。これを奉じとは、これ祭祀を奉じ行ひと也。昭は明也、孝敬の德をあらはし示す也。卽ち王は其の明德を以て神に

擧以大牢。祀以會。諸侯擧以特牛。祀以大牢。卿擧以少牢。祀以特牛。大夫擧以特牲。祀以少牢。士食魚炙。祀以特牲。庶人食菜。祀以魚。上下有序。民則不慢。王曰。其小大何如。對曰。郊禘不過繭栗。烝嘗不過把握。王曰。何其小也。對曰。夫神以精明臨民者也。故求

祀るに少牢を以てす。士は魚炙(八)を食ひ、祀るに特牲を以てす。庶人は菜(九)を食ひ、祀るに魚を以てす。上下序あれば、民則ち慢らず(一〇)」と。

(一) 子期は楚の平王の子結也。平王は恭王の子にして、昭王の父なり。即ち子期が平王を祀りしときに、牛を供へて祭りて、その牛をのせたる俎を昭王におくれりと也 (二) 昭王がおくれる俎肉を見て、感じて觀射父にとひし也。祀牲は、祀りに用ふるいけにえ也。何に及ぶとは如何なる程度にまで及ぶかと也 (三) 祀に用ふる供物はと也。擧は一日と十五日とにする盛饌即ち御馳走也。加は增也 (四) 大牢は牛羊豕也。會とは大牢と四方よりの貢とをいふ (五) 特牛は一匹の牛 (六) 少牢は羊と豕と也 (七) 特牲は豕也 (八) 魚炙とはあぶりたる魚肉にて、これを擧に用ふるなり (九) 菜を食ひとは、擧するに蔬菜を食ひと也 (一〇) 慢らずとは、職を亂して事をなさずと也

王曰く、「その小大(一)は何如」と。對へて曰く、「郊禘(二)は繭栗に過ぎず。烝嘗(三)は把握に過ぎず」と。王曰く、「何ぞそれ小なるや」と。對へて曰く、「それ神は、精明を以て民に臨むものあり。故に物(四)を備ふるを求めて、豐大を求めず。これを以て先王の祀は、一純(五)、二精、三牲、四時、五色、六律、七事、八種、九祭、十日、十二辰を以て、以てこれを致し、百姓千品、萬官億醜、兆民、經入、畡數以てこれを奉

官守。而爲二司馬氏。寵二神其祖一。以取二威於民一。曰二重實上レ天。黎實下レ地。遭二世之亂一。而莫二之能禦一也。不レ然。夫天地成而不レ變。何比之有。

子期祀二平王。祭以牛二俎於王。王問二於觀射父一曰。祀牲何及。對曰。祀加二於擧。天子

㊀その後とは、帝嚳高辛氏の末年也。三苗は九黎の子孫。育は長也。即ちその後三苗の君が、九黎の君の德をふたたびし、ためにまた民神の混淆するにいたりしかば、堯帝はまた重と黎との子孫の舊典を知れるものを育成して、また天地を司らしめて夏・殷の代にまでいたれりと也　㊁敍してとは、次第しと也。分主を別てりとは、その分ちて主るべきことをよく分ちて、正しからしめたりと也　㊂程は國名、伯は爵、休父は名　㊃官守とは、守るべき官職也。即ち周の宣王の時に、その天地を分掌すべき官職を失ひて、司馬氏となれり也　㊄寵は尊也。即ち休父の子孫が、その祖先を神の如くに尊びて、民に對して自己の威を張らんとして、わが祖先の重は實に能く天を擧げ上せ、黎は實に能く地を抑へ下して接近せぬ樣にし、これを分ちたりといひふらししかども、幽王・平王以下の世の亂にあひて、民神の雜糅せるさまをふせぎとゞむる能はざりきと也　㊅然らずんばとは、民神雜糅せずんばと也。それ天地云々とは、それ天と地との體が成りて變ぜず。世が治りて正しき狀態にて進みゆくべきにて、世の亂れなど起りて變改せずと也　㊆比は近也。即ち何故にか民神近接して相雜糅して亂れを生ずることあらん。故にこの子孫は、自己の官守を盡す能はずして、いたづらに言を大にするものなり。信ずるに足らずと也

(一)子期、平王を祀りしとき、祭つて以て王に牛俎せり。(二)王、觀射父に問うて曰く、「祀牲は何に及ぶ」と。對へて曰く、(三)「祀は擧より加す。天子は擧するに(四)大牢を以てし、祀るに會を以てす。諸侯は擧するに(五)特牛を以てし、祀るに大牢を以てす。卿は擧するに(六)少牢を以てし、祀るに特牛を以てす。大夫は擧するに(七)特牲を以てし、

常一無中相侵瀆上。是謂レ絕二地天通一。

其後三苗復二九黎之德一。堯復育二重黎之後不レ忘レ舊者一、使三復典二之。以至二于夏商一。故重黎氏世叙二天地一。而別二其分主一者也。其在レ周。程伯休父其後也。當二宣王時一。失二其

とが相瀆して、そのなす所を瀆しとせずと也 (四) 爲に嘉生が生ぜず、民もまた神に物を供ふるによしなきさまなりと也 (五) 荐は重也、しげき也。臻は至也。氣は壽命也。即ちその壽命を全うすること能はざりきと也 (六) 陽は陽位、正は長なり、重はその名。陽位即ち天を司る長なる重といふ意。北は陰位、即ち陰位なる地を司る長なる黎といふ意。その意は顓頊氏がこの後を承けて帝となり、民神の雜糅せるを歎き、乃ち南正重に命じて天を司らしめ、羣神を會して、各をして分序ありて相犯し亂すなからしめ、また正北黎に命じて地を司らしめ、民を會して、ふの〳〵をして分序ありて相犯し亂すなからしめ、こゝに於て、もとの正しき狀態に復せしめて、相ふかしけがすなからしめたりと也

その後、三苗、九黎の德に復せしかば、堯また重・黎の後の、舊を忘れざるものを(一)育てて、たこれを典らしめて以て夏商に至れり。故に重・黎氏世々天地を叙(二)して、その分主を別てり。その周に在りて、(三)程伯休父はその後なり。(四)宣王の時に當りて、その官守を失ひて司馬氏と爲れり。(五)その祖を寵神して、以て威を民に取らんとして、『重は實に天に上せ、黎は實に地を下せり』と曰ひしかども、世の亂に遭ひて、これを能く禦むること莫かりき。(六)然らずんば、それ天地成りて變ぜず。(七)何の比することかこれ有らん」と。

也。九黎亂レ德。民神雜糅。不レ可二方物一。夫人作レ享。家爲二巫史一。無レ有二要質一。民匱二于祀一。而不レ知二其福一。烝享無レ度。民神同レ位。民瀆二齊盟一。無レ有二嚴威一。神狎民則。不レ蠲二其爲一。嘉生不レ降。無二物以享一。禍災荐臻。莫レ盡二其氣一。顓頊受レ之。乃命二南正重一。司レ天以屬レ神。命二北正黎一。司レ地以屬レ民。使下復二舊

作し、家々巫史を爲し、要質あるなく、民、祀に匱しうしてその福を知らず、烝享度なく、民神位を同うし、民、齊盟を瀆して嚴威あるなし。(三)神狎んじ民則ひて、その爲を蠲しとせず。(四)嘉生降らず、物以て享するなし。(五)禍災荐に臻り、その氣を盡すなかりき。(六)顓頊これを受け、乃ち南正重に命じて、天を司り以て神を屬め、北正黎に命じて、地を司り以て民を屬め、舊常に復して相侵瀆する無からしめたり。これを、『地天の通を絶つ』と謂へるなり。

(一) 少皥は黄帝の子、金天氏也。九黎は黎氏にて、九人なりと。糅はみだるゝ也。方は別也、わかつ也。物は名也、名づくる也。方物すべからずとは、區別が立てがたしと也 (二) 夫人は人々也。享は祀也、まつる也。巫は神に接するを主り、史は神の位序を次いづ。質は誠也。烝享は、神に進むる供へもの。度なくは定りなく也。齊は一也。盟は明字の誤ならんと。齊明とは、純一にして明潔なる神の德也。嚴は敬也。威は畏也。その意はかくなりたる結果、人々が勝手に神を祀ることをなし、家々に於て勝手に巫史のことをなし、誠實の心あるなく、かつ祭祀の度なきため、民は祭祀の資に困乏して、しかも福を獲るなく、進め供ふる物には定りなく、民と神とが混同して差別なく、爲に民が神の純一清潔なる德をけがして敬み畏るゝことなしと也 (三) 狎は輕忽也、かろんずる也。則はならは倣の如きなり、ならひて也。蠲は潔也、いさぎよき也。卽ち神が民を輕んじ、民は非禮なる祀にならひて、神と民

於レ是乎有二天地神民類物之官一。謂二之五官一。各司二其序一。不二相亂一也。民是以能有二忠信一。神是以能有二明德一。民神異レ業。敬而不レ瀆。故神降二之嘉生一。民以レ物享。禍災不レ至。求レ用不レ匱。及二少皞之衰一

て高くしたるもの、場ははらひ清めたる一區域の地にて、共に祭場也。出はよりて出づるところ。宗は宗伯にて祭祀の禮を掌るもの。その官はまた舊族の名家の子孫にして、能く神に奉るべき四時の生産物、犠牲に供すべきもの、玉帛の類、采服の規定、祭器の大小の規定、神主の次第順序、屏攝の位次、壇場の位置、上下の神のこと、氏姓のよつて出づるところを明に知りて、心から舊典にしたがひて事をなすものをして、宗伯たらしめて、祭祀の禮を掌らしむと也

(一)こゝに於てか、天地神民類物の官あり。これを五官と謂ふ。おの〳〵(二)その序を司りて相亂れざるなり。民これを以て能く忠信あり。神これを以て能く(三)明德あり。(四)民神業を異にし、敬して瀆さず。故に神これに(五)嘉生を降し、民物を以て享して、禍災至らず。(六)用を求めて匱しからざりき。

(一)少皞の衰ふるに及び、九黎德を亂り、民神雜糅して方物すべからず。(二)夫人享を

(一) こゝに於てか、天と地と神と民と庶類と庶物とを分掌する官の生ずるにいたれりと也 (二) その序を司りてとは、五官がその次第順序の亂れざる樣に司りてと也 (三) 明德とは、福祚を降して災禍をなさざるをいふ (四) 民と神とが、おの〳〵そのなす事を異にし、民よく神を敬して瀆すことなかりきと也 (五) 嘉生は善き生産物也。物を以て享してとは、その嘉生のものを神に供へて也 (六) 用を求めてとは、よく財用を求め得しが故にと也

主。宗廟之事。昭穆之世。齊敬之勤。禮節之宜。威儀之則。容貌之崇。忠信之質。禋潔之服。而敬恭明神者。以爲之祝。使名姓之後。能知四時之生。犧牲之物。玉帛之類。采服之儀。彝器之量。次主之度。屏攝之位。壇場之所。上下之神。氏姓之出。而心率舊典者。爲之宗。

量、次主の度、屏攝の位、壇場の所、上下の神、氏姓の出を知りて、心より舊典に率ふものをして、これが宗たらしむ。

㊀ かゝる狀態になりたるものにて、その男なるを覡といひ、その女なるを巫と曰ふと也 ㊁ 處は居也。位は祭位也。次主はその尊卑先後を次づる也。牲は神に供ふるいけにえ。器は用ふべき祭器。時服は四時用ふるところの祭服にて、四時によりてその色を異にす。烈は明也。光烈とは、光明の德あるをいふ。號は名位にて、卽ち山川の神の名位。高祖は廟の第一先祖。主は神主。宗廟の事は祭祀也。昭穆は前にも述べし如く、父は昭、子は穆と先後の次をいふ。世は世次。齊は莊也、おもくしき也。崇は飾也。質は誠也。禋は潔也。禋潔の服は、はらひ清めて、清潔にしたる服也。祝は大祝にて、神に福祥を祈ることを掌る。その意はまづこれなる覡巫に、神の祭位、神主の位次を定め、これを祭るに用ふる犧牲、祭器、時服のことをなさしめ、然る後に先聖の子孫の光明の德ありて、能く山川の神の名位、高祖の神主のこと、宗廟の祭の事、昭穆の世次のことを知りて、その上、重々しくつゝしめる勤めかたをなし、禮節の宜しくして正しく、威儀の範とすべきものあり、容貌の飾ありてうるはしく、忠信の誠あり、禋潔の服を着て、神明につゝしみ恭しく事ふることを得るものをして、これが大祝をなして祈らしむと也 ㊂ 名姓は舊族にして、たとへば伯夷が炎帝の子孫にして、堯の秩宗となれるが如きをいふ。生は生產物にして嘉穀の如きものをいふ。采服は祭服也。祭服は四時によりて彩色を異にする服なればなり。儀は則也。彝器は神に物を供ふるに用ふる器にて、前に註せり。量は大小也。次主の度は、神主の尊卑先後の次第順序。屏攝の位とは屏は屏風也、攝は今の扇の要の如きもとなりと。みな尊卑を分別して、祭祀の位をなす所以のもの。壇は土を盛り

比ㇾ義。其聖能光遠宣朗。其明能光二照之一。其聽能聽二徹之一。如ㇾ是則明神降ㇾ之。

在ㇾ男曰ㇾ覡。在ㇾ女曰ㇾ巫。是使下制二神之處位次主一。而爲中之牲器時服上。而後使下先聖之後之有二光烈一。而能知二山川之號。高祖之

雜りて住せしが、顓頊がその位をうけし後は、乃ち南正重に命じて天を司らしめ、以て神を屬し、火正黎には地を司らしめ、以て民を屬せしめ、こゝに於て地と天と相通ずる道を絶てりとあるは何如なる意かと也 ㊁ もし重、黎がこの天と地とを絶たずば、この天と地とが互に相通じて民が將に天に登らんとせしかと也 ㊂ 周書に記せるは、さる意味にあらずと也 ㊃ 古へは司民の官と司神の官とが、おの〳〵分掌せしが故に、入り雜りて亂るゝことなかりきと也 ㊄ 爽は明也。攜は離也。貳は二也。齊は一也。肅は敬也。衷は中也。義は宜也。鑿は通也。明は明也。徹は達也。則ち民の心がすぐれて明にして、道にそむき離れざるものにして、またよく心純一にしてつゝしみ、中を得てよく正しきものにして、その知はよく上下に通じて義に親み、その通明の德は遠く輝きてあまねく明に、その眼に見て物を見ぬく力は、よく事物を照して見、その耳に物を聽きて、事物の眞相を判斷する力は、能く天下の事物の眞相をつらぬきて聽くと也 ㊅ 民のかくの如く立派なるものになれば、則ち神明がこの人の身に降りかゝると也

男に在りて覡と曰ひ、女に在りて巫と曰ふ。(三)これ神の處位次主を制し、これが牲(二)器時服を爲さしめて、而して後に、先聖の後の光烈ありて、能く山川の號、高祖の主、宗廟の事、昭穆の世を知りて、齊敬の勤、禮節の宜、威儀の則、容貌の崇、忠信の質、禋潔の服にして、明神を敬恭するものにして、以てこれが祝と爲らしむ。(二)名姓の後にして、能く四時の生、犧牲の物、玉帛の類、采服の儀、彝器の

昭王問二於觀射父一曰。周書所レ謂重黎實使二天地不一レ通者。何也。若無レ然。民將二能登一レ天乎。對曰。非二此之謂一也。古者民神不レ雜。民之精爽不二携貳一者。而又能齊肅衷正。其知能上下

卷第十八

楚語下

(一)昭王、觀射父に問うて曰く、「周書に謂はゆる、『重・黎實に天地をして通ぜざらしむ』とは何ぞや。(二)もし然るなくば、民將に能く天に登らんとせしか」と。對へて曰く、「(三)これの謂にあらざるなり。(四)古は民神雜らず。(五)民の精爽にして携貳あらざるものにして、また能く齊肅衷正にして、その知は能く上下に義を比し、その聖は能く光遠宣朗に、その明は能くこれを光照し、その聰は能くこれを聽徹す。(六)是の如くなれば則ち明神これに降れり。

(一)昭王は楚の平王の子能軫なり。觀射父は楚の大夫。周書は、書經呂刑篇をいへるにて、周の穆王の相甫侯の作れるもの。呂刑篇には、乃ち重黎に命じて地天の通を絶つとあり。重は少皞氏の後にて卽ち羲なり。黎は高陽氏の後にて、卽ち和なり。顓頊の世に天地を掌りし臣。その意は、少皞氏の末ごろまでは、未だ天の神と地の民とが相

乾谿一。君子曰。從曰逆。君子之行。欲二其道一也。故進退周旋。唯道之從。夫子木能違二若敖之欲一。以之レ道而去二芰薦一。吾子經二楚國一。而欲二薦レ芰以干レ之。其可乎。子期乃止。

て芰薦にかへしをいふ ㊃ 君子曰くとは、この子[illegible]・子木の行を君子が評して曰くと也。即ち違命に違ひて、却つて道にかなへりと也 ㊄ 穀陽豎は、子反の内豎也。斃は踣也、たふる也。即ち魯の成公の十六年に、晋と楚と鄢陵に戰ひしが、楚の軍敗れ、恭王目に傷けり。明日、王また晋と戰はんとし、王、子反を召す。穀陽豎が子反の勞に同情し、これに酒を獻ぜしかば、子反醉うて軍を見る能はず。王曰く、天が楚を破れるなりと、乃ち夜逃げ、子反もまた自殺せしをいふ。また申亥は、申無宇の子なり。芋尹はその官名也。隕は命をおとす意にて、死せしをいふ。さてまた、乾谿の役に、申亥曰く、わが父再び王命をおかししに、靈王はこれを誅せざりき。その惠これより大なるはなしといひて、乃ちたれも救はざりし靈王をさがし求めて、これに棘の闈に遇ひ、靈をつれて歸れり。王遂に縊りて死せしかば、申亥その二女を以て殉葬せしをいふ ㊅ 君子曰くとは、時の君子これを評して曰くと也。從ひて云々とは、この行動は、靈王の欲するところに從ひしかども、道理に逆ひたることをなせりと也 ㊆ その道を欲すとは、道理に合せんことを欲すと也 ㊇ 進退周旋は、日常行ふ動作也 ㊈ 若敖は子木の族姓也。こゝは子木の父なる子夕をさせるなり 〔一〇〕 干は犯也。楚國を經してとは、楚國を治むる貴き身分にてありながらと也。芰を薦めて云々とは、妾を以て内子となさんとするは、恰も芰を以て祭にあたるが如き、道にそむきたることとゆゑ、かくいへるなり

亂一。靈王死レ之。
司馬子期欲下以二其妾一爲中内子上。訪二之左史倚相一曰。吾有レ妾而愿。欲レ笄レ之。其可乎。對曰。昔先大夫子囊違二王之命謚一。子夕嗜レ芰。子木有二羊饋一而無二芰薦一。君子曰。違而道。穀陽豎愛二子反之勞一也。而獻レ飮焉以斃二於鄢一。芋尹申亥從二靈王之欲一。以隕二於

亂は、楚語上の第六章の末に註せり

（一）司馬子期その妾を以て内子となさんと欲す。これを左史倚相に訪うて曰く、「われ妾ありて愿、（二）これに笄せんと欲す。それ可ならんか」と。對へて曰く、「むかし先大夫子囊、王の命謚（三）に違ひ、子夕芰を嗜みしに、子木羊饋ありて芰薦なかりき。（四）君子曰く、「違ひて道あり」と。（五）穀陽豎、子反の勞を愛し、飮を獻じて以て鄢に斃れ、芋尹申亥、靈王の欲するところに從ひて、以て乾谿に隕せり。（六）君子曰く、「從ひて逆ふ」と。君子の行ひは、（七）その道を欲するなり。故に進退周旋、（八）たゞ道にこれ從ふ。それ子木は能く（九）若敖の欲するところに違ひ、以て道に之きて芰薦を去れり。吾子は（一〇）楚國を經して、芰を薦めて以てこれを干さんと欲す。それ可ならんや」と。子期乃ち止めたり。

（一）司馬子期は、楚の平王の子、子西の弟、名は結、大司馬の役たり。内子は、卿の正妻 （二）愿は愨也、誠實なる也。笄は内子の身分の者のさす笄を與へてさゝせんとにて、つまり内子とせんといふ意 （三）命謚は、遺命の謚にて、厲とせよといひしを、それに違ひて恭とせしをいふ。子木云々とは、子木が父子夕の遺命に違ひ、羊饋を以

周詩有レ之。曰。弗レ躬弗レ親。庶民弗レ信。臣懼二民之不一レ信レ君也。故不二敢不一レ言。不レ然。何急。其以レ言取レ辠也。王病レ之曰。子復語。不穀雖レ不レ能レ用。吾慭寘二之於耳一。對曰。賴二君之用一也。故言。不レ然。巴浦之犀犛兕象。其可レ盡乎。其又以レ規爲レ瑱也。遂趨而退。歸杜レ門不レ出。七月。乃有二乾谿之

周詩(一)にこれ有り。曰く、『躬(二)らせず、親らせざれば、庶民信ぜず』と。臣、民の君を信ぜざらんことを懼る、故に敢て言はずんばあらず。然らずんば、何ぞ急に(三)して、それ言を以て辠を取らんや」と。王これを病へて曰く、「子また語げよ。不穀用ふる能はずと雖も、われ慭(四)はくはこれを耳に寘かん」と。對へて曰く、「君の(五)用ひらるゝを賴むなり、故に言へり。然らずんば巴(六)浦の犀犛兕象、それ盡すべけんや、それまた規を以て瑱を爲さんや」と。遂に趨りて退く。歸りて門を杜(七)ぢて出でず。七(八)月ありて、乃ち乾谿の亂あり。靈王これに死せり。

(一) 周詩は詩經小雅節南山篇　(二) 靈王が親しく誠實に國の政治をなさざれば、庶民より信ぜられざるやうになると也　(三) 何ぞ急にして云々とは、何ぞかく急遽王にせまりて諫言し、このために王より罪をとるが如きことをなさんやと也　(四) 慭は願也。寘は置也　(五) 君の是非余の諫言を用ひらるゝを賴むが故に、かくいふなりと也　(六) 巴浦は地名。或はいふ、巴は巴郡にて浦は合浦なりと。犛は黑色にして長き毛のある一種の牛。兕は野牛に似たる一種の獸。瑱は耳をふさぐ裝飾の玉。卽ちもしこれを用ひずして耳にふくのみならば、瑱と等しかるべし。巴浦に産する犀犛兕象の牙や角にて瑱を作らば、盡し難きほど多くあり。このうへに、規諫を以て瑱卽ちみゝだまとなす必要あらんやと也　(七) 杜は閉也　(八) 七月ありてとは、それより七月めにと也。乾谿は楚の東の地。乾谿の

齊桓晉文。皆非レ嗣也。還ニ軫諸侯一。不ニ敢淫逸一。心類德音。以得レ有レ國。近臣諫。遠臣謗。輿人誦。以自誥也。是以其入也。四封不レ備ニ一同一。而至下於有ニ畿田一。以屬中諸侯上。至ニ于今一爲ニ令君一。桓文皆然。君不レ度ニ憂於二令君一。欲ニ自逸一也。無ニ乃不可一乎。

(一)齊桓・晉文はみな嗣にあらざるなり。諸侯に(二)還軫して、敢て淫逸せず。心類く德音ありて、以て國を有つを得しかども、近臣諫め、遠臣謗り、輿人誦して、以て自ら誥げたり。これを以て、(三)その入るや四封一同に備たざりしかども、畿田を有ち以て諸侯を屬むるに至れり。今に至るまで令君たり。(四)桓・文みな然り。(五)君憂を二令君に度らずして、自ら逸せんことを欲す。乃ち不可なるなからんや。

(一) 齊桓は齊の桓公、晉文は晉の文公、共に覇業をなしし人。嗣は世嗣にてよつぎ也 (二) 還軫は巡經也。類は善也。德音は德修りて令聞あるなり。國を有つ云々とは、その國を有ち行く立派な德ありしかども、しかも自ら以て足れりとせず、近臣をして諫め、遠臣をして失德を謗り、衆人をして善敗を誦せしめて、以て自ら進みて告ぐるやうにせしめたりと也。輿は衆也。誥は告也 (三) その入るやとは、國に入りて君主となるやと也。四封は四境にて國内也。地の方百里を同といふ。備は滿也。方千里を畿といふ。屬は會也。即ち始めは國内の地一同に過ぎざりしかども、終には畿田を所有し、以て諸侯をあつめて、その盟主となるにいたれりと也 (四) 桓公も文公も共に然りしなりと也 (五) 君は靈王也。二令君は桓公と文公とをさす。逸はのがれて安を貪るをいふ。即ち靈公もまたもと世嗣にあらずして、前に述べし二善君と同一の苦を經て王となりし身なるにかゝはらず、二令君の如くせんと度らずして、自らのがれて安を貪らんとすと也

若二武丁之神明也。其聖之叡廣也。其智之不レ疾也。猶自謂レ未レ乂。故三年默以思レ道。既得レ道。猶不二敢專制一。使三以レ象旁求二聖人一。既得以爲レ輔。又恐二其荒失遺忘一。故使二朝夕規誨箴諫一曰。必交修レ余。無二余棄一也。今君或者未レ及二武丁一。而惡二規諫者一。不二亦難一乎。

て衆士に說ける也。正は長也。類は善なり。四方に正たるとは、四方の長の意にて、天子をいふ 〔一一〕 武丁は、かくの如くにして、賢人を得んことを思ひ、夢にこれを見しかば、その夢に見し賢人の容貌にかたどりて、肖像を作り、これに似し賢聖なきかと、四方に求めしめたりと也 〔一二〕 傅說は武丁を助けて、大に殷を盛ならしめし賢者。公は上公也。金はかね。礪はといし、砥石。もし金云々とは、余がもし金ならば、汝を用ひて礪となしてみがかしめんと也。津水は舟を渡すところ。即ち余がもし津水にあはば、汝を以て舟となして渡らんといふにて、汝の力によりて世を治めてゆかんと也。もし天旱せば云々とは、もし余が苗にして、天のひでりするにあはば、汝を以て霖雨となして、以てわが枯るゝを免れんと也。三日以上ふる雨を霖といふ。心は賢者の心を以て霖雨にたとへしたり。啓は開也。即ち汝の身に於ける霖雨の如き貴き心を開きて、わが心にそゝぎて、わが心をよく輔けと也 〔一三〕 藥は忠言にたとへし也。瞑眩とは、目のくらむ也。瘳は癒也、いゆる也。即ちもし藥も、飲みて瞑眩する位にあらざれば、その病癒えず。その如く汝は忠言といふ良藥を以て、宜しくわれを導きなはせと也 〔一四〕 跣ははだし也。即ちもしはだしになりて、目にて地を見ずして走らば、道を失ひて傷くにいたらん。故に汝はその場合に目となりてわれを助けよといふにて、萬事に誤りなく注意してくれよといふ意なり 〔一五〕 叡廣は明にして廣大なる也。疾しとは苦みなやむ也、乂は治也、をさむ也 〔一六〕 事制は政治をほしいまゝにする也。象は前に述べし傅說の肖像也 〔一七〕 そのは武丁自身をさす。荒失遺忘とは、正しき道を失ひわすれて、日に惡しくなるをいふ 〔一八〕 君は靈なり。難からずやとは、國を治むること難からずやと也

稟ㇾ令也。武丁於ㇾ是作ㇾ書。曰。以三余正二四方一。余恐二德之不一ㇾ類。茲故不ㇾ言。如ㇾ是而又使三以ㇾ象ㇾ夢求二四方之賢聖一。得二傅說一以來。升以爲ㇾ公。而使二朝夕規諫一曰。若金。用ㇾ女作ㇾ礪。若津水用ㇾ女作ㇾ舟。若天旱。用ㇾ女作二霖雨一。啓二乃心一。沃二朕心一。若藥不二瞑眩一。厥疾不ㇾ瘳。若跣不ㇾ視ㇾ地。厥足用傷。

らず』と謂ふ。故に三年默して以て道を思ひ、既に道を得たり。なほ敢て專制(一六)せずして、象を以て旁く聖人を求めしむ。既に得て以て輔と爲せば、またその(一七)荒失遺忘せんことを恐る。故に朝夕に規誨箴諫せしめて曰く、『必ずこも〴〵余を修めて、余を棄つるなかれ』と。(一八)今君あるひは未だ武丁に及ばずして、規諫するものを惡めるは、また難からずや。

(一) 子張は楚の大夫白公なり (二) 史老は子亹也。已は止也 (三) 用ふるは、その諫言を用ふるをいふ (四) 已むるは、諫言せぬやうにする也 (五) 中は身也。殤は夭死也、わか死に也。宮は躬也、身也。凡百はすべての也。その意は、余は左手には人の身を鬼にする術を握りもち、右手には、人の身を夭死せしむる術を握りもてり。即ちわれは人を活殺する權を有し居るが故に、うるさきことをいへば、われは汝を殺すぞ。またあらゆる箴諫は、われこれを聞けるが故に、汝より聞く要なしと也 (六) 武丁は高宗也。孶は敬也。至は通也。神明に至りとは、夢に傳說にあひしをいふ。河は河內也。亳は殷の湯王の都せし地。徂は往也、ゆく也。即ちむかし殷の武丁が太子たりしときよくその德をつゝしみ、修養して神明の如くなりき。あるとき、河內に行き、それより祖殷の湯王の都たりし亳にゆきていろ〳〵と視察して、都にかへり、父の喪にあひて位に卽き、王となれりと也 (七) 三年默してとは、父の諒闇なる三年の間也。道を思ふとは、人に君たるの道をおもひし也。尙書に、高宗諒闇三年言はずとあり (八) 卿士は、卿の政を執るもの。王の言云々とは、王の言は直に命令なりと也 (九) 稟は受也 (一〇) 書を作りとは、書を以

張之諫一。若何。對曰。用レ之實難。已レ之易矣。若諫。君則曰。余左執二鬼中一。右執二殤宮一。凡百箴諫。吾盡聞レ之矣。寧聞二它言一。白公又諫。王如二史老之言一。對曰。昔殷武丁能聳二其德一。至二於神明一。以入二於河一。自レ河徂レ亳。於レ是乎三年默以思レ道。卿士患レ之。曰。王言以出レ令也。若不レ言。是無レ所レ

に殤宮を執り、凡百の箴諫われ盡くこれを聞く。寧ろ它言を聞かんや」と。」白公また諫む。王、史老の言の如くせしに、對へて曰く、(六)「むかし殷の武丁、能くその德を聳みて神明に至り、以て河に入り、河より亳に徂く。是に於てか、(七)三年默して以て道を思ふ。(八)卿士これを患へて曰く、『王の言は以て令を出すなり。もし言はずば、これ令を稟くるところなきなり』(九)と。武丁是に於て書を作りて曰く、『余が四方に正たるを以て、余は德の類からざるを恐る。この故に言はず』(一〇)と。是の如くにして、また夢を象れるを以て、四方の賢聖を求めしむ。(一一)傅說を得て、以て來り、升せて以て公と爲し、朝夕に規諫せしめて曰く、『もし金ならば、女を用ひて礪と作し、もし津水ならば、女を用ひて舟と作さん。もし天旱せば、女を用ひて霖雨と作さん、乃の心を啓いて朕が心に沃げ。(一二)もし藥して瞑眩せずんば、その疾瘳えず。(一三)もし跣にして地を視ずんば、その足用て傷かん』と。武丁の神明なる、その聖の叡廣なる、(一四)その智の疾しからざるが若きも、なほ自ら『未だ乂

不二叡聖一。於二倚相一何害。周書曰。文王至二于日中昃一。不レ皇二暇食一。惠二於小民一。唯政之恭。文王猶不二敢惰一。今子老二楚國一而欲二自安一也。以二禦數者一。王將二何爲一。若常如レ此。楚其難哉。子亹懼曰。老之過也。乃驟見二左史一。

靈王虐。白公子張驟諫。王患レ之。謂二史老一曰。吾欲レ已二子

るありと也 (七) 几は臨息也、おしまづき也。誦訓とは、工師が誦するところの諫を几に書せるをいふ (八) 贄御は侍御也。贄は近也。卽ち贄御のいましむるをいふ (九) 事とは兵事と祭祀と也。贄は樂大師にて、吉凶を詔ぐるを掌る。史は太史にて、禮事を詔ぐるを掌る。卽ち事に臨みては、贄史のその道を述べて戒むるありと也 (一〇) 宴居は閑暇無事の時也 師は樂師、工は贄矇なり、誦は箴諫を誦するをいふ (一一) 御は進也、すゝむる也 (一二) 懿は詩經の大雅抑の篇なり。抑の篇の序に、抑は衞の武公厲王を刺り、亦以て自ら儆めたりとあり。これをいへるなりと韋昭はいへり。異說あれども、煩なれば記さず。さてその意は、こゝに於てか、武公は懿戒をつくりて自ら儆めたりと也。懿は美也、善也 (一三) 叡聖武公は謚なり。叡は明也。謚法に威强叡德を武と曰ふとあり (一四) 子は申公子亹をさす (一五) 故に余は子に遇ふを得ずとも、心に苦しきことなしと也 (一六) 周書は、書經周書無逸篇。今の文と異なれり。昃は日傾く也。皇は遑にて心のいとま。暇は物事のいとま。卽ち周の文王は、民を治むるに忙しく、太陽の中天にありて、西に傾くまで食事するいとまあらずと也 (一七) 老としてとは、大切なる老臣にてありながらと也。數はその非をかぞへたてゝせむるをいふ。卽ち箴戒誹謗するものを指せるなり。禦は止也、ふせぎとめて近づけざるなり (一八) 老臣にしてかくの如くは、わが王をいかにせんとするか。王は將に事をなすによしなからんとせんと也 (一九) 老は子亹の名

靈王虐なり。(一)白公子張しばしば諫む。王これを患ふ。(二)史老に謂つて曰く、「われ子張の諫を已めんと欲す。若何せん」と。對へて曰く、「これを用ふるは實に難し。(三)(四)これを已むるは易し。もし諫めば、君則ち曰へ。『(五)余は左に鬼中を執り、右

恪於朝。朝夕以交戒我。聞一二之言。必誦志而納之。以訓道我。在輿有旅賁之規。位宁有官師之典。倚几有誦訓之諫。居寢有暬御之箴。臨事有瞽史之道。宴居有師工之誦。史不失書。矇不失誦。以訓御之。於是乎作懿戒以自儆也。及其沒也。謂之叡聖武公。子亹

めあり。事に臨めば瞽史の道あり。宴居(一〇)には師・工の誦あり。史は書すことを失はず、矇(九)は誦することを失はずして、以てこれを訓御(一一)せり。是に於てか懿戒を作りて以て自ら儆めたり。その沒するに及びて、これを叡聖(一二)武公(一三)と謂へり。子(一四)は實に叡聖ならず。倚相に於て何ぞ害まん。周書に曰く、『文王日中して昃くに至るまで、食するに皇暇(一五)あらず。小民を惠み(一六)、たゞ政をこれ恭めり』と。文王すらなほ敢て惰らず。今子楚國に老(一七)として、自ら安んずるを欲し、以て數むるものを禦む。王將に何をか爲さんとする。もし常に此の如くならば、楚はそれ難いかな」と。子亹(一八)懼れて曰く、「老の過(一九)なり」と。乃ちしば〳〵左史を見たり。

(一) 武公は僖公の子、共伯の弟、和なり (二) 戒は警也。儆は戒也。人をしておのれをいましめさせんとして曰くと也。師長は大夫、士は衆士 (三) 朝に恭恪してとは、朝廷にありて、うや〳〵しくつゝしみてと也 (四) 一二の言は、少しの戒警の言也。誦志は或は口にて誦し、或は文にてしるしてと也。納れはわが耳に納れと也 (五) 輿は車也。旅賁は勇力の士にて、ほこ又はたて等を執り、君の車を夾みて趨り、車止れば、輪を持つことを掌るもの。規は諫也。即ち衛の武公の車に乗りてあるときは、旅賁をして諫言せしめと也 (六) 位は中庭の左右なり。宁は門屏の間也。即ち國政を執るところ也。師は長也。典は常也。その官は、朝にありては諸官長の常法を以てこれを視む

而出曰。女無下亦謂二我老耄一。而舍レ我。而又謗レ我。左史曰。唯子老耄。故欲三見以交儆二子。若子方壯。能經二營百事一。倚相將二奔走承一レ序。於レ是不レ給。而何暇得レ見。

子を儆めんと欲す。もし子方に壯にして、能く百事を經營せば、倚相は將に奔走して序を承くとも是に於て給せざらんとす。(四) 何の暇ありて見ゆるを得ん。

(一) 左史は官名、人君の言を記すを掌る。子亹は、楚の卿。史は姓、老は名、字は子亹。廷見は朝廷にて見ゆるをいふ。(二) 倚相は楚の大夫。告ぐとは、謗りしことを子亹に告げし也 (三) 舍は捨也 (四) 序を承くとは、なすべき事務の次第をうけつぐ也。給は供給也。即ちもし子がまさに壯にして、能く政治上の種々のことを治めなせば、われは將に東奔西走して、事務の次第を承りて、よくこれを供給すること能はざるにいたらんと也

昔衛武公年數九十有五矣。猶箴二儆於國一。曰。自レ卿以下。至二於師長士一。苟在レ朝者。無下謂二我老耄一而舍上レ我。必恭二

むかし衛の武公年數九十有五なり。なほ國に箴儆させて曰く、『卿より以下師長士に至るまで、(一) 苟も朝に在るものは、(二) われを老耄せりと謂ひて、われを舍つるなかれ。必ず朝に恭恪して、(三) 朝夕以てこも〴〵われを戒めよ。(四) 一二の言を聞かば必ず誦志してこれを納れ、以てわれを訓道せよ』と。(五) 輿に在りては旅賁の規あり。(六) 位宁には官師の典あり。(七) 几に倚れば誦訓の諫あり。(八) 寢に居れば暬御の箴

心惕惕焉。

子皙復命。王曰。是知天咫。安知民則。是言誕也。右尹子革侍。曰。民。天之生也。知天必知民矣。是其言可以懼哉。三年。陳蔡及不羹人。納棄疾而殺靈王。

左史倚相廷見申公子亹。子亹不出。左史謗之。舉伯以告子亹怒

三城が、あに諸侯をしておのが國を侵略するにあらずやと思ひて之を恐れしむるのみにて、來服することなき結果を來さざらんと也

子皙復命す。王曰く、「これ天を知ること咫(一)なれども、安んぞ民の則を知らん。この言は誕(二)なり」と。右尹子革(三)侍す。曰く、「民は天の生ずるものなり。天を知れば必ず民を知る。これその言(四)、以て懼るべきかな」と。三年ありて、陳・蔡及び不羹の人、棄疾(五)を納れて靈王を殺せり。

(一) 咫は八寸にて、わづかのことゝ。それ范無宇はわづかに天道を知るのみ。いづくんぞ民を治むる法を知らんと也 (二) 誕は虚也、いつはり也 (三) 右尹は楚の官名にて、宰相也。子革は、楚の大夫にて右尹の役をなししなり、もと鄭の大夫たりし子然の子、名は丹 (四) これその言とは、この范無宇のいひし言也 (五) 棄疾は恭王の子にして靈王の弟平王なり。靈王無道をなす。棄疾國に入り亂をなし、三軍乾谿にて王に畔く。王自殺す。弑せらるといへるは、王の死は三國が殺したるに同じければ、しかいへるなり

(一)左史倚相、申公子亹を廷見せんとす。子亹出でず。左史これを謗る。擧伯(二)以て告ぐ。子亹怒りて出でて曰く、「女もまたわれを老耄せりと謂つて、われを舍てて(三)、またわれを謗るなかれ」と。左史曰く、「たゞ子老耄す。故に見えて以てこもごも

故制レ之以レ義。旌レ之以レ服。行レ之以レ禮。辨レ之以レ名。書レ之以レ文。道レ之以レ言。既其失也。易レ物之由。

夫邊境者。國之尾也。譬レ之如二牛馬一。處暑之既至。蝱䗈之既多。而不レ能レ掉二其尾一。臣亦懼レ之。不レ然。是三城也。豈不レ使二諸侯之

るは、恰も身體に首領股肱の大ありて手拇毛脈の小を支配するが如くすべきなりと也 ㊁ 掉は作也。疲は勤也。勤は勞也。卽ち、首領股肱の大がよく手拇毛脈の小をうごかすが故に、動きて疲れざるなりと也 ㊂ 地に云々とはそれ地には高きとひくきとの別ありと也 ㊃ 下は高に、晦は明に、臣は君に、鄙は都に從ひて、これに支配せらるゝは當然のことなれども、先王はなほその帥はざるを懼れたりと也。帥は循也 ㊄ これを旌す云々とは、その尊卑をあらはすに服裝を以てしたりと也、旌は表也、これを行ふに云々とは、禮を以て貴賤の行を定めたりと也。これを辨ずるに云々とは、名號によりて尊卑の區別をたてたりと也。辨は別也。これを書すに云々とは、その名位及びその掌るところを文にて記して尊卑を分ち、また言語によりてこれを分ちてあらはしたりと也 ㊅ 既にしてはその後也。その失へるはとは、その國を失ふにいたれるはと也。物を易ふるとは、その尊卑服物の宜しきをかへて秩序を保つ能はざるによると也

それ邊境は國の尾なり。(一)これを譬へば、牛馬に處暑の既に至り、蝱䗈の既に多くして、その尾を掉かす能はざるが如し。(二)臣もまたこれを懼る。(三)然らずんばこの三城あに諸侯の心をして、惕惕焉たらしめざらんや」と。

㊀ これを譬へばとは、この邊境に大城を築くの不可なるは、たとへばと也。處暑は大暑の次に來る季節にて、陰曆の七月中。陽曆にては、八月二十三日。蝱はあぶ。䗈はその小なるもの ㊁ 臣もまたこの三城の、將來君主を苦むるにいたらんことをおそると也 ㊂ 惕惕焉とは懼るゝさまにいふ語。卽ちもしさもなくば、この築かれたる

且夫制二城邑一。若二體性焉一。有二首領股肱一至中於手拇毛脈上。大能掉レ小。故變而不レ勤。地有二高下一。天有二晦明一。民有二君臣一。國有二都鄙一。古之制也。先王懼二其不一レ帥。

襄公の十四年に、獻公を齊に逐ひ、殤公を擁立せしをいふ。宋の蕭亳云々とは、昭公が無道なる故に、魯の文公の十六年に、國人宋の蕭亳の城主なる鮑を奉じて、昭公を弑し、鮑を位に即かしめしをいふ。魯に弁費云々とは、季氏が弁費に城き、三軍をつくり、征伐をほしいまゝにせしかども、襄公の如何ともする能はざりしをいふ。齊に渠丘云々とは、渠丘に城きし大夫雍廩無道なる襄公を弑して自立せし公孫無知を射て殺ししをいふ。晉に曲沃云々とは曲沃に城きし欒盈が、齊の援助を得て晉に叛きしをいふ。秦に徵衙云々とは、徵衙に城きし公子鍼が父桓公に寵ありし結果專横にして恰も王の如き振舞あり、終に桓公・景公をなやましかば、魯の昭公の元年に逐はれて晉に奔りしをいふ。噬は追也　(二〇)　これらはみな諸侯の記録に記されて、その大城を築くことの不利なるを示せるものなりと也

かつそれ城邑を制するは、體性の首領股肱ありて、手拇毛脈に至るが若し。(一)大(二)は能く小を掉す。故に變いて勤れず。(三)地に高下あり、天に晦明あり、民に君臣あり、國に都鄙あるは、古の制なり。(四)先王その帥はざるを懼る。故にこれを制するに義を以てし、(五)これを旌すに服を以てし、これを行ふに禮を以てし、これを辨ずるに名を以てし、これを書すに文を以てし、これを道ふに言を以てせり。(六)既にしてその失へるは、物を易ふるにこれ由れり。

(一)制は、とりさばき治むる意。體性は身體。首領は頭頸。股肱はもゝやひぢ。拇は大指。即ち、それ城邑を制す

魯有弁費。齊有渠丘。晉有曲沃。秦有徵衙。叔段以京患嚴公。鄭幾不封。櫟人實使鄭子不得其位。衞蒲戚實出獻公。宋蕭蒙實殺昭公。晉弁費實弱襄公。齊渠丘實殺無知。晉曲沃實納齊師。秦徵衙實難桓景。皆志於諸侯。此其不利者也。

なるものなり。

（一）陳・蔡・不羮は楚の別都なり。魯の昭公の八年に、楚、陳を滅して、穿封戌をして陳公たらしめ、十一年に、蔡を滅して公子、棄疾をして蔡公たらしめたり。不羮を取りしは明かならず（二）僕夫は王の車の御者の官。子晳は、楚の大夫にして、僕夫をつとめしもの。名は晳父。范無宇は、楚の大夫。われ諸夏云々とは、諸夏をわれに服し能はず、而して諸夏の諸侯の、わが楚に事へずして、ひとり晉にのみ事ふるは何故ぞやと也（三）賦は兵賦也（四）禮に、地方十里を成となす。長轂一乘、馬四匹、牛十二頭、歩卒七十二人、甲士三人を出すとあり。三國の兵賦は各千乘なれば、その地は三千成也（四）これだけにても、晉に對抗することを得と也（五）諸侯云々とは、諸侯が、わが楚に服して來らんかと也（六）志は記也、記錄也。即ち、書籍に下の如きことの記載してありと也（七）この記錄によれば、國に大城をつくりて、未だ利ありしものはあらず、今下にその證をあげんと也（八）京は、鄭の嚴公の弟叔段の邑。櫟は鄭の子元の邑。魯の桓公の十五年に、鄭の厲公、櫟人に因り檀伯を殺して遂に櫟に居れり。檀伯は子元なり（九）蒲は大夫甯殖の邑。戚は大夫孫林父の邑（一〇）蕭蒙は宋の公子鮑の邑（一一）弁費は魯の季氏の邑（一二）渠丘は齊の大夫雝廩の邑（一三）曲沃は晉の欒盈の邑（一四）徵衙は、秦の桓公の子、景公の弟、子鍼の邑。以上は、みな大城を築きし地なり（一五）叔段が京に大城を築きて、兄嚴公の位を奪はんとし、嚴公を苦め、爲に鄭が殆ど國するを得ざらんとせしが、叔段克たずして出奔せしをいふ。事は魯隱公の元年にあり。封は國也。櫟人云々とは、鄭は莊公の歿せしのち、大夫祭仲權を專らにし、厲公を立てまたこれを逐ひしかば、厲公櫟邑に城きて居る、後に鄭公位につき、祭仲死せしかば、厲公櫟より兵を起し、鄭子を殺して、その位に復せしをいふ。鄭子は嚴公の子子儀なり。衞の蒲戚云々とは、甯殖と孫林父との二人が、獻公の、おのれ等を重用せざるをにくみ、魯の

之正。楚其殆矣。

靈王城陳蔡不羹。使僕夫子晳問於范無宇。曰、吾不服諸夏而獨事晉。何也。唯晉近我遠也。今吾城三國。賦皆千乘。亦當晉矣。又加之以楚。諸侯其來乎。對曰。其在志也。國爲大城。未有利者。昔鄭有京櫟。衞有蒲戚。宋有蕭蒙。

ばなりと也 ㊂以は故也。知は聞也。即ち、かゝるが故に、人民の財を乏しくして、苦めて遁るを聞かざるなりと也

(一)靈王、陳・蔡・不羹に城く。(二)僕夫、子晳をして范無宇に問はしめて曰く、「われ諸夏を服せずして、ひとり晉に事ふるは何ぞや。たゞ晉は近くわれは遠ければなり。今われ三國に城きて、(三)賦はみな千乘なり。(四)また晉に當らん。またこれに加ふるに楚を以てせば、(五)諸侯それ來らんか」と。對へて曰く、「(六)それ志に在るなり。(七)國大城を爲りて、未だ利ありしものはあらず。(八)むかし鄭に京・櫟あり。(九)衞に蒲・戚あり。(一〇)宋に蕭蒙あり。(一一)魯に弁費あり。(一二)齊に渠丘あり。(一三)晉に曲沃あり。(一四)秦に徵衙あり。(一五)叔段京を以て嚴公を患へしめ、鄭幾ど封ぜざらんとし、櫟人實に鄭子をしてその位を得ざらしめ、衞の蒲戚は實に獻公を出し、宋の蕭蒙は實に昭公を殺し、魯の弁費は實に襄公を弱め、齊の渠丘は實に無知を殺し、晉の曲沃は實に齊の師を納れ、秦の徵衙は實に桓・景に難れり。(一六)みな諸侯に志されて、これその不利

是乎爲レ之。城守之末。於レ是乎用レ之。官寮之暇。於レ是乎臨レ之。四時之隙於レ是乎成レ之。故周詩曰。經二始靈臺一。經レ之營レ之。庶民攻レ之。不レ日成レ之。經始勿レ亟。庶民子來。王在二靈囿一。麀鹿攸レ伏。

夫爲二臺榭一。將三以敎二民利一也。不レ知二其以匱レ之也。若君謂二此臺美一而爲二

ずと也 (六) 氣は凶氣。祥は吉氣 (七) 大卒は王の士卒。故に榭は王の士卒の居り得るだけの廣さを度りてつくり、臺は四方をふして臨み仰ぎて觀得るだけの高さを度りて造りしのみと也 (八) 穡地は、農耕の地也 (九) それをなすに、財用を乏しくするが如きことをせずと也 (一〇) それに對する監督等の事務は官の日常の業務に煩を及さずと也 (一一) その築造の時日は農事に必要なる務の日を廢してなさしめずと也 (一二) 瘠磽の地とは、土地瘠せて石多き所。城守云々とは、城郭築造の餘れる材を用ひてこれをつくりと也、四時の隙とは、四時の農業の暇あるときと也 (一三) 周詩は、詩經大雅靈臺篇。天子の臺を靈臺といふ。經始とははかりて土臺をつくること。こゝは周の文王の靈臺 (一四) これを經しこれを營しとは、はかりていとなみ築くこと。これを攻むとは、これを治めつくると也。攻は治也 (一五) 多くの日を要せずしてこれを成したりと也 (一六) 亟は疾也。子來すとは、子の父の爲に來るが如くにして來ると也。即ち、王の方は、別に經始を亟にする樣に命ぜざれども、庶民が、子の父の爲になすが如く來りて助けてなしたりと也 (一七) 靈囿は王の園囿。麀は女鹿。攸は所。即ち、文王が公務の暇に、靈臺の下の園囿に游び、麀鹿の伏して休めるところを見さば、まことに心安らかにおちつけるさまなり。況んや、その人民の泰平を樂めるは、知るべきなりと也

それ臺榭を爲るは、將に以て民に利を敎へんとするなり。(一) その以にこれを匱しくするを知らざるなり。(二) もし君この臺を美と謂つて、これを正しと爲さば、楚はそれ殆し」と。

(一) 民に利を敎へんとは、臺は氣祥を望んで災害に備ふるものにて、榭は軍實を講じて寇亂を禦ぐ所以のものなれ

小大安レ之也。若斂二民利一以成二其私欲一。使下民蒿焉忘二其安樂一而有中遠心上。其爲レ惡也甚矣。安用二目觀一。故先王之爲二臺榭一也。榭不レ過レ講二軍實一。臺不レ過レ望二氛祥一。故榭度二於大卒之居一。臺度二於臨觀之高一。其所不レ奪二穡地一。其爲不レ匱二財用一。其事不レ煩二官業一。其日不レ廢二時務一。瘠磽之地。於レ

爲るや、榭は軍實を講ぜしに過ぎず。臺は(六)氛祥を望みしに過ぎず。(七)故に榭は大卒の居を度り、臺は臨觀の高を度りしのみ。その所は穡地(八)を奪はず。その爲は財用を匱うせず。(一〇)その事は官業を煩さず。(一一)その日は時務を廢せず。瘠磽(九)の地こゝに於てかこれを爲り、城守の末こゝに於てかこれを用ひ、官寮の暇(一二)こゝに於てかこれに臨み、四時の隙こゝに於てかこれを成せり。(一三)故に周詩に曰く、『靈臺を經始す。(一四)これを經しこれを營し、庶民これを攻む。(一五)日ならずしてこれを成す。(一六)經始亟かにする勿けれども、庶民子來す。(一七)王靈囿に在す、麀鹿の伏す攸』と。

(一) 貴きはとは、貴き所以のものはと也。官正とは、百官の長也、正は長也。師旅となせばなりとは、伯子・男をして天子の師旅を帥ゐしめて、守らしむるが故なりと也 (二) 美名あるはとは、その美名のある所以はと也。令德は善德。小大は小大の國 (三) 蒿耗とは、物のへりてなくなるさまにいふ語。蒿は耗也、減也。遠心は、遠ざかり叛く心 (四) いづくんぞ目の美を觀るを用ひんと也 (五) 臺は、土を高く積みたるもの。榭は內室のなき宮屋にて、古へ武技を講ぜしもの。軍實は、武器等をいふ。講は習也。榭は云々とは、榭の大きさは、軍實を講習し得るに過ぎ

於二目觀一則美。縮二於財用一則匱。是聚二民利一。以自封而瘠レ民也。胡美之爲。夫君レ國者。將下民之與處上。民實瘠矣。君安得レ肥。且夫私欲弘侈。則德義鮮少。德義不レ行。則邇者騷離而遠者距違。

うして民を瘠せしむるなり。胡ぞ美とこれ爲さん。それ國に君たるものは、將に(三)民と與に處らんとす。民實に瘠せば、君安ぞ肥ゆるを得ん。かつそれ私欲(四)弘侈なれば、則ち德義鮮少なり。德義行はれざれば、則ち(五)邇きものは騷離して遠きものは距違す。

(一)縮は取也、匱は乏也　(二)封は厚也。自ら封うしてとは、自己の利益をのみはかりてと也　(三)民と與に處るとは、民と利害をともにするをいふ　(四)弘は大也。侈は多也。弘侈はおごりたかぶる也　(五)邇きものは、境內即ち、國內の民、騷は愁也、うれふる也。離は畔也、そむく也。遠きものは、遠國のもの也。距違とは、たがひそむく也

天子之貴也。唯其以二公侯一爲二官正一。而以二伯子男一爲二師旅一。其有二美名一也。唯其施二令德於遠近一。而

(一)天子の貴きは、たゞそれ公侯を以て官正と爲し、伯子男を以て師旅と爲せばなり。(二)その美名あるは、たゞそれ令德を遠近に施して、小大これに安んずればなり。もし民の利を斂めて以てその私欲を成し、民をして、(三)蒿焉としてその安樂を忘れて遠心あらしめば、その惡たるや甚し。(四)安ぞ目觀を用ひん。故に先王の(五)臺榭を

年穀敗焉。百官煩焉。舉國留之。數年乃成。願得諸侯與始升焉。諸侯皆距。無有至者。而後使太宰啓疆請於魯侯。懼之以蜀之役。而僅得以來。使富都那豎贊焉。而使長鬣之士相焉。臣不知其美也。

夫美也者。上下外内小大遠邇皆無害焉。故曰美。若

すと也　(七)　かくして造られたる臺にて、誰とか宴するを問へば、時に楚に朝事せる宋・鄭二國の君なりと也
(八)　讌は宴禮也。相は相導く也。華元は、宋の卿にて、華御事の子なる右師元。駢は、鄭の穆公の子子駢なり　(九)　事は宴禮の事也。贊は佐也。陳侯以下の諸侯は、當時楚に朝事せしものにて、侯子男はその爵。侍せりとは、その國君の側に侍せりと也　(一〇)　年穀敗れとは、時ならぬ時に、民を賦役に用ふるが故なり。煩しくは、事務多き也。これに留りは、これに留りて、これを治めつくるにつとめと也　(一一)　諸侯を得てとは、諸侯をこの臺に侍つを得てと也。距は違也、たがひそむく也　(一二)　啓疆は楚の卿たる薳子。魯公は、魯の成公。懼は威也、おどす也。蜀は魯の地。蜀の役とは、初め、魯の宣公、好を楚に求めしむ。楚の莊王卒し、宣公薨じて好をなす能はず、成公位に卽くに及び、盟を晉に受けしかば、楚子怒り、公子嬰齊をして、師を帥ゐて魯を侵さしめ、蜀に至る。魯人懼れ、孟孫をして楚に賂ひて、盟を請はしめしをいふ。事は魯の成公の二年にあり。富は容貌のゆつたりとしたる也。都は閑也、しとやかなる也。那は美也。豎は未だ冠せざるもの、卽ち容貌の美しくゆつたりとして、しとやかなる少年。長鬣の士とは、美しき鬚髯ある士也。その意は、かゝる樣ゆゑ、宰相の役をなせる啓疆を、魯の昭公の七年に魯にやりて、魯侯に來觀せんことを請はしめ、もし來らざれば蜀の役の如くするぞとおどして、わづかに楚に來らしめて、富都那豎や長鬣の士をして、その宴禮をたすけしめたりと也

それ美なるものは、上下外内小大遠邇みな害なし。故に美と曰ふ。もし目觀に於ては則ち美なりとも、財用を縮らば則ち匱し。これ民利を聚めて、以て自ら封

匏居之臺。高不ㇾ過ㇾ望ニ國氛一。大不ㇾ過ㇾ容ニ宴豆一。木不ㇾ妨ニ守備一。用不ㇾ煩ニ官府一。民不ㇾ廢ニ時務一。官不ㇾ易ニ朝常一。問ニ誰宴一焉。則宋公鄭伯。問ニ誰相ㇾ禮。則華元駟騑。問ニ誰贊ㇾ事。則陳侯蔡侯許男頓子。其大夫侍ㇾ之。先君是以除ㇾ亂克ㇾ敵。而無ㇾ惡ニ於諸侯一。今君爲ニ此臺一也。國民罷焉。財用盡焉。

朝常を易へず。[七]『誰とか宴す』と問へば、則ち宋公・鄭伯なり。[八]『誰か禮を相く』と問へば、則ち華元・駟騑なり。[九]『誰か事を贊く』と問へば、則ち陳侯・蔡侯・許男・頓子にして、その大夫これに侍せり。先君これを以て亂を除き、敵に克ちて諸侯に惡しきこと無かりき。今君のこの臺を爲るや、國民罷れ財用盡き、[一〇]年穀敗れ百官煩しく、國を擧げてこれに留り、數年にして乃ち成れり。[一一]諸侯を得て與に始めて升らんことを願へども、諸侯みな距きて、至るもの有るなし。而して後に、太宰啓彊をして魯侯に請はしめ、これを懼すに蜀の役を以てして、[一二]僅かに以て來すを得、富都那竪をして贊けしめて、長鬣の士をして相けしむ。臣その美なるを知らざるなり。

㊀ 匏居は臺の名。氛は祲氣也、あしき氣也。國氛とは、國にあらはるゝあしき氣なり。古へは雲氣を見て、吉凶を判ぜし也 ㊁ 宴豆とは、宴禮に用ふる折俎籩豆の器具也 ㊂ これに用ふる材木は、城郭守備に用ふる木材を用ひて、事缺くやうにせずと也 ㊃ これに用ふる財用は、官府を煩すが如きことをせずと也 ㊄ 時務は、四季の農耕の務也 ㊅ これを造るにつきて、監督の任にあたる官吏は、朝夕常務を變更せずして、暇あるときにな

靈王爲二章華之臺一。與二伍擧一升焉。曰。臺美夫。對曰。臣聞國君服レ寵以爲レ美。安レ民以爲レ樂。聽レ德以爲レ聰。致レ遠以爲レ明。不レ聞下其以二土木之崇高彤鏤一爲レ美。而以二金石匏竹之昌大囂庶一爲上レ樂。不レ聞下其以二觀レ大視レ侈淫一色以爲レ明。而以レ察二淸濁一爲上レ聰也。先君莊王爲二

靈王、(一)章華の臺を爲り、伍擧と升る。曰く、「臺は美なるかな」と。對へて曰く、「臣聞く、(二)『國君は寵を服して以て美と爲し、民を安んじて以て樂と爲し、德を聽いて以て聰と爲し、遠を致して以て明と爲す』と。その(三)土木の崇高彤鏤を以て美となして、金石匏竹の昌大囂庶を以て樂となすを聞かず。その(四)大を觀、侈を視、色に淫するを以て明と爲して、淸濁を察するを以て聰となすを聞かず。

(一)靈王は楚の恭王の庶子、靈王熊虔也。章華は地名。伍擧は湫擧也。湫は伍擧の食邑の名よりして、これを稱する也　(二)國君云々とは、國君はその賢なるが爲に、天子より寵命の服を與へられて、これを服するを美となしと也。德を聽いて云々とは、有德の人の言をきゝて、これを用ふるを聰となしと也。遠を致すとは、遠くのことを極めて明かにするを明となすと也。致は極也。一說に遠人をして懷いて來らしむる意なりと　(三)土木は築造也。崇高は高くして立派なる也。彤は柱を美しくあかくぬること。鏤は桷を美しく彫刻すること。金は鐘也。石は磬也。匏は笙也。竹は簫管也。昌は盛也。囂はかまびすしき也。庶は多也。卽ち、いろ〳〵の樂器を盛に多く奏する也　(四)大は廣大也。侈は奢侈也。淸濁は、音樂の音の淸濁也

先君莊王の、(一)匏居の臺を爲るや、高さ國氛を望むに過ぎず。大さ(二)宴豆を容るゝに過ぎず。(三)木は守備を妨げず。(四)用は官府を煩さず。(五)民は時務を廢てず。(六)官は

之其來乎。對曰。亡人得レ生。又何不レ來爲。子木曰。不レ來。則若レ之何。對曰。夫子不レ居矣。春秋相レ事。以還二軫於諸侯一。若資二東陽之盜一使レ殺レ之。其可乎。子木曰。不可。我爲二楚卿一。而賂レ盜以賊二一夫於晉一非レ義也。子爲レ我召レ之。吾倍二其室一。乃使三湫鳴召二其父一。而復レ之。

則ちこれを若何せん」と。對へて曰く、「(三)夫子は居らず。(四)春秋に事を相けて以て諸侯に還軫せしとき、もし東陽の盜に資ひてこれを殺さしめば、それ可ならんか」と。子木曰く、「不可なり。われ楚の卿と爲りて、盜に賂うて以て(五)一夫を晉に賊するは、義にあらざるなり。子わが爲にこれを召べ。われ(六)その室を倍せん」と。乃ち(七)湫鳴をしてその父を召ばしめて、これを復せり。

(一) 愀然とは、うれふるさまにいふ語。夫子は聲子をさす。何如とは、いかに思ふかと也 (二) 亡人は國をにげし人。生くるを得ばとは、罪して殺されずばの意 (三) 夫子は子木をさす。居らずとは、楚國に安んじて居るを得ずと也。卽ち、夫子は執政の職にあり。外には晉國の虞などありて多事なり。故に國内に安居するを得ずして絶えず命を奉じて他國にある身なりと也 (四) 春秋には、年中也、四時也。事は、他國に聘問のこと。還軫は、前に註せり。卽ち、車にのりて諸侯の閒をめぐりあるくこと。東陽は楚の北邑。資は賂也、貨財を與ふる也。卽ち、子が四時に諸侯聘問の事を助けて、諸侯の閒を歴遊する序に、東陽の盜に貨財を與へて、湫擧を殺さしめば可ならんと也 (五) 一夫は一人の男といふ意にて、湫擧をさす。賊は殺害する也 (六) その家の爵祿を倍して、これを優遇せんと也 (七) 湫鳴は湫擧の子

於今爲患。則申公巫臣之爲也。今湫擧取於王子牟。子牟得擧而亡。執政弗是。謂湫擧曰、女實遣之。彼懼而奔鄭。緬然引領南望。曰、庶幾赦吾辠。又弗圖也。乃遂奔晉。晉人又用之矣。彼若謀楚。其亦必有豐敗也哉。子木愀然曰。夫子何如。召

鄭伯に夏姬を娶らんことを求む、伯鄭これを許せり。よりて、使して晉にゆくに及び、鄭にいたり、夏姬をつれて去りしなり　(七)狐庸は巫臣の子。行人は賓客を接待する役。これには吳王壽夢にと也。射御は矢を射、馬に乘ること。卽ち、巫臣が晉に在りて、吳に使せんことを請ひ、吳にいたる。吳王壽夢これをよろこぶ。乃ち吳を晉に通じ、その狐庸をして吳の行人の官たらしめ、また吳に射御を敎へ、これをして楚を伐つやうに導き今にいたるまでわが楚にうれひをなせるは、則ち申公巫臣のためなりと也

今湫擧、王子牟より取る。子牟擧を得て亡ぐ。(一)執政是めず。湫擧に謂つて曰く、「女實にこれを遣りたり」と。かれ懼れて鄭に奔り、(二)緬然として領を引きて南望して曰く、「庶幾はくはわが辠を赦さんことを」と。(三)また圖らざるなり。乃ち遂に晉に奔る。晉人またこれを用ふ。かれもし楚を謀らば、それまた必ず(四)豐敗あらん」と。

(一)執政は鄭也　(二)緬はなほ邈の如し。緬然とは、はるかにながむるさま。領は頸也　(三)かゝる狀態なるに、楚は今度もまた、これを意に介せずと也　(四)豐敗は大敗也。豐は大也

子木愀然として曰く、「夫子は何如。これを召ばゝ、それ來らんか」と。對へて曰く、「(一)亡人生くるを得ば、また何ぞ來らざるを爲さん」と。子木曰く、「來らずんば

鄭穆公生ニ子南ー。子南之母亂ㇾ陳而亡ㇾ之。使ニ子南戮ニ於諸侯ー。莊王既以ニ夏氏之室ー賜ニ申公巫臣ー。則又畀ニ之子反ー。卒於ニ襄老ー。襄老獲ニ於邲ー。二子爭ㇾ之。未ㇾ有ㇾ成。恭王使ニ巫臣聘ニ於齊ー。以ニ夏姬ー行。遂奔ㇾ晉。晉人用ㇾ之。實通ニ吳晉ー。使ニ其子狐庸爲ㇾ行ニ人於吳ー。而教ニ之射御ー。道ニ之伐ㇾ楚。至ニ

て、申公巫臣に賜はんとし、則ちまたこれを子反に畀へんとし、卒に襄老に於てせり。(四)襄老邲に獲らる。(五)二子これを爭ひ、未だ成る有らず。(六)恭王、巫臣をして齊に聘せしむ、夏姬を以ゐて行り、遂に晉に奔る。晉人これを用ふ。(七)實に吳を晉に通じて、その子狐庸をして吳に行人たらしめて、これに射御を敎へ、これに楚を伐つを道き、今に至るまで患をなせるは、則ち申公巫臣の爲なり。

㊀ 公子夏は、陳の宣公の子、御叔の父なり。御叔の爲に、鄭の穆公の少妃姚子の女なる夏姬を娶りし也 ㊁ 子南は夏徵舒の字なり。御叔早く死す。陳の靈公、孔寧・儀行父と共に夏姬に淫す。徵舒、靈公を弑す。楚の莊王、諸侯をひきゐて、これを討じて陳を滅しゝをいふ。事は魯の宣公の十一年にあり ㊂ 夏氏の室は夏姬也。巫臣は、姓は屈、字は子靈、申に食邑ありしより申公といふ。子反は司馬公子側也。畀は與也。襄老は楚の連尹也。これよりさき、莊王、夏姬を納れんとす、巫臣、王を諫めて曰く、不可なり、君は諸侯を召してその罪を討ぜしなり。然るに今夏姬を納れんとするはその色を貪るなり、色を貪るを淫となす、淫を大罰となすと。王乃ち止む。將にこれを巫臣に賜はんとし、卽ちまた子反に與へんとす。子反これを取らんと欲す。巫臣またこれを難む。卒に以て襄老に與へしをいふ ㊃ 晉楚邲に戰ひしは、魯の宣公の十二年にあり。晉の知莊子、襄老を射てこれを捕へ、その尸を以てかへりしなり ㊄ 二子は、子反と巫臣と也。これを爭ひとは、夏姬を爭ひし也。成は定也 ㊅ 行は去也。これよりさき、巫臣夏姬を導き、襄老の尸を晉に求むるに託して、鄭に歸らしめんとす、恭王これをやれり。巫臣、

之役。晉將レ遇矣。雝子與二於軍事一。謂二欒書一曰。楚師可レ料也。在二中軍王族一而已。若易二中下一。楚必歆レ之。若合而𨵗二吾中一。吾上下必敗二其左右一。則三萃以攻二其王族一。必大敗レ之。欒書從レ之。大敗二楚師一。王親面傷。則雝子之爲也。

昔陳公子夏。爲二御叔一取二於

歆らん。(六)もし合うてわが中に𨵗らんとき、わが上下必ずその左右を敗らん。則ち(七)三萃して以てその王族を攻めば、必ず大にこれを敗らん」と。欒書これに從ひ、大に楚の師を敗り、(八)王親ら面に傷きしは、則ち雝子の爲なり。

(一) 雝子は楚の大夫。父兄は同宗の父兄也 (二) 鄢の役は、魯の成公の十六年にあり (三) 欒書は晉の正卿。料は數也。即ち、楚軍の狀況は、よくはかり知るを得べしと也 (四) その軍の強きものは、中軍の王族のひきゐる軍にあるのみと也 (五) 中の下とは、中軍の下軍也。中軍に上軍と下軍とある也。上軍は軍帥これをひきゐ、下軍は佐將これをひきゐる、強き上軍と弱き下軍との位置をかへて、われ弱きを楚に示さばと也。歆は貪也。即ち、楚は必ず勝をむさぼりて急に王族のひきゐる中軍を以てわれを攻めんと也 (六) 合は合戰也。中は中軍也。𨵗は入也。上下は晉の上軍・下軍也。即ち、もし合戰して、楚の中軍が、わが中軍に攻め入らんときに、わが晉の上下軍は、必ず楚の左軍・右軍を破らんと也 (七) 萃は集也。時に、晉は四軍より成れり。即ち、中軍まづ入りて、次に上軍と下軍と新軍とが、三集して、その王族のひきゐる中軍を攻めば、必ず大にこれを破らんと也 (八) 王は楚の恭王也。面に傷くとは、呂錡がその目を射しをいふ

むかし陳の公子夏、御叔の爲に鄭の穆公に取りて、子南を生む。(一)子南の母陳を亂して(二)これを亡し、子南をして諸侯に戮せられしめたり。(三)莊王既に夏氏の室を以

至。則以レ王如レ廬。廬戢黎殺二二子一而復レ王。或譖二析公臣於王一。王弗レ是。析公奔レ晉。晉人用レ之。實讒敗レ楚。使レ不レ規二東夏一。則析公之爲也。

昔雝子之父兄。譖二雝子於恭王一。王弗レ是。雝子奔レ晉。晉人用レ之。及二鄢

(一)弱とは、未だ二十歳ならざるをいふ。儀父は申公鬭班の子、大司馬鬭克なり。申に食邑を有せし故に申公といふ (二)燮は楚の公子 (三)師崇は楚の太師潘崇。子孔は楚の令尹成嘉。舒は國名 (四)二師は潘崇と子孔と也。施すとは、その罪を二師に行ひてと也。室は家財也 (五)師は、子孔・潘崇のひきゐし師也。廬は楚の邑也。卽ち二將が舒を伐ちてかへり來れば、儀父と燮との二子が、そのなし〻謀の洩れんことをおそれ、王をつれて廬邑にゆきしなり。これよりさき、儀父、秦に囚はる。秦に殺の敗あり。卽ち儀父を楚にかへして和を求めしむ。和成りしと雖も、儀父志を得ず、燮また令尹の官を求めしかども得ず、故に二人相謀りて、留守中楚の都なる郢に城き、賊をして子孔を殺さしめんとせしが、能はず。その中に二師凱旋せしかば、おそれて王をつれて廬に逃げゆきし也 (六)戢黎は廬の大夫、二子は燮と儀父と也。卽ち、戢黎はこれを知り、二子を殺し、王を郢にかへせる也 (七)析公臣は楚の大夫。卽ち、あるひとが、析公臣が二子の亂にあづかれりと譖せりと也 (八)東夏は蔡・沈二國の地。規は有也、たもつ也。傳に曰く、繞角の役に、晉將に逃げんとせしが、その時析公臣曰く、楚の師は輕窕、震蕩し易し。もし鼓を多くし聲をひとしうして、夜を以てこれに軍せば、楚の師必ず遁れんと。晉人これに從ふ。果して楚の師潰ゆ。晉遂に蔡を侵し沈を襲ひ、その君を獲たり。鄭こ〻に於て敢へて南面せず。楚こ〻に於て中華を失へるをいふ。この役は魯の成公の六年にあり

むかし雝子の父兄、(一)雝子を恭王に譖す。王是めず。雝子晉に奔る。晉人これを用ふ。(二)鄢の役に及んで、晉將に遁れんとす。雝子軍事に與る。(三)欒書に謂つて曰く、「楚の師料ふべし。(四)中軍の王族に在るのみ。(五)もし中の下を易へば、楚必ずこれを

啓與二於軍事一。謂二先軫一曰。是師也。唯子玉欲レ之。與二王心一違。故唯東宮與二西廣一實來。諸侯之從者畔者半矣。若敖氏離矣。楚師必敗。何故去レ之。先軫從レ之。大敗二楚師一。則王孫啓之爲也。

に從ひ、大に楚の師を敗りしは、則ち王孫啓の爲なり。

(一) 子元は楚の武王の子、文王の弟、王子善なり。文夫人を蠱さんと欲し、遂に王宮に居る。鬪班これを惡みて殺し丶也。事は魯の莊公の二十八年及び三十年にあり。啓は子元の子。成王は文王の子。楚人が啓と父と志を同じうすと譖せしなり。譖は讒也 (二) 是は諟 同じ。理也、正也、審也 (三) 城濮の役とは、晉と楚とが城濮に戰ひしをいふ。事は魯の僖公の二十八年にあり (四) 先軫は、時に晉の中軍の帥たり。師は戰也。子玉は楚の令尹得臣。王の心と違ふとは、王戰を欲せず、子玉固く請ふ、王怒り、少しくこれに師を與へしをいふ (五) 東宮・西廣は軍の名 (六) 若敖氏は子玉の同族。離るとは、戰を欲せざるをいふ

昔莊王方弱。申公子儀父爲レ師。王子燮爲レ傅。使二師崇子孔帥レ師以伐レ舒。燮及儀父施二二帥一而分二其室一。師還

むかし莊王方に弱なりしとき、(一)申公子儀父師たり。王子燮傅たり。(二)師崇・子孔をして、(三)師を帥ゐて以て舒を伐たしむ。燮及び儀父が二帥に施して、(四)その室を分たんとす。(五)師還り至れば、則ち王を以て廬に如く。廬の戰黎二子を殺して王を復す。(六)或ひと、析公臣を王に譖す。王是めず。析公晉に奔る。晉人これを用ふ。實に讒して楚を敗り、(七)東夏を規たざらしめしは、(八)則ち析公の爲なり。

然蔡吾甥也。二國孰賢。對曰。晉卿不レ若レ楚。其大夫則賢。其大夫皆卿才也。若二杞梓皮革一焉。楚實遺レ之。雖二楚有一レ材。不レ能レ用也。子木曰。彼有二公族甥舅一。若レ之何其遺二之材一也。

ねがはくはなりと、また通ず（六）二先子とは、椒擧の父伍參と聲子の父子朝とをいふ（七）諸侯の主とは、諸侯の覇也（八）死すとも云々とは、死すともなほ楚國のためにつくさんと也（九）四馬を乘といふ。納れしにとは、贈りしにと也（一〇）還りてとは、晉よりかへりて楚にゆきし也。子木は屈建也（一一）兄弟とは、蔡・晉は同姓なるが故にいふ。蔡の靈公夫人が、楚よりゆきしが故に甥といひし也（一二）二國は晉と楚と也（一三）杞はくこの木、梓はあづさの木、共に良材也。皮革は犀兕の皮革也。即ち、その大夫は、杞梓皮革の如き良品なりと也（一四）而して、これは實に楚より晉におくりものなりと也（一五）これによつて見れば、楚には有用の材ありとも、楚はこれを用ふる能はざるなりと也（一六）公族は諸侯の同姓の一族。甥舅は諸侯の卿大夫にて異姓のものをいふ稱。

對曰。昔令尹子元之難。或譖二王孫啓於成王一。王弗レ是。王孫啓奔レ晉。晉人用レ之。及二城濮之役一。晉將レ遁矣。王孫

對へて曰く、「むかし令尹子元の難に、(一)或ひと、王孫啓を成王に譖す。王是めず。(二)王孫啓晉に奔る。晉人これを用ふ。(三)城濮の役に及んで、晉將に遁れんとす。王孫啓軍事に與る。(四)先軫に謂つて曰く、『この師や、たゞ子玉のみこれを欲して、王の心と違ふ。故にたゞ(五)東宮と西廣とのみ實に來る。諸侯の從ふもの畔くもの半せり。(六)若敖氏は離る。楚の師必ず敗れん。何の故にこれを去らん』と。先軫これ

鄭。將遂奔晉。蔡聲子將如晉。遇之於鄭郊。饗之。以璧侑曰。子尙良食。二先子其皆相子。尙能事晉君以爲諸侯主。辭曰。非所願也。若得歸骨於楚。死且不朽。聲子曰。子尙良食。吾歸子。湫擧降三拜。納其乘馬。聲子受之。還見令尹子木。子木與之語曰。子雖兄弟於晉。

それみな子を相けん。尙めて能く晉君に事へて、以て諸侯の主と爲せ」と。辭して曰く、「願ふところにあらざるなり。もし骨を楚に歸すを得ば、(七)死すとも且に朽ちざらんとす」と。聲子曰く、「子尙めて良く食へ。われ子を歸さん」と。湫擧降りて三拜し、その乘馬を納れしに、(八)聲子これを受けたり。還りて令尹子木を見る。子木これと語りて曰く、(九)「子は晉に兄弟なりと雖も、然れども蔡はわが甥なり。(一〇)二國いづれか賢る」と。對へて曰く、「晉の卿は楚に若かず。その大夫は則ち賢なり。(一一)その大夫はみな卿の才なり。(一二)杞梓皮革の若し。(一三)楚實にこれを遣れり。(一四)楚に材ありと雖も用ふる能はざるなり」と。(一五)子木曰く、「かれに公族甥舅あり。(一六)これを若何ぞそれこれに材を遣らん」と。

(一)湫擧は楚の大夫にして伍參の子、伍奢の父、伍擧也。申公子牟は、楚の申公王子牟也 (二)康王は恭王の子康王昭也。これを遣ると爲すとは、子牟を逃げしめたりとおもへりと也 (三)鄭は小にして近し。故に晉に奔らんとせしなり (四)蔡の聲子は、蔡の公孫、名は歸生、字は子家 (五)これは子牟也。璧を以て云々とは、璧玉を以て進りたる酬にて、食をすゝめたるにて、侑侍せしなり。尙は庶也、つとめて也、しひて也。一說に庶幾、卽ち、こひ

其法刑在二民心一。而藏在二王府一。上レ之可三以比二先王一。下レ之可三以訓二後世一。雖レ微二楚國一。諸侯莫レ不レ譽。其祭典有レ之。曰。國君有二牛享一。大夫有二羊饋一。士有二豚犬之奠一。庶人有二魚炙之薦一。籩豆脯醢。則上下共レ之。不レ羞二珍異一。不レ陳二庶侈一。夫子不下以二其私欲一干中國之典上。遂不レ用。

饋あり。士は豚犬の奠有り。(一一)庶人は魚炙の薦あり。(一二)籩豆脯醢は則ち上下これを共にす。珍異を羞めず、(一三)庶侈を陳ねず』と。夫子は、その私欲を以て國の典を干さざりき」と。遂に用ひず。

(一) 屈到は楚の卿にして、屈蕩の子、子夕也。芰はひしにて、實の外皮に尖角ある一種の水草 (二) 老は卿・大夫の臣。宗は宗人にて、祭祀を司るもの。即ち、祭祀を司る家臣也 (三) 祥は祭也、喪服中の祭事 (四) 屈建は屈到の子、子木也 (五) 夫子は屈到也 (六) その法刑を記したる記録は、藏めて王室の府庫にありと也 (七) 微は無也。楚國にてこれを稱譽するものなからしむとも、なほ諸侯のこれを譽めて善となさざるはなしと也 (八) 祭典は、祭祀の法典也 (九) 牛享をうくと也。即ち、太牢の饗をうくと也。太牢とは牛羊豚也。牛は大なるが故に、他の二者をすべていへるなり (一〇) 羊饋は、少牢、即ち、羊豚也。羊を以てこれをすべし也。饋は享に同じ、そなへもの也 (一一) 奠はそなへもの (一二) 籩に盛るはじしと豆に盛るしゝびしほと (一三) 庶は衆也、侈は多也

湫擧娶二於申公子牟一。子牟有レ辜而亡。康王以二湫擧一爲レ遣レ之。湫擧奔レ

湫擧、(一)申公子牟に娶る。子牟辜ありて亡ぐ。(二)康王、湫擧を以てこれを遣ると爲す。(三)湫擧鄭に奔る。將に遂に晉に奔らんとす。(四)蔡の聲子將に晉に如かんとす。(五)これに鄭の郊に遇ひてこれを饗し、璧を以て侑めて曰く、「子侑めて良く食へ。(六)二先子

矣。子囊曰。不可。夫事ㇾ君者。先ニ其善ニ不ㇾ從ニ其過ー。赫赫楚國。而君ニ臨之ー。撫ニ征南海ー。訓ニ及諸夏ー。其寵大矣。有ニ是寵ー也而知ニ其過ー。可ㇾ不ㇾ謂ㇾ恭乎。若先ニ君善ー。則請爲ㇾ恭。大夫從ㇾ之。

なり。この寵ありてその過を知る、恭と謂はざるべけんや。もし君の善を先にせば、則ち請ふ恭とせん」と。大夫これに從へり。

(一)子囊は、恭王の弟、令尹公子貞也　(二)それ君に事ふるものは、その善を先にして、まづ君の善事を擧げて以て稱となし、その過行に從はずと也　(三)赫赫とは顯盛也。卽ち恭王は、わが赫赫たる楚國にありと也。南海は蠻の地。撫は安也、安んずる也。征は正也。訓は敎也。諸夏は中國。卽ち、盟會を主りて、號令を諸侯に頒ちしをいふ。寵は光榮也

屈到嗜ㇾ芰。有ㇾ疾。召ニ其宗老ー而屬ㇾ之。曰。祭ㇾ我必以ㇾ芰。及ㇾ祥。宗老將ㇾ薦ㇾ芰。屈建命去ㇾ之。宗老曰。夫子屬ㇾ之。子木曰。不ㇾ然。夫子承ニ楚國之政ー。

(一)屈到芰を嗜む。疾あり。その宗老(二)を召んでこれに屬して曰く、「われを祭るに必ず芰を以てせよ」と。(三)祥に及び、宗老將に芰を薦めんとす。(四)屈建命じてこれを去らしむ。宗老曰く、(五)「夫子これを屬せり」と。子木曰く、「然らず。夫子楚國の政を承け、その法刑民心に在り。(六)藏めて王府に在り。これを上にしては、以て先王に比すべく、これを下にしては、以て後世に訓ふべし。(七)楚國微しと雖も、諸侯譽めざるは莫し。(八)その祭典にこれ有り。曰く、『國君は牛享あり。(九)大夫は羊(一〇)

也。其可レ興乎。
夫子踐レ位則
退。自退則敬。
不則赧。

恭王有レ疾。召二
大夫一曰。不穀
不德。失二先君
之業一。覆二楚國
之師一。不穀之
辠也。若得下保二
其首領一以沒上。
唯是春秋所三
以從二先君一者。
請爲二靈若厲一。
大夫許諾。

王卒。及レ葬。子
囊議レ謚。大夫
曰。君王有レ命

とは、治め行ふ也。納れとは、これを太子の心に納れと也。これを發しとは、忠信の念を以て、行にあらはす樣にしと也。德音とは、古人の立派なる言行也。これを揚ぐとは、すゝめはげます也 (六) 興は成也 (七) 夫子は太子也。退けとは、謙讓して官を退けと也 (八) 赧は懼也。即ち、みづから退かざれば、恆に憂懼する也

(一)恭王疾あり。大夫を召して曰く、「(二)不穀は、不德にして先君の業を失ひ、楚國の師を覆れり。不穀の辠なり。もしその(三)首領を保ちて、以て沒するを得ば、たゞこれ春秋に、先君に從ふ所以のもの、請ふ靈もしくは厲とせよ」と。大夫許諾す。

(一) 恭王は太子箴也。疾みしは、魯の襄公の十三年にあり (二) 不穀は諸侯の謙稱。業は覇業。覆は敗也、やぶる也。即ち、鄢陵の戰に、晉に敗られしをいふ (三) 首領はくび。刑誅を免れて死することを首領を保つといふ也。春秋に云々とは、春秋の祖先の禘祫の祭に、謚を得て、廟堂に於て先君に從ふ場合には、請ふ、その謚を靈もしくは厲とせよと也。謚法に、亂れて損せざるを靈といひ、不辜を殺戮するを厲といふとあり

王卒す。葬に及んで、(一)子囊謚を議す。大夫曰く、「君王命ありたり」と。子囊曰く、「(二)不可なり。それ君に事ふるものは、その善を先にしてその過に從はず。(三)赫赫たる楚國にして、これに君臨し、南海を撫征して、諸夏に訓及び、その寵大

道二之武一。明二精意一以道二之罰一。明二正德一以道二之賞一。明二齊肅一以耀二之臨一。若レ是而不レ濟、不レ可レ爲也。且夫誦レ詩以輔二相之一。威儀以先二後之一。體貌以左二右之一。明レ行以宣二翼之一。制二節義一以動二行之一。恭敬以臨二監之一。勤勉以勸レ之。孝順以納レ之。忠信以發レ之。德音以揚レ之。教備而不レ從者、非レ人

の穢をあらひて、その純きものをおちつけと也。令は、先王の官法時令也。物は事也。訪は議也　即ち、百官の事業をはかり知らしめと也。語は、治國の善語。故志は、古き記録にて、前世の成敗を記せる書。訓典は、五帝の教訓を記せる書。族類を知りてとは、あつく九族をついづるが如きをいふ。比は親也、したしむ也。比義とは、義に親んで事をなすをいふ。㊁　動は行也。悛は改也。即ち、その行を改めずんばと也。文は文詞也。詠は諷也。即ち、文詞によりて事物を諷託して、これによりて正しき行をなさしむるやうにする也。賢良は、賢良の友也。翼は幽也。即ち、かくせしために、心をば改めたりと雖も、未だ鞏固ならざれば、傅たるもの、その身を勸めて、實踐躬行しこれを導きと也。典刑は典法也。納れとは、太子の心に納れと也。惇篤とは心をあつくして、輕薄ならざること。即ち、務めて、その心を惇篤するやうに愼みて、これを示して、太子の心を固くせよと也　㊂　數は道也。恤は愛し惠む也。舍はその過をゆるす也。即ち、たゞ道義の念に固くのみなりて、通ぜざるときは、施舍の道を教へてこれを明かにし、以て忠恕の念を有する様に導きと也。久長とは、久しく長く心身家國を維持する德。即ち、久長の德を明かに教へて、これを信にみちびきと也。度量は、はかり知る也、即ち正しき道をはかり知るやうに教へて、これを義に導きと也。等級は貴賤の階級也。儉は束也、私欲をしめくゝりて、あらはさぬやうにする也。恭は恭敬也。即ち、事業を敬戒するやうにせしめて、失敗するなき様にせしめと也。昭は明也。昭利とは、人及び物を利するをいふ。文は文德也。除害とは暴亂を去る道也。武は武德、精意云々とは、人を處罰するには、精意を明め盡して、しかもこれを斷ずるには、情を以てすべき様に導きと也。正德とは、愛するところに私せざるをいふ。即ち、正德を明かにして、これによりて行實をなすやうに導きと也。齊は一也。肅は敬也。心を純一にして敬みたる狀態をいふ。即ち、齊肅の德を明かにするやうにせしめて、これによりて事に臨み、立派に處置する様にせしむと也　㊃　先後しとは、あとさきとなりてたすくる也。行を明かにしてとは、善行を明かにして也。宜は當也、あきれく也。制して

則文詠物以行之。求賢良以翼之。悛而不攝。則身勤之。多訓典刑以納之。務愼惇篤以固之。攝而不徹。則明施舍以道之忠。明久長以道之信。明度量以道之義。明等級以道之禮。明恭儉以道之孝。明敬戒以道之事。明慈愛以道之仁。明昭利以道之文。明除害以

れを罰に道き、正徳を明かにしてこれを賞に道き、齊肅を明かにして以てこれを臨むに耀かにす。是の若くにして濟らずば、爲むべからざるなり。かつそれ詩を誦して以てこれを輔相し、威儀以てこれを先後し、(五)體貌以てこれを左右し、行を明かにして以てこれを宣翼し、節義を制して以てこれを動行し、恭敬以てこれを臨監し、勤勉して以てこれを勸め、孝順以てこれを納れ、忠信以てこれを發し、徳音以てこれを揚ぐ。教備りて從はざるものは人にあらざるなり。それ興すべ(六)けんや。(七)夫子位を踐まば則ち退け。自ら退けば則ち敬せらる。(八)不らざれば則ち赧あり」と。

(一) 叔時は楚の賢大夫申公也。即ち傅となりし士亹が教導の法を叔時に問ひし也　(二) 春秋とは、天の時を以て人事を紀せし教訓。聳は奬也、すゝむる也。世とは、先王の世系也、系譜也。昭は顯也、きら〳〵とあらはす也。幽は暗也、心のくらき也。昏は亂也。即ち、これが爲に明德あるものの世は顯れて、闇亂なるものの世に廢るゝを陳べてと也。動は行也、休は嘉也、よみする也。即ち、これをして顯を嘉みして闇を懼れしめと也。道は開也。顯德とは成湯・文・武・周・召・僖公の如き人々の、詩に美むるところのものをいふ。穢は邪穢也、けがれ也。疏は滌也、あらふ也。浮は輕也。鎭は重也。即ち、音樂は風を移し俗を易へ、人の邪穢を洗ひ去る所以のものゆゑ、これを用ひてそ

以休二懼其動一。教二之詩一。而爲二之道二廣顯德一。以耀二明其志一。教二之禮一。使レ知二上下之則一。教二之樂一。以疏二其穢一。而鎭二其浮一。教二之令一。使レ訪二物官一。教二之語一。使下明二其德一。而知中先王之務上。用中明德於民上也。教二之故志一。使下知二廢興者一而戒懼上焉。教二之訓典一。使下知二族類一行中比義上焉。若レ是而不レ從。動而不レ悛。

て上下の則を知らしめ、これに樂を教へて、その穢を疏ひてその浮を鎭め、これに令を教へて物官を訪らしめ、これに語を教へて、その德を明かにして、先王の務を知り、明德を民に用ひしめ、これに故志を教へて、廢興せるものを知りて戒懼せしめ、これに訓典を教へて、族類を知りて比義を行はしむ。かくの若くにして從はず、動ひて悛めずんば、則ち文物を詠じて以てこれを行ひ、賢良を求めて以てこれを翼け、悛めて攝からずば、則ち身これを勤め、多く典刑を訓へて以てこれを納れ、務めて惇篤を愼みて以てこれを固くせよ。攝くして徹らざれば、則ち施舍を明かにして以てこれを忠に道き、久長を明かにして以てこれを信に道き、度量を明かにして以てこれを義に道き、等級を明かにして以てこれを禮に道き、恭儉を明かにして以てこれを孝に道き、敬戒を明かにして以てこれを事に道き、慈愛を明かにして以てこれを仁に道き、昭利に明かにして以てこれを文に道き、除害を明かにして以てこれを武に道き、精意を明かにして以てこ

管蔡。是五王者。皆元德也。而有姦子。夫豈不欲其善。不能故也。若民煩可教訓。蠻夷戎翟。其不賓也久矣。中國所不能用也。

王卒使傅之。問於申叔時。叔時曰。敎之春秋。而爲之聳善而抑惡焉。以戒勸其心。敎之世。而爲之昭明德而廢幽昏焉。

(一) 楚國の話といふ意にて、楚は顓頊の後、芈姓たり、周の成王のとき、能繹楚に封ぜらる (二) 莊王は楚の成王の孫、穆王の子にして、名は旅。士亹は楚の大夫、蔵は、楚の恭王の名 (三) 丹は封ぜられし地名。朱は名。堯の子にして、不肖なりし也 (四) 均は舜の子、商に封ぜらる (五) 啓は禹の子にして、五觀は啓の子 (六) 大甲は殷の湯王の孫、大丁の子。湯王の法に遵はず、伊尹もこれを正す能はずして、これを桐に放ちしもの (七) 管は管叔、蔡は蔡叔にて、周の文王の子、周公の兄、周公を疑ひて不規をはかりしかば、周公王命を承けて、管叔を誅し、蔡叔を放てり。以上あげたるは、みな不肖の子也 (八) 五王は、堯・舜・啓・湯・文王也。元は善也。即ち、以上の五王は、みな善德ある人なりと也 (九) 姦は惡也。即ち、しかるにかゝる姦惡の子ありと也 (一〇) それ以上の五王は、我が子の善ならんことを欲せざらんや。其不善なるは敎へて善ならしむる能はざるなりと也 (一一) 煩しうしては、やかましく方法を設けてと也。賓は服從也。即ち、それと同じく、やかましく方法を設けて、人民を敎訓し、これを盡く善たらしむるを得ば、則ち蠻夷戎翟もこれを訓導し得べし。然るに馴致すること能はざるの久しき所以は、それ能はざるが故なりと也 (一二) これ即ち、中國の蠻夷を用ふる能はざる所以なりと也

臣卒にこれに傅たらしむ。(一)申叔時に問ふ。叔時曰く、「(二)これに春秋を敎へて、これが爲に善を聳めて惡を抑へ、以てその心を戒勸せしめ、これに世を敎へて、これが爲に明德を昭かにして幽昏を廢て、以てその動を休懼せしめ、これに詩を敎へて、これが爲に顯德を道き廣め、以てその志を曜明にし、これに禮を敎へ

莊王使士亹傅大子箴。辭曰。臣不材。無能益焉。王曰。賴子之善善之也。對曰。夫善在大子。大子欲善。善人將至。若不欲善。善則不用。故堯有丹朱。舜有商均。啓有五觀。湯有大甲。文王有

第十七

(一)楚語上

(二)莊王、士亹をして大子箴に傅たらしめんとす。辭して曰く、「臣不材にして、能く益すなし」と。王曰く、「子の善を賴みてこれを善くせんとするなり」と。對へて曰く、「それ善は大子に在り。大子善を欲せば、善人將に至らんとせん。もし善を欲せずんば、善は則ち用ひられず。故に堯に(三)丹朱あり。舜に(四)商均あり。(五)啓に五觀あり。湯に(六)大甲あり。文王に(七)管・蔡あり。(八)この五王は、みな(九)元德なり。しかれども姦子あり。(一〇)それあにその善を欲せざらんや、能はざるが故なり。(一一)もし民煩しうして教訓すべくば、蠻夷戎翟、その賓せざるや久し。(一二)中國の用ふる能はざるところなり」と。

八年。而桓公爲二司徒一。九年。而王室始騷。十一年。而斃。及二平王末一。而秦晉齊楚代興。秦莊襄於レ是乎取二周土一。晉文侯於レ是乎定二天子一。齊莊僖於レ是乎小伯。楚蚡冒於レ是乎始啓レ濮。

伯となり、楚の蚡冒こゝに於てか始めて濮を啓けり。

㊀、乃ち東の方なる虢と鄶との二國に、妻子と貨財とを委託したりと也　㊁　十邑は、虢・鄶・鄔・蔽・補・丹・依・𩁹・歷・華をいふ。後に桓公の子なる武公、竟にこの十邑の地を取りてこれに居れり。寄地は宿止にて、なは客宿のごとし、久しく留るにあらざるなり。卽ち身を寄する地の意　㊂　八年は卽位の八年也　㊃　莊は秦の莊公にて秦仲の子、襄公の父。襄は襄公。周土を取るとは、莊公の周に功あり、周これに土を賜ひしをいふ。また襄公は平王の東遷に及びて、これを佐けしかば、西周豐鎬の地を得て、始めて命ぜられて諸侯となりし也。定めとは、平王を迎へて洛邑を定めしをいふ。莊は齊の莊公にて、齊の太公の十二世の孫。僖は僖公にて、莊公の子、小伯は小霸にて、少しく諸侯の盟會を主りしをいふ。蚡冒は、楚の季紃の孫、若敖の子、熊率なり。濮は南蠻の國にて、叔熊を難を避けしところ也

武實昭二文之功一。文之胙盡。武其嗣乎。武王之子。應韓不レ在。其在レ晉乎。距險而鄰二於小一。若加レ之以レ德。可二以大啓一。公曰。姜嬴其孰興。對曰。夫國大而有レ德者近興。秦仲齊侯姜嬴之儁也。且大。其將レ興乎。

公說。乃東寄二帑與レ賄。虢鄶受レ之。十邑皆有二寄地一。幽王

子にては、(三)應・韓に在らず、それ晉に在らんか。(四)距は險にして小に鄰せり。もしこれに加ふるに德を以てせば、以て大に啓くべし」と。公曰く、「(五)姜・嬴はそれ孰か興らん」と。對へて曰く、「それ國大にして德あるものは、近く興らん。(六)秦仲・齊侯は姜・嬴の儁にしてかつ大なり。それ將に興らんとするか」と。

(一) 武は云々とは、周の武王は實に文王の功をきら〳〵とあらはすやうになせりと也 (二) 胙は福也。卽ち文王の子孫なる國が衰へば、武王の子孫の國興るべしと也 (三) 繼ぎて興るものは、應韓にあらずして、それ晉ならんと也 (四) 距はふせぎ守る地。小は小國。卽ち、晉國は敵をふせぎ守るに都合よき險阻の地にして、かつ小弱國に鄰せりと也 (五) 姜姓、嬴姓の中にて、いづれが盛ならんと也 (六) 秦仲は、嬴姓にて、未だ諸侯とならず、附庸なる秦の公伯の子。齊侯は齊の莊公にて、姜姓の中にて德ありしもの。儁は俊也、すぐれたるもの。大なりは國大なりと也

公說ぶ。(一)乃ち東のかた帑と賄とを寄す。虢・鄶これを受く。(二)十邑みな寄地あり。幽王の(三)八年にして、桓公司徒と爲る。九年にして王室始めて騷ぎ、十一年にして斃れたり。平王の末に及んで、秦・晉・齊・楚こも〴〵興る。(四)秦の莊・襄こゝに於てか周土を取り、晉の文侯こゝに於てか天子を定め、齊の莊・僖こゝに於てか小

此久矣。其爲毒也大矣。將侯淫德而加之焉。毒之酋腊者。其殺也滋速。申繒西戎方強。王室方騷。將以縱欲。不亦難乎。王欲殺太子以成伯服。必求之申。申人弗畀。必伐之。若伐申。而繒與西戎會以伐周。周不守矣。繒與西戎方將德申。申呂方彊。其隩愛太子。亦必可知也。王師若在。其救之亦必然矣。王心怒矣。虢公從矣。凡周存亡。不三稔矣。君若欲避其難。速規所矣。時至而求用。恐無及也。

を亡さんとするなりと也。加は逼也 (二三) 酋は精熟也。腊は極也。即ち極めて精熟したるものはと也。滋は益也 (二四) 申は姜姓にして、幽王の前后、太子宜臼の舅也。繒は姒姓にて、申の與國也。西戎また申に黨す。周衰ふ、故に戎翟強き也。騷は擾也、みだる也 (二五) 太子は宜臼也。成さんとすとは、太子となさんとすと也 (二六) 王が太子を殺さんには、太子は必ず母の國なる申に奔らん。その時に、王は必ず太子の引渡しを申に求めんと也 (二七) 畀は與也 (二八) 周守らずとは、幽王が無道なる故に、周を守ること能はずと也 (二九) 申が恩德を二國に施せるが故に、二國もまた申を助けて、後福を得んとせんと也 (三〇) 申呂は同姓 (三一) 隩愛とは暗に愛する也。隩は隱也 (三二) 王の師云々とは、幽王の兵が申を攻めて申に在らば、申を救はんとすること當然なりと也 (三三) 然るときは、王はこれを見て心に怒らんと也 (三四) 卿士虢石父もまた王に從ひてゆき、これを見て怒らんと也 (三五) 三稔は三年也 (三六) 規は計求也、はかり求むる也 (三七) 時は難也。用は備也 及ぶなからんとは、またあはざらんとなり

公曰。若周衰。諸姬其孰興。對曰。臣聞之。

公曰く、「もし周衰へば、諸姬それ孰か興らん」と。對へて曰く、「臣これを聞く、『武は實に文の功を昭かにせり』(二二)と。文の胙(二三)盡きば、武それ嗣がんか。武王の

婦人不幃而譟之。化爲玄黿。以入于王府。府之童妾未既齔而遭之。既笄而孕。當宣王而生。不夫而育。故懼而棄之。爲弧服者。方戮在路。夫婦哀其夜號也而取之。以逸。逃於褒。褒人褒姁有獄。而以爲入於王。王遂置之。而嬖是女也。使至於爲后而生伯服。天之生

するは、また必ず知るべきなり。王の師もし在らば、それこれを救はんこととまた必ず然らん。(三三)王の心怒らん。(三四)虢公従はん。およそ周の存亡は三稔ならず。(三五)君もしその難を避けんと欲せば、速かに所を規めよ。(三六)時至りて用を求めば、恐らくは及ぶなからん」と。(三七)

(一) 檿は山桑。弧は弓。箕は木の名。服は矢房にて、やなぐひ。即ち山桑を以て造れる弓、箕木にて造れる矢房を賣るものと也 (二) 戮は辱してこれを路にさらす也 (三) 府は宮中也。小妾は幼少なる妾 (四) この人とは、弧服を賣るもの也。收は取也 (五) 褒人とは、褒君姁也。獄は罪。入るゝとは、これを幽王に進めて罪をゆるされんことを請ひし也 (六) これに命ずるとは、周に敗亡を命ずる也 (七) 爲は治也、をさめてよくするを得んやと也 (八) 訓語は教訓を書きたる書ならん (九) 褒人は褒君也。同は共に處る也。二君とは二人の先君の靈 (一〇) 夏后は夏の君 (一一) 漦は龍の吐くところの沫にて、龍の精氣也 (一二) 幣は王帛也。布は陳也、つらぬ也。策とは、簡策に書きたる書。即ち、この事を策に書き、これを讀みて龍に告げしにと也 (一三) 櫝は櫃也。郊せりとは、郊祭せりと也 (一四) 除はのぞき去る也 (一五) 譟は、妄の一種にて、踝をおはふ。譟は讙呼也、さわぎてよぶ也 (一六) 黒く大なるとかげ。王府は王の宮中也 (一七) 既は盡也。齔は齒のぬけかはるをいふ。笄してとは、かうがいを髪にさすにて十五歲にて笄する也。當りては宣王の時代にと也 (一八) 育は生也 (一九) 逸は亡也 (二〇) 褒姁は褒の君 (二一) 嬖は敬也。嬖とは、邪僻を以て愛を取る也 (二二) 特に王の淫僻の甚なるを俟ちて、天がこの妖婦褒姒をおくりて、禍

爲乎。訓語有レ之。曰。夏之衰也。襃人之神。化爲二二龍一。以同二于王庭一。而言曰。余襃之二君也。夏后卜二殺レ之與レ去レ之與下止レ之。莫レ吉。卜下請二其漦一而藏上レ之。吉。乃布レ幣焉而策告レ之。龍亡而漦在。櫝而藏レ之。傳郊レ之。及二殷周一。莫二之發一也。及二厲王之末一。發而觀レ之。漦流二於庭一。不レ可レ除也。王使二

庭に流れて除(一四)すべからざるなり。王、婦人をして、幃(一五)せずしてこれに譟がしむ。化して玄黿と(一六)爲りて、以て王府に入れり。府の童妾未だ(一七)既く齔せずしてこれに遭ひ、既に笄して孕み、宣王に當りて生めり。夫あらずして育み(一八)し故に、懼れてこれを棄てたり。弧服を爲せるもの、方に戮せられて路に在り。夫婦その夜號くを哀みてこれを取り、以て逃(一九)げて襃に逃れたり。(二〇)襃人襃姁獄あり。以て王に入るるをなせり。王遂にこれを置(二一)し、この女を嬖して、后となして伯服を生むに至らしめたり』と。天のこれを生ずるや久し。その毒たるや大なり。(二二)將に淫德を俟ちてこれを加らんとす。毒の酋腊(二三)なるものは、その殺すや滋々速かなり。(二四)申・繒・西戎方に強く、王室方に騒る。將に以て欲を縱にせんとす。また難からずや。王、太子(二五)を殺して以て伯服を成さんと欲す。(二六)必ずこれを申に求めん。申人畀へ(二七)ずんば必ずこれを伐たん。もし申を伐ちて、繒と西戎と會して以て周を伐たば、周守ら(二八)ず。(二九)繒と西戎とは、方に申に德せんとせん。(三〇)申・呂は方に彊し。その太子を隩愛(三一)

而妖試幸措。行二暗昧一也。是物也。不レ可二以久一。

且宣王之時有二童謠一。曰。檿弧箕服實亡二周國一。於レ是宣王聞レ之。有下夫婦鬻二是器一者上。王使二執而戮一レ之。府之小妾生レ女。而非二王子一也。懼而棄レ之。此人也收以奔レ襃。襃人有レ獄。而以爲レ入。天之命此久矣。其又可レ

は置也。即ち、有猶を建立して以て鄕士となさずして妖擘のものを用ふるに暗昧を行へるなりと也 (四) この物や久しとは、以上述べたる事をなすやうにてはと也。物は事也

かつ宣王の時に童謠あり。曰く、『檿弧箕服、實に周國を亡さん』と。是に於て、宣王これを聞きしに、夫婦のこの器を鬻げるものあり。王執へてこれを戮せしめ(二)たり。(三)府の小妾、女を生む。而も王の子にあらず。懼れてこれを棄てたり。この人、(四)收りて以て襃に奔れり。(五)襃人獄あり、以て入るゝことを爲せり。(六)天のこれに命ずるや久し。(七)それまた爲むべけんや。(八)訓語にこれ有り。曰く、『夏の襃ふるや、(九)襃人の神、化して二龍となり、以て王庭に同りて言つて曰く、余は襃の二君なりと。(一〇)夏后これを殺すとこれを去つるとこれを止むるとをトせしめしに、吉なかりき。その(一一)漦を請うてこれを藏むるをトせしに、吉なりき。(一二)乃ち幣を布ねて、策もてこれに告げしに、龍亡げて漦あり。櫝にしてこれを藏め傳へてこれを郊せり。殷周に及ぶまで、これを發くなし。(一三)厲王の末に及びて、發いてこれを觀しに、漦

務和同也。聲一無聽。物一無文。味一無果。無一不講。王將棄是類而與剸同。天奪之明。欲無弊得乎。夫虢石父。讒諂巧從之人也。而立以爲卿士。與剸同也。棄聘后而立內妾。好窮固也。侏儒戚施寔御在側。近頑童也。周法不昭。而婦言是行。用讒慝也。不建立卿士。

剸同せんとす。天これが明を奪へるなり。弊るゝ無からんと欲すとも得んや。それ虢石父は、讒諂巧從の人なり。(四)しかるを立てゝ以て卿士と爲せるは、與に剸同せしなり。(五)聘后を棄てゝ內妾を立てしは、窮固を好めるなり。(六)侏儒戚施の寔に側に御在せるは、頑童を近けるなり。(七)周法昭かならずして婦言これ行はるゝは、讒慝を用ふるなり。卿士を建立せずして、妖を試ひ幸を措くは、暗昧を行へるなり。(八)この物や、以て久しかるべからず。(九)

(一) 后は皇后也。同姓なれば、繼がざるが故也。有方とは四方也。有は音調をとゝのふるために添ひし字。諫工は諫官也。工は官。取りては用ひて也。講ずる云々とは、衆多の事を講明せしはと也。講は明かに處置する也。物は事也 (二) 五聲が雜然として後、聽き得るが故にいふ。物一云々とは、五色雜然として然る後文あるなり。味云々とは、五味合して然るのち、食ふべしと也。果は美也。物云々とは、物一なれば論校する能はざるが故にいふ (三) 王はとは、然るにわが周の幽王はと也。類は和也。卽ち、和協の道。剸は專也。剸同とは、同氣同欲をかさねんとする邪道をなさんとすると也 (四) これが明とは、幽王の明德也 (五) 石父は虢君の名。巧從とは、へつらひ從ふに巧なる也 (六) 聘后とは禮を以て迎へし皇后にて申后也。內妾は褒姒 (七) 侏儒戚施は前に註せり。共に技を演ずるもの。寔は誠也。御は侍也 (八) 妖はなまめける女にて褒姒をさす。試は用也。幸は寵にて、寵臣石父をさす。措

成レ人。建二九紀一以立二純德一。合二十數一以訓二百體一。出二千品一。具二萬方一。計二億事一。材二兆物一。收二經入一。行二姟極一。故王者居二九畡之田一。收二經入一以食二兆民一。周訓而能用レ之。龢樂如レ一。夫如レ是。龢之至也。

於レ是乎先王聘二后於異姓一。求二財於有方一。擇レ臣取二諫工一。而講以二多物一。

樂して一の如し。それ是の如きは龢の至(三)なり。

(一) 五味は辛・甘・鹹・酸・苦也。四支は手足。六律は陽聲に屬する六種の音にて、黄鐘・大蔟・姑洗・蕤賓・夷則・無射をいふ。七體は七竅にて、目・耳・口・鼻也。心に役しとは、心によりて使はるゝをいふ。八索は八體にて、首・腹・足・股・目・口・耳・手也。平は正也。九紀とは九藏にて、肺・心・脾・肝・腎臓と胃・膀・胱・腸・膽と也。或はいふ、九紀は九功なりと。建は立にて正しくする也。即ちこれによりて生命を紀して、純一の德を立てたと也。十數とは十等の位次にて王の臣は公、公の臣は大夫、大夫の臣は士、士の臣は皁、皁の臣は輿、輿の臣は隷、隷の臣は僚、僚の臣は僕なるをいふ。百體は百官のおの〳〵體屬あるをいふ。即ちこの十數の名を合せて、以て百官の體を訓導するをいふ。千品とは百官に屬するものを更に十等に別つ、故に千の階級となるなり。品は等級也。出しとはわり出しつくる意。萬方を具へとは、萬官を具へにて、方は道也、官におの〳〵その道あるをいふ。千品に更に十等の官屬あり、故に萬官也。億事とは非常に多くの事也。兆物は非常に多くの物也。材は裁也、とりさばく意。經は京也、兆の十倍。即ち非常に多くの收入を收めと也、姟は京の十倍にて、數の極。姟極を行ふとは、非常に多くの事を行ふと也 (二) 九畡の田とは、九州の田にて、支那全土をいふ。周訓とは、忠信の道を教ふる也 (三) 至は極也

是に於てか、先王、(一)后を異姓に聘し、財を有方に求め、臣を擇び諫工を取りて、講ずるに多物を以てせしは、和同を務めしなり。(二)聲一なれば聽なく、物一なれば文なく、味一なれば果なく、無一なれば講ぜず。(三)王は、將にこの類を棄てゝ與に

味。惡角犀豐盈。而近頑童窮固。去和而取同。夫和實生物。同則不繼。以它平它謂之和。故能豐長而物生之。若以同裨同。盡乃棄矣。故先王以土與金木水火雜以成百物。

是以和五味以調口。剛四支以衞體。和六律以聰耳。正七體以役心。平八索以

訓とは、忠信の道を敎ふる也　(二一)　長く用ふとは、久しく居るを得るをいふ　(二二)　弊は敗也。卽ちわが成周はそれ滅びんかと也　(二三)　殆は近也　(二四)　大誓は、書經周書泰誓篇。民の云々とは、すべて多くの人民の欲するところは天は必ずこれに從ひて、これを訪くるものなりと也。人民の幽王を惡む故に、早晩亡ぶべきを暗に諷せるなり　(二五)　王は幽王也。高明昭顯とは、明德の臣をいふ、角犀豐盈とは、賢明の宰相をいふ、角犀とは、額の上より髮の生え際にあたりて、骨の隆起せるをいふ。豐盈とは、頰の肉のゆたかなる也。頑童とは、智慧の足らぬ愚なるもの。窮固とは、いやしくせまりて德義を知らぬもの。和は善惡相すくふをいふ。同は私欲を同じうすること　(二六)　和すれば云々とは、陰陽相和すれば萬物生ずと也。同は同氣にて、同氣のものあつまれば、相調和せざるが故に萬物相繼いで成るなしと也　(二七)　它は他也。卽ち他の氣を以て性質の異なれる他の氣に和して、平を得るを和といふ也　(二八)　豐長とは、ゆたかに發育する也　(二九)　裨は益也。棄すとは、すたりて成るなきをいふ

これを以て、五味(三〇)を和して以て口を調へ、四支を剛くして以て體を衞り、六律を和して以て耳を聰にし、七體を正して以て心に役し、八索を平しくして以て人を成し、九紀を建てゝ以て純德を立て、十數を合して以て百體を訓き、千品を出し、萬方を具へ、億事を計り、兆物を材し、經入を收め、姟極を行ふ。故に王者は九畡(三一)の田に居り、經入を收めて以て兆民を食ひ、周訓して能くこれを用ひ、龢

周衰。其將至矣。公曰。謝西之九州何如。對曰。其民沓貪而忍。不可因也。惟謝郟之閒、其冢君侈驕、其民怠沓其君、而未及周德。若更君而周訓之。是易取也。且可長用也。公曰。周其弊乎。對曰。殆於必弊者。大誓曰。民之所欲。天必從之。今王棄高明昭顯、而好讒慝暗昧

道を失ひしかば、閔また興りてこれを滅せりと也　〔一三〕　禿姓は彭祖の別れしもの。舟人は禿姓の住みし國名　〔一四〕　陸終の第四子を求言といふ。妘姓となり、鄶に封ぜらる。鄢・路・偪陽はその子孫の別に封ぜられしもの。陸終の第五子を安といふ、曹姓となり、鄒に封ぜらる。莒は前に註せり。みな采衞と爲りてとは、妘姓と曹姓とは、みな周王の采服・衞服たりと也。采服は王城を去る二千五百里、衞服は王城を去る三千里。或は王室に云々とは、王室に在りしは、鄒子・莒子也。夷狄にありしは、莒・偪陽也。數ふるなくしてとは、別に數へたつるほどの立派なこととなくしてと也　〔一五〕　斟姓は曹姓より別れしもの　〔一六〕　融は祝融にて、即ち祝融の子孫の中にて盛ならんものは芈姓ならんと也　〔一七〕　夔越は芈姓の別國、楚の熊繹の六世の孫を熊摯といふ。惡疾ありしかば、楚人これを廢して、その弟熊延を立つ。熊摯はみづから夔にゆきたり。その子孫功ありしかば、王命じて夔子となせり。命ずる云々とは、服へいふほどのものにあらずと也　〔一八〕　蠻芈は、叔熊の濮に在り、蠻俗に從ひしものをいふ　〔一九〕　荊は楚也　〔二〇〕　姜・は齊の姓、嬴は秦の芈姓は楚の姓。實に諸姬と云々とは、これらの姓の國は實に諸姬即ち周の姓のものとかはりがはり共犯してその勢力を爭らんと也　〔二一〕　伯夷は、堯の秩宗の役をなしゝものにて、炎帝の子孫四岳の族也　〔二二〕　伯翳は舜の虞官。少皞の子孫なる伯益　〔二三〕　百物は草木鳥獸也。議しとは、おのおのをしてその宜しきを得しむるをいふ　〔二四〕　祀は祖先の祭祀　〔二五〕　至らんとせんとは、弱とならんとせんと也　〔二六〕　謝は、宣王の舅なる申伯の國にして、今南陽に在り。謝の西に九州あり。二千五百家を州といふ。何如とは、住居し得べき地ありや否やと也　〔二七〕　沓貪は、貪欲なるなり。忍べりとは、不義を行ふに忍ぶをいふ　〔二八〕　因は就也。即ち近寄りて住むべからずと也　〔二九〕　郟の南、謝の北をいふ。謝郟の二國こゝにあり。郟は後に鄭に屬し、鄶衰へしかば、楚これを取れり。冢は大也。冢君とは大國の君の意。怠は慢也。沓は冒也。周は忠信也。即ちその民がその君を輕んじけがして未だ忠信の德をそなふるにいたらずと也　〔三〇〕　もし改めて君たる道を以てこれを導かば、則ち取り易しと也。　閒

聞。必不興矣。斟姓無後。融之興者。其在芈姓乎。芈姓夔越不足命也。蠻芈。蠻矣。唯荊實有昭德。若周衰其必興矣。姜嬴荊芈實與諸姬代相干也。姜伯夷之後也。嬴伯翳之後也。伯夷能禮於神。以佐堯者也。伯翳能議百物以佐舜者也。其後皆不失祀。而未有興者。

これを和と謂ふ。故に能く豐長(三八)にして物これに生ず。もし同を以て同に裨さば、(三九)盡く乃ち棄す。故に先王、土と金木水火とを以て、雜せて以て百物を成せり。

(一) 章は顯也 (二) 幕は舜の子孫なる虞思。協は和也。即ち幕は能く和風を聽き知りて、時に因り氣に順ひて、以て萬物を生育して、これをして生を樂ましめしものなりと也 (三) 單は盡也、ことごとく也。庶は衆也。品處とは、その類に從ひて、その處を得しめて、安からしめしをいふ (四) 五教とは父は義に、母は慈に、兄は友に、弟は恭に、子は孝なるをいふ。保は養也、やすらかに生存せしめしをいふ (五) 棄は后稷也。蔬は野菜也。播は布也。殖は長也 (六) 後は子孫也 (七) 嘉材は善材也、よき材木。柔は潤也。生柔とは生ぜしめて、民に惠を與へたるものなりと也 (八) その後の八姓とは、祝融の子孫にあたる八姓にて、己・董・彭・禿・妘・曹・斟・芈をいふ。伯は覇也。即ち未だ諸侯の覇となりしものあらずと也 (九) 物は事也。前代は夏・殷をさす。佐は助也。昆吾は祝融の孫にて陸終の第二子、名は樊、己姓たり、昆吾に封ぜられしもの、その後夏衰へ、昆吾が夏の代の諸侯の覇となりし也。大彭は陸終の第三子、名を籛といふ、昆吾の弟、彭姓たり。大彭に封ぜらる。これを彭祖といふ。豕韋は彭姓の別族にして、豕韋に封ぜられしもの、殷衰へしかば、この二國繼ぎて殷の諸侯の覇となれり。即ち然れども、祝融の子孫にて、前代に王を佐けて世を治めしものは、昆吾は夏の伯となり、大彭・豕韋は商の伯となれりと也 (一〇) 未だ有らずとは、未だ侯伯あらずと也 (一一) 己姓の五國はみな昆吾の子孫の別に封ぜられしもの。莒はその子孫也。董姓は、己姓の別に氏を受けて國を爲しゝもの、有飂氏の叔安の裔氏を董父と曰ふ。龍をなれしむる役を以て帝舜に服事し、姓を賜ひて董といひ、氏を豢龍と曰ふ。これを鬷川に封ぜり。夏の興るに當りて、別に鬷夷に封ぜられ孔甲の前に滅びたり (一二) 彭祖は大彭也。豕韋・諸稽は、その子孫の別封也。大彭・豕韋は、商覇となりしが、その子孫

有侯伯。佐制物於前代者。昆吾爲夏伯矣。大彭豕韋爲商伯矣。當周未有。己姓昆吾蘇顧溫董。董姓鬷夷豢龍則夏滅之矣。彭姓彭祖豕韋諸稽。則商滅之矣。禿姓舟人。則周滅之矣。妘姓鄔鄶路偪陽。曹姓鄒莒。皆爲采衞。或在王室。或在夷狄。莫之數也。而又無令

るなり。(一八)蠻芊は蠻なり。たゞ荊のみは實に昭德あり、もし周衰へば、それ必ず興らん。(一九)姜・嬴・荊芊は、實に諸姬とかはるぐ〵相干さん。(二〇)姜は伯夷の後なり。(二一)嬴は伯翳の後なり。伯夷は能く神に禮し、以て堯を佐けしものなり。(二二)伯翳は能く百物を議し、以て舜を佐けしものなり。(二三)その後みな祀を失はず。而れども未だ興るものあらず。周衰へば、それ將に至らんとせん」と。公曰く、「謝西の九州は何如」と。對へて曰く、「その民は沓貪にして忍べり。(二八)因くべからざるなり。たゞ謝・郟の間のみは、その冢君は侈驕に、その民その君を怠沓して、未だ周德に及ばず。もし君を更めてこれを周訓せば、これ取り易きなり。かつ長く用ふべきなり」と。公曰く、「周それ弊れんか」と。對へて曰く、「必ず弊るゝに殆きものなり。大誓に曰く、『民の欲するところは、天必ずこれに從ふ』と。今王、高明昭顯を棄てゝ讒慝暗昧を好み、角犀豐盈を惡んで頑童窮固を近づけ、和を去てゝ同を取れり。それ和すれば實に物を生じ、同ずれば則ち繼がず。它を以て它を平かにする、

孫未レ嘗不一レ章。虞夏商周是也。虞幕能聽二協風一。以成レ物樂レ生者也。夏禹能單平二水土一。以品二處庶類一者也。商契能和二合五敎一。以保二于百姓一者也。周棄能播二殖百穀蔬一。以衣二食民人一者也。其後皆爲二王公侯伯一。祝融亦能昭二顯天地之光明一。以生二柔嘉材一者也。其後八姓。於レ周未レ

周これなり。(二)虞の幕はよく協風を聽きて、以て物を成し生を樂ましめしものなり。夏の禹はよく(三)單く水土を平げて、以て庶類を品處せしものなり。商の契はよく五教を和合して、以て百姓を保ひしものなり。(四)周の棄はよく百穀蔬を播殖して、以て民人に衣食せしめしものなり。(五)その後はみな王公侯伯と爲れり。(六)祝融もまた能く天地の光明を昭顯にして、以て嘉材を生柔せしものなり。(七)その後の八姓は、周に於て未だ侯伯あらず。(八)物を前代に佐制せしものは、昆吾は夏の伯となり、(九)大彭・豕韋は商の伯となれり。(一〇)周に當りて未だ有らず。(一一)己姓の昆吾・蘇・顧・温・董と董姓の鬷夷豢龍は、則ち夏これを滅せり。(一二)彭姓の彭祖・豕韋・諸稽は、則ち商これを滅せり。(一三)禿姓の舟人は、則ち周これを滅せり。(一四)妘姓の鄔・鄶・路・偪・陽と曹姓の鄒・莒とは、みな釆衞と爲りて或は王室に在り、或は夷翟に在りしかども、これを數ふる莫くして、また令聞なし、必ず興らざらん。(一五)斟姓は後なし。(一六)融の興らんものは、それ羋姓に在らんか。(一七)羋姓にて、虁越は命ずるに足らざ

子熊嚴生二子四人一。伯霜仲雪叔熊季紃一。叔逃二難於濮一而蠻、季紃是立。薳氏將レ起レ之。禍又不レ克。是天啓レ之心也。又甚聰明和協、蓋二其先王一。臣聞レ之。天之所レ啓。十世不レ替。夫其子孫必光啓レ土。不レ可レ偪也。且重黎之後也。夫黎爲二高辛氏火正一。以下淳二燿惇三大天明地德一。光中昭四海上。故命レ之曰二祝融一。其功大矣。

夫成二天地之大功一者。其子

奉じてとは、正しき周王の辭命を奉じてと也（二二）二邑とは虢と鄶とをいふ。鄔以下の八國は、二邑の附近の小國。君の土なりとは、必ず得べしと也（二三）華は華邑。河は黄河。芣騩は山の名。君は、祭主となりて山を祭るが故に主となりてといへるなり。溱洧に食みとはこの二水の間の地を領土とし也。典刑は常法即ち正しき道（二四）荊は楚。子は子爵。熊嚴は楚子熊繹の第十四世の孫。即ち、荊子熊嚴が霜・雪・熊・紃の四人の子を生めりと也。伯仲叔季はその兄弟の順序を示したる語（二五）叔は叔熊。難とは、伯霜の世に、三弟の位に立たんことを爭ひしをいふ。濮は濮邑。即ち、伯霜の世に、叔熊は難を逃れて濮に奔り、蠻俗に從へり。伯霜死して後、國人は季紃をその位に立てたりと也（二六）薳氏は楚の大夫。これは叔熊をさす。禍は禍難。（二七）啓は開也。即ちこれ天が季紃を益けてその道を開きし故に、叔熊の立つこと能はざりしなりと也。心字有るは誤（二八）季紃はまた聰明にしてよくその臣民の心を和協して、その功德は先王を蓋ふほど大なりきと也（二九）替は去也（三〇）光は大也（三一）これに近よりて偪すべからずと也（三二）重黎は顓頊の孫にて、老童の子なり。顓頊は老童を生み、老童は重黎及び吳回を生み、吳回は陸終を生む、陸終は六子を生みしが、その季を季連といふ、羋姓となる。實に楚の祖なり。即ち、かつ季紃はかの功績の大なりし重黎の子孫なりと也（三三）黎は重黎。高辛氏は帝嚳なり、五帝の一。火正は火を司る官。天明とは、天の明なる德。地德は地のあらはす大なる德。淳燿は大に明かにする意、淳は大也、燿は明也。惇大は厚く大にする也。惇は厚也。祝は始也、融は明也、即ち火を司りて始めて四海を明にする意

それ天地の大功を成すものは、その子孫未だ嘗て章れずんばあらず。虞・夏・商・

貪冒㆒。君若以㆓周難之故㆒。寄㆓孥與㆒㆑賄焉。不㆓敢不㆒㆑許。周亂而弊。是驕而貪。必將㆑背㆑君。君若以㆓成周之衆㆒。奉㆑辭伐㆑罪。無㆑不㆑克矣。若克㆓二邑㆒。鄔蔽補丹依㽥歷華。君之土也。若前㆑華後㆑河。右㆑洛左㆑濟。主㆓芣騩㆒而食㆓溱洧㆒。脩㆓典刑㆒以守㆑之。唯是可㆓以少固㆒。公曰。南方不可乎。對曰。夫荊

淳燿惇大にして、四海を光昭するを以て故にこれを命じて『祝融』と曰へり。その功大なればなり。

(一) 鄭語とは、鄭國の話といふ意 (二) 桓公は鄭の始祖の君にて、周の厲王の少子、宣王の弟、名は友。宣王これを鄭に封ぜしなり。周の幽王の八年に司徒となれり。周の衆とは、西周の人民。東土の人とは、陝西以東の土地の人。得たりとは、信頼を得たりと也 (三) 史伯は、周の太史。故は難也 (四) 及ばんとは、禍のその身に及ばんと也 (五) 卑は微也、かろしと訓ず (六) 昌は盛也 (七) 偪は迫也。即ち、たとひ逃げたりとも、この戎狄に近づきて國をなすべからずと也 (八) 成周は洛陽也。當るとは相對する意。荊蠻は楚にて芈姓の國。申・呂は姜姓。應・蔡・隨・唐は姫姓。鄧は曼姓。陳は嬀姓 (九) 衞・燕は姫姓。翟は北翟。鮮虞は、姫姓の翟にあるもの。路・洛・泉・徐蒲みな赤翟にて隗姓なり (一〇) この八國は、みな姫姓 (一一) 齊は姜姓。魯・曹・滕は姫姓。宋は子姓。薛は任姓。鄒は曹姓。莒は己姓 (一二) 支は枝也。王の支子とは、周王の適子以外の子。母弟とは、王の弟。甥舅は。異姓の諸侯をいふに用ふる語。蠻荊は楚也。戎翟は、北翟・路・洛・泉・徐・蒲なり (一三) 親は親しき意にて、支子甥舅をいひ、頑は愚の意にて、蠻夷戎狄をいふ。入るべからざるなりとは、こゝに入りて國すべからざるなりと也 (一四) それ逃るべきは、濟水・洛水・黃河・潁水の間の地かと也。即ち濟を左にし、洛を右にし、潁を前にし、河を後にするをいふ也 (一五) この間に國せるものにて、子爵男爵の國にては、虢・鄶の二國は大なりと也。虢は姫姓、鄶は妘姓 (一六) 虢叔の叔は、虢君の字。勢は地勢の阻固なるをいふ。鄶仲の仲は、虢君の字。險は、國の險阨也。恃むとは、これを恃みて德を修めざるをいふ (一七) 貪冒はをかし貪る心也 (一八) 孥は妻子也。賄は貨財。寄せばとは、寄託して保護を請へばと也 (一九) これは虢・鄶の二國をさす (二〇) 君は桓公也 (二一) 君もしとは、君がその時もしと也。辭を

唐。北有二衞燕翟鮮虞路洛泉徐蒲。西有二虞虢晉隗霍楊魏芮。東有二齊魯曹宋滕薛鄒莒。是非二王之支子母弟甥舅一也。則皆蠻荊戎翟之人也。非レ親則頑。不レ可レ入也。其濟洛河潁之間乎。是其子男之國。虢鄶爲レ大。虢叔恃レ勢。鄶仲恃レ險。是皆有二驕侈怠慢之心一。而加レ之以二

鄶仲は險を恃む。これみな驕侈怠慢の心ありて、これに加ふるに貪冒を以てす。(一七)君もし周の難の故を以て、孥(一八)と賄とを寄せば、敢て許さずんばあらず。周は亂れて弊え、(一九)これ驕りて貪る。必ず將に君に背かんとせん。(二〇)君もし成周の衆(二一)を以て、辟を奉じて罪を伐たば、克たざるなし。もし一邑(二二)に克たば、鄢・蔽・補・丹・依・騩・歷・華は君の土なり。(二三)もし華を前にし河を後にし、洛を右にし濟を左にし、芣騩に主となりて溱・洧に食み、典刑を脩めて以てこれを守らば、たゞこれ以て少しく固かるべし」と。公曰く、「南方は不可なるか」と。對へて曰く、「それ荊子(二四)熊嚴、子四人、伯霜・中雪(二五)・叔熊・季紃を生めり。叔、難を濮に逃れて蠻となり、季紃これ立てり。(二六)蔿氏將にこれを起さんとし、禍ありてまた克はず。(二七)これ天これを啓きしなり。(二八)また甚だ聰明和協にして、その先王を蓋ふ。臣これを聞く、「天の啓くところは、十世替らず」と。(二九)それその子孫、必ず光(三〇)に土に啓かん。偏るべ(三一)からざるなり。(三二)かつ重黎の後なり。(三三)それ黎は高辛氏の火正と爲りて、天明地德を

桓公爲司徒。甚得周衆與東土之人。問於史伯曰。王室多故。余懼及焉。其何所可以逃死。史伯對曰。王室將卑。戎狄必昌。不可偪也。當成周者。南有荊蠻申呂應鄧陳蔡隨

巻第十六

鄭語(一)

桓公(二)司徒と爲り、甚だ周の衆と東土の人とを得たり。史伯(三)に問うて曰く、「王室故多し。余(四)懼らくは及ばん。それいづれの所にか、以て死を逃るべき」と。史伯對へて曰く、「王室將に卑(五)からんとす。戎狄必ず昌(六)ならん。偪(七)るべからざるなり。成周(八)に當れるものは、南に荊蠻・申・呂・應・鄧・陳・蔡・隨・唐あり。北(九)に衞・燕・翟・鮮虞・潞・洛・泉・徐・蒲あり。西(一〇)に虞・虢・晉・隗・霍・楊・魏・芮あり。東(一一)に齊・魯・曹・宋・滕・薛・鄒・莒あり。これ(一二)王の支子母弟甥舅にあらざれば、則ちみな蠻荊戎翟の人なり。親(一三)にあらざれば則ち頑、入るべからざるなり。それ濟(一四)・洛・河・潁の間か。この(一五)その子男の國にして、虢・鄶を大なりと爲す。虢叔(一六)は勢を恃み、

晉何走乎。從者曰。長子近且城厚完。襄子曰。民罷レ力以完レ之。又斃レ死以守レ之。其誰與レ我。從者曰。邯鄲之倉庫實。襄子曰。浚二民之膏澤一以實レ之。又因而殺レ之。其誰與レ我。其晉陽乎。先主之所レ屬也。尹鐸之所レ寛也。民必和矣。乃走二晉陽一。晉師圍而灌レ之。沈竈產レ鼃。民無二畔意一。

く、かつ城は厚完なり」と。襄子曰く、「民に力を罷れさせて以てこれを完うさせ、(三)また死に斃して以てこれを守らんとせば、それ誰かわれに與せん」と。從者曰く、「邯鄲の倉庫實てり」と。(四)襄子曰く、「民の膏澤を浚りて以てこれを實し、(五)また因りてこれを殺さんとす。それ誰かわれに與せん。(六)それ晉陽か。(七)先主の屬せしところなり。尹鐸の寛にせしところなり。(八)民必ず和せん」と。(九)乃ち晉陽に走る。晉の師圍んでこれに灌ぐ。沈竈に鼃を產せしかども、(一〇)民に畔意なかりき。

(一)三家の攻圍きびしかりしかば、襄子城を出でて逃がれんとすと也。曰くは襄子いひし語也　(二)長子は晉の別縣なり、今の山西省にあり　(三)力を罷れさせ云々とは、民の力のあらんかぎりをしぼりて完うさせたるものなりと也。また死に斃して云々とは、今また人民に死力をつくさせて守らせんとせばと也。それ誰か云々とは、それたれかわれに力を添へて助けてくれんと也　(四)邯鄲は晉の別縣にて、今の直隸省にあり　(五)膏澤は民のあせあぶらにて、人民の甚しき努力也。浚は取也、しぼりとりてと也。また因りて云々とは、今またこの地をたよりゆき、民をして死をいたしてこれを守禦せしめんとするは、不仁なりと也　(六)逃ぐべきは、それ晉陽の地かと也　(七)先主は趙簡子也。屬はいひつけしをいふ。即ち、かつて趙簡子が尹鐸を以てかろしとなし、晉陽を以て遠しとなすなかれ、必ず以て歸となせよといひしをいふ也　(八)寛にせしとは寛仁に民を取扱ひしと也　(九)和せんとは、われに親み和せんと也　(一〇)沈竈とは、水の中につかりたる竈。鼃は蛙の古字、蝦蟇也

吾無使也。張談曰。地也可。襄子曰。吾不幸有疾。不夷於先子。不德而賄。夫地也求飲吾欲。是養吾疾而干吾祿也。吾不與皆斃。

襄子將出。曰。

養うてわが祿を干むるなり。(九)われ與へず、みな斃れん」と。

(一) 晉陽の圍とは、知襄子の趙襄子を晉陽に圍みしなり。魯の悼公の四年に、知瑤鄭を伐ち、襄子を恥しむ。襄子これを怨む。知瑤は驕泰にして、地を趙に請ふ。趙與へず。瑤、韓・魏を帥ゐて趙襄子を攻む。襄子晉陽を保ちしかば、知と韓と魏との三家が、これを圍みて水攻めにせしかば、趙襄子夜ひそかにその相張談をして韓・魏の陣にゆきて、知襄子に反くことを說かしむ。段規もと知襄子を怨みしが故に、首としてその君魏氏に說き、遂に韓氏と力をあはせて、知襄子を水攻めにし、趙を助けて知襄子を殺しゝをいふ。張談は趙襄子の宰相なる孟談也。先主は趙の先祖の大夫の人々をいふ。重器は圭璧鐘鼎の如き重寶の器。難の爲なりとは、難あるときに用ひんがためなりと也 (二) 即ち、これらの重寶を諸侯におくりて助力を求めよと也 (三) われ使者として、この任にあたらしむべき臣なしと也 (四) 地は趙襄子の臣、けだし趙氏の族にして親臣ならん (五) 疾は缺點なり。先子は趙襄子。夷は平也、ひとしき也。即ち、われ不幸にして、その身に缺點ありて趙襄子とひとしく事をなすを得ずと也 (六) その結果、德なきために、貨財を以て他の諸侯に助を求むと也 (七) かの地は常にわれに貪欲といふ飲みものを飲ましめて、われをして貪欲ならんことを求むと也。即ち、忠諫の心なきを諷せるなり (八) 養は長也。干は求也。即ち、これわが缺點を增長せしめて、わが祿を貪り求めんとする臣なりと也 (九) われもしかれに賄を與へば、その人となり惡あり、われそのわれに害あらんことをおそる。故にわれは與へず。もし窮境に立ちいたらば、そろうて共に斃れ死なんといひて、暗に張談の謀の不可なるをさとしたるなり

(一)襄子將に出でんとし、曰く、「われいづくに走らんか」と。從者曰く、「(二)長子は近

君相。又弗レ備。曰レ不レ敢レ與レ難。無二乃不可一乎。夫誰不レ可レ喜而誰不レ可レ懼。蚋蟻蜂蠆皆能害レ人。況君相乎。弗レ聽。自レ是五年。乃有二晉陽之難一。段規反首レ難。而殺二知伯于師一。遂滅二知氏一。

晉陽之圍。張談曰。先主爲二重器一也。爲二國家之難一。盍二姑無レ愛二寶於諸侯一乎。襄子曰。

これを景公に譖せしかば、景公が同・括を殺しゝをいふ。事は傳の成公の八年にあり (八) 欒は欒氏也。叔祁は、范宣子の女にして盈の母なり。その老の州賓と通ず。盈これを患ふ。祁これを宣子に愬ふ。遂に欒氏を滅しゝをいふ (九) 范中行の難とは、范中行は范皐夷の邑なり。皐夷、范吉射に寵なし。よりて亂を范氏になさんとす。中行寅は范氏と睦し。故に皐夷譖りて二子を逐ひ、つひにこれを滅しゝをいふ。事は傳の定公の十三年にあり (一〇) 夏書の五子之歌篇にあり (一一) 一人は君也。三失とは、幾度も過失をするなり。その意は、人君たるものは、たびく過失す。そのたびごとによく注意して、再びせざるやうになさざるべからず。そのために、怨をうけて人心散るときは、獨夫となり、亡ぶるにいたる。人の怨はあに明かにあらはるゝもののみならんや。却つて見えざる怨こそ大なる禍をなすものゆゑ、よくはかりて注意せよと也 (一二) 周書は書經の周書康誥篇にあり (一三) 人より怨をうくるは大なる事よりとも限られず、また小なることとも限られず、故によくつゝしむべしと也 (一四) 物は事也。勤むとは注意してなすをいふ (一五) それ人は、如何なる人を以て喜ぶべからずとなすべきものあらんや。またいかなる人を以て懼るべからざるものとなすを得ん、卽ち人はすべて喜ぶべきものにして、また懼るべきものなりと也 (一六) 蚋は蚊。蟻は蛾。蜂は蜂。蠆はさそり (一七) 五年は、藍臺の宴より後五年也 (一八) 師は軍也

晉陽の圍に、張談曰く、「先主の重器を爲るや、國家の難の爲なり。なんぞ姑く寶を諸侯に愛むなからざるか」と。襄子曰く、「われ使ふべきなし」と。張談曰く、「地や可なり」と。襄子曰く、「われ不幸にして疾ありて、先子に夷からず。不德にして賄す。それ地や、われに欲を飮ましむるを求む。これわが疾を

難將由我。我不爲難。誰敢興之。對曰。異於是。夫郤氏有車轅之難。趙有孟姫之讒。欒有叔祁之愬。范中行有函冶之難。皆主之所知也。夏書有之。曰。一人三失。怨豈在明。不見是圖。周書有之。曰。怨不在大。亦不在小。夫君子能勤小物。故無大患。今主一宴而恥人之

に叔祁の愬あり。范・中行に函冶の難あり(九)。みな主の知れるところなり。夏書に(一〇)これ有り。曰く、「一人三失(一一)、怨あに明に在らんや。見えざるをこれ圖れ」と。周書(一二)にこれ有り。曰く、「怨(一三)は大に在らず、また小に在らず」と。それ君子は能く小物(一四)を勤む。故に大患なし。今主一たび宴して人の君相を恥ぢしめ、また備へずして、『敢て難を興さず』と曰ふは、乃ち不可なる無からんや。それ誰か喜(一五)ぶべからずして誰か懼るべからざらん。蚋蟻(一六)蠭蠆も、みな能く人を害す。況んや君相をや」と。聽かず。これより(一七)五年にして、乃ち晉陽の難あり。段規(一八)反して難を首め、知伯を師に殺し、遂に知氏を滅ぜり。

(一) 衞より還りてとは、知襄子が鄭を伐ち、衞より還りしをいふ。三卿は知襄子と韓康子と魏桓子と也。藍臺は地名　(二) 韓康子は韓宣子の曾孫、莊子の子、名は虎。段規は魏桓子の相也　(三) 知伯國は晉の大夫、知氏の族。主は知襄子をさす　(四) 難はわれの如何によりておこるものなりと也　(五) これに異なりとは、余の考はこれとは異なりと也　(六) 車轅の難とは、郤犨、長魚蟜と田を爭ひ、執へてこれを梏し、その父母妻子と同じくこれを車轅につなぎて辱しむ、既にして、蟜、厲公に嬖せられ、三郤を滅ししをいふ。事は、魯の成公の十七年にあり　(七) 孟姫の讒とは、孟姫は趙文子の母なる莊姫也。趙嬰に通ず。兄の趙同と趙括とが、これを放ちしかば、孟姫懟怨して、

知伯曰。室美夫。對曰。美則美矣。抑臣亦有レ懼也。知伯曰。何懼。對曰。臣以レ秉レ筆事レ君。志有レ之。曰。高山峻原。不レ生二草木一。松柏之地。其土不レ肥。今土木勝。臣懼其不レ安レ人也。室成三年。而知氏亡。

く、「美は則ち美なり。そもく臣また懼るゝあるなり」と。知伯曰く、「何をか懼る」と。對へて曰く、「(三)臣筆を秉るを以て君に事ふ。志にこれ有り、曰く、『(四)高山峻原は草木を生ぜず。(五)松柏の地はその土肥えず』と。今(六)土木勝てり。臣懼らくはそれ人を安んぜざるを」と。室成りて三年にして知氏亡びたり。

(一) 知襄子は、知伯、瑤也。室は家 (二) 士茁は知伯の家臣。夕すとは、夕に往く也 (三) 筆を秉るとは史官也。志は記也 (四) 峻は峭也、けはしき也。原は陸也。即ち、その高險にして安からざるが故に、草木を生ぜずと也 (五) 松柏は上茂盛にして、冬夏に蕃あり。故に土肥えずと也。即ち度を越えて美盛なるものには、人は疾み惡みて降服せざるにたとへたるなり (六) 土木は築造をいふ。勝てりとは、度を越ゆるをいふ

還レ自レ衛。三卿宴二于藍臺一。知襄子戲二韓康子一而侮二段規一。知伯國聞レ之。諫曰。主不レ備。難必至矣。曰

(一)衞より還りて、三卿、藍臺に宴せり。知襄子、(二)韓康子に戲れて段規を侮れり。(三)知伯國これを聞きて諫めて曰く、「主、備へずんば、難必ず至らん」と。曰く、「(四)難は將にわれに由らんとす。われ難を爲さずんば、誰か敢てこれを興さん」と。對へて曰く、「(五)これに異なり。かの郤氏に(六)車轅の難あり。(七)趙に孟姫の讒あり。(八)欒

很在レ面。瑤之很在レ心。心很敗レ國。面很不レ害。瑤之賢二於人一者五。其不レ逮者一。美鬢長大則賢。射御足力則賢。伎蓺畢給則賢。巧文辯惠則賢。彊毅果敢則賢。如レ是而甚不仁。以二其五賢一陵レ人。而以二不仁一行レ之。其誰能待レ之。若果立レ瑤也。知宗必滅。弗レ聽。知果別二族于大史一爲二輔氏一。及二知氏之亡一。唯輔果在。

その逮ばざるもの一つなり。美鬢長大は則ち賢り、射御足力(四)は則ち賢り、伎蓺畢く給るは則ち賢り、巧文辯惠は則ち賢り、彊毅果敢は則ち賢る。是の如くにして甚だ不仁なり。その五賢を以て人を陵いで、不仁を以てこれを行ふ、それ誰か能くこれを待さん(五)。もし果して瑤を立てば、知宗(六)必ず滅びん」と。聽かず。知(七)果、族を大史に別けて輔氏と爲る、知氏の亡ぶるに及びて、たゞ輔果(八)のみ在りき。

(一) 知宣子は晉の卿、荀躒の子にして、名は甲。瑤は宣子の子、襄子知伯なり。後は後嗣、よつぎ　(二) 知果は晉の大夫にして知氏の族。宵は宣子の庶子　(三) 很戾卽ち強情にして人に從はざる也　(四) 射は矢を射る術。御は馬を御する術。足力は、力の滿ち足る意にて、大力也。伎蓺はいろ〳〵のわざごと。蓺は藝に同じ。給は足也。巧文とは文辭に巧なる也。辯惠は辯舌のさとき也　(五) 待は假也、ゆるす也　(六) 知宗は知氏の一族　(七) 大史は氏姓を掌る官。卽ち禍のその身に及ばんことをおそれ、知氏の族より別れて輔氏の族となれりと也。知果の人を見るの明あるを稱せし也　(八) 知果が輔氏となりし故に輔果といふ

知襄子爲レ室。美。士茁夕焉。

知襄子(一)室を爲る、美なり。士茁(二)夕す。知伯曰く、「室美なるかな」と。對へて曰

趙襄子使二新穉穆子伐レ狄。勝二左人中人一。遽人來告。襄子將二食尋レ飯一。有二恐色一。侍者曰。狗之事大矣。而主色不レ怡何也。襄子曰。吾聞レ之。德不レ純而福祿並至。謂二之幸一。夫幸非レ福。非レ德不レ當レ雝。雝不レ爲レ幸。吾是以懼。

(一)趙襄子、新穉穆子をして翟を伐たしむ。左人・中人に勝つ。(二)遽人來り告ぐ。(三)襄子將に食して尋いで飯せんとす。(四)恐るゝ色あり。侍者曰く、「狗の事大なり。而るに主色怡ばざるは何ぞや」と。襄子曰く、「われこれを聞く、『德純ならずして福祿並び至る、これを幸と謂ふ』と。(五)それ幸は福にあらず。(六)德にあらざれば、雝に當らず。(七)雝は幸と爲さず。われこれを以て懼る」と。

(一)趙襄子は晉の正卿、簡子の子にして名は無卹。新穉穆子は、晉の大夫、名は狗。翟を伐ちしは、春秋の後にあり　(二)左人中人は翟の二邑の名　(三)遽は傳也。卽ち驛傳也　(四)食は飲食也。尋は繼也、つゞいて也。飯はめしをくふ也　(五)幸は僥倖也　(六)雝は和也。卽ち、たゞ有德者のみ、福祿を以て和樂するに足ると也　(七)眞の和樂は僥倖によりて得るものにあらずと也

知宣子將二以レ瑤爲一レ後。知果曰。不レ如レ宵也。宣子曰。宵也很。對曰。宵之

(一)知宣子將に瑤を以て後に爲さんとす。(二)知果曰く、「宵に如かざるなり」と。宣子曰く、「宵や很れり」と。(三)對へて曰く、「宵の很れるは面に在り、瑤の很れるは心に在り。心の很れるは國を敗り、面の很れるは害あらず。瑤の人に賢れるもの五つ、

蛤。雉入二于淮一爲レ蜃。黿鼉魚鼈莫レ不二能化一。唯人不レ能。哀夫。竇犨侍曰。臣聞レ之。君子哀レ無レ人。不レ哀レ無レ賄。哀レ無レ德。不レ哀レ無レ寵。哀二名之不一レ令。不レ哀二年之不一レ登。夫中行范氏不レ恤二庶難一。而欲レ擅二晉國一。今其子孫將レ耕二於齊一。宗廟之犧。爲二畎畝之勤一。人之化也。何日之有。

魚鼈も、能く化せざるなし。たゞ人は能はず。哀しいかな」と。竇犨(三)侍して曰く、「臣これを聞く、『君子は人なきを哀んで賄なきを哀まず。徳なきを哀んで寵(四)なきを哀まず。(五)名の令からざるを哀んで年の登からざるを哀まず』と。それ中行・范氏は、庶難(六)を恤へずして、晉國を擅にせんと欲せしかば、今その子孫將に齊に耕さんとし、宗廟の犧、畎畝の勤を爲せり。(七)人の化する、何の日かこれ有らん」と。

(一) 淮は淮水也。蜃は蛤の大なるもの。これは當時に言ひ傳へられたる語 (二) 黿は鼈の一種にて、大なるものと。鼉は、蜥蜴に似て極めて大なるものと。鼈はすつぽん (三) 竇犨は晉の大夫。人なきとは、賢良の人なき意。賄は財貨 (四) 寵は爵位の高きなり (五) 名は名聞也、評判也。令は善也。登は高也。年の登きとは、年齢の長ぜるをいふ (六) 庶難は多くの禍難也。庶は衆也。今その子孫云々とは、范・中行氏の子孫が、衰微して、親ら齊に耕すの勞をとらんとしてと也。宗廟の犧とは、宗廟の神につかふる犧牛也。畎は田の間にあるみぞ。畝はうね。即ち、宗廟の神につかふべき犧牛は、二子の衰微せしために、田畠にありて、農耕の勸をなすにいたれりと也 (七) 人のその德不德によりて變化し行く狀態は、極めて迅速にして、いつと日を名ざしてなすべきものならんやといひて、暗に諭したる也

使復立於外。死而後止。何日以來。若來乃非良臣也。簡子曰。善。吾言實過矣。

この二子の眞の良臣はと也。勸育とは、勸めて君の事をはかるをいふ。外に立たしめてとは、外國にありて、爵士を得て立つやうにせしめてと也

趙簡子問於壯馳茲曰。東方之士孰爲瘉。壯馳茲拜曰。敢賀。簡子曰。未應吾問。何賀。對曰。臣聞之。國家之將興也。君子自以爲不足。其亡也若有餘。今主任晉國之政。而問及小人。又求賢人。吾是以賀。

趙簡子、壯馳茲(一)に問うて曰く、「東方の士は、孰をか瘉れりと爲す」と。壯馳茲拜して曰く、「敢て賀す」と。簡子曰く、「未だわが問に應へずして何ぞ賀する」と。對へて曰く、「臣これを聞く、『國家の將に興らんとするや、君子みづから以て足らずとなし、その亡ぶるや、餘あるが若し(二)』と。今主(三)晉國の政に任じて、問ひの小人に及び、また賢人を求めんとす。われこれを以て賀せり」と。

(一) 壯馳茲は晉の大夫、けだし異人なり。瘉は愈に通ず、賢也、まさる也 (二) 餘あるとは、滿足して向上の心なき也 (三) 主は趙簡子をさす。小人は壯馳茲がみづから謙遜していへるなり

趙簡子歎曰。雀入于海爲

趙簡子歎じて曰く、「雀(一)海に入りて蛤となり。雉淮に入りて蜃となる。黿鼉

過而賞レ善。薦レ可而替レ不。獻レ能而進レ賢。擇レ才而薦レ之。朝夕誦二善敗一而納レ之。道レ之以レ文。行レ之以レ順。勸レ之以レ力。致レ之以レ死。聽則進。不則退。今范中行氏之臣。不レ能レ匡二相其君一。使レ至二於難。君出在レ外。又不レ能レ定而棄レ之。則何良之爲。若弗レ棄則主焉得レ之。夫二子之良。將下勸二營其君一。

すに死を以てし、聽けば則ち進み、不らざれば則ち退くべきなり。今范・中行氏の臣は、その君を匡相する能はずして、難に至らしめ、(五)君出でて外に在るに、また定むる能はずしてこれを棄てしは、則ち何の良をかこれ爲さん。もし棄てずんば、則ち主焉んぞこれを得ん。(六)それ二子の良は、將にその君を勸營して、また外に立たしめて、死して後に止まんとす。(七)いづれの日か以て來らん。もし來らば乃ち良臣にあらざるなり」と。簡子曰く、「善し、わが言實に過てり」と。

(一) 范は吉射。中行は寅。良臣とは、あとに遺れる兩氏の良臣也 (二) 願ふとは、得んと願ふ意 (三) 良ならざるが故なりとは、あとに遺れる臣は、眞の良臣ならざるが故にかく問へるなりと也 (四) 過を諫め云々とは、君の愆を諫め、その善をすゝめて大にする也。可は事の可なるもの。薦は進也。不は不可也。替は去也。能を獻じて云々とは、君の才能及び賢德をすゝむるやうにし、賢才の人を擇んでこれを君にすゝめと也。朝夕に云々とは、朝夕に前代に於ける政治の得失を誦して、これを君の耳に納れと也。文は文德也。順は忠順也。即ち、君を導くに文德を以てし、これに事ふるに忠順を以てしと也 (五) 難とは、亂をなして放逐せられ、君を討ちて敗れ、討伐せられしをいふ。事は晉の定公の十三年に在り。君出でて外に在るとは、更に朝歌を以て畔き、魯の哀公の五年に、また齊に奔りしをいふ。これを棄てしとは、その君を棄てゝこれを去りしをいふ (六) 主は趙簡子也。即ち、もし二子の良臣がその君たる范・中行氏を棄てずんば、主はいづくんぞこれを得べけんと也 (七) それ二子の良はとは、然るに

少室周爲二趙簡子右一。聞二牛談有一レ力。請レ與之戲。弗レ勝。致レ右焉。簡子許レ之。使二少室周爲一レ宰。曰。知レ賢而讓。可二以訓一矣。

趙簡子歎曰。吾願得二范中行之良臣一。史黯侍曰。將二焉用一レ之。簡子曰。良臣。人之所レ願也。又何問焉。對曰。臣以爲不レ良故也。夫事レ君者。諫レ

少室周、趙簡子の右たり。(一) 牛談力ありと聞き、(二) 請ひてこれと戲せり。勝たず。右を致せり。(三) 簡子これを許し、少室周をして宰たらしめて曰く、(四)「賢を知りて讓れるは、以て訓とすべし」と。

(一) 少室周は、趙簡子の臣の姓名。右は戎右也 (二) 牛談は簡子の臣。戲せりとは、角力せし也 (三) 致せりとはその戎右の職を牛談におくりてなさしめたりと也 (四) 宰は家宰にて、家老職。賢を知りて云々とは、牛談のおのれより賢れるを知りて、戎右の職を牛談に讓れるは、以て教訓となすべしとほめたるなり

趙簡子歎じて曰く、「われ願はくは、(一) 范・中行の良臣を得ん」と。史黯侍して曰く、「將に焉にこれを用ひんとする」と。簡子曰く、「良臣は人の願ふところなり。また何ぞ問へる」と。對へて曰く、「臣以爲へらく、良ならざるが故なり。それ君に事ふるものは、過を諫めて善を賞し、可を薦めて不を替て、能を獻じて賢を進め、才を擇んでこれを薦め、朝夕に善敗を誦してこれを納れ、これを道くに文を以てし、これを行ふに順を以てし、これに勸むるに力を以てし、これに致

死不㆓敢請㆒。簡子曰。志父寄也。

趙簡子田㆓于螻㆒。史黯聞㆑之。以㆑犬待㆓于門㆒。簡子見㆑之曰。何爲。曰。有㆑所㆑得㆑犬。欲㆑試㆓之茲囿㆒。簡子曰。何爲不㆑告。對曰。君行臣不㆑從不順。主將㆑適㆑螻。而麓不㆑聞。臣敢煩㆓當日㆒。簡子乃還。

(三) 隕は傷也。筋するは筋を絶つ也。骨するは、骨を折る也。用を敗るは兵器を敗る也。隕はたふれおつる意。即ち、戰爭には、傷つくことなき能はざれども、そのために筋するなく、骨するなく、面傷くなく、用を敗るなく、隕れてたふれおつることなからしめんことを請ふと也 (三) 死することは勿論敢へて請はずと也 (四) 志父は簡子の後の名。即ちわれも子の禱りに寄せて、戰勝をいのると也

趙簡子、螻(一)に田せんとす。史黯(二)これを聞いて、犬を以て門に待てり。簡子これを見て曰く、「何の爲ぞ(三)」と。曰く、「犬を得るところあり。これをこの囿に試みんと欲す」と。簡子曰く、「何爲れぞ告げざる(四)」と。對へて曰く、「君行うて臣從は(五)ざるは不順なり。主將に螻に適かんとす。而るに麓(六)聞かず。臣敢て當日(七)を煩はさんや」と。簡子乃ち還れり。

(一) 螻は晉君の園囿 (二) 史黯は晉の大夫、名は墨。時に簡子の史たり。犬は獵犬也。門は園囿の門也 (三) 何の爲ぞとは、何のためにこゝに來りしかと也 (四) 告げざるとは、こゝに來ることを前以て告げざると也 (五) 君の行ふところに臣の從はざるは、不順なりといひ、今簡子が晉君の許可を得ずして、その園囿に入る無禮をなしし故に臣もまたこの無禮をなししなりと暗に諷せる也 (六) 麓は君の園囿を主る官 (七) 當日とはその日の務に當るものといふ意。即ち、主が君の囿にゆかんとして、麓を煩して以て告げざしなりといひて、簡子の無禮を諫めし也

今日之事。我上之次也。駕而乘材。兩鞅皆絕。

く鼓をうち嚢へず、終に克ちし戰をいふなり ㈡ 弢は弓衣也、ゆみぶくろ。血に脉すとは、面の血に汚れしをいふ ㈢ 今日わがなしし事功は、これに及ぶものなしと也 ㈣ 莊公は衞の靈公の太子蒯聵なり。靈公の夫人を殺さんことを圖り、成らずして晉に奔りしかば、簡子これを納れ、時に簡子の車右たりし也 ㈤ われ車より九たび下り、九たび上りて、敵を擊ち、盡くこれを殺し、簡子を救へりと也。殪は死也 ㈥ 郵正は王良なり。郵とは、簡子の御者たりし也 ㈦ 鞅は靷、即ち馬のむながいなり。その意は、われ簡子の車の馬を御せしに、その兩鞅が將に切れんとせしにより、馬を徐行せしめて、切れずしてこれを保つを得たりと也 ㈧ 上の次なりとは、わが立てし功は蒯聵の上功に次ぐと也 ㈨ 材は橫木。乘は轢也。きしる也、即ちこの時にもし壇上に橫へある橫木の上を轢るが如きことをなさば、その兩鞅はみな切れしなりと也

衞莊公禱。曰。曾孫蒯聵。以諄趙鞅之故。敢昭告于皇祖文王。烈祖康叔。文祖襄公。昭考靈公。夷請無筋無骨。無面傷。無敗用。無隕懼。

衞の莊公禱りて曰く、「曾孫蒯聵、趙鞅を諄くるの故を以て、敢て昭かに皇祖㈠文王・烈祖康叔・文祖襄公・昭考靈公に告ぐ。㈡夷くとも、請ふ、筋するなく、骨するなく、面傷くなく、用を敗るなく、懼るゝに隕るゝなからしめよ。㈢死は敢て請はず」と。簡子曰く、「㈣志父も寄す」と。

㈠ 更にまた戰はんとせしときに、曾孫なる莊公が、その祖先に福を與へられんことをいのり請ひし也。鞅は簡子の名。諄は佐也、たすくる也。皇祖は大祖。文王は康叔の父。烈は顯也。烈祖とは、功績の顯著なる祖先の意。文祖は文德ある祖の意。襄公は蒯聵の祖父にて、靈公の父。昭考とは德明かなる亡父の意、父の死せるを考といふ也

樂與尹鐸有怨。以其賞如伯樂氏。曰。子免吾死。敢不歸祿。辭曰。吾爲主圖。非爲子也。怨若怨焉。

は、軍賞也。難を免るとは、戎を見て懼れ、懼るれば則ち備あるが故に、難を免るといひし也 (七) 子はわが死云云とは、子は簡子に說きて、わが殺さるべきところを免れしめたりと也 (八) 祿は簡子より得し賞也。歸は遺也 (九) 主は簡子をさす (一〇) 子に對する怨は、もとの如く今も消えずと也

鐵之戰。趙簡子曰。鄭人擊我。吾伏弢衉血。鼓音不衰。今日之事。莫我若也。衞莊公爲右。曰。吾九上九下。擊人盡殪。今日之事。莫我加也。郵無正御。曰。吾兩鞁將絕。吾能止之。

(一)鐵の戰に、趙簡子曰く、「鄭人われを擊つ。(二)われ弢に伏して血に衉せしかども、鼓音衰へざりき。(三)今日の事は、われに若くはなきなり」と。(四)衞の莊公右たり、曰く、(五)「われ九上九下して、人を擊ちて盡く殪せり。今日の事はわれに加ふるなし」と。郵無正御たり。(六)曰く、「われ兩鞁將に絕えんとせしに、(七)われ能くこれを止めたり。今日の事は、われは上の次なり。(八)駕して材を乘れば、(九)兩鞁みな絕えしなり」と。

(一) 鐵の戰とは、魯の哀公の二年にありしものにて、鐵は衞の地。即ち、晉の中行寅・范吉射、朝歌を以て更に畔く。齊・鄭これにくみせり。齊人、范氏に粟をおくる。鄭の罕達・駟弘その任にあたり、范吉射これをむかふ。簡子これを禦ぎ、戚にあひ、遂に鐵に戰ふ。鄭人、簡子を擊ちて肩に中つ。簡子車中に踣れ。弢上に伏ししかども、なほよ

重レ之以二師保一。加レ之以二父兄一。子皆疏レ之。以及二此難一。夫尹鐸曰。思レ樂而喜。思レ難而懼。人之道也。委レ土可三以爲二師保一。吾何爲不レ增。是以脩レ之。庶曰可三以鑑而鳩二趙宗一乎。若罰レ之是罰レ善也。罰レ善必賞レ惡。臣何望矣。簡子說曰。微レ子吾幾不レ爲レ人矣。以二免レ難之賞一賞二尹鐸初伯

㈠ 文の典刑とは、文子の遺したる典刑と也。景は景子 ㈡ 父兄を以てせりとは、父兄の保護をうけ居れりと也 ㈢ この壘とは、晉陽に圍まれし壘也

かの尹鐸は曰へらく(一)、『樂を思うて喜び、難を思うて懼るゝは、人の道なり。土(二)を委まば以て師保と爲すべし。われ何爲れぞ增さざらん』と。これを以てこれを脩めしなり。庶はくは曰へらく、『以て鑑みて趙宗(三)の鳩んずべきか』と。もしこれを罰せば、これ善を罰するなり。善を罰せば必ず惡を賞せん。臣(四)何をか望まん」と。簡子說んで曰く、「子微(五)かりせば、われ幾ど人と爲らず」と。難を免るゝ(六)の賞を以て、尹鐸を賞せり。初め伯樂と尹鐸と怨あり。その賞を以て伯樂氏に如きて曰く、「子(七)はわが死を免れしめたり。敢へて祿(八)を歸らざらんや」と。辭して曰く、「われは主(九)の爲に圖れり。子の爲にあらざりしなり。怨(一〇)は怨の若し」と。

㈠ 曰は、その臣を推していへるなり ㈡ 委は積也。即ち、かく壘培に土を積みて見易くしておけば、簡子はこれを見て心を警め、必ず戒懼して德を修め、永く宗門を保つを得るが故に、この壘培を以て、簡子の師保となすべしと也 ㈢ 趙宗は趙氏の一族。鳩は安也 ㈣ 臣は望むところあらずと也 ㈤ 微は無也 ㈥ 難を免るゝの賞

武德一以羞爲二
正卿一。有二溫德一
以爲二其名譽一。
失二趙氏之典
刑一。而去二其師
保一。基二於其身一
以克復二其所一。
及三景子長二於
公宮一。未レ及二教
訓一而嗣立矣。
亦能纂二脩其
身一。以受二先業一。
無レ謗二於國一。順レ
德以學レ子。擇レ
言以教レ子。擇二
師保一以相レ子。

今吾子嗣レ位。
有二文之典刑一。
有二景之教訓一。

に、しかいひし也 (二) 往かんとすとは、晉陽に往かんとするなり (三) 見るなりとは、見るが如く感ぜられて不快に堪へずと也 (四) 尹鐸はこれをこぼたずして却つて增築せしなり (五) 辭は請也。尹鐸をゆるさんことをこひしなり (六) 昭は明也。即ち、わが怨讎を明にして以てわれを辱むる也と也 (七) 郵無正は晉の大夫なる郵良伯樂なり。文子は簡子の祖なる趙武。難とは、母莊姬の讒のために、趙氏の晉の景公に討ぜられしをいふ。蕩は動也。即ち、心の動かされたる也。姬氏は莊姬。公宮は景公の宮。即ち、莊姬は趙朔の妻、文子の母、晉の景公の姊なりしが、趙朔の死後、姬、趙嬰に淫せしかば、嬰の兄の趙同と趙括とがこれを放ちしかば、姬は二人を景公に讒せり。景公よりて同・括を殺せり。爲に、文子が莊姬に公宮に從ひて養育せられたるなり (八) 然れども、文子は孝の德を有せしかば、後に出でて仕へて公族大夫となり、恭敬の德ありしかば、昇進して卿の位にあり、武の德ありしかば、進みて正卿即ち上卿となり、溫順の德ありしかば、長くこの名譽を持續せりと也 (九) 典刑は常法也。典は常也。刑は法也。師保は師傅也。基は始也。即ち、趙文子は、趙氏の常法を失ひて、公宮にありしが故に、師傅の敎養を受くる能はざりき。しかもよくその身を修め、趙氏中興の業を基め、よく祖先の職位をうけつぎ、その家を挽回するを得たりと也 (一〇) 景子は文子の子にして、簡子の父なる趙成なり。即ち文子の子なる景子もまた、早く父に別れしかば、その王母に從ひて公宮に育せられ、長ずるに及びて、未だ師保の敎訓を受くる能はずして、その家を嗣ぎて位に立てりと也 (一一) 纂脩とは德をあつめ脩むる意。先業は祖先の業。學は敎也。言を擇ぶとは、嘉言をえらぶ也

今吾子(ごし)位を嗣(つ)ぎて、(一二)文(ぶん)の典刑(てんけい)あり、景(けい)の教訓(けうくん)あり。これに重(かさ)ぬるに師保(しほ)を以てし、これに加(くは)ふるに父兄(ふけい)(一三)を以てせり。子みなこれを疏(うと)んじて以て(一四)この難に及べり。

趙簡子使三尹鐸爲二晉陽一。曰。必墮二其壘培一。吾將レ往焉。若見二壘培一。是見三寅與二吉射一也。尹鐸往而增レ之。簡子如二晉陽一。見レ壘怒。曰。必殺レ鐸也而後入。大夫辭レ之。不レ可。曰。是昭二余讎一也。郵無正進曰。昔先主文子少釁二於難一。從二姬氏於公宮一。有二孝德一以出在二公族一。有二恭德一以升在レ位。有二

趙簡子、尹鐸をして晉陽を爲めしめて曰く、「（一）必ずその壘培を墮て。われ將に往かんとす。（二）もし壘培を見ば、これ寅と吉射とを見るなり」と。（三）（四）尹鐸往きてこれを增せり。簡子晉陽に如き、壘を見て怒りて曰く、「必ず鐸を殺して後に入らん」と。大夫これを辭ふ。（五）可かず。曰く、「（六）これ余が讎を昭かにするなり」と。（七）郵無正進みて曰く、「むかし先主文子少くして、難に釁きて、姬氏に公宮に從へり。孝德ありしかば、以て出で、公族に在り、恭德ありしかば、以て升りて位に在り、武德ありしかば、以て羞みて正卿と爲り、溫德ありしかば、以てその名譽を爲せり。（九）趙氏の典刑を失ひてその師保を去り、その身より基めて、以て克くその所に復れり。（一〇）景子の公宮に長ずるに及びて、未だ敎訓に及ばずして嗣立せり。また能くその身を（一一）纂脩して以て先業を受け、國に謗なく、德に順ひて以て子に學へ、言を擇んで以て子に敎へ、師保を擇んで以て子を相けたり。

（一）壘培は壘壁也。墮は壞也。この壘培は、下邑の役に荀寅と士吉射が趙簡子を圍みしときにつくりしものなる故

出。乃釋之。

趙簡子使尹鐸爲晉陽。請曰。以爲繭絲乎。抑爲保鄣乎。簡子曰。保鄣哉。尹鐸損其戶數。簡子誡襄子曰。晉國有難。而無以尹鐸爲少。無以晉陽爲遠。必以爲歸。

のためにわるものが生ぜざりきと也 (六) 端は玄端の服。委は委貌の冠。韠は韋にて造れる膝おほひ。帶は大帶也。宰人は宰官にて、卿・大夫の家老職。即ち、臣の長ずるに及びて、端委韠帶して、宰人に隨ひて政をなしゝかば、民に二心を懷くものなかりきと也 (七) 狂疾とは、戰爭に從事することにて、戰鬪は凶事にして、なほ人の狂疾ありて相殺傷するが如きよりしかいふ也 (八) 乃ち賞するを止めたりと也。釋は止也

趙簡子、尹鐸(一)をして晉陽を爲めしむ。請ひて曰く、「以て繭絲(二)を爲さんか、そもそも保鄣を爲さんか」と。簡子曰く、「保鄣なるかな」と。尹鐸その戶(三)數を損せり。簡子、襄子(四)を誡めて曰く、「晉國難あらば、尹鐸を以て少しと爲すなく、晉陽を以て遠しと爲す無かれ。(五)必ず以て歸と爲せ」と。

(一) 尹鐸は簡氏の家臣。晉陽は趙氏の邑。爲は治也 (二) 繭絲とは、人民より租税をとりたつること、宛ら繭の絲を抽くが如く、盡きざれば止まざるをいふ。保は小城也。鄣は扞也、さゝへふせぐ也。保鄣とは、通鑑の註によるに、民の生を厚うすること、堡(トリデ)を築きて自ら障ふるに、いよ〳〵培ひていよ〳〵厚きが如くならしむるの謂也。要するに收斂政策か保民政策かと也 (三) 帳簿上の戶數を減じ、從つて各戶に割り當つる税の律を少ならしめたる也 (四) 襄子は簡子の子無卹なり。晉國云々とは、もし他日わが晉國に國難あらば、尹鐸を輕んぜず、晉陽へ行くをば遠しとして他にゆくなかれと也 (五) 歸とは、たよりとするところの意

下邑之役。董安于多。趙簡子賞レ之。辭。固賞レ之。對曰。方二臣之少一也。進秉レ筆。贊二爲名命一。稱二於前世一。義二於諸侯一。而主弗レ志。及二臣之壯一也。耆二其股肱一。以從二司馬一。苛慝不レ產。及二臣之長一也。端委韠帶。以隨二宰人一。民無二二心一。今臣一旦爲二狂疾一。而曰二必賞レ女一。是以二狂疾一賞也。不レ如レ亡。趨而

(一)下邑の役に、董安于多し、趙簡子これを賞す。辭す。固くこれを賞す。對へて曰く、「(二)臣の少に方り、進んで筆を秉り、名命を贊爲して、前世に稱し、諸侯に義せり。(三)而るを主志さざりき。臣の壯に及びて、その股肱を(四)耆して以て司馬に從へり。(五)苛慝產せざりき。臣の長ずるに及びて、(六)端委韠帶して以て宰人に隨へば、民に二心なかりき。今臣一旦(七)狂疾を爲せり。而るを、『必ず女を賞せん』と曰はば、これ狂疾を以て賞せらるゝなり。亡ぐるに如かず」と。趨りて出づ。(八)乃ちこれを釋けり。

(一) 下邑は晉の邑、董安于は趙簡子の家臣。多しは功多き也。魯の定公の十三年に、簡子、邯鄲の大夫趙午を殺す。午の子稷邯鄲を以て畔く。午は荀寅の甥なり。荀寅は士吉射の姻なり。二人亂を作して趙氏の宮を攻む。簡子晉陽に奔る。晉人これを圍む。時に安于、力戰して功ありし也 (二) 少は少年時代也。進んで筆を秉りとは、進んで主に事へて左史右史の類の役となりてと也。名命は大夫以上の名位爵命也。贊爲に主をたすけて作爲せしむるをいふ。贊は佐也。前世に稱しとは、前代のことをはかり考へてと也。稱は量也。諸侯に義せりとは、義を諸侯になせりと也 (三) 志は識也、しるす也。卽ち、しかるに主はこれをしるして功とせずと也 (四) 耆は致也。司馬は兵を司るもの。卽ち、その年壯なるに及びて、股肱の力を致して司馬の職に從事したりと也 (五) 苛は煩也。慝は惡也。卽ち、そ

問ニ誰在レ庭。曰。閻明叔襃在。召レ之使ニ佐食一。比レ已レ食三歎。既飽。獻子問レ焉曰。人有レ言曰。唯食可ニ以忘レ憂。吾子一食之間而三歎。何也。同レ辭對曰。吾小人也。貪。饋之始至。懼ニ其不レ足。故歎。中食。而自咎也。曰。豈主之食而有レ不レ足。是以再歎。主之既食。願以ニ小人之腹一。爲ニ君子之心一。屬厭而已。是以三歎。獻子曰。善。乃辭ニ梗陽人一。

ぜり。既に飽く。獻子焉に問うて曰く、「人の言へるあり。曰く、『たゞ食は以て憂を忘るべし』と。吾子が一食の間にして三歎せしは何ぞや」と。(三)辭を同じうして對へて曰く、「われは小人なり。貪れり。(四)饋の始めて至りしとき、その足らざるを懼れしが故に歎ぜり。中ごろ食してみづから咎めて曰く、『あに主の食にして足らざるあらんや』と。これを以て再歎せり。(五)既に食して、『願はくは小人の腹を以て君子の心と爲さんことを。(六)屬く厭きて已まんのみ』と。これを以て三歎せり」と。獻子曰く、「(七)善し」と。乃ち梗陽の人に辭せり。

(一)佐食は、すゝめて共に食せしめし也。佐は勸むといふに同じ　(二)已は終也。比は及也　(三)たゞ食は云々とは、食事のみは、人をして憂を忘れしむるものなりと也　(四)饋は、おくり與へられし食物也　(五)原文の主は誤、之は上句に屬す。願はくは云々とは、君子の心もまた小人の腹の如くあらんを願ふと也　(六)屬は適也。厭は飽也。已は止也。卽ち、その故は、小人の腹は、飽き足らば止め、また過度に求むることなし。君子の心もまたかく節止のあらんことを望むのみと也　(七)二子の善く諭して、しかも逆はざるを善みし、獻子もよく覺りて改めし也

孟獻子有二鬪臣五人一。我無レ一。何也。叔向曰。子不レ欲也。若欲レ之。肸也待二交捽一可也。

梗陽人有レ獄。將レ不レ勝。請レ納二賂於魏獻子一。獻子將レ許レ之。閻沒謂二叔寬一曰。與レ子諫乎。吾主以レ不レ賄聞二於諸侯一。今以二梗陽之賄一殃レ之。不可。二人朝而不レ退。獻子將レ食。

く、「子欲せざるなり。もしこれを欲せば、肸や、交捽に待るとも可なり」と。(二)

(一) 趙簡子は晉の卿、趙文子の孫、景子の子、趙鞅志父なり。孟獻子は魯の大夫、仲孫蔑也。鬪臣は身をすてゝ難を扞ぐ臣　(二) 肸は叔向の名。交捽は相接して抵抗するなり。待は備也。即ち、肸が敵に對して、交捽の際に備りても可なりと也。これ勇を欲すれば則ち勇士の至るをいへるなり

梗陽の人獄へあり。(一) 將に勝たざらんとす。賂を魏獻子に納れんことを請ふ。(二) 獻子將にこれを許さんとす。閻沒、叔寬に謂つて曰く、(三)「子と諫めんか。わが主は、(四) 賄せざるを以て諸侯に聞えたり。今梗陽の賄を以てこれを殃くる(五) は不可なり」と。

(一) 梗陽は魏氏の邑の名。獄は訟也、うつたへ也　(二) 魏獻子は晉の正卿にして、魏戊の父なる魏舒也　(三) 閻沒は晉の大夫、閻明也。叔寬は女齊の子、叔褒にして、また晉の大夫　(四) 主は魏獻子也　(五) 殃は病也、その行を傷つくるを謂ふ也

二人朝して退かず。獻子將に食せんとす。「誰か庭にある」と問ふ。曰く、「閻明・叔褒在り」と。これを召して佐食せしめたり。(一) 食を已ふるに比ぶまで三たび歎(二)

也。木有枝葉。猶庇廕人。而況君子之學乎。

知る所とは、知るところの人也　(七) 木に枝葉のあるは、なほ人をおほひて利を與ふ。然るを況んや、君子に學のあるは、その益するところ幾何なるを知らずと也

董叔將取於范氏。叔向曰。范氏富。盍已乎。曰。欲為繫援焉。它日董祁愬於范獻子曰。不吾敬也。獻子執而紡於庭之槐。叔向過之。曰。子盍為我請乎。叔向曰。求繫既繫矣。求援既援矣。欲而得之。又何請焉。

(一)董叔将に范氏に取らんとす。叔向曰く、「范氏は富めり、なんぞ已めざるか」(二)と。曰く、「繫援を爲さんと欲す」(三)と。它日、(四)董祁、范獻子に愬へて曰く、「われを敬せず」と。(五)獻子執へて庭の槐に紡けたり。叔向これを過ぐ。曰く、「子なんぞわが爲に請はざるか」(六)と。叔向曰く、「繫を求めて既に繫り、援を求めて既に援かれたり。欲してこれを得たり。また何ぞ請はん」と。

(一) 董叔は晉の大夫。范氏は范宣子の女。取は娶也　(二) 已は止也。その意は、富めば必ず驕り、驕れば必ず人を凌ぐが故なり　(三) 繫援とは、縁につながりその身の助となすこと　(四) 它日は他日　董祁は董叔の妻にて、獻子の妹。范の姓は祁なるが故に祁といへるなり。愬は訴也。われを敬せずとは、夫の董叔が董祁を敬せずと也　(五) 槐はゑんじゆの木。紡はつるしかけたる也　(六) 子は董叔をさす。請はざるかとは、ゆるさるゝを請はざるかと也

趙簡子曰。魯

(一)趙簡子曰く、「魯の孟獻子に鬬臣五人あり。われに一なきは何ぞや」と。叔向曰

於頃公。與二鼓子田於河陰一。使二夙沙釐相一レ之。

范獻子聘二於魯一。問二具山敖山一。魯人以二其鄕一對。獻子曰。不レ爲二具敖一乎。對曰。先君獻武之諱也。獻子歸。徧戒二其所レ知曰。人不レ可二以不一レ學。吾適レ魯而名二其二諱一爲レ笑焉。唯不レ學也。人之有レ學也猶三木之有二枝葉一

(一)この臣有らんとは、かゝる忠義の臣を有するを得んと也　(二)乃ち鼓子に從うて行かしめたりと也　(三)獻に獻じとは、凱旋して功を君に獻じと也。頃公は、昭公の子去疾なり。頃公に言ひしとは、夙沙釐の賢なることを頃公に申し上げしと也。河陰は、晉の河南の田也。卽ちこの河陰の田を與へてその君たらしめ、夙沙釐をしてその宰相たらしめたりと也

(一)范獻子魯に聘す。(二)具山・敖山を問ふ。(三)魯人その鄕を以て對ふ。獻子曰く、「(四)具敖たらざるか」と。對へて曰く、「(五)先君獻武の諱なればなり」と。獻子歸りて、徧くその知る所を戒めて曰く、「人は以て學ばずんばあるべからざるなり。われ魯に適きて、その二諱を名いひて笑はれたり、たゞ學ばざればなり。人の學あるは、なほ木の枝葉あるがごときなり。(六)木の枝葉ある、なほ人を庇蔭す、しかるを況んや君子の學をや」と。

(一)范獻子は范宣子の子、士鞅なり。聘は魯の昭公の二十一年にあり　(二)具山・敖山は魯にある山の名。その山のことを問ひし也　(三)魯人はこれを話すに、その山の名をいはずして、この山のある鄕の名を以て對へたりと也　(四)獻子は怪みて、今はその山の名を具・敖とはいはざるかと也　(五)獻は魯の獻公にて、伯禽の曾孫、眞公の子也　(六)武は武公にて、獻公の庶子。諱はいみ名。獻公の諱は具、武公の諱は敖なるが故に、これをいみていはずと也

對曰。臣委二質於翟之鼓一。未委二質於晉之鼓一也。臣聞レ之。委レ質爲レ臣。無レ有二二心一。委レ質而策死。古之法也。君有二烈名一。臣無二畔質一。敢卽二私利一以煩二司寇一而亂二舊法一。其若二不虞一何。

穆子歎而謂二其左右一曰。吾何德之務而有二是臣一也。乃使レ行。既獻。言二

對へて曰く、「臣質(一)を翟の鼓に委せり。未だ質を晉の鼓に委せざるなり。臣これを聞く、『質を委して策(二)すれば死すとは、古の法なり』と。君には烈名(三)あり、臣には畔質なし。敢へて私利に卽きて(四)、以て司寇を煩して舊法を亂さんや。それ不虞(五)を若何せん」と。

(一)質は贄也、にへなり。臣となるときに、君に奉る盟の品物。委せりとは、その君に身を委ぬる意 (二)策すれば死すとは、自己の名を策に書すれば、君のためには、必ず死すことを示すなりと也 (三)烈は明也。畔質とは、質に畔く也。卽ち、羣臣をして畔かしめざるは、君たる名を明かにするにて、烈名也。これ君の烈名なり。贄を置いて畔かざるは、これまた臣下の義なりと也 (四)卽は就也。舊法は古の法也。敢へて二君に事ふるが如き私利に就かば、これ前の鼓君に畔くなり。これ罪を犯すなり。この爲に、これを罰する晉の司寇の手を煩し、かつは古の法を亂すが如きことをなさんやと也 (五)虞は度也、はかる也。卽ちもしかゝることをなさば、それ國家に不意の事變のありたるときに、義を守らざる臣をいかに處置せんとするかと也

穆子歎じて其左右に謂つて曰く、「われ何の德をかこれ務めて、この臣有らん(一)」と。(二)乃ち行かしむ。既に獻じ(三)、頃公に言し、鼓子に田を河陰に與へ、夙沙釐をしてこれに相たらしめたり。

君者。量レ力而進。不レ能則退。不下以レ安賈上レ貳。令二軍吏呼一レ城儆。將レ攻レ之。未レ傳而鼓降。

埃につかざるうちにと也

中行伯既克レ鼓。以二鼓子宛支一來。令二鼓人一。各復二其所一。非レ寮勿レ從。鼓子之臣曰二夙沙釐一。以二其孥一行。軍吏執レ之。辭曰。我君是事。非レ事レ土也。名曰二君臣一。豈曰二土臣一。今君實遷。臣何賴二於鼓一。穆子召レ之曰。鼓有レ君矣。爾止事レ君。吾定二而祿爵一。

中行伯既に鼓に克ち、鼓子宛支を以ゐて來る。鼓人に令す、「おの〳〵その所に復りて、(一)寮にあらざれば從ふ勿かれ」と。鼓子の臣を夙沙釐と曰ふ。(二)その孥を以ゐて行く。(三)軍吏これを執ふ。辭して曰く、「われ君にこれ事ふ、土に事ふるにあらざるなり。名づけて君臣とは曰へ、あに土臣と曰はんや。(四)今君實に遷さる、(五)臣何ぞ鼓に賴らん」と。穆子これを召して曰く、「鼓に君あり。(六)爾止りて君に事へよ。われ而の祿爵を定めん」と。(七)

(一) 中行伯は穆子也。宛支は鼓子、鳶鞮なり。穆子既に鼓に克ち、鳶鞮を捕へて歸り、既に晉國に獻じたるのち、これを鼓にかへししが、その後また畔きしかば、魯の昭公二十二年に、荀吳鼓を襲うてこれを滅し、また鳶鞮を捕へて歸り、涉佗をしてこれを守らしめたり　(二) 寮は官也。即ち、晉人の定むる所の官屬の命にあらざればと也　(三) 孥は妻子也。行くとは、鼓子に從ひて行かんとせし也　(四) 君は鼓子也。土に事ふ云々とは、この鼓の土地に事ふるにあらざるが故に、去らんとするなりと也　(五) 臣何ぞ云々とは、臣何ぞこの鼓の土地に賴りて留らんやと也　(六) 君ありの君は、晉の定めし君にて、涉佗なり　(七) 爾は汝也。定は安也

無勞師而得城。子何不爲。穆子曰。非事君之禮也。夫以城來者。必將求利於我。夫守而二心。姦之大者也。賞善罰姦。國之憲法也。許而弗予。失吾信也。若其予之。賞大姦也。姦而盈祿。善將若何。且夫翟之憾者。以城來盈願。晉豈其無。是我以鼓教吾邊鄙貳也。夫事

姦を罰するは、國の憲法なり。許して予へずば、(四)わが信を失ふなり。もしそれこれを予へば、大姦を賞するなり。(五)姦にして祿を盈さば、善を將に若何せんとする。かつそれ翟の憾あるもの、城を以て來りて願を(六)盈さば、晉あにそれ無からんや。(七)これわれ鼓を以てわが邊鄙に貳を教ふるなり。(八)それ君に事ふるものは、力を量りて進み、能はずんば退く。(九)安を以て貳を買はず」と。軍吏をして、(一〇)城を呼んで儆めしめ、將にこれを攻めんとす。(一一)未だ傳かずして鼓降れり。

(一) 中行穆子は晉の卿にて、中行偃の子。荀吳中行伯なり。翟は鮮虞にて、翟の別種族。鼓は白翟の別邑の名。事は魯の昭公十五年にあり (二) 鼓人のあるものの、その君に叛き、城中より內應して降らんと請ふものありと也 (三) 君の爲に城を守りて、二心を懷くが故なり (四) 予は與也。即ち、鼓人のあるものの言を許してその城を得、しかもこれに利を與へずは、わが信を失ふやうになると也 (五) 二心ある姦者を賞し祿を與へて盈たしむるやうにては、善なる者には如何やうの事をなし與ふべきかと也 (六) 盈は滿也。晉あに云々とは、わが晉國の中のものにも、かゝることをなすもののなきを保せんやと也 (七) 邊鄙にとは、わが君の國境の民にと也。貳は二心也 (八) それ君に事ふるものは、自己の力を量り、これを盡して進んで君の爲にし、もし能はざれば、退いて後の謀をなすべきのみと也 (九) 二心を買うて安を貪らずと也。即ち、師を勞せずして、鼓を得んとするが如きをいふ (一〇) 城を呼んで云々とは、敵城に向つて、聲をかけて、これより攻むといふ戒告をなしと也 (一一) 傳は著也。即ち、未だ敵の城

宣子曰。若何。對曰。鮒也鬻獄。雍子賈之以其子。邢侯非其官也而干之。夫以回鬻國之中。與絕親以買直。與非司寇而擅殺其罪一也。邢侯聞之逃。遂施邢侯氏。而尸叔魚與雍子於市。

中行穆子帥師伐狄。圍鼓。鼓人或請以城畔。穆子不受。軍吏曰。可

(一)士景伯は晉の理官、卽ち獄を司る官にして、名は彌牟。楚に如きとは、聘せし也。叔魚は羊舌鮒。攝理とは、攝理官にて、その不在中、代りて理官の務をなしし也。賈は佐也　(二)邢侯は晉の大夫、楚の申公巫臣の子、巫臣晉に奔りしかば、これに邢を與へしなり。雍子も晉の大夫、もと楚の大夫なりしが、晉に奔りしかば、晉これに鄐を與へし也。田を爭ふとは、鄐田の疆界を爭ひし也　(三)直を求むとは、雍子の方が不直なるが故に、その女を納れて賄とし、以て自分の方を直とせられんことを求めし也　(四)獄は罪也。蔽は決也。抑は枉也。その直をまげて不直とせし也　(五)三姦とは三惡にて、邢侯と雍子と叔魚とをさす　(六)生者は邢侯をいひ、死者は叔魚と雍子をいふ。戮は尸をつらねてさらす也　(七)若何とは、何故にしかいふかと也　(八)鮒は叔魚の名。鬻は賣也。その官は司寇也。干は犯也。卽ち、その理由は、鮒はその官を利用して利を得んとし、雍子はその子を納れてこれを買ひ、以てみづからを利せんとし、邢侯は、司寇の職卽ち刑罰を司る任にあらずして、ほしいまゝに人を殺ししが故なりと也　(九)回は邪也。中は平也。卽ち、それ邪なる心を以て國家の公正を賣りて利を求むると、親子の情を絕ちて、直を買はんとすると、司寇の職にあらずして、ほしいまゝに人を殺すとは、その罪同じと也　(一〇)施は劾捕也、とらへて罪する也。事は魯の昭公の十四年に在り

(一)中行穆子師を率ゐて、狄を伐ち鼓を圍む。(二)鼓人或は城を以て畔かんと請ふあり。穆子受けず。軍吏曰く、「師を勞する無くして城を得べし。子何ぞ爲さざる」と。穆子曰く、「(三)君に事ふるの禮にあらざるなり。それ城を以て來るものは、必ず將に利をわれに求めんとす。それ守りて二心あるは、姦の大なるものなり。善を賞し

士景伯如楚。叔魚爲贊理。邢侯與雍子爭田。雍子納其女於叔魚。以求直。及蔽獄之日。叔魚抑邢侯。邢侯殺叔魚與雍子於朝。韓宣子患之。叔向曰。三姦同罪。請殺其生者而戮其死者。

巻第十五

晉語九

士景伯楚に如き、叔魚贊理と爲る。邢侯と雍子と田を爭ふ。雍子その女を叔魚に納れて以て直を求む。獄を蔽むる日に及りて、叔魚、邢侯を抑ぐ。邢侯、叔魚と雍子とを朝に殺す。韓宣子これを患ふ。叔向曰く、「三姦罪を同じうす。請ふ、その生者を殺してその死者を戮せん」と。宣子曰く、「若何」と。對へて曰く、「鮒や、獄を鬻ぐ、雍子はこれを賈ふにその子を以てし、邢侯はその官にあらずしてこれを干せり。それ回を以て國の中を鬻ぐと、親を絶つて以て直を買ふと、司寇にあらずして擅殺するとは、その罪一なり」と。邢侯これを聞きて逃ぐ。遂に邢侯氏を施して、叔魚と雍子とを市に尸せり。

於朝。其宗滅ニ於絳。不レ然。夫八郤五大夫三卿。其寵大矣。一朝而滅。莫ニ之哀一也。唯無レ德也。今吾子有ニ欒武子之貧。吾以爲レ能ニ其德一矣。是以賀。若不レ憂ニ德之不レ建。而患ニ貧之不レ足。將ニ弔不レ暇。何賀之有。宣子拜稽首焉。曰。起也將レ亡。賴レ子存レ之。非ニ起也敢專承レ之。其自ニ桓叔一以下嘉ニ吾子之賜一。

志を行ひとは、私慾をほしいまゝにする也。賄は蓄也。即ち、人民に財を貸して利を貪り、以て貨財を蓄へたりと也（五）武は父なる欒武子をいふ（六）懷子は、桓子の子なる盈。離は罹なり、かゝる也。即ち、欒武子の德を修めざりしが故に、桓子の罪のその身にかゝりて、楚に逃亡せりと也（七）郤昭子は郤至也。その富云々とは、その富は、晉の公室の半を有しと也。その家云々とは、その家の收入は、三軍の田の半を有しと也。一軍は一萬二千五百人也。故に三軍の田の半とは、一萬八千七百五十人の兵士を養ふに足る田地よりの租稅の收入なり。寵は、富と榮と也。泰は奢也（八）八郤とは、郤の族が八つありしをいふ。五大夫三卿とは、その三族が卿となり、五族が大夫となりて榮えしをいふ。寵は榮也（九）拜稽首とは、拜して首を地にまでさぐる也。起は韓宣子の名（一〇）專は獨也。承は受也。即ち、起がひとり子の教訓を受けてありがたく感ずるのみならずと也（一一）桓叔は韓氏の祖にして、曲沃の桓叔なり。桓叔、子萬を生み、韓を受けて大夫となれり。これを韓萬となす

之。戎狄懐レ之。以正二晉國一。行レ刑不レ疚。以免二於難一。及二桓子一。驕泰奢侈。貪欲無レ藝。略レ則行レ志。假貸居レ賄。宜レ及二於難一。而賴二武之德一。以沒二其身一。及二懷子一。改二桓之行一而修二武之德一。可三以免二於難一。而離二桓之罪一。以亡二於楚一。夫郤昭子。其富半二公室一。其家半二三軍一。恃二其富寵一。以泰二於國一。其身尸二

朝に尸され、その家絳に滅びたり。然らずんば、かの八郤(八)は五大夫三卿にして、その寵大なり。一朝にして滅びてこれを哀むなきは、たゞ徳なければなり。今吾子は、欒武子の貧あり、われ以てその徳を能くすと爲せり。これを以て賀せり。もし徳の建たざるを憂へずして、貨の足らざるを患へば、將に弔するに暇あらざらんとせん。何の賀することかこれ有らん」と。宣子拜稽首(九)して曰く、「起や、將に亡びんとせしに、子に賴りてこれを存せり。(一〇)起や、敢て專らこれを承くるのみにあらず、(一一)それ桓叔より以下、吾子の賜を嘉せん」と。

(一) その賓とは、それに相當する財也。二三子に從ふなしとは、二三子と同等の交際をなしてゆくに堪へずと也 (二) 欒武子は欒書也。官とは、晉の上卿の官位也。宗は宗人。器は祭器。宣べとは、のべひろぐる意。憲則は法則也。越は發聞也、その名をあげひろむること。即ち、むかし武子は、晉の正卿にてありながら、上大夫の受くべき一卒の田すらなく、その卿の官位にありて、それに相當する宗人及び祭器を備ふる能はざりしかども、貧に處して、よくその徳行をのべひろめ、その法則に順ひ、これを守りて、その名を諸侯の間に發揚せしめしかば、諸侯これに親み、戎狄これに懷き、これを以て晉國を正し、刑を行ふに公正なりきと也 (三) このために欒書が、厲公を弑せしより受くる難に免れたりと也 (四) 桓子は欒書の子なる黶。藝は極也。則を略しとは、憲則を犯し亂しと也。

祀二夏郊一。董伯爲レ尸。五日。公見二子產一。賜二之莒鼎一。

叔向見二韓宣子一。宣子憂レ貧。叔向賀レ之。宣子曰。吾有二卿之名一而無二其實一。無三以從二二三子一。吾是以憂。子賀レ我何故。對曰。昔欒武子無二一卒之田一。其宮不レ備二其宗器一。宣二其德行一。順二其憲則一。使レ越二於諸侯一。諸侯親レ

平公に告げてと也。夏の郊云々とは、周のために夏の郊を祭りと也。董伯は晉の大夫。神は非類に歆けずといふよりして、董伯は姒姓即ち鯀と同姓なるよりこれを尸として祭りし也。尸は神代なり　(一六)　五日ありて云々とは、祭の後五日ありて平公の病癒えしより子產にあひし也。莒鼎とは、莒の國の寶鼎の晉の有となりしもの

叔向、韓宣子を見る。宣子貧を憂ふ。叔向これを賀す。宣子曰く、「われ(一)卿の名ありてその實なく、以て二三子に從ふなし。われこれを以て憂ふ。子われを賀するは何の故ぞ」と。對へて曰く、「(二)むかし欒武子一卒の田なく、その宮、その宗器を備へざりしかども、その德行を宣べ、その憲則に順ひ、諸侯に越せしめしかば、諸侯これを親み、戎狄これに懷き、以て晉國を正し、刑を行ひて疚しからず。(三)以て難を免れたり。(四)桓子に及び、驕泰奢侈、貪欲藝るなく、則を略し志を行ひ、假貸して賄を居へたり。宜しく難に及ぶべくして、(五)武の德に賴りて以てその身を沒へたり。(六)懷子に及びて、桓の行を改めて武の德を修むれば、以て難に免るべくして、桓の罪に離りて以て楚に亡れり。(七)それ郤昭子は、その富公室を半にし、その家三軍を半にし、その富寵を恃み、以て國に泰りしかば、その身

以二君之明一。子爲二大政一。其何厲之有。僑聞ㇾ之。昔者鯀違二帝命一。殛二之於羽山一。化爲二黃能一。以入二於羽淵一。實爲二夏郊一。三代擧ㇾ之。夫鬼神之所ㇾ及。非二其族類一。則紹二其同位一。是故天子祀二上帝一。公侯祀二百辟一。自ㇾ卿以下不ㇾ過二其族一。今周室少卑。晉實繼ㇾ之。其或者未ㇾ擧二夏郊一邪。宣子以告。

今周室少しく卑く、晉、實にこれを繼ぐ。(一三)それ或は未だ夏の郊を擧げざればか」と。(一四)宣子以て告げて(一五)夏の郊を祀り、董伯尸と爲れり。(一六)五日ありて、公、子産を見、これに莒鼎を賜へり。

(一) 簡公は僖公の子にして、その名は嘉。成子は、子産の謚にて、鄭の穆公の孫なる子國の子なり、故に公孫といふなり (二) 賓は導也、案内しての意。客は子産。館は旅館 (三) 謚は、神に告げて祭り祈ること (四) 除くなしとは、疾を除き平癒するなしと也 (五) 夢らくとは、平公が夢みしをいふ。能は熊に似たる獸なりといふ。即ち黄能とは黄色なる能といふ獸也。寢門は、寢殿の門 (六) 人殺かとは、人を殺すを主るものかの意。厲鬼は惡鬼 (七) 君の明とは、平公の明德也。子は韓宣子をさす (八) 僑は子産の名。鯀は禹王の父。帝は堯帝。殛せりとは、放ちて殺しゝ也 (九) 羽淵云々とは、鯀既に死して、神化して羽山の淵に入れりと也。羽山は今の江蘇省にあり (一〇) 郊とは、天を祀る祭の名。三代は、夏・殷・周。擧とは、その祀を廢せざるをいふ。即ち、禹王が天下を有するに及びて、この黄能を夏の郊祭に配して祭り、三代これを廢せずして祭れりと也 (一一) 及ぶところとは、吉凶の及ぶところなり。族類はその一族。紹は繼也、つぐ也。即ち、それ鬼神のあらはす吉凶の及ぶところは、その一族にあらざれば、その同位をつぐものなるが故に、殷・周が夏につぎてこれを祀りしなりと也 (一二) 上帝は天也。百辟とは、死を以て事を勸めて、功を民に施せる多くの諸侯をいふ。その族に過ぎずとは、その親族の靈を祀るに過ぎずと也 (一三) これを繼ぐとは、主となりて諸侯を統べしをいふ (一四) 今平公の黄能を夢みしは、それ或は晉が周室に代りて黄能を祀り、以て周に繼がざりしが爲にあらざるかと也 (一五) 以て告げてとは、子産のいひしことを

祿一。無レ大二績於民一故也。且秦楚匹也。若レ之何其回二於富一也、乃均二其祿一。

鄭簡公使二公孫成子來聘一。平公有レ疾。韓宣子贊授二客館一。客問二君疾一。對曰。寡君之疾久矣。上下神祇無レ不二徧諭一也。而無レ除。今夢黄能入二於寢門一。不レ知人殺乎。抑厲鬼耶。子產曰。

に飾ること。その富は、しかれども、その富多きが故に、能くその車を金玉にて飾り、その服を文錯にし、またその財賄は、以て諸侯に交るに足る。然れども、尋尺卽ち、僅かなる祿を受くるを得ざるは、民に對して、大功なきが故なりと也　(一二)　匹なりとは、その國の資格對等なる富　(一三)　回は曲也。卽ち、如何ぞ富めるといふことのために、理を曲げて多くの祿を與へんやと也

(一)鄭の簡公、公孫成子をして來聘せしむ。平公疾あり。韓宣子(二)贊きて客に館を授く。客、君の疾を問ふ。對へて曰く、「寡君の疾久し。上下の神祇、徧く諭さ(三)ざるなきなり。而れども(四)除くなし。(五)今夢むらく、黄能寢門に入ると。知らず、人(六)殺か、そも〳〵厲鬼か」と。子產曰く、「君の明を以て子大政を爲す、それ何の厲かこれ有らん。僑(八)これを聞く、『むかし鯀(七)帝命に違ひしかば、これを羽山に殛せり。化して黄能と爲り、以て(九)羽淵に入れり』と。實に夏の(一〇)郊となり、三代これを擧せり。それ鬼神(一一)の及ぶところは、その族類にあらざれば、その同位に紹ぐ。この故に、天子は(一二)上帝を祀り、公侯は百辟を祀り、卿より以下はその族に過ぎず。

一卒之田。夫二公子者上大夫也。皆一卒可也。宣子曰、秦公子富。若之何其鈞之也。對曰、夫爵以建事。祿以食爵。德以賦之。功庸以稱之。若何其以富賦祿也。夫絳之富商韋藩木楗以過於朝。唯其功庸少也。而能金玉其車。文錯其服。能行諸侯之賄。而無尋尺之

の富商の、韋藩木楗にして以て朝を過ぐるは、たゞその功庸少ければなり。しかれども、能くその車を金玉にし、その服を文錯にして、(一一)能く諸侯の賄を行ふ、而れども、尋尺の祿なきは、民に大績なきが故なり。(一二)かつ秦・楚は匹なり。(一三)これを若何ぞそれ富に回らんや」と。乃ちその祿を均しうせり。

(一) 秦の景公を避けて晉に仕へし也 (二) その從車が千乘ありきと也 (三) 公子干は恭王の庶子にて、名は比。魯の昭公の元年に、楚の公子圍、王郟敖を弑せしかば、干、晉に奔りし也 (四) 太傅は國法を掌るが故に、その祿をわりあてし也。賦はわりあてゝ與ふる意 (五) 韓宣子は韓起にて、趙文子に代りて政をなしゝ也 (六) 一旅の田とは、五百人の士卒を養ひ得る稅を取りたつるに堪ふる田といふにて、田五百頃をいふ。旅は五百人也。一卒の田とは、百人の士卒を養ひ得るに足る田にて、田百頃をいふ (七) 鈞は同也 (八) 事は職事也。功庸は功勞也、庸は功也。稱は副也。その意は、それその人の爵によりて、それに相當する職事をあてがひ、その爵の尊卑によりて祿をあてがひ、その人の德によりて、これに爵祿を賦與し、その人の功庸によりて、これに相當する爵祿を賦與すと也 (九) いかんぞその富の多少によりて、その祿を多少にするを得んやと也 (一〇) 絳は晉の都。韋藩とは、韋にて前後を蔽ひ、風塵をふせぐ粗末なる車。木楗は木欂にて、木にて冠のひさしをつくれるもの、卽ち粗末なる冠をいふ。その意は、かの絳の富商の、その財多きにかゝはらず、粗末なる韋藩木楗にて朝を過ぎざるを得ざるは、たゞその國家に對する功庸の少ければなりと也 (一一) 文錯とは、文はあや織。錯は美しく細かく鏤めること。尋は八尺也。卽ち、綺麗

文子曰。君其幾何。對曰。若諸侯服不過三年。不服不過十年。過是晉之殃也。是歲也趙文子卒。諸侯叛晉。十年。平公薨。

秦后子來仕。其車千乘。楚公子干來仕。其車五乘。叔向爲太傅。實賦祿。韓宣子問二公子之祿焉。對曰。大國之卿一旅之田。上大夫

文子曰く、「君それ幾何ぞ(一)」と。對へて曰く、「もし諸侯服せば三年を過ぎず(二)。服せずんば十年を過ぎず。これを過ぎば、晉の殃なり(三)」と。この歲、趙文子卒して(四)諸侯晉に叛き、十年にして平公薨ぜり。

(一)君の生存するは、今よりいくばくぞと也　(二)諸侯服せば、なほさら女色に耽るが故に、三年を出でずして死せんと也　(三)十年を經ば、荒淫の禍國に及ぶをいふ　(四)晉に叛きとは、晉に叛きて楚に從ひし也。十年にしてとは、その後十年にして、魯の昭公の十年にあたる

(一)秦の后子來りて仕ふ。その車千乘なり。楚の公子干來りて仕ふ。その車五乘なり。(二)叔向太傅となり、實に祿を賦せり。(三)韓宣子、二公子の祿を問ふ。對へて曰く、(四)「大國の卿は一旅の田、上大夫は一卒の田なり(五)。それ二公子は上大夫なり。みな一卒にして可なり(六)」と。宣子曰く、「秦の公子は富めり。これを若何ぞそれこれを鈞しくせん(七)」と。對へて曰く、「それ爵以て事を建て、祿以て爵に食ませ、德以てこれを賦し、功庸以てこれに稱ふ(八)。若何ぞ(九)それ富を以て祿を賦せん。かの絳(一〇)

生レ之。對曰。蠱之慝。穀之飛實生レ之。物莫レ伏二於蠱一。莫レ嘉二於穀一。穀興蠱伏。而章明者也。故食レ穀者。晝選二男德一以象二穀明一。宵靜二女德一以伏二蠱慝一。今君一レ之。是不レ饗レ穀而食レ蠱也。是不レ昭二穀明一而皿レ蠱也。夫文蠱皿爲レ蠱。吾是以云。

ものは、晝は男德を選んで以て穀明に象り、宵は女德に靜んじて以て蠱慝を伏る。（八）今君これを一にす。（九）これ穀を饗けずして蠱を食ふなり。（一〇）これ穀明を昭かにせずして蠱を皿にするなり。（一一）それ文に、蠱皿を蠱となす。（一二）われ是を以て云へり」と。

（一）國家に及ぶかとは、國家をまでも治することを得るかと也　（二）官は職也、つとめ也　（三）子は平公の疾を蠱と稱せるが、これは何より生ずるかと也　（四）蠱といふ惡しき蟲は、穀物の作の惡しくして、腐りて、輕く飛ぶときに生ずるものなりと也　（五）物の中にて蠱ぐらゐにかくれて目に見えず深く內に伏し居る物はなく、又よく熟したる嘉穀よりよきはなしと也。伏は藏也。嘉は善也　（六）章明とは、きら〳〵とあらはれて、よく治る意。即ち、穀氣が起れば則ち蠱伏藏し、穀が蠱のために朽ちずして、人のよろこび樂んでこれを食ふは、世の章明なるものなりと也　（七）故に穀を食ふわれ〳〵人類は、晝は男子の有德者を選びて、おのれの德をみがくために近づくるは、恰も穀物の美盛にして章明なるに象り、夜は、女の德あるものに安んじ親みて、禮節を以てこれに對し、蠱蟲の惡を逞しうせしめざる樣にするなりと也。伏は去也　（八）今君は晝夜を一にして、その區別を立てずして、妄りに女色に溺ると也　（九）これ穀物をうけて食はずして、蠱蟲を食ひて、その害をうけつゝあるに同じと也　（一〇）これ穀の美盛なるが如き、おのれの美德を明にせずして、蠱を皿に入れて食ひて、その害を受けつゝあるに同じと也　（一一）それ文字に、蟲といふ字と皿といふ字とを合せて蠱といふ字を作れり。これその所以なりと也　（一二）かゝる次第なるが故にわれいへるなりと也

無苛慝。諸侯不二。子胡曰良臣不生。天命不佑。對曰。自今之謂。蘇聞之。曰。直不輔曲。明不規闇。拱木不生危。松柏不生埤。吾子不能諫惑。使至於生疾。又不自退而寵其政。八年之謂多矣。何以能久。

ず」と。吾子惑を諫むる能はずして、疾を生ずるに至らしめ、また自ら退かずしてその政を寵(五)せんとす。八年もこれを多しと謂ふ。何を以て能く久しからん」と。

(一)武は趙文子の名。二三子は晉の諸卿をさす　(二)內に云々とは國內には、煩慝の民なくと也。苛は煩也。慝は惡也　(三)今より云々とは、わが言ひしは今日より後の事なりと也　(四)規はいましめ正す也。拱木は大木。危は險也。埤は下濕の地。卽ち、文子がその明を以て平公の闇曲を規輔する能はず、而して良臣なる文子もまた久しく存せざるにたとへしなり。拱木、松柏は文子にたとへ、危、埤は亂れたる晉の世にたとへし也　(五)寵せんとすとは、身の譽れとしてこれを保たんとすと也。寵は榮也

文子曰。醫及國家乎。對曰。上醫醫國。其次疾人。固醫官也。文子曰。子稱蠱。何實

文子曰く、「醫は國家に(一)及ぶか」と。對へて曰く、「上醫は國を醫す。その次は疾人をす。固より醫の官(二)なり」と。文子曰く、「子、蠱と稱する何か(三)實にこれを生ずる」と。對へて曰く、「蠱の(四)慝は、穀の飛ぶ、實にこれを生ず。(五)物は蠱より伏れたるは莫く、穀より嘉きは莫し。(六)穀興り蠱伏るゝは、章明かなるものなり。(七)故に穀を食ふ

大咎。冬趙文子卒。
平公有疾。秦景公使醫穌視之。出曰。疾不可爲也。是謂遠男而近女。惑以生蠱。非鬼非食。惑以喪志。良臣不生。天命不佑。若君不死。必失諸侯。
趙文子聞之曰。武從二三子。以佐君。爲諸侯盟主。於今八年矣。內

のをおそしと思ひて、何等國家の爲に永久の計をなさんと努むるなし。實にかりそめにして怠ること甚しと也 ㊄ かゝるさまにては、死のその身に及ばずば、必ず大なる咎を得んと也。逮は及也。大咎は非常なる禍也

平公疾あり。秦の景公、醫穌(一)をしてこれを視しむ。出でて曰く、「疾爲むべからざるなり。これを、『男を(二)遠け女を近け、惑ひて以て蠱を生ず』と謂ふ。(三)鬼にあらず、食にあらず。惑ひて以て志を喪へり。(四)良臣生けらず、天命佑けず。もし君死せずんば、必ず諸侯を失はん」と。

㊀ 穌は醫の名 ㊁ 師傅を遠ざけて女色を近づけ、女に惑ひて以て蠱疾を生ずといふ疾なりと也 ㊂ 故にこの疾は、鬼神の爲にもあらず、飲食のためにもあらず、淫邪の心の生じて、以てその志を喪へるなりと也 ㊃ 良臣は趙孟也。佑は助也。即ち、その上、良臣なる趙孟は將に死せんとし、天命もこれを佐けずと也

趙文子これを聞いて曰く、「(一)武、二三子に從ひて以て君を佐け、諸侯の盟主と爲ること、今に於て八年なり。(二)內に苛慝なく、諸侯二ならず。子胡ぞ、『良臣生けらず、天命佑けず』と曰ふ」と。對へて曰く、「(三)今よりの謂なり。穌これを聞く。曰く、(四)『直は曲を輔けず、明は闇を規せず、搖木は危きに生ぜず、松柏は埤に生ぜ

年穀龢熟。鮮レ不二五稔一。文子視レ日曰。朝夕不二相及一。誰能俟レ五。

文子出。后子謂二其徒一曰。趙孟將レ死矣。夫君子寛惠以恤レ後。猶恐レ不レ濟。今趙孟相二晉國一。以主二諸侯之盟一。思二長世之德一。歷二遠年之數一。猶懼レ不レ終二其身一。今忨レ日而澌レ歲。怠偸甚矣。非二死逮一レ之。必有二

ち、國が無道にてありながら、年和し穀熟すれば、天の責を受らずして、必ず恃んで驕る。故にそれより五年に至らざる中に、亡びざるもの少しと也。暗に秦國のかくなるべきを諷せるなり（六）朝夕相及ばずとは、朝は夕に及ばず、夕は朝に及ばずして、相移りて止まず。人の命の常定なきは、またかくの如しと也。卽ち、文子が太陽を見て曰く、朝夕も相及ばず。人の命もかくの如く、いかで常定を得んと也

文子出づ。后子その徒に謂つて曰く、（一）「趙孟將に死なんとす。（二）それ君子は、寛惠以て後を恤へ、なほ濟らざるを恐る。今趙孟は晉國に相として、以て諸侯の盟を主れり。（三）長世の德を思ひ、遠年の數を歷るも、なほその身を終へざるを懼る。（四）今日を忨んで歲を澌しとし、怠偸甚し。（五）死のこれに逮ぶにあらずんば、必ず大咎あらん」と。冬、趙文子卒せり。

（一）徒は隨行のもの也。趙孟は趙文子なり。趙氏世々孟を稱せり。趙孟が、后子の五年の長を聞き、待たんとする浮氣なるさまを嘲りしをきゝて、趙孟を評せる語なり。卽ち、趙孟がかゝる事をいふやうにては、早晩死するならんと也（二）それ君子は、寛惠を以て世に施し後世をうれへはかり、心を常に永久にはせて、なほ成らざらんことを恐るゝものなりと也（三）歷は計也。卽ち身の世を終ふるまで長く德を世に施さんことを思ひ、永久の計をなして、いかに多くの年月を經とも、努めて倦まず、おのれの生命のあるうちに、なし、事業の終へざることあらんを憚れて、たえずつとむべきなりと也（四）忨は偸也。澌は盡也。然るに、文子は今日をかりそめに費し、年のたつ

顧二其君一。其仁不レ足レ稱也。其隨武子乎。納レ諫不レ忘二其師一。言レ身不レ失二其友一。事レ君不レ援而進。不レ阿而退。

秦后子來奔。趙文子見レ之。問曰。秦君道乎。對曰。不レ識。文子曰。公子辱二於敝邑一。必避二不道一也。對曰。有レ焉。文子曰。猶可二以久一乎。對曰。鍼聞レ之。國無道而

しが、將に晉國に反らんとするにあたり、輔佐して國を安んずるの心なく、璧を授けて亡げんことを請ひしをいふ ㈥ 隨武子は范會也。諫を納れて云々とは、これは師よりきゝしところなりといひて、先づその師を稱述するを忘れずして、諫を君に納れしをいふ ㈦ その身に善行あれば、その友の導く所と稱してこれを棄てざるなり ㈧ 援は引也。進は賢を進むる也。阿は隨也。退は不當を退くる也。君に事ふるには、身方となるものを引き入れて君に推擧するが如きことをなさずして賢人をすゝめ、おもねりへつらはずして不當の臣を退けたりと也

秦の后子(一)來奔す。趙文子これを見て、問うて曰く、「秦君道ありや」と。對へて曰く、「識(二)らず」。と文子曰く、「公子(三)の敝邑に辱くするは、必ず不道を避けしならん」と。對へて曰く、「焉あり」と。文子曰く、「なほ(四)以て久しかるべきか」と。對へて曰く、「鍼これを聞く、『國(五)無道にして年穀龢孰すれば、五稔ならざる鮮し』と。」文子日を視て曰く、「朝(六)夕相及ばず。誰か能く五を俟たん」と。

㈠ 后子は、秦の景公の弟鍼なり。來奔とは、晉に亡げ來りしをいふ。事は魯の昭公の元年にあり ㈡ 識らずとは、これを言ふをはゞかる也 ㈢ 公子は鍼をさす。敝邑は晉國の謙稱。即ち、鍼の辱くもわが晉國に來奔せられしは、必ず秦君の不道を避けられし結果ならんと也 ㈣ かくても、なほ久しく秦君はその位を保ち得べきかと也 ㈤ 年穀龢孰すればとは、年和し穀熟すればの意。龢は和の古字。孰は熟の通字。稔は年也。鮮は少也。即

之勿レ辱也。匠人歸ニ皆斷レ之。文子曰。止。爲ニ後世之見レ之也。其斷者。仁者之爲也。其辱者。不仁者之爲也。

は、その様面のみをけづると也 (七)物を備ふるに宜しきを得るは義なりと也 (八)辱は身分の階級也 (九)かゝる人と交れば、おのれもまた不義無禮となるゆゑ、敢へて告げずして歸れるなりと也 (十)匠人が改めて更にこれを斷らんことを請ふと也 (十一)後世の子孫をしてこれを見しめて、その斷りたるは、仁者としての行にして、その辱さたるものは、不仁者の行たるを知らしめて戒めんと也

趙文子與ニ叔向一遊ニ於九原一。曰。死者若可レ作也。吾誰與歸。叔向曰。其陽子乎。文子曰。夫陽子行ニ廉直於晉國一。不レ免ニ其身一。其知不レ足レ稱也。叔向曰。其舅犯乎。文子曰。舅犯見レ利不レ

趙文子、叔向と九原に遊ぶ。(一)曰く、「死者もし作すべくんば、(二)われ誰にか歸せん」と。叔向曰く、「それ陽子か」(三)と。文子曰く、「それ陽子は、廉直を晉國に行うて、(四)その身を免れざりき。その知稱するに足らざるなり」と。叔向曰く、「それ舅犯か」と。文子曰く、「舅犯は利を見てその君を顧みず。(五)その仁稱するに足らざるなり。それ隨武子か。(六)諫を納れてその師を忘れず。身を言ひてその友を失はず。(七)君に事ふるに、援かずして進め、(八)阿はずして退けたり」と。

(一)九原は晉の墓地、原は京の誤なりと。通鑑に京、原は古へ通ずとあり。諸説紛々たり (二)作は起也。誰にか歸せんとは、誰に心を寄せ從ひて事をなさんと也 (三)陽子は陽處父也 (四)廉直、即ち剛にして私なく、偶に[illegible]射姑のために殺されしをいふ (五)利を見てとは、身を全うするの利を見ての意。即ち、晉の文公と[illegible]を[illegible]に避け

趙文子爲レ室。斲二其椽一而礱レ之。張老夕焉而見レ之。不レ謁而歸。文子聞レ之。駕而往曰。吾不善。子亦告レ我。何其速也。對曰。天子之室。斲二其椽一而礱レ之。加二密石一焉。諸侯礱レ之。大夫斲レ之。士首レ之。備二其物一義也。從二其等一禮也。今子貴而忘レ義。富而忘レ禮。吾懼レ不レ免。何敢以告。文子歸。令二

趙文子室を爲り、(一)その椽を斲りてこれを礱す。(二)張老夕してこれを見、謁げずして歸る。文子これを聞き、駕して往きて曰く、「われ不善ならば、子またわれに告げよ。(三)何ぞそれ速かなる」と。對へて曰く、「天子の室は、その椽を斲りてこれを礱き(四)密石を加ふ。諸侯はこれを礱き、大夫はこれを斲り、(五)士はこれを首す。(六)その物を備ふるは義なり。(七)その等に從ふは禮なり。今子貴うして義を忘れ、富んで禮を忘る。われ免れざるを懼る。(八)何ぞ敢て以て告げん」と。文子歸り、これをして礱くなからしむ。(九)匠人みなこれを斲らんと請ふ。文子曰く、「止めよ。(一〇)後世をしてこれを見しめん、その斲れるものは仁者の爲にして、その礱けるものは不仁者の爲なるを」と。

(一)室は宮室也。椽は榱也、たるき也。礱は磨也、みがく也。即ち、趙文子がその宮室をつくり、その椽を斲りてこれをみがきたりと也　(二)謁は告也。即ち、張老が夕に趙文子の家にゆき、匠人の之をなすを見、文子に逢ひて、來意を告げずしてかへれりと也　(三)速なるとは、去ることの速なること　(四)密石を加ふとは、まづこれをあらみがきをして、更に密理なる砥石を以て、これに加へてみがくと也。密は密理也。石は砥石也　(五)これを首すと

樂王鮒曰、諸侯有レ盟未レ退。而魯背レ之。安用二齊盟一。縱不レ能レ討。又免二其受レ盟者一。晉何以爲二盟主一矣。必殺二叔孫豹一。文子曰。有二人不レ難三以レ死安二利其國一。可レ無レ愛乎。若皆卹レ國如レ是。則大不レ喪レ威而小不レ見レ陵矣。若是道也果。可二以教訓一。何敗レ國之有。吾聞レ之。曰善人在レ患。弗レ救不祥。惡人在レ位。弗レ去亦不祥。必免二叔孫一。固請二於楚一而免レ之。

諸侯を以て弱しとなし、みづから覇者となりて、諸侯の事を治めんことを求むるものにて、たゞにおのが威を立つるを求むるのみにあらざるなりと也 （五） 國を猶むとは、自ら専國にせんことを好むと也。猶は好也 （六） 故にもし事を以て罪に及べるものは、必ずその罪を治めて、遅くるところなきなりと也 （七） 不樂にして事起らば、禍必ず子の身に及ばんと也 （八） 豹は穆子の名 （九） 盟を受けしものとは、穆子みづからをさす也。免れずとは、晉より討たるゝを免れずと也 （一〇） 魯の誅塞きんとは、使者がその戮を受けば、則ち魯は討たるゝを免るゝを得んと也 （一一） 必ず兵をわが魯に加へて、討つことをなさざらんと也 （一二） わが身の戮せらるゝ事を犯して、その結果戮せらるゝは、實に避け難きものなり （一三） 它は他也。即ち、他の人の罪を犯して、その結果、おのが身に罪の及ぶは、實に於て何の害あらん。故に悩むことなしと也 （一四） 生は生也。殘は死也。即ち生くるも死ぬるも事は一なりと也 （一五） これを云々とは、穆子を免さんことを也 （一六） 壹は一也。心を一にして相盟ふことをなさんやと也 （一七） たとひ、その罪をたゞす為に、魯を討つこと能はずとも、またその盟を受けたる代表者なる叔孫穆子をゆるさば、不信を諸侯に示すが故に、如何ぞ覇主の位地を保つを得んと也 （一八） 人は穆子をさす （一九） 大は威を云々とは、大國はそのために威を失はず、小國はそのために他より凌がれずと也 （二〇） 果は必ず行ふ也。即ち、もしこの穆子の執れる國を恤ふる道が行はるれば、以て人臣たるものを教訓するを得べしと也 （二一） 天下の人臣がこの道によりて國に盡せば、その國を敗るものなからんと也

弗レ避也。子盍レ逃レ之。不幸必及二於子一。對曰。豹也受二命於君一。以從二諸侯之盟一。爲二社稷一也。若魯有レ罪。而受レ盟者逃。魯必不レ免。是吾出而危レ之也。若爲二諸侯戮一者。魯誅盡矣。必不レ加レ師。請爲レ戮也。夫戮出二於身一實難。自レ它及レ之何害。苟可二以安レ君利一レ國。美惡一也。文子將レ請二之於楚一。

文子將にこれを楚に請はんとす。樂王鮒曰く、「諸侯盟ふありて未だ退かざるに、魯これに背く(一五)。安んぞ齊盟を用ひん(一六)。縱ひ討ずる能はずとも、またその盟を受くるものを免さば、晉何を以て盟主とならん(一七)。必ず叔孫豹を殺せ」と。文子曰く、「人の死を以てその國を安利にするを難らざるあり(一八)。愛するなかるべけんや。もしみな國を衞ふる是の如くならば、則ち大は威を喪はずして小は陵がれず(一九)。この道果されば(二〇)、以て教訓すべし。何ぞ國を敗るものこれ有らん。われこれを聞く、『善人の患にある、救はずんば不祥なり(二一)。惡人の位に在る、去らざるもまた不祥なり』と。必ず叔孫を免さん」と。かたく楚に請ひてこれを免せり。

(一) 虢の會盟は、諸侯の大夫がさきの宋の會盟をあたゝめんが爲になしし也。事は魯の昭公の元年にあり。貪は偪也。卽ち、魯、叔孫穆子をして會に如かしめ、宋の盟をあたゝめ、以て好を修め兵を弭めんと欲しながら、盟を尋ねて未だ退かず。直に盟に背き、魯が莒を伐ちて鄆の地を取りしをいふ (二) 令尹圍は、楚の恭王の子 (三) 樂王鮒は、晉の大夫樂桓子也。貨を求むとは、穆子より貨財を貰ひて、それによりて、楚に請ひてその怒をなだめ、魯を救はんとせし也 (四) 楚に欲するありてとは、楚國を得んとする志ありてと也。懦は弱也。卽ち諸侯を弱しとしと也。故は事也。致すとは、威を立つるを致す也。その意は、それかの楚の令尹圍は、楚國を得んとする志ありて、

之盟。唯有徳也。子務徳無爭先。務徳所以服楚也。乃先楚人。

虢之會、魯人食言。楚令尹圍、將以魯叔孫穆子爲戮。樂王鮒求貨焉。弗與。趙文子謂叔孫曰。夫楚令尹有欲於楚少儒於諸侯。諸侯之故求治之。不求致也。其爲人也剛而尙寵。若及必

する位次を示す表章ちしるしなり。鮮牟は、東夷の國のもの。燎は庭火也　(八)　并は並也、ともども也。たゞ德あればなりとは、たゞその德を養ひて、晉と對等にならんとするまでに進みたるが故なりと也

(一)虢の會に、魯人言を食る。楚の令尹圍、將に魯の叔孫穆子を以て戮となさんとす。(二)樂王鮒、貨を求む。與へず。趙文子、叔孫に謂つて曰く、(四)「それ楚の令尹は、楚に欲するありて、少しく諸侯を懦しとし、諸侯の故をばこれを治むるを求めて、致すを求むるのみにあらざるなり。(五)その人と爲りや、剛にして寵を尙む。(六)もし及ばば必ず避けざるなり。子なんぞこれを逃げざる。(七)不幸ならば必ず子に及ばん」と。對へて曰く、(八)「豹や、命を君に受けて、以て諸侯の盟に從ふは、社稷のためなり。もし魯罪ありて、(九)盟を受けしもの逃げば、魯必ず免れず。これ吾出でてこれを危うするなり。もし諸侯に戮せらるゝを爲さば、(一〇)魯の誅盡きん。(一一)必ず師を加へず。請ふ、戮せらるゝをなさん。それ戮の身より出づるは實に難し。(一二)它よりこれに及ぶは何の害あらん。(一三)苟も以て君を安んじ國を利すべくば、美惡一なり」と。(一四)

向謂趙文子曰。夫伯王之勢。在德不在先歃。子若能以忠信贊君而裨諸侯之闕。歃雖後諸侯將戴之。何爭於先。若違於德而以賄成事。今雖先歃。諸侯將棄之。何欲於先。昔成王盟諸侯於岐陽。楚爲荊蠻。置茅蕝。設望表。與鮮卑守燎。故不與盟。今將與狎主諸侯

勢は、德に在りてまづ歃るに在らず。子もし能く忠信を以て君を贊けて(二)、諸侯の闕を裨はば、歃ること後ると雖も、諸侯將にこれを戴かんとせん。何ぞ先を爭はん。もし德に違ひて、賄を以て事を成さば(三)、今まづ歃ると雖も、諸侯將にこれを棄てんとせん。何ぞ先を欲せん。(四)むかし成王、諸侯に岐陽に盟ひしとき、楚は荊蠻たれば、茅蕝を置き、望表を設け、鮮牟と燎を守れり。故に盟に與らざりき。(五)今將に狎々諸侯の盟を主るに與らんとす、たゞ德あればなり。子、德を務めて先を爭ふなかれ。德を務むるは、楚を服する所以なり」と。乃ち楚人を先にせり。

(一) 宋の盟は、前の兵を弭めんとする盟なり。楚人は子木也。まづは、盟主なる晉をさしおきて、それよりさきにと也。歃は血をすゝるをいふ (二) 贊は佐也。闕は缺也。裨は補也 (三) 賄賂の力によりて政事をなさんとせばと也 (四) 成王は、周の成王也。岐陽は岐山の陽、卽ち南也。支那にて山の南を陽といふ。岐山は陝西省にあり。荊蠻とは、荊州の野蠻人の意にて、かゝる卑しきものゆえ、對等にて、その盟にあづかるを得ずと也。茅蕝とは、茅をつかねてこれを立ておきて、會盟者の座位を示すもの。望表とは、山川を望祭するために木を立てて表となし、諸侯の列

以爲不信。諸侯何望焉。此行也、荊敗我。諸侯必叛之。子何愛於死。死而可以固晉國之盟主、何懼焉。

是行也、以藩爲軍。攀輦卽利而舍。候遮扞衛不行。楚人不敢謀。畏晉之信也。自是沒平公、無楚患矣。

（二）この行や、藩を以て軍と爲し、輦を攀き利に卽きて舍せり。（三）候遮扞衞を行はざりしかども、楚人敢て謀らざりしは、晉の信を畏れてなり。是より平公を沒ふるまで、楚の患なかりき。

㊁ 藩は籬落也、かきね也。軍は軍壘也。攀は引也。卽は就也。卽ち、この行は、別に壘壁を作らずして、かきねを以てこれにかへ、軍用品をのせたる輜重車を引きて、水草便利の地に就きて、舍營せりと也　㊂ 候は候望也。遮は遮罔也。扞衞は捍闘衞附也。候遮は斥候の類にして、扞衞は夜の備なり。候遮は二十人の卒を以て、衞附のところに居て、候望候察するものにて、夜あけて設け、暮れてのちやむるなり。遮罔とは、壘を去る五十歩にして陳し、軍の前後左右を周らして、弓を張り矢を注けて、以て誰何するをいふ。又、衞附とは、二十人を一隊となし、壘を去る三百歩、犬をその中に畜ひ、或は前後を戒、或は左右を戒しむるをいふ。この二つは、夜間へ、夜あけてやむ也。楚人敢へて云々とは、晉が信を守りて、その結果、諸侯のこれに與せんことを畏れ、敢へて攻むることを謀らざりきと也

宋之盟、楚人固請先歃。叔

（四）宋の盟に、楚人固くまづ歃らんと請ふ。叔向、趙文子に謂つて曰く、「それ伯主の

謂ニ叔向一曰。若レ之何。叔向曰。子何患焉。忠不レ可レ暴。信不レ可レ犯。忠自レ中。而信自レ身。其爲レ德也深矣。其爲レ本也固矣。故不レ可レ抈也。今我以レ忠謀ニ諸侯一。而以レ信覆レ之。荊之逆ニ諸侯一也亦云。是以在レ此。若襲レ我。是自背ニ其信一而塞ニ其忠一也。信反必斃。忠塞無レ用。安能害レ我。且夫合ニ諸侯一

くや固し。(五)故に抈かすべからざるなり。今われ忠を以て諸侯を謀りて、信を以てこれを覆はんとす。(六)荊の諸侯を逆ふるもまた云ふ。是を以て此に在り。もしわれを襲はば、これ自らその信に背きて、その忠を塞つなり。(七)信反けば必ず斃れ、(八)忠塞ゆれば用ふるなし。安んぞ能くわれを害せん。かつそれ諸侯を合せて以て不信を爲さば、諸侯何をか望まん。(九)この行や、荊われを敗らば、諸侯必ずこれに叛かん。子何ぞ死を愛まん。(一〇)死して以て晉國の盟主たるを固うすべくば、何ぞ懼れん」と。

(一) この盟は傳の襄公の二十七年にあり。晉と楚とが始めて盟ひて、以て諸侯の兵を弭めしめし也 (二) 子木は、屈到の子なる屈建也。傳に曰く、將に盟はんとす、楚人衷甲すとあり (三) 趙武は、晉の正卿なる文子 (四) 忠は心中より出て、信は身によりてこれを行ふと也 (五) 抈は動也 (六) 逆は迎也。即ち、楚が諸侯を迎へてこゝに會合せるも、また兵を弭めて忠信をなさんと欲すといふと也 (七) 塞は絕也 (八) 斃は踣也、たふる也。用ふるなしとは、役だたなくなると也 (九) 何をか望まんとは、楚を望み慕ふことあらんやと也 (一〇) 子が死して、信義を諸侯に示し、以て晉國の盟主たる位地を固うすべくば、その功甚だ大なり。何ぞ楚を懼れんと也

曰、秦晉不和久矣。今日之事、幸而集。子孫饗之。不集。三軍之士暴骨。夫子員道賓主之言無私。子常易之。姦以事君者。吾所能禦也。拂衣從之。人救之。平公聞之曰、晉其庶乎、吾臣之所爭者大。師曠侍曰。公室懼卑。其臣不心競而力爭。

(一) 景公は穆公の玄孫にして、桓公の子。鍼は桓公の子、名は伯車、鍼はその名。事は、晉の襄公の二十六年にあり (二) 行人は賓客を掌る官。子員はその名 (三) 御は進也。當は直也。即ち、私が進みてこの事に當る役にあたれりと也 (四) 將は叔向の名 (五) われと子員とその官爵同じと也。班爵は官位也 (六) 圖は謀也 (七) 貫は近也。つめよりし也 (八) 集は成也。これを饗けんとは、晉の子孫は、長 その福をうけんと也 (九) 子は常に賓主の言を取次ぐに、多少變更していふと也 (一〇) 禦ぐとは、拒絶して用ひずといふ意 (一一) 拂は擧也、かゝぐ也。即ち、衣をかゝげて子朱につめよれりと也 (一二) そばにある人これを救ひ和げて事なきを得たりと也 (一三) 庶は近也。即ち、盛なるに近からんかと也 (一四) 互に德を競はずして、劍を撫し、衣を擧ぐるが如く、力を爭ふが故なりと也

諸侯之大夫盟於宋。楚令尹子木欲襲晉軍。曰。若盡晉師而殺趙武、則晉可弱也。文子聞之。

(一)諸侯の大夫宋に盟ふ。(二)楚の令尹子木、晉の軍を襲はんと欲す。曰く、「もし晉の師を盡して趙武を殺さば、則ち晉弱むべし」と。文子これを聞き、叔向に謂つて曰く、「これを若何せん」と。叔向曰く、「子何ぞ患へん。忠をば姦すべからず。信をば犯すべからず。(三)忠は中よりして信は身よりす。その德たるや深し。その本を固

別。比レ德以贊レ事。比也。引レ黨以封レ己。利レ己而忘レ君。別也。

秦景公使二其弟鍼來求一レ成。叔向命召二行人子員一。行人子朱曰。朱也在レ此。叔向曰。召二子員一。子朱曰。朱也當レ御。叔向曰。肸也欲二子員之對一レ客也。子朱怒曰。皆君之臣也。班爵同。何以黜レ朱也。撫レ劔就レ之。叔向

相親んで、互に事をたすけ君に事ふるは比なりと也。贊は佐なり（一六）引は取なり。封は厚也。即ち、私黨をつくり、その助をかりておのが身を厚うし、おのれの利をのみはかりて、君を忘るゝを別といふと也

（一）秦の景公その弟鍼をして、來りて成を求めしむ。叔向命じて（二）行人子員を召す。行人子朱曰く、「朱やこゝに在り」と。叔向曰く、「子員を召せ」と。子朱曰く、（三）「朱や御に當る」と。叔向曰く、「（四）肸や、子員の客に對するを欲するなり」と。子朱怒りて曰く、「みな君の臣なり。（五）班爵同じ。何を以て朱を（六）黜くるか」と。劔を撫してこれに（七）就けり。叔向曰く、「秦・晉の和せざるや久し。（八）今日の事幸にして集らば、子孫これを饗けん。集らずんば、三軍の士骨を暴さん。それ子員は、賓主の言を道ふに私なし。（九）子は常にこれを易ふ。姦以て君に事ふるものは、われ能く（一〇）禦ぐところなり」と。（一一）衣を挪げてこれに從ふ。（一二）人これを救ふ。平公これを聞いて曰く、（一三）「晉それ庶からんか。わが臣の爭ふところのものは大なり」と。師曠侍して曰く、「公室懼らくは卑からん。（一四）その臣心に競はずして力爭す」と。

闘二吾先君唐叔一、射レ兕不レ死。搏レ之不レ得。是揚二吾君之恥一者也。君其必速殺レ之。勿レ令二遠聞一。君忸怩、顔乃趣赦レ之。

(一) 兕は、獸の名、野牛に似て色青く、一角也。皮は堅厚にして甲に製す。徒林は林の名。死すとは、一發にして死するをいふ (二) 揚ぐるとは、廣く知らしむる意 (三) 遠くへこの恥を聞えしむるなかれと也。之を殺せば、益々聞ゆるを、かくいひて諷して諫めしなり (四) 忸怩とは、愧づるさまにいふ語。原文の顔は衍 (五) 速也

叔向見二司馬侯之子一、撫而泣レ之。曰、自二此其父之死一、吾蔑二與比而事一レ君矣。昔者此其父始レ之、我終レ之、我始レ之、夫子終レ之、無レ不レ可。籍偃在レ側曰、君子有レ比乎。叔向曰、君子比而不レ

叔向、司馬侯の子を見て、撫でてこれに泣きて曰く、「このその父の死せしより、われ與に比して君に事ふる蔑し。むかしこのその父これを始むれば、われこれを終へ、われこれを始むれば、夫子これを終へて、不可なりとすることなかりき」と。籍偃側に在りて曰く、「君子も比するあるか」と。叔向曰く、「君子は比して別せず。德を比して以て事を贊くるは比なり。黨を引きて以て己を封うし、己を利して君を忘るゝは別なり」と。

(一) 比とは、ちかづき親む也 (二) その建議し及び謀争するところ、終始を相助し以てその事を成ししをいふ。不可なりとする云々とは、不可とせずしてみな從ひしをいふ (三) 論語にも君子は周して比せずとあり。さきに、與に比してといひし故に、あやしんで問ひし也 (四) 君子は親み交りて互に朋黨を爲すことなしと也 (五) その德を

内之憂。賴二三子之功。而饗其祿位。今既無事矣。而非鄃。於是加寵。將何治爲。宣子說。乃益鄃田而與之和。

は、すきまにて、閒の不和なること。卽ち、同姓の國の閒を親睦して、不和なからしめたりと也 (八) 郇・櫟は、晉の二邑の名 (九) 三子は、子輿と武子と文子と也 (一〇) 非は恨也 (一一) 晉國すでに治れり。またこれに加ふるに、寵を以てして、鄃邑を伐ちて、これを子に增賜せらるとも、子はこの上何を治めて、以てこの寵に報いんやと也

訾祏死。范宣子謂獻子曰。鞅乎。昔者吾有訾祏也。吾朝夕顧焉以相晉國。且爲吾家。今吾觀女也。專則不能。謀則無與也。將若之何。對曰。鞅也居處恭。不敢安易。敬學而好

訾祏死す。范宣子、獻子(一)に謂つて曰く、「鞅よ。むかしわれに訾祏あるや、われ朝夕焉に顧うて以て晉國を相け、かつわが家を爲めたり。(二)今われ女を觀るに、專にせんとすれば則ち能はず、謀らんとすれば則ち與にするなし。將にこれを若何にせんとする」と。對へて曰く、「鞅や、(三)居處恭しうして敢て安易せず、學を敬して仁を好み、政に和してその道を好み、衆に謀りて以て好を買めず、私志衷しとすと雖も、敢て是と謂はずして、必ず長者にこれ由らん」と。宣子曰く、「以て身を免るべし」と。

(一) 獻子は、范宣子の子にして、名は鞅。顧は問也 (二) 女は汝也。專は獨也。その意は、われ今汝を觀るに、自

及武子、佐文襄爲諸侯、諸侯無二心。及爲卿以輔成景、軍無敗政。及爲成師、居太傅端刑法、緝訓典、國無姦民、後之人可則。是以受隨范。及文子、成晉荊之盟、豐兄弟之國、使無有閒隙。是以受郇櫟。今吾子嗣位。於朝無姦行、於國無邪民、於是無四方之患、而無外

に姦民なく、後の人則るべかりき。これを以て隨(六)•范を受けたり。文子(七)に及りて、晉•荊の盟を成し、兄弟の國を豐うして、間隙あるなからしめたり。是を以て郇(八)•櫟を受けたり。今吾子位を嗣ぎ、朝に於ては姦行なく、國に於ては邪民なし。是に於て、四方の患なくして外内の憂なし。三子(九)の功に賴りてその祿位を饗け、今既に事なし。しかるを和を非(一〇)む。これに於て寵を加ふとも、はた何を治むるを爲さん」と。宣子說ぶ。乃ち辭(一一)に田を益して、之と和せり。

(一) 隰叔子は、晉の州にして杜伯の子、周の宣王杜伯を殺ししかば、隰叔周を避けて晉に適きしなり。蔿は蔿也。子輿は士蔿の字 (二) 理は士官にて、獄を司るもの。蔿は功也 (三) 宣してとは、文子相兼けての言。武子は、士蔿の孫にして、成伯缺の子。及は至也。文・襄は、晉の文公と襄公と也。即ち、文公の五年に、武子右を輔して大夫となり、また襄公を佐け、以て諸侯に覇として二心なからしめし也 (四) 成・景は成公と景公とにて、文公、成公を生み、成公、景公を生みし也 (五) 成の師云々とは、成公の軍師となりて兼ねて太傅となればの言。この成公は景公の誤なり。魯の宣公の九年に、晉の成公卒し、十六年に至り、晉の景公、王に請ひて、黻冕を以て士會に命じて中軍に將たらしめ、かつ太傅となししが故なりとは、宣陽の況也。訓典は國家の典則也。緝むればとは、これをあつめて、國家の大法を立てしをいふ (六) 隨・范は、晉の二邑の名 (七) 文子は武子の子燮也。荊は楚なり。晉楚の盟は、魯の成公の十二年にあり。兄弟の國とは、同姓の國にて、こゝは郇•櫟の類をさせるなり。閒は隙也。間隙と

祁午見。曰。晉爲二諸侯盟主一。子爲二正卿一。若能靖二端諸侯一。使三服二聽命於晉一。晉國其誰不レ爲二子從一。何必鮮。盍二密和和レ大以平レ小乎。

宣子問二於訾祏一。訾祏對曰。昔隰叔子。違二周難於晉國一。生二子輿一。爲レ理以正二於朝一。朝無二姦官一。爲二司空一以正二於國一。國無二敗績一。世

從ふ能はずと也　(二〇) 叔魚は叔向の弟　(二一) 戮は殺也。即ち、叔魚は、宣子の意をむかへ、みづからおのが官の人を殺すを得るを恃み、子のために、鮮氏を執へて殺すを待てといひし也　(二二) 訾祏は宣子の家臣。訪は問也　(二三) 直は正直也。博は博聞也　(二四) 端は正也。辯は辨別也。即ち正しく判斷する意。上下これを比すとは、古今上下のことを引證して、比較してよくはかるをいふ　(二五) 家老は室老にて、家臣の長の意　(二六) 典は常也。刑は法也。即ち正しき道理。耆老は、老人。訪咨はたづねはかること　(二七) 司馬侯は女齊字は叔侯也。司馬はその官名　(二八) 諸侯がみなわが晉に對して二心を有せりと也　(二九) 祁午は、時に中軍の尉　(三〇) 靖端は安んじ正す意。服して云々とは、諸侯が晉に服して、命を晉に仰ぐが如き狀態にいたらば、孰か子に從ふとなさざるものあらんと也　(三一) 密は親密にする也。和は和惠也。即ち親密和惠の道によりてと也。大は諸侯也。小は晉國の都邑也

宣子、訾祏に問ふ。訾祏對へて曰く、「むかし隰叔子、(一)周の難を晉國に違け、子輿を生めり。(二)理と爲りて以て朝を正ししかば、朝に姦官なく、司空と爲りて以て國を正ししかば、國に敗績なかりき。(三)世して武子に及り、文・襄を佐けて諸侯を爲むれば、諸侯に二心なかりき。卿と爲るに及んで、以て(四)成・景を輔くれば、軍に敗政なかりき。(五)成の師と爲るに及んで、太傅に居て刑法を端し訓典を輯むれば、國

與龢未寧、偏問於大夫。又無決。盡訪之訾祏。訾祏實直而博。直能端辨之。博能上下比之。且吾子之家老也。吾聞國家有大事。必順於典刑。而訪咨於耆老。而後行之。司馬侯見曰。聞吾子有龢之怒。吾以爲不信。諸侯皆有二心。是之不憂。而怒龢大夫。非子之任也。

へてその官職外なる内事のことにあづからずと也 ㈤ 出すとは、軍旅を出すをいふ。徴は召也。訊は問也。即ち、吾子にしてこれを攻めんが爲に、軍旅を出さんといふ心ならば、官を以て徴して問ふべしと也 ㈥ 林父は、もと衞の大夫たりし孫文子。衞の殤公の十四年に、衞の獻公を逐ひ、公孫剽を立つ。二十六年に、甯喜、剽を殺して獻公を納る。林父遂に戚を以て叛きて晉に事へたり ㈦ 旅は衆也。即ち、衆旅の人なるわれは、この晉に來り、子に事へて以て身を立て居るものなりと也 ㈧ たゞ事の起るを待ちて、子の命に違はずしてつとめんと也 ㈨ 張老は、時に上軍の將たりし也 ㈩ 范宣子は、執政にしてかつ中軍の將たり。上軍の將は、中軍の將の命によりて動くが故に、しかいへるなり ⑪ 戎は軍事なり。即ち、わが官職なる軍事上のことにあらざれば、わがあづかり知るところにあらずと也 ⑫ 祁奚は、既に老を以て職を辭せしが、平公の元年に、また公族大夫たりしなり ⑬ 回は邪也。內事は朝内の事なり。即ち、公族の恭敬ならざること、公室の人の邪なること、朝內の事の邪なること、大夫の貪ることなどあらば、これわが官職に屬することなる故に、われはその罪の責を負うて事をなさんと也 ⑭ 然れども、今もし君より命ぜられたる官職を有しながら、これを顧みずして、子の私事に從事せば、子は、外面はわれのなすことに應じてわれを愛くとも、內心には、その公私をあやまれるわが行の非を憎まんことを懼るゝなりと也 ⑮ 籍偃は上軍の司馬なる籍游也。偃はその名にして、游はその字 ⑯ 斧鉞は刑具にして、軍に隷せり。軍司馬は、軍を監督し、刑罰をつかさどる官なるが故に、斧鉞を以てといへるなり。張孟に從ひしときとは、命ぜられて張孟の部下となりしときの意。孟は張老の字。命を聽け云々とは、吾子即ち范宣子がわれに對して張老の命を聽けと曰へりと也 ⑰ 夫子は張老の敬稱。若は順也、したがふ也 ⑱ 何の二事かあらん、たゞ張老にしたがふべきのみと也 ⑲ 釋は捨也。擧は動也。吾子は范宣子をさす。即ち、今張老をすてて吾子の私に從ひて、擧いて事をなさば、これ吾子が、さきに命を聽けといひし命令に背くことになる故に、吾子の私に

曰。公族之不レ恭。公室之有レ回。內事之邪。大夫之貪。是吾罪也。若以二君官一從二子之私一。懼子之應且憎也。問二於藉偃一。藉偃曰。偃以二斧鉞一從二於張孟一。曰レ聽レ命焉。若二夫子之命一也。何二之有。釋二夫子一而舉。是反二吾子一也。問二於叔魚一。叔魚曰。待二吾爲レ子戮レ之。叔向聞レ之見二宣子一曰。聞子

なし』と。なんぞこれを訾祏(二二)に訪はざる。訾祏は實に直(二三)にして博し。直なれば能くこれを端辯(二四)し、博なれば能く上下これを比す。かつ吾子の家老(二五)なり。われ聞く、『國家大事あれば、必ず典刑(二六)に順うて耇老に訪咨して後に行ふ』と。」司馬侯(二七)見えて曰く、「『吾子に龢の怒あり』と聞く。われ以て信ならずとなせり。諸侯(二八)みな二心あり。これこれを憂へずして龢の大夫を怒るは、子の任にあらざるなり」と。祁午(二九)見えて曰く、「晉は諸侯の盟主たり。子は正卿(三〇)たり。もし能く諸侯を靖端して、服して命を晉に聽かしめば、晉國それ誰か子に從ふを爲さざらん。何ぞ必ずしも龢のみならんや。なんぞ密和(三一)して、大を和して以て小を平げざるか」と。

(一) 龢の大夫とは、晉の龢邑の大夫也。成は平也。即ち、田の疆界を爭ひて久しく解けざるなり (二) 伯華は羊舌赤なり。晉の襄公の三年に、父の職に代り、中軍尉の佐たりし也 (三) 軍は軍事。事は政事。即ち、國家といふものは、國外に對しては軍事あり、國內に對しては政事ありと也 (四) 赤は伯華の名。外事なりとは、軍事を主るをいふ。その官にあらずして、これにあづかるを、官を侵すといふ。即ち、赤は外事なる軍にあづかるもの故に、敢

范宣子與龢大夫爭田。久而無成。宣子欲攻之。問於伯華。伯華曰。外有軍。內有事。赤也外事也。不敢侵官。且吾子之心有出焉。可徵訊也。問於孫林父。孫林父曰。旅人所以事子也。唯事是待。問於張老。張老曰。老也以軍事承子。非戎則非吾所知也。問於祁奚。祁奚

范宣子、龢の大夫と田を爭ひ、久しうして成ぐなし。宣子これを攻めんと欲して、伯華に問ふ。伯華曰く、「外に軍あり、內に事あり。赤や外事なり、敢て官を侵さず。かつ吾子の心に出すあらんとせば、徵して訊ふべし」と。孫林父に問ふ。孫林父曰く、「旅人は子に事ふる所以なり。たゞ事これ待たん」と。張老に問ふ。張老曰く、「老や、軍事を以て子に承く。戎にあらざれば則ちわが知るところにあらざるなり」と。祁奚に問ふ。祁奚曰く、「公族の恭ならざる、公室の回ある、內事の邪なる、大夫の貪る、これわが罪なり。もし君の官を以て子の私に從はば、懼らくは、子の應じてかつ憎まんことを」と。籍偃に問ふ。籍偃曰く、「偃、斧鉞を以て張孟に從ひしとき、命を聽けと曰へり。夫子の命に若はんのみ。何の二かこれ有らん。夫子を釋てて舉かば、これ吾子に反くなり」と。叔魚に問ふ。叔魚曰く、「われ子の爲にこれを殺するを待て」と。叔向これを聞いて、宣子に見えて曰く、「聞く、『子、龢と未だ寧からず。徧く大夫に問ふ、また沮する

死而不朽。何謂也。穆子未對。宣子曰。昔匄之祖。自虞以上爲陶唐氏。在夏爲御龍氏。在商爲豕韋氏。在周爲唐杜氏。周卑晉繼之。爲范氏。其此之謂乎。對曰。以豹之所聞。此之謂世祿。非不朽也。魯先大夫臧文仲。其身沒矣。其言立於後世。此之謂死而不朽。

て豕韋氏たり。周に在りて唐杜氏たり。周(四)卑く、晉これに繼ぎてより、范氏と爲れり。(五)それ此をこれ謂ふか」と。對へて曰く、「(六)豹の聞くところを以てすれば、これこれを世祿と謂ふ、朽ちざるにあらざるなり。(七)魯の先大夫臧文仲は、その身沒せしかども、その言は後世に立てり。これをこれ『死して朽ちず』と謂ふなり」と。

(一)時は、襄公の二十四年に在り (二)范宣子は、晉の正卿にして、名は匄 (三)匄の祖とは范宣子の祖先をいふ。虞は舜の世。即ち、虞より以前は、陶唐氏と稱したりと也。故に、堯帝、即ち陶唐氏の一族たりしならん (四)周卑くとは、周の王室の勢力の衰へしをいふ。晉これに云々とは、晉が盟主となりて、諸侯を總べて周に事へしをいふ。范氏と爲れりとは、范氏の祖先の杜伯が、周の宣王の大夫たりしが、宣王これを殺ししかば、その子隰叔周を去りて晉に適き、子輿を生む。晉の理官となる。その孫士會、晉の正卿となり、范に食邑せり。これを范氏となす (五)死して朽ちずとは、かゝることをいへるかと也 (六)豹は叔孫穆氏の名。即ち、豹の聞くところを以てすれば、かゝる狀態なるをば、世祿といふにて、朽ちずといふ意にはあらずと也。世祿とは、世々祿を食むといふ意 (七)臧文仲は、魯語上に述べたり。その言は云々とは、その述べしことばは、後世に永く存して滅びず、以て人に範をたれたりと也。立てりとは、滅びざる言をのこすこと

饜可謂是不可饜也、必以賄死。遂弗視。

揚食我生。叔向之母聞之。往及堂、聞其號也、乃還曰。其聲、豺狼之聲也。終滅羊舌氏之宗者。必是子也。

魯襄公使叔孫穆子來聘。范宣子問焉曰。人有言曰。

ゐすきまなるをいふ。豕喙とは、ぶたのくちさきの如く、長くして鋭きをいふ。鳶肩は、鳶の如くそばだてるをいふ。牛腹とは、牛の腹の如く長大なる也 (三) 壑はたに、谿はたにのみぞ。盈は充也。饜は飽也。卽ち、谿壑には、水をみたすべきもこの子の慾は充すを得べからずと也 (四) 遂には必ず貨財を貪りて、その爲に死するにいたらんと也 (五) 遂にみづから養ひ視ざりきと也

(一)揚食我生る。叔向の母これを聞き、往きて堂に及びてその號(二)を聞き、乃ち還りて曰く、「その聲は、豺狼の聲なり。(三)終に羊舌氏の宗を滅すものは、必ずこの子なり」と。

(一) 揚食我は、叔向の子なる伯石なり。その母は夏姫の女。揚は、叔向の食邑の名なるが故に、これを用ひて姓としたる也 (二) 號は泣きごゑ。豺はやまいぬ。狼はおほかみ (三) 宗は一族也。食我氏に長じて、祁盈に黨す。盈、罪を得たりしかば、晉、盈及び食我を殺し、遂に祁氏、羊舌氏を滅せり。事は、魯の昭公の二十八年に在り

(一)魯の襄公、叔孫穆氏をして來聘せしむ。(二)范宣子焉に問うて曰く、「人の言へる有り。曰く、『死して朽ちず』とは、何の謂ぞや」と。穆子未だ對へず。宣子曰く、「むかし匄(三)の祖、虞より以上は陶唐氏たり。夏に在りては御龍氏たり。商に在り

公說。固止レ之。不レ可。厚賂レ之。辭曰。臣嘗陳レ辭矣。心以守レ志。辭以行レ之。所ニ以事ヒ君也。若受ニ君賜一。是隋ニ其前言一。君問而陳レ辭。未レ退而逆レ之。何以事レ君。君知ニ其不ヒ可レ得也。乃遣レ之。

公說ぶ。(一)固くこれを止めしかども可かず。(二)厚くこれに賂ふ。辭して曰く、「臣嘗て(三)辭を陳ぜり。(四)心以て志を守り、辭以てこれを行ふは、君に事ふる所以なり。もし君の賜を受けば、これその前言を(五)隋るなり。(六)君問うて辭を陳じ、未だ退かずしてこれに逆かば、何を以て君に事へん」と。君その(七)得べからざるを知るや、乃ちこれを遣れり。

㊀ 晉公は、辛兪の固くその義を執るをよろこびし也 ㊁ 欒盈に從ひゆくことを固く止めしかどもきかずと也。可は肯也 ㊂ 辭を陳ぜりとは、自己の意見を述べたりと也 ㊃ わが心にて、志の正しくすゝむやうに守り、それを言葉にあらはし、行ひにあらはすは、われの君とする人に事ふる所以の道なりと也 ㊄ 隋は壞也、やぶる也。卽ち、臣には、事ふべき二人の君を有せず。然るに、今晉君の賜を受けば、これ二心を有することになるなりと也 ㊅ 君は晉君をいふ。未だ退かずしてとは、わが君とする欒盈に從ひて、こゝを退却せずして、その辭にそむかば、何を以てわが君とする人に事へんと也。逆は反也 ㊆ 得べからざるとは、止むるを得べからざるの意

叔魚生。其母視レ之曰。是虎目而豕喙。鳶肩而牛腹。谿

(一)叔魚生る。その母これを(二)視て曰く、「これ虎目にして豕喙、鳶肩にして牛腹なり。(三)谿壑は盈すべくも、これ饜かしむべからず。(四)必ず賄を以て死なん」と。(五)遂に視ず。

㊀ 叔魚は晉の大夫にして、叔向の母弟羊舌鮒なり ㊁ 視はなほ察の如し。虎目は虎の目の如く鋭くして、見る

獻之公。公曰。國有大令。何故犯之。對曰。臣順之也。豈敢犯之。執政曰。無從欒氏而從君。是明令必從君也。臣聞之。曰、三世仕家、君之。再世以下主之。事君以死。事主以勤。君之明令也。自臣之祖、以無大援於晉國。世隸於欒氏。於今三世矣。臣故不敢不君。今執政曰。不從君者爲大戮。臣敢忘其死、而叛其君。以煩司寇。

に敢て君とせずんはあらず。今執政曰く、『君に從はざるものは、大戮となさん』と。臣敢てその死を忘れて、その君に叛き、以て司寇を煩はさんや」と。

(二二)

(一) 居ること三年とは、欒盈が外國に居ること三年にて、即ちその後三年の後といふ意。賊は、國をそこなひ亂さんとすること。絳は、晉の都。即ち、欒盈楚に在ること一年にして齊に奔る。齊の襄公の二十三年に、齊の莊公、析歸父をして、藩を以て盈及びその士を載せ、これを曲沃に納れしむ。夏四月、盈、曲沃の甲を帥ゐて、魏獻子に因りて、晝を以て絳に入りしなり (二) 襄公の宮は、完固なりしが故に、これに就きしなり (三) 戮は殺也 (四) 欒子は、欒盈の祖。出でしときとは、國を出でて楚に奔りしときと也。執政は正卿にて、即ち范宣子也。大戮は大罪也。旅は陳也、その尸をのべ列ねんと也 (五) 行くとは、盈に從ひて行きしをいふ (六) これに順ひしなりとは、この大令に順ひしなりと也 (七) 執政は范文子 (八) これ臣等に、必ず君に從ふべきことを明かに命令せるなりと也 (九) 三世云々とは、三世、大夫の家臣たらば、これに事ふること、國君の如く思うて事へよと也。再世以下云々とは、二世以下は、これを主人として仕へ、敢へて國君の如く思うて事へずと也。家とは、大夫を稱する也 (十) 勤は勤勞にて、骨折りつとむること。明令なりとは、明かに命令せるものなりと也 (十一) 大援とは、大に引き立てて用ひらるゝこと。隸は屬也、服從也 (十二) 故に、臣は敢へてその君のために死すべきを忘れて、われの以て君とすべき大夫欒盈に叛き、以て晉君の司寇の手を煩して、以て臣を刑せしむるが如きことをなさんやと也。叛は反也、そむく也。司寇は罪人を刑することを司るもの

居三年。欒盈晝入爲賊於絳。范宣子以公入於襄公之宮。欒盈不克。出奔曲沃。遂刺欒盈。滅欒氏。是以沒平公之身無內亂也。欒懷子之出。執政使欒氏之臣勿從。從欒氏者。爲大戮施。欒氏之臣辛兪行。吏執而

に立てんとすと也　（一三）故に、この功臣の子孫の野に隱れてあるものをさがして、求め得しものはこれを賞せんと也

（一）居ること三年、欒盈晝入りて、賊を絳に爲す。范宣子、公を以ゐて襄（二）公の宮に入る。欒盈克たず、出でて曲沃に奔る。遂に欒盈を刺し（三）、欒氏を滅せり。これを以て、平公の身を沒へしまで內亂なかりき。（四）欒懷子の出でしとき、執政、欒氏の臣をして從ふ勿らしめんとし、「欒氏に從ふものは、大戮と爲して施べん」と。欒氏の臣辛兪（五）行く。吏執へてこれを公に獻ず。公曰く、「國に大令あり。何の故にこれを犯す」と。對へて曰く（六）、「臣これに順ひしなり。豈に敢てこれを犯さんや（七）。執政曰く、『欒氏に從ふなくして君に從へ』と（八）。これ必ず君に從ふを明令せるなり。臣これを聞く。曰く（九）、『三世家に仕ふればこれを君とし、再世以下はこれを主とす。君に事ふるに死を以てし、主に事ふるに勤（一〇）を以てす』とは、君の明令なり。臣の祖より、晉國（一一）に大援なきを以て、世〻欒氏に隸たること、今に於て三世なり。臣故

吾先君。欒盈不㆑獲㆑罪。如何。陽畢曰。夫正㆑國者不㆑可㆔以暱㆓於權㆒。行㆑權不㆑可㆔以隱㆓於私㆒。暱㆓於權㆒。則民不㆑道。行㆑權隱㆓於私㆒。則政不㆑行。政不㆑行何以道㆑民。民之不㆑道。亦無㆑君也。則其爲㆓暱與㆑隱也。復產㆑害矣。且勤㆓君身㆒。君其圖㆑之。若愛㆓欒盈㆒。則明逐㆓羣賊㆒。而以㆓國倫㆒數而遣㆑之。厚戒㆓

欒盈の黨なる知起・中行喜・州綽・邢蒯の屬をいへるなり。これを逐ひしかば、齊に出奔せるなり（三）陽畢は晉の大夫。穆公は唐叔八世の孫にして、桓叔の父なり。晉の亂は桓叔より始れるなり。縱は止也（四）厭は極也。已は止也。即ち、人民の欲望は極りなく、爲に禍敗止むなしと也（五）寇は晉を害せんとする賊。速は召也、まねく也。即ち、かゝる有樣にては、爲に人民の心が離散し、かつ爲にわが國へ寇賊の攻め入り、禍のその身に及ばんことを恐ると也（六）本根は亂の根本の意にて、欒氏の族のなは樹立せるを、木にたとへていへるなり。樹は立也。枝葉は、これに黨せるもの（七）柯は斧の柄にて、操りて以て木を伐るところのもの。間は息也、やむ也。即ち、されば今もし斧の柄を大にして、その枝葉をきり棄て、それによりて、その根本を絶たば、少らくの間、兵亂の息みて平和を得べしと也。欒氏を滅し、その黨を去れといへるなり（八）圖るにはとは、これが計をなすにはと也。明訓に在りとは、君臣の間の教を明にするにありと也（九）明訓を完うし得ば、君の威權備りて、これを行ふを得と也（一〇）威權は、君みづからこれをとりて有するやうにするにありと也（一一）常位とは、正しき道をふみて、その位にあるもの。掄は擇也、えらぶ也。逞は快也。君を斷くとは、君の位を缺くものにて、亂をおこししもの也。その意は、これをなさんには、君は、賢人の子孫の、常位をふみて國に事へしものを擇んでこれを朝に立て、また自己の私の志を快く滿足せしめ、或は亂をおこし、或は弒逆を行ひて國を亂ししものの子孫を擇びて、これを去てよと也（一二）遂は申也。遂くすとは、遠く子孫にのこす意。即ち、これ君主たるものの、その威を伸張し、その權を子孫に永くのこす所以なりと也（一三）畜は養也。即ち、民の心を養ひて、これを教導すべしと也（一四）欲惡とは、その欲すべきこととその惡むべきこととなり。偸生とは、生をぬすむ意にて、かりそめに生き長らへて、忠義の念のうすきこと。その意は、その民の心を養ひて、その欲惡を知らしむれば、民たれか偸生して忠義を墜さざらんと也（一五）亂を思ふなしとは、忠義の念の強き故に也（一六）誣は善を惡となす也（一七）宗は宗國なり。諸侯の臣が、そ

皆可畜。畜其心而知其欲惡。民孰偸生。若不偸生。則莫思亂矣。且夫欒氏之誣晉國也久矣。欒書實覆宗、殺厲公。以厚其家。若滅欒氏。則民威矣。今吾若起瑕原韓魏之後。而賞立之。則民懷矣。威與懷各當其所。則國安矣。君治而國安。欲作亂者誰與。君曰。欒書立

則ち明かに羣賊を逐うて、國倫を以てこれを數めてこれを遣り、厚く國に戒箴して以てこれに待へよ。かれ(二九)もし志を逞くして君に報ゆるを求めば、罪いづれか焉より大ならん。これ(三〇)を滅すともなほ少し。かれ(三一)もし敢てせずして遠く逃れば、乃ちその外交を厚うして、これを勉めて以てその德に報いしめん。また可ならずや」と。公許諾し、盡く羣賊を逐うて、郤午(三二)及び陽畢をして、曲沃に適きて欒盈を逐はしむ。欒盈出で、楚に奔る。遂に國人に令して曰く、「文公より以來、先君(三四)に力ありて、子孫の育げざりしものは、將に授けてこれを立てんとす。これ(三三)を得しものは賞せん」と。

(一) 平公は悼公の子、名は彪。六年は魯の襄公の二十一年にあたる。箕遺・黄淵・嘉父はみな晉の大夫にして、欒盈の黨なり。これよりさき、欒黶娶りしところの范宣子の女を欒祁といふ。欒盈を生む。黶卒す。欒祁、その老州賓と通ず。欒盈これを患ふ。欒祁これを懼れ、父范宣子にうつたへて曰く、盈將に亂をなさんとす、盈は施を好み、士多くこれに歸すと。宣子政を執り、その欒盈に士多きを畏る。故に著に城かしめてこれを逐はんとす。又箕遺・黄淵・嘉父及び司空靖・羊舌虎等十人を殺ししをいへるなり (二) 欒賓たり。

根益茂。是以難已也。今若大其柯。去其枝葉。絶其本根。可以少閒。公曰。子實圖之。陽畢曰。圖在明訓。明訓在威權。威權在君。君掄賢人之後有常位於國者而立之。亦掄逞志虧君以亂國者之後而去之。是遂威而遠權。民畏其威而懷其德。莫能勿從。若從。則民心

民その威を畏れてその徳に懐かば、能く從ふ勿き莫し。もし從はば則ち民心みな畜ふべし。(一四)その心を畜ひて、その欲惡を知らしむれば、民たれか偸生せん。(一五)もし偸生せずんば、則ち亂を思ふ莫し。かつそれ欒氏の晉國を誣ふるや久し。(一六)欒書は、實に宗を覆り厲公を殺して、以てその家を厚うせり。(一七)もし欒氏を滅さば則ち民威れん。(一八)今われもし瑕・原・韓・魏の後を起して、賞してこれを立てば則ち民懷かん。(一九)威と懷とおの〳〵その所に當らば、則ち國安からん。君治めて國安くば、亂を作さんと欲するものありとも、誰か與せん」と。君曰く、「欒書はわが先君を立て、欒盈は罪を獲ず、如何せん」と。(二〇)陽畢曰く、「それ國を正すものは、以て權に暱くべからず。(二一)權を行ふものは、以て私を隱すべからず。(二二)權に暱けば則ち民道かれず。(二三)權を行うて私を隱せば則ち政行はれず。政行はれずば、何を以て民を道かん。(二四)民の道かれざるは、また君なきなり。則ちその暱と隱とをなせば、復つて害を產せん。(二五)かつ君の身を勦れしめん。(二六)君それこれを圖れ。(二七)もし欒盈を愛せば、

平公六年。箕遺及黃淵嘉父作亂。不克而死。公遂逐群賊。謂陽畢曰。自穆侯以至於今。亂兵不輟。民志無厭。禍敗無已。離民且速寇。恐及吾身。若之何。陽畢對曰。本根猶樹。枝葉益長。本

卷第十四

晉語八

平公の六年に、箕遺及び黃淵・嘉父亂を作し、克たずして死せり。公遂に羣賊を逐ふ。陽畢に謂つて曰く、「穆侯より以て今に至るまで、亂兵輟まず。民志厭くなく、禍敗已むなし。民を離ちかつ寇を速き、わが身に及ばんことを恐る。これを若何せん」と。陽畢對へて曰く、「本根なほ樹ちて枝葉益〻長じ、本根も益〻茂る。是を以て已み難きなり。今もしその柯を大にして、その枝葉を去て、その本根を絕たば、以て少しく閒むべし」と。公曰く、「予實にこれを圖れ」と。陽畢曰く、「圖るには明訓に在り。明訓は威權に在り。威權は君に在り。君、賢人の後の國に常位ありしものを擢んで、これを立て、また志を逞くし君を斷きて、以て國を亂りしものの後を擢んで、これを去てよ。これ威を遂べて權を遠くするなり

悼公與二司馬侯一升レ臺而望。曰。樂夫。對曰。臨レ下之樂則樂矣。德義之樂則未也。公曰。何謂二德義一。對曰。諸侯之爲。日在二君側一。以二其善一行。以二其惡一戒。可レ謂二德義一矣。公曰。孰能。對曰。羊舌肸習二於春秋一。乃召二叔嚮一。使レ傅二大子彪一。

悼公、司馬侯(一)と臺に升りて望んで曰く、「樂いかな」と。對へて曰く、「下に臨むの(二)樂は則ち樂めり。德義の(三)樂は則ち未だし」と。公曰く、「何をか德義と謂ふ」と。對へて曰く、「諸侯の(四)爲は、日に君側に在りて、その善を以て行ひ、その惡を以て戒むるは、德義といふべし」と。公曰く、「孰か能くせん」と。對へて曰く、「羊(五)舌肸、春秋に習へり」と。乃ち叔嚮を召して大子彪(六)に傅たらしめたり。

(一) 司馬侯は晉の大夫なる女叔齊。望んでとは、民の殷富なるを望んでと也 (二) 君が下民の殷富なるを臨み觀て樂む樂は、まことに樂めりと也 (三) 德義の樂とは、善を善として德をなし、惡を惡として義をなす樂なり。卽ち、君には、未だこの德義の樂は得られずと也 (四) 爲は行也。その意は、諸侯たるものの行は、日々その君の側に師傅のあるありて、これを指導するによりて、その善惡は定る。故に師傅は、君の善なるものを擇びて行はしめ、君の惡なるもの擇びて、戒めてなさざるやうにすれば、君の德日にすゝみて、德義の樂を得べしと也。これその太子に師傅を附せよと暗にいひしなり (五) 羊舌肸は、晉の大夫、肸はその名にて、字は叔嚮。春秋は、孔子の作りし春秋にあらずして、當時の歷史の名。春秋は、人事の善惡を判斷して記せるものなるが故に、これに習へば、よく道理に明なり。故にこれを用ひよといひし也 (六) 彪は悼公の子なる平公也

絳女樂二八。歌鐘二肆。曰。子教寡人和諸戎翟而正諸華。於今八年。七合諸侯。寡人無不得志。請與子共樂之。魏絳辭曰。夫和戎翟。君之幸也。八年之中。七合諸侯。君之靈也。二三子之勞也。臣焉得之。公曰。微子。寡人無以待戎。無以濟河。二三子何勞焉。子其受之。君子曰。能志善也。

諸侯を合せしは、君の靈(五)なり。二三子の勞(六)なり。臣焉んぞこれを得ん」と。公曰く、「子微(七)りせば、寡人以て戎を待つなく、以て河を濟るなし。二三子何の勞かあらん。子それこれを受けよ」と。君子曰く、「能(八)く善を志せり」と。

(一) 悼公の十二年は、魯の襄公の十一年なり。鄭が楚に從ひしが故に、これを伐ちしなり。蕭魚は、鄭の地名 (二) 嘉は鄭伯の名にして、鄭の簡公なり。女は美女。工は樂師。妾は給仕の女也。女樂は、今の伎女也。二八とは十六人なり。八人を以て一列とし、これを八佾といひ、その二倍なるが故なり。歌鐘とは、歌舞の時に、うちて合圖をする鐘。肆は列也。二肆は二列也。寶鎛とは、鎛にて寶とせる小鐘。輅車は天子の乘る大車にて、こゝは君の乘用の大車也 (三) 七たびとは、一は魯の襄公の五年に戚に、二は七年に鄢に、三は八年に邢丘に、四は九年に戲に、五は十年に柤に、六は十一年に亳城北に、七は今蕭魚に會せしをいへるなり (四) 和なりとは、親睦にして、よく盟會にあひしなりと也 (五) 靈は不思議なる威力 (六) 諸大夫の骨折によれりと也 (七) 微は無也。戎を待つなくとは、よく戎に對する處置をなすことなくと也。河を濟るなしとは、黄河をわたりて鄭を服せしむることなしと也 (八) 志は識也。覺えて忘れざる也。即ち、悼公は、よく善を忘れずして、これに對する處置をなせるは稱すべしと也

以利二公室一不忘。其勇不レ疚二於刑一。其學不レ廢二其先人之職一。若在二卿位一。外內必平。且雞丘之會。其官不レ犯而辭順。不レ可レ不レ賞也。公五命レ之。固辭。乃使レ爲二司馬一。使三魏絳佐二新軍一。

らん。かつ雞丘の會に、その官犯(四)されずして辭順なり。賞せずんばあるべからざるなり」と。公五たびこれに命ず。固く辭す。乃ち司馬たらしめ、魏絳をして新軍に佐たらしめたり。

(一)大官とは卿の職也。即ち卿の職をよくやりとはすと也 (二)疚しからずとは、心に煩ひて躊躇せずと也。即ち、その勇氣は、よく勇んで刑を決斷して躊躇せずと也 (三)その學殖は、よく先人の職を繼ぐに足ると也 (四)犯されずとは、揚干を辱しめしをいふ。辭順なりとは、君に向つて陳述せし辭は、正順なりきと也

十二年公伐レ鄭。軍二於蕭魚一。鄭伯嘉來納二女工妾三十人。女樂二八。歌鐘二肆。及寶鎛輅車十五乘。公賜二魏

十二年、公、鄭を伐ちて蕭魚に軍す。鄭伯嘉來りて、女工・妾三十人と女樂二八(一)と歌鐘二肆と寶鎛と輅車十五乘とを納る。(二)公、魏絳に女樂一八と歌鐘一肆とを賜ひて曰く、「子、寡人に戎翟を和して、諸華を正すを敎へてより、今に於て八年なり。(三)七たび諸侯を合せて、寡人志を得ざるなし。請ふ、子と共にこれを樂まん」と。魏絳辭して曰く、「それ戎翟を和せしは、君の幸(四)なり。八年に七たび

曰。無功庸者。不敢居高位。今無忌知不能匡君。使至於難。仁不能救。勇不能死。敢辱君朝以忝韓宗。請退也。固辭不立。悼公聞之曰。難雖不能死君。而能讓。不可不賞也。使掌公族大夫。

悼公使張老爲卿。辭曰。臣不如魏絳。夫絳之知能治大官。其仁可

能はず。勇、死する能はず。(六)敢て君の朝を辱めて、以て韓の宗を忝めんや。(七)請ふ、退かん」と。固辭して立たず。悼公これを聞いて曰く、「難に君に死する能はざりきと雖も、しかも能く讓る。賞せずんばあるべからざるなり」と。公族大夫を掌らしむ。

(一)韓獻子とは、晉の卿なる韓厥。老すとは、老を以て執政を辭せしなり　(二)公族は公族大夫の職をさせるの意。穆子は厥の長子なる無忌。事は執政の職事。即ち、韓獻子の子なる穆子をして、父に代りて執政の職を此に受けしめんとせりと也　(三)辭して曰くとは、穆子が辭していへるなり。即ち、われ公族大夫の員に備りてありながら、厲公の亂のときに、厲公の爲に死することと能はずと也　(四)國功を功といひ、民功を庸といふ　(五)匡は正し救ふ意。救ふ能はずとは、先君を救ふ能はずと也。死する能はずとは、先君のために死する能はずと也　(六)今またかかる重職を辱して、君の朝を辱めてかつはわが韓の一族を辱むることをなさんやと也。宗は一族也。忝は辱也　(七)退かんとは、現職なる公族大夫をまでも退かんといひし也

悼公、張老をして卿たらしめんとす。辭して曰く、「臣は魏絳に如かず。(一)それ絳の知は能く大官を治め、その仁は以て公室を利すべきをば忘れず。(二)その勇は刑に疾しからず。(三)その學はその先人の職を廢せず。もし卿位にあらば、外内必ず平な

人也。安用ㇾ之。且夫戎狄荐處、貴ㇾ貨而易ㇾ土。與ニ之貨一而獲ニ其土一。其利一也。邊鄙耕農不ㇾ儆。其利二也。戎狄事ㇾ晉。四鄰莫ㇾ不ニ震動一。其利三也。君其圖ㇾ之。公說。故使ニ魏絳撫ニ諸戎一。於ㇾ是乎遂伯。

韓獻子老。使ニ公族穆子受ニ事於朝一。辭曰。厲公之亂。無忌備ニ公族一不ㇾ能ㇾ死。臣聞ㇾ之。

それこれを圖れ」と。公說ぶ。故に魏絳をして諸戎を撫せしむ。是に於てか、遂に伯たり。

(一) 五年は、悼公卽位の五年にて、魯の襄公の四年にあたる。無終は山戎の國名。子は子爵。嘉父はその名。孟樂は、嘉父の臣。魏莊子は魏絳也。因りてとは、たよりとしての意。納れしめとは、晉悼公に奉らしめと也。諸戎と和せんとすとは、晉と諸戎と和する意にて、卽ち、諸戎をして晉に服從せしめんとすと也 (二) 親なくとは、恩義に感じて相親むこと。得るを好むとは、貨財を貪り得るを好むと也 (三) 華は諸夏にて、中國なり。これを華に失ふとは、その爲に勢力の減殺されて、中國諸侯の心を失ひ、叛服常なきにいたらばと也。なは獸を得て云々とは、多くの人の生命を失ひて、一の獸を得しが如しと也 (四) 何ぞかゝる戎を伐つ必要あらんと也 (五) 荐は聚也。荐處しとは、水草を追うて、相移りて聚處しと也。貴は重也。易は輕也 (六) かく貨を與ふれば、國境の戎翟のために侵されざるが故に、邊境の農業に儆戒を要せずと也 (七) 震は懼也。震動とは、おそれて心の動搖するをいふ

(一)韓獻子老す。(二)公族穆子をして事を朝に受けしめんとす。(三)辭して曰く、「厲公の亂に、無忌公族に備りて死する能はず。(四)臣これを聞く、曰く、『功庸なきものは、敢て高位に居らず』と。(五)今無忌、知、君を匡す能はずして難に至らしめ、仁、救ふ

義不レ變。非レ上不レ擧。若臨二大事一、其可三以賢二於臣一也。臣請薦レ所二能擇一。而君比レ義焉。公使三鄔午爲二軍尉一。沒二平公一、軍無二秕政一。
五年、無終子嘉父使三孟樂因二魏莊子一納二虎豹之皮一以和二諸戎一。公曰。戎狄無レ親而好レ得。不レ若レ伐レ之。魏絳曰。勞二師於戎一而失二諸華一。雖レ有レ功、猶二得レ獸而失

也。命を用ひとは、父母の命によく順ひの意。義を守りて云々とは、その執ふところの義を守りて、邪放ならずと也 (三) 冠は二十歳也。柔惠とは、愛し惠む也。柔は仁也。寧定とは、安らかに定むる意。寧は安也。貞質は、正直なる性質。流心は放心也。變ぜずとは、心をそれにはせずと也。上にあらざれば云々とは、上の錯にあらざれば、進んで事をなさゞりきと也。擧は動也 (四) 大事は、國家の大事にて、軍事をいふ (五) 比は方也、くらぶ也。擇は宜也。卽ち、比較して宜しく取計らへと也 (六) 平公は悼公の子彪。沒は終也。秕政とは惡政にて、晉を以て終へし也。平公云々とは、君の子の平公の沒するまで、晉に惡政なかりきと也

(一)五年、無終子嘉父、孟樂をして、魏莊子に因りて虎豹の皮を納れしめ、以て諸戎を和せんとす。公曰く、「戎狄(二)は親なくして得るを好む。これを伐つに若かず」と。魏絳曰く、「師を戎に勞してこれを華(三)に失はば、功ありと雖も、なほ獸を得て人を失ふがごときなり。(四)安んぞこれを用ひん。かつかの戎狄は荐處(五)し、貨を貴じて土を易んず。これに貨を與へてその土を獲る、その利一なり。邊鄙(六)の耕農儆めず、その利二なり。戎狄晉に事へば、四鄰(七)震動せざるなし、その利三なり。君

人也。安用之。且夫戎翟荐處、貴貨而易土。與之貨而獲其土。其利一也。邊鄙耕農不儆。其利二也。戎翟事晉。四鄰莫不震動。其利三也。君其圖之。公說。故使魏絳撫諸戎。於是乎遂伯。韓獻子老。使公族穆子受事於朝。辭曰。厲公之亂。無忌備公族。不能死。臣聞之。

それこれを圖れ」と。公說ぶ。故に魏絳をして諸戎を撫せしむ。是に於てか、遂に伯たり。

(一) 五年は、悼公卽位の五年にて、魯の襄公の四年にあたる。無終は山戎の國名。子は子爵。嘉父はその名。孟樂は、嘉父の臣。魏莊子は魏絳也。因りてとは、たよりとしての意。納れしめとは、晉悼公に奉らしめと也。諸戎と和せんとすとは、晉と諸戎と和する意にて、卽ち、諸戎をして晉に服從せしめんとすと也 (二) 親なくとは、恩義に感じて相親むこと。得るを好むとは、貨財を貪り得るを好むと也 (三) 華は諸夏にて、中國なり。これを華に失ふとは、その爲に勢力の減殺されて、中國諸侯の心を失ひ、叛服常なきにいたらばと也。なは獸を得て云々とは、多くの人の生命を失ひて、一の獸を得しが如しと也 (四) 何ぞかゝる戎を伐つ必要あらんと也 (五) 荐は聚也。荐處しとは、水草を逐うて、相移りて聚處しと也、貴は重也。易は輕也 (六) かく貨を與ふれば、國境の戎狄のために侵されざるが故に、邊境の農業に儆戒を要せずと也 (七) 儆は備也。震動とは、おそれて心の動搖するをいふ

(一)韓獻子老す。(二)公族穆子をして事を朝に受けしめんとす。(三)辭して曰く、「厲公の亂に、無忌公族に備りて死する能はず。(四)臣これを聞く、曰く、『功庸なきものは、敢て高位に居らず』と。(五)今無忌、知、君を匡す能はずして難に至らしめ、仁、救ふ

義不ㇾ變。非ㇾ上不ㇾ擧。若臨ニ大事一。其可ニ以賢ニ於臣一也。臣請薦ㇾ所ニ能擇一。而君比義焉。公使ニ郤午爲ニ軍尉一。沒ニ平公一軍無ニ秕政一。

五年。無終子嘉父使ニ孟樂因ニ魏莊子一納ニ虎豹之皮一以和ニ諸戎一。公曰。戎狄無ㇾ親而好ㇾ得。不ㇾ若ㇾ伐ㇾ之。魏絳曰。勞ニ師於戎一而失ニ諸華一。雖ㇾ有ㇾ功猶ニ得ㇾ獸而失ㇾ

也。命を用ひとは、父母の命によく順ひの意。業を守りて云々とは、その學ぶところの業を守りて、邪放ならずと也（三）冠は二十歳也。柔惠とは、愛し恵む也。柔は仁也。鎮定とは、安らかに定むる意。鎮は安也。貞質は、正直なる性質。流心は放心也。變ぜずとは、心をそれにはせずと也。上にあらざれば云々とは、上の爲にあらざれば、進んで事をなさざりきと也。擧は動也（四）大事は、國家の大事にて、軍事をいふ（五）比は方也、くらぶ也。義は宜也。即ち、比較して宜しく取計らへと也（六）平公は悼公の子彪。秕は穢也。秕政とは悪政にて、悼子以て喩へし也。平公云々とは、君の子の平公の歿するまで、軍に悪政なかりきと也

（一）五年、無終子嘉父、孟樂をして、魏莊子に因りて虎豹の皮を納れしめ、以て諸戎を和せんとす。公曰く、（二）「戎狄は親なくして得るを好む。これを伐つに若かず」と。魏絳曰く、「師を戎に勞して（三）これを華に失はば、功ありと雖も、なほ獸を得て人を失ふがごときなり。（四）安んぞこれを用ひん。かつかの戎狄は（五）荐處し、貨を貴じて土を易んず。これに貨を與へてその土を獲る、その利一なり。（六）邊鄙の耕農儆めず、その利二なり。戎狄晉に事へば、四鄰震動（七）せざるなし、その利三なり。君

反レ役。與二之禮食一。令三之佐二新軍一。

祁奚辭二於軍尉一。公問レ焉曰。孰可。對曰。臣之子午可。人有レ言曰。擇レ臣莫レ若レ君。擇レ子莫レ若レ父。午之少也。婉以從レ令。游有レ鄕。處有レ所。好レ學而不レ戲。其壯也。彊志而用レ命。守レ業而不レ淫。其冠也。和安而好レ敬。柔二惠小物一。而鎭二定大事一。有二直質一而無二流心一。非レ

祁奚、軍尉を辭す。(一)公焉に問うて曰く、「孰か可ならん」と。對へて曰く、「臣の子午可ならん。人の言へるあり。曰く、『臣を擇ぶは君に若くはなく、子を擇ぶは父に若くは莫し』と。午の少なるや、婉(二)にして以て令に從ひ、游ぶに鄕あり、處るに所あり。學を好んで戲れざりき。その壯なるや、彊志にして命を用ひ、業を守りて淫せざりき。その冠せしや、和安(三)にして敬を好み、小物を柔惠して大事を鎭定し、直質ありて流心(四)なく、義にあらざれば變ぜず、上にあらざれば擧かざりき。(五)もし大事に臨まば、それ以て臣より賢るべし。臣請ふ、能く擇ぶところを薦めん。(六)君比義せよ」と。公、祁午をして軍尉たらしめしに、(七)平公を沒ふるまで、軍に秕政なかりき。

(一)辭すとは、老を以て辭せしなり　(二)婉は順也。游ぶに鄕ありとは、遊ぶにも定れる方角ありて、みだりにせずと也。鄕は嚮也、方也。處るに所ありとは、止りて居るにも、一定の場所ありて、漫りにせずと也。戲れずとは、戲弄せずの意　(三)この壯は、未だ二十ならざる頃をいふ。彊志とは、記憶の強くして、博聞なるをいふ。志は識

人書而伏劍。士魴張老交止之。僕人授公。公讀書。曰。臣誅於揚干。不忘其死。日君乏使。使臣狃中軍之司馬。臣聞師衆以順爲武。軍事有死。無犯爲敬。君合諸侯。臣敢不敬。君不說。請死之。公跣而出。曰。寡人之言兄弟之禮也。子之誅軍旅之事也。請無重寡人之過。

の事なり。請ふ、寡人の過を重ぬる無かれ」と。(一七)役より反りて、これに禮食を與へ、これをして新軍に佐たらしめたり。(一八)

(一) 司馬は、指揮官也 (二) 揚干は、悼公の弟。行は軍の行列也。曲梁は晉の地名。即ち、公子揚干は、曲梁にて、その軍列を亂せりと也 (三) 僕は揚干の車乘の御者なり。魏絳、公子を斬る能はざるが故に、その御者を斬りしなり (四) 羊舌赤は羊舌職の子たる銅鞮伯華なり。屬は會也、あつむる也。戮は辱也 (五) 羊舌赤よ、汝はわがために魏絳を捕へて逃すこと勿れと也 (六) 事は國家の大事 (七) 辭せんとせんは、揚干の御者を斬りし理由を陳述せんと也 (八) 僕人は、君命を傳ふることを掌るもの。書は、揚干の僕を殺しし陳情書也。即ち、悼公の怒れるを聞き、魏絳が自殺せんとせしなり (九) 士魴は彘恭子也 (一〇) 公に授くとは、その書を公に奉りしなり (一一) 讀は言也。死を忘れずとは、死ぬ覺悟なりの意 (一二) 日は前日なり。使に乏しくとは、適當なる役人の少かりしためと也。使は吏といふに同じ。司馬を掌らしめたりとは、中軍の司馬となして、その職務を正し行はしめたりと也。狃は辱也 (一三) 順は、よく命に順ふをいふ。軍事云々とは、すべて軍事は、たとへその身を殺すとも、命よりこれを犯されざるを、敬んで命を守ずとなすなりと也。敬とは、君命を敬してなす意 (一四) 敬せざらんやとは、敢へて敬して、その職を盡さざらんやと也 (一五) 說は、はだし也。寡人云々とは、寡人の主張せしところは、兄弟に對する禮にて、私事なりと也 (一六) 子が揚干を誅めしは、軍旅の規律に關する公事なりと也 (一七) 請ふ、寡人が忠良の臣を殺さんとせし過を再びかさねしむる勿れと也 (一八) 役より反りとは、會合の役よりかへりと也。この會合は、軍隊を率ゐて、さながら戰役の如き故に、しかいひしなり。禮食とは、公大夫を饗する禮也

諸戎來請レ服。使二魏莊子盟一レ之。於レ是乎始復伯。

四年。會二諸侯於雞丘一。魏絳爲二中軍司馬一。公子揚干亂二行於曲梁一。魏絳斬二其僕一。公謂二羊舌赤一曰。寡人屬二諸侯一。魏絳戮二寡人之弟一。爲レ我勿レ失。赤對曰。臣聞絳之志有レ事不レ避レ難。有レ罪不レ避レ刑。其將二來辭一。言終。魏絳至。授二僕

莊子は、魏絳也 (二) または文公に繼ぎて再びの意。伯は霸也

四年、諸侯を雞丘に會す。(一)魏絳、中軍の司馬たり。(二)公子揚干、行を曲梁に亂る。(三)魏絳その僕を斬る。公、(四)羊舌赤に謂つて曰く、「寡人、諸侯を屬めしとき、魏絳、寡人の弟を戮しむ。(五)わが爲に失ふ勿れ」と。赤對へて曰く、「臣聞く、『絳の志は、(六)事ありて難を避けず、罪ありて刑を避けず』と。(七)それ將に來り辭せんとせん」と。言終りて魏絳至る。(八)僕人に書を授けて劍に伏せんとす。(九)士魴・張老こもごもこれを止む。僕人、公に授く。(一〇)公、書を讀む。曰く、「臣、揚干を誅めたれば、その死を忘れず。日に君、使に乏しく、臣をして中軍の司馬を狃さしめたり。(一一)臣聞く、『師衆は順を以て武と爲し、(一二)軍事は死するありとも犯さるゝ無きを敬と爲す』と。(一三)君、諸侯を合す、臣敢て敬せざらんや。(一四)君說ばずんば、請ふ、これに死せん」と。(一五)公跣にして出でて曰く、「寡人の言は、兄弟の禮なり。(一六)子の誅は、軍旅

使張老延君
譽於四方。且
觀道逆者。呂
宣子卒。公以
趙文子爲文
也而能恤大
事。使佐新軍。
三年。公始合
諸侯。四年。諸
侯會於雞丘。
於是乎布令
結援修好。申
盟而還。令狐
文子卒。公乃
以魏絳爲不
犯。使佐新軍。
使張老爲司
馬。使范獻子
爲候奄。公譽
達於戎。五年。

恤ふと爲して、新軍に佐たらしめたり。三年、公始めて諸侯を合せんとす。四年、諸侯雞丘に會せり。(七)是に於てか、令を布き(五)援を結び好を修め、盟を申ね(六)て還れり。令狐文子卒す。(八)公乃ち魏絳を以て犯されずと爲して、新軍に佐たらしめ、張老をして司馬たらしめ、范獻子をして候奄たらしめたり。(九)公の譽戎に達せり。五年、諸戎來りて服せんことを請ふ。(一〇)魏莊子をしてこれに盟はしむ。(一一)是に於てか、始めてまた伯たり。

(一) 雷打は宋の地名。今の江蘇省にあり。これよりさき、宋の魚石、宋に叛きて楚にゆく。楚、宋を伐ち、彭城を取り、以てこれを封ぜり。故に悼公、諸侯を會合せしめ、以て宋を救ひしなり。事は魯の成公の十八年にあり (二) 譽は譽なり。君の名譽を四方に傳へしめし也。道逆とは、道義のあるものと逆亂の心を持つものとをと也 (三) 呂宣子は呂相なり (四) 趙文子は趙武なり。文は禮法典冊等の文献をいふ。大事を恤ふとは、國家の大事を憂へて、これが救濟につとむるをいふ (五) 三年とは、悼公即位の三年也 (六) 雞丘は晉地にて今の直隸省にあり。事は魯の襄公の三年にあり (七) 令を布きとは、同盟諸侯の間に守るべき法令を宣布しと也。援を結びとは、諸侯が互に相救援する約を結びと也。盟を申ねてとは、これまでの同盟をあたゝめてこれをよくしと也。申は重也 (八) 犯されずとは、その職をよく守りて、外より犯し亂されざるをいふ (九) 戎は諸戎にて、魏莊子の事をいふ (一〇) 戎

敏肅給也。使ㇾ佐ㇾ之。知二魏絳之勇而不ㇾ亂也。使ㇾ爲二元司馬一。知二張老之知而不ㇾ詐也。使ㇾ爲二元候一。知二鐸遏寇之恭敬而信彊一也。使ㇾ爲二輿尉一。知下藉偃之惇二率舊職一而共給上也。使ㇾ爲二輿司馬一。知二程鄭之端而不ㇾ淫。且好ㇾ諫而不ㇾ隱也。使ㇾ爲二贊僕一。始合二諸侯於虚朾一。以救ㇾ宋。

の恭敬(きようけい)にして信彊(しんきやう)なるを知るや、輿尉(よゐ)たらしめたり。(六)藉偃(せきえん)の舊職(きうしよく)に惇率(とんしゆつ)して共給(きようきふ)するを知るや、輿司馬(よしば)たらしめたり。(七)程鄭(ていてい)の端(たん)にして淫(いん)ならず、かつ諫(いさめ)を好(この)んで隱(かく)さざるを知るや、贊僕(さんぼく)たらしめたり。

(一) 祁奚は晉の大夫にして、高梁伯の子。果は果決なり。淫は邪也。元尉は、中軍の尉也。元は大也、中軍は尊き故に、大と稱するなり。尉は、軍の監督に任ずるもの (二) 羊舌職は、晉の羊舌大夫の子。敏は達也。肅は敬也。給は足也。聰敏肅給とは、物事の理に通じ、さとりばやくして、おちつきて愼み深きをいふ (三) 魏絳は、魏犫の子なる莊子なり。元司馬は、中軍の司馬なり (四) 張老は、晉の大夫なる張孟なり。元候は中軍の候奄なり。候奄とは、斥候を掌る役 (五) 鐸遏寇は晉の大夫。信彊とは信義の念につよきこと。輿尉は、上軍の尉官也 (六) 藉偃は晉の大夫にして、藉季の子なる藉游なり。舊職云々とは、その舊職をあつく循ひ守りて、おちつきてつゝしみ深きを知るやと也。惇率とはあつくしたがふ也。共は恭に同じ。輿司馬とは、上軍の司馬なり (七) 程鄭は晉の大夫にして、荀驩の曾孫。程季の子なり。端は正也。淫は邪也。贊僕は、君の乘車の御者也

始めて諸侯を虚朾(きよてい)に合せ、以て宋(そう)を救へり。(一)張老をして君の譽(ほまれ)を四方に延(の)べ、かつ道逆(だうぎやく)のものを觀(ろ)しむ。(二)呂宣子(りよせんし)卒(しゆつ)す。(三)公、趙文子(てうぶんし)を以て、文にして能く大事を

之性雖正也。故使淳惠者教之、使文敏者道之、使果敢者諗之、使鎭靖者修之。淳惠者教之、則徧而不倦。文敏者道之。則婉而入。果敢者諗之。則過不隱。鎭靖者修之則壹。使茲四人者爲公族大夫。

公知祁奚之果而不淫也。使爲元尉。知羊舌職之聰

のこれに教ふれば、則ち徧くして倦らず、文敏のものこれを道けば、則ち婉にして入り、果敢のものこれに諗ぐれば、則ち過隱さず。鎭靖のものこれを修むれば、則ち壹なり」と。この四人のものをして公族大夫たらしめたり。

(一) 欒伯は欒武子。公族大夫とは、公族と卿との子弟の教誨を掌るもの (二) 荀家は晉の大夫。淳は厚也。淳惠とは、篤切にして惠深き者。荀會は晉の大夫にて、荀家の一族。文敏とは、よく禮法にかなひて敏捷なるをいふ。欒黶は、欒書の子なる桓子也。果敢とは、果斷にして勇敢なる者。韓無忌は韓獻子の子、謚して穆子といひし人。鎭は重也。靖は安也。鎭靖とは、おちつきて安らかなるをいふ (三) 膏は、肉の肥えてうまきもの。粱は、穀の美なるもの。その意は、肥美を食ふもの、即ち貴族のものは、大抵驕放なるもの多し。その性正しうし難しと也 (四) 教へしめとは、道藝を教ふる也。道は導に同じ。その志を導きてよくする也。諗は告にて、得失を告げしむる也。修めしめんとは、その氣性を修めて正しからしむる義 (五) 徧くして云々とは、教があまねく行きわたりて怠らずと也。倦は懈也、おこたる也。婉にして入りとは、その教が婉曲にして、よく諸生の身に入りしと也。過隱さずとは、その過を隱さずして改むるやうになると也。壹なりとは、諸生の心が均一になりて、おちつきて放慢ならずと也

公、祁奚の果にして淫せざるを知るや、元尉たらしめたり。羊舌職の聰敏肅給なるを知るや、これに佐たらしめたり。魏絳の勇にして亂れざるを知るや、元司馬たらしめたり。張老の知にして詐らざるを知るや、元候たらしめたり。鐸遏寇

也。使レ爲二太傅一。知二右行辛之能以レ數宜レ物定レ功也。使レ爲二司空一。知二欒糾之能御以和二於政一也。使レ爲二戎御一。知二荀賓之有レ力而不レ暴也。使レ爲二戎右一。

欒伯請二公族大夫一。公曰。荀家惇惠。荀會文敏。黶也果敢。無忌鎭靖。使二玆四人者爲レ之。夫膏粱

り。(三)欒糾の能く御して、以て政に和するを知るや、戎御たらしめたり。(四)荀賓の力ありて暴ならざるを知るや、戎右たらしめたり。

(一) 士貞子は晉の卿、士穆子の子、渥濁也。貞子はその謚。志は識也、前王ののこされたる法典。帥は循也、したがふ也。宜は徧也。惠は順也、したがふ也。その意は、君が、士貞子のよく前王の遺されたる法典の趣旨に循ひ、學問ひろくして、教育に徧く通じ順ふを知るや、これを太傅たらしめたりと也 (二) 右行辛は、晉の大夫賈辛也。右軍を右行といふ。その祖先かつて右軍の將たりしが故に、とりて姓となしゝ也。數は計也。物は事也。宜は明也。即ち、計數を以て事を明にし功を定む。故に司空たらしめたりと也。司空は邦事を掌り、都邑を建て、宮室を起し、封洫を經するの屬をなす也 (三) 欒糾は晉の大夫。能く御してとは、馬を御することと巧にしての意。政は軍政也。政に和するとは、軍政を和平にする意。戎御とは、公の兵車の御者也 (四) 荀賓は、晉の大夫。力ありて暴ならざるは、親近すべきが故に、公の兵車の右乘たらしめきと也

(一)欒伯、公族大夫を請ふ。公曰く、「(二)荀家は惇惠、荀會は文敏、黶や果敢、無忌は鎭靖、この四人のものをしてこれを爲さしめよ。(三)それ膏粱の性は正しうし難し。(四)故に惇惠のものをしてこれを教へしめ、文敏のものをしてこれを道かしめ、果敢のものをしてこれを諭げしめ、鎭靖のものをしてこれを修めしめん。(五)惇惠のも

以定二諸侯一。至二於今一是賴。夫二子之德其可レ忘乎。故以二彘季一屏二其宗一。使下令狐文子佐上レ之。曰。昔克レ潞之役。秦來圖レ敗二晉功一。魏顆以二其身一卻二退秦師於輔氏一。親止二杜回一。其勳銘二於景鐘一。至二於今一不レ育。其子不レ可レ不レ興也。

君知三士貞子之帥レ志。博聞而宣二惠於教一。

曰く、「むかし潞に克ちし役に、秦來りて晉の功を敗らんことを圖れり。魏顆(五)その身を以て秦の師を輔氏に卻退し、親ら杜回を止て、その勳、景鐘に銘せり。今に至るまで育けられず(六)。その子(七)興さずんばあるべからず」と。

(一) 魏莊子は魏武子の季子即ち末子にして、魏は食邑の名、莊子はその諡。武子は魏[illegible]子。文子は魏文子。母弟は、同母弟の意 (二) 法は晉の秩秩の法律也。宣は明也。即ちその法律を制定してこれを明にしの意。身を勵めて云々とは、軍師となりその身を勤勞して、諸侯を平定して晉に服せしめと也。賴れりとは、その恩惠をうけ賴れりの意。賴は[illegible]也 (三) その宗に云々とは、その家族の嗣たらしめたりと也。藩屏とは、その守護となるもの (四) 令狐文子は、魏犨の孫、魏顆の子なる魏頡なり。令狐はその食邑の名。文子はその諡。克は勝也。潞に克ちし役とは、魯の宣公十五年六月癸卯に、晉の荀林父將となりて赤狄潞氏を滅せり。同じく七月、秦の桓公、晉を伐ち、輔氏に次り、晉の功を敗らんと欲す。壬午、晉の景公治兵して以て狄土を略し、雒に及ぶ。魏顆秦の師を輔氏に敗り、杜回を擒へし役をいふ (五) その身を以てとは、その身をさし出してと也。輔氏は晉の地名。杜回は秦の力士。止は擒也。勳は功也。景鐘は景公の鐘也 (六) 育は長也。その子孫を顯達することの遂げられざるをいふ (七) 興すとは、その家を盛にするをいふ

(一)君、士貞子の志に帥ひて、博聞にして数に宣惠するを知るや、太傅たらしめたり。(二)右行辛の能く數を以て物を宣かにし、功を定むるを知るや、司空たらしめた

上軍一。獲三楚公子穀臣與二連尹襄老一。以免二子羽一。鄢之役。親躲二楚王一而敗二楚師一。以定二晉國一而無レ後。其子孫不レ可レ不レ崇也。

使三彘恭子將二新軍一曰。武子之季。文子之母弟也。武子宣レ法以定二晉國一。至二於今一是用。文子勤レ身

に後なし。(四)その子孫、崇くせずんばあるべからざるなり」と。

(一) 乙酉は、きのとのとりの日也 (二) 呂宣子は、呂錡の子なる呂相なり。宣子はその諡。呂錡は晉の大夫たりし武子。知莊子は晉の大夫たりし荀首也。知は食邑の名、莊子はその諡。連尹は楚の官名。襄老はその名。子羽は、知莊子の子なる知罃の字也。初め邲の戰に、楚人知罃を虜にす。呂錡、知莊子の御となりて、襄老を射てこれを虜にし、遂にその尸を載せ、また公子穀臣を射てこれをとりこにし、二者を以て歸る。魯の成公の三年に、晉人、楚の穀臣と襄老の尸とを歸して、以て知罃をかへさんことを求む。楚人これを許せり。故に、以て子羽を免れしむと曰へるなり。鄢の役とは、鄢陵の役也。親らとは呂錡が、その身親しく也。躲は射の古字。即ち、魯の成公の十六年に、晉と楚と鄢陵に戰ふ。呂錡、楚の恭王を射て目にあつ。楚の師敗る。楚の養由基、呂錡を射て項にあつ。爲に死せるをいふ (三) 然るにその子孫の顯位にあるものなしと也 (四) 崇は高也。即ち官位を高くせざるべからざるなりと也

(一)彘恭子をして新軍に將たらしめて曰く、「武子の季にして、文子の母弟なり。武子法を宣かにして以て晉國を定め、(二)今に至るまでこれ用ひ、文子身を勤めて以て諸侯を定め、今に至るまでこれ頼れり。かの二子の徳それ忘るべけんや」と。故に彘季を以て、(三)その宗に屛たらしめたり。(四)令狐文子をしてこれに佐たらしめて

選二賢良一。興二舊族一。出二滯賞一。畢二故刑一。赦二囚繫一。宥二閒罪一。薦二積德一。逮二鰥寡一。振二廢淹一。養二老幼一。恤二孤疾一。年過二七十一者。公親見レ之。稱曰二王父一。王父不二敢不一レ承。

二月乙酉。公即レ位。使三呂宣子佐二下軍一。曰。邲之役。呂錡佐二知莊子於

逮し、廢淹を振し、老幼を養ひ、孤疾を恤む。年七十に過ぎしものは、公親らこれを見て、稱して王父と曰ふ。(四) 王父敢て承けずんばあらず。(三)

㊀ 辛巳は正月かのとのみの日なり。武宮は武公の廟 ㊁ 百事を釐定してその官を立て、これをつかさどらしめたりと也。舊時の非なるものを改めし也。門子は大夫の適子也。育しは教育し也。選びとは、選びて用ひし也。舊族は舊臣の子孫。滯賞を出しとは、先君に功ありながら、未だ賞せられざるものを賞しと也。故刑を畢へとは、未だ判決を與へざる罪人の始末をつけと也。囚繫を赦しとは、獄に囚はれ居る罪人の罪を赦しと也。閒罪とは罪の疑はしきもの。宥は赦也。積德の士を薦めとは、積德の士を推薦して用ひしめと也。鰥はをとこやもめ。寡はをんなやもめ。逮は及也。即ち、恩を鰥寡にまで及ぼしと也。廢淹とは、もと賢人にありながら、小罪のために久しく廢せられたるもの。振は拯也。養は用ふるをいふ。孤は父なき也。疾は癈疾也 ㊂ 王父とは、王の祖父の意にて、尊んでこれを稱ふ也。さて臣下の年七十以上のものは、公がみづからこれに遇ひて、尊親して王父と稱し、その心を慰したりと也 ㊃ 故に老大臣にして、容易に屈して職を退かざるものも、王父と尊稱せられては、君命を拜承せざるを得ざるにいたれりと也

二月乙酉、(一)公位に即く。(二)呂宣子をして下軍に佐たらしめて曰く、「邲の役に、呂錡、知莊子に上軍に佐として、楚の公子穀臣と連尹襄老とを獲て、以て子羽を免れしめ、鄢の役に、親ら楚王を射て楚師を敗り、以て晉國を定めたり。しかる

之。進退願由二今日一。大夫對曰。君鎭二撫羣臣一。而大庇二蔭之一。無下乃不レ堪二君訓一。而陷二於大戮一。以煩二刑史一。辱中君之允令上。敢不レ承レ業。乃盟而入。

辛巳。朝二於武宮一。定二百事一。立二百官一。育二門子一。

られながら、これが實行に努めずしてこれを棄つるが如きことあらば、こは諸子の暴戾なりと也 一〇 その願とは、期せずして得し君主の地位也。一說に願は元の誤にて、君の意ならんと。處は居也 一一 故に命令を下すには、善美を盡して、君主たる務を完うせんと欲すと也 一二 訪は謀也。卽ち、今諸子が、人民の大夫の命に從はざるが爲の故に、善君をさがし求めて、これに謀らんとすと也 一三 元ならずんばとは、善君ならずんばと也 一四 君主が善にてありながら、これを奉ずるに虐を以てせば、これ二三子が君主をおいて自己の專制を以て政をなすなりと也 一五 もし諸子が、君の善なるものを奉じて、大義を成さんことを欲するも、將に今日の覺悟にあらんとすと也 一六 もしまた、諸子が暴虐の事をなして、そのために百姓の心が離叛し、その結果民が、守るべき常法にそむきて、反逆をなすやうにするもまた諸子の今日の覺悟如何にありと也 一七 諸子が進んで大義をなさんとするか、或は退いて暴虐をなさんとするかは、願はくは、今日これを定めんと也。こは、悼公が寡弑の後を承け、臣下の從はざるを嫌ひし故に、これを以て約屬せる也 一八 鎭撫とは、その心を鎭め愛しと也。庇蔭とは、かばひて保護するをいふ 一九 訓とは、敎戒也。大戮は大罪也。刑は刑官にて、司寇也。史は大史にて、公の記錄を掌る官。允は信也。卽ち、臣等君の訓戒を守るに堪へずして、その結果大罪におちいり、以て刑官や史官の手を煩し、君の信ある命令を辱むることなからんことを期すと也 二〇 業は事也。承は奉也。卽ち、故にわれらは、職事を奉じて力を盡さざることあらんや、必ず盡さんと也 二一 乃ち悼公は、羣臣と盟約をなして後晉國に入れりと也

(一)辛巳、武宮に朝す。(二)百事を定め、百官を立て、門子を育し、賢良を選び、舊族を興し、滯賞を出し、故刑を舉へ、囚繫を赦し、閒罪を宥し、積德を薦め、鰥寡に

穀不レ成也。穀之不レ成。孤之咎也。成而棄レ之。二三子之虐也。孤欲三長處二其願一。出レ令將レ不二敢不上レ成。二三子爲二令之不上レ從故。求二元君一而訪焉。孤之不レ元廢也、其誰怨。元而以レ虐奉レ之。二三子之制也。若欲三奉レ元以濟二大義一。將レ在二今日一。若欲下暴虐以離二百姓一反中易民常上。亦在二今日一。圖レ

在らんとす。もし暴虐にして以て百姓を離ち、民常を反易せんと欲するも、また今日に在り。これを圖れ。(二六)進退は願はくは今日に由らん」と。(二七)大夫對へて曰く、(二八)「君、羣臣を鎭撫して大にこれを庇蔭せんとす。(二九)乃ち君の訓に堪へずして大戮に陷り、以て刑史を煩はして君の允令を辱むる無からん。(三〇)敢て業を承けざらんや」と。(三一)乃ち盟ひて入れり。

(一) 欒武子は欒書也。武子はその諡。知武子は荀罃なり。知に食邑せしが故に、しかいふ。彘恭子は士魴也。彘に食邑せしが故にしかいふ。武子・恭子は、共にその諡。悼公は孫周なり。時に年十四 (二) 庚午は、悼公の元年正月かのえうまの日也。清原は、晉の地の地名。逆は迎也 (三) 孤とは、人君の喪中にあるときの稱。及は至也。始願云々とは、孤の始よりの願は、かく君主となることにあらざりきと也 (四) 天なりとは、天のなせる運命なりと也 (五) 元は善也。稟は受也。即ち、そもそも人が、君主を上に戴く所以のものは、その命を受けて、事を處置せんがためなりと也 (六) 故に、もし君主より命を受けて、これを實行せずして棄つるは、恰も焚穀して、これによりて生存するところの穀物をやき棄つるに同じと也 (七) 不材とは、用ふべからざるもの、即ち役立たぬもの。成らざるとは、穀物の熟せずして食ふべからざる粃をいふ也。その意は、また君主より命をうけても、その命が用ふべからざる、役立たぬものならば、恰も熟せざる穀物即ちしひなの如きものにて、益なきものなりと也 (八) 役立たぬ命を發するが如きことあらば、これわれのあやまちなりと也 (九) 虐は暴虐也。即ち、善き命の實を

既殺二厲公一。欒武子使三知武子彘恭子如レ周迎二悼公一。庚午。大夫逆二於清原一。公言二於諸大夫一曰。孤始願不レ及レ此。孤之及レ此天也。抑人之有二元君一。將レ稟レ命焉。若稟而棄レ之。是焚レ穀也。其稟不材。是

卷第十三

晉語七

(一)既に厲公を殺し、欒武子・知武子・彘恭子をして、周に如きて悼公を迎へしむ。(二)庚午、大夫清原に逆ふ。(三)公、諸大夫に言つて曰く、「孤が始願は此に及ばず。(四)孤の此に及れるは天なり。(五)そも〱人の元君あるは、將に命を稟けんとするなり。(六)もし稟けてこれを棄てば、これ穀を焚くなり。(七)それ稟けて不材なるは、これ穀の成らざるなり。(八)穀の成らざるは、孤の咎なり。(九)成りてこれを焚くは、二三子の虐なり。(一〇)孤長くその願に處らんことを欲す。(一一)令を出す、將に敢て成さずんばあらざらんとす。(一二)二三子、令の從はざるが爲の故に、元君を求めて訪らんとす。孤の(一三)元ならずんば、廢せらるともそれ誰をか怨みん。(一四)元にして、虐を以てこれを奉ずるは、二三子の制なり。(一五)もし元を奉じて以て大義を濟さんことを欲するも、將に今日に

君、安用厥也。中行偃欲伐之。欒書曰、不可。其身果而辭、順。順無不行。果無不徹。犯順不祥。伐果不克。夫以果戾順行、民不犯也。吾雖欲攻之。其能乎。乃止。

これ不知の行なりと也 （四） 威を立つるをいふ （五） 弑逆の謀なり （六） 韓獻子は、趙盾に收養せられしなり。趙は趙盾也。畜は養也 （七） 孟姫は、趙盾の子なる趙朔の妻にして、晉の景公の姉なり。趙盾の弟の趙嬰と通ぜり。嬰の兄なる趙同と趙括とが、これを放てり。孟姫、同・括を景公に讒せしかば、景公これを殺せり。時に獻子がよくその兵難を避け、卒に趙氏を存せしをいへるなり。事は傳の成公の十八年にあり （八） 尸は主也。その意は、年老いて役立たざる牛を殺すにも、自ら手を下して、これを殺す任にあたるなかれと也 （九） 老牛だに憚り。況んや君をや （一〇） 欒・中行の徒をさしていへるなり （一一） 獻子の名。厥はその仲間入りをなす能はざるなり （一二） 韓獻子をさせるなり （一三） 果とは自己の意志を敢へて行ふをいふ。順とは、正しき道に順ひて忠なるなり。即ち、韓獻子は、身を持することは果にして、その言ふ所は順なり （一四） 徹は達也。順には人從ふものゆゑ、行はれざるなく、果の前にはその志障なし。故に違せられざるなしと也 （一五） 不善也 （一六） 戾は歸也、したがふ也 （一七） 中行偃が韓獻子を攻むることをやめたり

月。厲公殺。
欒武子中行獻子圍二公於匠麗氏一。乃召二韓獻子一。獻子辭曰。殺レ君以求レ威。非三吾所二能爲一也。威行爲二不仁一。事廢爲二不知一。享二一利一。亦得二一惡一。非レ所レ務也。昔者吾畜二於趙氏一。孟姬之讒。吾能違レ兵。人有レ言曰。殺二老牛一。莫二之敢尸一。而況君乎。二三子不レ能レ事

欒武子・中行獻子、公を匠麗氏に圍む。乃ち韓獻子を召す。獻子辭して曰く、「君を殺して以て威を求むるは、わが能く爲すところにあらざるなり。(一)威行はるゝを不仁となし、(二)事廢るゝを不知と爲す。(三)一利を享くとも、また一惡を得るは、(四)務むるところにあらざるなり。むかしわれ趙氏に畜はる。(五)孟姬の讒に、われよく兵を違けたり。(六)人の言へるあり、曰く、(七)『老牛を殺すとも、これを敢へて尸る莫かれ』と。(八)しかるを況んや君をや。(九)二三子、君に事ふる能ばずんば、安んぞ厥を用ひん」と。(一〇)中行偃これを伐たんと欲す。欒書曰く、「不可なり。その身は果にして(一一)辭は順なり。(一二)順は行はれざるなく、果は徹せざるなし。順を犯すは不祥なり、(一三)果を伐つは克たず。(一四)それ果を以て順に戻うて行へば、(一五)民犯さざるなり。われこれを攻めんと欲すと雖も、(一六)それ能くせんや」と。乃ち止む。(一七)

(一)公の寵愛せる大夫。厲公の匠麗氏の家に遊びてありしを圍みし也 (二)おのが威をたててあらはさんとする意
(三)威の君に行はるゝやうにするは、不仁の行にして、君を弑すれば、則ち下上を畏れずして百事廢るゝに至る。

長魚矯既殺ニ三郤ヲ。乃脅ニ欒中行ヲ。而言ニ於公ニ曰。不レ殺ニ此二子者ヲ。憂必及レ君。公曰。一旦而尸ニ三卿ヲ。不レ可レ益也。對曰。臣聞レ之。亂在レ外爲レ姦。在レ内爲レ軌。禦レ姦以レ德。禦レ軌以レ刑。今治レ政而内亂。不レ可レ謂レ德。除レ鯁而避レ強。不レ可レ謂レ刑。德刑不レ立。姦軌並至。臣脆弱。不レ能レ忍レ俟也。乃奔レ狄。三

長魚矯既に三郤を殺し、乃ち欒・中行を脅して公に言つて曰く、「この二子のものを殺さずんば、憂必ず君に及ばん」と。公曰く、「一旦にして三卿を尸せり。益すべからざるなり」と。對へて曰く、「臣これを聞く、亂の内に在るを軌となし、外に在るを姦となす。軌を禦むるに徳を以てし、姦を禦むるに刑を以てす」と。今政を治めて内亂る、徳と謂ふべからず。鯁を除きて強を避く、刑と謂ふべからず。徳刑立たず、姦軌竝に至る、臣脆弱忍び俟つ能はざるなり」と。乃ち狄に奔る。三月厲公殺さる。

(一) 欒書と中行偃となり。脅は劫也、おびやかす也。長魚矯が胥童と共に、これをおびやかしたるなり (二) 欒と中行と也 (三) 一朝といふに同じ (四) 三郤也 (五) 殺すことを益して、欒・中行に及ばんとするは不可也 (六) 長魚矯也 (七) 内姦也 (八) 外姦也 (九) 禦は止也。徳を以てこれを安んずるをいふ (一〇) 刑を以て長戢せしむるをいふ (一一) 害也。害臣の意にて、三郤をさせる也 (一二) 強臣の意にて、欒・中行をさせる也。避くとは、その勢力の大なるをさけて、これをゆるしたりと也 (一三) もろくして弱き意 (一四) 奔に同じ。魯の成公の十七年十二月に、長魚矯狄に奔り、閏十二月に、欒・中行が胥童を殺しし也 (一五) 三月とは、長魚矯が狄に奔りしのち、三月目にと也。即ち、魯の成公の十八年正月也

必見レ之。郤至聘二於周一。公使レ覘レ之。見二孫周一。是故使下胥之昧與二夷陽午一。刺中郤至苦成叔及郤錡上。郤錡謂二郤至一曰。君不レ道二於我一。我欲下以二吾宗一與二吾黨一夾而攻上レ之。雖レ死必敗レ國。國敗君必危。其可乎。郤至曰。不可。至聞レ之。武人不レ亂。知人不レ詐。仁人不レ黨。夫利二君之富一。富以聚レ黨。利レ黨以危レ君。君之殺レ我也。後矣。且衆何罪。鈞之死。不レ若レ聽二君之命一。是故皆自殺。既刺二三郤一。欒書殺二厲公一。乃納二孫周一而立レ之。是爲二悼公一。

郤至が、晉の援軍なる齊魯の軍の未だ至らざる中に、人を楚王のところにやりて、晉と戰はんことをすゝめ、以て楚をして晉に勝たしめんとせり（一二）微は無也。王は楚王也。即ち、郤至が楚王を見れば、必ず下りて趨りしが故に、王は捕へらるゝを免れたりと也（一三）子が、わが晉君にかく告げなば、われ子を楚に歸さんと也（一四）周は故に通ず（一五）郤至自身なり（一六）晉の悼公周にて、時に周に在りしなり。即ち、孫周を晉に納れて君となさんとせしが、楚が戰に敗れし故に、この謀成功せずと也（一七）故に楚王を捕へずして、これをゆるしし恩を楚に賣れりと也（一八）楚王をいふ（一九）おくられし弓をさす（二〇）欒書が一方孫周の方へ、計らひしことを述べしなり（二一）厲公が、人を周にやりてひそかに見しめしに、果して孫周に見えたりと也（二二）胥童也（二三）胥童と共に厲公の嬖臣（二四）われらに對して無道なりといふ意（二五）一族也（二六）事成らずしてわれら死すとも、必ず晉國を敗らんと也（二七）眞の武勇のある人は、逆境にありとも亂せず。眞の知のある人は、人を詐らずと也（二八）君の寵よりして得し祿を利して富をなし、その富によりて徒黨を作り（二九）君のわれを殺すや後るとは、よしや君のわれらを誅せらるゝを後るとも、早晩われらは誅せらるゝにいたらんと也（三〇）かつ黨をつくりて君を攻むれば、その衆もまた罪を得るにいたる。然るに、衆は何の罪かある、もと〳〵罪あるものにあらざるに、これをして罪を得るに至らしむ（三一）鈞は等也、ひとしく也。その意は、われらはひとしく死せざるを得ざるものなり（三二）されば亂をなして死せんよりも、君の命を聽きて死するにしかず

也。欲二郤至一。王必不レ免。吾歸レ子。發鈎告レ公。公告二欒書一。欒書曰。臣固聞レ之。郤至欲レ爲レ難。使二苦成叔殺二齊晉之師一。己勸二君戰一。戰敗將レ納二孫周一。事不レ成。故免二楚王一。然戰而擅舍二國君一。而受二其問一。不二亦大罪一乎。且今君若使二之於周一。必見二孫周一。公曰。諾。欒書使二人謂二孫周一曰。郤至將レ往。

れを覘はしむれば、孫周に見えたり。この故に胥之昧(二二)と夷陽午(二三)とをして、郤至、苦成叔及び郤錡を刺さしめんとす。郤錡、郤至に謂って曰く、「君われに道あら(二四)ず。われ、わが宗(二五)とわが黨とを以て、夾みてこれを攻めんと欲す。死すと(二六)雖も必ず國を敗らん。國敗るれば君必ず危し、それ可ならんか」と。郤至曰く、「不可なり。至これを聞く、『武人(二七)は亂せず、知人は詐らず、仁人は黨せず』と。それ君(二八)の富を利し、富んで以て黨を聚め、黨を利して以て君を危うせば、君(二九)のわれを殺すや後る。かつ衆(三〇)何の罪ある。鈎(三一)しくこれ死するは、君の命を聽くに若かず」と。この故にみな自殺せり。既に三郤を刺して、欒書、厲公(三二)を殺し、乃ち孫周を納れてこれを立つ。これを悼公と爲せり。

(一一) 宗廟をつかさどる官にて、こゝは范文子家の宗祝也。烈は功也 (一二) その德の盛なるによりて勝ちしものすらなほ驕慢の心の生じてこれを失はんことをおそれて祝禱す (一三) 群臣や族をいふ (一四) 謀也 (一五) 權にあふと (一六) 霸を見る、匡 (一七) 郤錡・郤犨・郤至を云ふ (一八) 欒・中行が弑せられんことを懼れ、乃ち公を弑せしをいふ (一九) 楚の公子にて、名は茷。その意は、晉が戰に鄢陵に戰ひて勝ち、公子茷を虜にせりと也 (二〇) 胥は胥童也 (二一)

有レ烈。夫以レ德勝者。猶懼レ失レ之。而況驕泰乎。君多レ私。今以レ勝歸。私必昭。昭レ私難必作。吾恐レ及焉。凡吾宗祝爲レ我祈レ死。先レ難爲レ免。七年夏。范文子卒。冬難作。始二於三郤一。卒二於公一。既戰。獲二王子發鉤一。欒書謂二王子發鉤一曰。子告レ君。曰二郤至使下人勸二王戰一。及中齊魯之未上レ至也。且夫戰

多し。今勝を以て歸らば、私必ず昭れん。私を昭さば、難必ず作らん。われ及ばんことを恐る。およそわが宗祝(四)、わが爲に死を祈れ。難に先ちて免る(六)ゝを爲さん(五)」と。七年夏范文子卒す。冬難作る(七)。三郤に始りて(八)公に卒れり。既に戰ひて王子發鉤を獲たり。欒書、王子發鉤(九)に謂つて曰く、「子、君(一〇)に告げて、『郤至人(一一)をして王に戰を勸めて、齊・魯の未だ至らざるに及ばしむ。かつかの戰や、郤至微(一二)かりせば王必ず免れじ』と曰へ。われ子を歸(一三)さん」と。發鉤、公に告ぐ、公欒書に告ぐ。欒書曰く、「臣固(一四)よりこれを聞けり、『郤至難を爲さんと欲して、苦成叔をして齊・魯の師を緩くせしめ、おのれ(一五)君に戰を勸めて、戰敗れば將に孫周(一六)を納れんとせしが、事成らず、故(一七)に楚王を免ぜり』と。然れども、戰ひて擅(一八)に國君を舍して、その問(一九)を受けしは、また大罪ならずや。かつ今君もしこれを周に使せしめば、必ず孫周に見えん」と。公曰く、「諾」と。欒書(二〇)、人をして孫周に謂はしめて曰く、「郤至將に往かんとす。必ずこれを見よ」と。郤至周に聘す。公(二一)こ

子立於戎馬之前曰。君幼弱。諸臣不佞。吾何福以及此。吾聞之。天道無親。唯德是授。吾庸知天之不授晉。且以勸楚乎。君與二三臣其戒之。夫德福之基也。無德而福隆。猶無基而厚墉也。其壞也無日矣。

反自鄢。范文子謂其宗祝曰。君驕泰而

て墉を厚うするがごときなり。その壞るゝや日なからん」と。(一七)

(一) 厭は壓に同じ、その備らざるを襲ひしをいふ。傳に甲午晦、楚晨に晉の軍を壓して陳すといへるこれなり (二) 如何にして、これを拒ぐべきかを謀らんとせりと也 (三) 范文子の子なる宣子也 (四) 晉にては大夫の子を公族といへり。公族より趨りては、大夫の子にてありながらこの處を過ぎてと也 (五) 夷は平也、毀ちて平にする意。堙は塞也、井を塞ぎて水の飲めざるやうにするなり。わが晉軍の竈を毀ち井を埋ぎて、また飲食せずして、必死になりて戰ふを示さば、楚軍はおそれて退却せずして何をかせん。必ずおそれて退却せんと也 (六) 范匄をさす (七) 范匄に意見を徴せられざるに、出しやばりてかゝることをいふは奸也。奸は犯也 (八) 死に處せらるゝにいたらん (九) 文子のとりたる處置はよしと也。父の文子が斯くせし故に、他の諸大夫これを難ずるを得ざりし故に、罪を逃れしかなといへるなり (一〇) 楚軍を退け、その營に入りて、その糧食を食せんとせしをいふ (一一) 厲公の兵車の前に立ちて (一二) 不才也との意 (一三) われは晉國をさす。此に及べるとは、かく勝利を得たると也 (一四) 偏愛也 (一五) 庸は豈也。その意は、天がまづわが晉國に福を授けて、楚に勝たしめ、以て楚に德を修め以て晉に報ゆるやうにはげますにあらざるを知らんやと也 (一六) 盛也 (一七) 垣也、かきね

鄢より反りて、范文子その宗祝に(一)謂つて曰く、「君驕泰にして烈あり。(二)それ德を以て勝つものも、なほこれを失はんことを懼る。而るを況んや驕泰をや。(三)君私

乎君伐レ知而多レ力。怠レ教而重レ斂。大二其私暱一。殺二三郤一而尸二諸朝一。納二其室一以分二婦人一。於レ是乎國人弗レ蠲。遂殺二諸翼一。葬二之翼東門之外一。以二車一乘一。厲公之所二以死一者。唯無レ德而功烈多。服者衆也。

鄢陵之役。荊厭二晉軍一。軍吏患レ之。將レ謀。范匄自二公族一趨。過レ之曰。夷レ竈堙レ井。非レ退而何。范文子執レ戈逐レ之曰。國之存亡。天命也。童子何知焉。且不レ及而言。姦也。必爲レ戮。苗棼皇曰。善。逃レ難哉。既退二荊師於鄢陵一。將レ穀。范文

鄢陵の役に、荊、晉軍を厭す。(一)軍吏これを患へ、將に謀らんとす。(二)范匄、(三)公族(四)より趨りて、これを過りて曰く、「竈(五)を夷げ井を堙ぐは、退にあらずして何ぞ」と。范文子戈を執りてこれを逐うて曰く、「國の存亡は天命なり。童子(六)何か知らん。かつ及ばずして(七)言ふは姦なり、必ず戮(八)とならん」と。苗棼皇曰く、「善し(九)、難を逃れしかな」と。既に荊の師を鄢陵に退けて、將に穀せん(一〇)とす。范文子戎馬(一一)の前に立ちて曰く、「君は幼弱にして諸臣(一二)は不佞(一三)なり。われ何の福ありて以て此に及べる。われこれを聞く、『天道は親なし(一四)。唯德にこれ授く』と。われ庸(一五)んぞ天の晉に授けて、かつ以て荊を勸ますにあらざるを知らんや。君、二三の臣とそれこれに戒へ(一六)よ。それ德は福の基なり。德なくして福の隆なるは、なほ基なくし

恥三。今我任二晉國之政一。不レ損二晉恥一。又以違二蠻夷一以重レ之。雖レ有二後患一。非二吾所レ知也。范文子曰。擇レ福莫レ若レ重。擇レ禍莫レ若レ輕。福無レ所レ用レ輕。禍無レ所レ用レ重。晉國固有二大恥一。與下其君臣不二相聽一以爲中諸侯笑上也。盍下姑以レ違二蠻夷一爲上レ恥乎。欒武子不レ聽。遂與二荊人一戰二於鄢陵一。大勝レ之。於レ是

思ひてはこり、又其功をより以上に大きく思ふと。力は功也。斂は租税のとりたて也 (八) 嬖愛せる臣にて、嬖臣也。暱は近也。大はその祿を增大にする意 (九) 嬖妾に與ふる祿田也 (一〇) 祿田をへらすをいふ (一一) 諸臣のその家をすて、その祿をすてゝ、君に獻り、空しく退くにいたるもの甚だ多からんと也 (一二) 土地の秩序を亂すものゝりといふ意にて、祿田の上に變動を來すをいふ (一三) 產は生也。即ち、その結果、國內に變動を生じて、晉に大臣を害するにいたらんと也 (一四) 秦が晉の惠公を捕へし役にて、事は魯の僖公の十五年にあり。捕へられて本國にかへらざりしをいふ (一五) 楚が晉の師を邲に敗りし役にて、魯の宣公の十二年に在り。軍敗れ、衆散じて、凱旋すること能はざりき (一六) 魯の僖公の三十三年にありし役、晉人が狄を箕に敗りしが、先軫がこれに死せしが故に、君に復命すること能はざりしをいへるなり (一七) 以上三役に晉が受けし恥辱を、大恥三ありといふ (一八) 任は當也。欒武子、時に上卿たりしが故に、政に任りといへるなり。損は減也、へらす也 (一九) 蠻夷は楚をいふ。違は避也。これを重ねんやとは、恥をこの上更に重ねんやと也 (二〇) 戰敗後、晉國に患生ずとも、それはわれの關するところならずと也 (二一) 二つ以上の福のある場合には、その福の大なるものを擇ぶやうにすべく、二つ以上の禍ある場合には、その輕き方を擇んで取るやうにすべきなり (二二) 相爭ひて一致せざるをいふ (二三) 何ぞ暫く蠻夷なる楚を避くる恥を忍んで受くるやうにせざるかと也 (二四) 郤錡・郤犨・郤至也 (二五) 戮は陳屍也。尸は陳也。死戮をつらねさらす意 (二六) 諸臣の家財を沒收してと也 (二七) 深也 (二八) これは厲公をさす。翼は、故の晉の都。魯の成公の十七年冬、欒書と中行偃とが公を執へ、翌十八年正月、程滑をして公を弑せしむ (二九) 車とは、遺車にて、死者に供へたる食物をのせて墓にもちゆくもの。諸侯は七乘を用ふるが禮なり。これを一乘とせしは、諸侯としての取扱をなさざりしなり (三〇) 烈は業也 (三一) 厲公に服從せる諸侯の多き結果、驕りて度を失ひし故なりと也

而重レ斂。大ニ其私暱一而益中婦人田上。不レ奪ニ諸大夫田一。則焉取以益。此諸臣之委レ室而徒退者。將與幾人。戰若不レ勝。則晉國之福也。戰若勝。亂ニ地之秩一者也。其產將レ害レ大。盍ニ姑無レ戰乎。欒武子曰。昔韓之役。惠公不レ復レ舍。邲之役。三軍不ニ振旅一。箕之役。先軫不ニ復命一。晉國固有ニ大

し。福は輕きを用ふるところなく、禍は重きを用ふるところなし。晉國固より大恥あり。その君臣の相聽かずして、(二二)以て諸侯の笑と爲るよりは、なんぞ姑く(二三)蠻夷を違くるを以て恥と爲さざるか」と。欒武子聽かず。遂に荊人と鄢陵に戰ひ、大にこれに勝てり。是に於てか、君、知に伐りて力を多とし、教を怠りて斂を重くし、その私暱を大にし、(二四)三郤を殺してこれを朝に(二五)尸し、その室を(二六)納れて以て婦人に分てり。是に於てか、國人(二七)獨しとせず。遂にこれを翼に殺し、(二八)これを翼の東門の外に葬るに、(二九)車一乘を以てせり。厲公の死せし所以のもの、ただ德なくして功烈(三〇)多く、(三一)服せしもの衆ければなり。

㊀この上下軍は中軍の内の上下の軍なり ㊁不義にして强ければ、その弊の速にいたるをいふ ㊂福は副也、そふ也、かなふ也。晉の目下有する德に相當のことをなすには、從來服從せる諸侯がみな叛かばよきなり。さすれば、また外國を征伐する事とせざるやうになりて、みづから身を修め、國內の治安を謀るに專になるが故に、國內少しく安かるべし ㊃たゞ晉國が盟主となり居り、これに服從せる諸侯ありて、これがをり〳〵叛くが故に、これを伐つ爲に、國內に擾亂の絕えざるなりと也 ㊄臣は、なは自の如し、よりと訓ず ㊅しかして諸臣の國內にて相協力して事をなすにいたらば、君臣が相和睦するにいたらんと也。輯は和也 ㊆自ら知あるためなりと

德而服者衆。必自傷也。釋二晉之德一。諸侯皆叛。國可二以少安一。唯有二諸侯一。故擾擾焉。凡諸侯。難之本也。且唯聖人。能無二外患一。又無二內憂一。詎非二聖人一。不レ有二外患一。必有二內憂一。盍レ姑釋二荊與レ鄭以爲中外患上乎。諸臣之內相與。必將二輯睦一。今我戰。又勝二荊與レ鄭。吾君將レ伐レ知而多レ力。怠レ敎

なくまた內憂なし。聖人にあらざる詎りは、外患あらずんば必ず內憂あり。なんぞ姑く荊と鄭とを釋てゝ、以て(五)外患となさゞるか。(六)諸臣の內に相與せば、必ず將に輯睦せんとせん。今われ戰ひて、また荊と鄭とに勝たば、わが君將に知に(七)伐りて力を多とし、敎を怠りて斂を重くし、その(八)私暱を大にして、(九)婦人の田を益さんとせん。諸大夫の(一〇)田を奪はずんば、則ち焉に取つて以て益さん。これ(一一)諸臣の室を委てゝ、徒しく退くものははた幾人ぞ。戰ひてもし勝たずんば、則ち晉國の福なり。戰ひてもし勝たば、(一二)地の秩を亂すものなり。それ(一三)產して將に大を害せんとす。なんぞ姑く戰ふことなからざるか」と。欒武子曰く、「むかし(一四)韓の役に、惠公舍に復らず。(一五)邲の役に、三軍振旅せず。(一六)箕の役に、先軫復命せず。晉國因より(一七)大耻三あり。今われ晉國の政に任り、晉の耻を損せずして、また以て(一九)蠻夷を違けて以てこれを(一八)重ねんや。(二〇)後患ありと雖も、われの知るところにあらざるなり」と。范文子曰く、(二一)「福を擇ぶは重きに如くはなく、禍を擇ぶは輕きに若くはな

忍二於小民一。將二誰行一レ武。武不レ行而勝。幸也。幸以爲レ政。必有二內憂一。且唯聖人。能無二外患一。又無二內憂一。詎非二聖人一。必偏而後可。偏而在レ外。猶可レ救也。疾自レ中起。是難。盍下姑釋二荊與一レ鄭。以爲中外患上乎。

刑を行ふに同じきが故に、しかいへるなり （八） 過あるものを刑して、これを懲すなり （九） 過慝は大臣より出で怨讟は小民より出づと也。大は大臣、細は小民 （一〇） 誅は除也。忍は、精を忍んで義を斷行する意にて、刑を斷行して秩序を保つをいふ （一一） 忍んで刑を小民に行ふと也 （一二） 僥倖の意にて、まぐれざいはひ也 （一三） いづれか一方にかたよる意。內憂か外患か、いづれか一つありて、始めて相懼れ戒むるが故に、よきなりと也 （一四） かたよりて、國外の患あるは、國內が一致する故に、なほ救ふべしと也 （一五） 國內より起る憂は、人々の心がいろ〳〵に分るゝが故に、容易に治め難しと也 （一六） 置也、すておいての意 （一七） これを外患として、國內の治安を計らざるかと也

鄢陵之役。晉伐レ鄭。荊救レ之。欒武子將二上軍一。范文子將二下軍一。欒武子欲レ戰。范文子不レ欲。曰。吾聞レ之。唯厚德者。能受二多福一。無レ

鄢陵の役に、晉、鄭を伐ち、荊これを救ふ。欒武子上軍に將たり。（一）范文子下軍に將たり。欒武子戰はんと欲す。范文子欲せずして曰く、「われこれを聞く、たゞ厚德のもののみ能く多福を受く。（二）德なくして服するもの衆ければ、必ず自ら傷る』と。（三）晉の德に稱はんには、諸侯みな叛かば、國以て少しく安かるべし。（四）たゞ諸侯あり、故に擾擾たり。およそ諸侯は難の本なり。かつたゞ聖人は能く外患

文子不欲曰。吾聞君人者。刑其民成而後振武於外。是以內飾而外威。今吾司寇之刀鋸日弊。而斧鉞不行。內猶有不刑。而況外乎。夫戰刑也。刑之過也。過由大。而怨由細。故以惠誅怨。以忍去過細無怨而大不過。而後可以武刑外之不服者。今吾刑外乎大人。而

是を以て內飾して外威る(四)』と。今わが司寇(五)の刀鋸は日に敝れて、斧鉞は行はれず。(六)內なほ刑せざるあり、しかるを況んや外をや。それ戰は刑なり(七)。これが過を刑(八)するなり。過は大よりし(九)、怨は細よりす。故に惠を以て怨を誅き、忍を以て過(一〇)を去つ。細、怨なくして、大、過らず。しかして後に武を以て外の服せざるものを刑すべし。今わが刑は、大人を外にして小民に忍ぶ(一一)。將にたれにか武を行はんとする。武行はれずして勝つは幸(一二)なり。幸にして以て政を爲せば必ず內憂あり。かつたゞ聖人は、能く外患なくまた內憂なし。聖人にあらざるよりは、必ず偏(一三)にして後に可なり。偏にして外にあるはなほ救ふべし。疾の中より起るはこれ難(一五)なり。なんぞ姑く荊と鄭(一四)とを釋てて(一六)、以て外患をなさざるか(一七)」と。

(一) 楚也 (二) 大夫が、楚と戰はんと欲すと也 (三) 刑を以てその民を正すを云ふ。刑成り世平かになりて後の事。成は平也 (四) 民也 (五) 司寇は刑をつかさどる官。刀鋸は刑具にて、人民を刑するに用ふるもの。それを用ふることを多き故に、日に敝るといふ。斧鉞は有司を刑するに用ふるもの。卽ち、有司に對する刑罰の行はれざるをいへるなり (六) 國內にだに刑罰の行はれざるあり、況んや外國に刑罰を行ふを得んやと也 (七) 外に向つて兵を用ふるは

之爭。爲使者故。敢三肅之。君子曰。勇以知禮。

鄢陵之役。大夫欲爭鄭。范文子不欲曰。吾聞爲人臣者。能內睦而後圖外。不睦內而圖外。必有內爭。盍姑謀睦乎。考訊其阜以出。則怨靖。

鄢陵之役。晉伐鄭。荊救之。大夫欲戰。范

と也（一〇）拜するに相當せずの意（一一）三たび肅拜すといふ意にて、禮に、軍事には肅拜すとあり。手を下げて地に至る禮也。然れども、折角使者の參られし故に、敢へて三たび肅拜すと也（一二）君子が郤至の行動を評して曰くと也

鄢陵の役に、大夫、鄭を（一）爭はんと欲す。范文子欲せずして曰く、「われ聞く、『人の臣たるものは、能く（二）內睦じうして後に（三）外を圖る。內を睦じうせずして外を圖れば、必ず內爭あり』と。なんぞ（四）姑く睦を謀らざるか。その阜に（五）考訊して以て出づれば、則ち怨靖んず」と。

（一）晉の大夫が、楚と爭ひて、鄭を得んと欲せりと也（二）國內をいふ（三）國外也（四）姑は且也、まあ〳〵といふ意。卽ち國外に手を伸ぶることをやめて、何ぞまあ〳〵國內の和睦を謀らざるかと也（五）阜は衆也、こゝは士大夫をいふ。考訊はとひはかる意。訊は問也、靖は安也。その意は、諸士大夫及び人民に考訊して、互に力を協せて謀計し、然るのち軍を出せば、則ち相一致和睦す。故に互に怨を抱くことなくして、安らかなりと也

鄢陵の役に、晉、鄭を伐ち荊（一）これを救ふ。（二）大夫戰はんと欲す。范文子欲せずして曰く、「われ聞く、『人に君たるものは、その民を（三）刑し、成ぎて後に武を外に振ふ。

心。不可失也。公說。於是敗楚師於鄢陵。欒書是以怨郤至。

鄢之戰。郤至以韎韋之跗注。三逐楚恭王卒。見王必下奔。退戰。王使工尹襄問之以弓。曰。方事之殷。有韎韋之跗注。君子也。屬見不穀而下。無乃傷乎。郤至甲胄而見客。免胄而聽命。曰。君之外臣至。以寡君之靈。間蒙甲胄。不敢當拜君命。

（一）鄢の戰に、郤至、（二）韎韋の跗注を以て、三たび楚の恭王の卒を逐ひ、王を見れば必ず（三）下り奔る。（四）戰を退き、王、工尹襄をしてこれに問るに弓を以てせしめて曰く、（五）「事の殷なるに方りて、韎韋の跗注するあり、君子なり。たまく（六）不穀を見て下れり。（七）乃ち傷くなからんや」と。郤至、甲胄して（八）客を見、胄を免ぎて命を聽きて曰く、（九）「君の外臣至は、寡君の靈を以て、たまく甲胄を蒙れり。敢へて君命の辱きを拜するに當らず。使者の故の爲に、敢へてこれを（一一）三肅す」と。（一二）君子曰く、（一〇）「勇にして以て禮を知れり」と。

（一）鄢陵の戰　（二）あかね染の皮にて製し膝より下跗に至るまでに著る兵服　（三）車より下りて逃げたり　（四）戰をやめてのちの意。王は楚王。工尹は楚の官名。襄はその名。これには郤至に也。問は物を贈くるをいふ　（五）戰のさかんなるにあたりての意　（六）不穀は、諸侯の謙稱。楚王を見て、自分の車より下りて逃げたりと也　（七）その折傷つくことなかりしかと也　（八）客は、楚王よりの使者也。免は脱也　（九）君の外臣とは、君の國外の臣なる意にて、外國の君に對していふ謙辭。我が君の命令によりてその時に折りよく甲冑を身に裝りし故に禮をうけざりと

公令擊之。欒書曰。君使黶也與齊魯之師。請俟之。郤至曰。不可。楚師將退。我擊之。必以勝歸。夫陳不違忌。一閒也。夫南夷與楚來。而弗與陳。二閒也。夫楚與鄭陳。而不與整。三閒也。且其士卒在陳而譁。四閒也。夫衆聞譁則必懼。五閒也。鄭將顧楚。楚將顧夷。莫有鬭

それ陳するに忌を違けざる、一閒なり。それ南夷と楚と來りて與に陳せざる、二閒(五)なり。それ楚と鄭と陳して與(六)に整はざる、三閒なり。かつその士卒が陳に在り(七)て譁し、四閒(八)なり。それ衆譁を聞けば則ち必ず懼る、五閒なり。鄭は將に楚を(九)顧みんとし、楚は將に夷を顧みんとし、鬭心ある莫し。失ふべからざるなり」(一〇)と。公說ぶ。是に於て、楚の師を鄢陵に敗る。(一一)欒書是を以て郤至を怨めり。(一二)

㊀ 即位の六年にして、魯の成公の十六年にあたる ㊁ 苦成叔は郤犨。欒黶は欒書の子なる桓子なり。郤犨は齊に如き、欒黶は魯に如き、みな師を出さんことを請ひしなり ㊂ 恭王は、莊王の子審なり。東夷は、楚の東の夷也 ㊃ 鬭心なきを示すなり。故に擊たば勝たんといへるなり ㊄ 陳は陣に同じ。違は避也。忌は晦をいふ。晦には陰氣盡く、兵も亦陰、故にこれを忌むなり。閒は隙也、缺點なり。その意は、今伐たば楚に勝つ所以を述べんそれ楚が陣するに、月なき暗き時即ち忌を避けざるは、一の閒隙なりと也 ㊅ 與に陳せざるは、戰を欲せざるを示すが故なり ㊆ 楚と鄭とが共に陣すといへども、その整齊ならざるは、兵士の心が一致せざるを示すが故なり ㊇ 軍令の嚴肅を缺けるを示すが故なり ㊈ 味方の兵衆のかまびすしきを聞くときは、疑懼の念を生じ、勇氣の沮喪するあり ㊉ 互に顧みて依賴する心あるをいふ (一一) この擊つべき好機を失ふべからざるなり (一二) 今の河南省にあり

然則王者多レ憂乎。文子曰。我王者也乎哉。夫王者成二其德一。而遠人以二其方賄一歸レ之。故無レ憂。今我寡德而求二王者之功一。故多レ憂。子見二無レ土而欲レ富者一。樂乎哉。

厲公六年。伐レ鄭。且使下苦成叔及欒黶興二齊魯之師一。楚恭王帥二東夷一救レ鄭。楚半陳。

か。樂しからんや」と。

(一)晉の襄公の子、州蒲也。鄭を伐ちしは、鄭が楚に從ひしが故なり。事は、魯の成公の十六年に在り　(二)わが君を述ぶれば、盟主たる晉に服從せる諸侯がみな畔かば、君臣ともに恐れ憚れて、その德ををさむるが故に、晉は立派に治まるを得べしと也。乂は治也　(三)たゞ諸侯の服從せるありて、をり〳〵叛くが故に、これを平定するために、いつも晉の國内が亂れてさわがしきなりと也　(四)要するに、服從せる諸侯が、わが晉國を亂れさわがす根本となるものなり　(五)われ鄭を伐ちてこれを得ば、楚はこれを救はんとするが故に、鄭國をとりて、わが晉國の數ます〳〵長ぜんと也　(六)畏せんや　(七)われの云ふは王者のことならんや。多く諸侯のことをいへるなり　(八)それ一段上の王者にいたりては、その德を修め成し、近國のものはいふまでもなく、遠國のものまでも、その地方の財物を獻して、これに歸服するが故に、その憂なしと也　(九)今わが晉君は、寡德にてありながら、諸侯の盟主となりて、王者の功を得んと求むるが故に、憂多きなりと也　(一〇)土地　(一一)富み多くし一樂み少し。わが晉君のなせることは、これに類せずやと也

厲公(一)六年に鄭を伐つ。かつ苦成叔及び欒黶をして、齊・魯の師を興さしむ。楚の恭王(二)、東夷を帥ゐて鄭を救ふ。楚なかば陳す。公これを撃たしめんとす。欒書曰く、「君、黶をして齊・魯の師を興さしむ。請ふこれを俟たん」と。郤至曰く、「不可なり。楚の師將に退かんとす。われこれを撃たば、必ず勝を以て歸らん。

曰。誰之不レ如。可二以求一乎。見二張老一而語レ之。張老曰。善矣。從二欒伯之言一。可二以滋一。范叔之教。可二以大一。韓子之戒。可二以成一。物備矣。志在レ子。若二夫三郤一。亡人之言也。何稱述焉。知子之道善矣。是先主覆二露子一也。

げし也　(四二) その內實を增加し得べし　(四三) 范叔の教を守れば、その德を大にするを得べし　(四四) 善となすべしと也　(四五) 物は事也。實を增すことと德を大にすることと善を成すこととをいへるなり。即ち、人としてなすべき事備れり。能くこれを行ふと否とは、子の志の如何にあり　(四六) 郤錡・郤犨・郤至を云ふ　(四七) 亡びゆく人の意　(四八) 訓也、をしへなり　(四九) 先主とは、成・宣をいふ。覆露はおほひうるほす意にて、加護の意。その意は、知子の言は、子の先主なる成・宣が、子の身を加護するが故に、子勉めよといひしなりと也

厲公將レ伐レ鄭。范文子不レ欲曰。若以二吾意一。諸侯皆畔。則晉可レ爲也。唯有二諸侯一。故擾擾焉。凡諸侯。難之本也。得レ鄭憂滋長。安用レ鄭。郤至曰。

(一)厲公將に鄭を伐たんとす。范文子欲せずして曰く、「もしわが意を以てせば、(二)諸侯みな畔かば、則ち晉爲むべきなり。たゞ(三)諸侯あり、故に擾擾たり。(四)およそ諸侯は難の本なり。(五)鄭を得ば憂ますます長ぜん。安んぞ鄭を用ひん」と。(六)郤至曰く、「然らば則ち王者は憂多きか」と。文子曰く、(七)「われは王者ならんや。(八)それ王者はその德を成して遠人その方賄を以てこれに歸す、故に憂なし。今われ寡德にして、(九)王者の功を求む、故に憂多し。子、(一〇)土なくして富まんと欲するものを見たる

之文。宣子之忠。其可忘乎。夫成子。道前志以佐先君。道法而卒以政。可不謂文乎。夫宣子盡諫於襄靈以諫取惡。不憚死進也。可不謂忠乎。吾子勉之。有宣子之忠。而納之以成子之文。事君必濟。見苦成叔子。叔子曰。抑年少而執官者衆。吾安容子。見溫季子。季子

ふるところの辭謡の言をとり聴くと也 〔一七〕 妖は悪也。祥は善也。謡は行歌也、はやりうた。辨は別也。即ち、はやりうたをきゝて、政治の善悪を判斷しと也。百事は百官の職事。即ち、朝に於ける百官の執務状態を考へと也。謗はそしり也。即ち人民の政治に對する毀誉を道路に出でゝ聞ひと也。故を云々とは、これ國王たるものの戒を身に滋す訓なりと也 〔一八〕 先王のかくせしは、驕を疾みて、これに陥らざらんためにせしことなりと也 〔一九〕 晉の卿なる郤錡 〔二〇〕 然れども、年盛んなるものは、老者に及ばざること多しといひて、その年を恃みて自らはこりしなり 〔二一〕 晉の卿、韓厥なり 〔二二〕 元服すれば、これを成人といふ也 〔二三〕 蕃とは蕃出繁殖するをいふ。物は類也。その意は、蕃出する草木の、その類を異にして繁殖するが如く、善、不善と別れゆくと也 〔二四〕 牆はかきね、屋は屋根。即ち、人の元服して冠をかうむるは、恰も宮室に牆屋あるが如しと也 〔二五〕 不潔を除きて潔する意。即ち、その不潔は外より至るにあらずして、内よりするものなれば、その不潔を糞除すべきのみと也。自らその身を戒めて潔くせよといふにたとへしなり 〔二六〕 この上になすべきことなし 〔二七〕 晉の卿にて、荀首の子、名は罃、武子はその諡、采邑を知に食みしよりしかいふ 〔二八〕 成は成子にて、文子の曾祖なる趙衰なり。宣は宣子にて、文子の祖父なる趙盾なり。その意は、子はかの成・宣二賢の子孫なり。然るに老して後に大夫となるが如きことあらば、恥にあらずや。德を修めて、はやく卿となれよと也 〔二九〕 文德也 〔三〇〕 忠貞也 〔三一〕 前世の法典の類。道は由也、よる也。先君は文公 〔三二〕 前世の國法を定め、それによりて卒に立派に世を治めたりと也 〔三三〕 襄公は文公の子にして、靈公の父 〔三四〕 郤犫なり 〔三五〕 大夫となるもの多し。故に、吾子は容易に大夫となるを得ず。大に勉めよと也 〔三六〕 かゝる状態ゆゑ、われ早く子を推薦して大夫となすを得ずと也。蓋しおのれに逾れるを忌みしなり 〔三七〕 郤至也。苦といひ、温といふは、その邑の名よりいひしなり 〔三八〕 その才のたれにか如かざるものゝあらんやと也 〔三九〕 故に榮進を求むるを得べきかと也 〔四〇〕 晉の大夫張孟なり 〔四一〕 諸大夫に見えて、受けしことばを告

韓獻子一。獻子曰。戒レ之。此謂二成人一。成人在二始與一レ善。始與レ善。善進レ善。不善蔑二由至一矣。始與二不善一。不善進二不善一。善亦蔑二由至一矣。如二草木之產一也。各以二其物一。人之有レ冠。猶三宮室之有二牆屋一也。糞除而已。何又加焉。見二知武子一。武子曰。吾子勉レ之。成宣之後。而老爲二大夫一。非レ恥乎。成子

し(三六)。われ安んぞ子を容れん」と。溫季子(三七)に見ゆ。季子曰く、「誰(三八)にかこれ如かざらん。以て(三九)求むべきか」と。張老(四〇)に見えてこれを語ぐ(四一)。張老曰く、「善し欒伯の言に從はば、以て滋す(四二)べし。范叔(四三)の教は以て大なるべし。韓子の戒は以て成すべし。物(四五)備れり、志は子に在り。かの三郤(四六)の若きは、亡人(四七)の言なり、何ぞ稱述(四四)せん。知子の道(四八)は善し。これ(四九)先主の子を覆露するなり」と。

(一) 趙盾の孫にして趙朔の子、名は武、文子はその諡。冠は士禮を以て始めて元服せしと (二) 欒書なり。禮に既に冠して贄を君に奠き、遂に贄を以て卿大夫先生に見ゆとあるを行ひしなり (三) 成人となりしをはめしなり (四) 莊は莊子にて、趙朔の諡。主は大夫の尊稱。逮は及ぶ。事はつかふる也。事ふることを得たりと也。その意はわれむかし子の父なる莊主に事へたるが故に、殊に子をなつかしく思ふと也。即ち、趙朔が嘗て下軍に將とし、欒書これに佐たりしをいへるなり (五) 外貌の華美なるは、榮とすべけれども (六) 內實のこれにともなうて充實せるか否かを知らず (七) 晉の大夫中行桓子の子なる荀庚なり (八) われ年老いたるが故に、子の將來を見るを得ざるを惜むと也 (九) 范燮也 (一〇) 知の足らざるものは、寵を得て驕ると也 (一一) 盛んならんとする國王 (一二) 逸樂に耽る亡王 (一三) 民の毀譽をきゝて、その身を修めしをいふ (一四) 矇瞍の官。誦せしめとは、前世の箴諫の語を誦讀せしめと也 (一五) 位也。兜は蔽也。即ち、公卿より列士に至るまで、詩を獻じて以て諷せしめ、君をして蔽ふなからしむるをいふ (一六) 商旅傳ふるところの善惡の言也。臚は傳也。風は采也、とる也。即ち、商旅が市に傳

爲寵驕。故興王賞諫臣、逸王罰之。吾聞古之王者、政德既成、又聽於民。於是乎使工誦諫於朝、在列者獻詩。使勿兜。風聽臚言於市、辨祅祥於謠、考百事於朝、問謗譽於路、有邪而正之。盡戒之術也。先王疾是驕也。見郤駒伯。駒伯曰。美哉。然而壯不若老者多矣。見

駒伯曰く、「美なるかな。然れども、壯は老者に若かざること多し」と。韓獻子に見ゆ。獻子曰く、「これを戒めよ。これを成人と謂ふ。成人ははじめ善に與するに在り。はじめ善に與すれば、善、善を進む、不善の由りて至る蔑し。はじめ不善に與すれば、不善、不善を進む、善もまた由りて至る蔑し。草木の產の如く、おの〳〵その物を以てす。人の冠あるは、なほ宮室の牆屋あるがごときなり。糞除せんのみ。何ぞまた加へん」と。知武子に見ゆ。武子曰く、「吾子これを勉めよ。成・宣の後にして、老いて大夫と爲らば恥にあらずや。成子の文、宣子の忠、それ忘るべけんや。それ成子は、前志に道りて以て先君を佐け、法に道りて以て政せり。文と謂はざるべけんや。それ宣子は、諫めて興・靈に盡し、諫を以て惡を取るとも、死を憚らずして進めり。忠と謂はざるべけんや。吾子これを勉めよ。宣子の忠ありて、これを納るゝに成子の文を以てせば、君に事へて必ず濟らん」と。苦成叔子に見ゆ。叔子曰く、「そも〳〵年少にして官を執るもの衆

趙文子冠。見ニ欒武子ニ。武子曰。美哉。昔吾逮ニ事莊主ニ。華則榮矣。實之不レ知。請務レ實乎。見ニ中行宣子ニ。宣子曰。美哉。惜也。吾老矣。見ニ范文子ニ。文子曰。而今可ニ以戒ニ矣。夫賢者寵至而益戒。不レ足者

卷第十二

晉語六

(一)趙文子冠し、(二)欒武子に見ゆ。武子曰く、「(三)美なるかな。むかしわれ(四)莊主に逮事せり。(五)華なるは則ち榮なり、(六)實はこれを知らず。請ふ、實を務めよ」と。(七)中行宣子に見ゆ。宣子曰く、「美なるかな。(八)惜しいかな、われ老いたり」と。(九)范文子に見ゆ。文子曰く、「而今にして以て戒むべし。それ賢者は、寵至りてます〱戒め、(一〇)足らざるものは、寵の爲に驕る。故に(一一)興王は諫臣を賞し、(一二)逸王はこれを罰す。われ聞く、『古の王者は、政德既に成りてまた民に聽く』(一三)と。是に於てか、(一四)工をして諫を朝に誦せしめ、(一五)列に在るものは、詩を獻じて兜ふなからしめ、(一六)臚言を市に風聽し、(一七)妖祥を謠に辨ち、百事を朝に考へ、謗譽を路に問ひ、邪あればこれを正す、戒めを盡すの術なり。(一八)先王この驕を疾みてなり」と。(一九)郤駒伯に見ゆ。

亟求士。然庇二州犂一焉。得二畢陽一。及二欒弗忌之難一。諸大夫害二伯宗一。將謀而殺レ之。畢陽實送二州犂於荊一。

は亟く賢士をさがし求めて、安全をはからざるかと也 (一〇) 伯宗の子たる伯州犂也。即ち、かくして子たる州犂をも保護せられんことを願ふと也 (一一) 賢士を索めて、終に畢陽を得たりと也。畢陽は晉の賢士にて、かの名高き家は、その孫なり (一二) 晉の大夫にて、伯宗の黨なり。三郤、弗忌を害せんとす。故に伯宗を讒し、并せてこれを殺せり。事は魯の成公の十五年にあたる。將は相の假なりといふ (一三) 荊は楚なり。即ち、畢陽がこの時、伯宗の子たる州犂を保護して楚におくり、終に楚の大宰とならしめたりと也

伯宗朝以喜歸。其妻曰。子貌有喜。何也。曰。吾言於朝。諸大夫皆謂我知似陽子。對曰。陽子華而不實。主言而無謀。是以難及其身。子何喜焉。伯宗曰。吾飲諸大夫酒而與之語。爾試聽之。曰。諾。旣飲。其妻曰。諸大夫莫子若也。然而民不能戴其上久矣。難必及子。子盍

伯宗朝して、喜(一)を以て歸る。その妻曰く、「子の貌の喜あるは何ぞや」と。曰く、「われ朝に言ひ、諸大夫みな、わが知、陽子(二)に似たりと謂へり」と。對へて曰く、「陽子は華(三)にして實(四)ならず。言を主(五)として謀なし。これを以て難その身に及べり。子何ぞ喜べる」と。伯宗曰く、「われ諸大夫に酒を飲ませて、これと語らん。爾試(六)みにこれを聽け」と。曰く、「諾」と。飲を旣(七)ふ。その妻曰く、「諸大夫の子に若くものなし。然れども、民その上(八)を戴く能はざるや久し。難必ず子に及ばん。子なんぞ亟(九)かに士を索めざる。願はくは州犂(一〇)を庇はん」と。畢陽(一一)を得たり。欒弗忌(一二)の難に及びて、諸大夫伯宗を害とし、將謀りてこれを殺せり。畢陽實に州犂を荊(一三)に送れり。

㊀朝より退出して、家に歸りて喜色ありと也　㊁陽處父　㊂言貌のみ華美なるをいふ　㊃心情の實ならざるをいふ　㊄尙也、たつとぶ也　㊅その時に、われは知ありや否や試みに聽けと也　㊆終也、盡也、をはりつくる意　㊇上は賢也。戴は奉也。その意は、民はおのれより賢才ある人を長く上にいたゞくこと能はず、終にこれを害せんとするは、久しき昔よりの事實なりと也　㊈亟は疾也、すみやか也。索は求也。即ち、子は何ぞ

人也。伯宗曰。何聞。曰。梁山崩。而以ㇾ傳召二伯宗一。伯宗問曰。將若何。對曰。山有二朽壤一而自崩。將若何。夫國主二山川一。故川涸山崩。君爲ㇾ之降ㇾ服。出次。乘ㇾ縵。不ㇾ舉。策二於上帝一。國三日哭。以禮焉。雖二伯宗一亦其如ㇾ是而已。其若ㇾ之何。問二其名一。不ㇾ告。請二以見一。弗ㇾ許。伯宗及ㇾ絳以告。而從ㇾ之。

山川に主たり。故に川涸き山崩るれば、君これが爲に服を降し、(一三)出でて次り、(一四)縵に(一五)乘り、舉げず、(一六)上帝に策し、(一七)國三日哭して(一八)以て禮せり。伯宗と雖も、またそれかくの如くせんのみ。それこれを若何すべき」と。その名を問へば告げず。以て(一九)見えんと請ふ。許さず。伯宗絳に及びて以て告ぐ。(二〇)これに從へり。(二一)

(一) 晉國の山嶺にして、崩壊して河流を壅塞せしもの。今の陝西省にあり (二) 傳は驛車にて、驛々に備へて急用に用ふる車 (三) 晉の大夫にて、伯糾の子 (四) 重れる牛車を立てて道をひらきあけしめんとして曰くと也。辟は闢也。次の辟は避也、さくる也 (五) 傳を用ふるは、速に用を便ぜんがためなりと也 (六) 疾也、すみやか也 (七) 捷は捷徑、即ちわき道を通りてはやく行くにしかずと也 (八) 伯宗がその言をきゝて喜びきと也 (九) その車を御せるものの住居也 (一〇) 絳は晉の都 (一一) 梁山の崩れしは、如何に處置すべきかと也 (一二) くちたる土壌、朽は腐也。失政のためといはずして、朽壌といひしは、諱避の言也 (一三) 服を降しとは、國君の衣服も白きねりぎぬの衣を着るをいふ (一四) 宮を出て、郊にやどる也 (一五) 飾りなき車 (一六) 音樂を奏せざるをいふ (一七) 幣帛の文を以て上帝に告ぐること (一八) 國民が三日間哭して禮拜したりと也 (一九) この人を連れて晉君に見えんと請ひしかど、承諾せざりきと也 (二〇) 車者の言を君に告げし也 (二一) 君この車者の意見に從へりと也

邑之禮。爲二君
之辱一。敢歸中諸
下執政上。以慭
御人。苗棼皇
曰。郤子勇而
不レ知レ禮。矜二其
伐一而恥二國君一。
其與幾何。

梁山崩。以レ傳
召二伯宗一。遇二大
車當レ道而覆一。
立而辟レ之曰。
辟レ傳。對曰。傳
爲レ速也。若竢二
吾辟一レ之。則加
遲矣。不レ如二捷
而行一。伯宗喜。
問二其居一。曰。絳

梁山崩る。(一)傳を以て(二)伯宗を召す。(三)大車の道に當つて覆るに遇ふ。(四)立ててこれを辟かせんとして曰く、「傳を辟けよ」と。對へて曰く、(五)「傳は速かならんが爲なり。もしわがこれを辟くるを竢たば、則ち(六)加ゝ遲し。(七)捷して行くに如かず」と。(八)伯宗喜ぶ。(九)その居を問ふ。曰く、「絳人なり」と。伯宗曰く、「何をか聞ける」と。曰く、「梁山崩れて、傳を以て(一〇)伯宗を召す」と。伯宗問うて曰く、「はた若何にせ(一一)ん」と。對へて曰く、「山に朽壤(一二)ありて自ら崩る。はた若何にせん。それ國は

㊀ 鞍の役に敗北せしが故に、降服して晉侯に朝せしなり。時は魯の成公の三年にあたる ㊁ 饗を致すなり ㊂ 戰ひて捕虜となれる他國の君主を饗する禮なり。齊君は、捕虜となれるにあらざるに、この無禮の饗禮を用ひしなり。隕命の禮は司馬法に出づ ㊃ 克は獻子の名 ㊄ 粗末の意。腆は厚也 ㊅ わが晉國の謙稱 ㊆ 君の辱くもわが晉國に臨まれたるが故にと也 ㊇ 下位の執政にまでこの食をおくると也。君に食を奉るの謙辭。歸は饋にて、食をおくるをいふ ㊈ 慭は願也。御人は婦人にて、かつて郤獻子の齊に使せしとき、笑ひて辱しめし婦人をいふ也。その意は、願はくは、この饗を以て、君の御人のおのれを笑ひしものに報いんと也 (一〇) 晉の大夫楚の鬭伯棼の子 (一一) 伐は功也。矜は大也、ほこりて大とする意 (一二) 幾何もなくして天命を全うせずして死せんと也

對曰。克也以二君命一命二三軍之士。三軍之士用レ命。克也何力之有焉。范文子見。公曰。子之力也夫。對曰。燮也受二命於中軍一。以命二上軍之士。上軍之士用レ命。燮也何力之有焉。欒武子見。公曰。子之力也夫。對曰。書也受二命於上軍一。以命二下軍之士。下軍之士用レ命。書也何力之有焉。

と。范文子見ゆ。公曰く、「子の力なり」と。對へて曰く、「燮や、命を中軍に受けて、以て上軍の士に命ぜしに、上軍の士命を用ひしなり。燮や、何の力かこれあらん」と。欒武子見ゆ。公曰く、「子の力なり」と。對へて曰く、「書や、命を上軍に受けて、以て下軍の士に命ぜしに、下軍の士命を用ひしなり。書や、何の力かこれあらん」と。

㈠ 功也　㈡ 晉の卿欒枝の孫、欒盾の子、名は書、時に下軍に將たり

靡笄之役也。郤獻子伐レ齊。齊侯來。獻レ之以得二隕命之禮一。曰。寡君使下克也不腆弊

靡笄の役に、郤獻子齊を伐ち、齊侯來れり。これに獻じて以て隕命の禮を得たり。曰く、「寡君克をして不腆なる弊邑の禮、君の辱きが爲に、敢へてこれを下執政に歸らしむ。以て憖はくは御人にせん」と。苗賁皇曰く、「郤子は勇にして、禮を知らず。その伐に矜りて國君を恥ぢしむ。それ幾何かあらん」と。

逐之。三周華不注之山。

靡笄之役。郤獻子。師勝而反。范文子後入。武子曰。燮乎。女亦知吾望爾也乎。對曰。夫師。郤子之師也。其事臧。若先。則恐國人之屬耳目於我也。故不敢。武子曰。吾知免矣。

靡笄之役。郤獻子見。公曰。子之力也夫。

(二) 齊にある山の名。一說に華は齊の地名。不注は山の名なりと

靡笄の役に、郤獻子、師勝ちて反れり。(一)范文子後れて入る。武子曰く、「燮よ、女もまたわが爾を望むを知るか」と。對へて曰く、「それ師は、(三)郤子の師なり。その事臧し。(四)もし先だたば、則ち恐らくは國人の耳目をわれに屬がんことを。(五)故に敢へてせず」と。武子曰く、「(六)われ免るゝを知れり」と。

(一) 時に范文子は上軍の將たり (二) 汝もまたわが汝を憂へて望み見しことを知れるかと也。卽ち余が絕えず汝の行動を心配して見てありしを理解せしかといふ意 (三) 郤子がみづから齊を伐たんことを請ひ、又元帥たりしが故に、しかいふ (四) 臧は善也。軍の成功せしをいふ也 (五) 屬は注也。その意は、われは上軍の將なるが故に、先だちて入るべき筈なれども、もし然せば、國人がみなわれに耳目を注ぎ、われを稱する結果、郤子の名譽を傷つけんことを恐れしが故に、後れて入れりと也 (六) かゝる心ならば、汝はよく咎を免るゝ人となれるを知れりと也

靡笄の役に、郤獻子見ゆ。公曰く、「子の力なり」と。(一)對へて曰く、「克や、君命を以て三軍の士に命じ、三軍の士命を用ひしなり。克や、何の力かこれあらん」

鞌之役。郤獻子傷。曰。余病喙。張侯御曰。三軍之心。在此車矣。其耳目。在於旗鼓。車無退表。鼓無退聲。軍事集矣。吾子忍之。不可以言病。受命於廟。受脤於社。甲冑而効死。戎之政也。病未若死。祇以解志。乃左幷轡。右援枹而鼓。之馬逸不能止。三軍從之。齊師大敗。

鞌の役に、郤獻子傷く。(一)曰く、「余病喙す」(二)と。張侯(三)御して曰く、「三軍の心はこの車に在り。(四)その耳目は旗鼓に在り。車に退表なく、(五)鼓に退聲なくば、軍事集らん。(六)吾子これを忍べ。以て病と言ふべからず。命を廟に受け、(七)脤を社に受け、(八)甲冑して死を効すは、戎の政なり。(九)病めども未だ死に若ばず。祇に以て志を解かん」(一〇)と。乃ち左に轡を幷せ、右に枹を援いてこれを鼓つ。(一一)馬逸りて止むる能はず。(一二)三軍これに從ふ。齊の師大に敗れたり。これを逐ひて、三たび華不注の山を周れり。(一三)

(一)傷くとは、矢にあたりて傷きし也　(二)喙は喘也、あはまる也　(三)晉の大夫　(四)この車は、大將たる郤獻子の乘れる車也。即ち、三軍の士は、この車の進退と共に進退すと也　(五)車より退却を命ずる旗のたつとなく、退却せよといふ鼓を鳴らすことなくば　(六)この度の戰は勝ちて成功せん　(七)出征の際には、君たるもの、これを宗廟に告げ、その戰命をうくるが故にいふ　(八)脤は社神即ち土地の神に供ふる肉。出征の際にはその肉をうけてゆくが故にしかいふ　(九)兵士たるもののなすべき常例なりと也。戎は兵也。若は及也　(一〇)祇は適也、まさに也。その志はもし子傷きて病むといはば、その事軍中に知れわたりて、三軍の士の敵を伐たんとする志の解けて、意氣沮喪せんと也　(一一)左の手に馬の轡即ち手綱を取りと也。枹は鼓をうつ柄。援は引也　(一二)逸は奔也

之能對一也。吾知レ三焉。武子怒曰。大夫非レ不レ能也。讓二父兄一也。爾童子何知。而三二掩人于朝一。吾不レ在二晉國一。亡無レ日矣。擊レ之以レ杖。折二委笄一。

靡笄之役。韓獻子將レ斬レ人。郤獻子駕將レ救レ之。至則既斬レ之矣。郤獻子請以徇。其僕曰。子不レ將レ救レ之乎。獻子曰。敢不レ分レ謗乎。

知らん。しかるを人を朝に三掩せり。(七)われ晉國に在らず。(八)亡ぶる日なからん」と。(九)これを擊つに杖を以てし、委笄を折れり。(一〇)

(一) 暮の古字、卽ち日くれての意 (二) 秦國の使者 (三) 廋は隱也。廋辭とは、隱伏の語にて、なゞ也。卽ち朝廷にてなぞをいひしものあり (四) われその謎の三つを解するを得たり (五) 大夫がこれを解くと能はざるにあらずして、これを解くことを長老者に讓れるなりと也 (六) 父兄は長老也 (七) 三たび人の美をおほひかくして、人をしのげりと也 (八) かゝる心にては、長老諸卿より憎まるゝを以て、われ晉國に住するを得ずと也 (九) わが家の滅亡すること日ならずしていたらん (一〇) 委貌の冠と笄と也。笄はかうがい也

(一)靡笄の役に、韓獻子將に人を斬らんとす。郤獻子駕して將にこれを救はんとす。至れば則ち既にこれを斬れり。郤獻子請うて以て徇ふ。(二)その僕曰く、「子は將にこれを救はんとせざりしか」と。(三)獻子曰く、「敢へて謗を分たざらんや」と。(四)

(一) 靡笄は齊の山の名。魯の成公の二年に、晉の郤克齊を伐ち、齊の師を靡笄山の下にひきゐ、鞍に戰ひて、これを破れり。韓獻子時に司馬たり。將に人を斬りて、これを殺さんとせり。然れども、その罪は赦すべきものたりしなり (二) その罪をとなへて衆を戒めたりと也。徇ふとは、ふれ示す也 (三) 車僕にて御者 (四) 韓子と人よりの謗を分ちて、その身にうけ、非を共にせんと也

曰。哭乎。吾聞之。干二人之怒一。必獲レ毒焉。夫郤子之怒甚矣。不レ逞二於齊一。必發二諸晉國一。不レ得レ政。何以逞レ怒。余將レ致政焉。以成二其怒一。無三以レ内易二外一也。爾勉從二二三子一。以承二君命一唯敬。乃老。

して以てその怒を成げしめんとす。内を以て外に易ふること無らん(九)。爾勉めて二三子に從ひて(一〇)、以て君命を承けてたゞ敬め」と。乃ち老せり(一一)。

(一) 晉の卿にて、郤缺の子、克なり。齊に聘せしは魯の宣公の十七年にあたる (二) 郤獻子は、跛即ちびつこなりしかば、齊の頃公、夫人をしてこれを觀しめ、郤子の將に升らんとせしとき、夫人房にありて笑ひしなりと (三) 晉の正卿にて、名は會 (四) 范武子の子の名にて、文子と謚せし人 (五) 人の怒れるを干して妨ぐれば、必ず害を受くと也 (六) 齊を伐ちて、その怒をはらさしめて、快くせずば、必ずその怒を晉國に發して、晉國を害するにいたらんと也。逞は快也 (七) 執政の地位を得るにあらざれば、怒の情を快くして、快心に齊を伐つ能はずと也 (八) 執政の地位を君に歸して、郤獻子をしてこれに代りて執政たらしめ、以てその怒をとげしめんとす (九) 内は晉をさし、外は齊をさす。卽ち、さすれば、國外なる齊に對する怒を内なる晉に移し晉に禍するが如き事なからんと也 (一〇) 諸卿に從ひて、君命をうけ、つゝしみてこれを行へと也 (一一) 老を告げてその職を辭せりと也

范文子莫退二於朝一。武子曰。何莫也。對曰。有秦客廋二辭於朝一。大夫莫二

范文子(一)莫く朝より退く。武子曰く、「何ぞ莫きや」と。對へて曰く、「秦客(二)の朝に廋辭(三)するあり。大夫これに能く對ふる莫きなり。われ三(四)を知れり」と。武子怒りて曰く、「大夫(五)の能はざるにあらざるなり。父兄(六)に讓れるなり。爾童子何ぞか

哉。夫不レ忘二恭敬一。社稷之鎭也。賊二國之鎭一。不忠。受レ命而廢レ之。不信。享二一名於此一。不レ若レ死。觸二廷之槐一而死。靈公將レ殺二趙盾一。不レ克。趙穿攻二公於桃園一。逆二公子黑臀一而立レ之。寔爲二成公一。

郤獻子聘二於齊一。齊頃公使二婦人觀一。而笑レ之。郤獻子怒。歸請レ伐レ齊。范武子退レ自レ朝。

(一五)靈公將に趙盾を殺さんとして克はず。(一六)趙穿、公を桃園に攻め、(一七)公子黑臀を逆へて(一八)(一九)これを立つ。(二〇)寔を成公となす。

(一)民を苦めてあくなきをいふ (二)疾也、にくむ也 (三)當時の力士 (四)殺也 (五)寢殿の前にある門。辟は開也 (六)禮服也 (七)早也 (八)うたゝねなり。冠帶を脱せずして寐ぬるをいふ (九)夙におきて敬恪せるをほめていへるなり (一〇)國家をしづめ守る重臣なりと也。鎭は重也 (一一)殺せといふ君よりの命をうけてと也 (一二)一の名義にて、不忠か不信かの一の名なり (一三)廷は庭也 (一四)ゑんじゆの木なり (一五)晉の靈公の二年秋、晉侯が趙盾に酒を飲ませ、兵士を伏せてこれを攻めんとせしが、趙盾これを覺りて逃げしが故に、殺す能はざりしなり (一六)晉の大夫、趙夙の孫趙盾の從父昆弟なる武子穿なり (一七)園の名 (一八)晉の文公の子にて襄公の弟なる成公黑臀なり (一九)迎にて、周よりむかへし也 (二〇)寔は是也

(一)郤獻子齊に聘す。(二)齊の頃公、婦人をして觀しむ、これを笑ふ。郤獻子怒る。歸つて齊を伐たんことを請ふ。(三)范武子朝より退いて曰く、(四)「燮よ、われこれを聞く、(五)『人の怒を干せば、必す毒を獲』と。それ郤子の怒甚し。(六)齊に逞くせずば、必ずこれを晉國に發せん。(七)政を得ずば、何を以て怒を逞くせん。余將に政を致(八)

小邾懼之。襲侵之事陵也。是故伐備鐘鼓、聲其罪也。戰以錞于丁寧、儆其民也。襲侵密聲、爲蹔事也。今宋人殺其君、罪莫大焉。明聲之、猶恐其不聞也。吾備鐘鼓、爲君故也。乃使旁告於諸侯。治兵振旅。鳴鐘鼓以至於宋。

して宋に對して宣戰の令を發し、軍吏を召集し、樂正以下樂備を命じ、三軍の用ふる鐘鼓を備へしめたりと也　(九)　趙盾の弟、晉の大夫原同なり　(一〇)　大罪也　(一一)　懼也、ふるえておそれしむる也　(一二)　或は敵を襲ひ或は敵を侵すは、大國を以て小國を凌ぎおかすものなりと也。輕く攻むるを襲といひ、鐘鼓を用ひざるを侵といふ　(一三)　との故に、戰に鐘鼓を用ふるは、その罪を聲高くとなへて明にするなり　(一四)　その形鐘の如きものにて鼓と相和するもの　(一五)　鉦なり。儆は戒也。その意は、また戰に錞于や鉦を用ふるは、その民を戒むる意なり　(一六)　ひそかにして明にせざるは　(一七)　にはかに迫る意　(一八)　君たるものの道を罪びて、これを明にせんがために、これをならして聲明し、亂倫の行を懲らさんがためなりと也　(一九)　遍也、あまねく也　(二〇)　兵を治めととのふること。戰に勝ちて兵ををさめてかへること

靈公虐。趙宣子驟諫。公患之。使鉏麑賊之。晨往、則寢門闢矣。盛服將朝。早而假寐。麑退、歎而言曰、趙孟敬

靈公虐なり。趙宣子しばしば諫む。公これを患ひ、鉏麑をしてこれを賊さしめんとす。晨に往けば則ち寢門闢けり。盛服して將に朝せんとし、蚤くして假寐せり。麑退きて歎じて言つて曰く、「趙孟は敬せるかな。それ恭敬を忘れざるは、社稷の鎭なり。國の鎭を賊するは、不忠なり。命を受けてこれを廢するは不信なり。一名をこゝに享けんよりは、死するに若かず」と。廷の槐に觸れて死せり。

國之急一也。對曰。大者天地。其次君臣。所ニ以爲レ明レ訓也。今宋人。殺ニ其君一。是反ニ天地一。而逆ニ民則一也。天必誅焉。晉爲ニ盟主一。而不レ脩ニ天罰一。將懼レ及焉。公許レ之。乃發ニ令於太廟一。召ニ軍吏一。而戒ニ樂正一。令ニ三軍之鐘鼓必備一。趙同曰。國有ニ大役一。不レ鎭ニ撫民一。而備ニ鐘鼓一。何也。宣子曰。大罪伐レ之。

逆ふなり。天必ず誅せん。晉、盟主となりて天罰を脩(四)はずんば、將に及(五)ばんことを懼る」と。公これを許せり。乃ち令を太廟(六)に發し、軍吏(七)を召し、樂正(八)を戒め、三軍の鐘鼓をして必ず備へしむ。(九)趙同曰く、「國に大役(一〇)あり。民を鎭撫せずして鐘鼓を備ふるは何ぞや」と。宣子曰く、「大罪はこれを伐ち、小罪はこれを憚す(一一)。襲侵(一二)の事は陵ぐなり。この故に、伐つて(一三)鐘鼓を備ふるは、その罪を聲らすなり。戰に錞于(一四)・丁寧(一五)を以てするは、その民を儆むるなり。襲侵に聲を密(一六)にするは、蹔(一七)事を爲すなり。今宋人その君を殺す。罪これより大なるは莫し。明かにこれを聲すとも、なほ恐らくはその聞えざらんことを。われ鐘鼓を備ふるは、君の爲の故(一八)なり」と。乃ち旁く(一九)諸侯に告げしめ、治兵振旅(二〇)し、鐘鼓を鳴して以て宋に至れり。

(一) 宋の成公の子なる文公、名は鮑 (二) 鮑の兄にして、杵臼なり。昭公を弑せしは、魯の文公の十六年にあり (三) 尊卑おの〳〵その所を得しむるは、敎訓を明にする所以なり (四) 行也 (五) 天罰のわが晉國に及ばんことをおそる (六) 晉の祖先の廟 (七) 軍の監督にあたるもの (八) 軍樂をつかさどる長。その意は、こゝに於て太廟に報告

於レ君、懼二汝不一
能一也。舉而不
能。黨孰大レ焉。
事レ君而黨、吾
何以從レ政。吾
故以レ是觀レ汝。
汝勉レ之。苟從二
是行一也、臨二長
晉國一者、非レ汝
其誰。皆告二諸
大夫一曰、二三
子可二以賀一レ我
矣。吾舉二厥也一
而中。吾乃今
知レ免二於罪一矣。

宋人、殺二昭公一。
趙宣子請二師
於靈公一。以伐レ
宋。公曰、非二晉

(一) 晉の正卿趙衰の子にて、名は盾、宣子は諡也 (二) 韓萬の玄孫にて、子輿の子、名は厥、獻子はその諡 (三) 靈公の子、名は夷皐 (四) 軍司馬にて、軍の刑罰をつかさどるもの (五) 河曲は晉の地名。魯の文公の十二年に、秦が晉を伐ち、河曲に戰ひしをいふ (六) 趙宣子なり。趙氏は、世々孟と稱せり (七) 軍列を亂す也 (八) その身を全うして、天命を終ふること能はざらん (九) その車僕の主人にて、趙宣子をさす。朝に莫にとはその間の極めて短なるをいふ。莫は暮の古字。升せてとは、獻子を進めて司馬となししをいふ。車は車僕也、御者也 (十) かくせられて安んじ居るものあらんやと也 (十一) 韓獻子を召しし也 (十二) 義に比するにて、義に親むをいふ。私におもねるを黨といふ (十三) 忠信なり。その意は、それ忠信の心を以て義ある人を推擧するは比なりと也 (十四) その軍事は、一兵たりとも、他よりしのぎ犯すべきものにあらず (十五) もし犯されたる場合に、これを隱さずして、公明に處斷するは義なりと也 (十六) 甚だ大なる黨をなしたることになるなりと也 (十七) 試みしなりの意 (十八) 苟も今の如き行を持續せば、將來わが晉國に臨みて、師長とならんものは、汝の外にはなかるべしと也。師長とは大臣大將の如き意 (十九) 罪を免れしとは推擧の罪をなさざりしを知れりと也

(一)宋人、昭公を殺す。趙宣子師を靈公に請ひて、以て宋を伐たんとす。公曰く、(二)「晉國の急にあらざるなり」と。對へて曰く、「大なるものは天地、その次は君臣(三)訓を明かにするを爲す所以なり。今宋人その君を殺す。これ天地に反きて民則に

趙宣子言二韓獻子於靈公一。以爲二司馬一。河曲之役。趙孟使下人以二其乘車一干上行。獻子執而戮レ之。衆咸曰。韓厥必不レ沒矣。其主朝升レ之。而莫戮二其車一。其誰安レ之。宣子召而禮レ之曰。吾聞事レ君者。比而不レ黨。夫周以擧レ義。比也。擧以二其私一。黨也。夫軍事無レ犯。犯而不レ隱。義也。吾言二汝

趙宣子(一)、韓獻子(二)を靈公(三)に言つて、以て司馬(四)と爲せり。河曲の役に、趙孟(六)、人をしてその乘車(七)を以て行を干さしむ。獻子執へてこれを戮せり(五)。衆咸曰はく、「韓厥は必ず沒らざらん(八)。その主(九)朝にこれを升せて、莫にその車を戮せり。それ誰かこれに安んぜん」と。宣子(一一)召してこれを禮して曰く、「われ聞く、『君に事ふるもの(一〇)は、比(一二)して黨せず』と。それ周して以て義を擧ぐるは比なり。擧ぐるにその私を以てするは黨なり(一四)。それ軍事(一三)は犯さるゝなし(一五)。犯されて隱さざるは義なり。われ汝を君に言ひて、汝が不能ならんことを懼れしなり。擧げて不能ならば、黨(一六)いづれか焉より大ならん。君に事へて黨せば、われ何を以て政に從はん。われ故にこれを以て汝を觀しなり(一七)。汝これを勉めよ(一八)。苟もこの行に從はば、晉國に臨長たらんものは、汝にあらずしてそれ誰ぞ」と。みな諸大夫に告げて曰く、「二三子以てわれを賀すべし。われ厥を擧げて中れり。われ乃ち今にして罪を免れしを知れり(一九)」と。

卒將復中外易矣。若外內類。而言反之。瀆其信也。夫言以昭信。奉之如機。歷時而發之。胡可瀆也。今陽子之情譓矣。以濟蓋也。且剛而主能。不本而犯。怨之所聚也。吾懼未獲其利。而及其難。是故去之。期年。乃有賈季之難。陽子死之。

(一四) 起ちて陽子に随ひて行けりと也 (一五) 溫山といふ山 (一六) 何を思ひて、それかく早くかへれる、事をなつかしく思ひてかくと也 (一七) 陽子の容貌 (一八) 容貌は心情のおもてにあらはれたるいろどり也 (一九) 言語は外貌中の最もかなめなるものなり (二〇) 人の情はその身に生じて、心の中に成るものなり (二一) 言語はその身の價値をあらはすあやもやうなり (二二) 情と言と貌と合しての意 (二三) この三者が相調和して、始めてうるはしく物事の行はれゆくものなり (二四) 今陽子の貌は十分にとゝのひ成れども、その言語はこれにそはずと也。即ち、外貌成りて中情に不足あるをいふ。類は之也 (二五) とゝのひて完きものにあらざるなり (二六) 瀆は褻也、しふる也。機は反對になるをいふ。易は異なり。即ち、その中情のとゝのはずして、外貌のみにて、しひてこれをとゝのへんとすれば、語に反對の結果をあらはし、中情と外貌との不調和が一層明白とならんと也 (二七) 外は外貌、内は中情。類は善也、調和なり (二八) 褻なり (二九) それ言語といふものは、信義をあきらかにあらはすものなり (三〇) 機關の相應ずるが如きをいふ (三一) 經歷せる年數をまちての意。言語をとりあつかふことは、恰も機關の相應ずるが如く、十分なる熟慮を經て後に發すべきものなり (三二) 辯察也。智慧に富めるをいふ (三三) 詳なる智によりて、その容貌を飾してその短所をおほひかくせるなり (三四) 剛也、たつとふ也 (三五) 行の仁義にもとづかずして、人を犯すをいふ。即ち、陽子は性剛愎にして、その材能をたつとび、行は仁義に本づかずして人を犯すと也 (三六) 故にわれ陽子に從はば、その利を得ざる中に、禍のわが身に及ばんことをおそれたり (三七) 滿一年也 (三八) 賈季は、狐偃の子なる射姑なり。賈に食邑せしが故に、賈といふ。字は季。初め晉五軍を作る。魯の文公の五年に、晉の四卿卒せり。同じく六年に、晉が夷に蒐する時、二軍をやめ、成國の制にかへし、狐射姑中軍に將たり。趙盾これに佐たり。陽子溫より至るに及び、改めて董に蒐し趙盾をして中軍に將たらしめ、射姑をこれが佐となせり。射姑、陽子のその班をかへしを怨み、續鞫居をして陽子を殺さしめて、おのれは狄に奔りしをいふ

擧而從之。陽子道與之語。及山而還。其妻曰。子得所求而不從之。何其懷也。曰。吾見其貌而欲之。聞其言而惡之。夫貌。情之華也。言。貌之機也。身爲情。成於中。言。身之文也。言文而發之。合而後行。離則有釁。今陽子之貌濟。其言匱。非其實也。若中不濟而外彊之。其

ろを得てこれに從はず、何をそれ懷へる」と。曰く、「われその貌を見てこれを欲し、その言を聞きてこれを惡めり。それ貌は情の華なり。言は貌の機なり。身情を爲して中に成る。言は身の文なり。言は文にしてこれを發し、合して後に行はる。離るれば則ち釁あり。今陽子の貌は濟り、その言は匱し。その實にあらざるなり。もし中濟らずして外これを彊ひば、それ卒に將に復りて中外易らんとす。もし外内類くして、しかも言これに反るは、その信を潰んずるなり。それ言は以て信を昭かにす。これを奉ずること機の如く、時を歷てこれを發せんとす。胡ぞ潰んずべけんや。今陽子の情は譓なり。以て濟して盍へるなり。かつ剛にして能を主とし、本かずして犯す、怨の聚るところなり。われ未だその利を獲ずして、その難に及ばんを懼る。この故にこれを去りしなり」と。期年にして乃ち賈季の難あり。陽子これに死せり。

㊀ 晉の大傅なる陽子　㊁ 晉の邑の名。今の河南省にあり　㊂ 逆旅は宿屋。甯は邑名。嬴は宿屋の主人の姓

故舜之刑也殛鯀。其擧也興禹。今君之所聞也。齊桓親擧管敬子。其賊也。公曰。子何以知其賢也。對曰。臣見其不忘敬也。夫敬德之恪也。恪於德以臨事。其何不濟。公見之。使爲下軍大夫。

の大夫たらしめたり。(一七)

(一) 晉臣なり (二) 冀は晉の邑。野は郊外也 (三) 耨は耘也、くさぎる也 (四) 野に食をおくるを饁といふ (五) 夫婦相敬すること賓客の如しと也 (六) 近寄りて也 (七) 歸るは、晉國にとくにかへりしをいふ (八) 冀缺の父なる冀芮。事ありとは、文公の元年に、冀芮の文公より逼られんことを懼れ、呂甥と共に、文公を弑せんことを謀り、公宮を焚きしに、秦伯これを殺ししをいふ (九) 一國の僇臣なりの意 (一〇) 僇は戮也。即ちその父の罪を問ふ勿れと也 (一一) 夏の禹王の父。殛は誅也 (一二) その子の禹王をあげ用ひて、これを重にせりと也 (一三) さらに降りて、今君が日常見聞せる例をあぐれば、齊の桓公はおのれを害せんとせし管敬子をみづから用ひて、大政を委ねたりと也。敬子は管仲の諡 (一四) 桓公をそこなはんとせしものなり (一五) 敬とは、德をつゝしみうやまふものなりと也。恪はつゝしむ也。德に恪み職につくれり (一六) [illegible]なり

陽處父如衞。反過甯。舍於逆旅甯嬴氏。嬴謂其妻曰。吾求君子久矣。乃今得之。

陽處父衞に如き、(一八)反るとき甯を過ぎ、(一九)逆旅の甯の嬴氏に舍す。嬴、その妻に謂つて曰く、「われ君子を求むるや久し。乃ち今これを得たり」と。(二〇)已ちてこれに從ふ。陽子道にしてこれと語る。(二一)山に及んで還る。その妻曰く、「子求むるとこ

臼季。使舍ニ於冀野一。冀缺耨。其妻饁レ之。敬相待如レ賓。從而問レ之。冀芮之子也。與レ之歸。既復命。而進レ之曰。臣得ニ賢人一。敢以告。文公曰。其父有レ辠。可乎。對曰。國之良也。滅ニ其前惡一。是

巻第十一

晉語五

臼季[一]、使して冀野[二]に舍す。冀缺[三]耨る。その妻これに饁る[四]。敬して[五]相待つこと賓の如し。從うて[六]これを問へば、冀芮の子なり。これと與に[七]歸る。既に復命してこれを進めて曰く、「臣、賢人を得たり。敢へて以て告ぐ」と。文公曰く、「その父[八]辠あり、可ならんか」と。對へて曰く、「國の良[九]なり、その前惡[一〇]を滅け。この故に、舜の刑するや鯀[一一]を殛し、その擧ぐる[一二]や禹を興せり。今君[一三]の聞くところ、齊桓は親ら管敬子を擧げたり。その賊[一四]なりき」と。公曰く、「子、何を以てその賢を知る」と。對へて曰く、「臣、その敬を忘れざるを見しなり。それ敬は德の恪なり。德を恪みて[一五]以て事に臨まば、それ何か濟らざらん」と。公これを見、下軍

遂使₂曹衛₁。出₂穀戍₁。釋₂宋圍₁。敗₂楚師於城濮₁。於ㇾ是乎遂伯。

取りて守れる楚の戍卒を穀より追ひ出しゝ也。魯の僖公の二十六年に、楚が齊を伐ちて穀を取り、申公叔侯をしてこれを守らしめしをいふ。宋の圍云々とは、僖公二十七年に、楚が宋を圍みしを、晉が曹・衛を伐ちてこれを救ひしをいふ　(九)　霸に同じ。諸侯の長となりしをいふ

文公卽レ位二年。欲レ用二其民一。子犯曰。民未レ知レ義。盍下納二天子一以示中之義上。乃納二襄王於周一。公曰。可矣乎。對曰。民未レ知レ信。盍三伐レ原以示二之信一。乃伐レ原。曰可矣乎。對曰。民未レ知レ禮。盍二大蒐備レ師。尚レ禮以示上レ之。乃大蒐二於被廬一。作二三軍一。使下郤穀將二中軍一以爲中大政上。郤溱佐レ之。子犯曰。可矣。

文公位に卽きて二年、その民を用ひんと欲す。(一)子犯曰く、「民は未だ義を知らず。なんぞ天子を納れて以てこれに義を示さざる」と。(二)乃ち襄王を周に納る。公曰く、「可ならんか」と。對へて曰く、「民未だ信を知らず。(三)なんぞ原を伐ちて以て、これに信を示さざる」と。乃ち原を伐つ。曰く、「可ならんか」と。對へて曰く、「民未だ禮を知らず。なんぞ大に蒐して(四)師を備へ、禮を尚んで以てこれに示さざる」と。乃ち大に被廬(五)に蒐して三軍(六)を作り、郤穀をして中軍に將として大政を爲さしめ、郤溱(七)これに佐たり。子犯曰く、「可なり」と。遂に曹・衞を伐ち、穀(八)の戍を出し、宋の圍を釋き、楚の師を城濮に敗る。こゝに於てか遂に伯たり。(九)

(一) 征伐に用ひんとせしなり。更にまた文公のこの事實をこゝにいへるは、文公を善みするの事を以て、述べ終らんとせしなり (二) 何ぞ周の天子の、子帶の難を避けて、鄭の地なる氾にあるを、周室に納れて、上を尊ぶの義を民に知らしめざる (三) 文公が兵に命じて、三日の糧を以て原を伐てと令せしに、その糧盡きてもなほ原の降らざりしかば、命じて兵衆をして原の地を去らしめし事實をいへるなり (四) 蒐は尊卑を明にし、少長を順にし、威儀を習はしむる所以のものなるが故に、しかいひし也。尙は上也、尊也 (五) 晉の地名 (六) 文公が始めて作りし上中下軍なり。大政を爲さしめとは、國政を掌らしめしをいふ (七) 晉の大夫 (八) 穀は齊の地名。戍は戍卒。卽ち穀を

於宗公。神罔時恫。是則文王非專教誨之力也。公曰。然則教無益乎。對曰。胡爲。文益其質。故人生而學。非學不入。公曰。奈夫八疾何。對曰。官師之所材也。戚施直鎛。蘧篨蒙璆。侏儒扶盧。矇瞍修聲。聾聵司火。僮昏嚚瘖僬僥官師所不材也。以實裔土。夫教者。因體能質而利之者也。若川然有原。以卬浦而後大。

ふ　(二四)　閎宗の弟也。比は親也　(二五)　詩經大雅思齊篇の詩。寡妻とは、寡德の妻の意にて、大姒をいふ。刑りとは模範を示して導く意。兄弟に至りとは、その德化をその兄弟に及ぼし、その德化を更にひきひろめて、遂に家邦を立派に治むるにいたれりと也。御は治也　(二六)　八人の賢臣、即ち伯達・伯适・仲突・仲忽・叔夜・叔夏・季隨・季騧をいふ　(二七)　周の賢臣　(二八)　南宮适にて、賢臣　(二九)　蔡公と原公と也　(三〇)　辛甲と尹佚　(三一)　周文公。召康公。畢公。榮公。共に周の賢臣　(三二)　億は安也　(三三)　詩經大雅思齊篇の詩。宗公は大宗也。惠は順也。恫は痛也。その意は、文王が政をなして、大臣に諮り、賢うてこれを行ひしが故に鬼神の怨痛するものなし　(三四)　教誨の力のみによりて成れるにあらず　(三五)　天賦の美質ある上に文采即ち學問の力を以てみがけば、一層よくなると也　(三六)　道に入らず　(三七)　前にのべし戚施より、聾聵にいたるまでの八つの疾をいふ　(三八)　師は長也。材は古への裁の字にて、とりさばき用ふる意。即ち官長によりて使用せらるゝものなりと也　(三九)　鎛をうつことをつかさどると也　(四〇)　磬をいたゞかしむる也　(四一)　盧(矛戟の柄)によりて戲をなすをいふ　(四二)　目見えざるものは、音聲に審なるが故に、これを修めしめと也　(四三)　耳の聞ゆるなきものは、物を視るに審なるが故に、火を主らしむる也　(四四)　邊鄙の土地に、共に住ましむるなり　(四五)　能は才也。即ちその身體、才質の成就すべきものによりて教育し、これを利あるやうに導くものなりとなり　(四六)　源に同じ、水源なり。浦は、大水川に注ぐるを浦と曰ふとありて、即ち文選也。卬は迎也。その意は、川に水源ありて、因りて開利して、更に浦を迎へて、成る後にこれを一層大にするが如しと也

師弗煩。事王不怒。敬友二虢。而惠慈二蔡。刑于大姒。比于諸弟。詩云。刑于寡妻。至於兄弟。以御于家邦。於是乎用四方之賢良。及其即位也。詢於八虞。而咨於二虢。度於閎夭。而謀於南宮。諏於蔡原。而訪於辛尹。重之以周召畢榮。億寧百神。而柔和萬民。故詩曰。惠

「官師の材とするところなり。戚施は鎛を直り、籧篨は璆を蒙き、侏儒は盧に扶り、矇瞍は聲を修め聾聵は火を司る。僮昏・嚚瘖・僬僥は、官師の材とせざるところなり。以て裔土に實つ。それ教は體の能質に因りてこれを利するものなり。川の若く然り、原ありて以て浦を印へて後に大なり」と。

(一) 晉の大夫 (二) 文公の子なる襄公の名 (三) 誰の人物如何によることなり (四) はとむねにて、胸の高く突き出て屈する能はざる病。俛は俯也 (五) せむしにて、身を延して仰ぎみることのできぬ病 (六) 長け三尺にて、極めて小さき人 (七) 重きをあげしむべからずの意 (八) 僬僥よりやゝ丈高き一寸法師 (九) 高きところより、物を引きおろさす能はずと也 (一〇) 盲目者即ちめくらをいふ。眸子ありて見えざるを矇といひ、眸子なきを瞍といふ (一一) 啞なり、口忠信の言をいはざるを嚚といひ、物いふ能はざるを瘖といふ (一二) つんぼ也。耳五音の和を別たざるを聾といひ、生れながらにして聾なるを聵といふ (一三) 無智なるものをいふ。僮は無智なり。昏は闇亂也。即ち、無智なる愚者には、事を謀らしむべからずと也 (一四) 將は若也。以上のものに反し、その性質がもし善にして、賢良のものこれを賞けば、その人物の立派になることは、期してまつべしと也 (一五) 邪なる性質 (一六) 周王季の妃 (一七) 身に何等の變動なかりしをいふ (一八) 家牢は便所也。少溲は小便也。即ち、大任の文王を生みしときは恰も便所にて小便するが如く、極めてやすらかにして、些の病痛を身に加へざりきと也 (一九) 文王は、生れながらにして、善良なりしが故に、少しもその母をして憂へしむることなかりきと也 (二〇) 文王の弟なる虢仲・虢叔也。兄弟に善きを友といふ (二一) 文王の子管叔なり (二二) 文王の妃 (二三) 刑りとは、模範を示して教へ導くをい

可使仰。僬僥不可使擧。侏儒不可使援。矇瞍不可使視。嚚瘖不可使言。聾聵不可使聽。僮昏不可使謀。質將善而賢良贊之、則濟可竢也。若有違質。敎將不入。其何善之爲。臣聞昔者大任娠文王不變、少溲于豕牢、而得文王。不加疾焉。文王在母不憂。在傅弗勤。

贊けば則ち濟すを竢つべし。もし違質(一五)あらば、敎將に入らざらんとす。それ何の善をかこれ爲さん。臣聞く、むかし大任(一六)が文王を娠みて變ぜず(一七)。豕牢(一八)に少溲するがごとく、文王(一九)を得て病を加へず。文王母に在りて憂へしめず。傅に在りては勤めしめず。師に處りては煩さしめず。王に事へては怒らしめず。二虢(二〇)に敬友して二蔡(二一)を惠慈し、大姒(二二)に刑り(二三)諸弟(二四)に比めり。詩(二五)に云く、「寡妻に刑り、兄弟に至り、以て家邦を御む」と。こゝに於てか、四方の賢良を用ひたり。その位に即くに及んで、八虞(二六)に詢り、二虢に咨り、閎夭(二七)に度り、南宮(二八)に謀り、蔡・原(二九)に諏り、辛・尹(三〇)に訪り、これに重ぬるに、周・召・畢・榮(三一)を以てして、百神を億寧(三二)して萬民を柔和せり。故に、詩(三三)に曰く、「宗公に惠うて、神この恫罔し」と。これ則ち文王は、敎誨の力を專(三四)にするにあらざるなり」と。公曰く、「然らば則ち敎は益なからんか」と。對へて曰く、「胡爲ぞ。文(三五)はその質を益す。故に人生れて學ぶ。學にあらざれば入らず(三六)」と。公曰く、「かの八疾(三七)を奈何にするか」と。對へて曰く、

矣。對曰。然而多聞以待ニ能者一。不ニ猶愈一乎。

文公問ニ於郭偃一曰。始也吾以レ國爲レ易。今也難。對曰。君以爲レ易。其難也將レ至矣。君以爲レ難。其易也將レ至矣。

文公問ニ於胥臣一曰。吾欲下使ニ陽處父傅上レ讙也。而教中誨之上。其能善レ之乎。對曰。是在レ讙也。籧篨不レ可レ使レ俛。戚施不レ

たば、なほ愈らずや」と。

㊀ 胥臣也 ㊁ 咫は八寸にて、わづかの意 ㊂ 能者をしてこれを行はしめば、なほ學ばざるにまさらずやと也

文公、郭偃(一)に問うて曰く、「始やわれ國を以て易しと爲せり。今や難し」と。對へて曰く、「君以て易しとなせば、その難きや將に至らんとせん。君以て難しと爲せば、その易きや將に至らんとせん」と。

㊀ 晉の大夫卜偃也

文公、胥臣に問うて曰く、「われ陽處父(一)をして讙(二)に傳たらしめ、これを教誨せんと欲す。それ能くこれを善くせんか」と。對へて曰く、「これ讙(三)に在るなり。籧篨(四)は俛さしむべからず。戚施(五)は仰がしむべからず。僬僥(六)は擧(七)げしむべからず。侏儒(八)は援(九)かしむべからず。矇瞍(一〇)は視しむべからず。嚚瘖(一一)は言はしむべからず。聾聵(一二)は聽かしむべからず。僮昏(一三)は謀らしむべからず。質將善にして賢良(一四)これを

將二上軍一。公曰。趙衰三讓。其所レ讓皆社稷之衞也。廢レ讓是廢レ德也。以二趙衰之故一。蒐二於清原一。作二五軍一。使二趙衰將一二新上軍一。箕鄭佐レ之。胥嬰將二新下軍一。先都佐レ之。子犯卒。蒲城伯請レ佐。公曰。趙衰三讓不レ失レ義。讓推レ賢也。義廣レ德也。德廣賢至。有二何患一矣。請令二衰也從一レ子。乃使三趙衰佐二新上軍一。

(一) 趙衰なり。文公即位の二年に、原の大夫となししが故に、しかいふ。卿は次卿なり (二) 文公をして、周の襄王を朝に納れて、君臣の大義を明にし、原を伐ちて信を示し、大に蒐して民に禮を示す、この三つの謀をいふ。即ちこの三德は、孤偃の謀によりて成れるものなりと也 (三) 治むる意 (四) 衞也、その功のあらはれ方をいふ (五) 孤毛にて、孤偃の兄 (六) 先軫の子なる蒲城伯なり。即ち、かの楚軍を破れる城濮の役に佐軍たりし先且居は、よく軍を治めて功ありきと也 (七) 軍功あるものには (八) 且居はこの三賞を受くる資格ありと也 (九) 倫は例也、同輩也 (一〇) 箕鄭・胥嬰・先都は、共に晉の大夫 (一一) 三たび將たらしめんとして、三たびこれを讓り、欒枝等八人を進めしをいふ (一二) その進めし所の人々は、みな社稷の衞となるべき良臣也と也 (一三) 趙衰を賞せんと欲すれども、官職なきが故に、わざ〳〵趙衰のために五軍を作り、清原に蒐して、新上軍の將たらしめしをいふ。清原は晉の地。晉には、もと上軍・中軍・下軍の三軍あり。これに新上軍、新下軍の二つを作りて、五軍となししなり (一四) 先且居也 (一五) みづから他に讓るは、賢人を推しすゝむるなりと也 (一六) 義を失はざるは、その德を廣大にするなりと也 (一七) 先且居なり

文公學二讀書於臼季一三日。曰。吾不レ能レ行也咫。聞則多

文公、讀書を臼季に學ぶこと三日にして曰く、「われ行ふこと咫なる能はざれども、聞くことは則ち多し」と。對へて曰く、「然れども、多聞にして以て能者を待

可レ廢也。使二狐偃爲一レ卿。辭曰。毛之知賢二於臣一。其齒又長。毛也不レ在レ位。不二敢聞一レ命。乃使三狐毛將二上軍一。狐偃佐レ之。狐毛卒。使二趙衰代一レ之。辭曰。城濮之役。先且居之佐レ軍也善。軍伐有レ賞。善レ君有レ賞。能二其官一有レ賞。且居有二三賞一。不レ可レ廢也。且臣之倫。箕鄭。胥嬰。先都在。乃使三先且居

位に在らずんば、敢へて命を聞かず」と。乃ち狐毛をして上軍に將たらしめ、狐偃これに佐たり。狐毛卒して、趙衰をしてこれに代らしめんとす。辭して曰く、「城濮の役に、(六)先且居の軍に佐たるや善なりき。(七)軍伐には賞あり。君を善くするには賞あり。其の官を能くするには賞あり。(八)且居三賞あり。廢すべからざるなり。かつ臣の(九)倫には、(一〇)箕鄭・胥嬰・先都在り」と。乃ち先且居をして上軍に將たらしむ。公曰く、「(一一)趙衰は三たび讓る。その讓るところは、みな(一二)社稷の衛なり。讓を廢するはこれ德を廢するなり」と。(一三)趙衰の故を以て、淸原に蒐して五軍を作り、趙衰をして新上軍に將たらしめ、箕鄭これに佐たり。胥嬰新下軍に將として、先都これに佐たり。子犯卒す。(一四)蒲城伯、佐を請ふ。公曰く、「趙衰は三たび讓りて義を失はず。(一五)讓は賢を推すなり。(一六)義は德を廣むるなり。德廣く賢至らば、何の患あらん。請ふ、(一七)衰をして子に從はしめん」と。乃ち趙衰をして新上軍に佐たらしめたり。

十矣。守レ學彌惇。夫先王之法。志二德義一之府也。夫德義。生民之本也。能惇篤者。不レ忘二百姓一也。請使二郤穀一。公從レ之。公使二趙衰爲一レ卿。辭曰。欒枝貞愼。先軫有レ謀。胥臣多聞。皆可二以爲一レ輔。臣弗レ若也。乃使三欒枝將二下軍一。先軫佐レ之。取二五鹿一。先軫之謀也。郤穀卒。使二先軫代一レ之。胥臣佐二下軍一。

なるものは、百姓を忘れず。請ふ、郤穀をせしめよ」と。公これに従ふ。公、趙衰をして卿たらしめんとす。辭して曰く、「欒枝は貞愼、先軫は謀あり、胥臣は多聞、みな以て輔となすべし。臣は若かざるなり」と。乃ち欒枝をして下軍に將たらしめて、先軫これに佐たり。五鹿を取りしは先軫の謀なり。郤穀卒す。先軫をしてこれに代らしめて、胥臣下軍に佐たり。

(一) 上卿也。即ち文公が誰を元帥に任ずべきかを趙衰にとへり (二) 晉の大夫 (三) 行は履也 (四) ますます篤固に忠實なりと也。彌は益也。惇は厚也 (五) 志は記也。府は、物の聚るところをいふ (六) 晉の大夫にて、欒共子の子 (七) 正しくして愼深き也 (八) 知識のひろきをいふ (九) 衞の地

公使二原季爲一レ卿。辭曰。夫三德者。偃之出也。以レ德紀レ民。其章大矣。不レ

公、原季をして卿たらしめんとす。辭して曰く、「かの三德は、偃の出すところなり。德を以て民を紀するは、その章大なり。廢すべからず」と。狐偃をして卿たらしめんとす。辭して曰く、「毛の知は臣より賢り、その齒また長ぜり。毛や

禮一而歸レ之。鄭人以二詹伯一爲二將軍一。晉國饑。公問二於箕鄭一。曰。救レ饑何以。對曰。信。公曰。安信。對曰。信二於君心一。信二於名一。信二於令一。信二於事一。公曰。然則若何。對曰信二於君心一。則美惡不レ踰。信二於名一。則上下不レ干。信二於令一。則時無二廢功一。信二於事一。則民從レ事有レ業。於レ是乎民知二君心一。貧而不レ懼。藏出如レ入。何匱之有。公使レ爲レ箕。及二清原之蒐一。使レ佐二新上軍一。

るを惜むや（七）亨は烹の正字、にる也。煮殺さんとせしなり（八）辭を盡すとは、いひたきことをいひつくしての意（九）淫は放也、ほしいまゝ也。禮を棄て云々とは、無禮をなして、親戚の情に背かしむと也（一〇）賢明の人を尊び、憂を未然にとゞむるは知あるもののなすことなり。明は暗に公子をさす。勝は過也、とゞむ也（一一）國を賊ふとは、國の禍をあがなひ除く意（一二）煮刑に用ふる鼎の耳の如く出でたるところ（一三）晉の大夫（一四）愛憎によりて人を誣ふることを爲さず、百官尊卑の名號を實にそはしめ、その命令の信實にして僞らず、事業を信にす（一五）善惡互に相侵すことなくして（一六）犯也（一七）その時を奪はざるが故に、成功を收むることを得と也（一八）事業を成功せざるをいふ（一九）なほ次といふが如し。則ち次第あり亂れず（二〇）人民はいかに貧窮なりとも、君の心は、よくこれを救ふにあるを知るが故に、疑ひ懼れずと也（二一）人民がその所藏を出して相振救するさまは、恰もこれをおのが家に取りいるゝが如く易く思ふにいたると也（二二）文公は、箕鄭のこの言を賞してこれをして箕邑を治めしめたりと也。爲は治と也（二三）魯の僖公の三十一年秋に行はれし清原の狩獵（二四）新に編成せられたる上軍の佐將たらしめたり

公問二元帥於趙衰一。對曰。郤穀可。行年五

公、元帥（一）を趙衰に問ふ。對へて曰く、「郤穀（二）可なり。行年（三）五十。學（四）を守る彌〻惇し。それ先王の法は、德義（五）を志す府なり。それ德義は生民の本なり。能く惇篤

而死、固所レ願也。公聽二其辭一。詹曰、「天降二鄭禍一、使二淫レ觀レ狀、棄レ禮違レ親。臣曰、不可。夫晉公子賢明、其左右皆卿才。若復二其國一、而得二志於諸侯一。禍無レ赦矣。今禍及矣。尊レ明勝レ患、知也。殺レ身贖レ國、忠也。乃就レ亨、據二鼎耳一而疾號曰、自今以往、知忠以事レ君者、與レ詹同。乃命弗レ殺、厚爲二之

就かん」と。鼎耳に據りて疾號して曰く、「今より以往、知忠にして以て君に事ふるものは、詹と同じうせよ」と。乃ち命じて殺さず、厚くこれが禮を爲してこれを歸せり。鄭人、詹伯を以て將軍となせり。晉國饑う。公、箕鄭に問うて曰く、「饑を救ふには何を以てせん」と。對へて曰く、「信」と。公曰く、「安に信にせん」と。對へて曰く、「君の心に信に、名に信に、令に信に、事に信にせよ」と。公曰く、「然らば則ち若何にせん」と。對へて曰く、「君の心に信あれば則ち美惡踰えず。名に信あれば則ち上下干さず。令に信あれば則ち時に廢功なし。事に信あれば則ち民事に從ひて業あり。こゝに於てか、民、君の心を知れば、貧にして懼れず、藏を出すこと入るが如し。何の匱しきことかこれ有らん」と。公、箕を爲めしむ。清原の蒐に及びて、新上軍に佐たらしめたり。

● 驕奢の狀也。前に出づ　● 責也　● 女垣、即ち城上のひめがきを落ちてくつがへしたるをいふ　● 鄭の賢なる役僕伯なり。文公鄭を過りし時、瞻、文公を禮せんことを鄭伯に請ひしかど、鄭伯聽かざりしかば、然らば文公を殺して後その害を除かんといひしもの　● 一の國の兵を文公に與へ　● 然るに君何ぞ[illegible]をかれに與ふ

不レ可レ謂レ老。若我以レ君避レ臣而不レ去。彼亦曲矣。退三舍避レ楚。楚衆欲レ止。子玉不レ肯。至二於城濮一。果戰。楚衆大敗。君子曰。善以レ德勸。

城濮は衛の地、今の山東省にあり　〔旨〕時の君子、先軫・子犯の言動を評して曰く、かの二子はよく德を行ひかつ德に報ゆることをその君に勸めしは、臣としての大道を完うせるものなりと

文公誅レ觀レ狀。以伐レ鄭。反二其陴一。鄭人以二名寶一行レ成。公弗レ許曰。予二我詹一而師還。詹請レ往。鄭伯弗レ許。詹固請曰。一臣可下以赦二百姓一。而定中社稷上。君何愛二於臣一也。鄭人以レ詹予二晉人一。晉人將レ亨レ之。詹曰。臣願獲二盡レ辭

文公、狀を觀しを誅めて以て鄭を伐ち、その陴を反す。（一）鄭人名寶を以て成を行はんとす。（二）公許さずして曰く、「われに詹を予へば師還らん」と。（三）詹往かんと請ふ。（四）鄭伯許さず。詹固く請うて曰く、「一臣以て百姓を赦し、社稷を定むべし。（五）君何ぞ臣を愛む」と。（六）鄭人詹を以て晉人に予ふ。晉人將にこれを亨んとす。（七）詹曰く、「臣願はくは、辭を盡して死するを獲ば、固より願ふところなり」と。（八）公その辭を聽く。詹曰く、「天鄭に禍を降し、狀を觀るに淫にして、（九）禮を棄て親に違はしむ。臣曰く『不可なり。かの晉の公子は賢明にして、その左右はみな卿才なり。もしその國に復りて志を諸侯に得ば、禍赦すなからん』と。今禍及べり。（一〇）明を尊び患を勝むるは知なり。身を殺して國を贖ふは忠なり。（一一）乃ち亨に

田衞田一賜二宋人一。令尹子玉。使二宛春來告一。曰。請復二衞侯一而封レ曹。臣亦釋二宋之圍一。舅犯慍曰。子玉無禮哉。君取レ一。臣取レ二。必擊レ之。先軫曰。子與レ之。我不レ許二曹衞之請一。是不レ許レ釋レ宋也。宋衆無二乃僵一乎。是楚一言而有二三施一。子一言而有二三怨一。怨已多矣。難二以擊下人。不レ若下私許レ復二

く、「君を以て臣を避くるは辱なり。かつ楚の師老る、(二七)必ず敗れん。何の故に退く」と。子犯曰く、「二三子、(二八)楚に在りしときを忘れしか。偃やこれを聞く、『戰鬭(二九)は直を壯となし、曲を老となす』と。未だ楚の惠に報いずして宋を抗ふ(三〇)は、われは曲にして楚は直なり。(三一)その衆、氣を生ぜざるなし。老るといふべからず。もしわれ君を以て臣を避けて、しかも去らずば、かれもまた曲なり」と。退くこと三舍(三二)して楚を避く。楚の衆止らん(三三)と欲す。子玉肯はずして城濮(三四)に至る。果して戰ひて楚の衆大に敗れたり。君子曰く、「善く德を以て勸む」(三五)と。

(一) 魯の僖公の二十七年にあたる。その冬也。宋楚に背いて晉に事ふ。故に楚これを伐ちしなり (二) 齊と秦との二國の兵也。即ち魯の僖公の二十八年春に、晉侯曹を侵し、衞を伐ちしをいふ (三) この始に、これよりさきを入れて見るべし。門尹班は宋の大夫 (四) われと交を絶たんと也。舍は捨也 (五) 請也。即ち、楚に宋の圍を解かんことを請はば (六) 先軫は、晉の大夫にして、中軍の將たる原軫なり (七) 齊・秦を激して、これをして楚を服ましめ、齊・秦をして主として楚を怨むやうになさしむるにしかずと也 (八) そは可能のことかと也 (九) 齊・秦にのみ賂をおくりて救を求めと也 (一〇) この齊・秦の力をかりて宋の圍を解くことを楚に請はしめと也 (一一) われ晉の方では、曹・衞二國の地を奪ひ、これを分ちて宋人に與へば、楚が、その曹・衞の地を宋に分つことを惜むが故に、必ず

宋人告急。舍之則宋絕。告楚則不許我。我欲擊楚、齊秦不欲。其若之何。先軫曰。不若使齊秦主楚怨。公曰。可乎。先軫曰。使宋舍我而賂齊秦、藉之告楚。我分曹衞之地以賜宋人。楚愛曹衞、必不許齊秦。齊秦不得其請、必屬怨焉。然後用之。蔑不欲矣。公說。是故以曹

「宋をして、われを舍てて齊・秦に賂ひ、これを藉りて楚に告げしめ、われ曹・衞の地を分ちて以て宋人に賜はば、楚、曹・衞を愛せば、必ず齊・秦に許さじ。齊・秦がその請を得ずんば、必ず怨を屬ばん。然る後にこれを用ひば、欲せざる蔑し」と。公說ぶ。この故に、曹の田、衞の田を以て、宋人に賜へり。令尹子玉、宛春をして來り告げしめて曰く、「請ふ、衞侯を復して曹を封ぜよ。臣また宋の圍を釋かん」と。舅犯慍りて曰く、「子玉は無禮なるかな。君に一を取らせ、臣にして二を取る、必ずこれを擊たん」と。先軫曰く、「子これを與せ。われ曹・衞の請を許さずんば、これ宋を釋くを許さざるなり。宋の衆乃ち仆るゝなからんや。これ楚一言にして三施あり。子一言にして三怨あり、怨已に多し。以て人を擊ち難し。私に曹・衞を復することを許して以てこれを攜ち、宛春を執へて以て楚を怒らし、既に戰ひて後にこれを圖るに若かず」と。公說ぶ。この故に宛春を衞に拘ふ。子玉、宋の圍を釋きて晉の師に從ふ。楚の師陳す。晉の師退舍す。軍吏請うて曰

以二三日之糧一。三日而原不レ降。公令レ疏レ軍而去レ之。諜出曰。原不レ過二一二日一矣。軍吏以告。公曰。得レ原而失レ信。何以使レ人。夫信。民之所レ庇也。不レ可レ失也。乃去レ之。及二盟門一。而原請レ降。

文公立四年。楚成王伐レ宋。公率二齊秦一。伐二曹衞一以救レ宋。宋人使二門尹班告二急於晉一。公告二大夫一曰。

て(二)軍を疏してこれを去らしむ。(三)諜出でて曰く、「原は一二日に過ぎず」と。軍吏以て告ぐ。公曰く、「原を得て(四)信を失はば、何を以て人を使はん。(五)それ信は、民の庇はるゝところなり。失ふべからざるなり」と。乃ちこれを去らしむ。(六)盟門に及んで、原、降を請へり。

(一)原服せず、故にこれを伐ちし也 (二)疏也、去也。即ちその地を引きはらはしめし也 (三)間諜也。即ち、晉の間諜が敵の状勢を探り、さて軍吏の前に出でて曰くと也 (四)三日といひしを更に延期して信を失ふをいふ (五)民は信といふものにおほひかばはれて安んずるところのものなり (六)原の地内にある地名。即ち、一舍を退きしときに、降を請ひしなり

文公立ちて四年、(一)楚の成王宋を伐つ。公、(二)齊・秦を率ゐて、曹・衞を伐つて以て(三)宋を救ふ。宋人、門尹班をして急を晉に告げしむ。公、大夫に告げて曰く、「宋人急を告ぐ。これを舍つれば則ち(四)宋絶ゆ。(五)楚に告げば則ちわれに許さじ。われ楚を撃たんと欲すれども、齊・秦欲せず。それこれを若何せん」と。(六)先軫曰く、「(七)齊・秦をして楚の怨に主たらしむるに若かず」と。公曰く、「(八)可ならんか」と。先軫曰く、

其民。倉葛呼曰、君補二王闕一、以順レ禮也。陽人未レ狎二君德一。而未二敢承一レ命。君將レ殘レ之。無二乃非禮一乎。陽有二夏商之嗣典一、有二周室之師旅一、樊仲之官守焉。其非二官守一、則皆王之父兄甥舅也。君定二王室一、而殘二其姻族一。民將二焉放一。敢私布二之於吏一。唯君圖レ之。公曰、是君子之言也。乃出二陽人一。

たすけ、武公は晉國を一統せしをいふ。こゝに於てか在りとは、今回の襄王を助くるの事によりて、あぐるを得と也（一〇）草中と驪土とは、二邑の名にて、共に晉の東にあり（一一）温原内なり（一二）二軍は左軍と右軍と也（一三）東行するをいふ。陽樊は周の邑の名（一四）温と隰城とは、みな周の地。叔帶が翟狄に通じて、ともに温に居りしが故に、これをとらへて殺ししなり（一五）周の東部也（一六）郟は王城也。即ち故に王を郟の王城にいれて、これを安んじたり（一七）饗醴を設けしをいふ。醴ありとは、醴酒を飲みし也。燕通の意なり。醴は一夜づくりのあまざけ（一八）胙は祭肉。侑は勸酬。これを王より賜りしなり（一九）隧は周語中に解せり（二〇）天子と諸侯との異なる所以を表明するものなりと也。章は表也（二一）國には二王あるべからず。故にこれを表明せんために與ふべからずと也（二二）これを與へては、政を天下になすによしなしと也（二三）この八邑は、周の甸服の地也（二四）陽樊の人が、晉に屬するを承知せずと也（二五）倉葛は陽樊の人（二六）文公には、王が位を失はんとするの間を論ひて、以て臣たるの禮に順へりと也（二七）かゝる事をなすは、非禮にあらざるかと也（二八）この陽樊には、夏商の嗣胤とをの遺族と周族を守る師旅とありと也。旅は衆也（二九）周の宣王の臣なる仲山甫なり。それよりして、その子孫をも樊仲といへり。即ちこの陽樊は、樊仲の子孫の、世々守りて食采とするところの地なりと也（三〇）故は依也。民がその身を寄するによしなからんとすと也（三一）吏は職掌。布は陳情の上也。即ち、余はすゝんで、この事を個人として君の專吏にまでのぶと也（三二）陽を解きて出せるをいふ

文公伐レ原。令

文公原を伐つ。令するに三日の糧を以てせり。三日にして原降らず。公、令し

戎。與二麗土之翟一。以求二東道一。二年春。公以二二軍一下次二于陽樊一。右師取二昭叔于溫一。殺二之于隰城一。左師迎二王于鄭一。王入二于成周一。遂定二之於郟一。王饗醴。命レ公胙侑。公請レ隧。弗レ許。曰。王章也。不レ可二以二王一。無二若レ政何一。賜二公南陽陽樊。溫。原。州。陘。絺。鉏。欑茅之田一。陽人不レ服。公圍レ之。將レ殘二

ひしなり。陽人未だ君の德に狎れずして、未だ敢へて命を承けず。君將にこれを殘はんとす、乃ち非禮なる無からんや。(二七)陽に夏商の嗣典あり、周室の師旅あり。(二八)樊仲の官守なり。(二九)その官守にあらざれば、則ちみな王の父兄甥舅なり。君、王室を定めてその姻族を殘はゞ、民將に焉に放らんとする。(三〇)敢へて私にこれを吏に(三一)布ぶ。たゞ君これを圖れ」と。公曰く、「これ君子の言なり」と。乃ち陽人を出せ(三二)り。

(一)冬とは、文公の元年の冬也。襄王は周の惠王の子。昭叔は襄王の弟大叔帶なり。これを甘昭公といへり。これよりさき、惠王が襄王を生み、以て太子となせり。その後惠王また陳より娶る。これを惠后といふ。昭叔を生む。惠公これを立てんと欲す。未だこれに及ばずして卒せり。昭叔、禍の及ばんことを恐れて齊に奔れり。襄王これを復せり。昭叔また襄王の后翟隗に通ず。王、隗氏を廢す。翟人よりて周を伐つ。故に襄王これを氾に避けし也。氾は鄭の地名、今の河南省にあり (二)襄王が簡師父をして來りて晉に告げしめ、また左鄢父をして來りて秦に告げしめし也 (三)わが晉の民は、文公を親めども、未だ文公に對してなすべき義を知らず (四)故に君には何故に盟人を伐ちて、襄王を周に納れて大義名分を明にし、以てわが晉の民に、義を敎へざるか (五)周につかふる所以の道を失はん (六)かくては、何を以て諸侯の盟主たるを求むるを得んと也 (七)周王に勸むる言。宗は尊也 (八)晉の祖なる文侯仇の建てし功業也 (九)文公の祖父なる武公稱のなしし功勞也。文侯は平王の東遷のときにこれを

冬。襄王避二昭叔之難一。居二於鄭地氾一。使二來告一レ難。亦使レ告二於秦一。子犯曰。民親而未レ知レ義也。君盍レ納レ王以教二之義一。若不レ納。秦將レ納レ之。則失レ周矣。何以求二諸侯一。不レ能レ脩レ身。而又不レ能レ宗レ人。人將焉依。繼二文之業一。定二武之功一。啓レ土安レ疆。於レ此乎在矣。君其務レ之。公說。乃行三賂于草中之

冬、襄王昭叔の難を避け、鄭地の氾に居り、來りて難を告げしめ、また秦に告げしむ。子犯曰く、「民親みて未だ義を知らざるなり。君なんぞ王を納れて、以て之に義を教へざる。もし納れずんば、秦將にこれを納れんとせん。則ち周を失はん。何ぞ以て諸侯を求めん。身を脩むる能はずして、また人を宗ぶ能はずんば、人はた焉にか依らん。文の業を繼ぎ武の功を定め、土を啓き疆を安んずる、こゝに於てか在り。君それ之を務めよ」と。公說ぶ。乃ち賂を草中の戎と麗土の狄とに行ひて、以て東道を求む。二年春、公二軍を以ゐて、下りて陽樊に次る。右師、昭叔を溫に取へて、これを隰城に殺す。左師、王を鄭に迎ふ。王、成周に入る。遂にこれを郟に定む。王、饗して醴あり。公に命じて胙侑せしむ。公、隧を請ふ。許さず。曰く、「王章なり。以て二王あるべからず。政を若何ともするなし」と。公に南陽の陽樊・溫・原・州・陘・絺・鉏・欑茅の田を賜ふ。陽人服せず。公これを圍み、將にその民を殘はんとす。倉葛呼んで曰く、「君、王闕を補ひて以て禮に順

授レ能。官レ方定レ物。正レ名育レ類。昭二舊族一。愛二親戚一。明二賢良一。尊二貴寵一。賞二功勞一。事二耇老一。禮二賓旅一。友二故舊一。胥籍狐箕欒郤栢先羊舌董韓寔掌二近官一。諸姬之良。掌二其中官一。異姓之能。掌二其遠官一。公食レ貢。大夫食レ邑。士食レ田。庶人食レ力。工商食レ官。皁隸食レ職。官宰食レ加。政平民阜。財用不レ匱。

皁隸(きうれい)(三七)は職(しよく)に食(は)み、官宰(くわんさい)(三八)は加(か)(三九)に食(は)む。政(せい)平に民阜(やす)(四〇)くして、財用匱(ざいようこぼ)しからず。

(一) 元年は、文公の卽位の元年也。魯の僖公の二十四年にあたる (二) 贏氏は、秦の穆公の女なる文贏なり、禮を以て迎へ、正妻とせし故に、夫人といへるなり。王城より晉の都にかへりしなり (三) 守護兵也 (四) この兵は、晉國を守りて治むるに甚だ大切なる僕兵なりと也 (五) 賫也 (六) 授也 (七) 債也。卽ち古き負債をすてゝゆるしと也 (八) 租稅のとりたてを少くしと也 (九) 恩德を施す也 (一〇) 寡は財少きもの (一一) 賤しき官にとゞこほれるもの (一二) 振は拯也 (一三) 關所の通行稅を輕くしと也 (一四) 行商人の通行を便にし (一五) 農政をゆるめて、農の時を奪はざるをいふ (一六) 民に稼穡をつとめしむる也。茂は勉也 (一七) 有するものは有せざるものに分つことをすゝめと也 (一八) 國家の費用を少くする也 (一九) 財を蓄へて凶年に備ふるやうにする也 (二〇) 日用の器具を便利にし (二一) 德敎を明にす (二二) 方は常也。物は事なり。卽ちその常官を立て設けて以て百事を定めと也。名を正しとは、上下服位の名分を正しと也。類を育てとは、類は善也。育は長也。人を敎育して善に導く也 (二三) 舊族・舊臣の有功者の功をあきらかにし (二四) 君の寵をうけ居る貴臣を尊びと也 (二五) 齡の高き老人に事へと也 (二六) 賓客也。旅は客也 (二七) ふるき友にて、文公が公子たりし頃の友なり (二八) この十一族は、晉の舊臣の族也 (二九) 朝廷の官 (三〇) 晉と同姓のものの賢良者。晉は姬姓也 (三一) 宮內官也 (三二) 地方官也 (三三) 公は租稅によりて衣食しと也。貢は、みつぎ也、租稅也 (三四) 公田を受けて衣食の資となす也 (三五) 農夫は耕作の勞力によりて衣食しと也 (三六) 官に仕へて、官より祿をうけて衣食しと也 (三七) 士の臣を皁といひ、皁の臣を輿といひ、輿の臣を隸といふ。職に食みとは、その職の大小によりて、祿をうくと也 (三八) 大夫の家臣 (三九) 大夫のその役によりて與へらるゝ加田也 (四〇) 阜は安也

居者。國君而讎匹夫。懼者衆矣。謁者以告。公遽見之。

元年。春。公及夫人嬴氏。至自王城。秦伯納衞三千人。實紀綱之僕。公屬百官。賦職任功。棄責薄斂。施舍分寡。救乏振滯。匡困資無。輕關易道。通商寬農。茂稽勸分。省用足財。利器明德。以厚民性。擧善

臭須のことゝ也　(八)沐は頭髮を洗ふ也　(九)宮中にありて賓客をつかさどるものにて、肆接僕　(十)沐するときは、頭を下に垂るゝが故に、その心くつがへると也　(十一)言もまた反對となりて、その正を失ふ　(十二)羈は馬をつなぐもの。紲は犬をつなぐもの。卽ち文公の馬や犬の綱をとりて、從ひて臣僕となりしをいふ。居しもの云々とは、文公に從はずして國にのこりて居しものは、國を守る役となりていづれも共に忠をつくせりと也

元年春、公、夫人嬴氏と王城より至る。秦伯、衞三千人を納る。實に紀綱の僕なり。公、百官を屬め、職を賦け功に任じ、責を棄て斂を薄うし、施舍して寡に分ち、乏を救ひ滯を振ひ、困を匡し無を資け、關を輕うし道を易うし、商を通じ農を寬うし、穡を茂め分を勸め、用を省き財を足し、器を利にし德を明かにし、以て民性を厚うし、善を擧げ能を援き、方を官にし物を定め、名を正し類を育て、舊族を昭かにし親戚を愛し、賢良を明し貴寵を尊び、功勞を賞し耆老に事へ、賓旅を禮し故舊を友とす。胥・籍・狐・箕・欒・郤・栢・先・羊舌・董・韓は、寔に近官を掌り、諸姬の良は、その中官を掌り、異姓の能は、その遠官を掌る。公は貢に食み、大夫は邑に食み、士は田に食み、庶人は力に食み、工商は官に食み、

以二己丑一焚二公宮一。公出救レ火。而遂殺レ之。伯楚知レ之。故求レ見レ公。公懼。遽見レ之。曰。豈不下如二女言一然上。是吾惡心也。吾請去レ之。伯楚以二呂郤之謀一告レ公。公懼。乘レ馹自レ下脫。會二秦伯於王城一。告二之亂故一。及二己丑一。公宮火。二子求レ公不レ獲。遂如二河上一。秦伯誘而殺レ之。

る位を久しうするを得んや (二五) 罪人といふに同じ。伯楚は、宮内官にて、宮刑を受けしものなるが故に、しかいふなり (二六) 君によく遇せられずとて何ぞうれへんと也 (二七) かつ君が今われに遇はずば、君後悔することあらんと也 (二八) この二子はもと惠公の黨なりしが故に、迫害せられんことを畏る。故に亂を作さんと謀りしなり。偪は迫也 (二九) 魯の僖公の二十四年三月一日にあたる也 (三〇) 文公の宮殿 (三一) 誠に汝の言の如し (三二) これわが心の惡しかりしなり (三三) 馹は驛馬也 (三四) 下道にて、間道なり (三五) 呂・郤也

文公之出也。豎頭須。守レ藏者也。不レ從。公入。乃求レ見。公辭焉以レ沐。謂二謁者一曰。沐則心覆。心覆則圖反。宜吾不レ得レ見也。從者爲二羈紲之僕一。居者爲二社稷之守一。何必辠二

文公の出でしや(一)、豎頭須(二)は藏を守る者なり、從はざりき。公入る。乃ち見えんことを求む。公焉に辭するに(三)沐を以てせり。謁者(四)に謂つて曰く、「沐(五)すれば則ち心覆る。心覆れば則ち圖(六)反す。宜なり、わが見ることを得ざるは。從ひしものは羈紲(七)の僕となり、居しものは社稷の守と爲れり。何ぞ必ずしも居しものを辠せん。國君にして匹夫を讎とせば、懼るゝもの多からん」と。謁者以て告ぐ。公遽にこれを見る。

(一) 狄に出奔せしをいふ (二) 豎は未だ冠せざるものをいふ。こゝは豎にて文公の小姓をつとめしもの。頭須は里

仲賊二桓公一。而卒以爲二侯伯一。乾時之役。申孫之矢。集二於桓鉤一。鉤近二於袪一。而無二怨言一。佐相以終。克成二令名一。今君之德宇。何不二寬裕一也。惡二其所レ好。其能久矣。君實不レ能二明訓一。而棄二民主一。余罪戾之人也。又何患焉。且不レ見レ我。君其無レ悔乎。於レ是呂甥冀芮畏レ偪。悔レ納レ公。謀レ作レ亂。將

す、遂に河上に如く。秦伯誘うて之を殺せり。

(一) 宦官 (二) 文公 (三) 袂なり、たもとなり (四) 文公が晉に入りて君となるに及び (五) 渭水の岸。即ち重耳が狄にありしとき、狄に從ひて渭濱に獵せり。勃鞮が惠公のために、就いてこれを殺さんとせしをいふ (六) 三日間かかりて渭濱に至れと惠公が命ぜしに、それに背き宿即ち一晩を經て、渭濱にいたり、余を殺さんとねらへりと也 (七) 獻公と惠公との命令。干は犯也、即ち命令を勝手に利用しての意 (八) 勃鞮の字 (九) 何の罪を[illegible]ありてかくわれをくるしめしかと也 (一〇) 退いてこの事をよく勘考し、他日來りて余に逢はんことを求めよと也 (一一) 君たり臣たるの道を知る故晉にかへれりと思へりと也 (一二) 未だ此道を知らず (一三) かゝることにては、再び出奔せざるを得ざるにいたらんと也 (一四) 善を好み惡をにくみて、その義を變易せざるをいふ (一五) 明教の意。君臣の義を完うするは、これ明教の義にかなへり (一六) 獻公と惠公との二君在世の時には、君は蒲人たり、狄人たりしのみ。この頃には、君は二君より惡まれしものなりき。故に、余にとりては、何の義ありて君を殺さざるが如きことをなさんや (一七) 今君が位に即きたる以上は、國内に蒲人狄人なりとて二君が惡みし如きもの、潛伏せざるなからんや。必ず君の敵は國内にあらんと也 (一八) 殷の湯王の孫にて、太丁の子なり。不明なりしかば、伊尹これを桐宮に放てり。三年太甲その道を改めしかば、伊尹これを復して帝となし、卒に明王となれりと也。以は用也 (一九) 諸侯の長といふ意、伯は霸也長也 (二〇) 齊の管仲は、その事へし公子糾のために、桓公を傷つけしかども、後にその管仲を用ひて、身諸侯の長とまでなれりと也。乾時は齊の地名、今の山東省にあり。申孫は矢の名 (二一) 桓公の帶鉤なり。時は魯の莊公の九年にあたる (二二) しかも桓公はこれに對して些の怨言もなく、管仲を用ひて宰相とせしかば、管仲はよく桓公をたすけて、その身を終り、よくその令名を完うせりと也 (二三) 德の人をおほふ力也。宇は覆也 (二四) 君た

異日見レ我。對曰。吾以レ君已知レ之矣。故爲二入一。猶未レ知レ之。又將レ出矣。事レ君不レ貳。是謂レ臣。好惡不レ易。是謂レ君。君君臣臣。是謂二明訓一。明訓能終。民之主也。二君之世。蒲人翟人。余何有焉。除二君之所一レ惡。唯力所レ及。何貳之有。今君卽レ位。其無二蒲翟一乎。伊尹放二太甲一。而卒以爲二明王一。管

尹、太甲(一八)を放ちしかども、卒に以ひて明王となれり。管仲、桓公を賊ひしかども、卒に以ひて侯伯(一九)と爲れり。乾時の役(二〇)に、申孫の矢(二一)、桓の鉤に集れり。鉤は祛より近し(二二)、しかも怨言なく、佐相して以て終り、克く令名を成せり。今君の德字(二三)、何ぞ寛裕ならざる。その好すべきところを惡まば、それ能く久しからんや(二四)。君實に明訓する能はずして、民主たるを棄てんとす。余は辠戾の人なり(二五)。また何ぞ患へん(二六)。かつわれを見ざれば(二七)、君それ悔ゆるなからんや」と。こゝに於て、呂甥(二八)・冀芮、偪られんことを畏れ、公を納れしを悔い、亂を作さんことを謀る。將に己丑(二九)を以て公宮(三〇)を焚き、公出で火を救はば、遂にこれを殺さんとす。伯楚これを知る。故に公に見えんことを求む。公懼れて、遽にこれを見て曰く、「あに女の言(三一)の如く然らざらんや。これわが惡心なり(三二)。われ請ふこれを去らん」と。伯楚、呂・郤の謀を以て公に告ぐ。公懼れ(三三)、駟に乗り下(三四)より脱して、秦伯に王城に會し、これに亂の故を告ぐ。己丑に及んで、公宮に火あり(三五)。二子公を求めしかども獲

於武宮。戊申。刺二懷公於高梁一。

初獻公使二寺人勃鞮伐二公於蒲城一。文公踰レ垣。勃鞮斬二其袪一。及レ入。勃鞮求レ見。公辭レ焉曰。驪姬之讒。爾射二予于屏内一。困二余於蒲城一。斬二余衣袪一。又爲二惠公一從二余于渭濱一。命曰二三日一。若宿而至。若干二二命一。以求レ殺余。余於二伯楚一屢困。何舊怨也。退而思レ之。

初め獻公、寺人勃鞮をして公を蒲城に伐たしむ。文公垣を踰え、勃鞮その袪を斬れり。入るに及び、勃鞮見えんことを求む。公これを辭して曰く、「驪姬の讒に、爾予を屏内に射、余を蒲城に困め、余が衣袪を斬り、また惠公の爲に、余に渭濱に從ひしとき、命じて『三日』と曰ひしに、若宿にして至れり。若二命を干して、以て余を殺さんことを求めたり。余伯楚に於てしば〳〵困めり。何の舊怨ぞや。退いてこれを思ひ、異日われを見よ」と。對へて曰く、「われ君を以て、已にこれを知る、故に入れりと爲せり。なほ未だこれを知らず、また將に出でんとせん。君に仕へて貳せざる、これを臣と謂ひ、好惡易らざる、これを君と謂ふ。君君たり、臣臣たる、これを明訓と謂ふ。明訓能く終るは、民の主なり。二君の世に、蒲人・狄人、余に何か有らん。君の惡むところを除くは、たゞ力の及ぶところのまゝなり。何の貳かこれあらん。今君位に卽く、それ蒲狄なからんや。伊

也。濟且レ秉レ成。必霸二諸侯一。子孫賴レ之。君無レ懼矣。公子濟レ河。召二令狐。臼衰。桑泉一。皆降。晉人懼。懷公奔二高梁一。呂甥冀芮帥レ師。甲午。軍二於廬柳一。秦伯使二公子縶如一レ師。師退次二於郇一。辛丑。狐偃及秦晉大夫盟二于郇一。壬寅。公入二於晉師一。甲辰。秦伯還。丙午。入二於曲沃一。丁未。入二於絳一。卽二位

は、民に農事を示し、善利をなす。而して后稷がこの大辰星を視て、農事をさとり、これを民に敎へて周の礎をなせり。また晉の祖先なる唐叔は、歲星のこの大辰星卽ち大火星のやどりにありし時に晉に封ぜられたりと也 (一九) 晉史記は前に解せり (二〇) 晉唐叔の子孫はその祖の位を長く承けつぎて、さながら穀物の繁殖するが如く繁榮せんと後世を占ひて書きしるしてありとなり (二一) 泰の八とは、泰卦卽ち乾下坤上にて、八とは、その第三爻より五爻に至るまでを合すれば卽ち震となるなり。陰爻にて、前に述べたる如くその數八なり。故にしかいふ (二二) 泰卦の卦辭なり。今の周易には、泰は小往き大來る、吉にして享るとあり。乾は天氣にて坤は地氣なり。配は合也。享は通也。卽ち天氣下り地氣升り、陰陽二氣交り和し、國泰平となるを天地配享しといへるなり。小往き云々とは、小なるもの去り往きて大なるもの來り、安泰なりといふ意にて、小を晉の懷公にたとへ、大を晉の文公にたとへて解せし也 (二三) 今この象の時機に際會せりと也 (二四) 辰は大辰星卽ち大火星也。參は參星なり。その意は、歲星が大火生のやどりにありし時に國を出奔し、歲星の實沈の次中にある參星のやどりにあるときに國に入るは、晉君たるべききめてたきしるしなりと也 (二五) 大法也。卽ち天運の大法にかなへるもの (二六) 黃河をわたりて晉に入らば國政を執らんと也 (二七) 令狐•臼衰•桑泉は晉の三邑の名、今の山西省にあり (二八) その邑の長を召すなり (二九) 晉の地名、前に解せり (三〇) 魯の僖公の二十四年二月六日にあたる。廬柳は晉の地、今の山西省にあり。軍すは屯すに同じ (三一) 師に如かしむとは、呂•冀の師の屯するところにゆきて、告げさとさしめしなり (三二) 郇は晉の地、卽ちそのさとしを容れて、軍を退却せしめて郇にやどりしなり (三三) 辛丑は二月十三日 (三四) 翌二月十四日。晉の師に入るとは晉の軍によりて守護せられたりと也 (三五) 甲辰は二月十六日 (三六) 丙午は二月十八日。曲沃は地名、前に解せり (三七) 丁未は翌二月十九日。絳は晉の都せるところ (三八) 翌二月二十日 (三九) 殺也

也。今君當之。無不濟矣。君之行也、歲在大火。大火閼伯之星也。是謂大辰。辰以成善。后稷是相。唐叔以封。瞽史記曰、嗣續其祖、如穀之滋。必有晉國。臣筮之、得泰之八。曰、是謂天地配亨。小往大來。今及之矣。何不濟之有。且以辰出、而以參入。皆晉祥也。而天之大紀

みな降る。晉人懼れ、懷公高梁に奔る。(二九)呂甥・冀芮師を帥ゐて、廬柳に軍す。(三〇)秦伯、公子縶をして師に如かしむ。(三一)師退いて郇に次る。(三二)辛丑、狐偃及び秦・晉の大夫、郇に盟ふ。(三三)壬寅、公、晉の師に入る。(三四)甲辰秦伯還る。(三五)丙午、曲沃に入る。(三六)丁未、絳に入り、位に武宮に卽く。(三八)戊申、懷公を高梁に刺す。(三九)

(一一) 魯の僖公の二十三年九月にあたる。晉と魯との曆にこの違ひありしなり。惠公は晉の惠公 (一二) 黃河なり (一三) 狐偃の字 (一四) 公子の寶玉にして、子犯がたえず身に載せて守護せしもの。授は還也、かへす也 (一五) 子犯なり。子犯は重耳の舅、即ちをぢ也。その意は、余は舅氏と心を同じうせざることなしとの誓詞也 (一六) 質は信也。よりて璧を水に沈めて河神に祭り、自ら誓ひて信となせりと也 (一七) 晉の大夫にて、周の大夫辛有の子孫なり (一八) 歲星が大梁星の次にありといふ意にて、時は魯の僖公の二十三年にあたる (一九) 濟は成也。行は道也。天行は天道にて、天運即ち天の曆數なり。その意は、公子は將に天の曆數を得て、君位を得んとすと也 (二〇) 元年とは、重耳即ち文公の卽位の年にて、魯の僖公の二十四年にあたる。この年に、歲星は大梁を去りて實沈のやどりにありしなり。卽位受けしはとは、大梁より受けしはの意 (二一) 高辛氏子あり、季を實沈といふ。上天して實沈星になりしなりと。卽ち、むかし實沈の住みて居しあとは、晉人の居るところなりと也 (二二) これこの實沈星の守護によりて、晉國の盛になる所以なりと也 (二三) 今公子の晉に入るや、歲星の實沈星の次にあるときにあたる。故に成事成らざるなし (二四) 魯の僖公の五年に、重耳出奔せしときをいふ (二五) 大火は大火星 (二六) 閼伯の星は前に解せり (二七) 大火星を一に大辰ともいふ (二八) 辰は大辰也。后稷は周の祖先。相は視也。唐叔は晉の祖先。この意は、この大辰星

子犯授二公子載璧一。曰。臣從二君還軫一。巡二於天下一。惡其多矣。臣猶知レ之。而況君乎。不レ忍二其死一。請由レ此亡。公子曰。所レ不下與二舅氏一同上心者。有レ如二河水一。沈レ璧以質。董因迎二公於河一。公問レ焉。曰。吾其濟乎。對曰。歲在二大梁一。將レ集二天行一。元年始受。實沈之星也。實沈之虛。晉人是居。所二以興一

るを況んや君をや。その死に忍びず。請ふ此より亡げん」と。公子曰く、「舅氏(五)と心を同じうせざる所のものあらば、河水の如きあらん」と。(六)璧を沈めて以て質とせり。(七)董因、公を河に迎ふ。公これに問ひて曰く、「われそれ濟らんか」と。對へて曰く、(八)「歲大梁に在り。將に(九)天行を集さんとす。(一〇)元年に始めて受けしは、實沈の星なり。(一一)實沈の虛は、晉人これに居り。(一二)興る所以なり。(一三)今君これに當る、濟らざるなし。君の行りしや、(一四)歲大火に在り。(一五)大火は(一六)閼伯の星なり。これを大辰と謂ふ。(一七)辰以て善を成し、后稷これ相、唐叔以て封ぜられたり。(一九)瞽史記に曰く、(二〇)『その祖(一八)に嗣續し、穀の滋きが如くならん』と。必ず晉國を有たん。臣これを筮して泰(二一)の八を得たり。曰く、(二二)『これを天地配亨し、小往き大來ると謂ふ』と。(二三)今これに及べり。何ぞ濟らざるこれ有ちん。かつ辰を以て出で、(二四)參を以て入る、みな晉祥なり。而して天の(二五)大紀なり。(二六)濟りて且に成を秉らんとす。必ず諸侯に霸となり、子孫これに賴らん。君懼るゝ無かれ」と。公子河を濟り、(二七)令狐・臼衰・桑泉を召す。(二八)

十月。惠公卒。
十二月。秦伯納二公子一。及レ河。

の屯の卦は、内卦なる震の卦を主となす。震を、易にては長男となし、雷となす。その威力大にして、物みな蟄伏して君長たる象なりと也。又元は大也、善の長也。その君長の威力は長大にして、萬物蟄伏す。善の長大なるものなり。故に元にといふと也 (二〇) 嘉は善也。衆が從順にして善に服す。故に嘉のあつまり也何事もなさると也 (二一) 内は内卦。さて内卦に震雷ありて、貞固に時を待ちて發動す。發してよろしからざるはなし。故に貞しきに利しといふと也

(二二) 今屯の卦を見るに、内卦の東即ち震雷が發動して上にのぼるは、威を示すなり。外卦の水が動いて下るは順歸を示すなり。即ち公子が國を得て、その威盛大となり、天下の衆がこれに歸順する象なり。故に必ず諸侯の長とならんと也。伯は霸也 (二三) 小事は小人のなす小事也。濟は成也。業は事也。往く攸あるとは、小事を以て行くところあるときはと也。さて一方より屯の卦を見れば、將にのぼらんとする雷震が上の水の險阻に妨げらるゝ象となすを得。故に小人が小事を行はんとするときは、閉塞して失敗すべければ、これをなす勿れと也 (二四) 一人にて公子をさす (二五) 君王たる事業を立つるによろしと也 (二六) さてまた、豫の卦は坤下震上なり。易にては坤を母に比し、震を長男に比す。而してこの卦の象は、母老いて内にあり、子外に出でて盛に事をなすを以て、母は樂む象なり。故にこの卦を豫即ち樂しむといふと也 (二七) これ内に居て國君たる位を得て國力を充實して樂み、外に出でて師を八方にはせて、威力を強大にし、霸業をたつる重耳の身上をいへる象なりと也 (二八) この屯と豫との二卦は、重耳が國を得るを示せる卦なりと也

(一)十月惠公卒す。十二月秦伯公子を納る。(二)河に及びて、(三)子犯、公子に(四)載璧を授して曰く、「臣、君の邅迍に從ひ、天下を巡りて惡それ多し。臣なほこれを知る。而

也。故曰元。衆而順。嘉也。故曰亨。內有震雷。故曰利貞。車上水下。必伯。小事不濟。壅也。故曰勿用有攸往。一夫之行也。衆順而有武威。故曰利建侯。坤。母也。震。長男也。母老子彊。故曰豫。其繇曰。利建侯行師。居樂出威之謂也。是二者。得國之卦也。

れて、變通するを得ず。故にその爻は、無爲を示すなりと也（四）周易（五）諸侯の業を立つるに利ありとありと也（六）務はなほ趨といふが如し。進んで務むべきは、國を得るにあるのみ（七）易にては坤を大車となし、震を動となし、雷となす。今車といふものは、車もまた動き、その聲を雷に象る也。坎は水なりとは、その象を說明せるなり。坤もこれに同じ。屯は厚なり豫は樂なりとは、その字義を解せるなり（八）こは屯豫の二卦の象を合して說ける也。車は震なり。外內は、屯豫の二卦をいふ。班は徧也、あまねき也。坤は順也。卽ち、車が外內にあまねく、順德を以てこれををしへて、その方向を誤らしめざるにて、秦君が公子を導きて、その業を完うせしむる象なりといへるなり。泉原云々とは、坎は水なり。卽ち山上にある水が泉源となり、流れて、土に潤澤を資給するをいふ。土厚く云々とは、坤は土也。屯は厚也。豫は樂也。卽ち土は給與せられたる水によりて厚く萬物を生育して樂む象なりと也（九）これ實に、公子が晉國を有ちて人民を撫育するにあらずんば、何ぞこの象あらんやと也（一〇）易經の說卦傳に震を雷となすとあり（一一）勞なりとは、水の性は勞して倦まざるが故にしかいひし也。衆なりとは、水が集れば、衆盛なるが故にしかいふ也（一二）こは屯の卦をいへる也。易にては內卦卽ち下の卦を主とす。尙は上なり、外卦卽ち上の卦をいふ。屯は震下坎上なるが故にしかいふ也（一三）震は威也。雷聲に大なる威力あるは武の象なりと也（一四）水の衆水が從順にして、歸順するは、文の象なりと也（一五）文と武との具るは、厚大の至極なるが故に、この卦を名づけて屯といふと也。屯は厚也（一六）繇は、卦辭、卽ち易のおもてにあらはれたる豫言也。元に云々とは、この屯の卦は、難みの卦象なれども、よく辛苦にたへ、勉强して息まざるときは、必ずその屯難を解脫して、大に享通する時節來るものなり。故にすべて貞正堅固なるを第一とす。さすれば利ありと也。元は大也。享は通也。貞は正也（一七）小人卽ち臣民たるものは、宜しく正を守りて時を待ち、みだりに動く勿れと也。攸は所也（一八）たゞ君子卽ち君王たるものを立て、この屯難を解かしむるはよしと也。侯は君王也（一九）こ

也。坎。水也。坤。土也。屯。厚也。豫。樂也。車班外內。順以訓之。泉原以資之。土厚而樂。其實不有晉國何以當之。震。雷也。車也。坎。勞也。水也。衆也。主雷與車。而尙水與衆。車有震。武也。衆而順。文也。文武具。厚之至也。故曰屯。其繇曰。元亨利貞。勿用有攸往。利建侯。主震雷。長

なり。文武(一五)具るは、厚の至なり、故に、『屯』と曰ふ。その繇(一六)に曰く、『元に亨る、貞しきに利し。往く(一七)攸あるに用ふる勿れ。侯(一八)を建つるに利あり』と。震雷(一九)を主とするは長なり、故に、『元に』と曰ふ。衆(二〇)にして順なるは嘉なり、故に、『亨る』と曰ふ。内に(二一)震雷あり、故に、『貞しきに利し』と曰ふ。車上り(二二)水下る、必ず伯たらん。小事(二三)は濟らずして塞る、故に、『往く攸あるに用ふる勿れ』と曰ふ。一夫(二四)の行くや、衆順ひて武威あり、故に、『侯(二五)を建つるに利あり』と曰ふ。坤(二六)は母なり、震は長男なり、母老い子彊し、故に、『豫』と曰ふ。その繇に曰く、『侯を建て師を行るに利あり』と。居て(二七)樂み出でて威あるの謂なり。この二者(二八)は國を得るの卦なり」と。

㈠ 貞は内卦にて、悔は外卦なり。震下坎上は屯、坤下震上は豫、この兩卦を得たりと也。震は屯にありては貞たり、豫にありては悔たり。八とは、震の兩陰爻、貞に在り悔に在りて、みな動かざるをいふ。故に皆八といへるなり。

坎 外卦 ☵　震 内卦 ☳　屯卦

震 外卦 ☳　坤 内卦 ☷　豫卦。

㈡ 占筮をつかさどる人　㈢ 不吉なる理を説ける也。閉は塞也、ふさがる也。震は動也、動いて坎に遇ふ。坎は險阻なり。閉塞して、即ち他に抑制せら

用二王耳一。四方諸侯。其誰不三惕惕以從二君命一。秦伯歎曰。是子將レ有レ焉。豈專在二寡人一乎。秦伯賦二鳩飛一。公子賦二沔水一。秦伯賦二六月一。子餘使二公子降拜一。秦伯降辭。子餘曰。君稱下所以佐二天子一匡二重國上者。以命二重耳一。重耳敢有二惰心一。敢不レ從レ德。

公子親筮レ之曰。尚有二晉國一。得二貞屯悔豫一。皆八一也。筮史占レ之。皆曰。不吉。閉而不レ通。爻無レ爲也。司空季子曰。吉。是在レ易。皆利レ建レ侯。不下有二晉國一以輔中王室上。安能建レ侯。我命レ筮。曰三尚有二晉國一。筮告レ我。曰レ利レ建レ侯。得レ國之務也。吉孰大レ焉。震。車

公子親らこれを筮して曰く、「尚はくは晉國を有たん」と。(一)貞にては屯、悔にては豫みな八を得たり。(二)筮史これを占ふ。みな曰く、「不吉なり。(三)閉ぢて通ぜず。爻爲すとなし」と。司空季子曰く、「吉なり。(四)これ易に在りて、みな侯を建つるに利あり。(五)晉國を有ちて以て王室を輔けずんば、安んぞ能く侯を建てん。われ筮に命じて、『尚はくは晉國を有たん』と曰へば、筮われに告げて、『侯を建つるに利あり』と曰ふ。(六)國を得るの務なり。吉孰れか焉より大ならん。(七)震は車なり、坎は水なり、坤は土なり、屯は厚なり、豫は樂なり。(八)車外内に班く、順にして以てこれに訓へ、泉原以てこれに資し、土厚くして樂む。(九)それ實に晉國を有たずんば、何を以てこれに當らん。(一〇)震は雷なり、車なり。(一一)坎は勞なり、水なり、衆なり。(一二)雷と車とを主として、水と衆とを尙にす。(一三)車の震あるは武なり。(一四)衆にして順なるは文

拜。成拜卒登。子餘使公子賦黍苗。子餘曰。重耳之仰君也。若黍苗之仰陰雨也。若君實庇廕膏澤之。使能成嘉穀。薦在宗廟。君之力也。君若昭先君之榮。東行濟河。整師以復彊周室。重耳之望也。重耳若獲集德而歸載。使主晉民。成封國。其何實不從。君若恣志以

が天子を佐け王國を匡す所以のものを稱げて以て、重耳に命ず。重耳たるもの、敢へて惰心ありて、敢へて德に從はざらんや」と。

(一) 一日、僖負羈を乘伯にかへしと也 (二) 逆は親しく迎ふる也 (三) これをいふは、明日將にまた稱さんとするが、ため也 (四) 心と容貌と相異なるは、恥なりと也。勝は稱也 (五) みのがりを顧らずして德を施すは恥なり (六) 施してその功を完うすること能はざるは恥なり。濟は成也 (七) この五つの恥の門を塞ぎ閉ぢて完うすること能はざるものは、封國して諸侯となすべからず (八) よくこの五恥の門を塞ぎとぢ得るはどのものにあらざれば (九) 詩經の小雅にある詩、王が諸侯に命服を賜ふときに用ふる樂 (一〇) 堂を降りて也 (一一) 堂を降りてこの拜禮を辭退せりと也 (一二) 安樂を貪る心 (一三) 詩經の小雅にある詩。邵伯が營謝して諸侯を安ずるをうたへるもの (一四) 印は仰に同じ、 (一五) あはひかばひ、うるほす也 (一六) 嘉穀は善穀也 (一七) 秦の穆公が、西戎を討じて功あり、爵を賜りて伯となりし榮燿を一層あきらかにかゞやかし (一八) 黄河をわたり (一九) 周室をたすけ、これをして、もとの周の如く強からしむ (二〇) 集は成也 (二一) 載は始也 (二二) 領せる土地即ち晉國をいふ (二三) 何ぞ實に秦王に從はざらんと也 (二四) 覇業の志をいふ (二五) おそれつゝしむ (二六) 重耳が將にこの大事業を有するにいたらんと也 (二七) あにこの事業は、寡人の專有すべきものならんやと也 (二八) 詩經小雅小宛篇にある詩。おのれ即ち秦君は、晉の先君及び羣姬を念うて寐ねられず。以て晉の君臣を安集せんことを思ふの意を寓したる也 (二九) 河水は逸詩にて、その詩に曰く、河たるかの流水、海に朝宗すと。その意は、おのれ國に反りて、實に秦に朝事すべしと也 (三〇) 六月は詩經小雅六月篇の詩。これは重耳が君となり、必ず諸侯に伯となりて以て天子を匡佐せんとの意を寓せしと也 (三一) 辭は拜也 (三二) 秦伯の德惠に從ひて務めざらんやと也

秦伯謂二其大夫一曰。爲レ禮而不レ終。恥也。中不レ勝レ貌。恥也。華而不レ實。恥也。不レ度而施。恥也。施而不レ濟。恥也。恥門不レ閉。不レ可二以封一。非レ此。用レ師則無レ所矣。二三子敬乎。明日燕。秦伯賦二采叔一。子餘使二公子降拜一。秦伯降辭。子餘曰。君以二天子之命一服二命重耳一。重耳敢有二安志一。敢不二降

ひんとすとも則ち所なし。二三子敬め」と。明日燕す。秦伯采叔を賦す。子餘、公子をして降りて拜せしむ。秦伯降りて辭す。子餘曰く、「君、天子の命服を以て重耳に命ず。重耳敢へて安志ありて、敢へて降り拜せざらんや」と、拜を成し、卒りて登る。子餘、公子をして黍苗を賦せしむ。子餘曰く、「重耳の君を卬ぐや、黍苗の陰雨を卬ぐが若し。もし君實にこれを庇廕膏澤し、能く嘉穀を成して薦めて宗廟に在らしめば、君の力なり。君もし先君の榮を昭にし、東行して河を濟り、師を整へて以てまた周室を彊くせば、重耳の望むところなり。重耳もし德を集して、歸り載り、晉の民に主となりて、封國を成すを獲ば、それ何ぞ實に從はざらん。君もし志を恣にして以て重耳を用ひば、四方の諸侯それ誰か惕惕として以て君の命に從はざらん」と。秦伯歎じて曰く、「この子將に有らんとす、あに專ら寡人に在らんや」と。秦伯鳩飛を賦す。公子沔水を賦す。秦伯六月を賦す。子餘、公子をして降りて拜せしむ。秦伯降りて辭す。子餘曰く、「君

曰。將レ有レ請ニ於人一。必先有レ入焉。欲ニ人之愛一レ己也。必先愛レ人。欲ニ人之從一レ己也。必先從レ人。無レ德ニ於人一。而求ニ用於人一。罪也。今將ニ婚媾以從一レ秦。受レ好以愛レ之。聽從以德レ之。懼ニ其未一レ可也。何又疑焉。

てしところの女を娶りて、この力をかりて大事を成就するは可ならずやと也　(一五)　子犯は狐偃の字　(一六)　趙衰の字　(一七)　趙衰のことを記したるもの　(一八)　人の意を入れて從ふべしと也　(一九)　恩惠を施すなくして、おのが用を人になさしめんとするは罪の意　(二〇)　媾は重婚也。從ふはその命に從ふ意　(二一)　好は愛するところの女の意

乃歸レ女。而納レ幣。且逆レ之。他日。秦伯將レ饗ニ公子一。公子使ニ子犯從一。子犯曰。吾不レ如ニ衰之文一也。請使ニ衰從一。乃使ニ子餘從一。秦伯饗ニ公子一。如下饗ニ國君一之禮上。子餘相如レ賓。卒レ事。

乃ち女を歸して幣を納れ、かつこれを逆ふ。(二)他日秦伯將に公子を饗せんとす。公子、子犯をして從はしめんとす。子犯曰く、「われは衰の文あるに如かざるなり。請ふ衰をして從はしめよ」と。乃ち子餘をして從はしむ。秦伯の公子を饗する、國君を饗する禮の如くし、子餘の相くること賓の如くせり。事を卒ふ。秦伯その大夫に謂つて(三)曰く、「禮を爲して終へざるは恥なり。中の貌に勝はざるは恥なり。(四)華にして實ならざるは恥なり。度らずして施すは恥なり。(五)施して濟らざるは恥なり。(六)恥門の閉ぢざるは、以て封ずべからず。(七)これにあらざれば、師を用(八)

妻。避二其同姓一。畏二亂灾一也。故異德合レ姓。同德合レ義。義以道レ利。利以阜レ姓。姓利相更。成而不レ遷。乃能攝固。保二其土房一。今子於二子圉一。道路之人也。取二其所レ棄一。以濟二大事一。不二亦可一乎。公子謂二子犯一曰。何如。對曰。將レ奪二其國一。何二有於妻一。唯秦所レ命從也。謂二子餘一曰。何如。對曰。禮志有レ之。

らずや」と。公子、子犯(一五)に謂つて曰く、「何如」と。對へて曰く、「將にその國を奪はんとす。妻に何か有らん。たゞ秦の命ずるところに從へ」と。子餘(一六)に謂つて曰く、「何如」と。對へて曰く、「禮志(一七)にこれ有り。曰く、『將に人に請ふ有らんとせば、必ずまづ入るゝ(一八)有り。人のおのれを愛するを欲せば、必ずまづ人を愛す。人のおのれに從はんことを欲せば、必ずまづ人に從ふ』と。人に德するなくして、用(一九)を人に求むるは罪なり。今將に婚媾(二〇)して以て秦に從はんとす。好(二一)を受けて以てこれを愛し、聽從して以てこれを德とするも、その未だ可ならざるを懼るゝなり。また何ぞ疑はん」と。

(一) 類は族類也 (二) 異なる族類は、親近の間なりとも、男女が互に結婚するは、人類を蕃殖すること多きが故なり (三) 相嫁娶する意 (四) 黷は褻也。その意は、志を同じくするものは、疎遠の間なりと雖も、結婚せざるは、互になれけがして男女の別なきにいたるを畏るゝが故なり (五) 灾は災の本字。毓は育に同じ、生也 (六) 姓を滅すとは、同姓を滅すにいたる意 (七) 婚姻をなす也 (八) 德義を以て相親むなり (九) 阜うすとは、同姓の族をゆたかにする意。阜は厚也 (一〇) 續也。遷は離散也 (一一) 固く持ちつゞけること。攝は持也 (一二) 國と家と也。房は居也 (一三) その德姓の異なるを以て、殆ど他人の如しと也 (一四) 子圉の棄

姬姓。同德之難也如是。昔少典取於有蟜氏。生黃帝炎帝。黃帝以姬水成。炎帝以姜水成。成而異德。故黃帝爲姬。炎帝爲姜。二帝用師以相濟也。異德之故也。

が、その德黃帝に及び、姓を同じうして姬となれり〔一二〕黃帝と炎帝との父なりと〔一三〕有蟜氏は當時の諸侯〔一四〕取りては、娶りての意〔一五〕川の名〔一六〕成るとは、生長して以て功を成しし所をいふなり〔一七〕黃帝と炎帝〔一八〕濟は當に擠に作るべし。滅の意。黃帝の阪泉に戰ひしこれなり。

異姓則異德。異德則異類。異類雖近。男女相及。以生民也。同姓則同德。同德則同心。同心則同志。同志雖遠。男女不相及。畏黷故也。黷則生怨。怨亂毓災。災毓滅姓。是故取

異姓は則ち德を異にし、異德は則ち〔一〕類を異にす。〔二〕異類は近しと雖も、男女相及ぶは民を生ずるを以てなり。同姓は則ち德を同じうす。同德は則ち心を〔三〕同じうす。同心は則ち志を同じうす。同志は遠しと雖も、男女相及ばざるは、〔四〕黷すを畏るゝが故なり。黷せば則ち怨を生ず。怨みて亂るれば災を毓す。災毓すれば姓を滅す。この故に、妻を取るにその同姓を避くるは、〔五〕亂災を畏るゝなり。故に〔六〕異德は〔七〕姓を合せ、〔八〕同德は義を合せ、義以て利を道き、利以て姓を〔九〕阜うす。姓〔一〇〕利相更ぎ、成りて遷らざれば、乃ちよく〔一一〕攜固にしてその〔一二〕土房を保る。今子の子圉に於ける、〔一三〕道路の人なり。〔一四〕その棄てしところを取りて以て大事を濟す、また可な

五人。其同姓者。二人而已。唯青陽與二夷鼓一。皆爲二己姓一。青陽。方雷氏之甥也。夷鼓。彤魚氏之甥也。其同生而異姓者。四母之子。別爲二十二姓一。凡黄帝之子。二十五宗。其得レ姓者十四人。爲二十二姓一。姫酉祁己滕蔵任荀僖姞儇依是也。唯青陽與二倉林氏一。同二於黄帝一。故皆爲二

方雷氏(六)の甥なり。夷鼓は彤魚氏(七)の甥なり。その同生(八)にして異姓なるもの、四母の子別れて十二姓と爲れり。およそ黄帝の子は二十五宗(九)あれども、その姓を得しものは十四人にして、十二姓と爲れり。姫・酉・祁・己・滕・蔵・任・荀・僖・姞・儇・依これなり。たゞ青陽(一〇)と倉林氏とは黄帝に同じ、故にみな姫姓たり。同徳の難きやかくの如し。むかし少典(一一)が有蟜氏(一二)に取りて(一三)、黄帝・炎帝を生めり。黄帝は姫水(一四)を以て成り、炎帝は姜水を以て成れり(一五)。成りて徳を異にせり。故に黄帝を姫と爲し炎帝を姜と爲せり(一六)。二帝が師を用ひて以て相濟(一七)さんとせしは、徳を異にせしが故なり。

(一) 懷嬴を娶るは、骨肉相取るの嫌あるを以て、これを辭退せんと欲せしなり (二) 公子に隨へる晉の大夫、後に司空となりしが故に、しかいふ (三) 同父より生れ、德と姓と同じきものを兄弟となすをいふ。その意は、惠公と重耳とが、その德同じからずんば、則ち子圉は道路の人なり。以てその妻を取るべきを寓せるなり (四) 青陽と夷鼓との二人 (五) この二人は相與に德を同じうせしが故に、倶に己姓となれりと也 (六) 西陵氏の甥なり。帝繋に曰く、黄帝西陵氏の子を取る、嫘祖と曰ふ、實に青陽を生むとあり。姉妹の子を甥をいふ (七) 彤魚は國名 (八) 父を同じうするものをいふ (九) 一つの先祖より分れ出でたる家筋 (一〇) 二十五宗の中、たゞ青陽と倉林とのみ

奉ㇾ匜沃ㇾ盥。既而揮ㇾ之。嬴怒曰。秦晉匹也。何以卑ㇾ我。公子懼。降服囚命。秦伯見二公子一曰。寡人之適。此爲ㇾ才。子圉之辱。備二嬪嬙一焉。欲二以成ㇾ婚。而懼ㇾ離二其惡名一。非ㇾ此則無ㇾ故。不二敢以ㇾ禮致ㇾ之。歡ㇾ之故也。公子有ㇾ辱。寡人之罪。唯命是聽。

のがれ歸り、立ちて國公となりしが故に、これを國君といふなり。與るとは、その五人の中にあづかりて、賢となりしをいふ　（一七）水を注ぐ器。器は柄也。即ち重耳が懷嬴に匜をさゝげて盥に水を注がしめて、その手を洗ひ、その後、手をふつて、そのしづくを懷嬴の衣にかけたりと也。婚禮に嬴が室に入るとき、沃盥を奉ぐとあり　（一八）匹は敵にて、同等の資格なるをいふ　（一九）嬴の訴へんことをおそれしなり　（二〇）降服とは、上衣をぬぐことにて、人に降る意。囚命は自ら囚人となりて命を聽くをいふ　（二一）適妃の子の意。即ち寡人の嫡妃の子は、この懷嬴を才ありとなせりと也　（二二）秦に質とせしことをはゞかりてかくいへるなり　（二三）婦官　（二四）懷嬴を以て、子と婚姻を成さしめんと欲せしかども、一度子圉の妻たりしを以て、醜聲を得んことを恐れて、媵となせしのみ　（二五）初め婚姻の正禮を以て懷嬴を重耳に妻せんと欲せしかども、公子が禮を以てこれを拒まんことを恐れし故に、婚禮に備へてこれを致れり。これこの女を敬愛して、公子に侍せしめんと欲せしが故なり　（二六）降服をいふ。その意は、寡人が禮を備へざりし結果、公子をして辱むるにいたらしめしは、これ寡人の罪なりと也　（二七）公子の命によつてこの女を進退せんと也

公子欲ㇾ辭。司空季子曰。同姓爲二兄弟一。黃帝之子二十

公子辭せんと欲す。司空季子曰く、「同姓を兄弟と爲す。黃帝の子二十五人あり。その同姓なるものは二人のみ。たゞ青陽と夷鼓とみな己姓となれり。青陽は

有レ文。約而不レ詔。三材傳レ之。天胙レ之矣。天之所レ興。誰能禦レ之。子玉曰。則請止ニ狐偃一。王曰。不可。曹詩曰。彼己之子。不レ遂ニ其媾一。郵レ之也。夫郵而效レ之。郵又甚レ焉。效レ郵。非レ義也。於レ是懷公自レ秦逃歸。秦伯召ニ公子於楚一。楚子厚レ幣以送ニ公子於秦一。秦伯歸ニ女五人一。懷嬴與焉。公子使三

獻ずることにて、上公を享する禮。庭實は庭に陳ねし贈物。旅は陳也。百とは、成數をいへるにて、多き意。卽ち旅百とは、多く陳ねられたりといふ意 (三) あまりに禮に過ぐるが故に辭せんとせしなり (四) 國薦とは國君の禮を以て、發應すること。薦は進也 (五) 同等の資格なきに、國君を待つ禮を設くと也 (六) 天がこれをたすくるにあらずんば、誰かかく楚王の心をひらきて、かくの如く君を遇せんやと也 (七) 羽は鳥羽なり、翡翠・孔雀の屬。旄は旄牛の尾也。齒は象牙也。革は犀兕の皮 (八) 君の國の殘餘の品なりとの意にて、その貧弱なるを意味せるなり (九) 諸侯の謙稱 (一〇) 君の威靈卽ち不思議の力 (一一) 治兵は征伐也 (一二) 九十里をいふ。むかし師の行くに、三十里にして一舍せるが故也 (一三) 楚がその師を還すの命を得ざるときはの意にて、卽ち、それでも楚の師が引きあげずばと也 (一四) 鞭は馬のむち。弭は、骨や角にて兩端を飾りたる弓 (一五) 櫜は矢を納るゝもの。鞬は弓ぶくろ (一六) 周旋は馳逐といふが如し (一七) 令尹は官名にて、楚の宰相をいふ。子玉は楚の大夫 (一八) わが德の修らざるなりと也 (一九) われに於て何等利するところなし (二〇) 胙は福也 (二一) 冀州の土は晉國をいふ。九州の內、冀州に國すればなり (二二) 善君。公子重耳を殺すとも晉又君あらんと也 (二三) 文辭也 (二四) 約困の中に在りても、その辭諂屈するところなしと也 (二五) 狐偃・趙衰・賈佗をいふ (二六) 狐偃を質として楚にとゞめおかんと也 (二七) 詩經國風、曹風候人篇 (二八) その意は、かの子は、君の恩寵を全うすること能はずして、却つて罪をなすと曹風候人篇にいへるは、かの子の擧を過てりとして、これを刺りたるなりと也 (二九) その擧を過てりとして刺れるにならはば、その過は一層深くならんと也 (三〇) 郵に效ひて事をなすは、義にあらざるなりといひ、これを厚く過せりとなり (三一) 懷公は、子圉なり。秦に質たりしが、傳の僖公の二十二年に逃れ歸りしをいふ (三二) 秦の穆公 (三三) 重耳 (三四) 楚の成王にて、子爵なるが故に子といふ (三五) 歸は嫁也 (三六) 懷嬴は、もとの子圉の妻、子圉秦より

晉國。晉楚治兵。會二於中原一。其避レ君三舍。若不レ獲レ命、其左執二鞭弭一、右屬二櫜鞬一、以與レ君周旋。令尹子玉曰、請殺二晉公子一。弗レ殺而反二晉國一、必懼二楚師一。王曰、不可。楚師之懼。我不レ修也。我之不レ德。殺レ之何爲。天之胙レ楚、誰能懼レ之。楚不レ可レ胙。冀州之土、其無二令君一乎。且晉公子敏而

れかよくこれを禦がん」と。子玉曰く、「則ち請ふ狐偃を止めん」と。(二六)王曰く、「不可なり。曹詩に曰く、(二七)『かのこの子、その媾を遂げず』(二八)とは、これを郵てりとするなり。それ郵てりとしてこれに效はば、郵はまた爲より甚しからん。(二九)郵に效ふは義にあらざるなり」と。(三〇)こゝに於て懷公秦より逃げ歸る。(三一)秦伯、公子を楚に召す。(三二)楚子幣を厚くして、以て公子を秦に送れり。(三三)秦伯、女五人を歸がしむ。(三四)懷嬴與る。(三五)公子、匜を奉げて盥に沃がしめ、(三六)既にしてこれを揮ぐ。(三七)嬴怒りて曰く、「秦・晉は匹なり。(三八)何を以てわれを卑む」と。公子懼れて降服して囚命す。(三九)(四〇)秦伯、公子を見て曰く、「寡人の適はこれを才となせり。(四一)子圉を辱くせしとき、(四二)嬪嬙に備へたり。(四三)以て婚を成さんと欲せしかども、その惡名に離るを懼る。これにあらざれば則ち故なし。(四四)敢へて禮を以てこれを致さざりしは、(四五)これを歡するの故なり。公子の辱むるあるは、(四六)寡人の罪なり。たゞ命これ聽かん」と。(四七)

(一) 成王は武王の孫、文王の子にて、名は熊惲。周禮とは、周にて制定せし禮。享は饗也　(二) 九獻は爵を九たび

命也。君其饗レ之。亡人而國二薦之。非レ敵而君二設之。非レ天。誰啓二之心一。既饗。楚子問二於公子一曰。子若克復二晉國一。何以報レ我。公子再拜稽首。對曰。子女玉帛。則君有レ之。羽旄齒革。則君地生焉。其波二及晉國一者。君之餘也。又何以報。王曰。雖レ然。不穀願聞レ之。對曰。若以二君之靈一。得レ復二

ん」と。既に饗す。楚子、公子に問うて曰く、「子もし克く晉國に復らば、何を以て我に報いん」と。公子再拜稽首して對へて曰く、「子女玉帛は則ち君これ有り。(七)羽旄齒革は則ち君の地生ぜり。その晉國に波及するものは、君の餘なり。(八)また何を以て報いん」と。王曰く、「然りといへども、不穀(九)願はくはこれを聞かん」と。對へて曰く、「もし君の靈(一〇)を以て晉國に復るを得ば、晉楚治兵(一一)し、中原に會せば、それ君を避くること三舍(一二)せん。(一三)もし命を獲ずんば、それ左に鞭弭(一四)を執り、右に櫜鞬(一五)を屬けて、以て君と周旋(一六)せん」と。令尹子玉(一七)曰く、「請ふ晉の公子を殺さん。殺さずして晉國に反さば、必ず楚の師を懼さん」と。王曰く、「不可なり。楚の師の懼さるゝは、われ脩(一八)らざるなり。われ不德ならば、これを殺すとも何(一九)をか爲さん。天の楚に胙(二〇)せば、たれかよくこれを懼さん。楚の胙すべからずんば、冀州(二一)の土、それ令君(二二)なからんや。かつ晉の公子は敏にして文(二三)あり。約(二四)にして諂はず。三材(二五)のこれに傳たるは、天これに胙するなり。天の興すところは、た

親二兄弟一。晉鄭之親。王之遺命可レ謂二兄弟一。若資二窮困一。亡在レ長レ幼。還二軫諸侯一。可レ謂二窮困一。棄二此四者一。以徼二天禍一。無二乃不可一乎。君其圖レ之。弗レ聽。叔詹曰。若不レ禮焉。則請殺レ之。諺曰。黍稷無レ成。不レ能レ爲レ榮。黍不レ爲レ黍。不レ能二蕃廡一。稷不レ爲レ稷。不レ能二蕃殖一。所レ生不レ疑。唯德之基。公弗レ聽。遂如レ楚。楚成王以二周禮一享レ之九獻。庭實旅百。公子欲レ辭。子犯曰。天

(二五) 周の平王の世々相親けよといふ遺命なり　(二六) 亦は回軍といふが如し。即ち諸國を周歴して困阨にあひしをいふ。軫は車後の横木。還の字音旋　(二七) 有天、前訓、兄弟、困窮也　(二八) これを殺して後の患を絶てよ　(二九) 黍はきび。稷は、黍のねばりけのなきもの。成るなければとは、苗のまゝにて長生せずして死するをいふ。榮は秀也、穗の出づること。その意は、黍稷も苗のまゝにて枯れて長生することなくば、穗をなさず。その如く重耳も今の内に殺して了へば他日立派に晉に君たることなかるべし、今このまゝに置けば必ず黍稷の穗を成す如く重耳も晉に榮えん、其時には君は今日の無禮の爲めに罰せらるべきにより、冷遇する位ならば寧ろ殺して了へとの意を含めて此諺を引用せる也　(三〇) 黍も黍を成すに至らざればしげりてゆたかなる能はず、稷も稷を成すに至らざればしげりて殖ずる能はず。重耳とても中途にて夭折せば其天賦の美を全うする能はずして止まんと也　(三一) 生ずる所とは、黍を植えて黍を得、稷を植えて稷を得る如く、植うえし所のまゝに得る所あるをいふ。此の意は、重耳とても是の如きものなれば、重耳を禮せざる位ならば之を殺すべし、殺さずとならば厚遇すべし、今厚遇せば他日必ず報酬あるべく、今殺して了へば後患なからん。かくして疑はざるは德の基を爲す所以也と也

遂に楚に如く。楚の成王、周禮を以てこれを享して九獻し、庭實旅百あり。(一)公子辭せんと欲す。子犯曰く、(二)天命なり。君それこれを饗けよ。(三)亡人にしてこれに(四)國薦し、(五)敵にあらずしてこれに君說す。(六)天にあらずんば、誰かこれが心を啓か

之。三也。在二周頌一曰。天作二高山一。大王荒レ之。荒。大レ之也。大二天所一レ作。可レ謂レ親二有天一矣。晉鄭。兄弟也。吾先君武公。與二晉文侯。戮レ力一レ心。股二肱周室一。夾二輔平王一。平王勞而德レ之。而賜二之盟質一曰。世相起也。若親二有天一。獲二三胙一者。可レ謂レ有天一。若用二前訓一。文侯之功。武公之業。可レ謂二前訓一。若

を徵むるは、乃ち不可なるなからんや。君それこれを圖れ」と。聽かず。叔詹曰く、「もし禮せずんば則ち請ふこれを殺せ。(二八)諺に曰く、『黍稷成る無ければ、(二九)榮を爲す能はず。黍、黍たらざれば、(三〇)蕃廡する能はず、稷、稷たらざれば、蕃殖する能はず。(三一)生ずるところ疑はざるは、これ德の基』と。」公聽かず。

(一) 文公は厲公の子、名は捷 (二) 鄭の大夫 (三) 有天とは、天の啓き助くる者 (四) 先君の教 (五) 二つのさいはひ (六) ひらき助くる意 (七) 子孫の繁殖せざるを (八) 狐氏は、重耳の母の家。その祖先は唐叔より出て、晉とその祖を同じうす。唐叔の子孫の、別に犬戎にありしものなり。狐姬は獻公の妃にして重耳の母。伯行は、狐偃の父なる狐突の字 (九) 成は成人也。儁才は俊才に同じ (一〇) 驪姬の禍にかゝり國を去りて、よく安全なるところを得と也 (一一) 久しく苦んで過失なし (一二) 一のさいはひの意 (一三) 重耳は身國外に逃ぐるの患にかゝり、しかも晉國はよく治らずと也。靖は治也 (一四) 二は二胙の意 (一五) 晉侯は、晉の惠公。數は成也 (一六) 狐・趙は、狐偃と趙衰と也。これを讒るとは、この參謀となりてはたらくと也 (一七) 周頌は、詩經周頌天作篇 (一八) 高山は岐山。作は生也。大王は、文王の祖父古公亶父。荒は大也。その意は、天がこの高山を生じて、雲雨を興さしむ。大王則ち祀を秩でてこれを尊大にすと也 (一九) 有天を親むといふべしとは、天の啓き助くるものを親むものといふべしと也 (二〇) 晉・鄭は、ともに周室より出でしが故にいふ (二一) 武公は、鄭の桓公の子なる滑突なり。文侯は、晉の穆公の子にして、仇なり。戮は并也 (二二) 周の平王。夾輔は力をあはせてたすくる也。夾は并也。勞してとは、これをねぎらひ慰むる意 (二三) 質は信なり。盟質とは、盟信の書也。起は扶持也 (二四) その同姓の國なるをいふ

兄弟。貧二窮困一。天所レ福也。今晉公子有二三胙一焉。天將レ啓之。同姓不レ婚。惡レ不レ殖也。狐氏出レ自二唐叔一。狐姬。伯行之子也。實生二重耳一。成而儁才。離違而得レ所。久約而無レ釁。一也。同出九人。唯重耳在。離二外之患一。而晉國不レ靖。二也。晉侯日載二其怨一。外內棄レ之。重耳日載二其德一。狐趙謀レ

みてなり。狐氏は唐叔より出で、狐姬は伯行の子なり。實に重耳を生めり。（八）成りて儁才、（九）離違して所を得、（一〇）久約して釁なし。（一一）一なり。（一二）同出九人、唯重耳のみ在り。外の患に離りて晉國靖らず。（一三）二なり。（一四）晉侯日にその怨を載して、外内これを棄て、重耳日にその德を載して、狐・趙これを謀る。（一五）三なり。（一六）周頌に在り。（一七）曰く、『天高山を作し、太王これを荒にす』と。（一八）荒はこれを大にするなり。天の作すところを大にするは、有天を親むと謂ふべし。（一九）晉・鄭は兄弟なり。わが先君武公が、晉の文公と力を戮せ心を一にし、周室に股肱として平王を夾輔せしかば、（二〇）平王勞してこれを德とし、これに盟質を賜ひて曰く、『世々相起けよ』と。（二一）もし有天を親まんとせば、三胙を獲たるものは、有天と謂ふべし。もし前訓を用ひんとせば、文侯の功、武公の業は、前訓と謂ふべし。もし兄弟を禮せんとせば、晉・鄭の親、王の遺命は、兄弟と謂ふべし。もし窮困に資せんとせば、亡げて幼より長に在るまで、諸侯に還軫せるは、窮困と謂ふべし。この四者を棄てて以て天の禍

而惠以有レ謀。趙衰。其先君之戎御趙夙之弟也。而文以忠貞。賈佗。公族也。而多識以恭敬。此三人者。實左二右之一。公子居則下レ之。動則咨レ焉。成レ幼而不レ倦。殆レ有レ禮矣。樹二於有禮一。必有レ艾。商頌曰。湯降不レ遲。聖敬日躋。降二有禮一之謂也。君其圖レ之。襄公從レ之。贈以二馬二十乘一。

侮まず。禮あるに殆し。(九)有禮に樹うれば必ず艾ゆる有り、(一〇)商頌に曰く、(一一)『湯の降る遲からず、聖敬日に躋る』(一二)と。有禮に降るの謂なり。君それこれを圖れ」と。襄公これに從ひ、贈るに馬二十乘を以てせり。

(一) 固は宋の莊公の孫、大司馬固なり (二) 襄公は宋の桓公の子、茲父なり (三) 幼より長ずるまで國外にありたり (四) 母の兄弟 (五) 趙衰は晉の卿。先君は獻公。戎御は公の兵車の御者 (六) 文とは學問のあるをいふ (七) 諸侯の一族の意 (八) この三人を尊んでこれにつかふと也 (九) その舉止が、まことに禮あるものにちかし (一〇) 樹は種也、うゑる也。艾は報也。有禮のものに恩を施せば、必ず報いらる (一一) 商頌は、詩經商頌長發篇 (一二) 降は下也。聖は通也。聖敬とは、通明恭敬の德。躋は升也、のぼる也。その意は、湯の賢を尊び士に下ること甚だ疾し、故に聖敬の德日に進み、のぼりて上天に聞ゆと也

公子過レ鄭。鄭文公亦不レ禮焉。叔詹諫曰。臣聞レ之。親二有天一。用二前訓一。禮二

公子、鄭を過ぐ。(一)鄭の文公また禮せず。(二)叔詹諫めて曰く、「臣これを聞く、(三)『有天を親み前訓を用ひ、(四)兄弟に禮し窮困に資するは、天の福するところなり』と。今晉の公子は三胙あり。(五)天將にこれを啓かんとす。(六)同姓婚せざるは殖らざるを惡(七)

出レ自二武王一。文武之功。實建二諸姫一。故二王之嗣。世不レ廢レ親。今君棄レ之。是不レ愛レ親也。晉公子生十七年而亡。卿材三人。從レ之。可レ謂レ賢矣。而君蔑レ之。是不レ明レ賢也。晉公子之亡。不レ可レ不レ憐也。比二之賓客一。不レ可レ不レ禮也。失二此二者一。是不レ禮レ賓。不レ憐レ窮也。守二天之聚一。將レ施二於宜一。宜而不レ施。聚必有レ闕。玉帛酒食。猶二糞土一也。愛二糞土一以毀二三常一。失レ位而闕レ聚。是之不レ難。無二乃不可一乎。君其圖レ之。公弗レ聽。

晉の開祖にして文王の子。唐叔は武王の子 (一九) 周の文王・武王の天下統一の功が、實に諸姫を立てて諸侯となせり (二〇) 親戚の親みをすてず (二一) 二者とは、賓を禮し窮をあはれむこと (二二) 國君となりて、天の與ふる所を守れるものは、將にこれを義のために施さんとするものなりと也。宜は義也 (二三) 政の幹、禮の本、國の常なり

公子過レ宋。與二司馬公孫固一相善。公孫固言二於襄公一曰。晉公子亡長レ幼矣。而好レ善不レ厭。父二事狐偃一。師二事趙衰一。而長二事賈佗一。狐偃其舅也。

公子宋を過ぐ。司馬公孫固と相善し。公孫固、襄公に言ひて曰く、「晉の公子亡げて幼より長ず。しかるに善を好みて厭はず。狐偃に父として事へ、趙衰に師として事へ、賈佗に長として事ふ。狐偃はその舅なり。而して惠にして以て謀あり。趙衰はその先君の戎御たりし趙夙の弟なり。而して文にして以て忠貞なり。賈佗は公族なり。而して多識にして以て恭敬なり。この三人のもの實にこれを左右す。公子居れば則ちこれに下り、動けば則ち焉に咨ふ。幼より成まで

晉公子在此。君之匹也。君不亦禮焉。曹伯曰。諸侯之亡公子其多矣。誰不過此。亡者皆無禮者也。余焉能盡禮焉。對曰。臣聞之。愛親明賢。政之幹也。禮賓矜窮。禮之宗也。禮以紀政。國之常也。失常不立。君所知也。國君無親。國以爲親。先君叔振。出自文王。晉祖唐叔。

れ親を愛せざるなり。晉の公子生れて十七年にして亡し、卿材三人これに從ふは、賢と謂ふべし。しかるを君これを蔑にするは、これ賢を明かにせざるなり。晉の公子の亡せるは、憐まずんばあるべからざるなり。これを賓客に比して、禮せざるべからざるなり。この二者(二一)を失はば、これ賓を禮せず、窮を憐まざるなり。天(二二)の聚を守りて將に宜に施さんとす。宜にして施さずんば、聚必ず闕くる有らん。玉帛酒食はなほ糞土のごときなり。糞土を愛みて以て三常(二三)を毀り、位を失ひて聚を闕く。これをこれ難しとせざるは、乃ち不可なるなからんや。君それ之を圖れ」と、公聽かず。

(一) 共公は曹の昭公の子、曹伯襄なり (二) あばらの骨が一枚になつてゐること。一枚あばら (三) 舍は宿舍 (四) 諜は候也、うかゞふ也 (五) 微は蔽也、おほひ也、簾立の如きもの。薄は迫也、近づくをいふ (六) 曹の大夫 (七) 國相とは、一國の宰相たるべき才能のある人の意 (八) 一人の公子卽ち重耳をいふ (九) 貳は別也。曹伯と別の行動をとりて、禮せざると也 (一〇) 飧は、熟食也。饋は食物をおくるをいふ (一一) 璧は、寶石の名、圓形にして、方形の穴をあけたるもの、交を結ぶときに用ふ。寘は置也 (一二) ともがらの意 (一三) すべて逃亡者といふものは、無禮なるものなり (一四) 親は親戚 (一五) 榦は本也 (一六) 私親なし (一七) 國を以て國と親むことをなすと也 (一八)

共公亦不禮焉。聞其駢脅。欲觀其狀。止其舍。諜其將浴。設微薄而觀之。僖負羈之妻言於負羈曰。吾觀晉公子。賢人也。其從者皆國相也。以相一人。必得晉國。得晉國而討無禮。曹其首誅也。子盍蚤自貳焉。僖負羈饋飧。寘璧焉。公子受飧反璧。負羈言於曹伯曰。夫

と欲し、その舍(三)に止めて、その將に浴せんとするを諜ひ(四)、微を設け(五)、薄つてこれを觀る。(六)僖負羈の妻、負羈に言つて曰く、「われ晉の公子を觀るに賢人なり。その從者はみなの國相なり。(七)以て一人を相けば(八)必ず晉國を得ん。晉國を得て無禮を討ぜば、曹はそれ首誅せられん。子なんぞ蚤くみづから貳せざる」と。(九)僖負羈飧(一〇)を饋り璧を寘く。(一一)公子飧を受け璧を反す。負羈、曹伯に言つて曰く、「かの晉の公子こゝに在り。君の匹なり。(一二)君また禮せざらんや」と。曹伯曰く、「諸侯の亡公子それ多し。たれかこゝを過らざらん。(一三)亡者はみな禮なきものなり。余いづくんぞ能く盡く禮せん」と。對へて曰く、「臣これを聞く、(一四)『親を愛し賢を明かにするは、政の幹(一五)なり。賓を禮し窮を矜むは、禮の宗なり。禮以て政を紀むるは、國の常なり』と。常を失へば立たざるは、君の知るところなり。國君は親なし。(一六)國(一七)以て親を爲す。(一八)先君叔振は文王より出で、晉の祖唐叔は武王より出づ。文武の(一九)功實に諸姫を建てたり。故に二王の嗣は、世々(二〇)親を廢てず。今君これを棄つ。こ

也。今君棄レ之。無二乃不可一乎。晉公子。善人也。而衞親也。君不レ禮焉。棄二三德一矣。臣故云。君其圖レ之。康叔。文之昭也。唐叔。武之穆也。周之大功在レ武。天胙將レ在二武族一。苟姬未レ絕。周室而俾レ守二天聚一者。必武族也。武族。唯晉實昌。晉胤。公子實德。晉仍無道。天胙二有德一。晉之守レ祀。必公子也。若復而修二其德一。鎭二撫其民一。必獲二諸侯一。以討二無禮一。君弗二蚤圖一。衞而在レ討。小人是懼。敢不レ盡レ心。公弗レ聽。

昌えん。晉の胤（一三）にては、公子實に德あり。晉仍り（一四）に無道なり。天、有德に胙せば、晉の祀を守るものは必ず公子ならん。もし復りてその德を修め、その民を鎭撫せば、必ず諸侯を獲て以て無禮を討ぜん。君蚤く圖らんずんば、衞は討（一五）にあらん。小人これ懼る。（一六）敢へて心を盡さざらんや」と。公聽かず。

（一）虞は備也。魯の僖公の十八年冬に、邢人・翟人が衞を伐ちて菟圃を圍む。文公が訾婁に戰ひて、これを退けつゝありしが故に禮する能はず　（二）衞の正卿　（三）治め守るもととなるものなり　（四）君がその親を親むは、民心を結びて相親ましむる所以なり　（五）建は立也。よくその善を善とするは、德を立つる所以なりと也　（六）晉の祖唐叔は武王の子、衞の祖康叔は文王の子、故に親といふ　（七）賓を禮し、親を親し、善を善とするをいふ　（八）祖より以下、一昭一穆なるが故に、康叔を文昭となし、唐叔を武穆となす　（九）始めて紂を伐つて天下を平げしをいふ　（一〇）天の與ふるさいはひ也。武の族は、武王の子孫　（一一）姬姓　（一二）天聚は天胙に同じ。聚は財聚也　（一三）子孫　（一四）仍は重也　（一五）衞はその無禮を討ぜらるゝ中に入らんと也　（一六）すゝんで誠心を盡して諫めざらんやと也

自レ衞過レ曹。曹

衞より曹（一）を過ぐ。曹の共公また禮せず。その駢脅（二）なるを聞き、その狀を觀ん

子犯曰。若無所濟。吾食舅氏之肉。其知厭乎。舅犯走且對曰。若無所濟。余未知死所。誰能與豺狼爭食。若克有成。公子無亦晉之柔嘉。是以甘食。偃之肉腥臊。將焉用之。遂行。

いふ　(一五) 飄は世に長くつゞくものにあらず　(一六) 厭は飽也　(一七) 豺はやまいぬ　(一八) 柔は脆也。嘉は美也。即ち公子は晉のやはらかき美き肉を甘く食することなからんやと也　(一九) 腥臊はなまぐさき也　(二〇) はたいづくんぞこれを食ふを用ひんと也　(二一) こゝに於て公子も止むなく齊を去りし也

過衛。衛文公有邢狄之虞。不能禮焉。甯莊子言於公。曰。夫禮國之紀也。親民之結也。善德之建也。國無紀。不可以終。民無結。不可以固。德無建。不可以立。此三者君之所愼

衛を過ぐ。衛の文公邢狄の虞ふる(一)ありて禮する能はず。甯莊子(二)、公に言つて曰く、「それ禮は國の紀(三)なり。親は民の結(四)なり。善は德の建(五)なり。國、紀なければ以て終るべからず。民、結なければ以て固むべからず。德、建つことなければ以て立つべからず。この三つの者は君の愼むところなり。今君これを棄つ、乃ち不可なるなからんや。晉の公子は善人なり。而して衛は親(六)なり。君禮せずして三德(七)を棄つ。臣故に云ふ。君それこれを圖れ。康叔(八)は文の昭にして唐叔は武の穆(九)なり。周の大功は武に在り。天胙(一〇)將に武の族にあらんとす。苟(一一)も姫未だ絶えず、周室にして天衆(一二)を守らしめんものは、必ず武の族なり。武の族にては、たゞ晉實に

敗不可處。時不可失。忠不可棄。懷不可從。子必速行。吾聞晉之始封也。歳在大火。閼伯之星也。實紀商人。商之饗國。三十一王。瞽史之記曰。唐叔之世。將如商數。今未半也。亂不長世。公子唯子。子必有晉。若何懷安。公子弗聽。姜與子犯謀。醉而載之以行。醒以戈逐

なりき。(一一)瞽史の記に曰く、『唐叔の世は、將に商の數の如くならんとす』と。今未だ半(一二)ならざるなり。(一三)亂は世に長からず。公子はたゞ子のみ。子必ず晉を有たん。若何ぞ懷安せんや」と。公子聽かず。姜、子犯と謀り、醉はせてこれを載せて以て行らしむ。醒めて、戈を以て子犯を逐ひて曰く、「もし濟るところなくば、われ舅氏の肉を食ふとも、それ厭く(一四)ことを知らんや」と。舅犯走りかつ對へて曰く、「もし濟るところなくば、余いまだ死所を知らず。たれか能く豺狼(一五)と爭ひ食はんや。もし克く成るあらば、公子また晉の柔嘉(一六)これ以て甘食する無からんや。偃の肉は腥臊(一七)なり。(一八)はた焉んぞこれを用ひん」と。(一九)遂に行る。

(一)重耳の國を得べき時日は近づけり　(二)幾は近也　(三)釋は置也。これをなさずしてすておく意　(四)敗國なるこの齊にとゞまりをるべからず　(五)從者の忠也　(六)唐叔虞の晉に始めて封ぜられしをいふ　(七)歳は歳星。大火は大火星にて、即ちその年の歳星が大火星の次にありき　(八)閼伯は陶唐氏の火正にして、商丘に居りて大火を祀れり。死して大火星に配食す　(九)商は殷なり。紀は治なり。をさめつかさどる也。商即ち殷はその商丘の墟に國せし故に、大火星は、商人を治めつかさどると也　(一〇)殷の湯王より紂王までをいふ　(一一)瞽史は天道を知るものにて、前に釋せり。唐叔は晉の始祖　(一二)半ならざるなりとは、唐叔より惠公にいたるまで十四世なるが故に

畏レ威如レ疾。乃能威レ民。威在二民上一。弗レ畏有レ刑。從レ懷如レ流。去レ威遠矣。故謂二之下一。其在レ辟也。吾從レ中也。鄭詩之言。吾其從レ之。此大夫管仲之所下以紀二綱齊國一。裨二輔先君一。而成中霸者上也。子而棄レ之。不二亦難一乎。

齊國之政敗矣。晉之無道久矣。從者之謀忠矣。時日及矣。公子幾矣。君レ國可三以濟二百姓一。而釋レ之者。非レ人也。

逸樂を貪るべけんやと也　(八) 西方は周をいふ。即ち周の詩也　(九) 疚は病也。大事を誤らしむる疵　(一〇) 鄭詩は、詩經鄭風將仲子篇　(一一) 仲は將仲子にて、大夫祭仲なり。こゝは重耳に比す。人の多言は多くの人のいふことにて、從者の言に比せるなり。即ち、心仲を思ふに從はんと欲すといへども、なはよく人を畏れて自ら止むと也　(一二) 齊の管仲にて、政はその政　(一三) 小妾は、姜氏の謙稱　(一四) 君の威　(一五) 上行なり　(一六) 私を懷うて欲を縱にすること　(一七) 下行なり　(一八) 中行なり　(一九) 威すとは、畏れしめてよく治むるを得と也　(二〇) かくの如きものは、刑罰に處せらるゝあるのみと也　(二一) 紀綱は治むること　(二二) 裨輔はたすくること　(二三) 重耳をさす　(二四) 大事をなすこと難し

齊國の政は敗れたり。晉の無道は久し。從者の謀は忠なり。(一)時日は及べり。公子幾し。(二)國に君として以て百姓を濟すべし。しかるをこれを釋くものは(三)人にあらざるなり。(四)敗は處るべからず、時は失ふべからず、忠は棄つべからず、(五)懷は從ふべからず、子必ず速かに行れ。われ聞く、(六)「晉の始めて封ぜられしや、(七)歲は大火に在りき」と。(八)閼伯の星なり。實に(九)商人を紀す。商の國を饗くる(一〇)三十一王

不レ遑二啓處一。猶懼レ無レ及。況其順レ身。縱レ欲懷安。將何及矣。人不レ求レ及。其能及乎。日月不レ處。人誰獲レ安。西方之書有レ之。曰。懷與レ安。實疚二大事一。鄭詩云。仲可レ懷也。人之多言。亦可レ畏也。昔管敬仲有レ言。小妾聞レ之。曰。畏レ威如レ疾。民之上也。從レ懷如レ流。民之下也。見レ懷思レ威。民之中也。

らず、人たれか安んずるを獲ん。(八)西方の書にこれ有り。曰く、『懷と安とは、實に大事を疚ましむ』(九)と。(一〇)鄭詩に云はく、(一一)『仲も懷ふべし、人の多言もまた畏るべし』と。むかし管(一二)敬仲の言へるあり。小妾(一三)これを聞く。曰く、『威を畏るゝ(一四)疾の如くなるは、民の上(一五)なり。懷(一六)に從ふ流の如くなるは、民の下(一七)なり。懷を見て威を思ふは、民の中なり』(一八)と。威を畏るゝこと疾の如くなれば、乃ちよく民を威(一九)す。威あれば民の上に在り、畏れざれば刑あり。懷に從ふこと流の如くなれば、威を去ること遠し。故にこれを下と謂ふ。それ辟に(二〇)在らん。われは中に從はん。鄭詩の言も、われそれこれに從はん。これ大夫管仲の、齊國を紀綱(二一)して先君を(二二)裨補し、霸を成しし所以のものなり。子(二三)にしてこれを棄てばまた難からずや。(二四)

(一) 周詩は、詩經小雅皇皇者華篇 (二) 莘莘は衆多也。征は行也。征夫は、君の使者。常に公の爲に進みゆくことをおもうて、早く目的のところに及ぶなからんことをおそると也。即ち多くの使者は常に進みゆくことをおもひて及ぶなからんことを恐ると也 (三) 朝はやくより夜おそくまで也。行は道也。征は取也 (四) 啓處は、ひざまづきてをること。遑は暇也 (五) 身の安きにしたがひて (六) 懷安は、私をおもひて、安逸を貪ること。何ぞ及ばんとは、目的に達するを得ずと也 (七) 日や月は常に進みて一定の處にとゞまらず。それと同じく人も一定の處に安んじで

其聞之者。吾已除之矣。子必從之。不可以貳。貳無成命。詩云。上帝臨女。無貳爾心。先王其知之矣。貳將可乎。子去晉難而棲於此。自子之行。晉無寧歲。民無成君。天未喪晉。無異公子。有晉國者。非子而誰。子其勉之。上帝臨子矣。貳必有咎。

公子曰。吾不動矣。必死於此。姜曰。不然。周詩曰。莘莘征夫。每懷靡及。夙夜征行。

將むところにあらずと也 (一九) 文公が齊に居ること一年にして、桓公卒し、孝公位に卽く。孝公は、桓公の子昭也 (二〇) 齊の力弱くして、これを動かして、その力によりて晉國に反ること能はざるを知りと也 (二一) 文公の去るを諾せざるをうれへと也 (二二) 紡績の處 (二三) 姜氏の育蠶の小妾 (二四) 姜氏が蠶妾を殺して、その口を絕ちしをいふ。時に諸侯晉に叛き、今またその晉のことを去らんとせば、衆公の留らんことを恐れしなり (二五) 從者の言に從へ (二六) 貳は疑也。從者のなす所を疑ふべからず (二七) 天命を完うして、功を收めがたし (二八) 詩經大雅大明篇 (二九) 上帝は天なり。女は周の武王をいふ。その意は、上帝は汝を臨顧す。殷の紂王を伐たば必ず克たん。疑心あることなかれと也 (三〇) 武王が天命の以て疑ふべからざるを知れり。故につひに天下を有てりと也 (三一) 晉は惠懷 (三二) 成は定なり。奚齊・卓子死し、惠公親なく、內外これを棄むをいふ (三三) 獻公の子九人の中、たゞ重耳あるのみ

公子曰く、「われは動かず。必ずこゝに死なん」と。姜曰く、「然らず。周詩に(一)曰く、『莘莘たる征夫、每に懷うて及ぶなからんとす』(二)と。夙夜行を征つて、啓處に(三)遑あらず。なほ及ぶなからんことを懼る。況んやそれ身に順ひ欲を縱にして(五)懷安せば、(六)はた何ぞ及ばん。人及ぶを求めずんば、それよく及ばんや。日月は處(七)

之甚善焉。有二馬二十乘一。將レ死二於齊一而已矣。曰。民生安樂。誰知二其它一。桓公卒。孝公卽レ位。諸侯畔レ齊。子犯知二齊之不一レ可二以動一。而知三文公之安レ齊而有二終焉之志一也。欲レ行而患レ之。與二從者一謀二於桑下一。蠶妾在焉。莫レ知二其在一也。妾告二姜氏一。姜氏殺レ之。而言二於公子一曰。從者將三以レ子行一。

へば命を成すなし。(二七)詩にいふ、『上帝女に臨めり。爾の心に貳ふ無かれ』と。(二八)先王それこれを知れり。貳はばはた可ならんや。(二九)子晉の難を去つて此に極る。(三〇)子の行りしより、晉寧歳なく、民成君なし。(三一)天未だ晉を喪さず。異公子なし。(三二)晉國を有つものは子にあらずして誰ぞ。(三三)子それこれを勉めよ。上帝子に臨めり。貳はば必ず咎あらん」と。

(一)五鹿は衛の邑　(二)禮遇せられず、故に食を野人卽ち農夫に乞ひし也　(三)土塊也　(四)民が土を奉じて以て公子に服從する前兆なり　(五)公子よ、この外に何か求むるものあらんやと也　(六)天のなす事は、必ずさきにその兆ありと也　(七)記憶しおけ　(八)ことしは歲星が壽星の次にやどれり、これより十二年目の歲星が鶉尾の次にやどる時に、必ずこの五鹿の地を有するにいたらんと也　(九)以は已に通ず、すでに也。命は告也。野人の塊を與ふるをいふ　(一〇)歲星がまためぐりて壽星の次にあらばといふにて、今より十二年を歷ばと也　(一一)天の大數は十二に過ぎざるが故なり　(一二)天の道にしたがひゆくは、この塊を得るより始らんと也　(一三)この五鹿の地を所有するにいたるは、つちのえさるの日に於てせんと也　(一四)戊は土也。申は伸に通じ、土をのべ廣むる意。戊申は卽ち土地を申廣する所以の義なればなり　(一五)齊の桓公は、その女の齊姜をこれに妻し、これを遇する甚だ善しと也　(一六)四馬を一乘とす、卽ち八十頭の馬をこれに與へしなり　(一七)公子大に喜び、將に齊に死なんのみとまで思ふにいたれりと也。一說に此句「その它を知らん」の次に入れて文公の語と解すべしといふ　(一八)それ以上のことは、

舉塊以與之。公子怒。將鞭之。子犯曰。天賜也。民以土服。又何求焉。天事必象。十有二年。必獲此土。二三子志之。歲在壽星及鶉尾。其有此土乎。天以命矣。復於壽星。必獲諸侯。天之道也。由是始之。有此。其以戊申乎。所以申土也。再拜稽首。受而載之。遂適齊。齊侯妻

將にこれを鞭たんとす。子犯曰く、「天の賜なり。(四)民、土を以て服す。(五)また何をか求めん。(六)天事は必ず象あり。十有二年にして必ずこの土を獲ん。二三子これを志せ。(七)歲、(八)壽星に在り、鶉尾に及ばばそれこの土を有たんか。(九)天以に命けたり。(一〇)壽星に復らば、必ず諸侯を獲ん。(一一)天の道なり。(一二)これよりこれを始めん。(一三)これを有つはそれ戊申を以てせん。土を申ぶる所以なり」(一四)と。再拜稽首し、受けてこれを載す。遂に齊に適く。齊侯これに妻して甚だ善くす。(一五)馬二十乘あり。(一六)將に齊に死なんとす。曰く、「民生安樂ならば、たれかその它を知らん」と。(一七)桓公卒して(一八)孝公位に卽き、諸侯齊に畔く。(一九)子犯、齊の以て動すべからざるを知り、文公の齊に安んじて、終焉の志あるを知り、(二〇)行らんと欲してこれを患へ、從者と桑下に謀る。(二一)蠶妾あり、その在るを知る莫し。(二二)妾、姜氏に告ぐ。(二三)姜氏これを殺す。(二四)而して公子に言つて曰く、「從者將に子を以ゐて行らんとす。そのこれを聞けるものは、われ已にこれを除けり。子必ずこれに從へ。(二五)以て貳ふべからず。貳

紀。可ニ以遠一矣。齊侯長矣。而欲レ親レ晉。管仲沒矣。多讒在レ側。謀而無レ正。衷而思レ始。夫必追ニ擇前言一。求レ善以終。厭レ邇逐レ遠。遠人入服。不レ爲レ郵矣。會ニ其季年一可也。茲可ニ以親一。皆以爲レ然。乃行。

過ニ五鹿一。乞ニ食於野人一。野人

りとなす。乃ち行く。

(一) 文父は、晉の獻公の庶子重耳なり。重耳の母は狐姫にて、翟の女なるが故に、驪姫の難を避けて翟に奔りしなり。事は魯の僖公の五年にて、歲星は大火星にあり。この時蒲より翟に奔り、僖公の十六年、即ち歲星の壽星にある今日まで、翟に在ると十二年なるが故にしかいふ也 (二) 狐偃は文公の舅子犯なり (三) 日は往日なり (四) 翟に奔るを以て樂みあることとなし、晉國に反ることを成すべしといふ意にてはあらざりしなり。栗は樂也 (五) 違は至也。資は財なり。その意は、われその時に曰く、かの翟の地は、距離近きゆゑに、奔りていたり易く、困みても資を得る便ありと也 (六) 休は息也。戾は定也。その意は、今しばらく憂をこの翟の地に休めて、以て晉國を觀、かつ諸侯の爲すところをみて、その利を擇ばば、その身定るべしと也 (七) 底は止也。身安くして定ること久しくばこゝに長く落ちつくにいたらんと也 (八) 著は附也。滯は廢也。淫は久也。かく久しく止りておちつくにいたらば、たれかよく起して世に出でしめんと也 (九) 蓄は養也 (一〇) 一紀は十二年をいふ。十二年に歲星一周す、故に一紀といふ。今や十二年間に、資財の力を養へり也 (一一) 以て遠國にいたりて活動すべしと也 (一二) 齊侯は齊の桓公。長は老也 (一三) 讒言をなす羣小の意にて、易牙豎刁の屬をいふ (一四) 正從也。衷は中道なり。侯が事を謀りて、その結果正從を得ざれば、必ず中道にして、その初時を思ふ (一五) 管仲の忠善の言 (一六) 邇は近也。逐は求也。遠は戎翟の地をさす。遠人は、暗に翟に居る重耳等をさす也。入服は入貢して服從する意。郵は過也 (一七) 季は末也。今この桓公の晩年のかゝる心を抱ける時に會せるは、誠によき時なり

(一)五鹿を過ぎ、(二)食を野人に乞ふ。野人(三)塊を擧げて以てこれに與ふ。公子怒り、

文公在狄十二年。狐偃曰。日吾來此也。非以狄為榮。可以成事也。吾曰。奔而易達。困而有資。休以擇利。可以戾也。今戾久矣。戾久將底。底著滯淫。誰能興之。盍速行乎。吾不適齊楚。避其遠也。蓄力一

卷第十

晉語四

文公狄に在ること十二年なり。狐偃曰く、「日にわがこゝに來るや、狄を以て榮となし、以て事を成すべしとにはあらざるなり。われ曰く、「奔りて達り易く、困みて資あり。休ひて以て利を擇ばば、以て戾るべし」と。今戾る久し。戾る久しければ將に底らんとす。底著滯淫せば、たれかよくこれを興さん。なんぞ速かに行らざる。われ齊楚に適かざりしは、その遠きを避けしなり。力を蓄ふこと一紀なり。以て遠くすべし。齊侯長いて狄を親まんと欲す。管仲沒して多讒側に在り。謀りて正なければ、衷にして始を思ふ。それ必ず前言を追ひ擇び、善を求めて以て終らんとし、邇きを厭ひ遠きを遂め、遠人の入服するは、郵となさず。その季年に合して可なり。これ以て親むべし」と。みな以て然

公㆒而罪三也。君親止。女不㆓面夷㆒。而罪四也。鄭也就㆑刑。慶鄭曰。說。三軍之士皆在。有㆓人能坐待㆑刑。而不㆑能㆓面夷㆒。趣行㆑事乎。丁丑。斬㆓慶鄭㆒。乃入㆑絳。十五年。惠公卒。懷公立。秦乃召㆓重耳於楚㆒而納㆑之。晉人殺㆓懷公於高梁㆒。而授㆓重耳㆒。實爲㆓文公㆒。

こと能はざるにいたるべき也 〔一六〕 司馬は軍司馬にてその役の名、說はその名 〔一七〕 その罪をかぞへたててせむるなり 〔一八〕 惠公が韓にて秦と戰ひしとき、その衆を集めて誓約せしもの 〔一九〕 軍列をみだす也 〔二〇〕 軍令に背くものは、死刑に處せんと也 〔二一〕 將は指揮官。止は獲也。夷は傷也。その意は、大將たるものが、敵に捕へられんとするにあたり、その面を傷つくるまでに力戰せざるものは死刑に處せんと也 〔二二〕 逃也 〔二三〕 刑也 〔二四〕 丁丑はひのとのうしの日にて、惠公の六年十一月の丁丑の日 〔二五〕 太子子圉也。後の僖公の二十二年に秦より逃れかへりし也 〔二六〕 晉の地名 〔二七〕 位を授く

也。鄭也賊而亂國。不可失也。且戰而自退、退而自殺。臣得其志。君失其刑。後不可用也。君命司馬説刑之。司馬説進三軍之士而數慶鄭曰、夫韓之誓曰、失次犯令死。將止不面夷死。偽言誤衆死。今鄭失次犯令。而罪一也。鄭擅進退而罪二也。女誤梁由靡使失秦

れしに、女面夷せず、而の罪四なり。鄭や刑に就け」と。慶鄭曰く、「説よ。三軍の士みな在り。人よく坐して刑を待つ有りて、面夷する能はざらんや。速かに(二二)事を行へ(二三)」と。(二四)丁丑慶鄭を斬りて、乃ち絳に入れり。十五年恵公卒し、懐(二五)公立つ。秦乃ち重耳を楚に召してこれを納る。晉人懐公(二六)を高梁に殺して重耳に授く(二七)。實に文公と爲す。

(一) 自ら進んで刑をうけんとする臣也 (二) 國君の怨 (三) われに於て、よくその罪を赦して以て國を報いしむとも、衆がよくこれを受くるが如きことをなさんやと也 (四) 判決といふに似たり (五) さきの戰に於ける敗北をいふ (六) 今の状態をいふにて、また衆を役たんと欲するが故に、容さざるなり (七) 有罪を殺さざるは、刑を失ふ所以なり。刑を失へば政亂る。政亂るれば威行はれず (八) 戰場に出でては、臣下の反抗をうけなどして、その力を自由に用ふる能はず、軍に入りては、その有罪を治むる能はずして、かゝることを企てなさば、わが晉國を敗るのみならず、衆に賢とせる子圉を殺すにいたらんと也 (九) 君が臣の罪を怨みざるに、臣がその罪を自覺して刑につきて死せんとするは、その諸國への評判は、これを刑するよりもまされり。故に自殺せしむるにしかずと也 (一〇) 韓の戰に於ける慶鄭の動けをいへるなり (一一) 慶鄭が君を怨むの心を快く滿足せしめて、終に君をして衆にとらへられしめしは、國家の刑を失ふものなり (一二) その行動が賊害即ち國を傷つけそこなふ (一三) 刑することは失ふべからず (一四) 亂賊をなすを得ざるを以て、その刑を誤る次第となる (一五) かくては、今後政刑を用ふる

報之以賊。不武。出戰不克。入處不安。不知。成而反之。不信。失刑亂政。不威。出不能用。入不能治。敗國且殺孺子。不若刑之。君曰。斬鄭。無使自殺。家僕徒曰。有君不忌。有臣死刑。其聞賢於刑之。梁由靡曰。夫君政刑。是以治民。不聞命而擅進退。犯政也。快意喪君。犯刑

を亂せば威あらず。出でて(八)用ふる能はず、入りて治むる能はずば、國を敗りてかつ孺子を殺さん。これを刑するに若かず」と。君曰く、「鄭を斬れ。自殺せしむる無かれ」と。家僕徒曰く、「君(九)の忌みざるありて、臣の刑に死するあるは、その聞えこれを刑するよりも賢る」と。梁由靡曰く、「それ君には政刑あり、これを以て民を治む。命を聞かずして擅(一〇)に進退するは政を犯すなり。意(一一)を快くして君を喪ふは刑を犯すなり。鄭や賊にして國を亂る、失ふべからざるなり。かつ戰ひてみづから退き、退いて自殺(一二)せば、臣その志(一三)を得て、君その刑(一四)を失ふなり。後用(一五)ふべからざるなり」と。君、司馬說(一六)に命じてこれを刑せしむ。司馬說三軍の士を進めて、慶鄭を數(一七)めて曰く、「それ(一八)韓の誓に曰く、『次(一九)を失ひ令(二〇)を犯さば死せん。將(二一)止られて面夷せずんば死せん。僞言して衆を誤らしめば死せん』と。今、鄭次を失ひ令を犯せり、而の罪一なり。鄭擅に進退せり、而の罪二なり。女、梁由靡を誤らしめて秦公を失はしむ、而の罪三なり。君親ら止ら

不ㇾ戰。戰而用ㇾ良。不ㇾ敗。既敗而誅。又失ㇾ有ㇾ罪。不ㇾ可三以封ㇾ國。臣是以待ㇾ即ㇾ刑。以成二君政一。君曰。刑ㇾ之。慶鄭曰。下有二直言一。臣之行也。上有二直刑一。君之明也。臣行君明。國之利也。君雖ㇾ弗ㇾ刑。必自殺也。

これがためなり〔一一〕出奔するを得て〔一二〕咎は罪也、はなてて心を苦めしむる意〔一三〕邪道にて、正道にそむくをいふ〔一四〕惠公〔一五〕晉の都〔一六〕逃げざるをいふ〔一七〕惠公が始めて晉に入りて君となりしとき、自ら賂ろうして恩徳に報ゆべき筈なるにこれをなさず〔一八〕慶鄭が惠公を諫めて、秦に糴を與へしめんとせし時、もし惠公がふごりたかぶらず、卜を降してこれを聽かば、秦と戰ふにいたらざりしなり〔一九〕徒は罪也。かつて右を卜せしとき、慶鄭吉とあらはれしに、これを用ひざりし故に敗れしなりと也〔二〇〕君が既に退に敗れて、われを有罪として、これを誅せんとし、またその有罪なる余が出亡せば、以て封國即ち自己の領域を治めて、これを守るべからずとなり〔二一〕行は道也〔二二〕上の刑殺が、その正を得るは、これ人君の明なりと也

蛾晳諫曰。臣聞ㇾ之。奔ㇾ刑之臣。不ㇾ若三赦ㇾ之以報ㇾ讎。君盍三赦ㇾ之以報二於秦一。梁由靡曰。不可。我能行ㇾ之。秦豈不ㇾ能。且戰不ㇾ勝。而

蛾晳諫めて曰く、「臣これを聞く、『刑に奔るの臣は、これを赦して以て讎を報いしむるに若かず』と。君なんぞこれを赦して以て秦に報いしめざる」と。〔二三〕梁由靡曰く、「不可なり。われよくこれを行ふとも、秦あによくせざらんや。かつ戰勝たずして、これに報ゆるに〔二四〕賊を以てするは武ならず。〔二五〕出でて戰ひて克たず、入りて處りて安からざるは知ならず。成ぎてこれに反くは信ならず。〔二六〕刑を失ひ政

喪₂其君₁。有₂大罪三₁。將₂安適₁。君若來。將₃待㆑刑以快₂君志₁。君若不㆑來。將₂獨伐₁㆑秦。不㆑得㆑君。必死㆑之。此所㆑待也。臣得₂其志₁。而使₂君瞢₁。是犯也。君行㆑犯。猶失₂其國₁。而況臣乎。公至₂於絳郊₁。聞₂慶鄭止₁。使₂家僕徒召₁㆑之。曰。鄭也有㆑罪。猶在乎。慶鄭曰。臣怨君始入。而報㆑德不㆑降。降而聽㆑諫。

ところなり。臣その志(一一)を得て、君をして瞢ちしむる(一二)は犯(一三)なり。君にして犯を行はば、なほその國を失ふ。而るを況んや臣をや」と。公、絳の郊に至り、慶鄭(一四)止る(一五)と聞き、家僕徒をしてこれを召ばしめて曰く、「鄭や罪あり。なほ在りや」と。(一六)慶鄭曰く、「臣怨むらくは、君の始めて入りしとき、德に報いんとして降さざりしを。(一七)降して諫を聽かば戰はず、戰ひて良を用ひば敗れざりしなり。(一八)既に敗れて誅せんとして、また有罪を失はば、以て封國すべからず。(一九)臣これを以て、待ちて刑に卽き以て君政を成さんとす」と。(二〇)君曰く、「これを刑せよ」と。慶鄭曰く、「下に直言あるは臣の行なり、(二一)上に直刑あるは君の明なり。(二二)臣行あり君明あるは國の利なり。君刑せずといへども必ず自殺せん」と。

㊀ 國にかへらず ㊁ 晉の大夫 ㊂ 子何ぞ君の來るまでまつ要あらんや、はやくこゝを逃げよと也 ㊃ 大將がとらへらるれば、これをとりかへさんが爲に、飽くまで戰ひてこれに死す ㊄ 梁由靡をいふ ㊅ 適は行也。 ㊆ われいづこにか逃げんと也 ㊇ 君をして心ゆくまでわれに對して刑を行はしめんと也 ㊈ 君がもし秦より歸らずんば、將にわれひとりにて秦を伐たん ㊉ もしわが君をとりかへすを得ずんば (一〇) われの去らずして待つは

報ヶ秦。是故云。其君子則不。曰。吾君之入也。君之惠也。能納ㇾ之。則能執ㇾ之。能執ㇾ之。則能釋ㇾ之。德莫ㇾ厚ㇾ焉。惠莫ㇾ大ㇾ焉。納而不ㇾ遂。廢而不ㇾ起。以ㇾ德爲ㇾ怨。君其不ㇾ然。秦君曰。然。乃改館ニ晉君ー。饋ニ七牢ー焉。

比ては惠公のことを何といひをるかと也　(一〇)君が殺さるゝを免れず　(一一)是は罪也　(一二)大義をおもはず　(一三)子圉をいふ　(一四)惠公　(一五)穆公　(一六)これに反して、わが君を國内に納れながら、保護をなし遂げず、わが君を廢してこれをたゝしめず、わが國に恩惠を施しながら、却つて讎を報ふるが如きことは、秦君はなさざらん　(一七)晉の惠公のこれまで居りし所を改めて、客分の宿舍に入らしむ　(一八)七牢の食をおくりて優遇せりと也。七牢とは、諸侯を饗する禮にて、牛・羊・豕を一牢といふ

公未ㇾ至。蛾晳謂ニ慶鄭ー曰。君之止。子之罪也。今君將ㇾ來。子何俟。慶鄭曰。鄭也聞ㇾ之。曰。軍敗死ㇾ之。將止死ㇾ之。二者不ㇾ行。又重ㇾ之以ニ誤ㇾ人而

公未だ(一一)至らず。(一二)蛾晳、慶鄭に謂つて曰く、「君の止られしは子の罪なり。今君將に來らんとす。(一三)子何ぞ俟たん」と。慶鄭曰く、「鄭やこれを聞く。曰く、『軍敗るればこれに死し、(一四)將止らるればこれに死す』と。二者行はずしてまたこれに重ぬるに、(一五)人を誤らせてその君を喪ふを以てす。大罪三あり。將に安くに(一六)適かんとする。君もし來らば、將に刑を待ちて以て(一七)君の志を快にせん。(一八)君もし來らずんば、將にひとり秦を伐たんとす。(一九)君を得ずんば必ずこれに死せん。(二〇)これ待つ

弟之死喪者。不レ憚二征繕一以立二孺子一曰。必報二吾讎一。寧事二齊楚一。齊楚又交輔レ之。其君子思二其君一。且知二其罪一。曰。必事レ秦。有レ死無レ宅。故不レ和。比二其和一レ之而來。故久。公曰。而無レ來。吾固將レ歸レ君。國謂二君何一。對曰。小人曰レ不レ免。君子則不。公曰。何故。對曰。小人忌而不レ思。願下從二其君一而與

に事へん。死するありとも宅無からん』(七)と。故に和せず。(八)そのこれを和するころにして來れり、故に久し」と。公曰く、「而來るなくとも、われ固より將に君を歸さんとす。國、君を(九)何とか謂ふ」と。對へて曰く、「小人は、『免れず』(一〇)と曰ひ、君子は則ち『不らず』と。」公曰く、「何の故ぞ」と。對へて曰く、「小人は(一一)忌みて思は(一二)ず。(一三)その君に從ひて、與に秦に報いんと願ふ。この故に云ふなり。その君子は則ち不らず。曰く、『わが(一四)君の入りし(一五)は君の惠なり。よくこれを納れて、則ちよくこれを執へ、よくこれを執へて、則ちよくこれを釋す、德焉より厚きはなく、惠これより大なるは莫し。(一六)納れて遂さず、廢して起さず、德を以て怨と爲す、君それ然らず』と。」秦君曰く、「然り」と。(一七)乃ち改めて晉君を館し、(一八)七牢を饋りたり。

(一)位によりていふ、人民也 (二)韓の戰のために敗れて死せしもの (三)征繕せらるゝを苦にせず (四)孺子は子圉也 (五)秦に親まんよりはむしろ也 (六)位によりていふ。晉の役人也 (七)宅は他の古字。他心をいだくことなからん (八)その和するころを見はからひて來れり、故にかくおそかりき。久はなは晩といふが如し (九)國內

不愼。而羣臣是憂。不亦惠乎。君猶在外。若何。衆曰。何爲而可。呂甥曰。以韓之病。兵甲盡矣。若征繕以輔孺子。以爲君援。雖四鄰之聞之也。喪君有君。羣臣輯睦。兵甲益多。好我者勸。惡我者懼。庶有益乎。衆皆說。焉作州兵。

な說ぶ。焉において州兵を作れり。(一七)

(一) 晉の大夫 (二) 講和の成らんとするを告げしむ (三) 朝廷に集め (四) 惠公 (五) 諸氏といふに同じ (六) かかる身を以て、社稷につかへてこれを辱むるに堪へず (七) 余の位を退くは勿論、太子圉も廢して、他のものを以て君とせよ (八) 轅は易也。轅田とは、易田の法にて肥沃なる公田と磽确なる民田とを易ふるをいふ (九) 致は給也 (一〇) 慼くうれへ痛むさま也 (一一) 亡とは君の國外にあるをいふ (一二) 愼は憂也 (一三) 鄰境に於ける國に (一四) 征は賦課也。繕は甲兵をつくろふ也 (一五) 孺子は子圉。君の援の君は子圉也 (一六) 輯睦は和睦也 (一七) 州兵。二千五百家を州といふ。州長をしてそのの〳〵その屬を帥ゐて甲兵を繕せしめし也

呂甥逆君於秦。穆公訊之。曰。晉國和乎。對曰。不和。公曰。何故。對曰。其小人不念其君之罪。而悼其父兄子

呂甥、君を秦に逆ふ。穆公これに訊うて曰く、「晉國和するか」と。對へて曰く、「和せず」と。公曰く、「何の故ぞ」と。對へて曰く、「その小人は、その君の罪を念はずして、その父兄子弟の死喪(三)せしものを悼み、征繕(一)を憚らずして以て孺子(二)を立てんとして曰く、『必ずわが讎を報いん。(五)むしろ齊楚に事へん。齊楚また交〻これを輔けん』と。その君子(六)は、その君を思ひ、かつその罪を知つて曰く、『必ず秦

兄一。兄德レ我而忘二其親一。不レ可レ謂レ仁。若勿レ忘。是再施而不レ遂也。不レ可レ謂レ知。君曰然則若何。公孫枝曰。不レ若三以歸以要二晉國之成一。復二其君一而質二其適子一。使三子父代處二レ秦。可二以國無一レ害。是故歸二惠公一而質二子圉一。秦始知二河東之政一。

公在レ秦三月。聞二秦將一レ成。乃使三郤乞告二呂甥一。呂甥教二之言一。令二國人於朝一。曰。君使下乞告二二三子一曰上。秦將レ歸二寡人一。寡人不レ足三以辱二社稷一。二三子其改置以代レ圉也。且賞以說レ衆。衆皆哭。焉作二轅田一。呂甥致レ衆而告レ之曰。吾君慙焉其亡之

公、秦に在ること三月、秦の將に成がんとするを聞き、乃ち郤乞(一)をして呂甥(二)に告げしむ。呂甥これに言を教へ、國人に朝(三)に令して曰く、「君乞(四)をして二三子(五)に告げて曰はしむ。秦將に寡人を歸さんとす。寡人以て社稷(六)を辱むるに足らず。二三子それ改(七)め置てて以て圉に代へよ」と。かつ賞して以て衆を說ばす。衆みな哭す。焉において轅田(八)を作る。呂甥衆を致(九)して、これを告げて曰く、「わが君慙焉(一〇)として、その亡(一一)をこれ恤(一二)へずして、羣臣をこれ憂ふ。また惠ならずや。君なほ外に在り、若何せん」と。衆曰く、「何をなしてか可ならん」と。呂甥曰く、「韓(一三)の病を以て兵甲盡きたり。もし征繕(一四)して以て孺子(一五)を輔け、以て君の援と爲さば、四鄰これを聞くといへども、君を喪ひて君あり。羣臣輯睦(一六)し、兵甲ますます多くば、われを好むものは勸み、われを惡むものは懼れん。益あるに庶からんか」と。衆み

曰。吾豈將ニ徒殺レ之。吾將下以ニ公子重耳一代上之。晉君之無道莫レ不レ聞。公子重耳之仁莫レ不レ知。戰勝ニ大國一武也。殺ニ無道一而立ニ有道一仁也。勝無ニ後害一知也。公孫枝曰。恥ニ一國之士一。又曰下余納ニ有道一以臨上レ汝。無ニ乃不可一乎。若不可。必爲ニ諸侯笑一。戰而笑ニ諸侯一。不レ可レ謂レ武。殺ニ其弟一而立ニ其

勿くば、これ再び施して遂らざるなり。知と謂ふべからず」と。君曰く、「然らば則ち若何せん」と。公孫枝曰く、「以ゐて歸り、以て晉國の成(二二)を要むるに若かず。その君を復してその適子(二三)を質とし、子父をして代り秦に處らしめば、以て國害なかるべし」と。この故に、惠公を歸して子圉を質とし、秦始めて河東の政(二四)を知れり。

(一) 逆也、むかへうつ也 (二) 秦君を捕へんとせし也 (三) 君は晉君 (四) 惠公が秦にとらへらる (五) 國外に逐ひ出だす (六) 惠公をひきゐて秦にかへり、捕虜となさんと也 (七) 晉にかへさんと也 (八) 他の諸侯をして、讎をわれにかまへしむるにいたらん (九) 還也。わが秦の國家に艱しき間隙の生ずるにいたらん (一〇) 君臣が一致して、怨に報ゆる謀をなすをいふ (一一) 晉國 (一二) 萬人の見る眼の中 (一三) もし人の君父を害するものあらば、秦國の人はこれを惡むことなしといへども、他の諸侯は、その處置を惡まざるものなからん (一四) われあに甲斐なきにこれを殺さんとするものならんや (一五) 勝ちてのち、その害を絶えしむるは知なり (一六) 晉國の士 (一七) 有道の士を晉に納れて汝晉の民衆に臨ましむ (一八) そのうけしめし怨の消ゆるものにあらず。かゝる計をなして汝に不可なることなからんや (一九) 惠公 (二〇) 重耳 (二一) もし重耳をたてたりとしても、その骨肉の親を忘れず、弟を殺されたる怨をわが秦に報ふるに至らば、これ再び恩を施しながら、その效果を收むる能はざるなり (二二) 成は平也。晉國と更に媾和をなすにしかず (二三) 惠公の適子なる子圉、後に懷公といふ (二四) 秦はこゝに於てか河東の晉の地を取り、こゝに官司をおき、河東の地の政治をなすに至れりといふにて、事は僖公の十五年にあたる

大夫一而謀曰。殺二晉君一。與レ逐二出之一。與二以歸一。與レ復レ之。孰利。公子縶曰。殺レ之利。逐レ之。恐構二諸侯一。以歸。則國家多レ慝。復レ之。則君臣合作。恐爲二君憂一。不レ若レ殺レ之。公孫枝曰。不可。恥二大國之士於中原一。又殺二其君一以重レ之。子思レ報二父之仇一。臣思レ報二君之讎一。雖レ微二秦國一。天下孰不レ患。公子縶

ん。これを逐はば、恐らくは諸侯を構へん。以ゐて歸らば、則ち國家に慝多からん。これを復さば、則ち君臣合作して、恐らくは君の憂を爲さん。これを殺すに若かず」と。公孫枝曰く、「不可なり。大國の士を中原に恥ぢしめ、またその君を殺して以てこれを重ねば、子父の仇を報いんことを思ひ、臣君の讎を報いんことを思ふ。秦國微しといへども、天下たれか患へざらん」と。公子縶曰く、「われあに將に徒しくこれを殺さんとせんや。われ將に公子重耳を以てこれに代へんとす。晉君の無道は、聞かざるなし。公子重耳の仁は、知らざるなし。戰ひて大國に勝つは武なり。無道を殺して有道を立つるは仁なり。勝ちて後害なきは知なり」と。公孫枝曰く、「二國の士を恥ぢしめ、また『余有道を納れて以て汝に臨む』と曰ふとも、乃ち不可なるなからんや。もし不可ならば、必ず諸侯の笑と爲らん。戰ひて諸侯に笑はるゝは、武と謂ふべからず。その弟を殺してその兄を立つるに、兄がわれを德としてその親を忘れば、仁と謂ふべからず。もし忘るゝ

君。是不留德而留服也。然公子重耳實不肯。吾又奚言哉。殺其內主。背其外賂。彼塞我施。若無天乎云。若有天。吾必勝之。君揖大夫就車。君鼓而進之。晉師潰。戎馬濘而止。公號慶鄭曰。載我。慶鄭曰。忘善而背德。又廢吉卜。何我之載。鄭之車。不足以辱君避也。

梁由靡御韓簡。輅秦公。將止之。慶鄭曰。釋來救君。亦不克救。遂止於秦。穆公歸。至於王城。合

梁由靡、韓簡に御して、秦公を輅へ(一)て將にこれを止(二)めんとす。慶鄭曰く、「釋て來りて(三)君を救へ」と。また救ふ克はず、遂に(四)秦に止らる。穆公歸りて王城に至り、大夫を合せて謀りて曰く、「晉君を殺さんと、これを逐ひ(五)出さんと、以ゐて(六)歸らんと、これを復(七)さんと、いづれか利なる」と。公子縶曰く、「これを殺すこと利なら

る間は、寡人未だ君を憂へて忘るゝ能はざりき　(一三) 軍列也　(一四) われは兵火の間に親しく君に見えて戰はんと也　(一五) 君なんぞ晉國が亂れて、みづから亂るゝを待たざるかと也　(一六) この上すゝむる餘地なかりきと也　(一七) かれ晉國はその國內にありて非として內應せる里克・丕鄭を殺し、國外にては、秦に對する賂に背くと也　(一八) 亂をなすことをふせぎてなさず、これに反してわが秦國は亂を興えずなせりと也　(一九) かくまでにして、今回の戰に勝たずんば、天の正に與みするなしといふに同じと也　(二〇) もし天の正に與せば、われ必ずこれに勝たんと也　(二一) 秦君こゝに於てかその大夫に禮をなして、兵車にのらしめ、秦君みづから鼓をうちてこれをはげまし進めたりと也　(二二) 揖に同じ、會釋する也　(二三) 惠公の乘れる兵車の馬が、土のぬかるみに落ちて、進むことを得ずして止りたりと也　(二四) 深泥也　(二五) わが乘れる車は、君の遷轉を助くるに足らざるものなりと也

入。寡人之變也。君入而列未成。寡人未敢忘。今君既定而列成。君其整列。寡人將身見。客還。公孫枝進諫曰。昔君之不納公子重耳而納晉君。是君之不置德而置服也。置而不遂。擊而不勝。其若爲諸侯笑何。君盍待之乎。穆公曰。然。昔吾之不納公子重耳而納晉

施す。天(一一)なしと云ふが若し。(一二)もし天あらば、われ必ずこれに勝たん」と。(一三)君大夫に輯(一四)して車に就かしめ、君鼓ちてこれを進む。(一五)晉の師潰ゆ。(一六)戎馬濘して止る。公慶鄭を號びて曰く、「われを載せよ」と。慶鄭曰く、「善を忘れて徳に背き、また吉卜を廢つ。何ぞわれをこれ載せよといふや。(一七)鄭の車は、以て君の避くるを辱むるに足らざるなり」と。

(一)死を決して戰はんと欲するもの多しと也 (二)惠公 (三)惠公。その意は、惠公の出奔せしとき、その身を秦におき、晉に入らんとするときに秦の穆公の力をかりて、その身を煩はし、その飢饉の年には秦の糧を食ふが如く、秦が三たび恩施を行ひたるに、君これに報いざるが故に、かく兵士が怒りて、一致して來れるなりと也 (四)怒也 (五)秦より恩施を受け居るが故に、晉の兵士が進んで戰ふ心になる能はざるをいふ (六)秦はこれになれて、われを輕んずるにいたらんと也 (七)一夫にだにも輕侮の心を抱かしむべからず、況んや敵國においてをやと也 (八)むかし惠公が秦の穆公よりうけし恩惠は、われこれを忘れず。故に軍を引きかへしたく思へども、われには兵衆のあるありこれを合せて陣を取りたる以上は、この戰はんと欲する兵士の心を離たしめて解散するを得ずと也 (九)君は秦の穆公。即ち穆公が戰はずして軍を引きかへさば、これ寡人の願なりと也 (一〇)寡人もまた君の策を避くる能はざるが故に、戰はざるを得ずと也 (一一)いろ〳〵の模様を刻みたるほこ (一二)横也 (一三)むかし惠公の、未だ晉國に入るを得ずして、他國に流寓せし頃は寡人の憂とせし所なりき (一四)君の晉國に入りてのち、軍隊の編制せられざ

而無報故來。今又擊之。秦莫不慍。晉莫不怠。鬭士是故來。公曰、然。今我不擊歸。必狃。一夫不可狃。況國乎。公令韓簡挑戰。曰、昔君之惠、寡人未之敢忘。寡人有衆、能合之弗能離也。君若還、寡人之願也。君若不還。寡人將無所避。穆公衡雕戈、出見使者。曰、昔君之未

れしむべからず。況んや國をや」と。公韓簡をして挑戰せしめて曰く、「むかし君(八)の惠は、寡人未だこれを敢へて忘れず、寡人衆あり、よくこれを合せて離つ能はざるなり。(九)君もし還らば、寡人の願なり。君もし還らずんば、寡人將に避くる(一〇)ところなからんとす」と。穆公雕戈(一一)を衡へ(一二)、出でて使者を見て曰く、「むかし君の未だ入らざる、寡人の憂なりき。君の入りて列の未だ成らざる、寡人(一三)未だ敢へて忘れず。今君既に定りて列成れり。(一四)君それ列を整へよ。(一六)寡人將に身づから見えんとす」と。客還る。(一五)公孫枝進みて諫めて曰く、「むかし君の公子重耳と納れずして、晉君を納れしは、これ君の德を置てずして服を置てしなり。置てて遂らず、擊ちて勝たずんば、それ諸侯の笑と爲るを若何せん。(一七)君なんぞこれを待たざるか」と。穆公曰く、「然り。むかしわれの公子重耳を納れずして、晉君を納れしは、これ德を置てずして服を置てしなり。然れども、公子重耳實に肯はざりき。(一八)われまた奚をか言はんや。(一九)その內主を殺し、その外賂に背く。(二〇)かれは塞ぎわれは

也。遂不レ予。六年。秦歳定。帥レ師侵レ晉。至二於韓一。公謂二慶鄭一曰。秦寇深矣。奈何。慶鄭曰。君深二其怨一。能淺二其寇一乎。非二鄭之所レ知也。君其訊レ射也。公曰。舅所レ病也。卜レ右。慶鄭吉。公曰。鄭也不孫。以二家僕徒一爲レ右。歩揚御レ戎。梁由靡御二韓簡一。虢射爲レ右。以承レ公。

公禦二秦師一。令二韓簡視レ師。曰。師少二於我一。鬭士衆。公曰。何故。簡曰。以下君之出也處レ己。入也煩レ己。饑食二其糴一。三施

公、秦の師を禦ぎ、韓簡をして師を視しむ。曰く、「師われより少くして、(一)鬭士は衆し」と。公曰く、「何の故ぞ」と。簡曰く、「(二)君の出づるや(三)おのれを處き、入るやおのれを煩し、饑ゑてその糴を食ひ、三施して報ゆるなきを以ての故に來れり。今またこれを撃たば、秦は(四)慍らざるなく。晉は(五)怠らざるなし。鬭士この故に衆し」と。公曰く、「然り。今われ撃たずして歸らば、必ず(六)狃れん。(七)一夫も狃

をうつべしと也 (二九) 惠公の六年にて、魯の僖公の十五年にあたる (三〇) 穀物熟して、民安定するに至りしかばと也 (三一) 晉の地なる韓原 (三二) その寇を淺うするを得ずと也 (三三) 虢射 (三四) 問也 (三五) 諸侯が異姓の大夫をよぶに用ふる稱。こゝは慶鄭をさしていふ (三六) 短所即ち性癖の意。その意は、射に訊へといふが如き、かゝる激語を發するは、汝慶鄭の性癖なりと也 (三七) 惠公が兵を出すにあたりて、公の乘るべき兵車の車右となるべき人を卜はしめたるなり (三八) 不遜に同じ、不從順の意 (三九) 晉の大夫 (四〇) 晉の大夫。御とは、公の兵車の御者となりしなり (四一) 晉の大夫 (四二) 晉の卿にて、韓萬の孫 (四三) 韓の車右となりしをいふ (四四) 惠公の車に次ぎし意

說。必咎其君。其君不聽然後誅焉。雖欲殺我。誰與。是故汎舟於河。歸糴於晉。秦饑。公令河上輸之粟。虢射曰。弗予賂地。而予之糴。無損於怨。而厚於寇。不若勿予。公曰。然。慶鄭曰。不可。已賴其地。而又愛其實。忘善而背德。雖我必擊之。弗予必擊我。公曰。非鄭之所知

と。慶鄭曰く、君その怨を深うす。(三二)よくその寇を從うせんや。鄭の知るところにあらざるなり。君それ射に訊へ(三三)(三四)」と。公曰く、「舅の病とするところなり(三五)(三六)」と。(三七)右を卜す。「慶鄭吉」と。公曰く、「鄭や不孫なり(三八)」と。家僕徒を以て右となす(三九)。歩揚戎に御たり(四〇)。梁由靡韓簡に御たり(四一)(四二)。虢射右たり(四三)。以て公に承く(四四)。

(一一) 穀物の熟せざるを饑といふ。事は魯の僖公の十三年に在り (一二) 米穀を買ひ入るゝこと。かひよね (一三) 既にそむきしをいふ (一四) 里克・丕鄭の黨を殺ししをいふ (一五) 絶えず饑ありて、飢饉となれりとなり (一六) すでに人心を失ひ、又天の助を失へりとなり (一七) 違也。その窮乏せるものを助け、飢うるものに食をすゝめ與ふるは、人の道なりと也 (一八) 故に天下に對して、人の道をすつべからずと也 (一九) 秦の大夫、字は子桑 (二〇) 今晉國が、ひでりして飢饉となり、命をわが秦君にこふは、天の道をふめるなり (二一) 君がさしもの天の道にそむきて、これに糴を與へずんば、天は更に凶年をあたへて、この凶年のつぐなひをなさんと也 (二二) まことに晉の君は、惠公が秦の德を報いざるをよろこばざる折なれば、今秦君がこれに糴を與へずんば、晉君がこれに對する好辭柄を得るにいたらんと也 (二三) 晉君の行をとがむるにいたらんと也 (二四) 晉君がこれをきゝて行を改めず、かつ王の約束の賂をおくらずして後、これを征伐せば、わが秦を禦がんと欲すといへども、民心離叛せるを以て、たれか與せんと也 (二五) 河は黄河 (二六) 浮也 (二七) 惠公の五年也 (二八) 惠公 (二九) 秦に與ふることを約せし五城の地 (三〇) 秦に也 (三一) 晉の大夫 (三二) 減也 (三三) うらみ (三四) 强也、つようする也 (三五) 利して、の意にて、五城の地を秦に與へずして、己のが利とし也 (三六) 實は穀物也 (三七) 惜也 (三八) われを秦の佗地におかしむとも必ず留りて、怯

公曰。寡人其君是惡。其民何罪。天殃流行。國家代有。補レ乏薦レ饑。道也。不レ可三以廢二道於天下一。謂二公孫枝一曰。予レ之乎。公孫枝曰。君有レ施二於晉君一。晉君無レ施二於其衆一。今旱而聽二於君一。其天道也。君若弗レ予。而天予レ之。苟衆不レ說二其君之不一レ報也。則有レ辭矣。不レ如三予レ之以說二其衆一。衆

れに予へんか」と。(九)公孫枝曰く、「君晉君に施しあるも、晉君その衆に施すなし。今旱して君に聽くは、それ天道なり。(一〇)君もし予へずんば、天これに予へん。苟に衆その君の報ぜざるを說ばざれば、(一一)則ち辭あらん。(一二)これに予へて以てその衆を說ばすに如かず。衆說ばば必ずその君を咎めん。(一三)その君聽かずして、然して後に誅めば、われを禦がんと欲すといへども、たれか與せん」と。(一四)この故に、舟を河に汎べて(一五)糴を晉に歸れり。(一六)秦饑う。(一七)公、河上をして(一八)(一九)これに粟を輸らしめんとす。(二〇)虢射曰く、(二一)「賂地を予へずして、これに糴を予へば、怨を損するなくして寇を厚くせん。(二二)(二三)予ふる勿きに若かず」と。公の曰く、「然り」と。慶鄭曰く、「不可なり。(二四)已にその地を賴して、(二五)またその實を愛まば、(二六)(二七)善を忘れて德に背くなり。われといへども必ずこれを擊たん。(二八)予へずんば必ずわれを擊たん」と。公曰く、「鄭の知るところにあらざるなり」と。遂に予へざりき。(二九)六年秦歲定りしかば、(三〇)師を帥ゐて晉を侵し、韓に至れり。(三一)公慶鄭に謂つて曰く、「秦の寇深し、奈何せん」

君賂₌殺₂里克₁。而忌₂處者₁衆固不ㇾ說。今又殺₂臣之父及七輿大夫₁。此其黨半國矣。君若伐ㇾ之。其君必出。穆公曰。失ㇾ衆。安能殺ㇾ人。且夫釁唯無ㇾ斃。足者不ㇾ處。處者不ㇾ足。勝敗若ㇾ化。以ㇾ亂爲ㇾ遄。孰能出ㇾ君。爾俟ㇾ我。

汝の父及び七輿大夫を殺すを得ん。これその衆を失はざる證なりと也（二二）罪也（二三）死也。その意は、かつてこれ惠公が罪ありといへども、なほその身を存す。これ未だ大亂をなすにいたらざるなりと也（二四）その罪をして、その身を滅ぼすに足らしめば、則ち國に在る能はず。然るに今よくその國に處るものは、これその罪未だ死亡までにいたるに足らざるなりと也（二五）轉化して常なきをいふ。その意は、勝敗は轉化して常なきものなりと也。なほ丕鄭が君を殺さんと欲して、君が却つてこれを殺すが如きをいふ（二六）遄は去也。その意は、今汝丕豹は亂の故に、その國を去らざるを得ざるに至れり。かゝるさまにては、いかでか汝の黨與の力にてその君を出奔せしむるを得んと也（二七）汝は暫くわが秦にありて、わがこれに對して圖るを待てと也（二八）俟は待也、事の自然に來るをまつ也

晉饑。乞₂糴於秦₁。丕豹曰。晉君無ㇾ禮₂於君₁。衆莫ㇾ不ㇾ知。往年有ㇾ難。今又荐饑。已失ㇾ人。又失ㇾ天。其殃也多矣。君其伐ㇾ之。勿ㇾ予ㇾ糴。

（一）晉饑う。（二）糴を秦に乞ふ。丕豹曰く、「晉君の君に禮なきは、衆知らざるなし。（四）往年難あり。（五）今また荐に饑う。（六）已に人を失ひまた天を失ふ。その殃や多し。君それこれを伐て。糴を予ふる勿かれ」と。公曰く、「寡人はその君をこれ惡めども、その民何の罪かある。天の殃の流行するは、國家代〻有り。乏を補ひ饑に（七）鷹むるは道なり。（八）以て道を天下に廢つべからず」と。（九）公孫枝に謂つて曰く、「こ

使㆓於秦㆒可哉。丕鄭入。君殺㆑之。共賜謂㆓共華㆒曰。子行乎。其及也。共華曰。夫子之入。吾謀也。將㆑待㆑及。賜曰。孰知㆑之。共華曰。不可。知而背㆑之。不信。謀而困㆑人。不知。困而不㆑死。無㆑勇。任㆓大惡三㆒。行將㆓安入㆒。子其行矣。我姑待㆑死。丕鄭之子曰㆑豹。出奔㆑秦。謂㆓穆公㆒曰。晉君大失㆓其衆㆒。背㆓

賂を贈ることの後れつゝあるをいふ。緩は遲也 〔六〕 秦の穆公 〔七〕 厚禮を以て下の三人を聘ひ、物を贈りてと也。問とはとひたづねてものをおくること也 〔八〕 晉の大夫にて、惠公の黨 〔九〕 秦に來りしとき、秦に止めておきかへさぬやうにしと也 〔一〇〕 重兵を以て公子重耳を護衞せしめて晉國に入れよと也 〔一一〕 丕鄭 〔一二〕 丕鄭に黨せるものにて、七輿大夫。その意は、臣の屬なる七輿大夫が國内におこりてこれに應ぜば、惠公は出奔せんと也 〔一三〕 冷至は、秦の大夫。報問とは、丕鄭の秦への聘問に報い、かつ呂甥等に遺問する意 〔一四〕 呂甥・郤稱・冀芮 〔一五〕 丕鄭 〔一六〕 冷至。將は行也。丕鄭は冷至に對し、接待のことを行へりと也 〔一七〕 丕鄭が秦に使せしとき、持ち行きし聘物の少きに、秦よりの報聘の聘物は厚しと也 〔一八〕 これによりて見れば、丕鄭がわれらのことを秦にいひて、必ずわれらを誘ひて秦にとらへんとするなりと也 〔一九〕 故に丕鄭を殺さずんば、かれは必ずわれらに對して危難をおこさんと也 〔二〇〕 申生の師たりし下軍の衆大夫 〔二一〕 丕鄭の子 〔二二〕 七輿大夫の一人 〔二三〕 國に在りて也 〔二四〕 罪せらるゝに及ばずと也 〔二五〕 晉に入りても可ならん。秦に使して功勞ある故、害せらるゝことなからんと也 〔二六〕 然るに惠公は丕鄭を殺せりと也 〔二七〕 共華の一族にて晉の大夫 〔二八〕 去也 〔二九〕 禍のその身に及ばんと也 〔三〇〕 丕鄭をさす 〔三一〕 おのれ丕鄭を誤らしめし故に、將に禍のその身に及ぶを待たんと也 〔三二〕 丕鄭を國に入れしは、たゞ子のみ知るわけにて、たれかこれを知らんや。故にさまで憂ふるに足らざらんと也 〔三三〕 おのれが丕鄭を誤らしめしことを心に知りながら、これに背きておのれひとり安を貪るは不信なりと也 〔三四〕 人の爲を謀りてやりながら、その結果善からずして却つて人を困むるに至りしは不知なりと也 〔三五〕 また丕鄭を困めて死に至らしめながら、みづからその責を負うて死せざるは勇なきなりと也 〔三六〕 任は荷也、になふ也 〔三七〕 共賜也 〔三八〕 國に居る諸大夫 〔三九〕 惡也 〔四〇〕 故に晉君にくみする黨は國中の半に過ぎず。その半數は心中これに背けるものなりと也 〔四一〕 晉の君は必ず出奔せんと也 〔四二〕 もし晉君がその衆を失はばいづくんぞよく衆をして

大夫。鄭也與將將事賓丙曰。鄭之使薄而報厚。其言我於秦也必使誘我。弗殺。必作難。是故殺丕鄭及七輿大夫共華賈華叔堅騅歂纍虎特宮山祁。皆里丕之黨也。丕豹出奔秦。丕鄭之自秦反也。而聞里克死。見共華曰。可以入乎。共華曰。二三子皆在而不及。子

共賜、共華に謂つて曰く、「子行らんか。それ及ばん」と。共華曰く、「夫子の入りしはわが謀なり。將に及ぶを待たんとせん」と。賜曰く、「たれかこれを知らんや」と。共華曰く、「不可なり。知りてこれに背かば不信なり。謀りて人を困むるは不知なり。困めて死せざるは勇なきなり。大惡三を任ふ。行るとも將に安にか入らんとする。子それ行れ。われは姑く死を待たん」と。不鄭の子を豹と曰ふ。出でて秦に奔る。穆公に謂つて曰く、「晉の君大にその衆を失へり。君の賂に背き、里克を殺して處るものを忌む。衆固より說ばず。今また臣の父及び七輿大夫を殺せり。これその黨國に半なり。君もしこれを伐たば、その君必ず出でん」と。穆公曰く、「衆を失はば安んぞよく人を殺さん。かつそれ禍ありとも、たゞ斃るゝなし。足るものは處られず、處るものは足らず。勝敗は化の若し。禍を以て逵ることをなせり、たれかよく君を出さん。爾われを俟て」と。

㊀里克 ㊁梁鄒と卓子と ㊂荀息 ㊃故に里克の出たる余は危険なるアヤ。故に里克を殺せりと也 ㊄

死戮。罹二天之禍一。無レ後。志レ道者勿レ忘。將レ及矣。及二文公入一。秦人殺二冀芮一而施レ之。

惠公卽レ位。乃背二秦賂一。使下丕鄭聘二於秦一。且謝上レ之。而殺二里克一。曰。子殺二二君與二一大夫一。爲二子君一者。不二亦難一乎。丕鄭如レ秦謝二緩賂一。乃謂二穆公一曰。君厚問以召二呂甥郤稱冀芮一而止レ之。以レ師奉二公子重耳一。臣之屬內作。晉君必出。穆公使下冷至報問。且召中三

惠公位に卽いて、乃ち秦の賂に背き、丕鄭をして秦に聘しかつこれを謝せしめ、而して里克を殺して曰く、「子は二君と一大夫とを殺せり。子の君たるものは、また難からずや」と。丕鄭秦に如きて緩賂を謝す。乃ち穆公に謂つて曰く、「君厚問して、以て呂甥・郤稱・冀芮を召してこれを止め、師を以て公子重耳を奉ぜよ。臣の屬內に作らば、晉君必ず出でん」と。穆公冷至をして報問し、かつ三大夫を召さしむ。鄭や客と事を將ふ。冀芮曰く、「鄭の使するや、薄うして報は厚し。それわれを秦に言ひて、必ずわれを誘はしむるなり。殺さずんば必ず難を作さん」と。この故に、丕鄭及び七輿大夫なる共華・賈華・叔堅・騅歂・纍虎・特宮・山祁を殺せり。みな里・丕の黨なり。丕豹出でて秦に奔れり。丕鄭の秦より反るや、里克の死を聞き、共華を見て曰く、「以て入るべきや」と。共華曰く、「二三子みな在りて及ばず。子は秦に使せり。可ならんか」と。丕鄭入る。君これを殺せり。

不至何待。欲先導者行乎。將至矣。

惠公既殺里克而悔之曰。芮也使寡人過殺我社稷之鎭。郭偃聞之曰。不謀而諫者。冀芮也。不圖而殺者。君也。不謀而諫。不忠。不圖而殺。不祥。不忠受君之罰。不祥罹天之禍。受君之罰。

にいらんとする形は、民の志がのべ示せるものなりと也。衷は志也。衡は逃に通ず (一一) その諸侯に伯たらんとする光は、人民に感知して、かゞやきつゝあるものなりと也 (一二) その歌は人民の言に託して述べられ、晉に入らんとする形を、人民の志によりて述べられ、以て重耳を晉に導かんとし、又重耳は諸侯に霸たるべき光は明かにかゞやきて、人民をてらしつゝありと也 (一三) かゝる立派なる重耳の晉に至らずして、人民何をか待たん。人民は重耳より外に待つものなしと也

惠公既に里克を殺して、これを悔いて曰く、「芮や(一)寡人をして、わが社稷の鎭(二)を過り殺さしめたり」と。郭偃これを聞いて曰く、「謀らずして諫めしものは冀芮なり。(三)圖らずして殺ししものは君なり。謀らずして諫むるは不忠なり。圖らずして殺すは不祥なり。不忠は君の罰を受け、不祥は天の禍に罹る。君の罰を受くれば死戮せられ、天の禍に罹れば後なし。(五)道を志すものは忘るゝ(六)勿れ。(七)將に及ばんとせん」と。(八)文公の入るに及びて、秦人冀芮を殺してこれを施せり。(九)

(一) 冀芮也 (二) 鎭なり。社稷の鎭は國家の重臣 (三) まづ君の爲に謀らずして、諫めて君をして里克を殺さしめしものは冀芮なりと也 (四) 人と謀らずして、里克を殺ししものは君のあやまちなりと也 (五) 後嗣なき意 (六) 不忠・不祥よりおこる禍を忘るゝなかれと也 (七) もし忘るれば、禍が身にいたらんとせんと也 (八) 重耳 (九) 死骸をつられてさらすをいふ

於外。而越於民。民實戴之。惡亦如之。故行不可不愼也。必或知之。十四年。君之冢嗣其替乎。其數告於民矣。公子重耳其入乎。其魄兆於民矣。若入。必伯諸侯。以見天子。其光耿於民矣。數。言之紀也。魄。意之術也。光。明之燿也。紀言以敘之。述意以導之。明燿以炤之。

を以て世子を改葬せしかども、吉報を得ずと也 〔三〕 たれか世子をしてこの臭あらしむるものぞ。惠公これをなししなりと也 〔四〕 惠公は正禮を以てこれを葬れども、しかもきかれず。信の心を以てこれを行へども誠あるものとせられずと也 〔五〕 婾居とは、深き根據なくしてかりそめに位に居るをいふ。幸生とは、まぐれ幸を求めて生存せんとすること。大命は天の命なり。その意は、今や晉國には法のこれをまとむるものなくして、惠公はいたづらに婾居幸生せり。然れどもかれの正となすものは、その實不正、かれの信となすものは、その實不信なり。故にその正をあらためて眞正の正にせずんば、天の大命をうけて、その君たること危からんと也 〔六〕 長也。懷は思也。その意は、國人が惠公をおそれて重耳をおもふと也 〔七〕 故に晉人は、おの〳〵その所有するところの資財を聚め守りて、歸するところの時を待たんと也 〔八〕 去也。民心がその上を去り、他にうつらんとすれども、祖先の地なるが故に、これを果すを得ずして、心にこれを哀むと也 〔九〕 十四年の後の意。微は、子孫也。靡は無也。その意は、今より十四年の後には、惠公の亡びんことはいふまでもなく、その子孫もつくるにいたらんと也 〔一〇〕 重耳をいふ 〔一一〕 重耳はよく國家を鎭撫して、諸侯の覇となり、周王の妃偶即ち女房役の如き狀態とならんと也 〔一二〕 美は善也。播は布也、しく也。越は揚也、あぐ也。歆は、欣びて上にいたゞく意。その意は、それ人、心の中に善あれば、必ず外にしきひろがりて、民の上にあがりかゞやく故に、民實によろこびてこれを上にいたゞくと也 〔一三〕 下民は必ずよくその善否を知るものなりと也 〔一四〕 冢嗣は惠公の太子。替は滅也、ほろぶ也 〔一五〕 數はその滅ぶる年數也 〔一六〕 形也。兆は見也、きざし也。重耳が入りて晉君となるべき形は、民によりてあらはし示されつゝありと也 〔一七〕 覇に同じ、長也 〔一八〕 その重耳の諸侯に覇たるべき光は、人民にかゞやきて、感知せしめつゝありと也 〔一九〕 十四年といふ數は、人民の言にしるして述べられつゝあるところのものなりと也。紀は記也 〔二〇〕 重耳の晉

貞爲不聽。信爲不誠。國斯無刑。偸居幸生。不更厥貞。大命其傾。威兮懷兮。各聚爾有。以待所歸兮。猶兮遄兮。心之哀兮。歲之二七。其靡有徵兮。若翟公子。吾是之依兮。鎭撫國家。爲王妃兮。郭偃曰。甚哉。善之難也。君改葬共君以爲榮也。而惡滋章。夫人美於中。必播

のおのその有を聚めて、以て歸するところを待たん。あゝ(八)遄らん、心にこれ哀めり。(九)歲の二七はそれ徵も有る靡けん。(一〇)翟の公子の若きは、われこれにこれ依らん。(一一)國家を鎭撫して王の妃と爲らん」と。郭偃曰く、「甚しいかな、善の難きや。君共君を改葬して以て榮となし、而して惡ますます章れたり。それ人中に(一二)美あれば、必ず外に播きて民に越げ、民實にこれを戴く。惡もまたかくの如し。故に行は愼まずんばあるべからざるなり。(一三)必ずこれを知るあり。十四年にして、君の(一四)冢嗣それ替びんか。(一五)その數は民より告ぐ。公子重耳それ入らんか。(一六)その魄民より兆る。もし入らば、必ず諸侯に(一七)伯とし以て天子に見えん。(一八)その光、民に耿かなり。(一九)數は言の紀なり。(二〇)魄は意の術なり。光は明の(二一)燿なり。(二二)言に紀して以てこれを叙べ、意に述べて以てこれを導き、明に燿して以てこれを炤らす。(二三)至らずして、何をか待たん。先導せんと欲するもの行かんか、まさに至らんとせん」と。

(一) 共世子は申生なり。獻公の時、申生の葬、禮の如くならず。故にこれを改め葬りしなり　(二) 正也。獻公が正嫡

君子省衆而動。監戒而謀。謀度而行。故無不濟。內謀外度。考省不倦。日考而習。戒備畢矣。

惠公即位。出共世子而改葬之。臭達於外。國人誦之曰。貞之無報也。孰是人斯。而有是臭也。

が惠公の賂田を受くる約にて、これを晉に納れて君となしゝをいふ。倍せらるとは、惠公が晉に入りてのち、その約束を履行せざるをいふ也。果は竟也。田を喪へりとは、里克と丕鄭が賂田を得ざるをいふ (三) 秦が詐を以て惠公を立て、德をたてずして服をたてしをいふ。詐らるとは、惠公入りて約に背きしをいふ (四) 惠公も國にかへり、その國を得しになれて、土を貪り賂に背けば、終に禍をうくるにいたらんと也 (五) 里克と丕鄭とをいふ。この二人が田を得ずしてこりず、更に事をおこさば、禍亂の身におこるにいたらんと也。即ちこの二人が、更に秦とともに重耳を納れんと欲し、惠公に殺されしをいふ (六) その後、秦が晉を伐ち韓に戰ひ惠公をとらへて歸りしをいふ。事は魯の僖公の十五年にあり。隕は落也、落命也 (七) 晉の大夫。衆人の豫めこれを知るをきゝて、善いかなと歎美せしなり (八) それ衆人の口にするものは、禍福のよつてわかるゝ入口を示すものにて、この場合に、身の處し方によりて、或は禍となり、或は福となると也 (九) 衆人の評をかへりみて行動すと也。監は鑒也。度は揆也、はかる也。濟は成也 (一〇) 內は心にはかり外は事にはかるをいふ。習へばとは、積み重ぬる意。戒備畢るとは、他に對していましめ備ふる道完整すと也

惠公位に即き、(一)共世子を出してこれを改め葬る。臭、外に達せり。國人これを誦して曰く、「(二)貞すれども報なきなり。(三)たれかこの人をしてこの臭あらしむるや。(四)貞すれども聽かれざるを爲し、信なれども誠とせられざるを爲す。國これ刑なくして(五)媮居幸生す。その貞を更めずんば、大命それ傾からん。(六)威れて懷ふ。(七)お

惠公入而背二外内之賂一。輿人誦レ之。曰、佞之見レ佞。果喪二其田一。詐之見レ詐。果喪二其賂一。得レ國而狃。終逢二其咎一。喪レ田不レ懲。禍亂其興。既里丕死レ禍。公隕二於韓一。郭偃曰、善哉。夫衆口禍福之門也。是以

巻第九

晉語 三

惠公入りて(一)外内の賂に背く。輿人これを誦して曰く、「佞の佞せらるゝ果(二)にその田を喪へり。詐(三)の詐らるゝ果にその賂を喪へり。國を得て狃るれば、終にその咎めに逢はん。田を喪ひて懲りざれば、禍亂それ興らん」と。既にして里丕禍に死し、(六)公、韓に隕せられたり。(五)郭偃(七)曰く、「善いかな。それ衆口は禍福の門(八)なり。これを以て君子は衆を省みて動き、監戒して謀り、謀度して行ふ、故に謀らざるなし。内に謀り、(九)外に度り、考省して倦まず、日に考へて習へば、戒備畢る」(一〇)と。

(一) 惠公は獻公の庶子にて、重耳の弟、名は夷吾。外は秦、内は里克・丕鄭をさす。その意は、惠公が入りて晉の君となるや、かねて約束せし秦と里克と丕鄭へ贈るべき賄賂の約にそむけりと也 (二) 衆人也。佞は諂得。佞とは里克・丕鄭

曰。公子誰恃二於晉一。對曰。臣聞レ之。亡人無レ黨。有レ黨必有レ讎。夷吾之少也。不レ好二弄戲一。不レ過レ所レ復。怒不レ及レ色。及二其長一也弗レ改。是故出亡無レ惡二於國一。而衆安レ之。不レ然。夷吾不佞。其誰能恃乎。君子曰。善以レ微勸。

を聞く、『亡人(一)は黨なし。(二)黨あるは必ず讎あり』と。(三)夷吾の少なるや、弄戲(四)を好まず、復(五)ゆるところを過らず、怒(六)色に及ばざりき。その長ずるに及びて改めず。(七)この故に、出亡して國に惡るゝなくして、衆これを安んぜり。(八)然らずんば、夷吾は不佞(九)なり、それたれをかよく恃まんや」と。(一〇)君子曰く、「よく微を以て勸めたり」と。

(一) 公子夷吾は、晉國にありてたれをかたのみとせると也 (二) 亡人は徒黨を有するものにあらず。故に出でて奔るにいたるなりと也 (三) 與に黨するものあらば、これに反抗してうらみをいだくものありと也 (四) 弄戲はあそびごとにて、卽ち勝敗を爭ひて人の怨をうくるが如きもの (五) 人より受くることあらば、正しくこれに返禮してあやまつことなかりきと也。復は報也 (六) 心に怒ることありても、これをおさへて顏色にあらはさざりきと也 (七) なはその通りなりと也 (八) このたび夷吾が晉國の君となるにつきて、衆は安心してこれを待てりと也 (九) 不才也。その意は、もし然らずんば、夷吾は不才なるが故に、よく國君たるを得んやと也。それたれをか云々とは、夷吾はそれたれをかたのまんやといひて、秦を恃むより外なき意を示せるなり (一〇) よく微妙の言を弄して、穆公に夷吾を君とすべきことを勸めたりと君子は評せりと也

垢者。黃金四十鎰。白玉之珩六雙。不敢當公子。請納之左右。公子縶反。致命穆公。穆公曰。吾與公子重耳。重耳仁。再拜不稽首。不沒爲後也。起而哭。愛其父也。退而不私。不沒於利也。公子縶曰。君之言過矣。君若求置晉君而載之。置仁不亦可乎。君若求置晉君以成名於天下。則不如置不仁以滑其中。且可以進退。臣聞之。仁有置。武有置。仁置德。武置服。是故先置公子夷吾。寔爲惠公。

（一二）恭君には、實に多くの郡縣を有せらるれども、その上に河外の城邑五を入れ獻りて、君の有とせんと也。河外とは、黃河の東の方の地。列城とは、相列れる城邑 （一三）あに恭君が、かゝる地を有せられざるが爲に獻るといふ意ならんやと也 （一四）津はわたしば。梁は橋梁にてはし。難急とは、他國の土地を通過するには、種々故障の起るあるをいふ （一五）挾は持也。纕は馬腹帶にて、馬のむながい。纓は馬の胸帶飾りはるび。その意はまたかく土地を獻る所以は、他日亡人なるわれが君王の馬前に立ちて、その纓纕をいだきもち、君王の馬を馳せらるゝとき、その起る塵垢を望まんとする微意に外ならずと也 （一六）鎰は二十兩。珩は佩上の飾にて、その形磬に似て小なるもの。その意は、只今黃金四十鎰と白玉にてつくれる珩六對とを獻ると也 （一七）公子縶をいふ。左右といふは謙辭。その意は、これらの品物は公子に獻ずるには不足のものゆゑ、願ふその左右にある人に納めんと也 （一八）晉の國家を得て自ら利せんとする意なるを示すものなりと也 （一九）置は立也。載は成也。その意は、君がもし晉君をたてて、その國をよくせんとならば、仁者をたてゝ君となすは可なりと也 （二〇）亂也 （二一）たは改易といふごとし、あらためかふる意。その意は、かくしておけば君の力によりて、そのうへ晉君をとりかふるを得べしと也 （二二）他國に對して自己の仁義あるを示すために、その君をたててやる場合もあり、又自己の威武を示すためにしかする場合もありと也 （二三）仁義を示す場合には有德の君をたて、威武を示す場合にはおのれに服從する君をたつと也

穆公問冀芮

穆公冀芮に問うて曰く、「公子（二）たれをか晉に恃める」と。對へて曰く、「臣これ

汾陽之田百萬一。嬖大夫丕鄭與レ我矣。吾命レ之以二負蔡之田七十萬一。君苟輔レ我。蔑二天命一矣。吾必遂矣。亡人苟入。掃二除宗廟一。定二社稷一。亡人何國之與有。君實有二郡縣一。且入二河外列城五一。豈謂二君無一レ有。亦爲二君之東游。津梁之上。無レ有二難急一也。亡人之所下懷二挾纓纕一。以望中君之塵

子重耳に與せん。重耳は仁なり。再拜して稽首せざるは、後たるを沒らざるなり。起つて哭せるは、その父を愛せるなり。退いて私せざるは、利を沒らざる(一八)なり」と。公子縶曰く、「君の言過てり。君もし晉君を置て(一九)て、これを載さんと求めば、仁を置く、また可ならずや。君もし晉君を置てて、以て名を天下に成さんと求めば、則ち不仁を置きて以てその中を滑す(二〇)に如かず。かつ以て進退(二一)すべし。臣これを聞く、『(二二)仁にも置つるあり、武にも置つるあり。(二三)仁は德を置て、武は服を置つ』と。」この故に、まづ公子夷吾を置つ。寔を惠公となす。

(一) われを助くと也 (二) その身を潔くし、その分をよく守るをいふ。狷とは、分を守りてなさざるところあるなり (三) 大事行はれずの意 (四) 匹敵也。重大なる賄賂とおのれの德とを同じきほどに配合して用ひと也 (五) 諸公子がみな君の位を得んと望む心を有す。然るにわれこの挙をむかへとるを得ばよからずやと也 (六) 大夫の中位なるもの。大夫には、上中下の三階級ありし也 (七) 汾水といふ川の北方の地。もしわれをして君位につかしめば、汾陽の地百萬畝を與ふる旨を里克に命ぜりと也 (八) 晉鄭二國にて下大夫の稱 (九) 晉の地名 (一〇) また天の命を待ちて君位に卽く無くして、秦の命によりて、これを恃みて君位につくを得るなりと也。蔑は無也 (一一) 亡人なるわれが、もし晉國に入りて宗廟を清め社稷を定め守るを得ば、それにて足れり。何ぞ敢へて國土を望まんやと也

公子夷吾於梁。如弔公子重耳之命。夷吾告冀芮曰。秦人勤我矣。冀芮曰。公子勉之。亡人無狷潔。狷潔不行。重賂配德。公子盡之。無愛財。人實有之。我以徼幸。不亦可乎。公子夷吾出見使者。再拜稽首。起而不哭。退而私於公子縶曰。中大夫里克與我矣。吾命之以

吾、冀芮に告げて曰く、「秦人(一)われに勤む」と。冀芮曰く、「公子これを勉めよ。亡人は狷潔なる無かれ。狷潔(二)なれば行はれず。(三)重賂徳に配し、(四)公子これに盡して財を愛む無かれ。(五)人實にこれを有つ、われ以て徼幸せばまた可ならずや」と。公子夷吾出でて使者を見て再拜稽首し、起ちて哭せず。退いて公子縶に私して曰く、「中大夫(六)里克われに與す。われこれに命ずるに、汾陽(七)の田百萬を以てせり。丕鄭(八)われに與す。われこれに命ずるに、負蔡(九)の田七十萬を以てせり。君苟もわれを輔けば、天命(一〇)蔑し。われ必ず遂らん。(一一)亡人苟も入りて宗廟を掃除し社稷を定めば、亡人何ぞ國をこれ與り有たんや。(一二)君實に郡縣あれども、かつ河外の列城五を入れん。(一三)あに君を有る無しと謂はんや。また君の東游(一四)のとき、津梁の上に離急あること無からんがためなり。亡人の纓纕(一五)を懷挾して、以て君の塵垢を望む所のものなり。黄金四十鎰(一六)、白玉の珩六雙。敢て(一七)公子に當らず、請ふこれを左右に納れん」と。公子縶反つて命を穆公に致す。穆公曰く、「われ公

可。亡人無レ親。信仁以爲レ親。是故置レ之者不レ殆。父死在レ堂。而求レ利。人孰仁レ我。人實有レ之。我以徼幸。人孰信レ我。不仁不信。將何以長レ利。公子重耳出見二使者一。曰。君惠二弔亡臣一。又重有レ命。重耳身亡父死。不レ得レ與二於哭泣之位一。又何敢有二它志一。以辱二君義一。再拜不二稽首一。起而哭。退而不レ私。

うちたれをと也 (二) 晉に君なき昨今の急場を救はんと也 (三) 秦の公子子顯也 (四) 幾微也 (五) かくして容易に人に知られざる樣にする也 (六) 禮を知れば恭敬なるが故に、使者として君命を辱めずと也 (七) よく恭敬なれば君命を全うするを得べしと也。隊は失也 (八) 思慮が緻密ならばと也 (九) 穆公をさす。喪は亡の喪也 (一〇) 國を逃げたるものは、國をすて、親をすて、不孝の名を被りたるものゆゑ、人のこれを親むものなしと也 (一一) 立也。殆は危也 (一二) 死骸のなほ殯にありて未だ葬らざるをいふ (一三) 時に公子多し、君の位は、おのれひとりの有にあらざるなり。然るにおのれ外より入りて、この幸をむかへ求めば、人たれかわれを信なりとせんと也。徼は迎也、むかふ也 (一四) 君は、穆王をさす。亡臣とは、國より逃亡せる臣といふにて、重耳自身をさす (一五) その境遇に同情をよせ、かつ父の死を弔問しと也。重ねて命ありとは、その上國にかへりて君位に卽けよとの命ありと也 (一六) 自分は、その身が他國に逃亡せしために、父の死せるとき、おはごゑにてなきかなしむ、その列に加はるを得ず。不孝の至りなりと也 (一七) 今のわれは、たゞ悲哀の念あるのみ。また何ぞ敢へて晉の君とならんとするが如き他志のあるありて、秦王の高義を辱むるが如きことをなさんや。よし君位につくとも、かゝる不德の身にては、いたづらに反對を招きて、終には穆王の高義を辱むるにいたるべければなりと也。它は他の古字 (一八) 使者たる公子縶を私に訪問する禮をとらざりきと也

公子縶退弔二

公子縶、退いて公子夷吾を梁に弔す。公子重耳を弔するの命の如くせり。夷

大夫子明曰。君使縶也。縶。敏且知禮。敬以知微。敏能竄謀。知禮可使。敬不除命。微知可否。君其使之。乃使公子縶弔公子重耳於翟曰。寡君使縶弔公子之憂。又重之以喪。寡人聞之。得國常於喪。失國常於喪。時不可失。喪不可久。公子其圖之。重耳告舅犯。舅犯曰。不

る。君それこれを使へ」と。乃ち公子縶をして、公子重耳を翟に弔せしめて曰く、「寡君（九）縶をして、公子の憂あり、またこれに重ぬるに喪を以つてするを弔せしむ。寡人これを聞く、『國を得るも常に喪に於てし、國を失ふも常に喪に於てす』と。時は失ふべからず。喪は久しうすべからず。公子それこれを圖れ」と。重耳舅犯に告ぐ。舅犯曰く、「不可なり。亡人（一〇）は親なし。信仁なれば以て親を爲す。この故に、これを置つる（一一）ものは殆からず。父死して堂に在り（一三）、而るを利を求めば人たれかわれを仁とせん。人實（一二）にこれを有つ、われ以て徼幸せば、人たれかわれを信とせん。不仁不信ならばはた何を以て利を長ぜん」と。公子重耳出でて使者を見て曰く、「君亡臣（一四）を惠弔（一五）し、また重ねて命あり（一六）。重耳身亡し父死して、哭泣の位に與るを得ず、また何ぞ敢へて、宅志（一七）有りて、以て君の義を辱しめんや」と。再拜して稽首せず、起ちて哭し、退いて私せ（一八）ざりき。

（一）子明は秦の大夫なる百里孟明にて、子明はその字。公孫枝は、秦の公孫にて、字は子桑。たれをとは二公子の

之靈。鬼神降衷。罪人克伏其辜。羣臣莫敢寧處。將待君命。君若惠顧社稷。不忘先君之好。辱收其逋遷裔冑。而建立之。以主其祭祀。

の位を空位にておくときは、諸侯が互に謀りて、われら諸大夫にはからずして、たゞちに自ら他の公子を召して君となすにいたらんことをおそると也 (一三) その君を愛する心 (一四) 晉の大夫 (一五) 獻公をさす (一六) 紹は繼也つぐ也。昆は後也。裔は末也。紹纘昆裔とは、あとをつぐべき子孫の意 (一七) 隱は憂也。悼は懼也。播は散也。越は遠也。隱悼播越とは、憂へおそれて遠國に散亡せしをいふ (一八) 草莽は、おひしげれる草。民間にさまよひて、身をよせて住居しと也 (一九) 不祿とは、ふちをうけをはらぬ意にて、諸侯の死を他國に告ぐるとき、薨ずといふかはりに用ふるもの。臻は至也 (二〇) 穆公の威靈によりての意にて、穆公は晉の姻戚なるが故にしかいふ。衷は善也。罪人は驪姬をさす。寧處とは、安んじてをること。君命とは、穆公の命令也 (二一) 逋は亡也、にぐる也。遷は徙也うつる也。裔冑は子孫也。逋遷の裔冑とは他國ににげさまよへる、獻公の子孫也 (二二) 鎭に通ず (二三) つゝしみおそる也 (二四) 穆公也。終へとは、ながくうくる意。重況は重大なる賜也。況は貺也、たまもの也

且塡撫其國家。及其民人。雖四鄰諸侯之聞之也。其誰不敬懼於君之威。而欣喜於君之德。終君之重愛。受君之重況。而羣臣受其大德。晉國其誰非君之羣隸臣也。秦穆公許諾。反使者。

乃告大夫子明及公孫枝曰。夫晉國之亂。吾誰使先。若夫二公子而立之。以爲朝夕之急。大

(一)乃ち大夫子明及び公孫枝に告げて曰く、「かの晉國の亂に、われたれを先たしめん。かの二公子を若びてこれを立てて、以つて(二)朝夕の急を爲めん」と。大夫子明曰く、「君縶を使へ。(三)縶は敏にしてかつ禮を知り、敬して以て微を知る。(四)敏なればよく謀を竄し、(五)禮を知れば使ふべし。(六)(七)敬すれば命を隊はず、微なれば(八)可否を知

夫曰。君死自立則不敢。久則恐諸侯之謀。徑召君於外也。則民各有心。恐厚亂。盍請君於秦乎。大夫許諾。乃使梁由靡告於秦穆公曰。天降禍於晉國。讒言繁興。延及寡君。使寡君之紹續昆裔隱悼播越。託在草莽。未有所依。又重之以寡君之不祿。喪亂竝臻。以君

れり。君の靈を以つて鬼神衷を降し、罪人よくその辜に伏すれども、羣臣敢へて寧處するなく、(二〇)將に君命を待たんとす。君もし社稷を惠顧して、先君の好を忘れず。辱くその逋遷の裔冑を收めて、(二一)これを建立して以つてその祭祀を主らせ、かつその國家を塡撫して(二二)その民人に及さば、四鄰の諸侯のこれを聞くといへども、それたれか君の威を畏懼して、(二三)君の德を欣喜せざらんや。君の重愛を終へ、君の重貺を受けて、羣臣その大德を受けば、晉國それたれか君の羣隸臣に(二四)あらざらんや」と。秦の穆公許諾して使者を反せり。

㊀ 晉の大夫にて郤芮の子。夷吾に從へるが故に、これに背ぐる也 ㊁ 國に入ることをつとめよと也 ㊂ 常心なしの意 ㊃ かゝる好機會を失ふべからざるなりとなり ㊄ 夷吾よ、貴下は旣にも故獻公の子として生れたりと也 ㊅ 適は主也。主となりて夷吾の國に入るを輔けんと也 ㊆ 諸大夫のすゑて君となすものをばと也 ㊇ 國內の財をつかひつくしてと也。外は諸侯をいひ內は大夫をいふ ㊈ 旣に國に入りて君となりて後、財をあつめ蓄ふるやうにはかれ。今國藏を空しくしても、國に入るを求めよと也 〔一〇〕 夷吾の立つことを許諾せし旨を使者よりきゝて、さて朝に出でて諸大夫に告げて曰くと也 〔一一〕 夷吾は後嗣となることを許諾せしかども、父なる君が死したるを利用して、父の命なきに自ら進んで後嗣に立たんことは敢へてせずと也 〔一二〕 然りといへども、久しく君

曰。呂甥欲納我。冀芮曰。子勉之。國亂民擾。大夫無常。不可失也。非亂何入。非危何安。幸苟君之子。唯其索之。方亂以擾。孰適禦我。大夫無常。苟衆所置。孰能勿從。子盍盡國以賂外内。無愛虚以求入。既入而後圖聚。公子夷吾出。見使者。再拜稽首。許諾。呂甥出告大

を勉めよ。國亂れ民擾れ、大夫常なし。失ふべからざるなり。亂にあらずんば何ぞ入らん。(二)危にあらずんば何ぞ安んぜん。(三)幸(五)に苟くも君の子なり。たゞそれこれを索めよ。方に亂れて以つて擾る。たれか適(六)として我れを禦がん。大夫常なし。苟くも衆(七)の置くところは、たれかよく從ふ勿からん。子なんぞ國を盡して(八)以つて外内に賂ひ、虚しくするを愛むなくして以つて入るを求めざる。既(九)に入りて後に聚を圖れ」と。公子夷吾出で、使者を見て、再拜稽首して許諾す。呂甥(一〇)出でて大夫に告げて曰く、「君死(一二)して自ら立たんことは則ち敢へてせず。久しく(一一)ば則ち恐らくは諸侯の謀りて徑に君を外に召さんことを。則ち民おの／＼心(一三)あり、亂を厚くせんことを恐る。なんぞ君を秦に請はざるか」と。大夫許諾す。乃ち梁由靡(一四)をして秦の穆公に告げしめて曰く、「天禍を晉國に降し、讒言繁く興り、延いて寡君(一五)に及び、寡君の紹續昆裔(一六)をして、隱悼播越(一七)して草莽(一八)に託在し、未だ依るところあらざらしめ、又これに重ぬるに寡君の不祿(一九)を以てし、喪亂並び臻

曰。偃也聞レ之。喪亂有二小大一。大喪大亂之剿也。不レ可レ犯也。父母死爲二大喪一。讒在二兄弟一爲二大亂一。今適當レ之。是故難。公子重耳出見二使者一曰。子惠顧二亡人重耳一。父生不レ得レ供二備灑埽之職一。死又不二敢莅一レ喪。以重二其罪一。且辱二大夫一。敢辭。夫固レ國者。在二親レ衆而善一レ鄰。在二因レ民而順一レ之。苟衆所レ利。鄰國之所レ立。大夫其從レ之。重耳不二敢違一。呂甥及郤稱。亦使三蒲城午告二公子夷吾於梁一。曰。子厚賂二秦人一以求レ入。吾主レ子。

賂うて以つて入るを求めよ。われ子に主とならん(二〇)」と。

(一) 晉の大夫 (二) 國の亂れたる時に入りてこそその國を得らるれ、國のみだれたる時に治めてこそ、その民をよく治むることを得べけれと也 (三) 禦也 (四) 根本也 (五) 枯れ落つる意 (六) 父獻公の死をいふ (七) 國家の亂を利用し、正道によらずして國に入れば、無理あるために、その身あやふしと也 (八) 變じて、その正を失へるなりと也。易は反也 (九) 喪あるにあらざれば、たれかこれに代りて君となるの時いたらんと也 (一〇) 子犯の名。重耳の舅たるが故に舅犯といふ也 (一一) すべて喪と亂とには、大と小との別ありと也 (一二) 鋒也、ほこさき也 (一三) 兄弟が讒言のために奔り、國亂るゝが大亂なりと也 (一四) ふきさうぢの役をつとめて、父につかふる儀はアと也。灑は水そゝぐ也。埽は掃に同じ (一五) 臨也 (一六) 大夫の使者としての來臨をかたじけなうせりと也 (一七) われは子としての義務をつくさざりし故に、國に入るを辭すと也 (一八) 民の愛するところによりてこれを立て、民の意にしたがふにありと也 (一九) 呂甥及び郤稱は、ともに夷吾の徒。蒲城午は晉の大夫 (二〇) 子を國内に納りて、助くるものとならんと也

夷吾告二冀芮一

夷吾(いご)、冀芮(きぜい)に告(つ)げて曰く、「呂甥(りよせい)われを納(い)れんと欲(ほつ)す」と。冀芮(きぜい)曰く、「子(し)これ

夫堅レ樹在レ始。始不レ固レ本。終必槁落。夫長レ國者。唯知二哀樂喜怒之節一。是以導レ民。不レ哀レ喪而求レ國難。因レ亂以入殆。以レ喪得レ國則必樂レ喪。樂レ喪必哀レ生。因レ亂以入則必喜レ亂。喜レ亂必怠レ德。是哀樂喜怒之節易也。何以導レ民。民不二我導一誰長。重耳曰。非レ喪誰代。非レ亂誰納レ我。舅犯

樂めば必ず生を哀む。亂に因つて以つて入れば、則ち必ず亂を喜ぶ。亂を喜べば必ず德を怠る。これ哀樂喜怒の節易れる(八)なり。何を以て民を導かん。民われに導かれずばたれに長たらん」と。重耳曰く、「喪(九)にあらずんば、たれか代らん。亂にあらずんばたれかわれを納れん」と。舅犯曰く、「偃(一〇)やこれを聞く、『喪亂(一一)に小大あり。大喪大亂の剡(一二)や、犯すべからざるなり。父母の死を大喪となし、讒(一三)、兄弟に在るを大亂と爲す』と。今適にこれに當る。この故に難あり」と。公子重耳出でて使者を見て曰く、「子亡人重耳を惠顧す。父生けるとき、洒埽(一四)の職に供備するを得ず。死するや、また敢へて喪に莅まず(一五)。以てその罪を重ね、かつ大夫(一六)を辱うせり(一七)。敢へて辭す。それ國を固むるものは、衆を親んで鄰を善くするに在り(一八)、民に因りてこれに順ふに在り。苟も衆の利するところ、鄰國の立つるところならば、大夫それこれに從へ。重耳敢へて違はず」と。呂甥(一九)及び郤稱も、また蒲城午をして公子夷吾に梁に告げしめて曰く、「子厚く秦人に

其富。貪且反義。貪則民怨。反義則富不爲賴。賴富而民怨。亂國而身殆。懼爲諸侯載。不可常也。丕鄭許諾。於是殺奚齊卓子及驪姬而請君於秦。既殺奚齊。荀息將死之。人曰。不如立其弟而輔之。荀息立卓子。里克又殺卓子。荀息死之。君子曰。不食其言矣。

たらんと也　(八)諸侯がわれ等のなすところを義あることゝなしてこれを愛しと也　(九)利としの意　(一〇)諸侯の記録に記載せられて、彼の殺とせらるゝをおそるると也　(一一)常道也　(一二)あとに立つべき君子也　(一三)奚齊の弟にて、卓子也　(一四)荀息が言行一致して死せしを評せしなり

既殺奚齊卓子。里克及丕鄭。使屠岸夷告公子重耳於狄曰。國亂民擾。得國在亂。治民在擾。子盍入乎。吾請爲子鉥。重耳告舅犯曰。里克欲納我。舅犯曰。不可。

既に奚齊・卓子を殺し、里克及び丕鄭は、屠岸夷をして公子重耳に狄に告げしめて曰く、「國亂れ民擾る。國を得るは亂にあり、民を治むるは擾に在り。子なんぞ入らざるか。われ請ふ、子が鉥をなさん」と。重耳、舅犯に告げて曰く、「里克われを納れんと欲す」と。舅犯曰く、「不可なり。それ樹を堅うするは始にあり。始に本を固うせずんば、終には必ず槁落す。それ國に長たるものは、たゞ哀樂喜怒の節を知り、これを以て民を導く。喪を哀まずして國を求むるは難なり。亂に因つて以て入るは殆し。喪を以て國を得ば則ち必ず喪を樂む。喪を

國人。讒二羣公子一而奪二之利一。使二君迷亂。信而亡レ之。殺二無罪一以爲二諸侯笑一。使中百姓莫上不レ有レ藏二惡於其心中一。恐下其如中壅二大川一。潰而不上レ可二救禦一也。是故將下殺二奚齊一。而立二公子之在レ外者一以定レ民。弭二憂於諸侯一。且爲上援。庶幾曰。諸侯義而撫レ之。百姓欣而奉レ之。國可二以固一。今殺レ君而賴二

して、公子の外に在るものを立てゝ、以て民を定め、憂を諸侯に弭め、（六）かつ援と爲さんとす。庶幾はくは（七）曰はん、『諸侯（八）義としてこれを撫で、百姓欣びてこれを奉ぜば、國以て固かるべし』と。今君を殺してその富を賴とし、（九）貪りてかつ義に反かんとす。貪れば則ち民怨み、義に反けば則ち富賴とならず。富を賴として民怨み、國を亂して身殆くば、諸侯の載と爲るを懼る。常とすべからず」と。丕鄭許諾す。こゝに於て、奚齊・卓子及び驪姫（一〇）を殺し、君を秦に請ふ。（一一）既に奚齊を殺す、荀息將にこれに死なんとす。人曰く、「その弟を立てゝこれを輔けんには如かず」と。（一二）荀息、卓子を立つ。里克また卓子を殺す。荀息これに死せり。君子曰く、「その言を食らず」と。（一四）

（一） 義を守るといふは、利のよつて生ずる根源なりと也　（二） それ孺子奚齊を殺せんとするは、あに人民に對して罪を得たる結果ならんやと也　（三） まどはしくらます意。蠱は化也、ばかす也。誣は罔也、なきことをあるやうにいふ也　（四） 驪姫の言を信じて、その結果公子を奔亡せしめと也　（五） 申生をして自殺せしめしをいふ　（六） 諸侯の力をかりて國の憂をとゞめ、かつ援助を請はんとするなりと也。弭は止也　（七） 庶幾はくは諸侯がかくいふにい

鄭曰。三公子之徒將殺孺子。子將何如。丕鄭曰。荀息謂何。對曰。荀息曰死之。丕鄭曰。子勉之。夫二國士之所圖。無不遂也。我爲子行之。子帥七輿大夫以待我。我使狄以動之。援秦以搖之。立其薄者。可以得重賂。厚者可使無入。國誰之國也。

と也　(一二)里克をさす。里克よ、なんぢが所屬の賞行につとめられよと也　(一三)里克と荀息と也　(一四)申生が帥ゐし下軍の大夫にて、共華・賈華・叔堅・騅歂・纍虎・特宮・山祁をいふ　(一五)重耳が翟にあるゆゑわれは翟に使して重耳の心をうごかしと也　(一六)また夷吾は梁にあり、梁に助をもとめをるゆゑ、われは、梁に援を求めて夷吾の心をうごかしと也　(一七)其黨援のうすくして勢力なきものを立てば、重大なる賄賂を得べしと也　(一八)黨援の厚くして、勢力のあるものは、わが晉國に入るなからしむべしと也　(一九)この晉國はたれの自由になし得べき國ぞや。われわれの自由にし得べき國にあらずやと也

里克曰。不可。克聞之。夫義者。利之足也。貪者。怨之本也。廢義則利不立。厚貪則怨生。夫孺子豈獲罪於民。將以驪姬之惑蠱君而誣

里克曰く、「不可なり。克これを聞く、『夫れ義は利の足なり。貪は怨の本なり。義を廢すれば、則ち利立たず。厚く貪れば則ち(一)怨生ず』と。それ孺子あに罪を民に獲んや。はた驪姬の君を(二)惑蠱して國人を誣ひ、羣公子を讒して(三)これが利を奪ひ、君をして迷亂して、(四)信じてこれを亡せしめ、無罪を殺して以て諸侯の笑となり、百姓をして惡をその心中に藏むるあらざる(五)莫からしめしを以て、その大川を壅ぎ、潰えて救禦すべからざるが如くなるを恐るゝなり。この故に、將に奚齊を殺

死。孺子立。死不ニ亦可一乎。子死。孺子廢。焉用レ死哉。荀息曰。昔君問ニ臣事レ君於我。我對以ニ忠貞。君曰。何謂也。我對曰。可三以利ニ公室。力有レ所レ能。無レ不レ爲。忠也。葬ニ死者。養ニ生者。死人復生不レ悔。生人不レ愧。貞也。吾言既往矣。豈能欲レ行ニ吾言一。而又愛ニ吾身一乎。雖レ死焉辟レ之。里克告ニ丕。

ことなきは忠なり。死者を葬り生者を養ひ、死人また生くとも悔いず、生人愧ぢざるは貞なり』と。わが言既に往きぬ。(一〇) あによくわが言を行はんと欲して、ま(一一)たわが身を愛せんや。死すといへども焉んぞこれを辟けん」と。里克、丕鄭に告げて曰く、「三公子の徒將に孺子を殺さんとす。子將に何如せんとする」と。丕鄭曰く、「荀息何をか謂ふと。」對へて曰く、「荀息これに死せんと曰へり」と。丕鄭曰く、「子これを勉めよ。(一二) それ二國士の圖るところ、(一三) 遂げざるなし。われ子が爲にこれを行はん。子は七輿大夫を帥ゐて(一四)以てわれを待て。(一五) われは翟に使して以てこれを動かし、(一六) 秦を援にして以てこれを搖かし、その薄きものを立てば、以て重賂を得べし。(一八) 厚きものは入る無からしむべし。(一九) (一七)國は誰の國ぞや。」

(一) 奚齊の傅 (二) 申生・重耳・夷吾なり (三) 奚齊 (四) 獻公の死を視ること、さながら死獸の如き取扱をなしてと也 (五) 奚齊 (六) われはかれらに從ひて、共に事をとるをせずと也 (七) 死する必要なきにあらずやと也 (八) 獻公 (九) 生人に對しては、よくその義務をつくして、俯仰天地にはぢざるやうにするは貞なりと也 (一〇) 過去也 わがこの言は、すでに口より出でて過去のこととなりぬと也 (一一) わが身を愛して實行せざるが如きことあらんや

獻公卒。八年。爲二淮之會一。桓公在レ殯。宋人伐レ之。

二十六年。獻公卒。里克將レ殺二奚齊一。先告二荀息一曰。三公子之徒將レ殺二孺子一。子將二如何一。荀息曰。死二吾君一而殺二其孤一。吾有レ死而已。吾蔑レ從レ之矣。里克曰。子

侯の擯。罔は以也。否は以からざるなり〔一九〕閉は守也。循は治也。閉循は國を守り治むること。國は何也、すつ也〔二〇〕軽々しく國を出でゝ會盟の道に行かんとするは也。その意は、今日侯が諸侯の盟のあつまりに隨ふをはからず、また諸侯の狀勢をはからず、その自國を守り治むることをすてゝ、軽々しく國を出でゝ會盟の途にのぼらんとするは、その心の守を失へる行動なりと也〔二一〕夭はわかじに也。昏は心のくらくなりてまどふをいふ〔二二〕宰孔の豫言の的中せるをいへるなり〔二三〕葵丘の會の後八年也。桓公がまた諸侯を淮に會せしにて、魯の僖公の十六年にあたる〔二四〕魯の僖公の十七年冬、齊の桓公卒す。五公子立たんことを爭ひ、太子宋に奔る。宋の襄公齊を伐ちてこれを納る。これを孝公といふ

二十六年獻公卒す。里克將に奚齊を殺さんとす。まづ荀息に告げて曰く、「三公子の徒將に孺子を殺さんとす。子將に如何とする」と。荀息曰く、「わが君を死すとしてその孤を殺するは、われ死あらんのみ。われはこれに從ふ蔑し」と。里克曰く、「子死して孺子立たば、死すともまた可ならずや。子死して孺子廢せば、焉んぞ死するを用ひんや」と。荀息曰く、「むかし君、臣の君に事ふることをわれに問ひしとき、われ對ふるに忠貞を以てせり。君曰く、『何の謂ぞや』と。われ對へて曰く、『以て公室を利すべくして、力能くするところあり。爲さざる

之會。將在東矣。君無懼焉。其有勤也。公乃還。宰孔謂其御曰。晉侯將死矣。景霍以爲城。而汾河涑澮以爲渠。戎翟之民實環之。汪是土也。苟違其違。誰能懼之。今晉侯不量齊德之豐否。不度諸侯之勢。釋其閉脩而輕於行道。失其心矣。君子失心。鮮不夭昏。是哉也。

（一）魯の僖公九年秋に、齊の桓公が諸侯を葵丘の地に會盟せしときをいふ（二）周王の卿士なる宰孔、冢宰の役となり、周に食采せるが故に、宰周公といふ。獻公と道にてあひし也（三）施は惠也。力は功也、事業也。その意は齊侯が、惠施と事業とに務むることを諸侯に示すを好みて、德をつむことをつとめずと也（四）故に諸侯の齊國に來るときには、その貢物を少くせしむるやうにし、これを歸すときには、手厚き土産物を與へてかへすやうにすと也（五）齊國に服して來るものをして、忠勤をはげむやうにせしめ、そのそむけるものをして、慕ひてその心をひるがへさしむと也（六）懷は安也。典言は法言にて、人のためになる敎へのことば。要結は要約交結の意にて、條約をいふ。屬は會。三は魯と衞と邢と也。其意は、諸侯を懷柔するには、たとへば陽穀の會に四敎を以て諸侯に合せし如く法言を以てし、又諸侯との條約を手輕にして、厚くこれに恩惠を施して、信を示し、諸侯を會合せしめて、亡國三を存せしめて、これに恩惠を示すが如きことをなすと也（七）家の如しと也（八）甍は屋根の棟をおはふかはら。むながはら。鎮は填に通ず、おく也。齊國のなせる事業の完整し、その頂點に達せることは、家に甍をおきて、すでに完整せるに同じと也（九）それに相當する報を得んとする態度なりと也（一〇）惠施をあまねくすること能はざる結果、これを晉國に及ぼす能はずして、晉の會盟に出席せざるつみを正す暇あらんや。故に出席せずともよからんと也。奉は行也。果は克也、あたふ也。臬は正也（一一）東の地方也。その後果して東方なる淮に會せり。その意は、將來の會盟は東の地方にてなすべければ、到底西方の諸侯を服せしむること能はざるべしと也（一二）この度の會盟に出でざるを也（一三）それよりも自分の國內の政治を一心につとめんと也（一四）御者也（一五）景は大也。霍は晉にある山の名。景霍とは、大なる霍山の意にて、今の山西省にあり。汾・涑・澮は、共に川の名にて、黃河の支流。渠は濠也、池也（一六）大なるさまをいふ（一七）道に違ふ也、非道也。次の違は去也。その意は、かゝる大國の君にして、非道を行はざるにいたらば、いかなる國かこれをおどしおそれしむるを得んと也（一八）齊德は齊

而呼者甚衆。懷之以典言。薄其要結。而厚德之。以示之信。三屬諸侯。存亡國三。以示之施。是以北伐山戎。南伐楚。西爲此會也。譬之如室。既鎮其甍矣。又何加焉。吾聞之。惠難徧也。施難報也。不徧不報。卒於怨讎。夫齊侯將施惠如出責。是之不果奉。而暇晉是皇。雖後之

れを以て、北山戎を伐ち、南楚を伐ち、西この會を爲せり。これを譬へば室(七)の如し。既にその甍(八)を鎮けり。また何ぞ加へん。われこれを聞く、「惠は徧かり難く、施は報い難し」と。徧からず、報いざれば、怨讎に卒らん。それ齊侯は、將に施惠すること、(九)責を出すが如からんとす。(一〇)これをこれ奉ふ果はずして、晉をこれ皇すに暇あらんや。後の會といへども、將(一一)に東に在らんとせん。君懼るゝ(一二)無かれ。(一三)それ勤むるあらん」と。公乃ち還れり。宰孔その御(一四)に謂つて曰く、「晉侯將に死なんとす。(一五)景霍以て城と爲して、汾河・涑澮以て渠と爲し、戎狄の民實にこれを環りて、(一六)汪たるこの土なり。苟くもその道(一七)を違らば、たれかよくこれを懼さん。今晉侯(一八)齊德の豐否を揣らず、諸侯の勢を度らず、その閉脩(一九)を釋てゝ行道に輕(二〇)んずるは、その心を失へるなり。君子心を失はゞ、夭(二一)昏せざること鮮し」と。(二二)この歳や、獻公卒す。(二三)八年ありて淮の會を爲す。(二四)桓公殯に在り。宋人これを伐つ。

焞焞。火中成レ軍。虢公其奔。火中而旦。其九月十月之交乎。

也、龍尾は尾星にて、尾は尾の古字。辰は日と月との交會するをいふ。伏は隠也、かくる也。即ち魯の僖公の五年冬、周の十二月、夏の十月、丙子朔日の朝、日が尾星にあり、月は天策星にあり、日月交會して、爲に尾星がその光をかくすと也。これは、日月を晉にたとへ、尾星を虢にたとへて、虢が晉に壓せられて、亡びんとするをいふ也（四）軍服也。均は同也、軍服は君臣ともに同じきが故に、均服といふ。振々とは、武勇のはりたるさま（五）交龍をかきたるはた。即ちこの時晉の君臣が軍服をきて、勇しく虢を取るためのはたをたつと也（六）鶉は鶉火星にて、晉にたとふ。賁々は勢のはげしきさま（七）天策は尾星の上にある一星にて、虢にたとふ。焞々は、光なきさま（八）火とは鶉火星。中とは、晨に南方の中央に出づること。即ち、鶉火星の勢がさかんとなり、天策星の光を失ひ、鶉火星の南方の中央に出づるとき軍をなさば、虢公は敗れてにげんと也。左傳に、冬十二月丙子朔、晉虢を滅す。虢公醜京師に奔るとある、これなり（九）九月の晦日と十月の朔日の間かの意

葵丘之會。獻公將レ如レ會。遇ニ宰周公一。曰。君可レ無レ會也。夫齊侯好レ示レ務ニ施與一レ力。而不レ務レ德。故輕致ニ諸侯一而重遣レ之。使ニ至者勸

（一）葵丘の會に、獻公將に會に如かんとす。（二）宰周公に遇ふ。曰く、「君會するなかるべし。それ齊侯（三）施と力とを務むるを示すを好みて、徳を務めず。（四）故に輕く諸侯を致して重くこれを遣る。（五）至るものをして勸みて、畔くものをして慕はしむ。これを懷んずるに典言を以てし、その要結を薄くして、厚くこれに徳して以てこれに信を示し、（六）三たび諸侯を屬し、亡國三を存して以てこれに施を示す。こ

不レ立、非レ信不レ固。既不二忠信一、而留二外寇一。寇知二其釁一而歸圖焉。已自拔二其本一矣。何以能久。吾不レ去。懼レ及焉。以二其孥一適二西山一。三月。虞乃亡。

獻公問二於卜偃一。曰。攻レ虢何月也。對曰童謠有レ之。曰。丙之晨。龍尾伏レ辰。均服振振。取レ虢之旂。鶉之賁賁。天策

夫。晉に道をかすなかれと虞公を諫めしに、これをきかずりし也 ● 外寇を留むとは、晉の軍を國に留せしむるをいふ。その意は、たゞ忠信のもののみは、われに歸するが故に、外寇のわれを知り害をなす能はざるが故に、これを國内に留めても害あらずと也 ● おのれの間隙の心を去てゝ以て外に離じて事をなすを釁といふと也 ● 人を攻伐するは、人の釁みをうかがふものなり、わが虞君は人の釁みをうかがふ攻伐をなさんとする晉に道を假して、我をうたしむるは、これおのれの望むところを人に施し行ふものゆゑ、その間隙は知られずと也 ● 晉は誠りものにて、虞が晉の國畜の名馬と垂棘の名だかき璧とをうけて、道をかしゝをいふ。親とは、晉も虞も共に周の子弟にて、親類の間柄なるをいふ ● かく親類の親愛の情をすてゝ事をなすは、これその身安定ならざるもいなりと也 ● 隙なり、諂諛也 ● 虞國自身が、國家維持の大本たる忠信を拔きさりて有せざる以上は、いかでか久しくその國を維持するを得んと也。本は忠信也 ● 禍のその身に及ばんことをおそると也 ● 妻子。西山は國の西のさかひにある山 ● それより三月を經て、虞が晉に滅されたりと也

獻公卜偃に問うて曰く、(一)「虢を攻むる。何の月にせん」(二)と。對へて曰く、「童謠にこれ有り。曰く、『丙の晨(三)に龍尾辰に伏る。(四)均服振振として、虢の旂(五)を取る。鶉(六)の賁賁たる、天策(七)の焞焞たる、(八)火の中するとき軍を成さば、虢公それ奔らん』と。火の中して且くるは、それ九月十月の交か(九)」と。

● 晉の卜をつかさどる大夫にて、姓は郭 ● 何月にせばよきと也 ● 丙は丙子にて、ひのえねの日。晨は早朝

其誰云レ救レ之。吾不レ忍レ俟也。將レ行。以二其族一適レ晉。六年。虢乃亡。

伐レ虢之役。師出二於虞一。宮之奇諫而不レ聽。出謂二其子一曰。虞將レ亡矣。唯忠信者。能留二外寇一而不レ害。除レ闇以應レ外。謂二之忠一。定レ身以行レ事。謂二之信一。今君施二其所レ惡於人一。闇不レ除矣。以レ賄滅レ親。身不レ定矣。夫國。非レ忠

也。鑑は鏡也。鏡はみづから身をかへりみる所以のもの也　(一八)君のありさま也　(一九)今や大國の怒りて誅せんとするに、却つて反對の令を國人に下して夢を賀せしめ、身を亡すもとをつくると也　(二〇)祖先のよつて出でし國といふ意にて、周をいふ。卑くとは勢力のなき也　(二一)國の亡ぶるをまつに忍びずと也　(二二)これ魯の閔公の二年の事也

(一)虢を伐つの役に、師虞より出づ。宮之奇諫むれども聽かず。出でてその子に謂つて曰く、「虞將に亡びんとす、たゞ(二)忠信のものは、よく(三)外寇を留めて害あらず。(四)闇を除きて以て外に應ずる。これを忠と謂ふ。身を定めて以て事を行ふ、これを信と謂ふ。(五)今君その惡むところを人に施す、闇除かれず。(六)賄を以て親を滅す、身定らず。それ國は、忠にあらざれば立たず、信にあらざれば固からず。既に忠(七)信ならずして外寇を留めば、寇その(八)釁を知りて歸りて圖らん。(九)おのれみづからその本を拔く、何を以てよく久しからん。われ去らずんば及ばんことを懼る」と。(一〇)その孥を以て西山に適く。(一一)三月ありて虞乃ち亡びたり。(一二)

(一)獻公が虢を伐ちしとき、道を虞にかりしをいふ。虞國は周の子孫にて、今の山西省にありしもの　(二)虞國の大

虢亡不久。吾乃今知之。君不度而賀大國之襲、於己何瘳。吾聞之曰。大國道小國襲焉曰服。小國傲大國襲焉。曰誅。民疾君之侈也。是以遂於逆命。今嘉其夢。侈必展。是天奪之鑒而益其疾。民疾其態。天又誑之。大國來誅。出令乃逆。宗國既卑。諸侯遠己。內外無親。

またこれを誑はす。大國の來り誅するに、(一九)令を出して乃ち逆ふ。宗國は既に(二〇)卑く、諸侯はおのれに遠かり、內外親なし。それたれかこれを救ふと云はん。われ俟つに忍びざるなり。將に行らんとすと。(二二)その族を以て晉に適く。六年ありて虢乃ち亡びたり。(二一)

(一) 王季の子、文王の弟、虢仲の後にて、名は醜 (二) 西の屋根のきさ。阿は屋[illegible]也 (三) 天帝也。[illegible]は入[illegible]て神が天帝の命ずる所を自分の言葉として公に傳ふる也。[illegible]に二義あり故に占ふ (四) 公が対して[illegible]稽首すと讀みたりと也。稽首とは首を地にまでさぐる禮 (五) 虢の大夫 (六) 西方をつかさどる神にて、少皞氏の子の該といふもの、この神になれりと (七) 天の刑罰をつかさどる神なりと也 (八) 禍と福とにかゝはらず、これをつかさどる神を下して、あらはすものなり。今刑殺の神が下りし故に、虢へ晉より攻め入る兆ならんと也。官成すとは、つかさどる官職を以て成すと也 (九) 史嚚が不吉なる判斷をせし故に、これを囚へしめ、かつ國人をしてこれを吉とするの旨にて賀せしめし也 (一〇) 僑は虢の大夫。族は、自己の一族也 (一一) 今その夢を賀せしめしを以て、その滅ぶるを知れりと也 (一二) 君は神意をはからずしてこれを賀せしむと也 (一三) 射をいふ (一四) 大國の攻め來るを、防がざる禍に救ふを得ずと也。瘳は損也、病を損減する也 (一五) 大國が道ありてよく治り、小國がこれにいたるを服從といひ、小國が身のほどを忘れて、おごりたかぶれる結果、大國がこれにいたるを誅伐といふと也。傲は慢也おごる也 (一六) 今民が君の命に從ひ、その夢を吉なりとして、これを賀すれば、民が從へりと思ひて、そのおごりのます〳〵増長するにいたらんと也。展は申也 (一七) これ天帝が、鏡として戒むべきものを奪ひて、その惡を増さしむるなりと

於秦一。以二吾存一也。且二必告一ㇾ悔。告ㇾ悔。是吾免也。乃遂之ㇾ梁。居二年。驪姫使二奄楚以ㇾ環釋一言。四年。
復爲ㇾ君。

虢公夢。在ㇾ廟。有ㇾ神。人面白毛虎爪。執ㇾ鉞立二於西阿一。公懼而走。神曰。無ㇾ走。帝命曰。使二晉襲一於爾門一。公拜稽首。覺召二史嚚一占ㇾ之。對曰。如二君之言一。則蓐收也。天之刑神也。天事官成。公使ㇾ囚ㇾ之。且使二國人賀一ㇾ夢。舟之僑告二諸其族一。曰。衆謂二

(一)虢公夢む。廟に在りしに、神あり。人面白毛虎爪にして、鉞を執りて西阿に立つ。(二)公懼れて走る。神曰く、「走ること無かれ。(三)帝命じて曰く、晉をして爾の門に襲らしめんと。」公拜稽首すと。(四)覺めて史嚚を召してこれを占はしむ。(五)對へて曰く、「君の言の如くば則ち蓐收なり。(六)天の刑神なり。(七)天事は官成す」と。(八)公(九)これを囚へしめ、かつ國人をして夢を賀せしむ。舟之僑(一〇)これをその族に告げて曰く、「衆、虢の亡ぶる久しからずと謂ふ。われ乃ち今これを知れり。(一一)君度らずして賀せしむ。(一二)大國の襲る、おのれに於て何ぞ瘳せん。(一三)われこれを聞く、曰く、『大國道ありて、小國こゝに襲るを服と曰ひ、小國敖りて(一四)大國こゝに襲るを誅と曰ふ』と。(一五)民は君の侈を疾む。これを以て命に逆ふに遂ぐ。(一六)今その夢を嘉すれば侈必ず展びん。(一七)これ天これが鑒を奪ひてその疾を益すなり。民その態を疾み(一八)天

實レ惡。多レ怨。可ニ以共レ憂。今若休ニ憂於晉一以觀ニ晉國一。且以監ニ諸侯之爲一。其無レ不レ成。乃遂之レ梁。處一年。公子夷吾亦出奔曰。盍下從ニ吾兄一竄中於翟上乎。冀芮曰。不可。後出同走。不レ免ニ於罪一。且夫偕出偕入難。聚居異情惡。不レ若レ走レ梁。梁近ニ於秦一。秦親ニ吾君一。吾君老矣。子往。驪姫懼必援ニ

梁は秦に近く、秦はわが君に親し。(一六)わが君老いたり。子往かば、驪姫懼れて必ず秦に援かん。(一七)わが存するを以て、(一八)且に必ず悔を告げんとせん。(一九)悔を告げばこれわれ免れん」と。乃ち遂に梁に之けり。居ること二年、驪姫、奄楚をして環(二〇)を以て釋言せしむ。四年ありて(二一)復りて君と爲れり。

(二) 晉の地名。及は至也 (三) 狐偃は重耳の母の兄弟にて、狐突の子、字は子犯 (四) その志望するところ大にして、諸侯の朝貢を望んで、亡公子と思はざるをいふ (五) 故に苟めに身を以てゆくべからずと也 (六) その君の望むところ大なれば、これに報ゆるは尋常にあらざれば、奔りてたより難しとなり (七) 奔りてその力を迎へんことを望むべからずと也 (八) 晉と通ぜずと也 (九) 敵國を多く有すと也 (一〇) 敵國多ければ、憂を共にして相援けるふを得べしと也 (一一) 今もし翟に行きてわが憂を除き、以て晉國の狀勢を見、かつ諸侯の所爲を見て、これに對する計をなさば、功をなさざることなからんと也。處は居也 (一二) 晉の大夫にて、冀缺の父 (一三) 罪を免れずと也 (一四) 偕は倶也 (一五) 聚は共也。重耳と夷吾とが共に居りて、おの〳〵入りて君たらんことを求めんと欲す。故に翟に於て惡し、梁に奔るにしかずと也 (一六) 秦の穆夫人は獻公の女なるが故に、しかいふ也 (一七) 秦の夷吾をたすけて、晉を伐たんことをおそれ、必ず秦に救を求めんと也 (一八) 夷吾が梁にありて秦によるを以てと也 (一九) まさに必ず諸公子を逐ひしを悔ゆることを秦に告げんとせんと也 (二〇) 環を幣帛として持して來り、いひわけして、他意なきを示したりと也 (二一) この年獻公卒す。秦伯夷吾を晉に納れて、君となしたる也

荀出而圖二吾君一。申生受レ賜以至二於死一。雖レ死何悔。是以謚爲二共君一。驪姬既殺二大子申生一。又譖二二公子一曰。重耳夷吾與二知共君之事一。公令三奄楚刺二重耳一。重耳逃二於翟一。令三賈華刺二夷吾一。夷吾逃二於梁一。盡逐二羣公子一。乃立二奚齊一焉。始爲レ令。國無二公族一焉。

二十二年。公子重耳出亡及二柏谷一。卜レ適二齊楚一。狐偃曰。無レ卜焉。夫齊楚道遠而望大。不レ可二以レ困往一。道遠難レ通。望大難レ走。困往多レ悔。困且多レ悔。不レ可二以走望一。若以二偃之慮一。其翟乎。夫翟近レ晉而不レ通。愚陋而多レ怨。走レ之易レ達。不通可二以

二十二年、公子重耳出亡して柏谷（一）に及り、齊楚に適くを卜す。狐偃（二）曰く、「卜する無かれ。それ齊楚は道遠くして、望大（三）なり。困を以て（四）往くべからず。道遠ければ通り難し（五）。望大なれば走り難し（六）。困んで往けば悔多し。困んでかつ悔多くば以て走り望む（七）べからず。もし偃の慮を以てせば、それ翟か。それ翟は晉に近くして通ぜず（八）。愚陋にして怨多し（九）、これに走らば達り易し。通ぜざれば以て惡を竄すべし。怨多ければ以て憂を共にすべし。今もし憂を翟に休めて以て晉國を觀かつ以て諸侯の爲（一〇）を監ば、それ成らざるなけん」と（一一）。乃ち遂に翟に之けり。處ること一年、公子夷吾もまた出奔す。曰く、「なんぞわが兄に從ひて翟に竄れざるか」と。冀芮（一二）曰く、「不可なり。後に出でて同じく走らば、罪に（一三）免れず。かつそれ偕（一四）に出でて偕に入るは難し、聚居（一五）し情を異にするは惡し、梁に走るに若かず。

父忍之、況國人乎。忍父而求好人、人孰好之。殺父以求利人、人孰利之。皆民之所惡也。難以長生。驪姫退。申生乃雉經於新城之廟。將死、乃使猛足言於狐突曰、申生有罪。不聽伯氏、以至於死。申生不敢愛其死。雖然、吾君老矣、國家多難。伯氏不出、奈吾君何。伯氏

ん」と。これを以て、諡して共君となせり。(一二)驪姫既に太子申生を殺し、又二公子を譖して曰く、「重耳・夷吾も共君の事に與り知る」と。公奄楚をして(一三)重耳を刺さしむ。重耳狄に(一四)逃れたり。賈華(一五)をして夷吾を刺さしむ。夷吾梁(一六)に逃れたり。盡く羣公子を逐ひ、乃ち奚齊を立つ。始めて令をなして國に公族なからしめたり。

(一) おのれ國を去るために、おのれにかゝれる罪は解くとも、その結果、惡名を父におはするやうにならんと也 (二) たれの國へむかひはしりて我を求めんと也。鄉は嚮也、むかふ也 (三) 故にもしわが身にかゝれる罪のとけずんば、國を奔るによりて一層おもくならんと也 (四) 一層その罪をおもくするはの意 (五) わが身は自分の父をさへも忍びて殺さんとする心あり。かくてはいかでかよく國人を愛するを得んやと非難をはさしなり (六) 人民より利ありと思はれんことを求むともと也 (七) 首をくゝり、縊れて死せるをいふ (八) 申生の臣 (九) 狐突の字。聽かずしてとは、狐突の戒に、その言に従はざりしをいふ (一〇) 伯氏門をとぢて出でざるが故にしかいふ (一一) 伯氏が出でてわが君のために謀らば、そのおかげによりて心地よく死せんと也。賜を受けてとは、狐突が出でて我を助けば、申生が賜を得たるに同じき故にしかいふなり (一二) 共は恭と通ず、恭敬の君の意 (一三) 奄は閹に通ず、宦官也。楚は字 (一四) 北狄にて、隗姓 (一五) 晉の大夫 (一六) 梁は嬴姓の國、伯爵なり

笑二諸侯一。吾誰鄉而入。內困二於父母一。外困二於諸侯一。是重レ困也。棄レ君去レ罪。是逃レ死也。吾聞レ之。仁不レ惡レ君。知不レ重レ困。勇不レ逃レ死。若罪不レ釋。去而必重。去而罪重不知。逃死而惡レ君。不仁。有レ罪不レ死。無レ勇。去而厚レ惡。惡不レ可レ重。死不レ可レ避。吾將二伏以俟一レ命。驪姬見二申生一而哭レ之。曰。有二

聞く、『仁は君を惡しくせず、知は困を重ねず、勇は死を逃れず』と。(三)もし罪釋けずんば、去りて必ず重からん。去りて(四)罪重きは不知なり。死を逃れて君を惡しくするは不仁なり。罪ありて死せざるは勇なきなり。去りて惡を厚くせん。惡は重ぬべからず、死は避くべからず。われ將に伏して以て命を俟たんとす」と。

驪姬申生を見て、これを哭して曰く、「(五)父だにもこれを忍ぶあり、況んや國人をや。父に忍びて(六)人に好せられんとを求むとも、人たれかこれを好せん。父を殺して以て人に利せらるゝを求むとも、人たれかこれを利せん。みな民の惡むところなり。以て長生し難し」と。驪姬退く。申生乃ち新城の廟に(七)雉經せり。將に死せんとするや、乃ち(八)猛足をして狐突に言はしめて曰く、「申生罪あり。(九)伯氏に聽かずして以て死に至れり。申生敢てその死を愛まざるなり。然りといへども、わが君老いたり。國家難多し、(一〇)伯氏出でずんばわが君を奈何せん。(一一)伯氏苟も出でてわが君を圖らば、申生賜を受けて以て死に至らん。死すといへども何ぞ悔い

故將₂於大難₁。乃逮₂於讒₁。然敢也不₂敢愛₁レ死。唯與₂讒人₁均是惡也。吾聞君子不レ去レ情。不レ反レ讒。讒行。身死可也。猶有₂令名₁焉。死不レ遷レ情。彊也。守レ情說レ父。孝也。殺レ身以成レ志。仁也。死不レ忘レ君。敬也。孺子勉レ之。死必遺レ愛。死民之思。不₂亦可₁乎。申生許諾。

にて、太子のために新にきづきしもの、故に新城といふ 〔一〇〕 太子の小臣にて、名は圉 〔一一〕 心中の意 〔一二〕 顯位にて、即ち太子の位をすてしめと也 〔一三〕 他國に奔るをいふ 〔一四〕 かたくなのお分を守りて他と和せざるをいふ。その意は、さきに申生とともに去るべきを知るといへども、かくては、君に事ふる能はずして出づるを恥ぢ敢て去らざりきと也 〔一五〕 この故に、讒言が次から次とあらはれても、これをうつたふるによしなくなれりと也 〔一六〕 驪姬をさす。その意は、おのれは驪姬とその情を異にすといへども、太子をして死を免れしむる能はざる點よりいへば、その罪に於て驪姬と同じと也 〔一七〕 忠愛の情を去らざるをいふ 〔一八〕 くりかへしておのれにかゝる讒言に對して申しひらきをせずと也 〔一九〕 讒言の行はるれば、そのために身死して可なり。身死してもなほ美を全うせりといふ令名ありと也 〔二〇〕 死してもなほ君父に對して忠愛の情をかへざるは、忠志のつよき人なりと也 〔二一〕 忠愛の情をかたくまもりて父をよろこばすは孝なりと也 〔二二〕 人よりその死を惜まるゝをいふ

人謂₂申生₁曰。非₂子之罪₁。何不レ去乎。申生曰。不可。去而罪釋。必歸₂於君₁。是惡レ君也。章₂父之惡₁。而

人、申生に謂つて曰く、「子の罪にあらず。何ぞ去らざるか」と。申生曰く、「不可なり。〔二三〕去つて罪釋けば必ず君に歸せん。これ君を惡するなり。父の惡を章して諸侯に笑はるれば、われたれに嚮つて入らん。〔二四〕内父母に困み外諸侯に困まば、これ困を重ぬるなり。君を棄てゝ罪を去るはこれ死を逃るゝなり。われこれを

獻公。祭ニ之地一。地墳。申生恐而出。驪姬與ニ犬肉一。犬斃。飮ニ小臣酒一。亦斃。公命殺ニ杜原欵一。申生奔ニ新城一。杜原欵將レ死。使ニ小臣圉告ニ於申生一曰。欵也不才。寡知不敏。不レ能ニ教導一。以至ニ於死一。不レ能下深知ニ君之心度一。棄レ寵求ニ廣土一而竄ニ伏上焉。小心狷介。不ニ敢行一也。是以言至而無レ所レ訟レ之。

才、寡知不敏、教導する能はずして以て死に至る。深く君の心度(一一)を知り、寵(一二)を棄てて廣土(一三)を求めて竄伏する能はず。小心狷介(一四)にして敢て行らざりしなり。これを以て、言至つてこれを訟ふるところなし。故に大難に陷りて乃ち讒に逮べり(一五)。然れども、欵や敢て死を愛まず。たゞ(一六)讒人と均しくこれ惡なり。われ聞く、『君子は(一七)情を去らず、(一八)讒を反さず』と。(一九)讒行はるれば身死して可なり。なほ令名あり。(二〇)死して情を遷さざるは彊なり。(二一)情を守つて父を說ばすは孝なり。身を殺して以て志を成すは仁なり。死して君を忘れざるは敬なり。孺子これを勉めよ。(二二)死して必ず愛を遺し、死して民の思あらんは、また可ならずや」と。申生許諾せり。

(一) 申生の生母 (二) 胙は胙肉。歸は遺なり。卽ち胙肉を生母の廟に供へてこれをまつり、その肉をおくれりと也 (三) 絳に在る父獻公におくれりと也。絳は晉の都せしところ (四) 一種の毒鳥にて、この鳥の羽をひたしたる酒をのみたるときは死すといふ。寘は置也 (五) とりかぶとといふ毒草、毒藥に用ふ (六) 公が飮まんとして、まづ酒を地にそゝぎて祭ると也 (七) 土地がわきて高くなれりと也 (八) 申生の傅卽ちもりやく也 (九) 曲沃にありし城

以爲廉長廉以驕心因驕以制人家吾不敢抑撓志以從君爲廢人以自利也利方以求成人吾不能將伏也明日稱疾不朝三旬難乃成。

んとする心を設ることと甚だ凶しと也 （八） わが心の制裁はわれにあらずして君にありと也 （九） 太子のための故に獻公を弑して、以て正しき行なりとなしと也。廉を長として云々とは、みづからその廉を誇大に考へて驕る心を生じその心に因つて、人の家の父子を制裁するは、われ敢てなさずと也。長は大也 （一〇） 自己の意志を屈して云也。撓は屈也。人は太子申生をさす （一一） 正しき道ある利によりて、太子をして世子たらしめるなどのいろいろの道あれども、いづれもわが力にてはこれをなすを得ずと也。方は義方の方にて、道也 （一二） 故にわれは病に隠れて、これにたづさはらざらんとすと也。伏は隠也 （一三） 三十日

驪姬以君命命申生曰今夕君夢見齊姜必速祠而歸福申生許諾乃祭于曲沃歸福于絳公田驪姬受福乃寘鴆于酒寘堇于肉公至召申生

驪姬君命を以て申生に命じて曰く、「今夕君夢に齊姜を見る。必ず速かに祠りて福を歸れ」と。申生許諾す。乃ち曲沃に祭りて福を絳に歸れり。公田す。驪姬福を受けて、乃ち鴆を酒に寘き、堇を肉に置く。公至る。申生を召して獻ぜしむ。公これを地に祭る。地墳る。申生恐れて出づ。驪姬犬に肉を與ふ。犬斃る。小臣に酒を飲ましむ。また斃る。公命じて杜原款を殺さしむ。申生新城に奔る。杜原款將に死せんとす。小臣圉をして申生に告げしめて曰く、「款や不

丕鄭曰。惜也。不レ如下曰レ不レ信以疏レ之。亦固二大子一以攜レ之。多爲二之故一以變二其志一。志少疏乃可レ閒也。今子曰二中立一。況固二其謀一。彼有レ成矣。難二以得一レ閒。里克曰。往言不レ可レ及。且人中心唯無レ忌レ之。何可レ敗也。子將二何如一。丕鄭曰。我無レ心。是故事レ君者。君爲二我心一。制不レ在レ我。里克曰。殺レ君

『中立せん』と曰ひて、ますます其の謀を固くせば、かれ成すあらん。以て閒つを得難し。」里克曰く、「往言は及ぶべからず。(六)かつ人の中心たゞこれを忌むなし。(七)何ぞ敗るべけん。子將に何如せんとする。」丕鄭曰く、「われ心なし。この故に、君に事ふるものは君をわが心となして、制われに在らず。」(八)里克曰く、「君を殺して以て廉と爲し、廉を長として以て驕心し、驕に因つて以て人の家を制するは、われ敢てせず。(九)そもそも志を撓めて以て君に從ふと、(一〇)人を廢てゝ以てみづから利するをなすと、(一一)利方にして以て人を成すを求むるとは、われ能はず。將に伏れんとす」(一二)と。明日疾と稱して朝せず。三旬にして難乃ち成れり。(一三)

(一) その失言を惜む也　(二) そは事實にあらずといふ意　(三) 意氣を沮喪せしめて、太子を廢する意志をくひとめんとするをいふ　(四) 離也。太子を固持して驪姫の黨を離間するをいふ。その意は、さる事實なし、それは僞ならんといひて、姫の志を沮喪せしめ、一方太子の方を固く守りて、驪姫の黨を離閒せしめんにはしかずと也　(五) 謀なり。その意は、多くこれに對する計略をなして、驪姫の志を變易せしめ、志が少しく沮喪せば、黨與を離閒し得べしと也　(六) 一たび出しゝ言は、せんかたなしと也　(七) そのうへ、驪姫は忌みはゞかる心なくして、太子を廢せ

暴而言戲乎。抑有所聞之乎。曰、然。君既許驪姫殺大子而立奚齊。謀既成矣。里克曰、吾秉君以殺大子、吾不忍。通復故交、吾不敢。中立、其免乎。優施曰、免。

且而里克見丕鄭曰、夫史蘇之言將及矣。優施告我。君謀成矣。將立奚齊。丕鄭曰、子謂何。曰、吾對以中立。

あさま。その意は、里克が調楽して君に事ふる道をなさんと欲して、諫言などするために、反つてみづから閑ます鬱悒然たるは、その謂の、かの鳥鳥の事をなして用ひにしかずと也 (十) 菀は木の茂れるをいふ。その意は、衆くの人はみな奚齊にくみせるに、里克のみは申生にくみせるを諷したるなり (十一) その母は驪姫をさし、その子は奚齊をさす (十二) その母は、申生の生母なる齊姜をいひ、その子は申生をいふ (十三) 申生の勢力なくしてそこなはれんとするをいふ (十四) 優施の持ち來りし飾具を取りおらしめしをいふ。置は罷也、罷さしところの飲食の具をいふ。辟は去也、とりさる也。殖は夕食也 (十五) 何ぞ耳にしたることありての上のとかと也 (十六) 君の志をとり驪けて太子を殺すは、これをなすに忍びずと也。秉は執也、とる也 (十七) 太子を殺すの謀が、すでにおのれにわかりてありながら、ことさらに知らざるまねして太子と交るは、われこれをなすを得ずと也 (十八) それわが身にかゝる禍を免れんかと也

旦にして、里克丕鄭を見て曰く、「夫の史蘇の言將に及ばんとす。優施われに告ぐ、『君の謀成れり。將に奚齊を立てんとす』と。」丕鄭曰く、「子何をか謂へる。」曰く、「われ對ふるに中立を以てせり。」丕鄭曰く、「惜しいかな。『信ならず』と曰ひて、以てこれを疏んじ、また太子を固めて以てこれを攜たんに如かず。多くこれが故をなして以てその志を變じ、志少しく疏とならば、乃ち間つべきなり。今子、

謂二里克妻一曰。主孟昭レ我。我教二茲暇豫事一君。乃歌曰。暇豫之吾吾。不レ如二鳥烏一。人皆集二於苑一。己獨集二於枯一。里克笑曰。何謂レ苑。何謂レ枯。優施曰。其母爲二夫人一。其子爲レ君。可レ不レ謂レ苑乎。其母既死。其子又有レ謗。可レ不レ謂レ枯乎。枯且有レ傷。優施出。里克辟レ奠。不レ飧而寢。夜半召二優施一曰。

ふるを敎へん」と。乃ち歌ひて曰く、「暇豫せんとして吾吾(四)たるは、鳥烏に如かず。人みな苑(五)に集れるに、おのれひとり枯に集る」と。里克笑ひて曰く、「何をか苑と謂ひ、何をか枯と謂ふ」と。優施曰く、「その母は夫人(六)となり、その子は君となる。苑と謂はざるべけんや。その母はすでに死し、その子はまた謗あり、枯と謂はざるべけんや。枯(八)れてかつ傷(七)あり」と。優施出づ。里克奠(九)を辟り、飧せずして寢す。夜半に優施を召して曰く、「曩に而の言戲れしか。そもそも(一〇)これを聞くところありしか。」曰く、「然り。君すでに、驪姬に大子を殺して奚齊を立つるを許せり。謀すでに成れり」と。里克曰く、「われ君を秉りて(一一)以て大子を殺するは、われ忍びず。通じて(一二)また故らに交るは、われ敢てせず。中立せんとす。それ(一三)免れんか」と。優施曰く、「免れん」と。

(一) 優施が飲食の具を携へて里克の家にゆきて飲みきと也 (二) 主とは大夫の妻の稱、夫の稱に從ふ也。孟は里克の妻の字。昭は咲也、くちふ也 (三) 暇は閒也。豫は樂也。暇豫しでとは心靜かに樂んでの意。(四) みづから親まざ

退、衆將責焉。言不可食。衆不可弭、是以深謀。子若不圖、難將至矣。公曰、吾不忘也、抑未有以致罪焉。驪姬告優施曰、君既許我殺太子而立奚齊矣、吾難里克、奈何。優施曰。吾來里克、一日而已。子爲我具特羊之饗。吾以從之飮酒。我優也、言無郵。驪姬許諾。

るを許せり。われ里克を難る。奈何せん。」優施曰く、「われ里克を來すると一日のみ。子わが爲に特羊の饗を具へよ。(二三)われ以てこれに從ひて酒を飲ましめん。われは優なり。(二四)言ふとも郵なからん(二五)」と。驪姬許諾せり。

● 五年は、晉の獻公の四年にあたる ● 公を殺さんとはかるをいふ ● 往日也 ● よく兵衆を用ひしをいふ。矜は大也、ほこる也。よく兵衆を用ひて狄に勝ちし功をほこりて、その欲ますます ひろくなれりと也 ● 申生の後傅たりし人。太子の行動を順良なりとせざるが故に、門をとぢて出でざるなりと也 ● [illegible]也、しひてるしてやまざる也 ● 誤りて兵衆にむかつて信用をとることをいへりと也 ● 退いてその失言を悔い改むるをいふ。かれはその失言を悔いて改めんと欲すといへども、兵衆はとかずしてその言行を責めんとすと也 ● 弭也、弭は止也 ● 申生を處することを忘れずと也 ● 未だこれを行ふ罪を構成せざるが故にせんかたなしと也 ● 里克の心を轉ぜしめて、歸りてわが用をなさしむることはいと容易なる事なり ● 特は一なり。凡そ牲一を特となし、二を牢となす ● 俳優 ● 何をいふとも罪せらるゝことなからんと也。郵は過也、とが也

乃具。使優施飮里克酒。中飮、優施起舞。

乃ち具へ、優施をして、里克に酒を飲ましむ。中ごろ飲むとき、優施立ちて舞ひ、里克の妻に謂ひて曰く、「主孟(二六)われに啗はせよ。われこゝに暇豫して君に事

反自穆桑。處
五年。驪姬謂
公曰。吾聞申
生之謀愈深。
日吾固告君
曰。得衆。衆弗
利焉。能勝翟。
今矜翟之善。
其志益廣。狐
突不順故不
出。吾聞之。申
生甚。好信而
彊。又失言於
衆矣。雖欲有

巻第八

晉語二

穆桑より反りて處ること五年、驪姬公に謂つて曰く、「われ聞く、『申生の謀(一)いよ〳〵深し』と。日(三)にわれ固(二)より君に告げて曰く、『衆を得ん』と。衆利とせずんば、焉んぞよく翟に勝たんや。今翟の善(四)を矜りてその志ます〳〵廣し。狐(五)突順とせざるが故に出でず。われこれを聞く、『申生は甚だ信を好みて彊(六)く、また衆に失言せり(七)』と。退(八)くあらんと欲すといへども、衆將に責めんとす。言は食(九)むべからず、衆は弭むべからず。これを以て深く謀るなり。君もし圖らずんば、難將に至らんとせん。」公曰く、「われ忘れ(一〇)ざるなり。そも〳〵(一一)未だ以て罪を致すにあらず」と。驪姬、優施に告げて曰く、「君すでにわれに大子を殺して奚齊を立つ

讒言益起、狐突杜門不出。君子曰、善深謀。

闕上之乎。況其危二身於翟一以起二讒於內一也。申生曰。不可。君之使レ我非レ歡也。抑欲レ測二吾心一也。是故賜二我奇服一而告二我權一。又有二甘言一焉。言之大甘。其中必苦。譖在レ中矣。君故生レ心。雖二蝎譖一。焉避レ之。不レ若レ戰也。不レ戰而反。我皐滋厚。我戰雖レ死。猶有二令名一焉。果戰。敗二翟於稷桑一而反。

玦を佩びしむるに、玉を以て作りたる溫潤なるものを以てせずして、さながら水をそゝぎたるが如き寒き金を以て作りたる玦を以てせるは、太子を待遇する心の甚だひやゝかなるをあらはすものなりと也　(八)　かゝることをされては、太子がいかにはげみつとむとも、敵をほろぼしつくす勇氣を持するを得んやと也　(九)　兵權也　(一〇)　然らず君が身の半衣を太子に著せしは、君に惡意なきしるしにて、兵權を握らしめて出征せしめしは、太子をして災害に遐ざからしめしなりとて、善意に解せし也　(一一)　君は太子に對してかく親愛の心ありて、しかも災害にとほざからしめと也　(一二)　皐落翟にある地名　(一三)　わかへさへぎりて代ちたりと也　(一四)　寵愛をうけたる臣の多きをいふ。寵臣が正を害するが故に、大夫の身が危くなる也　(一五)　愛妾の多きなり。愛妾が寵を專にすれば、讒言が横行して世子の身の上が危くと也　(一六)　適子の身が危ければ、國家亂れ、國家亂るれば、社稷の危きをいふ　(一七)　太子は今やこの境遇にあり。故にもし國を去つて榮齊を避けば、父の意にしたがうて死を免ると也。惠は順也、したがふ也　(一八)　又翟と戰はずして、これより國を去らば、晉國の翟と戰ふことなくして、兵衆の意にしたがひ、國亂れずして社稷に利ありと也　(一九)　それゆゑに、太子よ。子はこれより國を逃るゝ計をなしたる方よからずやと也　(二〇)　ましで今翟と戰ひたりとも、いたづらに翟の爲に身を危うするのみにて、もし勝ちたりとも、讒言を國內に起すに過ぎざるをやと也　(二一)　君がわれをよろこび愛しての上のことにあらずと也　(二二)　申生が出發せんとするをり、甘言を以てわれを慰撫せられたりと也　(二三)　またわれを讒するもの、宮中にあり。故に君がこの苦き心を生じたるなりと也　(二四)　木を食ふ蟲。譖即ち讒言は中より起る。恰も蝎の木を食ひて、木これを避くべからざるが如し。故に避くべからざる讒言を蝎譖といふ。即ちこのもの、甚だ害あるものなりといふを知るといへどもこれを避くるによしなしと也　(二五)　恭從のよきほまれをいふ　(二六)　狐突が太子に國を逃れよといひたるを以て、國に反るや、ただちに家の門を閉ぢて外に出でず。以てその難を避けたりと也

恃也。違、勉之。微其可盡乎。先友曰、衣躬之偏、握兵之要、在此行也。勉之而已矣。偏躬無慝、兵要遠災。親以無災、又何患。[illegible]至於稷桑。狄人出逆。申生欲戰。狐突諫曰、不可。突聞之。國君好外大夫殆。好內適子殆。社稷危。若惠於父而遠於死。惠於衆而利社稷。其可以

諫めて曰く、「不可なり。突これを聞く、『國君外を好めば大夫殆く、內を好めば適子殆く、社稷危し』と。もし父に惠ひて死に遠かり、衆に惠ひて社稷に利あらば、それ以てこれを圖るべきか。況んやそれ身を狄に危うして、以て讒を內に起すをや。」申生曰く、「不可なり。君のわれを使ふは歡べるにあらざる也。そもそもわが心を測らんと欲するなり。この故に、われに奇服を賜ひてわれに權を告げ、また甘言あり。言の大だ甘きはその中必ず苦し。讒中に在り、君故に心を生ぜり。蝎譖といへども焉にこれを避けん。戰ふに若かざるなり。戰はずして反らば、わが罪ますます厚し、われ戰ひて死すといへどもなほ令名あらん」と。果に戰ひ、狄を稷桑に敗りて反る。讒言ますます起る。狐突門を杜ぢて出でず。君子曰く、「よく深く謀る」と。

㊀ 晉の同姓、唐叔の子孫にて狐偃の父、字は伯行。戎は兵車にて、太子の乘りしもの ㊁ 晉の大夫。右は車右にて、その右に侍しその君をまもるもの ㊂ 君は身の半衣を太子に分ちて著せと也 ㊃ 兵權を太子に委せられたりと也 ㊄ 征伐也 ㊅ 雜色にて、偏衣の雜色なるをいふ。之を純德の人なる太子にきせてと也 ㊆ これに

金玦一。令不レ偸。矣。孺子何懼。夫爲二人子一者。懼二不孝一。不レ懼不レ得。且吾聞レ之。敬賢二於請一。孺子勉レ之乎。君子曰。善處二父子之閒一矣。

とよき報を得るものなるにより、これは自分よりさし出でて請求するよりも方法がまされりと也。賢は愈也、まさる也 〔一三〕 恭敬の念を以て君の命をつとめよと也 〔一四〕 時の君子がこれを評して、里克が、入りては大子の父を諫め、出でては子なる太子をはげまし、よく父子の間を取り計り、その處置よろしきを得たりと評せりと也

大子遂行。狐突御レ戎。先友爲レ右。衣二偏衣一。而佩二金玦一。出而告二先友一曰。君與二我此一。何也。先友曰。中分而金玦之權。在二此行一也。孺子勉レ之。狐突歎曰。以レ尨衣レ純。而玦レ之以二金銑一者。寒之甚矣。胡可レ

大子遂に行く。(一)狐突、戎に御たり、(二)先友右たり。偏衣を衣て金玦を佩び、出でて先友に告げて曰く、「君われにこれを與へしは何ぞや」と。先友曰く、「(三)中分して(四)金玦の權あり。(五)この行に在りて孺子これを勉めよ」と。狐突歎じて曰く、「(六)尨を以て純に衣せて、これを玦するに(七)金の銑ぎたるを以てせしものは、寒の甚だしきなり。胡ぞ恃むべけんや。(八)これを勉むといへども敵それ盡すべけんや」と。先友曰く、「(九)躬の偏を衣せて兵の要を握らしむ。この行に在りては、これを勉めんのみ。(一〇)偏躬は悪しきことなく、兵要は災に(一一)遠からしむる也。親みて以て災なし。また何ぞ患へんや」と。(一二)稷桑に至る。翟人出でて(一三)逆ふ。申生戰はんと欲す。狐突

也。有守。大子從以撫軍也。今君居。大子行。未有此也。公曰。非子之所知也。寡人聞之。立大子之道三。身鈞以年。年同以愛。愛疑決之以卜筮。子無謀吾父子之閒。吾以此觀之。公不說。里克退見大子。大子曰。君賜我偏衣金玦。何也。里克曰。孺子懼乎。衣躬之偏。而握

年を以てし、年同じければ愛を以てし、愛疑じければ(六)これを決するに卜筮を以てすと。(七)子わが父子の閒を謀る無かれ。(八)われこれを以てこれを觀んとす」と。公說ばず。里克退いて大子を見る。大子曰く、「君われに偏衣金玦を賜ひしは何ぞや」と。里克曰く、「孺子懼れしか。(九)躬の偏を衣せて金玦を握らしめしは、令の偸からざるなり。(一〇)孺子何ぞ懼れん。それ人の子たるものは、不孝を懼れ、得ざるを懼れず。(一一)かつわれこれを聞く、敬は請に賢ると。(一二)孺子これを勉めよ」と。(一三)君子曰く、(一四)「よく父子の閒に處せり」と。

(一) 獻公の十七年にて、魯の閔公の二年也 (二) 君よ申生を將として出征せしむることをゆるせと也 (三) 故事にて先例の意 (四) 君が出征すればと也。居ては、國にのこりゐてと也。守あれば云々とは、もし國を守るものあれば、太子は君に從ひてその軍士を撫循するは、古の制なりと也 (五) もしその德が兩者とも相ひとしければ、年長者を太子としと也。愛を以てしとは、愛するところのもの立つと也 (六) 兩者に對する愛が同じければと也 (七) 龜甲を以てうらなふを卜といひ、めどき卽ち蓍竹を以てうらなふを筮といふ (八) われ太子をして征伐せしめて、その能否を見んと欲すと也 (九) 少子の意 (一〇) 君が太子に授せし命令のうすからずして、手厚きなりと也。偸は薄也 (一一) 君の心を得て、太子に立つを得ざるをおそれずと也 (一二) 人はうやうやしくつゝしんで孝をなせば、自然

離心。而示之以堅忍之權。則必惡其心。而害其身矣。惡其心必內險之。害其身。必外危之。危自中起。難哉。且是衣也。狂夫阻之衣也。其言曰。盡敵而反。雖盡敵。其若內讒何。申生勝翟而反。讒言作於中。君子曰。知微。

（九）危也　（一〇）異也、異服をいふ　（一一）大子を立てんとする不變の心を有せざるをいふ　（一二）君位をつぐを得ずと也　（一三）その兵衆の用ひぶりを見んとするなりと也　（一四）偏裻の衣の、背の切れてこれを縫ひたるを著せしは、君の心が太子より離れしを告げし也　（一五）これに兵馬の權を與へ、金玦を佩ばしめて絕を示したりと也。堅忍は金玦なり。玦は離を示すなり。傳に曰く、金は寒く玦は離ると　（一六）かゝれば、君は大子の心を惡んでその身を害せんとするなりと也　（一七）危也　（一八）危難の內より起るは、これを止むること難いかなと也　（一九）狂夫は方相氏なり。周禮に、方相氏は黃金四目、黑き上衣、赤き裳をつけ、戈をとり盾をあげ、疫を追ひ拂ふものとあり。阻は古への詛の字。卽ち方相氏がのろひをするときに用ふる衣なりと也　（二〇）その出征に際しての君の言にいはくと也　（二一）時の君子がいふには、かれ僕人贊は、よく事物の機微を知れりと評せりと也

十七年。冬。公使大子伐東山。里克諫曰。臣聞皐落氏將戰。君其釋申生也。公曰。行也。對曰。非故也。君行。大子居。以監國。

十七年冬、公、大子をして東山を伐たしむ。里克諫めて曰く、「臣聞く、皐落氏將（一）に戰はんとすと。（二）君それ申生を釋け。」公曰く、「行かしめん」と。對へて曰く、（三）「故にあらざるなり。（四）君行けば大子居て以て國を監し、守あれば大子從ひて以て軍を撫す。今君は居て大子は行く、未だこれあらざるなり。」公曰く、「子の知るところにあらざるなり。寡人これを聞く、大子を立つる道三あり。（五）身鈞しければ

乃可厚圖也。且夫勝狄。諸侯驚懼。吾邊鄙不儆。倉廩盈。四鄰服。封疆信。君得其賴。又知可否。其利多矣。君其圖之。公說。是故使申生伐東山。衣之偏裻之衣。佩之金玦。僕人贊聞之曰。大子殆哉。君賜之奇。奇生怪。怪生無常。無常不立。使之出征。先以觀之。故告之以

生じ、怪は常なきを生ず。常なければ立たれず。これをして出征せしむるは、まづ以てこれを觀んとするなり。故にこれに告ぐるに離心を以てして、これに示すに堅忍の權を以てせり。則ち必ず其の心を惡んでその身を害せん。その心を惡めば、必ず內よりこれを險くし、その身を害せんとせば、必ず外よりこれを危くす。危の中より起るは難いかな。かつこの衣や、狂夫阻するの衣なり。その言に曰く、敵を盡して反れと。敵を盡すといへども、その內讒を若何せん」と。申生翟に勝ちて反る。讒言中に作る。君子曰く、「微を知れり」と。

(一) 皐落氏とは、東山にありし狄人の一種、今の山西省にそのあとありと。昔は亂也、みだす也。日として云々とは、一日としてこの狄人に對する警戒を怠るを得ず。故に田野に出でて、牧畜するを得ざらしむと也 (二) これをとは、太子申生をさす。衆に果なるとは、よく兵衆を統めて、これを統め果すを得るかといふこと。衆は兵衆也。輯睦とは、むつまじくやはらぎ和して服從すること (三) 勝たざるの故を以てこれを罰するをいふ (四) 大にこれに對してはかるべしと也 (五) 警戒を要せずと也。儆は申に同じ、廩くなりての意。賴は利也 (六) またこれによりて太子を處するの道を知るを得て、それより受くる利多しと也 (七) 左右異なりたる背縫の衣也。金玦とは、金にてつくりたる輪の一端のかけたるもの、君子の絶をあらはすとき之用ふるもの (八) 太子の僕人、贊はその名

政一諸侯必絶。能絶二於我一必能害レ我。失レ政而害レ國不レ可レ忍也。爾勿レ憂。吾將レ圖レ之。

ればとは、申生に勝ちて政權を維持し得ずんばと也　(五)絶たんとは、わが晉國との交をたつにいたらんと也

驪姬曰。以三皐落翟之朝夕苛二我邊鄙一。使レ無三日以牧二田野一。君之倉廩固不レ實。又恐レ削二封疆一。君盍丁使二之伐一レ翟以觀丙其果二於衆一也。與二衆之信輯睦甲焉。若不レ勝レ翟雖レ濟二其辠一可也。若勝レ翟則善用レ衆矣。求必益廣。

驪姬曰く、「皐落翟の(一)、朝夕わが邊鄙を苛すを以て、日として以て田野に牧する無からしむ。君の倉廩もとより實たず。また封疆を削るを恐る。君なんぞこれ(二)をして翟を伐たしめて、以てその衆に果なると衆の信に輯睦するとを觀ざる。もし翟に勝たずんば(三)、その皐を濟るといふとも可なり。もし翟に勝たば則ちよく衆を用ひん。求むる必ずます〱廣からん。(四)乃ち厚く圖るべきなり。かつそれ翟に勝たば、諸侯驚懼し、わが邊鄙儆めず(五)。倉廩盈ち四隣服し、封疆信にして君その賴を得ん。また可不を知りて、その利多し。君それこれを圖れ」と。公說ぶ。この故に申生(六)をして東山を伐たしむ。これに(七)偏裻の衣を衣せ、これに金玦を佩ばしむ。(八)僕人贊これを聞きて曰く、「大子(九)殆いかな。君これに奇(一〇)を賜ふ。奇は怪を

不敢忘至於今。昔豈知紂之善不説、君欲勿恤其可乎。若大難至而恤之、其何及矣。

公懼曰。若何而可。驪姫曰。君盍老而授之政。彼得政而行其欲、得其所求、乃其釋君。且君其圖之。自桓叔以來、孰能愛親。唯無親故能兼翼。公曰。不可與政。我以武與威、是以臨諸侯。未沒而亡政、不可謂武。有子而不勝、不可謂威。我授之

公懼れて曰く、「若何にして可ならん。」驪姫曰く、「君なんぞ老(一)して、これに政を授けざる。かれ政を得てその欲を行ひその求むるところを得ば、乃ちそれ君を釋(二)さん。且つ君それこれを圖れ。桓叔(三)より以來、たれかよく親を愛せし。たゞ親なし。故によく翼を兼ねたり。」公曰く、「政を與ふべからず。われ武と威とを(四)以て、これを以て諸侯に臨む。未だ沒せずして政を亡はゞ武と謂ふべからず。子ありて勝た(五)ざれば威と謂ふべからず。われこれに政を授けば諸侯必ず絶たん。よくわれに絶たば必ずよくわれを害せん。政を失ひて國を害するは忍ぶべからざるなり。爾憂ふる勿かれ。われ將にこれを圖らんとす」と。

(一) 老して云々とは、老を稱して政權を申生に授けざるやと也 (二) 君を釋さんとは、君を弑せざらんと也 (三) 桓叔は獻公の曾祖。曲沃の桓叔晉を伐ち、その兄の子昭侯を翼に殺す。桓叔莊伯を生む。莊伯また翼をうち、昭侯の子孝侯を殺す。莊伯武公を生む。武公翼を滅してこれを兼ぬ。武公獻公を生む。獻公桓莊の族を滅しゝをいふ。故に親なしといへるなり (四) 武と威とは、武力と威力とにて、即ちこれを以て諸侯に對峙せりと也 (五) 勝たざ

將惡始而美終、以晩蓋者也。凡民利是生。殺君而厚利衆。衆孰沮之。殺親無惡於人。人孰去之。苟交利而得寵。志行而衆說。欲其甚矣。孰不惑焉。雖欲愛君。惑不釋也。今夫以君爲紂。若紂有良子而先喪紂。無章其惡而厚其敗。鈞之死也。無必假手於武王。而其世

ありてなさんとするなりと也 ㊂ 今や、獻公は、われ卽ち驪姬に迷ひて、必ずわが晉國を亂さんといひふらせり ㊃ かれ大子は、君が國を敗るを恐るゝの故を以て、自己の强き力を以て君をおびやかすが如きことあらば、君は天壽を終へずして死するにいたらんと也。命は天壽也。沒は終也、死也 ㊄ 惠は愛也。かれ大子は、あにその民を愛して、その父を愛せざることあらんやと也 ㊅ 妾もまた君のために、深くこれをおそるると也 ㊆ 外人は他人也 ㊇ 親なしとは、私親なしにて、わたくしに、ある特殊のものを親愛することなしと也 ㊈ 君を憚らんやとは、君を殺すをはゞからんやと也 ㊉ 況は益也、ます〳〵也。その意は、公衆のための故に、その君を殺してその害を除かば、人民は深くその恩に感ぜんと也 ⑪ 始に惡しくしてとは、その君父を殺すをいふ。美は善也。晩は後也。卽ち後に善を行ひて、君父を殺しゝ前惡をおほひて拭ひ去らんとするなりと也 ⑫ 民の爲に利を生ぜしめて、民に厚くせんとすと也 ⑬ 沮は敗也、はゞみやぶる意 ⑭ 交は俱也。寵は高き位置也。その意は、苟もともに利ありて、太子が高き地位を得、かつ自己の欲望の實行せられてしかも衆がよろこばゝ、太子の利に惑ひて、その父を殺さんとする心ます〳〵甚だしからんと也 ⑮ 惑とは、利害にひかさるゝ心のまよひ也 ⑯ 良子とは、善良なる子。喪は亡也。ほろぶる也。その惡云々とは、紂王の惡事の、終に國を滅すにいたらんことを知らば、その惡を世にあらはして他人に殺さるゝ如きその敗殘の狀態をはげしくせざる樣にせんと也。卽ち善良なる子は、その父を殺してこれをあらはさゞらんとせんと也 ⑰ 鈞は同也 ⑱ 必ず他人なる武王の手をかりて殺すにいたらずして、善良なる子が、その惡の未發に自らその父を殺さば、國が亡びずして、世々相つぎ、以てその祭祀をつぎてゆくを得、父たる紂王の善惡は、大きく世に發表せられず、人に知られずしてすみてゆかんと也。今の場合はこれと同じきなりと也 ⑲ 故に申生は、君を殺すの擧に出でん。君これを憂へざらんと欲すともそれ得べけんやと也

君其若之何。盍殺我。無以一妾亂百姓。公曰、夫豈惠其民而不惠於其父乎。驪姫曰、妾亦懼矣。吾聞之外人之言曰、爲仁與爲國不同。爲仁者愛親之謂仁。爲國者利國之謂仁。故長民者無親。衆以爲親。苟衆利而百姓和、豈能憚君。以衆故不敢愛親。衆況厚之、彼

れを仁と謂ふと。故に民に長たるものは親なし。(一八)衆を以て親と爲す。苟も衆利として百姓和せば、豈よく(一九)君を憚らんや。(二〇)衆を以ての故に敢て親を愛せずんば、衆況、これを厚くせん。(二一)かれは始に惡しくして終を美くし、晩を以て蓋はんとするなり。(二二)およそ民の利をこれ生ぜんとす。君を殺して厚く衆を利せば、衆たれかこれを沮らん。(二三)親を殺して人に惡しきことなくば、人たれかこれを去せん。(二四)苟も交に利ありて寵を得、志行はれて衆說ばゝ、欲するそれ甚だしからん。たれかこれに惑はざらん。君を愛せんと欲すといへども、(二五)惑釋けざるなり。(二六)今それ君を以て紂と爲し、もし紂に良子ありてまづ紂を殺さば、その惡を章してその敗を厚うする無からん。鈞じくこれ死す、必ず手を武王に假るなくして、その世廢せられず、祀りて今に至らば、(二七)われあに紂の善不を知らんや。(二八)君恤ふる勿からんと欲すともそれ可ならんや。もし大難至りてこれを恤へばそれ何ぞ及ばん」と。

(一) 盍は須莫也、さゝいれずして事をなすをいふ (二) いたづらに仁惡を行ふにあらずして、みな國にするところ。

患レ不レ勤。不レ患
無レ祿。今我不
才。而得ニ勤與一
從。又何求焉。
焉能及ニ吳大
伯一乎。太子遂
行。克レ霍而反。
讒言彌興
優施教ニ驪姬一
夜半而泣。謂レ
公曰。吾聞申
生甚好レ仁而
彊。甚寬惠而
慈ニ於民一。皆有レ
所レ行レ之。今謂下
君惑ニ於我一必
亂中國。夫無下乃
以ニ國故一而行ニ
彊於君一。君未レ
終レ命而不中沒。

恭從のほまれ也 (一二) 大伯は、その父が位を弟の季歴に譲らんとする意あるを見ぬき、これを季歴にゆづり、遠くのがれて吳越にゆきしをいふ。後武王追封して吳伯となし、故に、吳の大伯といへるなり (一三) 士蔿の字 (一四) 父の命令に從はざるをうれふべきこととし、令名のなきをば、うれへとせずと也 (一五) 勤と從とは、父の命に從ひて征伐をなすをいふ (一六) 大伯の行動をとるに及ばずと也

優施、驪姬に教へて、夜半に泣いて公に謂つて曰はしむらく、「われ聞く、申生は甚だ仁を好んで(一)彊く、甚だ寬惠にして民に慈ありと。(二)みなこれを行ふところあらんとす。(三)今、君われに惑ひて必ず國を亂さんと謂へり。(四)かれ乃ち國の故を以てして彊を君に行はゞ、君未だ命を終へずして沒らざるなからんや。君それこれを若何にする。なんぞわれを殺さざる。一妾を以て百姓を亂す無かれ」と。公曰く、(五)「それあにその民を惠んでその父を惠まざらんや。」驪姬曰く、(六)「妾もまた懼る。われこれを聞く、(七)外人の言に曰く、仁を爲すと國を爲むるとは同じからず。仁を爲すものは、親を愛するこれを仁と謂ひ、國を爲むるものは、國を利するこ

而不ㇾ憂二其危一。君有二異心一。又焉得ㇾ立。行之克也。將三以害二之。若其不ㇾ克。其因以罪ㇾ之。雖二克與一ㇾ不ㇾ克。無ㇾ所ㇾ避ㇾ罪。與二其勤而不一ㇾ入。不ㇾ如ㇾ逃ㇾ之。君得二其欲一。大子遠ㇾ死。且有二令名一。爲二吳大伯一。不二亦可一乎。大子聞ㇾ之曰。子輿之爲ㇾ我謀忠矣。然吾聞ㇾ之。爲二人子一者。患ㇾ不ㇾ從。不ㇾ患ㇾ無ㇾ名。爲二人臣一者。

伯となる、また可ならずや」と。太子これを聞いて曰く、「子輿のわが爲に謀る、忠なり。然れどもわれこれを聞く、『人の子たるものは、從はざるを患へ名なきを患へず。人の臣たるものは、勤めざるを患へ祿なきを患へず』と。いまわれ不才にして勤と從とを得ば、また何をか求めん。焉んぞよく吳の大伯に及ばんや」と。太子遂に行き、狄に克ちて反る。讒言いよ／＼興れり。

(一) 子がかれこれと心配して關係すべきことにあらずと也 (二) 太子は、君の嗣にして、一國をさゝふること、棟も家をさゝふる棟の如きものなりと也 (三) 太子といふ位のすでに定れるをいふ。これを制すとは、これより後の任務をとりて、嗣きたるきの如き下僚の將たる任務をおはせるは、そのたるきの挫折し易きが如く、大子もし敗をとらば、その太子の位を奪はるゝが如き危きはめにおちいらんと也 (四) 大子がその任務を怠んとたる結果、危殆におちいることありとも、挫折するにあらざる故に、害なしと也 (五) 大子は、嗣として立つことを得ずと也 (六) 君は大子の嫡嗣を改めて、大子として嫡嗣なりといふことを思ひやらずと也 (七) 大子の任務を輕くして、その危におちいるを考へずと也 (八) 君は大子を廢せんとする異心を有すと也 (九) 行は、この度の征伐をいふ。即ちもしこの度の征伐に、大子が克たば、衆心を得るを以て、これをにくみて害せんとせんと也 (一〇) その大子が骨折りつとめて、君の意に入り、國に居らんとしても、どの道能はざることゆゑ、それよりは、骨節々のがるゝにしかずと也 (一一) しかすれば君はその欲望を果すを得、大子は死を免かれかつよき譽れを維持するを得んと也。令名は

聲章弗能移也。聲章過數則有釁。有釁則敵入。敵入而凶。救敗不暇。誰能退敵。敵之如志。國之憂也。可以陵小。難以征大。君其圖之。

抱くやうになればと也　（一八）下軍を以て上軍の貳とするは、以て小國を侵略すべくとも、以て大國を征しがたしと也。陵はしのぎおかす也

公曰。寡人有子而制焉。非子之憂也。對曰。夫大子。國之棟也。棟成乃制之。不亦危乎。公曰。輕其所任。雖危何害。士蔿出。語人曰。大子不得立矣。改其制而不患其難。輕其任

公曰く、「寡人子ありて制す。（一）子の憂にあらざるなり」と。對へて曰く、「それ大（二）子は國の棟なり。（三）棟成りて乃ちこれを制せば、また危からずや。」公曰く、「そ（四）の任ずるところを輕くせば、危しといへども何の害あらん」と。士蔿出でて人に語げて曰く、（五）「大子立つを得ず。（六）その制を改めてその難を患へず。（七）その任を輕くしてその危を憂へず。（八）君異心あり。また焉んぞ立つを得ん。（九）行の克つや、將に以てこれを害せんとす。もしそれ克たずんば、其れ因つて以てこれを皐せん。克つと不らずといへども、皐を避くるところなし。それ勤めて入らざらんよりは、（一〇）これを逃るゝに如かず。（一一）君はその欲を得、大子は死に遠かり、かつ令名あらん。呉の大（一二）

而官レ之。是左レ之也。吾將二諫以觀レ之。乃言二於公一曰。夫大子。君之貳也。而帥二下軍一。無二乃不可一乎。公曰。下軍上軍之貳也。寡人在レ上。申生在レ下。不二亦可一乎。公曰。下軍。上軍之貳也。寡人在レ上。申生在レ下。不二亦可一乎。士蔿對曰。下不レ可二以貳一レ上。公曰。何故。對曰。貳若レ體焉。上下左右。

に在り、亦た可ならずや。」士蔿對へて曰く、「下は以て上に貳となるべからず。」公曰く、「何の故ぞ。」對へて曰く、「貳は體の若し。(八)上下左右以て心目を相け、用ひて倦れざるは身の利なり。(九)上の貳は代〻舉げ、下の貳は代〻履み、周旋變動して以て心目を役す。故によく事を治めて以て百物を制す。(一〇)もし下の上を攝すると上の下を攝するとは、周旋に變ぜずして以て心目に違ひ、それ反つて物用となるなり。何事かよく治めん。故に古(一一)の軍を爲むるや、軍に左右あり。(一二)闕くれば從うてこれを補へり。成りて知られず。(一三)これを以て敗寡し。(一四)もし下を以て上に貳せば、闕けて變へず、敗れて補ふ能はざるなり。變は(一五)聲章にあらざれば移す能はざるなり。聲章數に過ぐれば則ち釁あり。(一六)釁あれば則ち敵入る。敵入りて凶(一七)すれば、敗を救ふにも暇あらず。たれかよく敵を退けん。敵の志の如くなるは國の憂なり。(一八)以て小を陵ぐべくとも、以て大を征し難し。君それこれを圖れ」と。

以威民而懼戎。且旌君伐。使俱曰狄之廣莫於晉爲都。晉之啓土。不亦宜乎。公說。乃城曲沃。大子處焉。又城蒲。公子重耳處焉。又城二屈。公子夷吾處焉。驪姬既遠大子。乃生之言。大子由是得罪。

(一) 獻公の寵臣を指つ、ある大夫の梁五と東關五と也。懼はまひなひをおくる也 (二) 曲沃は桓叔の封ぜられし處にて、先公の宗廟のあるところなりと也 (三) 二蒲は晉の國境にある邑なりと也。屈は邑也。二屈とは、北屈と南屈と也 (四) つかさどる人 (五) 曲沃 (六) 國境にて、まつりの大なるを[illegible]といひ、小なるを[illegible]といふ (七) 戎をして侵略せんとする心を絶さしむと也。晉は南に陸渾の戎あり、[illegible]これに接し、北に山戎あり、二屈これに接せるが故なり (八) 大功をあらはすことをならんと也。伐は功也。旌は表也 (九) 二五をして言ふをあへていはしめし也。 (十) 都とは下邑をいふ。即ち晉の下邑となるはと也 (十一) 三公に對する讒言をなせるをいふ (十二) 霍の古字

十六年公作二軍。公將上軍。大子將下軍。以伐霍。師未出。士蔿言於諸大夫曰。夫大子。君之貳也。恭以俟嗣。何官之有。今君分之土

十六年公二軍を作る。公上軍に將となり、大子下軍に將となり、以て霍を伐たんとす。師いまだ出でず。士蔿諸大夫に言ひて曰く、「それ大子は君の貳なり。(一)恭しくして以て嗣を俟つ、何の官かこれ有らん。いま君これに土を分ちてこれを官にす。これこれを左にするなり。われ將に諫めて以て之れを觀んとす」と。乃ち公に言ひて曰く、「それ大子は君の貳なり。而るに下軍を帥ゐるは、乃ち不可なるなからんや」と。公曰く、「下軍は上軍の貳なり。寡人上に在り、申生下

愚不レ知レ避レ難。雖レ欲レ無レ遷。其得レ之乎。是故先施二讒於申生一。

驪姬賂二二五一使レ言二於公一。曰。夫曲沃君之宗也。蒲與二二屈一。君之疆也。不レ可二以無一レ主。宗邑無レ主則民不レ威。疆場無レ主則啓二戎心一。戎之生レ心。民慢二其政一。國之患也。若使下大子主二曲沃一。而二公子主中蒲與上レ屈。乃可二

たきものなりと也 〔一六〕驪姬をさす。内は君の心を得、外は寵愛せらるゝと也 〔一七〕善惡をとはず 〔一八〕外は善意をつくして太子に侍して、内は不義を以てこれに辱を加へば、その心うつらざるなしと也。罪は難也 〔一九〕甚だ深白なるものは、必ず愚なるものなりと也

驪姬二五(一)に賂りて公に言はしむ。曰く、「それ曲沃(二)は君の宗なり。蒲(三)と二屈とは君の疆なり。以て主(四)なかるべからず。宗邑(五)主なければ、則ち民威れず。疆場(六)主なければ、則ち戎(七)心を啓く。戎の心を生じ民のその政を慢るは、國の患なり。もし太子をして曲沃に主とし、二公子をして蒲と屈とに主たらしめば、乃ち以て民を威れしめ戎を懼れしむべし。(八)かつ君の伐を旌さん」と。倶に曰はしむらく、「翟の廣莫なる、晉に於て都となさば、晉の土を啓く、また宜(九)ならずや」と。公說ぶ。乃ち曲沃に城きて太子を焉に處き、また蒲に城きて公子重耳を焉に處き、また二屈に城きて公子夷吾を焉に處く。驪姬既に太子を遠ざけて、乃ち(一〇)これが言を生せり。大子これに由りて辠(一一)を得たり。

小心精潔而大志重。又不忍人。精潔易辱。重僨可疾。不忍人。必自忍也。辱之近行。驪姫曰。重無乃難遷乎。優施曰。知辱可辱。可辱遷重。若不知辱。亦必不知固秉常矣。今子内固而外寵。且善不莫不信。若外單善而内辱之。無不遷矣。且吾聞之。甚精必愚。精而易辱。

を秉らん。いま子内固うして外寵せらる。(二六)かつ善不信せられざるなし。(二七)もし外善を單して内これを辱めば、(二八)遷らざるなし。かつわれこれを聞く、甚だ精なるは必ず愚なりと。(二九)精なるは辱め易く、愚なるは難を避くるを知らず。遷るなからんと欲すといへども、それこれを得んや」と。この故にまづ難を申生に施せり。

(一二)俳優 (一三)大事とは、獨子なる申生を廢し、自分の生みし庶子なる奚齊を太子となさんとするをいふ (一四)申生・重耳・夷吾 (一五)篤は厚也。定は定也。極は至也。その意は、早く申生の處置をなして、これに邪城を分ちて卿の位を與へ、自らその位の極至するところを知らしめよと也 (一六)極心也。殆は幾也、ほとんどなしといふ意 (一七)人たるものが、貴位を有して、極心をおこし、これを取りなはざりにすれば、これをそこなひこぼつことは易しと也 (一八)難は三公子を殺さんと欲するをいふ (一九)小心なれば畏れ慎むこと多く、精潔なれば、人の辱めに忍ぶことと能はざるをいへるなり。大にしてとは、その年の長ぜるをいふ。重しとは、心が重厚なるをいふ (二〇)潔白なるものは、少しにても汚れたるを厭ふものゆえ、辱め易く、重厚なるものは、節を守りてその情を變へざるが故に、はやくたふれ易しと也。信は僵也、たふるゝ也 (二一)よく自殺するをいふ (二二)辱むとは、殺らすに不義を以てするをいふ (二三)辱を人にこれを卑近なる行によりて辱めよと也。近行は卑近なる行也。 (二三)辱め易き性質ならば、その重厚なる志をうつすを得とはどに重厚ならば、その心をうつすは難からんと也 (二四)もし辱を知らざるが如きものならば、また必ずその壽來を知らざるを以て、固く常識をとりてうつしお

將レ乘レ城。其徒曰。棄レ政而役。非二其任一也。郤叔虎曰。既無二老謀一。而又無二壯事一。何以事レ君。被レ羽先升。遂克レ之。

さかんにして立派なる功勞也　(二四)　鳥の羽を背に被るにて、これ當時の風俗なりきといふ。或はいふ、鳥の羽のつきたるかぶとを被りての意と

公之優曰レ施。通二於驪姬一。驪姬問レ焉。曰。吾欲レ作二大事一。而難二三公子之徒一。如何。對曰。蚤處レ之使レ知二其極一。夫人知レ有レ極。鮮レ有二慢心一。雖二其慢一。乃易レ殘也。驪姬曰。吾欲レ爲レ難。安始而可。優施曰。必於二申生一。其爲レ人也。

公の優を施と曰ふ。驪姬に通ず。驪姬これに問うて曰く、「われ大事を作さん(一)と欲す。(二)而して三公子の徒を難る(三)、如何せん」と。對へて曰く、「蚤く(四)これを處めてその極を知らしめよ。それ人極あるを知れば、慢心(五)あること鮮し。その慢(六)すといへども、乃ち殘ひ易し」と。驪姬曰く、「われ難(七)を爲さんと欲す。いづくを始にして可なる」と。優施曰く、「必ず申生に於てせよ。その人となり小心精潔にして、大にして志重し(九)。また人に忍びず(一〇)。精潔は辱(八)め易く、重きは僨るること疾かるべし。人に忍びざれば必ずみづから忍ぶ(一一)なり。これを近行(一二)に辱めよ。」驪姬曰く、「重くば(一三)乃ち遷し難きなからんか。」優施曰く、「辱を知らば辱むべし。辱むべき(一四)は重きを遷す(一五)。もし辱を知らずんば、また必ず知らずして固く常

利而不忌、其臣競諂以求媚。其進者壅塞、其退者距違。其上貪以忍、其下偷以幸。有縱君而無諫臣。有冒上而無忠下。君臣上下、各厭其私、以縱其回。民各有心、無所據依。以是處國、不亦難乎。君若伐之、可克也。吾不言。子必言之。士蔿以告。公說。乃伐翟柤。郤叔虎

りて據依するところ無し。これを以て國に處る、また難からずや。君もしこれを伐たば克つべし。われ言はず(二七)。子必ずこれを言へ(二八)」と。士蔿以て告ぐ。公說ぶ。乃ち翟柤を伐つ。郤叔虎將に城に乘らんとす(二九)。その徒曰く、「政を棄てゝ役す(三〇)、その任にあらざるなり」と。郤叔虎曰く、「旣に老謀(三一)なくしてまた壯事(三二)なくんば、何を以て君に事へん」と。羽を被りて(三三)まづ升る(三四)。遂にこれに克ちたり。

(一〇) 戾也。戾氣は邪氣にて惡しき氣也。國を國といひ、君を師といふ (一一) 翟の古字 (一二) 翟柤。柤は翟也 (一三) 公說へずといふに同じ (一四) 郤叔虎が朝より出でてと也 (一五) 翟柤を伐たんとして、翟國せるためなりと也 (一六) 用をひでへつらふ也 (一七) その進みて、朝につかへて位にあるものは、君の明をおほひふさぎて、そのあやまちを君に聞かしめざるやうにし (一八) その朝より退きて、仕へずして民間にあるものは、君命を上せぎて、その怒にふれたるものなりと也。距遠とは、命に違ひて君より遠ざかる意 (一九) 君也 (二〇) かりそめなることをなして僥倖を得んとすと也。偷は安を得んとする也 (二一) はしいまゝなる我儘の君 (二二) 貪欲の君。冒は貪をいふ (二三) 忠義なる臣下也 (二四) 足也。回は亂也 (二五) 民心の離れ〴〵になれるをいふ (二六) かくの如くにして國に居りて君たらんこともまた難からずやと也 (二七) われその位卑き故に遠慮していはずと也 (二八) 子は必ず入りてこの事を獻公にいへと也。子は士蔿をいふ (二九) 敵城にのぼりて、攻め入らんとすと也 (三〇) その部下のもの、郤叔虎に向つていふには、子は自己の本來の職務たる將帥のなすべきことをすてゝ、他の勇士のなすべき先鋒のことなどをなすは、將帥としての任務を完うせざるものなりと也。政は職也 (三一) すぐれたるよき謀の意 (三二)

廢人以自成。有不貞焉。孝敬忠貞。君父之所安也。棄安而圖遠於孝矣。吾其止也。

獻公田見翟祖之氛。歸寢不寐。郤叔虎朝。公語之。對曰。牀第之不安邪。抑驪姬之不存側邪。公辭焉。出語士蔿曰。今夕君不寐。必爲翟祖也。夫翟祖之君。好專

と也 （六） 君命をうけてこれにそむかざるを敬といふと也。還るとは、そむく意 （七） 父の安んずるところにつゝしみしたがふを孝といふと也 （八） 父獻公がわれに命じて曲沃を守らしむるに、われこれにそむきて棄つるは不敬なりと也 （九） 父の命令に從はず、自分勝手に動きて、自ら命令をつくりなすは不孝なりと也 （一〇） 父獻公が愛してたまものを與ふるをそねみて、これを離間し、そのたまものを横取りせんとするは不忠なりと也。閒は離也。況は貺に同じ、賜也 （一一） 君父の安んずるところをすてゝ、一身の爲をはかるは、孝の道にとはざかると也 （一二） 孝敬忠貞の道に身をとゞめて還らざらんと也

獻公田して（一）翟祖の氛を見る。歸りて寢ねて寐られず。（二）郤叔虎朝す。公これを語ぐ。對へて曰く、「（三）牀第の安からざるか。そも〳〵驪姬の側に存せざるか」と。（四）公辭す。（五）出でて士蔿に語げて曰く、「今夕君寐られざるは、必ず翟祖のためなり。（六）それ翟祖の君は、利を專にするを好んで忌らす。その臣は（七）競諂して以て媚を求む。（八）その進むものは壅塞し、（九）その退くものは距違す。（一〇）その上は貪りて以て忍び、その下は偸みて以て幸す。（一一）（一二）縱君ありて諫臣なく、（一三）冒上有りて忠下無し。（一四）君臣上下おの〳〵その私を厭して以てその回を縱にし、（一五）民おの〳〵心あ（一六）

必立二大子一。里克曰。我不佞。雖レ不レ識レ義。亦不レ阿レ惑。吾其靜也。三大夫乃別。

烝二於武公一。公稱レ疾不レ與。使二奚齊涖一レ事。猛足言二於大子一曰。伯氏不レ出。奚齊在レ廟。子盍レ圖乎。大子曰。吾聞二之羊舌大夫一。曰。事レ君以レ敬。事レ父以レ孝。受レ命不レ遷爲レ敬。敬二順所一レ安爲レ孝。棄レ命不レ敬。作レ令不レ孝。又何圖焉。且夫閒二父之愛一。而嘉二其況一。有二不忠一焉。

(一)武公に烝す。公疾と稱して與らず。奚齊をして事に涖ましむ。(二)猛足、(三)大子に言ひて曰く、「伯氏出でずして(四)奚齊廟に在り。子なんぞ圖らざるか」と。(五)太子曰く、「われこれを羊舌大夫に聞く。曰く、君に事ふるには敬を以てし、父に事ふるには孝を以てす。命を受けて遷らざるを敬となし、(六)安んずるところに敬順するを孝と爲すと。(七)命を棄つるは不敬なり。(八)令を作すは不孝なり。(九)また何ぞ圖らん。かつそれ父の愛を閒ちてその況を嘉みするは不忠あり。(一〇)人を廢てゝ以てみづから成すは不貞あり。孝敬忠貞は君父の安んずるところなり。(一一)安を棄てゝ圖るは孝に違かる。われぞれ止らん」と。(一二)

(一) 獻公が父なる武公の廟の曲沃にあるに對して、冬の祭をなしたりと也。烝は冬の祭 (二) 獻公が疾と稱して自ら祭らずして、奚齊に之をなさしむるは、群臣に對して獻公が奚齊を太子となさんとする意を知らしむるなり。涖は臨也 (三) 太子の臣 (四) 申生也。子は長子といふが如し (五) 子は何故にその身を安固にする所以を圖らざるか

荀息相見。里克曰。夫史蘇之言將レ及矣。其若レ之何。荀息曰。吾聞事レ君者。竭レ力以役レ事。不レ聞レ違レ命。君立臣從。何貳之有。丕鄭曰。吾聞事レ君者。從二其義一不レ阿二其惑一也。惑則誤レ民。民誤失レ德。是棄レ民也。民之有レ君。以治レ義也。義以生レ利。利以豐レ民。若レ之何。其民之與處而棄レ之也。

と。命に違ふを聞かず。(五)君立てゝ臣從ふ。(六)何の貳かこれ有らん」と。丕鄭曰く、「われ聞く、君に事ふるものは、その義に從ひて(七)その惑に阿はずと。(八)惑へば則ち民を誤らす。民誤れば德を失ふ。(九)これ民を棄つるなり。民の君あるは以て義を治めんとするなり。義は以て利を生じ、利は以て民を豐うす。(一〇)これを若何ぞそれ民と與に處らんとしてこれを棄てんや。(一一)必ず大子を立てん」と。里克曰く、「われ不佞、(一二)義を識らずといへども、亦た惑に阿はず。(一三)われはそれ靜せん(一四)」と。三大夫乃ち別れたり。

(一) [illegible]也 (二) 會見也 (三) 言の通りにならんとすといふ意 (四) 爲也、なす也 (五) 未だ君の命に背くの善なるをきかずと也 (六) 君が世嗣を立つれば、臣はこれに事ふるまでのことなりと也 (七) 何の二心かあらんと也 (八) 君の惑ひてなせることには、君命といへどもしたがはずと也。阿は隨也、したがふ也 (九) 刑罰にふるゝにいたるをいふ (一〇) 民の君を有するは、これによりて義を治めて正しくせんためなりと也 (一一) かゝれば、われらは民と共にをらんとして、却つて君の惑におちいりて、民を棄つるが如きことをなさんやと也 (一二) 太子申生を立てんと也 (一三) 不才 (一四) 默せんと也

能有常。伐木不自其本、必復生。塞水不自其源、必復流。滅禍不自其基、必復亂。今君滅其父而畜其子、禍之基也。畜其子又從其欲、子思報父之恥、而信其欲、雖好色必惡心、不可謂好。好其色必授之情。彼得其情以厚其欲、從其惡心、必敗國且深亂。亂必自女戎。三代皆然。驪姬果作難、殺太子而逐二公子。君子曰、知難本矣。

きの語　(一)古の明王をいふ　(二)人民の害を除かんが爲に、人民をよびおこして兵をあげたりと也　(三)百姓のためにはからずして、百姓を苦めて自己の利を欲しるにつとむと也。紂は厚也　(四)其爵の上に於て、夜役よりの國を於むゝを得ずしてと也　(五)國内に於ては、君がひとりその利を貪れるをにくめば、君と臣下との心が民に離れをれりと也。與は贊也　(六)その上驪姬が男子を生める故に、その禍の一層にあつまりて、ますます民心離れて、亂の本生ずと也　(七)天命、天の命ずるところといふが如し　(八)次々とあらはる・試驗　(九)常を保つを得て不變なりと也。以て獻公の野心安樂みなその所を得ざるをいへるなり　(十)獻公が驪氏をうちて、驪姬の父を殺し、驪姬をやしなひて夫人とせしをいふ　(十一)その欲をほしいまゝにして、父のかたきうらをはらすにいたらんと也。信は申の古字、のよる也　(十二)いかに美人なりといひてもと也。好しと謂ふべからずとは、美しといふべからずといふ意　(十三)女兵也。前に詳解せり　(十四)重耳が翟に奔り、夷吾の梁に奔りしをいふ　(十五)時の君子がこれを評して曰く、史蘇はよく亂のよつて出づる根本を見ぬく力ありと

驪姬生奚齊。其娣生卓子。公將黜大子申生而立奚齊。里克丕鄭

驪姬奚齊を生み、その娣卓子を生む。公將に大子申生を黜けて奚齊を立てんとす。里克・丕鄭・荀息相見る。(一)里克曰く、「かの史蘇の言(二)將に及ばんとす。(三)それこれを若何せん。」荀息曰く、「われ聞く、君に事ふるものは力を竭し以て事を役す(四)

之疾心固皆至矣。昔者之伐也。起二百姓一以爲二百姓一也。是以民能欣レ之。故莫レ不レ盡レ忠極レ勞以致レ死。今君起二百姓一以自封也。民外不レ得二其利一。而內惡二其貪一。則上下既有レ判矣。然而又生レ男。其天道也。天彊二其毒一。民疾二其態一。其亂生哉。吾聞君子。好レ好而惡レ惡。樂レ樂而安レ安。是以

れを以てよく常あり』と。(一九)木を伐るに、その本よりせざれば必ずまた生ず。水を塞ぐに、その源よりせざれば、必ずまた流る。禍を滅すに、その基よりせざれば必ずまた亂る。今君その父を滅して(二〇)その子を畜ふは、禍の基なり。その子を畜うて、またその欲を從にせしめば、子父の恥を報ゆるを思うて、その欲を信べん。(二一)好色といふとも、(二二)必ず惡心あらば、好と謂ふべからず。その色を好すれば必ずこれに情を授けん。かれその情を得て以てその欲を厚うし、その惡心を從にせば、必ず國を敗りかつ亂を深うせん。亂は必ず女戎よりす。(二三)三代みな然り」と。驪姬果して難を作し、太子を殺して二公子を(二四)逐へり。(二五)君子曰く、「難の本を知る」と。

㊀ 驪戎の君にて男爵なり、然るに子といふは男子の尊稱なるべし ㊁ 女子の同生にて、後に生れしもの、男子はこれを妹といふ。いもうと ㊂ 獻公の太子恭君なり ㊃ 申生の異母弟。蒲は後に蒲阪といひしものにて、今の山西省にあり ㊄ 申生の異母弟。屈は北屈にて、今の山西省にあり ㊅ 晉の都 ㊆ この三子をして外に對する鎭となして、戎狄等にいましめ備へば、國に恥辱なからんと也 ㊇ 昔日 ㊈ その君をにくむ心 ㊉ 深かり

獻公伐驪戎、克之。滅驪子、獲驪姫以歸。立以爲夫人。生奚齊。其娣生卓子。驪姫請使申生處曲沃、以速縣重耳處蒲城、夷吾處屈、奚齊處絳、以儆無辱之故。公許之。史蘇朝告大夫曰、二三大夫其戒之乎。亂本生矣。日君以驪姫爲夫人。民

盟りて平ぎしをいふ

獻公驪戎を伐ちてこれに克ち、驪子を滅し、驪姫を獲て以て歸り、立てゝ以て夫人と爲す。奚齊を生む。その娣卓子を生む。驪姫請ふ、「申生をして曲沃に處り、重耳をして蒲城に處り、夷吾をして屈に處り、奚齊をして絳に處らしめて、以て儆めば、辱の故なからん」と。公これを許せり。史蘇朝して大夫に告げて曰く、「二三の大夫それこれを戒めよ。亂の本生ぜり。日に君驪姫を以て夫人と爲しゝとき、民の疾心固よりみな至れり。昔者の伐つや、百姓を起して以て百姓の爲にせり。これを以て民よくこれを欣べり。故に忠を盡し勞を極めて、以て死を致さざるなかりき。今君は百姓を起して以てみづから封くせり。民外その利を得ずして、内その貪を惡めば、則ち上下既に判るゝあり。然るにまた男を生む。それ天道なり。天その毒を彊うし、民その態を疾む。それ亂生ぜんかな。われ聞く、「君子は好を好みして惡を惡み、樂を樂みて、安きを安んず。こ

棄人失謀。天亦不贊。吾觀君夫人也。若爲亂。其猶隷農也。雖獲沃田而勤易之。將弗克饗。爲人而已。士蔿曰。戒莫如豫。豫而後給。夫子戒也。抑二大夫之言。其皆有焉。既驪姬不克。晉正於秦。五立而後平。

（一）財衆にて、財產と民衆と也。その意は、世の中を亂して、それによりて財產と民衆とを得しものは、よほど善き謀を用ふるにあらざれば、暫くの間もこれを持續すること能はずと也　（二）民心を得るにあらざれば、自ら禍難をうくるを免れずと也　（三）十年也。即ち禮法あるにあらざれば、十年を持續する能はずと也　（四）義は義刑也。齒は年壽也、天命也。即ち、正しき法則によりて身を持し他に對するにあらざれば、その天より與へられたる年を全うして死する能はずと也　（五）德惠を施すにあらざれば、世嗣にまでその位を及ぼす能はずと也　（六）天命の助けあるにあらざれば、代々の數を經過して以て、長久に榮ゆるを得ずと也。數は數世也。離は歷也　（七）今驪姬のなせる謀は、安存なる狀態に居らずして、危亡の狀態にあり。故に善く謀れりといふべからずと也。據は居也　（八）齒牙のもてあそびを行ひて人を害せるは、人心を得る所以にあらずと也　（九）晉國をして國政をすてしめて、驪姬の私欲に向ふやうにせしむるは、禮を知るといふべからずと也。おのれは、私欲也　（一〇）利害の本をはからずして、邪を以て正を奪ふは、義を得たる行といふべからずと也。迂は邪也。義は宜也　（一一）君の寵愛を恃んで、國民より怨をかへるは、德ある所爲といふべからずと也。賈は市也、かふ也　（一二）自己の族類の少くして、怨をいだく敵を多く有するは、天助を得る所爲といふべからずと也　（一三）子驪姬の行跡をいふ　（一四）驪姬をいふ　（一五）奴隷の農夫にて小作人　（一六）肥えたる田。易は治也。饗は食也、食をうくること。その意は、もし驪姬が亂をおこさば、恰も小作人が肥沃の田を主人より得て、骨折りつとめて耕すとも、その大部分は主人にとられて、自らその食を十分にうくる能はざると同じからんと也　（一七）他人の爲に利せられて、自己の利益とならざらんと也　（一八）晉の大夫、姓は劉、字は士輿、劉陽叔の子　（一九）前以て備ふる也。豫は備也　（二〇）事に及ぶやうにすべしと也。給は及也　（二一）郭偃を指す　（二二）史蘇と郭偃。即ち、二大夫のいひしことは、みなわが晉國にあるべきことなりと也　（二三）晉國をおのが意の通りに服せしむる能はずと也　（二四）輔け正さるゝ意　（二五）奚齊・卓子・懷公より文公に

吾聞。以亂得聚者非謀不卒時。非人不免難。非禮不終年非義不盡齒非德不及世。非天不離數。今不據其安。不可謂能謀。行之以齒牙。不可謂得人。廢國而向己。不可謂禮。不度而迂求。不可謂義。以寵賈怨。不可謂德。少族而多敵。不可謂天。德義不行。禮義不則。

われ聞く、「亂を以て衆を得るものは、謀にあらざれば時を卒さず。人にあらざれば難を免れず。禮にあらざれば年を終へず。義にあらざれば齒を盡さず。德にあらざれば世に及ばず。天にあらざれば數を離す」と。今その安に據らず、よく謀ると謂ふべからず。これを行ふに齒牙を以てす、人を得と謂ふべからず。國を廢てゝおのれに向はしむ、禮と謂ふべからず。度らずして迂にて求む、義と謂ふべからず。寵を以て怨を賈ふ、德と謂ふべからず。族少くして敵多し、天と謂ふべからず。德義を行はず。禮義に則らず。人を棄て謀を失ひ、天もまた賛けず。われ君の夫人を觀るに、もし亂を爲さば、それなほ隸農のごときなり。沃田を獲て、勤めてこれを易むといへども、將に饗くる克はざらんとせん。人の爲ならんのみ」と。士蔿曰く、「戒は豫ふるに如くはなし。豫へて後に給ぶべし。夫子戒めよ。そもそも二大夫の言それみなこれ有り」と。既にして驪姬克たず。晉、秦に正されて、五立して後に平ぎたり。

謂下之挾而猾以中齒牙上。口弗堪也。其與幾何。晉國懼則甚矣。亡猶未也。商之衰也。其銘有之。曰。嗛嗛之德。不足就也。不可二以矜一。而祇取憂也。嗛嗛之食。不足狃也。不能爲膏。而祇離咎也。雖二驪之亂一。其離咎而已。其何能服。

かのぼりて考へて、その身を修むること能はざりきと也 (七) 方面也。偏侯とは國境にかたよりて地を有する諸侯といふ意。即ち、今わが晉國は中國の方角よりいへば、甸内の一方にかたよりたる小諸侯なりと也 (八) 三季の王より小なりの意 (九) 秦・齊をさせるなり (一〇) 上卿 (一一) 君の師となりてこれを輔佐すること。その意は、その上晉國の上卿や隣國の諸國の諸侯が、晉國を輔佐せんとなしをる故にと也 (一二) 晉國のうくる禍は、禍亂の多くして、しば〳〵君の廢立あるにすぎずと也 (一三) 至也。亡國の憂を見るにいたらずと也 (一四) 三辰五行の意にて、三辰は日月星、五行は木火土金水。その意は、口は三辰を紀し五行を宣ぶる入口なりといふにて、こは當時の占卜の人の常套語ならん (一五) 故に讒言より受くるわざはひは、少きは三君、多くとも五君に過ぎずと也 (一六) 小骨。その意は、兆にあらはれたる骨は小骨にて、口にふくみ得るが如き小なるものなりと也 (一七) 傷也、害の内にあるを戕といふ。その意は、故にその害の及ぼすところは小にして、國をはろぼすにいたらずと也 (一八) この讒口にあたるもののみその害をうけんと也 (一九) 骨が長く口をもてあそぶときは、口これに害せらるゝが故に、この害は、到底永續せずと也 (二〇) 故に晉國はこの害をおそるゝことは甚しからんも、これが爲に國を亡すに至らずと也 (二一) 小小也 (二二) 心を寄せてつく意。即ち、少々の德には、歸就するに足らずと也 (二三) 大也 (二四) 適也、まさに也。即ち、これ以上に大にすべからずして、却つて、憂を身に受くるが如き狀態におちいらんと也 (二五) 祿也。狃は貪る也 (二六) 肥也 (二七) 罹に通ず、かゝる也。即ち、小祿を貪れば、たゞその身を肥すこと能はざるのみならず、却つて咎を身にうくるにいたらんと也 (二八) この銘にいへるが如く、驪姬がいかに國を亂すとも、たゞ前に述べたる咎にかゝるが如き小なる害に止らんのみと也 (二九) かれ驪姬は、いかんぞよく晉の國人を服せしめて、晉國を亡すにいたらんと也

抉。是以及亡而不獲追鑑。今晉國之方。偏侯也。其土又小。大國在側。雖欲縱惑。未獲專也。大家鄰國。將師保之。多而驕立。不其集亡。雖驟立。不過五矣。且夫口。三五之門也。是以讒口之亂。不過三五。且夫抉。小鍼也。可以小戕。而不能喪國。當之者戕焉。於晉何害。雖

専にするを獲ざるなり。大家鄰國、將にこれを師保せんとす。多くしてしばしば立たんのみ。それ亡ぶるに集らじ。しばしば立つといへども五に過ぎじ。かつそれ口は三五の門なり。これを以て讒口の亂は三五に過ぎず。かつそれ抉へるは小鍼なり。以て小しく戕ふべくして、國を喪す能はず。これに當れるものは戕はんのみ。晉に於ては何の害あらん。これを、「抉うて猾ぶに齒牙を以てす」と謂ふといへども、口堪へざるなり。それ幾何かあらん。晉國懼るゝは則ち甚しからん、亡ぶるはなほ未だし。商の衰へしや、その銘にこれ有り。曰く、「嗛嗛の德は就くに足らざるなり。以て羚にすべからずして、祇に憂を取らん。嗛嗛の食は狃るに足らざるなり。務を爲す能はずして、祇に咎に離らん」と。讒の亂すといへども、それ咎に離らんのみ。それ何ぞよく服せん。

(一) 晉の大夫 (二) 人民のまたるべき君が、閉遏ひたる事をはしいまゝに行ひて、專とせずと也 (三) 侈はおごり也。縱は緩也、さはわ也 (四) 放也、はしいまゝ也 (五) 一體としてにて、卽ち一としての意 (六) さかのぼりてかんがみること。その意は、かの三季王は、かゝる狀態なりしが故に、その亡ぶるにいたるまで、前世の得失をさ

也。離則有レ之。不レ跨二其國一、可レ謂レ挾乎。不レ得二其君一、能銜レ骨乎。若跨二其國一、而得二其君一、雖レ逢三齒牙以猾二其中一、其誰云レ弗レ從。諸夏從レ戎、非レ敗而何。從レ政者不レ可三以不二レ戒。亡無レ日矣。

郭偃曰。夫三季王之亡也宜。民之主也。縱レ惑不レ疚。肆レ侈不レ違。流レ志而行。無二所不一レ

なさんと欲し、これを申に求めしに、申人あたへず。遂に申と繒と西戎とが聯合して周を伐ち、幽王を戲の地にて殺しゝ也 (一五) 戰爭によりて得し女といふ意にて、驪姬をさす也 (一六) 桀王と紂王と幽王となり。季は末也 (一七) 驪を伐ちに行かんとせしとき、そのうらなひし龜卜の兆がかく離散して不吉の象をあらはしてわれにこたへたりと也 (一八) そこなふにて、國家を敗りそこなふといふ意 (一九) 詫にて、身を寄するところの意。その意は、これによりて見れば、この晉の國は、わが安んじて居るべきところにあらずと也 (二〇) 國の分離すること近きにあらんと也 (二一) 摭也。即ち驪姬が遂に晉國を據有するに至らずんば、内外挾ふといふ兆の出づべけんやと也 (二二) 戎なる驪姬がその君にとり入りて、その目的を達することなくば、よく骨が口にふくまるゝが如き兆あらはれんやといふ意にて、骨を驪姬に見、口を君に見て、驪姬が君を自由にする兆と見しなり (二三) もし驪姬がよく晉國に跨據して、その志を君に得て、君これに安んぜば、これ骨の口中に入りて、齒牙がこれを弄ぶ兆のとほりになれるにて、かく驪姬が中國に害をなすとも、國君がこれに從ふ以上は、國人はこれを如何ともする能はずして、終にはこれに從ふにいたり、戎害を受くるやうになるものなりと也

(一)郭偃曰く、「かの三季王の亡びしや宜なり。民の主にして、惑を縱にして疚しとせず、(二)侈を肆めて違けず、志を流(三)にして行ひ、所(四)として疚しからざるなし。これを以て、亡ぶるに及ぶまで追鑑(五)するを獲ざりき。今晉國の方は偏侯(六)なり。その土また小(七)にして、大國(八)側にあり。惑を縱にせんと欲すといへども、未だ

焉。褒姒有寵。生伯服。於是乎與虢石甫比。逐太子宜臼而立伯服。太子出奔申。申人鄫人召西戎以伐周。周於是乎亡。今晉寡德而安俘女。又增其寵。雖當三季之王。不亦可乎。且其兆云。挾以銜骨。齒牙爲猾。我卜伐驪。龜往離散以應我。夫若是。賊之兆也。非吾宅

んば、よく骨を銜まんや。もしその國に蹈ってその柄を得ば、齒牙以てその中に猾ぶに逢ふといへども、それたれか云に從はざらん。諸夏にして戎に從ふは、敗にあらずして何ぞ。政に從ふものは以て戒めざるべからず。亡ぶる日なからん」と。

(一) 戎は兵也。男戎とは戰場に出づる兵士。女戎とは、女兵の意にて、その國を亡ぼすこと、兵と同等しきものをいふ。これは驪姬が獻公にわざはひをなすをいへるなり (二) 史蘇は晉の大夫にて、若は汝。何如とは、そはいかなる狀態をいふにやと也 (三) 夏桀は、夏の國王。有施は、喜妹の國 (四) 有施の君の女。女せりとは、女を以て人に進むるをいふ (五) 殷の宰相にて、賢人なり。初夏に事へしが、桀王の教ふべからざるを見、人民のために殷にゆき、殷の湯王をたすけて夏を滅しゝ人。比してとは、互にその功をくらべての意。即ち、妹喜は伊尹とその功を比するほどの大功をなして、夏の國をほろぼせりと也 (六) 殷辛は、殷の紂王也。有蘇は己姓の國名 (七) 妲己は有蘇の君の女 (八) 膠鬲は殷の賢臣。彼殷より周にゆき武王を佐けて殷を滅しゝ人 (九) 幽王は周の宣王の子。有褒は姒姓の國 (一〇) 褒姒は有褒の君の女にて、入りて幽后といひし人 (一一) 伯服は後に攜王といひし人 (一二) 石甫は虢公の名。石甫は讒諂巧佞の人なり。しかるを立てゝ、幽王の卿士となしゝなり。褒姒がこれと功を比して、太子宜臼を逐うて伯服を立てしなり (一三) 申后の子にて、即ち周の平王なり (一四) 申は姜姓の國にて、平王の母家、鄫は姒姓の國にて、夏の禹王の子孫。鄫と西戎とは申と結縭して、周好の國なり。幽王宜臼を殺して伯服を太子と

必有女戎。若晉以男戎勝戎。而戎亦必以女戎勝晉。其若之何。里克曰。何如。史蘇曰。昔夏桀伐有施。有施人以妹喜女焉。妹喜有寵。於是乎與伊尹比而亡夏。殷辛伐有蘇。有蘇氏以妲己女焉。妲己有寵。於是乎與膠鬲比而亡殷。周幽王伐有褒。有褒人以褒姒女

戎に勝たば、戎もまた必ず女戎を以て晉に勝たん。それこれを若何せん」と。里克曰く、「何如。」史蘇曰く、「むかし夏桀、有施を伐つ。有施の人妹喜を以てこれに女せり。妹喜寵あり。こゝに於てか、伊尹と比して夏を亡せり。殷辛有蘇を伐つ。有蘇氏妲己を以てこれに女せり。妲己寵あり。こゝに於てか、膠鬲と比して殷を亡せり。周の幽王有褒を伐つ。有褒の人褒姒を以てこれに女せり。褒姒寵あり。伯服を生む。こゝに於てか、虢石甫と比して、大子宜咎を逐うて伯服を立つ。大子出でて申に奔る。申人・繒人西戎を召して以て周を伐つ。周こゝに於てか亡びたり。今晉寡徳にして俘女に安んじ、またその寵を增す。三季の王に當つといへども、また可ならずや。かつその兆に云はく、『挾うて以て骨を銜み、齒牙猾を爲す』と。われ驪を伐つを龜にトひしに、往くとき離散して以てわれに應へたり。それかくの若きは賊の兆なり。わが宅にあらざるなり。離るゝこと則ちこれ有らん。その國に跨らずんば、挾ふと謂ふべけんや。その君に得ず

逞而不レ知。胡可レ壅也。公不レ聽。遂伐二驪戎一克レ之。獲二驪姬一以歸。有レ寵。立以爲二夫人一。公飮二大夫酒一。令三司正實レ爵與二史蘇一。曰。飮而無レ肴。夫驪戎之役。女曰二勝而不一レ吉。故賞レ女以レ爵。罰レ女以レ無レ肴。克レ國得レ妃。其有レ吉孰大レ焉。史蘇卒レ爵。再拜稽首曰。兆有レ之。臣不二敢蔽一。蔽二兆之紀一。失二臣

きを以てす。國に克ちて妃を得たり。それ吉(一四)あるいづれかこれより大ならん」と。史蘇爵を卒し(一五)、再拜稽首(一六)して曰く、「兆にこれ有り。臣敢て蔽はず。兆の紀(一七)を蔽うて臣の官を失はゞ、二罪(一八)あり。何を以て君に事へん。大罰(一九)將に及ばんとす。たゞ(二〇)肴なきのみにあらず。そもそも君もまたその吉を樂みてその凶(二一)に備へよ。凶の有るなくば、これに備ふるに何の害あらん。もしそれこれ有らば、これに備ふれば瘳ゆる(二二)を爲さん。臣の不信(二三)は國の福なり。何ぞ敢て罰を憚らん」と。酒を飮みて出づ。

㊀ 西戎の別族にて、今の陝西省なる驪山に在りしもの ㊁ 晉の大夫にて、うらなひをつかさどりしもの ㊂ 龜の甲をやいて、そのわれめによりて判ずるうらなひ。挾は會也、あふ也。骨は人を噬齧する所以をあらはす也。銜は口にふくむ也。齒牙とは兆端の左右がさけて齒牙に似たるをいふ。猾は弄也、もてあそぶ也。骨を銜み齒牙弄をなしとは、讒言の害をなすにかたどれるなり。戎は驪戎をいひ、夏は諸夏にて、晉をさす也。交捽とは、交對の意にて、相交り相對して勝敗なきをいふ。即ち龜兆に一義あり。外は驪戎に象り、内は諸夏即ち晉に象り、その兆端が相會ひ、齒牙交るは、相交對するに似たりと也。全意は、龜兆の縱線の相會ふはさながら骨をふくむに似、その兆端の左右にさけてあるさまは、さながら齒牙の如し。即ち骨を

曲沃に待ちて上卿とするは、二心を挾きたる…ことを未だ知られざるなりと也　〔一〕二心をいだけばと也

〔五〕史蘇の筮と言

獻公卜ㇾ伐二驪戎一。史蘇占ㇾ之。曰。勝而不ㇾ吉。公曰。何謂也。對曰。遇二兆挾以銜ㇾ骨。齒牙爲ㇾ猾。戎夏交捽。交捽是交勝也。臣故云。且懼ㇾ有ㇾ口攜ㇾ民。國移ㇾ心焉。公曰。何口之有。口在二寡人一。寡人弗ㇾ受。誰敢興ㇾ之。對曰。苟可二以攜一。其入也必甘、受

獻公驪戎を伐たんことを卜す。史蘇これを占ひて曰く、「勝ちて吉ならず」と。公曰く、「何の謂ぞや。」對へて曰く、「兆の挾うて以て骨を銜み、齒牙猾を爲し、戎夏交捽するを遇る。交捽はこれこもごも勝つなり。臣故に云へり。かつ口有りて民を攜し、國心を移すを懼る」と。公曰く、「何の口かこれ有らん。口は寡人に在り。寡人受けずんば、たれか敢てこれを興さん。」對へて曰く、「苟も以て攜つべくば、その入るや必ず甘し。受けて逞しとして知らずんば、胡ぞ遜ぐべけんや」と。公聽かず。遂に驪戎を伐つてこれに克ち、驪姫を獲て以て歸る。寵あり。立てゝ以て夫人と爲せり。公大夫に酒を飲ましめ、司正をして、爵に實し史蘇に與へしめて曰く、「飲ませて肴する無かれ。かの驪戎の役に、女『勝ちて吉ならず』と曰へり。故に女を賞するに爵を以てし、女を罰するに肴な

生之族也。故壹事レ之。唯其所レ在。則致レ死焉。報レ生以レ死。報レ賜以レ力。人之道也。臣敢以二私利一廢二人之道一。君何以訓矣。且君知三成之從一也。未レ知三其待二於曲沃一也。從レ君而貳。君焉用レ之。遂鬪而死。

君に從ひて貳せば、君いづくんぞこれを用ひん」と。(一八)遂に鬪ひて死せり。(一九)

(一) 晉國の物語といふ意。晉は姬姓の國にて、周の成王の母弟なる叔虞の封ぜられし地 (二) 曲沃の桓叔の孫にして嚴伯の子、名は稱。翼は、武公の本家の都にて、今の山西省にありしなり (三) 晉の昭侯の孫にして鄂侯の子、名は光。これよりさき、昭公國を分ちて叔父なる桓叔を封じて曲沃の伯となせり。曲沃は盛強にして昭侯は微弱なり。後六年晉の潘父昭公を弑して桓叔を納れんとして克たず。晉人、昭侯の子なる孝侯を立つ。嚴伯孝侯を弑す。翼人その弟鄂侯を立つ、鄂侯哀侯を生む。魯の桓公の三年に、曲沃の武公翼を伐ちて哀公を弑す。後つひに翼侯の子孫を滅してこれを兼ぬ。魯の嚴公の十六年、王虢公をして武公に命じて、晉侯とならしむ。遂に晉の祖となる。欒共子は、晉の哀侯の大夫なる共叔成をいふ。これよりさき桓叔曲沃の伯となり、共子の父なる欒賓これに傅たり。故に欒共子が哀侯に殉ぜんとせしを止めて死せざらしめんとせしなり (四) 子を連れての意 (五) 諸侯の上卿は天子より命ぜらるゝものなるが故にしかいふ (六) 欒共子の名 (七) 君と父と師との三によりてこの世に生存し得るものなりと也 (八) 故に同一なりと也 (九) 祿を下附せらるゝをいふ (一〇) われを生みしものにて父をいふ。族は同類の意。即ち、父によりてこの世に生ずれども、師によりて敎へられ、君によりて食はれざれば、人となるを得ざるが故に、その恩は父と同類なりと也 (一一) これにつかふること同一にしてと也 (一二) その身、君父に事ふるときは、君父の爲に死を致してつくし、師に事ふるときは、師の爲にしかすと也 (一三) この世に生存せしめたる君父師をいふ (一四) 惠也 (一五) 勤勞也 (一六) 死すべき正しき道をのがれて、利に迷ひて上卿となるをいふ。君何を以て訓へんとは、臣民に對して、忠をせよと訓ふるによしなしと也 (一七) 君は武公。その意は、君が、成の將にその君の爲に死して臣たるものゝ道をなさんとするをのみ知りて臣の死を止めらるれども、成が死せずして、君を

武公伐翼殺哀侯。止欒共子曰。苟無死。吾以子見天子、令子爲上卿、制晉國之政。辭曰。成聞之、民生於三。事之如一。父生之。師教之。君食之。非父不生。非食不長。非教不知。

卷第七

晉語一

武公翼を伐つて哀侯を殺し、欒共子を止めて曰く、「苟も死する無かれ。われ子を以て天子に見え、子をして上卿と爲り、晉國の政を制せしめん」と。辭して曰く、「成これを聞く、『民は三に生ず。これに事ふる一の如し』と。父これを生み、師これを敎へ、君これを食ふ。父にあらずんば生れず、食にあらずんば長せず、敎にあらずんば知らず。生の族なり。故に壹にこれに事へて、たゞその在るところにして則ち死を致すなり。生に報ゆるに死を以てし、賜に報ゆるに力を以てするは、人の道なり。臣敢て私利を以て人の道を廢せば、君何を以て訓へん。かつ君、成の從ふところを知りて、未だその曲沃に待つを知らざるなり。

刃。朝服以濟
河、而無怵惕、
焉。文事勝矣。
是故大國慚
愧。小國附協。
唯能用管夷
吾甯戚隰朋
賓胥無鮑叔
牙之屬、而伯
功立。

は箙にて、おきて使用せざる也 二二 刀と劒と矛と戟と矢。隰は藏也、をさむる也 二三 朝に出づるときに著る服にて、兵服ならざるをいふ。河は黃河 二四 おそれおそるゝこと。その意は、齊國の政教が大に張りて、三革・五刃の必要なきにいたり、武裝せずして西に行き黃河をわたりて晉の亂を平ぐるにあたりても、少しもおそるゝことなきに至れりと也 二五 文事上の政治が立派に功ををさめたりと也。勝は舉なり 二六 大國は齊の政治の見事なるにはぢ、小國はこれに服從して協力するに至り、世はよく治れりと也 二七 五子は、みな齊の卿大夫。伯功とは霸者の事業なり。その意は、かく桓公が世を立派に治めしは、この五人の卿大夫の人々をよく用ひて、かゝる立派なる霸者としての事業を立てたるなりと也

使輕其幣而重其禮。故天下諸侯。罷馬以爲幣。縷纂以爲奉。鹿皮四个。諸侯之使。垂櫜而入。稛載而歸。故拘之以利。結之以信。示之以武。故天下小國諸侯。既許桓公。莫之敢背。就其利。而信其仁。畏其武。桓公知天下諸侯多與己也。故又大施忠焉。可爲動者爲之

む。故に天下の諸侯、罷馬(一)以て幣となし、縷纂以て奉となし、鹿皮四个(三)のみ。諸侯の使(四)櫜を垂れて入り、稛載(五)して歸る。故にこれを拘ふるに利を以てし、これを結ぶに信を以てし、これに示すに武を以てせり。故に天下小國の諸侯、既に桓公に許してこれに敢て背くなく、その利に就いてその仁を信じ、その武を畏れたり。桓公(六)、天下の諸侯多くおのれに與ふを知るや、故にまた大に忠を施せり。爲に動くべきものはこれが爲に動き(七)、爲に謀るべきものはこれが爲に謀れり(八)。譚(一〇)・遂(九)に軍して有たず、諸侯寛(一一)と稱せり。齊國の魚鹽を東萊(一二)より通じ、關市(一三)をして幾して征せざらしめて、以て諸侯の利と爲す、諸侯廣(一四)と稱せり。葵茲(一五)・晏負・夏領・釜丘に築いて、以て戎翟の地を禦げり、暴を諸侯に禁ずる所以なり(一六)。五鹿・中牟・蓋與・牡丘に築いて、以て諸夏(一八)の地を衞るは、權を中國(一九)に示す所以なり(一七)。敎大に成りて、三革(二一)を定め五刃(二二)を隱め、朝服(二三)して以て河を濟りて怵惕なし。文事勝れ(二〇)り。この故に、大國(二六)は慙愧し、小國は附協す。たゞよく管(二七)夷吾(二四)・寗戚・隰朋(二五)・賓胥

余敢承（四）天子之命曰（三）爾無下拜。恐隕越於下、以爲天子羞。遂下拜。升受。命賞服。大路龍旂九旒、渠門赤旂。諸侯稱順焉。桓公憂天下諸侯。魯有夫人慶父之亂。二君殺死。國絶無嗣。桓公聞之。使高子存之。翟人攻邢。桓公築夷儀以封之。男女不淫。牛馬選具。翟人攻

牛馬選具（二三）せり。翟人衞を攻む。衞人出でて曹に廬す（二四）。桓公楚丘に城きて（二五）以てこれを封ぜり。その畜散（二六）じて育ふなかりしかば、桓公これに繫馬（二七）三百を與ふ。天下の諸侯仁と稱せり。こゝに於て、天下の諸侯桓公のおのが爲に（二八）動くを知るなり。この故に、諸侯これに歸すること、譬へば市人（二九）の若し。

(一) 魯の僖公の九年に行はれし會盟。葵丘は今の河南省にあり　(二) 周の襄王。宰孔は、大宰の周公。胙は祭に供へし肉　(三) 天子の自稱　(四) 文武は周の文王と武王。事は祭也。即ち余文王武王の祭をなせりと也　(五) 身をひくゝして王事に骨折りつとむる意　(六) 天子が異姓なる王官の牧伯を稱するに用ふ。桓公は、姫姓ならざるが故にしかいふ也。下拜とは、臣が君に對して執る禮にて、賜を受くるとき、堂を下りて拜するをいふ　(七) 君たるものが、君としての禮を保つを得ず、臣たるものが、臣としての禮を保つを得ずば、亂これより生ず。故に守るべき禮は守らざるべからずと也　(八) 恐懼して出でてと也。咨は宰孔也　(九) 天子の威力といふ意。顏は、わが顏といふ意にて、桓公の顏也。違は遠也。咫は八寸、尺は一尺。その意は、堂を下らずして賜を拜しては、天威あまりに近くして恐多しと也　(一〇) 小白なる余といふ意　(一一) その不遜の擧動のために、己が身は、天の怒をうけて低きところに失墜してと也。隕は墜也、おつる也。越は失也、これまでの位地を失ふをいふ也　(一二) その結果、天子にまで恥辱を及ぼすにいたらんをおそると也　(一三) 遂に、禮どほりに堂を下りて拜し、更に堂に升りて賜をうけたりと也　(一四) 王命によりて賞として賜りし服の意。大路とは、諸侯が朝服をきて乘る車。龍旂九旒とは、九つのはたあ

六。乘車之會三。諸侯甲不解纍。兵不解翳。弢無弓。服無矢。隱武事。行文道。帥諸侯而朝天子。

葵丘之會。天子使宰孔致胙於桓公。曰。余一人之命。有事文武。使孔致胙。且有後命。曰。以爾自卑勞。實謂爾伯舅無下拜。桓公召管子而謀。管子對曰。爲君不君。爲臣不臣。亂之本也。桓公懼。出見客曰。天威不違顏咫尺。小白

葵丘の會に、天子宰孔をして胙を桓公に致さしめて曰く、「余一人命ず。文武に事あり。孔をして胙を致さしむ」と。かつ後命あり。曰く、「爾みづから卑勞するを以て、實に爾伯舅下拜する無かれと謂ふ」と。桓公管子を召して謀る。管子對へて曰く、「君と爲りて君たらず、臣と爲りて臣たらざるは、亂の本なり」と。桓公懼れ出でて客を見て曰く、「天威顏を違らざること咫尺なり。小白余敢て天子の命じて、『爾下拜する無かれ』と曰ふを承けば、恐らくは下に隕越して、以て天子の羞を爲さん」と。遂に下りて拜し升りて受く。命賞の服は、大路・龍旂九旒・渠門・赤旂なり。諸侯順と稱せり。桓公天下の諸侯を覆ふ。魯に夫人・慶父の亂あり。二君殺死し、國絶えて嗣なし。桓公これを聞き、高子をしてこれを存せしむ。翟人刑を攻む。桓公夷儀に築いて以てこれを封ず。男女淫せられず、

海濱諸侯莫不來服。與諸侯飾牲爲載。以約誓於上下庶神。與諸侯勠力同心。西征攘白翟之地。至於西河。方舟設泭。乘桴濟河。至於石抗。縣車束馬。踰大行與辟耳之谿拘夏。西服沵沙西吳。南城周。反胙於絳。嶽濱諸侯。莫不來服。而大朝諸侯於陽穀。兵車之屬

侯、甲、櫜(二五)を解かず、兵、翳(二六)を解かず、弢(二七)に弓なく、服に矢なかりき。武事を隠して文道を行ひ、諸侯を帥ゐて天子(二八)に朝せり。

(一) かはにてよろひし兵車 (二) 従へ服する也 (三) 川の名。濟は渡也 (四) 楚の北方の要塞の名 (五) 楚の山名 (六) 今の湖南・湖北・廣西・貴州一帶にわたれる地 (七) 鮮卑にて北狄の一種族 (八) 國名。荊は擊也 (九) 國名。靳は伐の意 (一〇) 支那の北方の海濱に國せる諸侯 (一一) 盟約に用ふる牛羊豚のいけにへを陳ぬるなり。飾は陳也。載は盟約の書也 (一二) 多くの神 (一三) 赤翟の別種族 (一四) いかだの大なるもの (一五) いかだの小なるもの。石抗は晉の地名 (一六) 車をかぎにかけてひきあげ、馬を束ねくゝる也。即ち下に述べたる土地は嶮岨なる故かくしてこえしをいふ (一七) 大行・辟耳は山名。拘夏は辟耳山中の谷名 (一八) 二國の名。沵は流の古字 (一九) 曩に周の襄王の庶弟なる子帶が亂をおこし、戎とともに襄王を伐ち、その東門を焚きしかどもかたざりき。齊の桓公、仲孫湫をして諸侯を召して周をまもらしめ、のち王城を城きて王に奉りしをいふ (二〇) 位也。絳は晉の都。反は復也。その故は、これよりさき晉の獻公卒し、奚齊・卓子死せり。國絶えて嗣なく、魯侯その胙位を失へり。桓公、諸侯をひきゐて晉を討ち、高梁に至り隰朋をして師をひきゐて公子夷吾を立てゝこれを絳にかへせり。これを晉の惠公となすなり (二一) 北嶽即ち恒山附近の諸侯也。恒山は今の山西省にあり (二二) 地名 (二三) 屬は會也。兵車の屬とは兵車を帥ゐての會盟にて魯の莊公の十三年に北杏に會し、十四年に鄄に會し、十五年にまた鄄に會し、魯の僖公元年に檉に會し、十三年に鹹に會し、十六に淮に會せし六回の會盟をいふ (二四) 兵を帥ゐざる會盟にて、魯の僖公の三年に陽穀に會し、五年に首止に會し、九年に葵丘に會せし三回の會盟をいふ (二五) 櫜はよろひ櫃 (二六) 翳は武器をいるゝ袋 (二七) 韜に同じ、弓をいるゝ袋。服は矢をいるゝもの、えびら (二八) 周の天子

環山於レ有レ牢。四鄰大親。既反二侵地一。正二封疆一。地南至二於䧙陰一。西至二於濟一。北至二於河一。東至二於紀酅一。

有二革車八百乘一。擇二天下之甚淫亂者一。而先征之。即レ位數年。東南多有二淫亂者一。萊莒徐夷吳越。一戰帥二服三十一國一。遂南征伐レ楚。濟レ汝。踰二方城一。望二汶山一。使レ貢二絲於周一而反。荊州諸侯。莫レ不二來服一。遂北伐二山戎一。刜二令支一。斬二孤竹一。而南歸。

革車八百乘あり。天下の甚だ淫亂なるものを擇んで、まづこれを征せんとす。位に即いて數年、東南多く淫亂なるものあり。萊・莒・徐夷・吳・越なり。一戰して三十一國を帥服し、遂に南征して楚を伐ち、汝を濟り、方城を踰え、汶山を望み、絲を周に貢せしめて反る。荊州の諸侯來服せざるなし。遂に北のかた山戎を伐ち、令支を刜ち、孤竹を斬つて南に歸る。海濱の諸侯來服せざるなし。諸侯と牲を飾り載を爲り、以て上下の庶神に約誓せり。諸侯と力を勠せ心を同じうし、西征して、白狄の地を攘け、西河に至り、舟を方べ泭を設け、桴に乘りて河を濟り、石抗に至り、車を縣け馬を束ね、大行と辟耳の谿の拘夏とを踰え、西のかた流沙・西吳を服し、南のかた周に城き、胙を絳に反せり。嶽濱の諸侯來服せざるなし。而して大に諸侯を陽穀に朝せしむ。兵車の屬六、乘車の會三なり。諸

爲レ主。反二其侵地堂潛一。使二海於レ有レ蔽。渠弭於レ有レ渚。環山於レ有レ牢。桓公曰。吾欲二西伐一何主。管子對曰。以レ衞爲レ主。反二其侵地臺原姑與漆里一。使二海於レ有レ蔽。渠弭於レ有レ渚。環山於レ有レ牢。桓公曰。吾欲二北伐一。何主。管子對曰。以レ燕爲レ主。反二其侵地柴夫吠狗一。使二海於レ有レ蔽渠弭於レ有レ渚。

に於てし、環山（五）は牢あるに於てせしめよ。」桓公曰く、「われ西伐せんと欲す。いづれを主とせん。」管子對へて曰く、「衞を以て主と爲して、その侵地の臺・原・姑與・漆里を反せ。海は蔽あるに於てし、渠弭は渚あるに於てし、環山は牢あるに於てせしめよ。」桓公曰く、「われ北伐せんと欲す。いづれを主とせん。」管子對へて曰く、「燕を以て主と爲して、その侵地なる柴夫・吠狗を反せ。海は蔽あるに於てし、渠弭は渚あるに於てし、環山は牢あるに於てせしめよ」と。四鄰大に親む。既に侵地を反し、封疆を正し、地南は䬢陰（六）に至り、西は濟（七）に至り、北は河に至り、東は紀（八）・酅に至る。

（一）いづれの國を主人、即ち軍隊の根據地として軍用に供せしめんと也　（二）もと魯の二邑の名　（三）その魯の地の海濱に陣どるには、おほひかこまれたる所に於てしと也。蔽はおほはれてたよるべきところ　（四）裨海即ち小海にて、湖沼の如きをいふ。渚は水中の人の居るべきところ　（五）山を以てめぐらされたる地。牢は牛羊豚。陣取るには、籠城すべきにより、牛羊豚のある地を擇べば、食物の供給に不足を感ずることなければなり　（六）齊の南境の地名　（七）川の名。河は黄河　（八）齊の二邑の名にて、もと紀侯の有せし地。共に今の山東省にあり

其淫亂者而先征之。桓公問曰、夫軍令則寄諸内政矣。齊國寡甲兵、爲之若何。管子對曰、輕過而移諸甲兵。桓公曰、爲之若何。管子對曰、制重罪贖以犀甲一戟、輕罪贖以鞼盾一戟、小罪讁以金分。宥閒罪。索訟者三禁而不可上下、坐成以束矢。美金以鑄劍戟、試諸狗馬、惡金以鑄鉏夷斤欘、試諸壤土。甲兵大足。

疆も場も境界の意にて、疆はその大なるもの、場はその小なるもの。（五）比は近也（六）反は返也、かへす也（七）封の義、土を積んで塀をつくるを封といふ（八）幣帛より資財を受取ることなくなり（九）獸皮を幣用となり。即ち皮幣の如き贈物を厚く諸侯になしての意（一〇）幣を厚うして聘覲をなすこと。游士は、大夫が使命を奉じ一國國に赴きて訪問すること（一一）遊説の士にて、國のためにみだりに諸國をへめぐりて説きあるく者。奉するとは、招聘する也（一二）よび招くこと（一三）人のもてあそびて愛し好むもの。即ち珍物玩好をうりて、その國の經約にしてひきしまれるか否かを觀察する也（一四）よろひや武器（一五）その刑罰を輕くして、これを兵器を以てあがなはしむるをいふ（一六）命を救して也（一七）犀の皮にて作りたるよろひ。戟は、車の上にたてるほこ也（一八）革に飾りを以て彩繪を施したるたて（一九）未だ五刑に入らざる罪。金分は今の罰金刑也。金を以て分兩の差をたいて罰するより金分といふ也（二〇）刑罰の疑はしきもの（二一）三日間禁錮して、その原告被告の事を明にして判斷すること。上下すべからずと云ふ判決を變更するとなしとの意（二二）坐は所罪也、判決の決定すること（二三）原告被告に證を納く料としておの／＼十二本づゝの矢をさめしむる也。束矢は十二矢也（二四）鉏はすき。欘はすきの一種にて草をとるもの。斤は鋤に似て、その小なるもの。欘は鉏の一種にて、土を堀りおこすもの

桓公曰、吾欲南伐、何主。管子對曰、以魯

桓公曰く、「われ南伐せんと欲す。（二）いづれを主とせん。」管子對へて曰く、「魯を以て主と爲して、その優地の堂・（三）潛を反せ。（三）海は蔽あるに於てし、（四）渠弭は渚ある

公曰。若何。管子對曰。審ニ吾疆場一而反ニ其侵地一。正ニ其封疆一。無レ受ニ其資一。而重爲ニ之皮幣一。以驟聘ニ覜於諸侯一。以安ニ四鄰一。則四鄰之國親レ我矣。爲ニ游士八十人一。奉レ之以ニ車馬衣裘一。多ニ其資幣一。使レ周ニ游於四方一。以號ニ召天下之賢士一。皮幣玩好。使ニ人鬻ニ之四方一。以監ニ其上下之所レ好。擇ニ

んぜば、則ち四鄰の國われを親まん。游士(八)八十人を爲して、これに奉ずるに車馬衣裘を以てし、その資幣を多くし、四方に周游せしめて以て天下の賢士を號召(九)し、皮幣玩好(一〇)、人をしてこれを四方に鬻がしめて、以てその上下の好むところを監、その淫亂なるものを擇んで、まづこれを征せよ。」桓公問うて曰く、「それ軍令は則ちこれを內政に寄せたり。齊國甲兵(一一)寡し。これを爲る若何。」管子對へて曰く、「過(一二)を輕くしてこれを甲兵に移せ。」桓公曰く、「これを爲す若何。」管子對へて曰く、「制(一三)して、重罪は贖ふに犀甲(一四)一戟を以てし、輕罪は贖ふに鞼盾(一五)一戟を以てし、小罪(一六)は謫むるに金分を以てし、閒罪(一七)を宥し、訟を索むるものは、三禁(一八)して上下すべからずとし、坐成(一九)れば束矢(二〇)を以てせしむ。美金は、以て劍戟を鑄てこれを狗馬に試み、惡金は、以て鉏夷斤欘(二一)を鑄てこれを壤土に試むべし」と。甲兵大に足れり。

(一) 內政とゝのひたる故に、これより諸侯を統一し、霸業をなさんとすと也 (二) わが齊の國境を明にしての意、

之蔽賢。其罪五。有司已於事而竣。桓公又問焉曰、於子之屬、有不慈孝於父母。不長弟於鄉里、驕躁淫暴。不用上令者、有則以告。有而不以告、謂之下比。其罪五。有司已於事而竣。五屬大夫於是退而修屬。屬退而修縣。縣退而修鄉。鄉退而修卒。卒退而修邑。邑退而修家。是故匹夫有善。可得而舉也。匹夫有不善。可得而誅也。政既成。以守則固。以征則彊。

(一)責也　(二)平等に公平なりの意　(三)かくして上は五屬の大夫より下は邑卒に至るまで、部下の政治につとめしが故に、みなよくその結果を收め得て、匹夫も善良なる行あれば、擧げ用ゐるを得べく、不善の行あれば、誅するを得るにいたれりと也　(四)五屬に對する政治が既に完整して、これを以て國を守れば則ち固く、これを以て敵を征伐すれば強き狀態となれりと也。彊は強に同じ。

桓公曰、吾欲從事於諸侯。其可乎。管子對曰、未可。鄰國未吾親也。君若欲從事於天下諸侯、則親鄰國。桓

桓公曰く、「われ(一)諸侯に從事せんと欲す。それ可ならんか」と。管子對へて曰く、「未だ可ならず。鄰國未だわれを親まざるなり。君もし天下の諸侯に從事せんと欲せば、則ち鄰國を親め」と。桓公曰く、「若何」と。管子對へて曰く、「わが疆(二)場を審かにして、その侵地を反(三)し、その封(四)疆を正し、その資(五)を受くるなくして、重くこれが皮(六)幣を爲して、以てしばしば諸侯に聘(七)覜し、以て四隣を安

則政不レ治。一再則宥。三則不レ赦。桓公又親問レ焉曰。於二子之屬一。有下居處爲レ義好レ學。慈二孝於父母一。聰慧質仁。發二聞於鄕里一者上。有則以告。有而不二以告一。謂二之蔽レ明一。其罪五。有司已二於事一而竣。桓公又問レ焉曰。於二子之屬一。有下拳勇股肱之力。秀二出於衆一者上。有則以告。有而不二以告一。謂二

仁にして、鄕里に發聞せるもの有りや。有らば則ち以て告げよ。有りて以て告げざる、これを明を蔽ふと謂ふ。その罪五あり」と。有司事を已へて竣く。桓公また焉に問うて曰く、「子の屬に於て、拳勇股肱の力衆に秀出するもの有りや。有らば則ち以て告げよ。有りて以て告げざる、これを賢を蔽ふと謂ふ。その罪五あり」と。有司事を已へて竣く。桓公また焉に問うて曰く、「子の屬に於て、父母に慈孝ならず、鄕里に長弟ならず、驕躁淫暴にして、上令を用ひざるもの有りや。有らば則ち以て告げよ。有りて以て告げざる、これを下比すと謂ふ。その罪五あり」と。有司事を已へて竣く。五屬の大夫こゝに於て退いて屬を脩め、屬は退いて縣を脩め、縣は退いて鄕を脩め、鄕は退いて卒を脩め、卒は退いて邑を脩め、邑は退いて家を脩む。(三)この故に、匹夫も善あれば得て擧ぐべく、匹夫も不善あれば得て誅すべし。政(四)既に成りて、以て守れば則ち固く、以て征すれば則ち彊かりき。

桓公曰。伍鄙若何。管子對曰。相レ地而衰レ征。則民不レ移。政不レ旅レ舊。則民不レ偸。山澤各致二其時一。則民不レ苟。陸阜陵墐井田疇均。則民不レ憾。無レ奪二民時一。則百姓富。犧牲不レ略。則牛羊遂。桓公曰。定二民之居一若何。管子對曰。制レ鄙。三十家爲レ邑。邑有レ司。十邑爲レ卒。卒有二卒帥一。十卒爲レ

桓公曰く、「伍鄙若何」(一)と。管子對へて曰く、「地を相て征を衰すれば、(二)則ち民移らず。政 舊を旅とせざれば、(三)則ち民偸せず。山澤おのおのその時を致せば、(四)則ち民苟せず。陸阜陵墐井田疇均なれば、(五)則ち民憾みず。民の時を奪ふなければ、則ち百姓富む。犧牲略せざれば、(六)則ち牛羊遂ぐ」と。桓公曰く、「民の居を定むる若何」と。管子對へて曰く、「鄙を制する、(七)三十家を邑と爲す。邑に司あり。十邑を卒と爲す。卒に卒帥あり。十卒を鄕と爲す。鄕に鄕帥あり。三鄕を縣と爲す。縣に縣帥あり。十縣を屬と爲す。屬に大夫あり。五屬は、故に五大夫を立て、おのおの一屬を治めしめ、五正を立て(八)、おのおの一屬を聽かしむ。この故に、正の政は屬を聽き、牧(九)の政は縣を聽き、下(一〇)の政は鄕を聽く」と。桓公曰く、「おのおの爾(一一)の所を保治して、淫怠して治を聽かざるもの或る無かれ」と。

(一) 伍は五なり。鄙は郊以外の地。前にその國を參にして其鄙を伍にしとあるより、伍鄙といふ。內政すでにとゝのひたるにより、進んで伍鄙の政治を問へるなり (二) 相は視也。征は租稅。衰すとは、差等をつくる也 (三) 政

桓公令二官長一期而書レ伐。以告且選。選二其官之賢者一。而復レ用之曰。有レ人居二我官一。有レ功。休德惟愼。端慤以待レ時。使二民以勸一。綏二謗言一。足三以補二官之不善政一。桓公召而與レ之語。訾二相其質一。足三以比二成事一。誠可二立而授一レ之。設レ之以二國家之患一而不レ疚。退問二其鄕一。以觀二其所レ能。而無二大厲一。

桓公、官長をして期にして伐を書し、以て告げかつ選ばしむ。その官の賢者を選んで、これを復して曰く、「人有り。わが官に居て功あり。休德これ愼み、端慤にして以て時を待ち、民をして以て勸ましめ、謗言を綏め、以て官の不善政を補ふに足る」と。桓公召してこれと語りて、その質を訾り相るに、以て事を比け成すに足り、誠に立てゝこれに授くべく、これに設くるに國家の患を以てして疚しからず。退いてその鄕に問ひ、以てその能するところを觀て大厲なくんば、升せて以て上卿の贊となす、これを三選と謂ふ。國子・高子は、退いて鄕を修め、鄕は退いて連を修め、連は退いて里を修め、里は退いて軌を修め、軌は退いて伍を修め、伍は退いて家を修む。この故に、匹夫も善有れば得て擧ぐべし。匹夫も不善有れば得て誅すべし。政既に成りて、鄕は長を越えず、朝は爵を越えず、罷士伍なく、罷女家なし。それこの故に、民みな勉めて善を爲す。その善を鄕に爲さんよりは、善を里に爲さんに如かず。その善を里に爲さ

告。有而不以告。謂之蔽明。其罪五。有司已於事而竣。桓公又問焉曰。於子之鄕、有拳勇股肱之力秀出於衆者。有則以告。有而不以告。謂之蔽賢。其罪五。有司已於事而竣。桓公又問焉曰。於子之鄕。有不慈孝於父母。不長弟於鄕里。驕躁淫暴。不用上令者。有則以告。有而不以告。謂之下比。其罪五。有司已於事而竣。是故鄕長退而修德進賢。桓公親見之。遂使役官。

りて以て告げざる、これを賢を蔽ふと謂ふ。その罪五なり」と。有司事を已へて竣けり。桓公またこれに問ひて曰く、「子の鄕に於て、父母に慈孝ならず、鄕里に長弟ならず、(九)驕躁淫暴(一〇)にして、上令(一一)を用ひざるもの有りや。有らば則ち以て告げよ。有りて以て告げざる、これを下比(一二)すといふ。その罪五なり」と。有司事を已へて竣けり。この故に、鄕長退いて德を修め賢を進むれば、桓公親らこれを見て、遂に官を役さしめたり。(一三)

(一) 正月の朝日に行はる、朝見なり (二) その鄕の政治也 (三) 不常といふ義 (四) 物事の道理のさとりにぶきこと。蔽は隠蔽也 (五) 知れわたること (六) 王の聰明の德をおほひかくす意にて、王の德をきずつくるをいふ (七) 五刑のいづれかによりて罰せらるると也 (八) 四肢の力の強くして大勇あるものをいふ。拳は大勇也。すねのもゝを股といふ、肱はひぢ也 (九) 長上と幼とに對する道を知らずと也 (一〇) 心強くしておごりたかぶり、我がまゝ勝手をなすをいふ (一一) 君長の命令也 (一二) 下のもの、仲間となりて、君長に抵抗するをいふ。比は阿黨なり、仲間となりておもねるをいふ (一三) 拔擢して、官を授けて使用するをいふ

旅。秋以獮治兵。是故卒伍整二於里一。軍旅整二於郊一。內敎既成。令レ勿レ使二遷徙一。伍之人。祭祀同レ福。死喪同レ恤。禍災共レ之。人與レ人相疇。家與レ家相疇。世同居。少同游。故夜戰。聲相聞。足二以不一レ乖。晝戰。目相視。足二以相識一。其歡欣足二以相死一。居同レ樂。行同レ和。死同レ哀。是故守則同固。戰則同彊。君有二此士也三萬人一。以方二行於天下一。以誅二無道一。以屛二周室一。天下大國之君。莫二之能禦一也。

そむかざるに至りと也　(一八) この段脱誤あるべし。まさに「その歡欣は以て相樂むに足り、その禍難は以て相死するに足る」と作るべし。即ちその同組合のものは、よろこびごとあるときは互に相樂み、わざはひや難儀のあるときは、互に身をすてゝ相救ふに至るといふ意　(一九) 「管子曰く」をいれて見るべし。君は桓公をさす　(二〇) 横行の誤なるべし。はしいまゝに四方をありく意　(二一) 藩屛となりてその朝廷をまもらばと也　(二二) 當也

正月之朝。鄕長復レ事。君親問レ焉曰。於二子之鄕一。有下居處好レ學。慈二孝於父母一。聰慧質仁。發二聞於鄕里一者上。有則以

(一)正月の朝に、鄕長(二)事を復す。君親らこれに問ひて曰く、「子の鄕に於て、(三)居處學を好み、父母に慈孝に、(四)聰慧質仁にして、鄕里に(五)發聞せるもの有りや。有らば則ち以て告げよ、有りて以て告げざる、これを(六)明を蔽ふと謂ふ。その(七)罪五なり」と。有司事を已へて竣けり。桓公まにこれに問ひて曰く、「子の鄕に於て、(八)拳勇股肱の力の、衆に秀出せるものありや。有らば則ち以て告げよ。有

以爲軍令。五家爲軌。故五人爲伍。軌長帥之。十軌爲里。故五十人爲小戎。里有司帥之。四里爲連。故二百人爲卒。連長帥之。十連爲鄕。故二千人爲旅。鄕良人帥之。五鄕一帥。故萬人爲一軍。五鄕之帥帥之。三軍。故有中軍之鼓。有國子之鼓。有高子之鼓。春以蒐振旅

り。故に夜戰は聲(一七)相聞えて以て乖かざるに足り、晝戰は目相視て以て相識るに足り、その歡欣(一八)は以て相死するに足り、居は樂を同じうし、行は和を同じうし、死すれば哀を同じうせり。この故に、守れば則ち同じく固く、戰へば則ち同じく強し。「君(一九)この士三萬人を有し、以て天下に方行(二〇)し、以て無道を誅し、以て周室に屏(二一)たらば、天下の大國の君これによく禦る(二二)なからん」と。

(一) 周制には五人を伍となし、百人を卒となすといふ意よりして、軍隊をいふ (二) よあひや昏 (三) 卒伍と甲兵とをいふ (四) 事は兵事。令は命令なり。即ち、特に軍事上の命令を明かにしてにあらはさず、これを内政にふくめて、外交的軍備をなさざる様になして見すべしと也 (五) 內政なり。內政に軍令を託して、きはだゝぬ様にすべしと也 (六) 鄕に鄕大夫をおきてこれをすべしめ、且つ軍令を掌らしむと也 (七) 家に則れば軌となり、兵として出づれば伍となる、これいはゆる政に寄する證なり (八) 戎は兵車、里有司これに乘り、五十人を帥ゐる故、一里より出だせる人數をしかいへる也 (九) 以上十五の鄕を合せて中左右の三軍を編制する也。故にその中軍は公、左軍は國子、右軍は高子各これを帥ゐて、鼓をならして司令することゝなせりと也 (一〇) 蒐は春の狩。振は整也。旅は衆也、士卒也 (一一) 獮は秋の狩。治兵とは、兵士を訓練するをいふ (一二) 國內の政治也 (一三) うつる也。住民の居處に移動することなからしめしをいふ (一四) 軌の住民也 (一五) 互に協力してことをなす意 (一六) 同じき土地に住む故 (一七) かく親密になれるが故に、いかに暗くても、友の相たすくる聲が聞えて、十分に相互に

之器。小國諸侯。有守禦之備。則難以速得志矣。君若欲速得志於天下諸侯。則事可以隱令。可以寄政。桓公曰。爲之若何。管子對曰。作內政。而寄軍令焉。桓公曰。善。管子於是制國。五家爲軌。軌爲之長。十軌爲里。里有司。四里爲連。連爲之長。十連爲鄕。鄕有良人焉。

爲すこと若何」と。管子對へて曰く、「內政(五)を作して軍令を寄せよ」と。桓公曰く、「善し」と。管子こゝに於て國を制し、五家を軌となし、軌にこれが長を爲し、十軌を里と爲し、里に司あり、四里を連と爲し、連にこれが長を爲し、十連を鄕となし、(六)鄕に良人あり、以て軍令を爲せり。(七)五家を軌となす、故に五人を伍と爲し、軌長これを帥ゐる。十軌を里となす、故に(八)五十人を小戎と爲し、里有司これを帥ゐる。四里を連と爲す、故に二百人を卒となし、連長これを帥ゐる。十連を鄕と爲す、故に二千人を旅と爲し、鄕良人これを帥ゐる。五鄕に一帥あり、故に萬人を一軍と爲し、五鄕の帥これを帥ゐる。三(九)軍なり、故に中軍の鼓あり、國子の鼓あり、高子の鼓あり。春は以て蒐(一〇)して振旅し、秋は以て獮(一一)して治兵せり。この故に、卒伍里に整ひ、軍旅郊に整ひ、(一二)內教既に成りて遷徙(一三)せしむる勿からしめたり。伍(一四)の人は、祭祀に福を同じうし、死喪に恤を同じうし、禍災これを共にし、人は人と相疇ひし、家は家と相疇(一五)ひし、世々同居(一六)し、少より同游せ

國未安。桓公曰、安國若何。管子對曰、修舊法、擇其善者、而業用之。遂滋民、與無財、而敬百姓。則國安矣。桓公曰、諸。遂修舊法、擇其善者、而業用之。遂滋民、與無財、而敬百姓。國既安矣。

(一) ものゝ五郷を始めて左右の軍となすをいふ　(二) 國事を三分する也。事をたつるとはその制度をたつることをいふ　(三) 三郷也、事はすべて國家の政治を行ふもの　(四) 三郷と、上に同じ　(五) 商也。商は市井に居る、故に市といふ　(六) 事を事るものとしての官。三虞とは、三郷の虞官といふ官なり。虞官とは川澤の大小及びその内に産物の生育する所以を度知することを掌るもの。衡は度也、はかる也　(七) 三衡とは三郷の衡官といふ官にて山林のことを掌る官。衡は平也、その數を平にする官　(八) 諸侯に對し職用を行ひてその長となり、不足を計りて統一して四郷に仕へんと欲すと也　(九) 國の祖先なる太公望のたてたる舊法也　(十) はじめ用ふる也　業は創也　(十一) 滋は育也、滋は長也。生長せしむるをいふ也　(十二) 人民の貧乏にして財なきものを恤し救ふ意

桓公曰、國安矣。其可乎。管子對曰、未可。君若正卒伍、修甲兵、則大國亦將正卒伍、修甲兵、則難以速得志矣。君有攻伐

桓公曰く、「國安し。それ可ならんか」と。管子對へて曰く、「未だ可ならず。君もし卒伍を正し、甲兵を脩めば、則ち大國もまた將に卒伍を正し、甲兵を脩めんとせん。(一) 則ち以て速かに志を得難し。君に攻伐の器有らば、(二) 小國の諸侯も守禦の備有らん。則ち以て速かに志を得難し。君もし速かに志を天下の諸侯に得んと欲せば、則ち事以て令を隱すべく、(三) 以て政を寄すべし」と。(四) 桓公曰く、「これを

子對曰。制レ國以爲二二十一鄕一。桓公曰。善。管子於レ是制レ國以爲二二十一鄕一。工商之鄕六。士鄕十五。公帥二五鄕一焉。國子帥二五鄕一焉。高子帥二五鄕一焉。參レ國起レ案。以爲二三官一。臣立二三宰一。工立二三族一。市立二三鄕一。澤立二三虞一。山立二三衡一。桓公曰。吾欲レ從二事於諸侯一。其可乎。管子對曰。未レ可。

鄕となせ」と。桓公曰く、「善し」と。管子こゝに於て、國を制して以て二十一鄕となせり。(一)工商の鄕六、(二)士の鄕十五なり。(三)公五鄕を帥ゐる、(四)國子五鄕を帥ゐる、(五)高子五鄕を帥ゐる、國を參にし、(六)案を起て、以て三官となし、(七)臣に三宰を立て、(八)工に三族を立て、(九)市に三鄕を立て、(一〇)澤に三虞を立て、(一一)山に三衡を立てたり。桓公曰く、「われ諸侯に從事せんと欲す、それ可ならんか。」(一二)管子對へて曰く、「未だ可ならず。國未だ安からず。」桓公曰く、「國を安んずる若何。」管子對へて曰く、「舊法を修め、(一三)その善なるものを擇びてこれを業用し、(一四)民を遂滋し、(一五)財なきに與へて百姓を敬せば、則ち國安し」と。桓公曰く、「諾」と。遂に舊法を修め、(一六)その善なるものを擇んでこれを業用し、民を遂滋し、財なきに與へて百姓を敬して、國既に安かりき。

(一) 國は國都城郭の內なり。こゝに士工商のみ住はせ、農は野外にすむ也。その意は、國都を制定して二十一の鄕となせと也。二十一鄕とは　二千家を一鄕となすが故に凡そ四萬二千家也　(二) 工商おの〳〵三なり。この二者は兵役に從はず　(三) 軍士なり　(四) 五鄕卽ち一萬人にて、中軍といひ、公帥ゐるなり。國子・高子ともに齊の上卿也

軺レ馬。以周二四方一。以二其所一レ有。易二其所一レ無。市レ賤鬻レ貴。旦莫從二事於此一。以飭二其子弟一。相語以レ利。相示以レ賴。相陳以レ知レ賈。少而習焉。其心安焉。不下見二異物一而遷上焉。是故其父兄之教。不レ肅而成。其子弟之學。不レ勞而能。夫是故商之子恆爲レ商。令二夫農羣萃而州處一。察二其四時一。權二節

陳すに賈を知るを以てせり。少よりして習ひて、その心安んじ、異物を見て遷らざりき。この故にその父兄の教肅ならずして成り、その子弟の學勞せずして能くせり。それこの故に、商の子は恆に商たりき。かの農をして、羣萃して州處せしめ、その四時を察し、その用を權節せしめ、耒耜(八)枷芟し、寒に及んで槁(九)を撃ち田を除ひて、以て時耕(一〇)を待ち、耕に及んで深く耕して疾くこれを耰(一一)して、以て時雨を待ち、時雨既に至れば、その槍刈耨鎛(一二)を挾み、以て旦莫に田野に從事し、衣(一三)を脱ぎ功に就き、首に茅蒲(一四)を戴き、身に襏襫(一五)を衣(一六)、體を霑し足に塗り、その髪膚を暴し、その四支(一七)の敏を盡して、以て田野に從事し、少よりして習ひて、その心安んじ、異物を見て遷らざりき。この故にその父兄の教肅ならずして成り、その子弟の學勞せずして能くせり。それこの故に、農の子は恆に農となり、野處して暱(一八)かざりき。その秀民(一九)のよく士となるものは、必ず賴むに足るなり。有司見(二〇)て以て告げざれば、その罪五なり。有司事(二一)を已へて竣けり」と。

夫是故士之子恆爲士。令夫工羣萃而州處、審其四時、辨其功苦、權節其用、論比協材。旦莫從事、施於四方、以飭其子弟、相語以事。相示以巧、相陳以功、少而習焉、其心安焉、不見異物而遷焉。是故其父兄之教、不肅而成、其子弟之學、不勞而能。夫是故工之子恆爲工。

令夫商羣萃而州處、察其四時、而監其鄉之資、以知其市之賈、負任擔何、服牛

市街の地　（一一）羣は聚也。州は聚居也。むらがり集りて部落をつくり居る事　（一二）四時の宜　（一三）良上に貴賤、歌賞を以てつかふる意　（一四）きびしくみどそかならずして　（一五）材質は季の四時の中に於ける関係を明かにしとる也　（一六）その堅きか堅からざるかを辨別するをいふ。功は堅也、かたき也。苦は脆也　（一七）それは使用すべき器具也。權節とは、ほどよくしてとゝのふることを　（一八）比較して調ふること。論は倫理、比はその種類を比較する也　（一九）材料の堅脆を和してほどよくするをいふ。協は和也　（二〇）旦は朝の意、莫は暮の意　（二一）その製作せる器物を四方に使用せらるゝやうにするをいふ　（二二）飭は教也、をしふる也　（二三）相語ぐるに事を以てしとは、その職業に関することを相ひ告ぐる也　（二四）如何にすれば器物の製作を巧妙にすべきかを示す也　（二五）陳は示也。その成功せるものを示してこれを賞すと也

かの商をして、羣萃して州處せしめ、その四時を察してその鄉の資を監、以てその市の賈を知り、負任擔何し、牛に服し馬に軺し、以て四方に周して、その有するところを以てその無きところに易へ、賤に市り貴に鬻り、旦莫にこゝに從事して、以てその子弟を飭へ、相語ぐるに利を以てし、相示すに賴を以てし、相

商ニ若何。管子對曰。昔聖王之處レ士也使レ就ニ閒燕一。處レ工就ニ官府一。處レ商就ニ市井一。處レ農就ニ田野一。令ニ夫士羣萃而州處一。閒燕則父與レ父言レ義。子與レ子言レ孝。其事レ君者言レ敬。其幼者言レ悌。少而習焉。其心安焉。不下見ニ異物一而遷上焉。是故其父兄之教不レ肅而成。其子弟之學不レ勞而能。

てせり。少よりして習ひて、その心安んじ、異物を見て遷らざりき。この故にその父兄の教肅ならずして成り、その子弟の學勞せずして能くせり。それこの故に、工の子は恒に工たりき。

(一) 遠績とは、遠きむかしにのこしたる事績 (二) 叟の古字、老也。即ち老臣の意。合は會也 (三) 比は方也。くらぶる意。校は考合也、民の德行道藝あるものをしらべ考へて、その賢者を官に採用しと也 (四) 數象の法にて、法律制度をいふ。民紀とは、民の紀綱にて、即ち人民ののつとるべきもの (五) 用也。權は平也、たひらか也。規範を用ひて、世の中を平かにをさめ、世の時變に應ずる樣にしと也 (六) 比はその人民の衆寡を比する也。綴は連也、つらぬる也。即ち人民の家を連結する意 (七) 法也、制度也。その意は、人民の衆寡を比較して、町村組合、徵兵等の制度を定むる意 (八) 等也。肇は正也 (九) まとめ正す意 (一〇) 顚は頂也。顚毛とは頭髮をいふ。班は次也。序は列也。班序とは、次第をするをいふ (一一) 經也、のり。人民の頭髮の黑白によりて次第をつけ、長幼をして序あらしめて、以て民を治むる規範となせりとの意也 (一二) 國とは國都にて、郊即ち王城より百里以內の地。鄙とは郊外の地。その國都を三分して三軍となし、その鄙を五分して五屬となせりと也 (一三) おの／＼その職所に居らしめて、其なすべき職業をなさしむとの意也 (一四) 陵は墓地也。終は葬也 (一五) 生・殺・貧・富・貴・賤の六事の政なり。即ち墓地を設けて、人民を葬らしめて、祖先を尊ぶ心をおこさしめ、六柄の政を愼重にしたりと也 (一六) 士農工商也 (一七) 亂也。その言語は混亂し、等差を失ひて、その職業が變更し易しと也 (一八) 道藝を講學するものをば淸くしてしづかなる地におくと也 (一九) 役所に附屬せしめて、役人の監督の下におくこと (二〇) 人民の多く集まる

勸之以賞賜。糾之以刑罰。班序顚毛以爲民紀統。桓公曰。爲之若何。管子對曰。昔者聖王之治天下也。參其國而伍其鄙。定民之居。成民之事。陵爲之終。而愼用其六柄焉。桓公曰。成民之事若何。管子對曰。四民者勿使雜處。雜處則其言哤。其事易。公曰。處士農工

定め、民の事を成し、陵これが終を爲して、愼みてその六柄を用ひたり。」桓公曰く、「民の事を成す若何。」管子對へて曰く、「四民は雜處せしむる勿れ。雜處すれば則ちその言哤れその事易る。」公曰く、「士農工商を處くこと若何。」と。管子對へて曰く、「むかし聖王の士を處くや、閒燕に就かしめ、工を處くや、官府に就かせ、商を處くや、市井に就かせ、農を處くや、田野に就かしめたり。かの士をして、羣萃して州處せしめ、閒燕には、則ち父は父と義を言ひ、子は子と孝を言ひ、その君に事ふるものは敬を言ひ、その幼きものは悌を言ひ、少よりして習ひて、その心安んじ、異物を見て遷らざりき。この故にその父兄の敎、肅ならずして成り、その子弟の學勞せずして能くせり。それこの故に、士の子は恆に士たり。かの工をして、羣萃して州處せしめ、その四時を審かにし、その功苦を辨じ、その用を權節し、論比して材を協け、旦莫に從事して四方に施し、以てその子弟を飭へて、相語ぐるに事を以てし、相示すに巧を以てし、相陳すに功を以

以爲二高位一。田狩畢弋。不レ聽二國政一。卑レ聖侮レ士而唯女是崇。九妃六嬪。陳妾數百。食必粱肉。衣必文繡。戎士凍餒。戎車待二游車之裂一。戎士待二陳妾之餘一。優笑在レ前。賢材在レ後。是以國家不二日引一。不二月長一。恐宗廟之不二埽除一。社稷之不二血食一。敢問爲レ此若何。

ぬ　一三 やぶれそこなはるゝ意。兵車は遊覽車のやぶれそこなはるゝを待ちてこれに充てたる也　一四 殘飯の意。兵士は陳妾の殘飯をくらひて餓をしのげりと也　一五 娼婦俳優をいふ。その意は優笑が愛せられ、時を得て前にあり、賢才が退けられて、時を得ずして後にありと也　一六 申也。發展進歩せざる意　一七 益也　一八 埽は掃に同じ　一九 犧牲の血をすゝめて神を祭ること。その意は、かゝる有樣にては、國勢衰へて、宗廟もあれはて、社稷の神を祭ることだに能はざるにいたらんと也　二〇 治めてよくするには如何せば可ならん

管子對曰。昔吾先王昭王穆王。世法二文武遠績一以成レ名。合二羣叜一比二校民之有レ道者一。設レ象以爲二民紀一。式權以相應。比綴以レ度。竱レ本肇レ末。

管子對へて曰く、「むかしわが先王昭王・穆王、世々文・武の遠績(一)に法りて以て名を成し、羣叜(二)を合せて民の道あるものを比校(三)し、象(四)を設けて以て民紀となし、式(五)ひて權かにして以て相應じ、比綴(六)するに度を以てし(七)、本を竱しく(八)し末を肇しくし、これを勸むるに賞賜を以てし、これを糾むる(九)に刑罰を以てし、顚毛(一〇)を班序して以て民の紀統(一一)となせり」と。桓公曰く、「これを爲す若何せん。」管子對へて曰く、「むかし聖王の天下を治むるや、その國(一二)を參にしてその鄙を伍にし、民の居(一三)を

國危矣。魯公曰若何。鮑伯對曰殺而以其尸授之齊公將殺管仲。齊使者請曰。寡君欲親以爲戮。若不生得以戮於羣臣猶未得請也。請生之。於是魯公使束縛以予齊使。齊使受而以退。比至三釁三浴之。桓公親逆之于郊。而與之坐問焉曰。昔吾先君襄公。築臺

れを生きながらにせん」と。こゝに於て、魯公束縛して以て齊の使に予へしむ。齊の使受けて以て退き、至るところまでにこれを三釁三浴せり。桓公親らこれを郊に逆へて、これと坐して問うて曰く、「むかしわが先君襄公、臺を築いて以て高位をなし、田狩畢弋して國政を聴かず、聖を卑み士を侮りて、たゞ女をこれ崇び、九妃六嬪、陳妾數百、食は必ず粱肉、衣は必ず文繡、戎士は凍餒し、戎車は游車の裂を待ち、戎士は陳妾の餘を待てり。優笑前にあり、賢材後にあり。これを以て國家日に引びず、月に長さゞりき。恐らくは宗廟の掃除せずして、社稷の血食せざらんことを。敢て問ふ、これを爲すこと若何せん」と。

(一一) 魯の莊公なり (一二) 政治上の才能なり (一三) 管仲がゐて政治を行ふところの國はの意 (一四) 生きながらにてもちひゆくこと (一五) 齊國に到着するまでにの意 (一六) 釁浴とは香を身にぬり、湯にて身を浄むること。これを三度せし也 (一七) 近郊也、郊外也。逆は迎也 (一八) 高き臺の上に居て、高ぶりしをいふ (一九) 田は獵なり、獸をかるをいふ。狩は圍み守りて獸をとる也。畢は[illegible]あみ。弋はいぐるみにて、矢に絲をつけ鳥をとらふること。卽ち狩獵 (二〇) たつとび愛する意 (二一) 九妃とは、九人の正夫人也。六嬪とは、六人の女官。陳妾とは列室に[illegible]と。多くのめかけといふ意 (二二) 粱は美穀。肉は鳥獸等の肉、美食なり。文繡とは、あやもやうのある美しきぬひと

伯魯君之謀臣也。夫知二吾將一レ用レ之。必不レ予レ我矣。若レ之何。鮑子對曰。使下人請二諸魯一。曰中寡君有三不令之臣。在二君之國一。欲三以戮二於羣臣一。故請ヒ之。則。予レ我矣。

せんとせるにはあらざるをいふ　一六　魯よりよびかへす意。かくせば、桓公の爲にはかること、公子糾の爲にはかりしが如くなるべしと也　一七　魯の大夫、惠公の孫　一八　主君の命令を奉ぜざる臣　一八　羣臣の見せしめのために誅せんとすとの意

桓公使レ請二諸魯一。如二鮑叔之言一。嚴公以問二施伯一。施伯對曰。此非レ欲レ戮レ之也。欲レ用二其政一也。夫管子天下之才也。所レ在之國則必得二志於天下一。令二彼在一レ齊。則必長爲二魯

桓公これを魯に請はしめ、鮑叔の言の如くせり。（一）嚴公以て施伯に問ふ。施伯對へて曰く、「これこれを戮せんと欲するにあらざるなり。その（二）政を用ひんと欲するなり。かの管子は天下の才なり。（三）在るところの國は、則ち必ず志を天下に得ん。かれをして齊に在らしめば、則ち必ず長く魯國の憂をなさん。」嚴公曰く、「若何せん。」施伯對へて曰く、「殺してその屍を以てこれに授けよ」と。嚴公將に管仲を殺さんとす。齊の使者請ひて曰く、「寡君親ら以て戮をなさんと欲す。もし（四）生得して以て羣臣に戮せずんば、なほ未だ請を得ざるがごときなり。請ふ、こ

治国家不失其柄、弗若也。忠信可結於百姓、弗若也。制禮義可法於四方、弗若也。執枹鼓立於軍門、使百姓加勇焉、弗若也。桓公曰、夫管夷吾射寡人中鉤、是以濱於死。鮑叔對曰、夫爲其君動也。君若宥而反之、夫猶是也。桓公曰、若何。鮑子對曰、請諸魯。桓公曰、施

くの如きなり。」桓公曰く、「若何せん。」鮑子對へて曰く、「これを魯に請へ。」桓公曰く、「施伯は魯君の謀臣なり。かれわが將にこれを用ひんとするを知らば、必ずわれに予へじ。これを若何せん。」鮑子對へて曰く、「人をしてこれを魯に請ひて、寡君の不令の臣の君の國にあるあり、以て群臣に戮せんと欲す、故にこれを請ふ、と曰はしめば、則ちわれに予へん。」

(一) 齊の國の物語の意。齊は周の文王・武王を佐けて殷の紂王を滅したる太公望呂尚の封ぜられし國 (二) 桓公は齊の僖公の子にして、襄公の弟、名は小白。これよりさき、襄公位に立ち、その政常なし。鮑叔牙曰く、亂將に起こらんと。公子小白を奉じて莒に出奔せり。公孫無知、襄公を殺して立つ。管夷吾、召忽は公子糾を奉じて魯に奔る。齊人無知を殺し、公子糾を魯にむかふ。魯の莊公これをかへさず。齊の大夫謀つて、更に小白を莒にむかふ。こゝに於て、魯の莊公は齊を伐ち、公子糾を齊に納れんとす。桓公小白これに先だちて齊にかへりて後の物語なり。鮑叔は齊の大夫、鮑敬叔の子、名は牙。宰は大宰にて、宰相 (三) つまらぬ家来 (四) 濱はことゆること。餒は食なくして餓うること (五) 齊の卿にて、管夷仲の子 (六) 寛は心のひろきなり。惠はめぐみを施して情深きなり。柔は安也 (七) 本なり。國の基礎の意 (八) 民心を收めまとむる意 (九) 制定也 (一〇) 枹は太鼓のばち。鼓は太鼓の如きなりもの (一一) 昔は戰をたてゝ門となす。我軍勢の居る所の意也 (一二) 寡德の人の意にて、諸侯の謙稱 (一三) 革帯をしむるかね、おびどめ (一四) 近也 (一五) おのれの主君なる公子糾のためになしゝにて、個人として桓公を害

桓公自レ莒反二於齊一。使二鮑叔爲一レ宰。辭曰。臣君之庸臣也。君加二惠於臣一。使レ不二凍餒一。則是君之賜也。若必治二國家一者。則非二臣之所一レ能也。若必治二國家一者。則管夷吾乎。臣之所レ不レ若二夷吾一者五。寛惠柔レ民。弗レ若也。

卷第六

齊語(一)

桓公(二)莒より齊に反り、鮑叔をして宰たらしむ。辭して曰く、「臣は君の庸臣(三)なり。君、惠を臣に加へて凍餒(四)せざらしむ。則ちこれ君の賜なり。もし必ず國家を治めんとは、則ち臣の能くするところにあらざる也。もし必ず國家を治めんとせば、則ち管夷吾(五)か。臣の夷吾に若かざる所のもの五、寛惠(六)にして民を柔んずるには若かざる也。國家を治めてその柄(七)を失はざるには若かざる也。忠信にして百(八)姓に結ぶべきには若かざる也。禮義(九)を制して四方に法とすべきには若かざる也。枹鼓(一〇)を執りて軍門(一一)に立ち、百姓をして勇を加さしむるには若かざる也。」桓公曰く、「かの管夷吾(一二)は寡人を射て鉤(一三)に中て、これを以て死に濱(一四)せり。」鮑叔對へて曰く、「かれ(一五)はその君の爲に動けるなり。君もし宥してこれを反さば(一六)、それなほか

季康子欲以田賦。使冉有訪諸仲尼。仲尼不對。私於冉有曰。求來。汝不聞乎。先王制土。藉田以力而砥其遠邇。賦里以入而量其有無。任力以夫而議其老幼。於是乎有鰥寡孤疾。有軍旅之出則徵之。無則已。其歳收田一井

てしかせりと也　(一八)部下に屬せる官の下寮也。寮とは官を同じうせるもの丶謂也　(一九)今、子のいへるが如き恭敬の道は、何等役に立つものにあらずと也。

季康子田を以て賦せんとす。冉有をしてこれを仲尼に訪はしむ。仲尼對へず。冉有に私して曰く、「求來れ。汝聞かざるか。先王の土を制するや、田に藉するに力を以てして、その遠邇を砥かにし、里に賦するに入を以てして、その有無を量り、力に任ずるに夫を以てして、その老幼を議せり。こゝに於てか、鰥寡孤疾あるは、軍旅の出づるあれば則ちこれを徵し、無ければ則ち已む。その歳收は、田一井に稯禾・秉芻・缶米を出さしむ。これに過ぎざるなり。先王以て足るとなせり。もし子・季孫その法を欲せば、則ち周公の藉あり。もし法を犯さんと欲せば、則ち苟もして賦せよ。また何ぞ訪はん」と。

(一)田一井卽ち一里四方の田地。賦は税をわりあつるなり　(二)孔子の弟子名は求、當時季氏の宰。訪は問也　(三)内々にて話す意　(四)土地のいろ〳〵の制定をなすをいふ　(五)税するに也。力を以てしてとは、力の強弱を標準とする意にて、卽ち三十のものには、田百畝を受けしめ、二十のものには、五十畝をうけしめ、六十にして田を還すが如

自古在昔、先民有作、温恭朝夕、執事有恪。先聖王之傳恭。猶不敢專。稱曰自古。古曰在昔。昔曰先民。今吾子之戒吏人。曰陷而入於恭。其滿之甚也。周恭王能庇昭穆之闕、而爲恭。楚恭王能知其過、而爲恭。今吾子之敎官寮。曰陷而後恭。道將何爲。

くその過を知りて恭となせり。今吾子の官寮に敎へて、陷るとも恭を後にせよと曰ふ。道、將に何をかなさんとする」と。

（一）閭丘は齊の大夫。これよりさき、齊の悼公季康子の妹を娶りしに、季魴侯と通ぜり。女その情をいひしかば、齊にあたへず。齊侯怒りて魯を伐ちしが、後魯と齊と和親し、齊侯、閭丘明をして來りて盟はしめしなり。事は魯の哀公の八年にあり　（二）魯の大夫にして、子服惠伯の子、名は何。宰人は吏人、役人也　（三）陷は過失也。もし過失ありとも、むしろ恭に近づけよと也　（四）魯の大夫　（五）驕滿也、ほこりたかぶる也　（六）宋の大夫にて、孔子の祖先　（七）頌は君の功德をほめて神に告ぐるものにて、名頌とは頌の美なるもの　（八）樂官の長。周の太師より得て、これを校正しての意　（九）頌の篇名　（一〇）輯は成也。すべて詩章を作るに、首編は結に殿りたる樂、その大要をつまんで亂辭をつくるなり　（一一）先世の民即ち先聖人をいふ。作するありとは、この恭敬の道を行ふありといふ意にて、即ち歌ておのれよりはじむるにあらずして、これを古聖人より受けしとなり　（一二）朝夕に溫恭にしての意。恪は敬也　（一三）おのれの創立によるものとして、これを專にする事なし也　（一四）これを稱して古へよりといひ、古へといふとも、全然太古といはずして昔に在りてといひ、昔といひても先民の言と稱せりと也　（一五）陷るをいふ。恭敬にすぎて過失ありともよしといへるは眞の恭敬にあらずして古聖王の道を輕んずるものにして、驕滿の甚だしきものなりと也　（一六）恭王は、周の昭王の孫にて、穆王の子。昭王は南征してかへらず。穆王はその心をほしいまゝにせんとして、おの〳〵缺闕あり。恭王がよく祖の德を守りておほひかばひて、その闕をつぐなへるが故に恭となせりと也　（一七）楚の恭王は、莊王の子なり。恭王の大夫を召してわれ不德にして楚國の師をくつがへせり。故に亡き後はわが謚を靈又は厲とせよといひぬ。大夫の子囊、君はその過を知りて改めしは實に恭也、恭と謚せざるべからずといひ

慎氏之貢矢。以レ分二大姬一。配二虞胡公一而封二諸陳一。古者分二同姓一以二珍玉一。展レ親也。分二異姓一以二遠方之職貢一。使レ無レ忘レ服也。故分レ陳以二肅愼氏之貢一。君若使三有司求二諸故府一。其可レ得也。使レ求得二之金櫝一。如レ之。

(一〇) 矢の羽の間也。銘はしるす也。金石に刻したる短文 (一一) 分は予也、あたふる也 (一二) 展は重也、おもんずる也。親類のものを重んずる意 (一三) 職貢はみつぎもの。服は服從してつとむる意 (一四) 舊府に同じ。ふるきものをおさめてあるくら (一五) 金を以て外をおほひたるひつ (一六) 孔子の言の如くなりきと也。

齊閭丘來盟。子服景伯戒二宰人一曰。陷而入二於恭一。閔馬父笑。景伯問レ之。對曰。笑二吾子之大滿一也。昔正考父校二商之名頌十二篇於周大師一。以レ那爲レ首。其輯之亂曰。

齊の閭丘(一)來りて盟ふ。(二)子服景伯、宰人を戒めて曰く、「陷(三)るとも恭に入れ」と。閔馬父(四)笑ふ。景伯これを問ふ。對へて曰く、「吾子の大滿(五)なるを笑ふなり。むかし正考父(六)、商の名頌(七)十二篇を周の大師(八)に校して、那(九)を以て首となせり。その輯(一〇)の亂に曰く、『自古在昔、(一一)先民作すあり。溫恭朝夕、(一二)事を執つて恪むあり』と。先聖王(一三)の恭を傳ふる、なほ敢て專にせず。稱(一四)して自古と曰ひ、古へに在昔といひ、昔に先民と曰ふ。今吾子の吏人を戒めて、『陷るとも恭に入れ』と曰ふ、それ滿(一五)の甚だしきなり。(一六)周の恭王よく昭穆の闕けたるを庇ひて恭となせり。楚(一七)の恭王能

其長尺有咫。陳恵公使人以隼如仲尼之館問之。仲尼曰。隼之来也遠矣。此粛慎氏之矢也。昔武王克商、通道於九夷百蛮、使各以其方賄来貢、使無忘職業。於是粛慎氏貢楛矢石砮。其長尺有咫。先王欲昭其令徳之致遠也、以示後人、使永監焉。故銘其括曰。粛

に如いてこれを問はしむ。仲尼曰く、「隼の来るや遠し。これ粛慎氏の矢なり。むかし武王商に克ち、道を九夷百蛮に通じ、おの／＼をして、その方賄を以て来貢せしめ、職業を忘るゝなからしめたり。こゝに於て、粛慎氏楛矢を貢せり。石砮あり、その長さ尺有咫なり。先王その令徳の遠きを致すを昭かにして、以て後人に示して、永く監せしめんと欲す。故にその括に銘して曰く、『粛慎氏の貢矢なり』と。以て大姫に分ちて、虞の胡公に配してこれを陳に封ぜり。古、同姓に分つに珍玉を以てするは、親を展するなり。異姓に分つに遠方の職貢を以てするは、服を忘るゝなからしむるなり。故に陳に分つに粛慎氏の貢を以てせり。君もし有司をしてこれを故府に求めしめば、それ得べし」と。求めしむればこれを金櫝に得たり。かくの如くなりき。

(一) 館驛の館 (二) 楛といふ木にてつくれる矢 (三) 石にてつくりたる矢じり (四) 尺は一尺。有は又にて、またの咫。咫は八寸。一尺八寸也 (五) 北方の蠻人の國なり。故に遠しといふ (六) 九夷とは、支那の東方にありし九つの野蠻國。百蠻とは、支那の南方の野蠻國にて百國ありきといふ (七) 居住せる地方の貨財 (八) 武王也 (九) 職也

川之靈足三以紀二綱天下一者。其守爲レ神。社稷之守爲二公侯一。皆屬二於王者一。客曰。防風氏何守也。仲尼曰。汪芒氏之君也。守二封嵎之山一者也。爲二漆姓一。在二虞夏商一。爲二汪芒氏一。於レ周爲二長翟一。今爲二大人一。客曰。人長之極幾何。仲尼曰。僬僥氏長三尺短之至也。長者不レ過レ十レ之。數之極也。

ちしをいふ（二）骨の一節がその長さ車全部をおほひしをいふ（三）呉子は夫差也。好聘とは舊交を修めしをいふ。即ち呉王夫差が使者を魯につかはして舊交を修め、骨のことを問はしめし也（四）わが命令なりといはずそれとなく問へといひし也（五）使者也。仲尼に及ぶとは、幣帛を仲尼の家にもちゆきしなり（六）酒を飲ましめしをいふ（七）客に杯をさし客よりむくゆる獻酢の禮終りて、打ちとけて宴飲せしと也（八）最も大なるものは何かといふ意（九）山川をつかさどるをいふ。致は招也（一〇）汪芒氏の君の名なり（一一）尸を陳ぬるを戮といふ（一二）禹王の招ける多くの神とは、たれの國守を神となせるにやと也（一三）とゝのへ治むる意、即ち名山大川のよく雲をおこし雨を致し、以て天下を利するに足るものを神となすと也（一四）國を封じて社稷を立てゝこれを守らしむるものを公侯となすと也（一五）翟といふ國の名（一六）二山の名（一七）周の時代にその國が北に遷り長翟となれるをいふ。今孔子の時代には、大人族となれりと也。大人とは長大の人の意（一八）西南の蠻人の別名（一九）前の三尺の十倍即ち三丈にて、これは防風氏の身長をいへるにて人の身長の極點なりとの意。

仲尼在レ陳。有レ隼集二於陳侯之庭一而死。楛矢貫レ之石砮

仲尼の陳にありしとき、隼（一）ありて陳侯の庭に集りて死せり。楛矢（二）これを貫けり。石砮（三）あり、その長さ尺有咫（四）なり。陳の惠公、人をして隼を以て仲尼の館

稽。獲骨焉。節專車。吳子使來好聘。且問之仲尼。曰。無以吾命。賓發幣於大夫。及仲尼。仲尼爵之。既徹俎而宴。客執骨而問曰。敢問骨何爲大。仲尼曰。丘聞之。昔禹致群神於會稽之山。防風氏後至。禹殺而戮之。其骨節專車。此爲大矣。客曰。敢問誰守爲神。仲尼曰。山

かつこれを仲尼に問はしむ。曰く、「わが命を以てするなかれ」と。賓、幣を大夫に發して仲尼に及ぶ。仲尼これを爵す。既に俎を徹して宴す。客骨を執つて問うて曰く、「敢て問ふ、骨何をか大とする」と。仲尼曰く、「丘これを聞く、むかし禹、羣神を會稽の山に致す。防風氏後れて至る。禹殺してこれを戮す。その骨節車を專にす。これを大となす」と。客曰く、「敢て問ふ、たれの守を神となす」と。仲尼曰く、「山川の靈の、以て天下を紀綱するに足るもの、その守を神となす。社稷の守を公侯となす。みな王者に屬す」と。客曰く、「防風氏はいづれの守ぞや」と。仲尼曰く、「汪芒氏の君なり。封嵎の山を守りしものなり。漆姓たり。虞夏商にありては汪芒氏となし、周に於て長翟となし、今は大人となす」と。客曰く、「人の長の極は幾何ぞ」と。仲尼曰く、「僬僥氏の長は三尺、短の至りなり。長きものはこれを十にするに過ぎず、數の極なり」と。

(一) 山名。墮は壞也。魯の哀公の元年吳王夫差が越王句踐を夫椒に破る。句踐、會稽山に棲む。吳圍んでこれを墮

臂。無二憂容一。有レ降レ服無レ加レ服。從レ禮而靜。是昭二吾子一也。仲尼聞レ之曰。女知莫レ如レ婦。男知莫レ如レ夫。公父氏之婦知也夫。欲レ明二其子之令德一也。

公父文伯之母。朝哭二穆伯一。而莫哭二文伯一。仲尼聞レ之曰。季氏之婦。可レ謂レ知レ禮矣。愛而無レ私。上下有レ章。

吳伐レ越。墮二會

婦は知なり。その子の令德を明かにせんと欲するなり」と。

㊀ 色を好む也。死しとは、知遇に感じて死するをいふ。死は殉死 ㊁ 賢を好む也 ㊂ わか死になり ㊃ 評判せらるゝをいふ ㊄ 妾の他に嫁せずして留るものをさす。先祀とは、死せる先人の族なり ㊅ その身を屈辱して、先人の祀に共奉するものといふ意 ㊆ 悲んでやせたる顏色也 ㊇ 聲なくして涙の出づるをいふ ㊈ 胸をたゝいて泣き悲むなと也 ㊉ 服は、忌服の期限也。降すとは日數を減じて輕くするをいふ (一一) 禮の命ずるまゝに、靜りて身を守れば文伯の德をあきらかに世にあらはすなりと也 (一二) 女は處女。婦は嫁せる女。即ち處女の智力は、嫁せる女に及ばずと也

公父文伯の母、朝に穆伯を哭して莫(一)に文伯を哭す。仲尼これを聞いて曰く、「季氏の婦は禮を知ると謂ふべし。愛して私なく、上下章(二)あり」と。

㊀ 暮なり。夫穆伯と子文伯との死せしのちの文伯の母の行動をいへるなり。禮に寡婦は夜哭せずとあり。夜哭すれば、情欲のためかと疑はるゝ嫌ある故に、これに遠ざかる也 ㊁ あやもやうありといふ意にて、即ち朝に夫を哭し夕に子を哭するさま、禮にかなひてうるはしと也

吳、越を伐ち、(一)會稽を墮ちて骨を獲たり。(二)節車を專にす。(三)吳子來つて好聘し、

饗不及宗臣。宗室之謀。不過宗人。謀而不犯。微而昭矣。詩所以合意。歌所以詠詩也。今詩以合意。歌以詠之。度於法矣。

公父文伯卒。其母戒其妾曰。吾聞之。好內女死之。好外士死之。今吾子夭死。吾惡其以好內聞也。二三婦之辱共先祀者。請無瘠色。無洵涕。無掐

(一) 宮を掌るをいふ　(二) 宗人にて禮樂をつかさどるもの。宗は宗廟也　(三) 師亥は季氏の賢臣の名、或は魯の樂官名。その詩にわれ古人を思ひて實にわが心を獲たりとあり。即ち文伯が賢婦を得て、古の賢人の如く家政を整へしうさせたきために良妻を得たる賢を讃歎せるなり　(四) うらなひをつかさどる官　(五) 書なり。頌は詩也　(六) 詩の篇調の音律　(七) 男女相會する禮はなり　(八) 一族也。婦人は、宗祀に預り、儀禮のものと相會せざるをいふ。　(九) これ敬姜が文伯に喪せんとして、その家老を講して、詩を賦してこれをなさせるをはめし也　(一〇) 禮をはかりて、しかも禮を犯さずと也　(一一) うたひし詩の辭は幽なれども、その意は明かなりと也　(一二) 男女の道　(一三) うたへてこれをもつてにあらはすものなりと也　(一四) 合すれば即ち事成る。故に成すといふ也　(一五) よく法にかなへりと也。

公父文伯卒す。その母その妾を戒めて曰く、「われこれを聞く、內を好めば女これに死し、(一)外を好めば士これに死す」(二)と。いま吾子夭死せり。(三)われその內を好むを以て聞ゆるを惡むなり。(四)二三婦の先祀に辱共するもの、(五)請ふ、瘠色するなかれ。(六)(七)洵涕するなかれ。(八)膺を掐くなかれ。(九)憂容するなかれ。服を降すありとも、(一〇)服を加ふるなかれ。禮に從ひて靜らば、(一一)これ吾子を昭かにするなり」と。仲尼これを聞いて曰く、「女の知は婦に如くとなく、(一二)男の知は夫に如くとなし。公父氏の

康子往焉。闔レ門與レ之言。皆不レ踰レ閾。祭二悼子一。康子與焉。酢不レ受。徹レ俎不レ宴。宗不レ具不レ繹。繹不レ盡レ飫則退。仲尼聞レ之。以爲下別二於男女一之禮上矣。

公父文伯之母。欲レ室二文伯一。饗二其宗老一而爲賦二綠衣之三章一。老請レ守二龜一卜二室之族一。師亥聞レ之。曰。善哉男女之

せず。宗(七)具らざれば繹せず。繹すとも飫(八)を盡さずして則ち退く。仲尼これを聞いて、以て男女を別つの禮となせり。

(一) 祖父の兄弟の妻の稱 (二) 門は寢門。闔は闔也 (三) 門限也。みなは二人をいふ (四) 穆伯の父にて、敬姜の先舅。與とは參列せしをいふ (五) 卽ち康子が盃をむくいしに、敬姜が親ら受けざりしをいふ (六) 神への供へ物を載する臺にて、こゝは供へものゝ意。徹は取り去る也。その意は、神への供へものを取去りて宴飲せしときも、敬姜が康子と宴飲せざりきと也 (七) 宗臣にて、祭祀の禮をつかさどるもの。繹は天子・諸侯の祭の翌日に行ふ祭にて、神を見送るなり。その意は、宗臣が全部揃はざれば、敬姜は、その祭にあづからずと也。これ禮を缺くが故也 (八) 饜也、食ひ飽く也。繹終りて後の宴飲には、飽くまで飲食せずして中途にその席を退くと也。禮を失するを以てなり。

公父文伯の母、文伯に室せん(一)と欲し、その宗老(二)を饗して、爲に綠衣の三章(三)を賦す。老(四)、守龜を請ひて(五)室の族を卜せしむ(六)。師亥これを聞いて曰く、「善いかな。男女(七)の饗は宗臣に及ぼさず。宗室の謀は宗人に過ぎず(八)。謀りて犯さず(九)。微にして(一〇)昭なり。詩は意を合す所以なり。歌は詩を詠ずる(一二)所以なり(一一)。今詩以て室を合し(一三)、歌以てこれを詠ず(一一)。法に度れり(一四)」と。

安。卿大夫朝考二其職一。晝講二其庶政一。夕序二其業一。夜庀二其家事一而後卽レ安。士朝而受レ業。晝而講貫。夕而習復。夜而計レ過。無レ憾而後卽レ安。自二庶人一以下。明而動。晦而休。無二日以怠一。王后親織二玄紞一。公侯之夫人加レ之以二紘綖一。卿之內子爲二大帶一。命婦成二祭服一。列士之妻加レ之以二朝

過を計り、憾なくして後に、安に卽く。庶人より以下は、明にして動き、晦にして休し、日として以て怠るなし。王后は親ら玄紞を織る。公侯の夫人は、これに加ふるに紘綖を以てし、卿の內子は大帶を爲り、命婦は祭服を成し、列士の妻は、これに加ふるに朝服を以てし、庶士より以下は、みなその夫に衣す。社して事を賦し、烝して功を獻ず。男女績を效し、愆てば則ち辟あるは、古の制なり。君子心を勞し小人力を勞するは、先生の訓なり。上より以下、たれか敢て心を淫し力を舍てんや。今われは寡なり。爾また下位にあり。朝夕事を處すとも、なほ恐らくは先人の業を忘れんことを。況んや怠惰あらば、それ何を以て辟を避けん。われ冀はくは、爾朝夕われを脩めて、必ず先人を廢すなかれと曰はんことを。爾いま胡ぞみづから安んぜざると曰ふ。これを以て君の官を承けば、余は穆伯の祀を絶つを懼るゝなり」と。仲尼これを聞きて曰く、「弟子これを志せ。季氏の婦は淫せず」と。

民莫不嚮義。勞也。是故天子大采朝日。與三公九卿祖識地德。日中考政。與百官之政事師尹維旅牧相宣序民事。少采夕月。與大史司載糾虔天刑。日入監九御。使潔奉禘郊之粢盛。而後卽安。

諸侯朝脩天子之業命。晝考其國職。夕省其典刑。夜儆百工。使無慆淫。而後卽安。

彩の五しきとを持ちて、朝太陽を拜するをいふ（二）三公とは太師・太傅・太保を云ふ。九卿とは、冢宰・司徒・宗伯・司馬・司寇・司空・少師・少傅・少保をいふ。地德とは、土地の萬物を生ずる所。祖識とは、習ひ知るをいふ（三）官の中にて大政に關係あるものの長。師尹は三公なりと。一說に大夫の官にて、衆を王につぐるをつかさどる。維旅は、衆大夫。牧は州の長官。相は國相（四）あまねく次第をたてゝ、治むるやうにすること。宣は徧也、序は次也（五）三采を冕の前にはさみ、朱と白と蒼の三色に彩れる玉しきとを持ちて、夕方に月を拜するをいふ。大史は周禮上に屬せり。司載とは、天文をつかさどるもの。天刑とは天文の法則。糾虔とはつゝしみて、考へあきらめて、天刑を知るをいふ。糾は察也、虔は敬也、つゝしむ也（六）九人の女官（七）禘は宗廟の祭、郊は天を祭るまつり。粢盛は、器の供物。潔にして、神にたてまつる穀物。潔奉とは、淸めて奉らしむるをいふ。安に卽くとは、やすむこと

諸侯は、朝に天子の業命（一）を脩め、晝はその國職（二）を考へ、夕にその典刑（三）に省み、夜は百工を儆め、慆淫なからしめて後に、安に卽く。卿大夫は、朝にその職を考へ、晝はその庶政（五）を講じ、夕にその業を序で（六）、夜はその家事を庀めて（七）後に、安に卽く。士は、朝にして業を受け、晝にして講貫（八）し、夕にして習復（九）し、夜にして

而主猶績。懼干二季孫之怒一也。其以歜爲レ不レ能レ事レ主乎。其母歎曰。魯其亡乎。汝僮子。備レ官而未二之聞一邪。居。吾語レ女。昔聖王之處レ民也。擇二瘠土一而處レ之。勞二其民一而用レ之。故長王二天下一。夫民勞則思。思則善心生。逸則淫。淫則忘レ善。忘レ善則惡心生。沃土之民不材。淫也。瘠土之

はずとなすか」と。その母歎じて曰く、「魯はそれ亡びんか。汝僮子(五)官に備りて未だこれを聞かざるか。居(六)れ。われ女に語げん。むかし聖王の民を處く(七)や、瘠土を擇んでこれを處き、その民を勞せしめてこれを用ひたり。故に長く天下に王たりき。それ民勞すれば則ち思ふ(八)。思へば則ち善心生ず。逸すれば則ち淫す(九)。淫すれば則ち善を忘る。善を忘るれば則ち惡心生ず(一〇)。沃土の民の不材なるは、淫すればなり。瘠土の民の義に嚮はざるなきは、勞すればなり。この故に、天子は大采し(一一)て日に朝し、(一二)三公九卿と地德を祖識し、日中に政を考へて、百官(一三)の政事ある師尹・惟旅・牧・相と民事を宣序し(一四)、少采(一五)して月に夕して、大史・司載と天刑を糾虔し、日入つて九御(一六)を監し、禘郊(一七)の粢盛を潔奉せしめて後に、安に卽く。

(一) お目にかゝりて機嫌をうかゞふ也 (二) 絲をつむぐこと (三) 文伯の名 (四) かゝる賤しき業をしては宗家たる季康氏の怒にふるゝならんと也 (五) 僮とは君臣をいふ、童蒙不達の意にて童子といふとおなじく、わが子を謙遜して云へる也 (六) 坐せよと也 (七) 置也、おく也。瘠土は、やせたる土地 (八) 儉約を思ふ也 (九) 安樂となれば みだらになると也 (一〇) 肥えてよき土地。不材は、才能の少き也 (一一) 玉笏を帶の間にはさみ、手に鎭圭の玉と五

之言弗聽。從之及寢門弗應而入。康子辭於朝而入見曰。肥也不得聞命。無乃罪乎。曰。子弗聞乎。天子及諸侯合民事於外朝。合神事於內朝。自卿以下合官職於外朝。合家事於內朝。寢門之內。婦人治其業焉。上下同之。夫外朝子將業君之官職焉。內朝子將庀季氏之政焉。皆非吾所敢言也。

を聞くを得ず。乃ち罪あるなからんや」と。曰く、「子聞かざるか。天子及び諸侯は民事を外朝(二)に合せ、神事を内朝(五)に合す。卿より以下は、官職を外朝に合せ、家事を内朝(四)に合す。寢門(三)の内、婦人その業を治む。上下これを同じうす。それ外朝にては、子、將に君の官職を業めんとす。内朝にては、子將に季氏の政を庀(七)めんとす。みなわが敢て言ふところにあらざるなり」と。

(一)季康子也。肥は之也　(二)外朝即ち公務を執るところ　(三)寢の正門也　(四)家へ合すと也　(五)路門の内にある天子諸侯の役所。路門とは、君主の城門にて最も内部にあるもの　(六)自己の官職上のことを也　(七)治也、をさむ也

公父文伯退朝。朝其母。其母方績。文伯曰。以歜之家而

公父文伯朝を退きて、その母に朝(一)す。その母方に績(二)す。文伯曰く、「歜(三)の家を以てして主なほ績す。懼らくは季孫の怒を干さん。それ歜を以て主に事ふる能

公父文伯飲二南宮敬叔酒一。以二露睹父一爲レ客。羞レ鼈焉。小。睹父怒。相延食レ鼈。辭曰。將下使二鼈長一而後食上レ之。遂出。文伯之母聞レ之。怒曰。吾聞二之先子一。曰。祭養レ尸。饗養二上賓一。鼈於何有。而使二夫人怒一也。遂逐レ之五日。魯大夫辭而復レ之。

公父文伯、南宮敬叔に酒を飲ましむ。露睹父を以て客(一)となす。鼈(二)を羞む。小なり。睹父怒る。相延(三)めて鼈を食はしむ。辭して曰く、「將に鼈をして長ぜしめて、後にこれを食はんとす」と。遂に出づ。文伯の母これを聞いて怒りて曰く、「われこれを先子(四)に聞く。曰く、『祭には尸(五)を養ひ、饗には上賓(六)を養ふ』と。鼈に於て(七)何かあらん。而るをかの人をして怒らしめしか」と。遂にこれを逐ふこと五日、魯の大夫辭(八)ひてこれを復せり。

(一) 上客　(二) すつぽん　(三) 進也。多くの客人がなだめすゝめて　(四) 歿せるしうと　(五) 神の代理にて、かたしろ。養ひとは尊びてよきものを供するをいふ　(六) 上客　(七) 大なる鼈を求むるに於て何の難きことかあらんと也　(八) 請也。

公父文伯之母如二季氏一。康子在二其朝一。與レ

公父文伯の母季氏(一)に如く。康子その朝(二)にあり。これと言ふ。應へず。これに從ひて寢門(三)に及ぶ。應へずして入る。康子朝に辭して、入りて見えて曰く、「肥や命

怪曰龍罔象。土之怪曰墳羊。

季康子問於公父文伯之母曰、主亦有以語肥也。對曰、吾能老而已。何以語子。康子曰、雖然、肥願有聞於主。對曰、吾聞之先姑曰、君子能勞、後世有繼。子夏聞之曰、善哉、商聞之。曰、古之嫁者、不及舅姑、謂之不幸。夫婦學於舅姑者也。

[illegible]へる人を迷はすといふ。木石は山也 [illegible] [illegible]。罔象は一名沐腫、人を食ふといふ [illegible] 土の中にて、[illegible]のいまだ[illegible]らざるものといふ

季康子、公父文伯の母に問うて曰く、「主もまた以て肥に語ぐるあれ」と。對へて曰く、「われはよく老いたるのみ。何を以て子に語げん」と。康子曰く、「然りといへども、肥願はくは主に聞くあらん」と。對へて曰く、「われこれを先姑に聞く。曰く、『君子よく勞すれば、後世繼ぐあり』」と。子夏これを聞きて曰く、「善いかな。商これを聞く。曰く、『古の嫁するものは、舅姑に及ばざるを、これを不幸と謂ふ。それ婦は舅姑に學ぶものなればなり』」と。

(一) 魯の正卿季悼子の曾孫、名は肥 (二) 季悼子の孫にて名は歜、魯の大夫 (三) 大夫を主と稱し、その妻もしか稱す (四) 教へ戒むる語 (五) 姑の死せるもの (六) 孔子の弟子、名は商、字は子夏 (七) しうと、しうとめの既に沒し、親しく之に接して、その教訓を受け得ざるをいふ

國也。齊朝駕則夕極於魯國。不敢憚其患。而與晉共其憂。亦曰。庶幾有益於魯國乎。今信蠻夷而棄之。夫諸侯之勉於君者。將安勸矣。若棄魯而苟固諸侯。羣臣敢憚戮乎。諸侯之事晉者。魯爲勉矣。若以蠻夷之故棄之。其無乃得蠻夷而失諸侯之信乎。子計其利者。小國共命。宣子說。乃歸平子。

は比也、邇は近也。深く接近するをいふ　(二二) 後に及ぼすうれへなり　(二三) 晉よりの援助をうくるをいふ　(二四) 晉君也。今日まで晉につくせるわが魯をすてゝ、蠻夷なる莒を信ずるならば、今後わが魯は諸侯に對して晉に事ふることを勸めず、然らば果してよく誰か之をすゝめんとすると也　(二五) 今晉が魯をすてゝ後も、諸侯の晉に對する交を固くすることを得ば、魯の羣臣の晉のために戮せらるとも甘んずるところなりと也　(二六) 魯をさす。共は敬從

季桓子穿井。獲如土缶。其中有羊焉。使問之仲尼曰。吾穿井而獲狗。何也。對曰。以丘之所聞。羊也。丘聞之。木石之怪曰夔蝄蜽。水之

(一)季桓子井を穿ち、(二)土缶の如きものを獲たり。その中に羊あり。これを仲尼に問はしめて曰く、「われ井を穿ちて(三)狗を獲たり。何ぞや」と。對へて曰く、「丘の聞くところを以てすれば羊なり。丘これを聞く、『木石の怪を(四)夔・蝄蜽と曰ひ、水の怪を龍・(五)罔象と曰ひ、土の怪を(六)墳羊と曰ふ』と。」

(一) 魯の正卿にして名は斯　(二) 土にてつくれる、口のつぼめるかめ、卽ちほとぎ也　(三) 羊を狗といへるは、孔子の學の程度をはからんがため也　(四) 人面猴身一足なる獸、よくものをいふといふ。蝄蜽は山精にて、人聲を學んで

而棄二兄弟一。其執政貳也。貳必失二諸侯一。豈唯魯然。夫失二其政一者必毒二於人一。魯懼及焉。不レ可二以不一レ恭。必使二上卿從一レ之。季平子曰。然則意如乎。若我往。晉必患レ我。誰爲二之貳一。子服惠伯曰。椒既言レ之矣。敢逃レ難乎。椒請從。晉人執二平子一。子服惠伯見二韓宣子一曰。夫盟信之要也。晉

魯懼らくは及ばん。以て恭せずんばあるべからず。必ず上卿をしてこれに從はしめよ」と。季平子曰く、「然らば則ち意如か。もしわれ往かば、晉は必ずわれを患へん。たれかこれが貳とならん」と。子服惠伯曰く、「椒すでにこれを言ふ。敢て難を逃れんや。椒請ふ從はん」と。晉人平子を執ふ。子服惠伯、韓宣子を見て曰く、「それ盟は信の要なり。晉盟主たり。これ信を主るなり。もし盟つて魯侯を棄てば、信そも〱闕けん。むかし欒氏の亂に、齊人晉の禍を閒ひて、伐つて朝歌を取りしとき、わが先君襄公敢て寧處せずして、叔孫豹をして悉く敝賦を帥ゐ、踦跂して畢く行き、處人あるなく、以て軍吏に從ひて雝兪に次し、邯鄲勝と齊の左を撃つて晏萊を掎止す。齊の師退いて後に敢て還りしは、以て遠きを求むるにあらざるなり。魯の齊に密邇して、また小國なり、齊朝に駕すれば、則ち夕に魯國に極るを以てして、敢てその患を憚らずして、晉とその憂を共にせしは、また曰く、『庶幾はくは、魯國に益あらんか』となり。今蠻夷を信

穆子不レ予。梁其踁謂二穆子一曰。有レ貨以衞レ身也。出レ貨而可二以免一。子何愛焉。穆子曰。非二汝所一レ知也。承二君命一以會二大事一而國有レ罪。我以レ貨私免、是我會二吾私一也。苟如レ是則又可三以出レ貨而成二私欲一乎。雖レ可二以免一。吾其若二諸侯之事一何。夫必將下或循レ之。曰中諸侯之卿有二然者一故也上。則

れ我れ吾が私に會するなり。苟(六)にかくの如くんば、則ちまた以て貨を出して私欲を成すべけんや。以て免るべしといへども、われそれ諸侯の事を若何せん。それ必ず將に或はこれに循ひて、諸侯の卿の然るものありし故なりと曰はんとせん。則ちわれ身を安んずるを求めて、諸侯の法となるなり。君子はこれを以て作すを患ふ。作して衷(七)らずんば、將に或はこれを導かんとせん。これその不衷を昭かにするなり。余貨を愛むにあらず、不衷を惡むなり。(八)かつ罪はわれに由るにあらず。戮となるとも何ぞ害(九)あらん。楚人乃ちこれを赦せり。穆子歸る。武子これを勞す。(一〇)日中まで出でず。(一一)その人曰く、「以て出づべし」と。穆子曰く、「われ戮となるを難らざりしは、わが棟(一二)を養ひしなり。それ棟折れて榱(一三)崩るれば、われ懼らくは壓せられん。故に曰く、『外に死すといへども、宗(一四)を内に庇ふこと可なり』と。今すでに大恥(一五)を免れて小忿を忍びずんば、以て能となすべけんや」と。乃ち出でてこれを見たり。

子圍二人執戈先焉。蔡公孫歸生與鄭罕虎見叔孫穆子。穆子曰。楚公子甚美。不大夫矣。抑君也。鄭子皮曰。有執戈之前。吾惑之。蔡子家曰。楚大國也。公子圍其令尹也。有執戈之前。不亦可乎。穆子曰。不然。天子有虎賁。習武訓也。諸侯有旅賁。禦災害也。大夫有貳

叔孫穆子とを見る。穆子曰く、「楚の公子はなはだ美なり。(三) 大夫ならずや。そもそも君なり」と。鄭の子皮曰く、「戈を執るの前するあり。(四) われこれに惑へり」と。蔡の子家曰く、「楚は大國なり。公子圍はその令尹なり。(五) 戈を執るの前するありとも、また可ならずや」と。穆子曰く、「然らず。天子には虎賁あり、(六) 武訓を習すなり。諸侯には旅賁あり、(七) 災害を禦ぐなり。大夫には貳車あり、承事に備ふるなり。(八) 士には陪乘あり、(九) 奔走を告ぐるなり。今大夫にして諸侯の服を設くるは、その心あるなり。もしその心なくば、敢て服を設けて以て諸侯の大夫を見んや。(一〇) 將に入らざらんとせん。それ服は心の文なり。(一一) (一二) 龜の、その中を灼けば、必ず外に文るが如し。(一三) もし楚の公子君とならずんば、(一四) 必ず死せん。(一五) 諸侯に合はじ」と。(一六) 公子圍反り、郟敖を殺してこれに代れり。(一七)

㈠ 諸侯の大夫が、魯の昭公元年に虢にて會盟せしをいふ ㈡ 楚の恭王の庶子にて、後の靈王公子圍が二人のものをして戈をとらしめ、おのれの先導をなさしめし也 ㈢ 服飾が也 ㈣ 先導也。戈を執るもの、先導するは國君のなすところなり。それ大夫か國君か、疑ひあやしむと也 ㈤ 宰相 ㈥ 出づるときは王を警護し、國にあれば宮

武子取卞。使季冶逆。追而予之璽書以告曰。卞人將叛。臣討之。既得之矣。公未言。榮成子曰。子股肱魯國。社稷之事。子實制之。唯子所利。何必卞。卞有罪而子征之。子之隷也。又何謁焉。子冶歸致祿而不出。曰。使予欺君。謂予能也。能而欺其君。敢享其祿而立其朝乎。

（武子卞を取り、季冶をして逆へしめ、追ひて之に璽書を予）へて、以て告げて曰く、「卞人將に叛かんとす。臣これを討つてすでにこれを得たり」と。公いまだ言はず。榮成子曰く、「子、魯國に股肱として、社稷の事、子、實にこれを制すれば、たゞ子の利するところのまゝなり。何ぞ必ずしも卞のみならんや。卞罪ありて子これを征せしは、子の隷なり。また何ぞ謁けん」と。子冶歸りて、祿を致して出でず。曰く、「予をして君を欺かしめて、予を能ありと謂ふ。能にしてその君を欺けり。敢てその祿を享けその朝に立たんや」と。

(一) 魯の大夫。冶は名也　(二) 璽は印也。大夫の印封の書　(三) 榮成伯なり。公の知らんことを恐れて、まづ卞の言をいひし也　(四) 股肱の臣　(五) 國事也。支配する也。利は便　(六) 役、召すべき家臣の類　(七) 告也。また何ぞ公に告ぐる必要あらんやと也　(八) 謂也　(九) 予は子冶自らをいふ。欺くとは、璽書に卞人將に叛かんとすといへるをいへるなり。即ち季武子がわれをして也

虢之會。楚公

(一) 虢の會に、楚の公子圍に二人戈を執りて先てり。蔡の公孫歸生、鄭の罕虎と

獲矣。不レ如レ予レ之。夙之事レ君也。不三敢不二レ悛。醉而怒。醒而喜。庸何傷。君其入也。乃歸。

襄公在レ楚。季

そむかず、反つてこれを助くるが如くんば、必ず季武子の命を用ひて、一致團結するが故に、そのこれを守ること固くして、攻め破ること能はざるべしと也 （一七） 周と同姓の諸國。闚は窺也、うかゞふ也。その意は、一體楚は、魯の族類にあらず。故にその心必ず異る。今もし、楚の力をかりて、魯を鎭定せば、楚國の勢が強大となりて、諸姫もこれをうかゞふ能はざるに至らん。もし然らば、わが魯の君の如きは、なほさら能はずと也 （一八） 楚也。同類は、楚の同姓のもの。東夷とは、支那の東方の王化に浴せざる民。諸夏は、蠻夷に對する語にて中國をいふ。攘は郤也、しりぞくる也。その意は、もしかくの如く楚國が強大とならば、自らその同姓のものを魯國に置いて、これを治めしめ、次第に東夷を服從せしめ、中國にゐる諸侯をしりぞけて、遂に天下に王とならんも知れずと也 （一九） 即ち、かく王となりしは、魯君の恩なりといひて、魯國を君に與ふるが如きことあらんやと也 （二〇） 楚國をいふ。楚はもと蠻夷なりしを以てなり。入るとは、魯の襄公が魯國に入るをいふ。その意は、もしまた今襄公が楚國の兵の力をかりて、季武子を伐ちしに、これに克つこと能はずんば、君が蠻夷なる楚國の力を借るが如き、中國を辱しむる行をなして、しかも敗けて、更に魯國に入りてその君たらんことを求むとも、魯人がこれを許さゞるを以て、必ず魯國に入るを得ずと也 （二一） 故にこの卞の地を季武子に與ふるをよしとすと也 （二二） さすれば、季武子は後悔して君に事ふるに、この行をあらためて、忠實なるものとならんと也。悛は改也、あらたむる也 （二三） 今襄公が魯に居る季武子を伐たんとせしは、人の醉ひて怒れる如く、そのこれをやめて、卞の地を與へんとするは、醒めて喜ぶが如し。この爲に心を苦むべきにあらずと也。庸は用也 （二四） 襄公よ、このまゝ魯國にかへられよと也。

襄公楚にあり。季武子卞を取り、（一）季冶をして逆へしめ、追うてこれに璽書を（二）予

貳。師二大讎一以
憚二小國一。其誰
云待レ之。若從レ
君而走レ患。則
不レ如二違レ君以
避一レ難。且夫君
子。計成而後
行。二三子計
乎。有二禦レ楚之
術一而有二守レ國
之備一乎。則可
也。若未レ有レ不レ
如レ往也。乃遂
行。反。及二方城一。
聞二季武子襲一レ
卞。公欲下還出二
楚師一以伐上レ魯。
榮成伯曰。不
可。君之於レ臣。
其威大矣。不レ

に及ぶころ、季武子卞を襲ふと聞き、公還りて楚の師を出して以て魯を伐たんと欲す。(一四)榮成伯曰く、「不可なり。君の臣に於ける、その威大なり。國に令する能はずして諸侯を恃まば、諸侯それ誰かこれを(一五)暱まん。もし楚の師を得て以て魯を伐つとも、魯すでに夙の卞を取るに違はざれば、必ず命を用ひ、(一六)守る必ず固し。もし楚、魯に克たば、(一七)諸姫も闚ふを獲ず、而るに況んや君をや。(一八)かれもまたその同類を置いて、以て東夷を服して、大に諸夏を攘けて、將に天下にこれ王たらんとするなからんや。(一九)何ぞ君に德して、それ君に予へんや。もし魯に克たずんば、君が(二〇)蠻夷を以て(二一)これを伐つて、また入るを求めば、必ず獲じ。これを予ふるに如かず。(二二)夙の君に事ふるや、敢て悛めずんばあらず。(二三)醉うて怒り、醒めて喜ぶごとし。庸て何ぞ傷まんや。(二四)君それ入れ」と。乃ち歸りぬ。

(一) 康王 (二) わが魯國の君。先君は康王。その意は、わが魯國の君、楚の先君のための故に來り、その死をきゝてこれを去らば、わが德が先君に及ばざるためにかくするなりと思ひて、獄するものあらんや。將に恨をいだいて事をなすにいたらんと也 (三) わが王在國の時にても、同盟國なる楚國の王が死したりと聞かば、將にこれが爲に出

況畏而服焉。聞畏而往、聞喪而還、何芊姓實嗣、其誰代之任喪。王大子又長矣。執政未改。予爲先君來。死而去之、其誰曰不如先君、將爲喪舉。聞喪而還其誰曰非侮也。事其君而任其政、其誰由己貳。求說其侮、而亟於前之人、其讎不滋大乎。說侮不懦。執政不

これに堪へてゆくにあらずと也　(七)　それ人の己に對して驕るものにすら、そのよろこびあるときは、これを賀し、その驕るときは、これをとむらふと也　(八)　楚國の畏るべき威力を有するをさしていふと也　(九)　靈王の殺さるりしことをさしていふと也　(一〇)　楚の群臣　(一一)　霊公。

(一)王の大子また長ぜり。執政いまだ改らず。(二)予先君の爲に來り、死してこれを去らば、それ誰か先君に如かずと曰はん。(三)將に喪のために擧かんとす。喪を聞きて還らば、それ誰か侮にあらずと曰はんや。その君に事へてその政に任らんに、(四)それ誰かおのれより(五)貳あらしめん。(六)その侮を說くを求めて、前の人よりも亟かにせば、その讎とする滋く大ならずや。(七)侮を說くこと懦からず、執政貳あらず、大讎を帥ゐて以て小國を憚らば、それ誰か(八)云にこれを待たん。(九)もし君に從ひて患に走るは、則ち君に違ひて以て難を避くるに如かず。かつそれ君子は計成りて後に行ふ。二三子(一〇)計れるか。楚を禦ぐの術ありて、國を守るの備あるか。則ち(一二)可也。もし未だ有らずんば、(一一)往くに如かざる也」と。乃ち遂に行けり。(一三)反り、方城

伯曰。君之來也。非レ爲二一人一也。爲三其名與二其衆一也。今王死其名未レ改。其衆未レ敗。何爲レ還。諸大夫皆欲レ還。子服惠伯曰。不レ知所レ爲。姑從レ君乎。叔仲曰。子之來也。非レ欲レ安レ身也。爲二國家之利一也。故不レ憚レ勤レ遠而聽二於楚一。非レ義レ楚也。畏二其名與レ衆也。夫義レ人者。固慶二其喜一而弔二其憂一。

なり。いま王死すとも、その名未だ改らず、その衆いまだ敗れず。何ぞ還るをなさん」と。諸大夫みな還らんと欲す。子服惠伯(五)曰く、「爲すところを知らず、姑く君に從はんか」と。叔仲曰く、「子(六)の來るや、身を安んずるを欲するにあらざるなり。國家の利のためなり。故に(七)遠きを勤むるを憚らずして楚に聽くにて、楚を義とするにあらざるなり。その名と衆とを畏れてなり。それ人を義とするものにも、もとよりその喜を慶してその憂を弔す。況んや畏れて(八)服するものをや。畏(九)を聞きて往き、喪(一〇)を聞きて還らば、苟も芊姓(一一)實に嗣がば、それたれかこれに代つて喪に任らん(一二)や。

㊀ 魯の成公の子名は午。宋の盟のために、その盟主なる楚に朝せんとして漢水まで行き ㊁ 楚の恭王の子名は昭 ㊂ 魯の大夫にて、叔仲惠伯の孫名は帶。一人とは康王一人也 ㊃ 楚が大國となりて盟主の名ある也、衆とは、地を略せること多く、士卒おほきをいふ也。即ちこれに畏れて服從の意をあらはすために來れるなりと也 ㊄ 子服惠伯は魯の大夫にて、中孟它の子、名は椒 ㊅ 子服惠伯 ㊆ 楚への遠き道を勤めてゆくをいふ。憚は難也。即ち難しとせずしての意也。楚に聽くとは楚に朝してその命をきく意。楚を義とす云々とは、楚が義あるが故に、

及匏有苦葉矣。不知其它。叔譽退、召舟虞與司馬曰、夫苦匏不材於人、共濟而已。魯叔孫賦匏有苦葉、必將涉矣。具舟除隧。不共有法。是行也、魯人以莒人先濟。諸侯從之。

襄公如楚。及漢、聞康王卒。欲還。叔仲昭

除へ。共へずんば法あらん」と。(一〇)この行や、魯人莒人を以ゐてまづ濟る。(一一)諸侯これに從へり。

(一) 川の名。濟は渡なり、その意は、魯の襄公十一年に、晉の悼公が鄭を伐ちしに、秦人、晉を伐つて以て鄭を救へり。襄公十四年に晉が六卿をして諸侯の大夫を帥ゐて秦を伐たしめしに、涇水まで至りて、それよりこの川をまづ渡りて進むものなかりきと也 (二) 晉の大夫なる羊舌肸 (三) 秦を伐つの事に就て、何等議するところありしと也 (四) 叔孫穆子の名。業は事也 (五) 詩經の國風の邶風の篇の名。即ち己の詩の心にしたがつて事をなすのみ。その他の事は知らずと也。它は、他に同じ。匏有苦葉の詩に匏に苦き葉あり。濟りに深き渉あり。深くば則ち厲し、淺くば則ち掲せよとあるをいへるなり。衣をきて水をわたるに、帶より以上を浸す時に、帶のぬるゝほどにてわたるを厲しといひ、水が膝に及ばざる時に、もすそをかゝげてわたるを掲すといふ。即ち進みてわたるべきを知れども、その他の事を知らざる意をほのめかせるなり (六) 舟虞は舟を掌るもの、司馬は兵を掌るものなり (七) にがき葉のあるひさご也。材は用也、即ちにがきひさごは、人の食用に供すべからざるが故に、人にきりとらるゝことなしと也 (八) 腰にひさごを結び川をわたるとき、ひさごを結びつければ、沈まぬゆゑ、水をわたるに供すべしと也 (九) 道也。即ち、なんぢ舟虞は、わたるべき舟をとりそろへ、なんぢ司馬は、道をはらへと也 (一〇) 具也、そなふ也。法は刑罰なり。即ちこれらをとゝのへずんば、刑罰に處せんと也 (一一) 用也、ひきゐる也。

(一)襄公、楚に如かんとして漢に及び、(二)「康王卒す」と聞きて還らんと欲す。(三)叔仲昭伯曰く、「君の來るや、一人の爲にするにあらざるなり。その名とその衆との爲

賦一以共二從者一。猶懼レ有レ討。若爲二元侯之所一以怒二大國一。無二乃不可一乎。弗レ從。遂作二中軍一。自レ是齊楚代討二於魯一。襄昭皆如レ楚。

諸侯伐レ秦。及レ涇莫レ濟。晉叔嚮見二叔孫穆子一曰。諸侯謂二秦不恭一而討レ之。及レ涇而止。於レ秦何益。穆子曰。豹之業。

戰を宣するをいふ。師とは天子の帥ゐる六軍の衆也 (四) 諸侯の中にて、王の卿士となれる人をいふ (五) 諸侯の長にて、大國の君。師は三軍の衆也 (六) 命卿にて、天子より命ぜられて卿となり、元侯につかへてこれをたすくるもの。天子の命を奉じて、不義を征すと也 (七) 國の君。天子より命ぜられし二人の命卿をその下に有し、更に、その君の命ぜし一卿をその下に有すれども、三軍の師を有せずと也 (八) 諸侯が教へし、武衛の士をいふ。賓は佐也 (九) 小なる諸侯。その部下に大夫を有すれども命卿を有せずと也。賦とは、國中より召集せし兵車甲士也 (一〇) 征は正也、その罪を正す意。慝は惡也 (一一) 魯國は (一二) 齊や楚の (一三) みつぎものやわりあてをいふ。繕は治也。從者に共すとは、大國の從者に供給する意。なほ討つあるを懼るとは、供給の少きが爲に、誅討せらるゝをおそると也 (一四) 元侯のなすまねをしてと也。卽ち三軍をつくるは、元侯のなすところなるが故なり (一五) 魯が中軍を編成して、三軍をつくれりと也 (一六) 襄は襄公、昭は昭公、皆魯の君にて、楚に朝してその臣下の如く事へしをいふ。

諸侯秦を伐ち、涇に及んで(一)濟るなし。晉の叔嚮、叔孫穆子を見て曰く、「諸侯、秦を不恭なりと謂つてこれを討じ、涇に及んで止らば、(二)秦に於て何の益あらん」と。(三)穆子曰く、「(四)豹の業は、(五)匏有苦葉に及べり、その宅を知らず」と。叔嚮退きて(六)舟虞と司馬とを召して曰く、「(七)それ苦匏は人に材られず。(八)濟りに共するのみ。魯の叔孫の匏有苦葉を賦せるは、必ず將に涉らんとするなり。舟を具へ(九)隧を

以二大禮一重レ之、以二六德一。敢不二重拜一。

季武子爲二三軍一。叔孫穆子曰。不可。天子作レ師。公帥レ之。以征二不德一。元侯作レ師。卿帥レ之。以承二天子一。諸侯有レ卿無レ軍。帥二教衞一以贊二元侯一。自二伯子男一有二大夫一無レ卿。帥レ賦以從二諸侯一。是以上能征レ下。下無二姦慝一。今我小侯也。處二大國之間一。繕二貢

季武子三軍を作る。叔孫穆子曰く、「不可なり。天子師を作せば、公これを帥ゐて以て不德を征し、元侯師を作せば、卿これを帥ゐて以て天子に承く。諸侯は卿ありて軍なし。教衞を帥ゐて以て元侯を贊く。伯子男よりは、大夫ありて卿なく、賦を帥ゐて以て諸侯に從ふ。これを以て、上よく下を征して、下に姦慝なし。いまわれは小侯なり、大國の間に處り、貢賦を繕めて以て從者に共すとも、なほ討つあるを懼る。もし元侯の所をなして以て大國を怒らせば、乃ち不可なるなからんや」と。從はず。遂に中軍を作る。これより齊楚かはるがはる魯を討ち、襄昭みな楚に如けり。

(一) 魯の卿にて、季文子の子なる季孫夙　(二) 大國の諸侯の帥ゐる軍勢。爲は作也。魯の伯禽の封ぜられし時、魯は三軍即ち一萬二千五百人の三倍の軍を有せり。その後衰へて二軍となり居りしを、武子が全軍を專にせんと欲せしが故に、中軍を増して三軍となし、三家おのおのその一を征せしなり。事は魯の襄公の十一年にあり　(三)

以況二使臣一。臣敢不レ拜レ況。夫鹿鳴君之所三以嘉二先君之好一也。敢不レ拜レ嘉。四牡君之所三以章二使臣之勤一也。敢不レ拜レ章。皇皇者華君教二使臣一曰。每懷靡レ及。諏謀度詢。必咨二於周一。敢不レ拜レ教。臣聞レ之。曰。懷レ和爲二每懷一。咨レ才爲レ諏。咨レ事爲レ謀。咨レ義爲レ度。咨レ親爲レ詢。忠信爲レ周。君況二使臣一

ふ。大は肆夏文王の三篇をいふ。舍は捨也 (八) 鹿鳴以下三篇をいふ。禮を加ふとは拜せしをいふ (九) 寡德の君の意にて、主君なる魯の襄公を謙遜していへるなり。豹は、叔孫穆子の名 (一〇) 晉の悼公をいふ。諸侯の故とは、諸侯を待遇する古禮によりての意 (一一) 賜也。大禮とは、諸侯を遇する饗禮をいふ (一二) 樂章の名、肆夏一名を樊といひ、韶夏一名を遏といひ、納夏一名を渠といふ。九夏の中の頭なり。金奏とは鐘を以て樂を奏する也 (一三) 牧伯にて諸侯の長をいふ (一四) 詩經大雅の篇名。この三篇はみな文王・武王の聖德ありて、天の輔祚するところ、その徵應符驗天に著見す。乃ち天の命にして、人力にあらざるをほめし也 (一五) 善良なる德。これによりて、國君の善良なる德を昭かにして國君のよしみを通ぜし也と也 (一六) かゝる大禮の樂を樂人の奏するは、樂人がみづからその樂を修習の餘、これに及べりと思へるが故に、敢て答拜せざりきと也 (一七) 伶人にて樂官。簫は樂器、管を編みてこれをつくるものをいふ (一八) 善也、よみする也。鹿鳴の歌に曰く、われ嘉賓あり、德音はなはだ昭かなりと。それ鹿鳴の歌は、使者たるものが、先君の好を修めんとするをよみして、君がその使者に賜ふ樂なりと也 (一九) 君が使臣を勞する樂なり。章は著也、その意は臣がいま命を奉じて國外に勤勞するにあたり、その情を述べて以て、これを歌樂せり。その勤勞をあらはす所以なりと也 (二〇) 君が使臣をつかはすときの樂也。皇皇は煌煌也、きらきらとかゞやくさま (二一) 君命を國外にて果すについて、もし及びいたらぬことなきかと、つねに思慮を周密にして備へよと也 (二二) 物事をとひはかること。周は忠信なり。その意は、諏謀度詢するに、必ずまさに忠信の人にとふべしと也 (二三) 今臣がこの樂の教をうくるが故に、あに拜せざるべけんやと也 (二四) 國交の和好ならんことをおもふと也。才は事の誤傳に、事を咨ふを諏となすとあり。事を咨ふは難を咨ふの誤なるべし。傳に難を咨ふを謀となすとあり。義を咨ふは、禮義を咨ふ意。度は謀に同じ。親を咨ふとは、親戚の謀をとふ意。忠信云々とは、忠信の人にとふを周となすといふ意 (二五) 諏・謀・度・詢・咨・周をいふ。即ちこれを樂によりて臣に敎へたまふと也。

禮也。對曰、寡君使豹來繼先君之好。君以諸侯之故。貺使臣以大禮。夫先樂金奏肆夏樊遏渠。天子所以饗元侯也。夫歌文王大明緜。則兩君相見之樂也。皆昭令德以合好也。皆非使臣之所敢聞也。臣以爲肄業及之。故不敢拜。今伶簫詠歌及鹿鳴之三。君之所

て詠歌して、鹿鳴の三に及べるは、君の使臣に貺ふ所以なり。臣敢て貺を拜せざらんや。夫れ鹿鳴は、君の先君の好を嘉くする所以なり。敢て嘉を拜せざらんや。四牡は、君の使臣の勤を章はす所以なり。敢て章を拜せざらんや。皇皇者華は、君使臣に教へて曰く、「毎に懷へ、及ぶ靡けんと。諏謀度詢、必ず周に咨へ」と。敢て教を拜せざらんや。臣これを聞く、「和を懷ふを每懷となし、才を咨ふを諏となし、事を咨ふを謀となし、義を咨ふを度となし、親を咨ふを詢となし、忠信を周となす」と。君、使臣に貺ふに大禮を以てし、これに重ぬるに六德を以てす。敢て重拜せざらんや」と。

(一) 魯の卿にして、叔孫僑如の弟なり (二) 悼公まづ穆子のために、肆夏文王などの〳〵三篇を奏せしに拜せず、鹿鳴の三篇を奏すに至りて、樂を拜すること三たびせりと也。鹿鳴の三は、詩經小雅の鹿鳴・四牡・皇皇者華の三篇をいふ。及は至也 (三) 賓客の禮を掌る官 (四) わが國をしづめ治むといふ意にて、ともに聘使に對する謙辭 (五) 肄は習也、不敢とは、てあつからずとの意にて、これも謙辭。聘使を賓客に擬せずして、聘使の從者をさすは、これも謙辭なり (六) 樂を以て禮を節し、ほどよくする也、その意は君が先君の禮を用ひて聘使の從者の接待をほどよくせりと也 (七) わが寵愛する子といふ意にて、叔孫穆子をさしていづかしめ、君が音樂を奏して其の禮をほどよくせりと也

叔孫穆子聘ニ於晉。晉悼公饗レ之。樂及ニ鹿鳴之三一而後。拜レ樂三。晉侯使ニ行人問一レ焉曰。子以ニ君命一鎭ニ撫敝邑。不腆先君之禮。以辱ニ從者。不腆之樂以節レ之。吾子舍ニ其大一而加ニ禮於其細。敢問何

卷第五

魯語下

(一)叔孫穆子晉に聘す。晉の悼公これを饗す。(二)樂鹿鳴の三に及りて後に、樂を拜すること三たびす。晉侯、(三)行人をしてこれに問はしめて曰く、「子、君命を以て(四)敝邑を鎭撫す。(五)不腆なる先君の禮以て從者を辱め、不腆の樂以てこれを節せり。(六)吾子其の大を舍てゝ、禮を其の細に加ふ。敢て問ふ、何の禮ぞや」と。(七)對へて曰く、「(八)寡君、(九)豹をして來つて先君の好を繼がしむ。(一〇)君、諸侯の故を以て、使臣に況ふ(一一)に大禮を以てせり。それまづ樂の(一二)肆夏・繁・遏・渠を金奏するは、天子の元侯を饗す(一三)る所以なり。それ(一四)文王・大明・緜を歌ふは、則ち兩君相見ゆるの樂なり。みな令德(一五)を昭かにして、以て好を合するなり。みな使臣の敢て聞くところにあらざるなり。(一六)臣おもへらく、業を肄ひてこれに及べりと。故に敢て拜せざりき。いま伶(一七)、簫も

妾不衣帛。馬不食粟。人其以子為愛。且不華國乎。文子曰。吾亦願之。然吾觀國人。其父兄之食麤而衣惡者猶多矣。吾是以不敢。人之父兄食麤衣惡。而我美妾與馬。無乃非相人者乎。且吾聞以德榮為國華。不聞以妾與馬。文子以告孟獻子。獻子囚之七日。自是子服之妾。衣不過七升之布。馬餼不過稂莠。文子聞之曰。過而能改者民之上也。使為上大夫。

これを以て敢てせず。人の父兄の麤を食ひ惡を衣るに、われ妾と馬とを美にせば、乃ち人に相たるものにあらざるなからんや。かつわれ德榮を以て國華となすを聞く。妾と馬とを以てするを聞かず」と。文子以て孟獻子に告ぐ。獻子これを囚すること七日。これより子服の妾、衣、七升の布に過ぎず、馬餼、稂莠に過ぎず。文子これを聞いて曰く、「過ちてよく改むるものは、民の上なり」と。上大夫たらしめたり。

(一)魯の宣公と成公と也。相は宰相の官 (二)魯の孟獻子の子なる子服它なり (三)吝嗇、をしむ也 (四)かゝる吝嗇なる質心にては、そのつかさどる國を榮華にすることは能はざらんかと也。華は榮華にて、國を光りかゞやくやうにすること (五)國の榮華ならんことを願ふと也 (六)粗惡、まづき食物也 (七)德の榮顯なるもの、德のさかえかゞやくを以て、國の光のかゞやくものとなすと也 (八)仲孫它の父なる仲孫蔑なり (九)拘也、とらふる也。その子の仲孫它の不明を怒りて、七日間家の一室に拘留して出さゞりし也、(一〇)子服氏、即ち它なり (一一)升は八十のいとすぢ也。七升のいとすぢにて織りたる粗末なる衣をいふ (一二)馬餼は馬のかひば、即ち秣也。稂はいぬあは。莠ははぐさ (一三)大夫の首席をいふ

專則不能。使至於殄滅而莫之恤也。將安用之。桀奔南巢。紂踣於京。厲流於彘。幽滅於戲。皆是術也。夫君也者。民之川澤也。行而從之。美惡皆君之由。民何能爲焉。

季文子相宣成。無衣帛之妾。無食粟之馬。仲孫它諫。曰。子爲魯上卿。相二君矣。

察なり、あきらめ察するなり〔一〇〕君も民もみなすでに邪におちいりて、すくふこと能はざるにいたると也。陥は墜也、おちいる也。振は救ふ也〔一一〕善政を以てこれを導かんとすとも、民が承知せずと也〔一二〕專ら法則を以てこれを正さんとすとも能はずと也〔一三〕君が滅亡するを見ても、本氣にてこれを憂ふるなきにいたらば、いづくんぞその君を用ひて政をとらしめんと也。殄は滅也。恤は憂也〔一四〕夏の桀王。南巢は、揚州の地、巢伯の國也。殷の湯王に攻められて、南巢にて死せしなり〔一五〕殷の紂王也。京は殷の都也。踣は斃也。紂王が周の武王に攻められて京師にてたふれしをいふ〔一六〕周の厲王なり。彘は晉の地名。沠は流の古字。幽は周の幽王なり。戲は水名にて西周にあり。幽王が西戎に攻められて、戲水に敗れ驪山に死せしをいふ。術は道也。即ちこれらはみな威を失ひ禍多かりしために、自然に招きし道なりと也〔一七〕君をば川澤にたとへ、民をばそれにすむ魚にたとへしなり。即ち魚は川澤にゆきて、川の美惡によりて、或は肥え或はやするが如く、人民もその君の善惡によりて、或は善ともなり或は惡ともなるにて、民がひとりみづから進んで邪惡をなすものにあらずして、その君によるものなりと也

〔一〕季文子宣・成に相たり。帛を衣る妾なく、粟を食む馬なし。〔二〕仲孫它諫めて曰く、「子は魯の上卿たり。二君相たり。妾、帛を衣ず、馬、粟を食まず。人それ子を以て〔三〕愛むとせん。〔四〕かつ國を華にせざらんか」と。文子曰く、「われもまたこれを願ふ。〔五〕然れどもわれ國人を觀るに、その父兄の〔六〕麤を食みて惡を衣るもの、なほ多し。われ

晉人殺厲公。邊人以告。成公在朝。公曰。臣殺其君。誰之過也。大夫莫對。里革曰。君之過也。夫君人者其威大矣。失威而至於殺。其過多矣。且夫君也者。將牧民而正其邪者也。若君縱私回而棄民事。民旁有慝。無由省之。益邪多矣。若以邪臨民。陷而不振。用善不肯。

晉人厲公を殺す(一)。邊人(二)以て告ぐ(三)。成公(四)朝に在り。公曰く、「臣のその君を殺せしは、たれの過ぞや」と。大夫對ふるものなし。里革曰く、「君の過なり。それ人に君たるものは、その威大なり。威を失ひて殺に至るは、その過多ければなり。かつそれ君は民を牧ひて(五)、その邪を正さんとするものなり(六)。もし君私回(七)を縱にして民事を棄て、民旁く(八)慝ありとも、これを省るに由なくば、邪を益すこと多し。もし邪を以て民に臨まば、陷りて振はれず。善を用ひんとすとも肯はず。はた則を專にせんとすとも能はず(九)。殄滅してこれを恤ぶるなきに至らしめば(一〇)、はた安んぞこれを用ひん。桀、南巢に奔り(一一)、紂、京に踣れ(一二)、厲、彘に流され(一三)、幽、戲に滅びしは、みなこれ術なり(一四)。それ君は民の川澤なり。行きてこれに從ふ。美惡はみな君にこれ由る。民何ぞよく爲さん」と。

(一) 晉の欒書と中行偃とが晉の厲公の道なきを憤りて弑せしをいふ。殺は弑に同じ (二) 關門を守る役人也 (三) これを魯の成公に報告せしなり (四) 魯の宣公の子にて、名は黒肱 (五) 牧也、やしなひみちびく意 (六) 民の邪をすくひて正さんとするものなりと也 (七) よこしまなる私ごと。回は邪也 (八) 徧也、あまねく也。旁は徧なり (九)

大祿一。皆怨府也。其君驕而多レ私。勝レ敵而歸。必立二新家一。立二新家一不レ因レ民不レ能レ去レ舊。因レ民非レ多レ怨民無レ所レ始。爲二怨三府一。可レ謂レ多矣。其身之不レ能レ定。焉能予二人邑一。鮑國曰。我信不レ若レ子。若鮑氏有レ釁。吾不レ圖矣。今子圖レ遠以讓レ邑。必常立矣。

んと欲し、その覇たる晉侯に讒せしかば、晉侯季文子をとらへたり。晉の執政なる郤犫の妻は、聲伯の外妹なるが故に、魯の成公が、聲伯をして晉にゆきて季文子の罪を謝し、これを魯に引きとることを請はしめし也 (四) 郤犫は晉の卿即ち執政なる苦成叔なり。妻の姻戚なるが故に、聲伯を親み、爲に邑を請ひてこれに與へんとせしなり (五) これを辭退し、受けずして魯國にかへれりと也 (六) 鮑叔牙の玄孫なる鮑文子也、齊を去り、魯にゆきて、施孝叔の臣となれる人 (七) 苦成は郤犫の邑の名、叔はその字 (八) その棟を大にせざれば、重き家を支ふるにたふる能はず、而して國家はど重きものなし。この國家を支ふる棟は、德を積むより外にまされるものなしと也。棟はむなぎ。厚は大也。任は勝也、たふる也 (九) 晉と魯と也 (一〇) 任は負荷なり、身に引受けて治めんとするをいふ (一一) その家の滅ぶるをいふ (一二) その邑をうけて、これに近づけは、その病に感染して自分もまた災をうくるおそれあるが故に、辭退せしなりと也。疾は疫癘也、流行病也。易は轉移なり。即ち病の感染するをいふ (一三) 三つの滅亡すべき兆候ありと也 (一四) 怨の集るところを府といふ (一五) 晉の厲公をいふ (一六) 嬖臣多きをいふ (一七) もしその寵臣なる胥童の輩が敵なる楚を破り、これに勝つて歸れば、これらを大夫となさんとせんと也。敵とは楚也大夫を家といふ (一八) 新に家を立て大夫となすには、人民が舊大夫を惡み、これを去らんとするにあらざれば、舊家即ち舊大夫を除いて、そのあとがまに入るゝこと能はずと也 (一九) 民の怨むことあるに因るとも、その怨の多きにあらざれば、民はその舊家を伐つてこれを始むるをなしと也 (二〇) 然るに郤犫は、今怨の三つの集りを有すと也 (二一) その身をすら安定すること能はざるに、いかんぞ人に邑を與ふるを得んと也 (二二) もし將來わが鮑氏の家に禍のきざしありとも、われ德なきが故に、あらかじめこれをはかり防ぐ計を立つること能はずと也。釁は、兆なり、きざしをいふ (二三) 子はかゝる遠慮あるが故に、永く禍を免れて、その位を保ち子孫を全うせんと也。立たんとは、その位に立たんと也

邑。弗受也。歸。鮑國謂之曰。子何辭苦成叔之邑。欲信讓邪。抑知其不可乎。對曰。吾聞之。不厚其棟。不能任重。重莫如國。棟莫如德。夫苦成叔家欲任兩國。而無大德。其不存也。亡無日矣。譬之如疾。余恐易焉。苦成氏有三亡。少德而多寵。位下而欲上政。無大功而欲

るか。そも〳〵その不可を知れるか」と。對へて曰く、「その棟を厚うせざれば、重きに任ふる能はず。重きは國に如くはなく、棟は德に如くはなし」と。それ苦成叔家は、兩國を任はんと欲して大德なし。それ存せざるなり。亡びんこと日なからん。これを譬へば疾のごとし。余は易るを恐る。苦成氏には三亡あり。德少くして寵多く、位下くして上政を欲し、大功なくして大祿を欲す。みな怨の府なり。その君驕りて私多し。敵に勝つて歸れば、必ず新家を立てん。新家を立つるに、民に因らざれば、舊を去る能はず。民に因るとも、怨多きにあらざれば、民始むるところなし。怨の三府たり。多しと謂ふべし。その身の定むる能はざる、焉んぞよく人に邑を予へん」と。鮑國曰く、「われ信に子に若かず。もし鮑氏釁ありとも、われは圖らず。今子遠きを圖りて以て邑を讓る。必ず常に立たん」と。

魯の大夫にて、宣公の邸　往也、ゆく也　魯の叔孫僑如、その權を專にせんが爲に、季氏を去らしめ

無㆑藝也。公聞㆑之曰。吾過而里革匡㆑我。不㆓亦善㆒乎。是良罟也。爲㆑我得㆑法。使㆓有司藏㆑之。使㆓吾無㆑忘㆑諗。師存侍曰。藏㆑罟不㆑如㆑寘㆓里革於側㆒之不㆑忘也。

子叔聲伯如㆑晉謝㆓季文子㆒。郤犨欲㆑與㆓之

育を扶くる所以なりとなり。水蟲とは魚鼈の類。罝は兎を捕ふる網。羅は鳥をとる網。矠は串にさす也。夏槁とは夏は魚鼈を取るを得ざるが故に此の春時に於て乾魚として、夏季のたくはへとするをいふ。槁は枯なり、ほす也、鳥は長なり 〔一七〕 立夏に、鳥獸すでに發育し、水蟲のはらむ時をいふ 〔一八〕 罝は、まさに罜につくるべし。罜は魚をとるあみ。罜麗とは、魚を捕る小網 〔一九〕 穽は獸をとるおとし穴。鄂は、獸の走るをさへぎりとむるもの 〔二〇〕 獸を以て宗廟の庖厨にあつる意 〔二一〕 この間に魚鼈を長ぜしめて、四時の食をたくはへて、國の財用を足すなりと也 〔二二〕 蘖は、ひこばえにて、木の切株より生ずる芽。槎は斫也、きる也 〔二三〕 草木の未だ發育せざるものをいふ 〔二四〕 鯤は魚の子。鮞は、魚のいまだ發育せざるもの 〔二五〕 麑は鹿の子、麌は麋即ちとなかいの子 〔二六〕 鷇は、鳥の子、ひよこ 〔二七〕 成也、發育せしむる意 〔二八〕 蚳はありのたまご。蝝はいなごの子 〔二九〕 捨也、すつる也 〔三〇〕 衆物なり 〔三一〕 ましふやす意 〔三二〕 今や魚がその雄に分れて子を孕み、魚類の繁殖をはかる時季なりと也 〔三三〕 かゝる時に際し、魚を繁殖生長さする様に人民に敎へずして、またあみを用ひて捕へしめんとせしむるは、きはまりなき自然物のむさぼり方なりと也、藝は極也、きはまり也 〔三四〕 自分が罟にて魚を捕へんとせしために、里革よりこのよき訓言を得たり。故にこの罟は自分をして里革の言を忘れしめざる記念とすべき良き罟なりと也 〔三五〕 法とは、守るべき法則也 〔三六〕 告也。即ち里革の告げたること也 〔三七〕 師は樂師、存はその名 〔三八〕 寘なり、おく也

（一）子叔聲伯、晉に如き（二）て季文子を謝す（三）。郤犨これに邑を與へんと欲す（四）。受けず、歸（五）れり。（六）鮑國これに謂つて曰く、「子何ぞ苦成叔の邑を辭する（七）。信に讓らんと欲す

也。鳥獸孕、水蟲成、獸虞於是乎禁罝羅、矠魚鱉以爲夏犒、助生阜也。鳥獸成、水蟲孕、水虞於是乎禁罝罜䍡、設阱鄂、以實廟庖、畜功用也。且夫山不槎蘖、澤不伐夭、魚禁鯤鮞、獸長麑䴠。鳥翼鷇卵、蟲舍蚳蝝、蕃庶物也、古之訓也。今魚方別孕、不教魚長、又行網罟、貪

らず、魚は鯤鮞を禁じ、獸は麑䴠を長じ、鳥は鷇卵を翼し、蟲は蚳蝝を舍つるは、庶物を蕃するなり。古の訓なり。今魚まさに別れて孕む。魚の長ずるを教へずしてまた網罟を行ふは、貪藝りなきなり」と。公これを聞きて曰く、「われ過てり。しかるに里革われを匡す、また可からずや。これ良罟なり。わが爲に法を得しめたり。有司をしてこれを藏めしめて、われをして諗を忘るゝなからしめよ」と。師存侍りて曰く、「罟を藏むるは、里革を側に置くの忘れざるに如かざるなり」と。

(一) 宣公が命じて、あみを泗水の淵にひたして、魚をとらしめし也。濫は漬なり、ひたす也 (二) 里革 (三) 古への制度によればの意 (四) 寒氣初めて下るにて、季冬大寒の節をいふ (五) 土中に蟄藏したる昆蟲のうごき出すをいふ (六) 漁師也。川澤の禁令を掌る (七) 罛は魚をとるあみ。罶は笱に同じ、やな也 (八) しらべて講習する意 (九) 大寢 (一〇) 寢廟の類 (一一) 廟にすゝめたてまつる也 (一二) 寢廟に同じ。寢は廟の古字、みたまやなり (一三) 供へたてまつる也 (一四) 國人をして、悉く解きて魚をとらしむるをいふ (一五) 時にのびあがらんとする陽氣を助けなさしむるなりと也 (一六) 鳥獸の繁殖をはじめ、魚鼈の既に羽育を遂げたる春季には、獸虞即ち鳥獸の禁令を掌る者は令を發して鳥獸を捕獲することを禁じ、魚鼈を捕へ、ほし魚とし、夏のたくはへとなす。これ則ち鳥獸の生

曰。毀ㇾ則者爲ㇾ賊。掩ㇾ賊者爲ㇾ藏。竊ㇾ寶者爲ㇾ軌。用二軌之財一者爲ㇾ姦。使三君爲二藏姦一者不ㇾ可ㇾ可ㇾ去也。臣違二君命一者亦不ㇾ可ㇾ不ㇾ殺也。公曰。寡人實貪。非二子之罪一也。乃舍ㇾ之。

翌日有司が君命に從ひ太子僕を夷に流したる旨を紀公に反命せし也。有司は司寇にて、司法官なり。復命とは君命を奉じて、之を執行したる旨を申上ぐるなり 〔一六〕 紀公が僕人を詰問せしなり 〔一七〕 里革が文書を書き改めし旨をこたへし也 〔一八〕 里革をとらへしをいふ 〔一九〕 君命にそむくものは、所罰せらるゝことを聞けるかと也 〔二〇〕 死ぬる覺悟にて、筆をふるひて、書き改めたりと也 〔二一〕 何ぞその所罰せらるゝを聞くにとゞまるのみならんや、よく承知したる上にてなしたることなりと也 〔二二〕 法なり、法律なり 〔二三〕 かくしかばふをいふ 〔二四〕 ぬすみたる寶 〔二五〕 そこで里革の罪をゆるせりと也。舍は釋也、ゆるす也

宣公夏濫二於泗淵一。里革斷二其罟一而棄ㇾ之。曰。古者大寒降。土蟄發。水虞於ㇾ是乎講二罛罶一。取二名魚一。登二川禽一。而嘗二之寢廟一。行二諸國人一。助二宣氣一。

宣公、夏泗淵に濫す。(一) 里革その罟(二)を斷ちて、これを棄てゝ曰く、「古(三)大寒(四)降り、土蟄(五)發すれば、水虞(六)こゝに於てか罛罶(七)を講じ(八)、名魚を取り川禽(九)を登せて(一〇)、これを寢廟(一一)に嘗めしめ、これを國人に行ふは、宣氣を助くるなり。(一二)鳥獸孕み水蟲成れば、獸虞(一三)こゝに於てか、罝羅(一四)を禁じ魚鼈を稓して(一五)、以て夏槁となすは、(一六)生阜を助くるなり。鳥獸成り水蟲孕めば、(一七)水虞こゝに於てか、罝罜麗(一八)を禁じ穽鄂(一九)を設けて以て廟庖(二〇)に實つるは、(二一)功用を畜ふるなり。かつそれ山に糵(二二)を槎らず、澤に夭(二三)を伐

爲我予之邑。今日必授。無逆命矣。里革遇之。而更其書曰。夫莒太子殺其君而竊其寶來。不識窮固又求自邇。爲我流之於夷。今日必通。無逆命矣。明日有司復命。公詰之。僕人以里革對。公執之曰。違君命者。女亦聞之乎。對曰。臣以死奮筆。奚啻其聞之也。臣聞之。

有司復命す。公これを詰る。僕人里革を以て對ふ。公これを執へて曰く、「君命に違ふものは、女もまたこれを聞くか」と。對へて曰く、「臣死を以て筆を奮ふ。奚ぞ啻にそれこれを聞くのみならんや。臣これを聞く。曰く、『則を毀るものを賊となし、賊を掩すものを藏となし、賓を竊むものを宄となし、宄の財を用ふるものを姦となす』と。君をして藏姦たらしむるものは、去らざる可からず。臣の君の命に違ふものもまた殺さざる可からず」と。公曰く、「寡人實に貪れり。子の罪にあらざるなり」と。乃ち之を舍せり。

(一) 莒の紀公、僕及び季佗を生む。既に僕を立てゝ太子となし、又季佗を愛して僕を黜く。僕故に紀公を殺ししなり。殺は弑也、上の人を殺すをいふ (二) 寶玉 (三) 莒の國よりにげて魯に來りしをいふ (四) 宣公は、魯の文公の子にして、名は倭 (五) 官名 (六) 魯の正卿にして、季孫行父也。卿也 (七) わが國にの意 (八) 與しとしないての意。僕は[illegible]也 (九) 領地 (一〇) 魯の太史にして、名は克 (一一) 公の書を見て、太子が父を弑せる大罪を犯せるにかゝはらず、これを優遇せんとするを驚きて、その書を書き改めし也 (一二) こまつて身のおきどころなきをいふ。固は陋也、すたるゝ也 (一三) わが魯に近づきて、救をもとむと也。邇は近也。即ちその身が、むしつまりて身のおきどころなきを自覺せずして、みづから來りて、救をわが魯に求むと也 (一四) 支那東方の野蠻國也 (一五) その

之亦不祥。犯二鬼道一二。犯二人道一二。能無レ殃乎。侍者曰。若有レ殃焉在。抑刑戮也。其天札也。曰。未レ可レ知也。若血氣強固將二壽寵得一レ沒。雖二壽而沒一。不レ爲レ無レ殃。既其葬也。焚煙徹二於上一。

れを上位にのぼせ、その祖たるものを下位におかんとすと也 〔一五〕契也 〔一六〕湯の父也 〔一七〕殷の湯王也 〔一八〕周祖の棄 〔一九〕文王の父 〔二〇〕周の文王武王也 〔二一〕殷周也 〔二二〕烝祭也 〔二三〕湯王と文王、武王とが明德のまされりとて、これを祖の上位にのぼせとなり 〔二四〕明德 〔二五〕祭神の位次を變更する意 〔二六〕鬼神に對する道 〔二七〕神の班をかふること、不明をのぼすこと、の二つ 〔二八〕順を犯すこと、逆を以て民に訓ふること、也 〔二九〕天は、わかじに也。札は流行病にかゝりて死するをいふ 〔三〇〕身體の勢力也 〔三一〕天壽を全うし、寵を保つ意 〔三二〕終也、死する也 〔三三〕その死體を入れて土中に埋めたる棺槨が、地中にてもえて、その煙が土中をとほして上にのぼれりと也。徹は達なり

莒大子僕殺二紀公一。以二其寶一來奔。宣公使下僕人以レ書命中季文子上曰。夫莒大子不レ憚下以二吾故一殺中其君上。而以レ寶來。其愛レ我甚矣。

莒の大子僕紀公を殺し、(一)その寶(二)を以て來奔(三)せり。宣公(四)僕人(五)をして、書を以て季文(六)子に命げしめて曰く、「かの莒の大子、(七)わが故を以てその君を殺すを憚(八)らずして寶を以て來る。そのわれを愛する甚し。わが爲にこれに邑(九)を予へよ。今日必ず授けて、命に逆ふ無かれ」と。(一〇)里革これに遇ひて、(一一)その書を更めて曰く、「かの莒の大子、その君を殺してその寶を竊んで來る。(一二)竆固を識らずして、又みづから邇く(一三)を求む。わが爲にこれを夷に流せ。(一四)今日必ず通ぜよ。命に逆ふ無かれ」と。(一五)明日

夏父弗忌爲宗。烝將躋僖公。宗有司曰。非昭穆也。曰。我爲宗伯。明者爲昭。其次爲穆。何常之有。有司曰。夫宗廟之有昭穆也。以次世之長幼。而等胄之親疏也。夫祀昭孝也。各致齊敬於其皇祖。昭孝之至也。故工史書世。宗祝書昭穆。猶恐其踰也。今將先明而後祖。

夏父弗忌(一)宗(二)となる。烝(三)して將に僖公を躋さんとす(四)。宗有司曰く、「昭穆(五)にあらざるなり」と。曰く(六)、「われ宗伯たり。明者を昭となし、その次を穆となす、何の常かこれあらん」と。有司曰く、「それ宗廟の昭穆あるや、以て世の長幼を次でゝ(七)冑(八)の親疏を等しくするなり。それ祀は孝を昭にするなり。おの〳〵(九)齊敬をその皇祖(一〇)に致すは、孝を昭にするの至なり。故に工史(一一)世を書し、宗祝(一二)昭穆を書するにも、なほその踰ゆる(一三)を恐るゝなり。今(一四)將に明を先にし祖を後にせんとす。玄王(一五)より以て主癸(一六)に及ぶまで、湯(一七)に若くはなし。稷(一八)より以て王季(一九)に及ぶまで、文武(二〇)に若くはなし。商(二一)、周の烝(二二)するや、未だ嘗て(二三)湯と文武とを躋せて踰ゆるをなさゞるなり。魯は未だ商周に若かず。しかるにその常を改めば、乃ち不可なるなからんや」と。聽かず、遂にこれを躋せり。展禽曰く、「夏父弗忌は必ず殃あらん。それ宗有司の言は順なり。僖また未だ明(二四)あらず。順を犯すは不祥なり。逆を以て民に訓ふるもまた不祥なり。神(二五)の班を易ふるもまた不祥なり。明ならずしてこれを躋す

也。祿次之食也。君議二五者一以建レ政。爲二不易一之故一也。今有司來命レ易三臣之署與二其車服一而曰。將下易二而次一爲中寬利上也。夫署所三以朝夕虔二君命一也。臣立二先臣之署。服二其車服。爲レ利故而易二其次一。是辱二君命一也。不二敢聞レ命。若罪也。則請納三祿與二車服一而違署。唯里人之所レ命レ次。公弗レ

を虔む所以なり。(一三)臣先臣の署に立ち、その車服を服し、利のためにしてその次を易へば、これ君命を辱むるなり。(一四)敢て命を聞かず、もし罪あらば、則ち請ふ、祿と車服とを納れて署を違らん。(一五)たゞ里人の次を命ずるところのまゝなり」と。(一六)公取らず。(一七)臧文仲これを聞いて曰く、「孟孫は善く守る。(一八)それ以て穆伯を蓋ひて、その後を魯に守るべきか」と。(一九)(二〇)公、郈敬子の宅を弛たんと欲し、(二一)またかくの如くす。對へて曰く、「先臣惠伯、(二二)以て司里に命ぜられ、嘗禘烝享の君胙を致すところのもの數あり。(二三)出入に事の幣を受けて、以て君命を致しゝものもまた數あり。今臣に命じて、次を外に更へんとす。(二四)有司の班を以て事を命ずるをなすに、(二五)乃ち違るなからんや。請ふ、司徒に從ひ、班を以て次を徙さん」と。公また取らざりき。

㊀ 魯の僖公の子にて、名は興 ㊁ 魯の大夫にして、公孫敖の子なる文伯穀なり ㊂ 役人の居る官宅 ㊃ 毀也、こぼつ也 ㊄ ひろき土地の意。卽ち子に外のひろき土地を與へて、子に利益を與へんと欲すと也 ㊅ 爵位ありて始めて政治を執ることを得るが故に、爵位は、政治のよりて建つもとなりと也。位は爵也。署は、公務を行

所ニ以生殖ㇾ也。及ニ九州名山川澤ㇾ所ニ以出ニ財用ㇾ也。非ㇾ是不ㇾ在ニ祀典ㇾ。今海鳥至。已不ㇾ知而祀ㇾ之。以爲ニ國典ㇾ。難ニ以爲ニ仁且知ㇾ矣。夫仁者講ㇾ功。而知者處ㇾ物。無ㇾ功而祀ㇾ之。非ㇾ仁也。不ㇾ知而不ㇾ問。非ㇾ知也。今茲海其有ㇾ災乎。夫廣川之鳥獸。恒知而避ニ其災ㇾ也。是歳也。海多ニ大風ㇾ。冬煖。文仲聞ニ柳下季之言ㇾ曰。信吾過也。季子之言。不ㇾ可ㇾ不ㇾ法也。使ㇾ書以爲ニ三筴ㇾ。

(一) 仰ぎ見て取る所也 (二) 木火土金水 (三) 財物を生殖して、民に利用する所なりと也 (四) 貴は[illegible]、仁[illegible]なるが故に、功を[illegible]と稱るをいふ (五) その民を分別して、國土とこるにならしむるをいふ (六) [illegible]の功ありてにこれをまつらしめしをいふ (七) [illegible]に同じ、あた、かな (八) 展禽なり[illegible]下に展禽の[illegible]、季は次也 (九) 展禽の言を三策に書して、三部にものゝ一通づゝ、持たしめたりと也。策は簡策。三部とは、司馬司徒司空

文公欲ㇾ弛ニ孟文子之宅ㇾ。使ㇾ請ㇾ之曰。吾欲ㇾ利ニ子於外之寛者ㇾ。對曰。夫位政之建也。署位之表也。車服表之章也。宅章之次也。

文公、孟文子の宅を弛たんと欲し、これに請はしめて曰く、「われ子を外の寛なるものに利せんと欲す」と。對へて曰く、「それ位は政の建なり。署は位の表なり。車服は表の章なり。宅は章の次なり。祿は次の食なり。君五者を議して以て政を建て、不易の故となすなり。今有司來つて、臣の署とその車服とを易ふるを命じて曰く、『將に而の次を易へて寛利をなさんとす』と。それ署は、朝夕君命

虞氏報焉。杼能帥㆑禹者也。夏后氏報焉。上甲微能帥㆑契者也。商人報焉。高圉大王能帥㆑稷者也。周人報焉。凡禘郊宗祖報。此五者國之典祀也。加㆑之以㆓社稷山川之神㆒。皆有㆑功烈於民㆒者也。及㆓前哲令德之人㆒。所㆔以爲㆓明質㆒也。及㆓天之三辰㆒。民所㆓以瞻仰㆒也。及㆓地之五行㆒。

德の人に及ぶは、(八)明質(九)となる所以なればなり。天の三辰に及ぶは、民の瞻仰(一〇)する所以なればなり。地の五行に及ぶは、(一一)生殖(一二)する所以なればなり。九州の名山川澤に及ぶは、財用を出す所以なればなり。これにあらざれば祀典にあらず。今海鳥至る。おのれ知らずしてこれを祀り、以て國典となす。以て仁かつ知となし難し。それ仁者は功を講じて、(一三)知者は物を處す。(一四)功なくしてこれを祀るは仁にあらざるなり。知らずして問はざるは知にあらざるなり。(一五)今茲海それ災あらんか。それ廣川の鳥獸は、恒に知つてその災を避くるなり」と。この歳や、海大風多く冬煖(一六)なりき。文仲、柳下季(一七)の言を聞きて曰く、「信にわれ過てり。季子の言、法とせざるべからざるなり」と。(一八)書以て三筴となさしめたり。

㊀有虞氏は、舜帝の子孫をいふ　㊁皇天を圜き丘にて祭るを禘といふ　㊂五帝を明堂に祭るを祖宗と云ふ　㊃上帝を南郊に祭るを郊といふ　㊄幕は舜の子孫なる虞思。よく顓頊にしたがひて、國利民福をはかりしが故に、有虞氏がこれを祭りて報德の意を表す　㊅杼は禹王の七世の孫少康の子なる季杼　㊆上甲微は、契の八世の孫、湯王の祖先也　㊇及ぶは、加祀の及ぶの意　㊈その德大にして民の明に信ずる所なれば也。　質は信なり

勤二其官一而水死。湯以レ寛治レ民而除二其邪一。稷勤二百穀一而山死。文王以レ文昭、武王去二民之穢一。故有虞氏禘二黄帝一而祖二顓頊一、郊レ堯而宗レ舜。夏后氏禘二黄帝一而祖二顓頊一、郊レ鯀而宗レ禹。商人禘レ舜而祖レ契。郊レ冥而宗レ湯。周人禘レ嚳而郊レ稷。祖二文王一而宗二武王一。幕能帥二顓頊一者也。有

の時代に明徳即ち教化をつかさどる役となりて、その功を完うせしかば、人民和睦するやうになれりと也（一〇）冥
也（一一）冥は殷の六世の孫にして、曹圉の子、夏の時代の水官となり、その職につとめて水に死せり（一二）周棄なる
紂王を放ちて、民の大患を除きしをいふ（一三）稷は、周の后稷、百穀を播し、民に農を教へ、終に黒水の山に死せ
しをいふ（一四）人民の忌み嫌へる殷の紂王をいふ

故に有虞氏は、黄帝を禘にして顓頊を祖にし、堯を郊にして舜を宗にせり。夏后氏は、黄帝を禘にして顓頊を祖にし、鯀を郊にして禹を宗にせり。商人は、舜を禘にして契を祖にし、冥を郊にして湯を宗にせり。周人は、嚳を禘にして稷を郊にし、文王を祖にして武王を宗にせり。幕は、よく顓頊に帥ひしものなり。有虞氏報ぜり。杼は、よく禹に帥ひしものなり、夏后氏報ぜり。上甲微は、よく契に帥ひしものなり。商人報ぜり。高圉・大王は、よく稷に帥ひしものなり、周人報ぜり。およそ禘・郊・宗・祖・報の、この五つのものは、國の典祀なり。これに加ふるに社稷山川の神を以てするは、みな民に功烈あるものなればなり。前哲令

夏之興也。周棄繼之。故祀以爲稷。共工氏之伯九有也。其子曰后土。能平九土。故祀以爲社。黄帝能成命百物以明民共財。顓頊能修之。帝嚳能序三辰以固民。堯能單均刑法以儀民。舜勤民事而野死。鯀鄣洪水而殛死。禹能以德修鯀之功。契爲司徒而民輯。冥

(一) 狀、鶴の如くにして大なる鳥の名。爰居といふ海鳥ありといふ意 (二) 魯の東の城門の外の意 (三) 文仲が、この鳥を知らず、神鳥なりと思ひて、國人をしてこれを祭らしめたりと也 (四) 臧孫が、迂濶にして政の要を知らざるをいへるなり。越は迂也、物事に暗きをいふ (五) 節は制也。大節とは大なる制度といふ意 (六) 制度は政治をなしとげさする所以のものなり (七) つゝしんでつくり定む (八) 國家の大法、典は法也 (九) 善き法制をつくりて、善き政事を民に向つて行ふをいふ (一〇) この類に屬するものにあらざれば、祀法の中に入りてあらずと也。族は類なり (一一) 炎帝神農氏の號、烈山より起りしが故にいふ (一二) 神農氏の子の名、よく穀物蔬菜を繁殖せしが故に、后稷の神として祀られたり (一三) 夏の禹王のその國を盛にするや、周の始祖たる棄が、よく柱のあとをうけつぎて、民の爲にはかりしかば、柱と棄とを合せまつりて稷神となせりと也。稷は穀物の神 (一四) 伏羲氏と神農氏との間にありし王 (一五) 九有は九つの領せる州にて、九州即ち支那全國也。有はたもつ義 (一六) 伯は長也。即ち共工氏が支那の王となりて、支那を治めし時にと也 (一七) 共工氏の裔子句龍は、黄帝を佐けて土官即ち土地をつかさどる官の長となりし人なればかく名く。后は君なり (一八) 九州の土なり (一九) 后土の神なり (二〇) 多くの物にそれ〴〵その名をつけて、その體を正すをいふ。命は名也 (二一) 爵位或は衣服等によりて、民の階級を明かにする也 (二二) 民に百物を取りてゆたかにすべきを教へたる也。共は供にて、供給する意 (二三) 黄帝の孫にして、昌意の子なる高陽氏なり (二四) 黄帝の功を修めしをいふ (二五) 日・月・星也。帝嚳がよく三辰を次序して以て曆を治め、時を明かにし、民に農業を教へて、これを安んぜしをいふ也 (二六) 帝嚳の庶子、陶唐氏 (二七) 國家を治むる制度 (二八) 正しくはどよくする也 (二九) 有苗を征して蒼梧の野に死せしをいふ (三〇) 防也、ふせぐ也 (三一) 殛は誅也、罰せられて殺さるゝをいふ。堯帝が鯀に洪水を治めしめしに、百川をさゝへふせぎて、その功績あがらず、堯帝よりてこれを羽山に殺しゝをいふ (三二) 禹王が洪水を治めて、父鯀の功を全うせしをいふ (三三) 契は殷の祖にて、堯帝

國之大節也。而節政之所レ成也。故愼制二祀一以爲二國典一。今無レ故而加レ典、非二政之宜一也。夫聖王之制レ祀也、法施二於民一則祀レ之。以レ死勤レ事則祀レ之。以レ勞定レ國則祀レ之。能禦二大災一則祀レ之。能扞二大患一則祀レ之。非二是族一也。不レ在二祀典一。昔烈山氏之有二天下一也、其子曰レ柱。能殖二百穀百蔬一。

や、法を民に施せば、則ちこれを祀り、死を以て事に勤むれば、則ちこれを祀り、勞を以て國を定むれば、則ちこれを祀り、よく大災を禦げば、則ちこれを祀り、よく大患を扞げば、則ちこれを祀る。この族にあらざれば、祀典に在らず。むかし烈山氏の天下を有つや、その子を柱と曰ふ。よく百穀百蔬を殖せり。夏の興るや、周の棄これを繼ぐ、故に祀りて以て稷となせり。共工氏の九有に伯たるや、その子を后土と曰ふ。よく九土を平ぐ、故に祀りて以て社となせり。黄帝は、よく百物を成命して以て民を明かにし財を共せり。顓頊はよくこれを修め、帝嚳は、よく三辰を序で、以て民を固くし、堯は、よく刑法を單均して以て民を儀くし、舜は、民事を勤めて野死し、鯀は、洪水を鄣へて殛死し、禹は、よく德を以て鯀の功を修め、契は、司徒となりて民輯ぎ、冥はその官を勤めて水死し、湯は、寛を以て民を治めてその邪を除き、稷は、百穀を勤めて山死し、文王は、文を以て昭かにし、武王は民の穢を去れり。

於ニ諸侯一爲レ多。反既復命。爲レ之請曰。地之多也。重館人之力也。臣聞レ之。曰。善有レ章雖レ賤賞也。惡有レ釁雖レ貴罰也。今一言而辟レ境。其章大矣。請賞レ之。乃出而爵レ之。

海鳥曰ニ爰居一。止ニ於魯東門之外一三日。臧文仲使ニ國人祭一レ之。展禽曰。越哉臧孫之爲レ政也。夫祀

り。解は削也、けづる也　(二)晉に往きて、分與せられたる地をうけしめし也　(三)重は魯の地名。館は候館にて、樓の以て四方を觀望して、候伺すべきが故にしかいふ　(四)館人は、候館を守る隸人也　(五)伯は長にて、諸侯の長をいふ　(六)安也、やすんじかたむるをいふ　(七)分地を得んと望む意　(八)晉は從來の位次によりて事をせず、必ず先だつて晉に至る諸侯を親むやうになちんと也。班は次なり、故班とは從來の位次　(九)長は尊也、たふとき也。魯國の如き尊き位次にてありながら、先だつて晉に至るが如きことあらば、諸侯の中、たれか魯と肩を比べて、事をなすを望まんやと也　(一〇)安は徐行也。もし少しく後れてゆくが如きことあらば、恐らくは他の諸侯に及ぶこと能はざらんと也　(一一)文仲が、その言に從ひて行ひしをいふ　(一二)反りては、國にかへりて也　(一三)館人の爲に也　(一四)僖公に請うて曰くと也　(一五)善行の著しきものなればの意、章は著也、いちじるしくあらはるゝ也　(一六)兆也、きざす也、かすかにあらはるゝなり　(一七)今一言の注意のために、文仲をしてよく事を處せしめ、國境を開きひろめしは、その善のあらはれしや大なりと也　(一八)隸の身分より拔擢し、爵を與へて大夫の身分とせり、出しては拔擢せりと也

海鳥の爰居と曰ふあり、(一)魯の東門の外に止ること三日。(二)臧文仲、國人をして(三)これを祭らしむ。展禽曰く、(四)「越なるかな、臧孫の政をなすや。それ祀は國の大節(五)なり。而して、節(六)は政の成るところなり。故に祀を愼制して、(七)以て國典(八)となせり。今故なくして典を加ふるは、政の宜しきにあらざるなり。それ聖王の祀を制する

晉文公解曹地以分諸侯。僖公使臧文仲往宿於重館。重館人告曰。晉始伯而欲固諸侯。故解有罪之地以分諸侯。諸侯莫不望分而欲親晉。皆將爭先。晉不以故班。亦必親先者。吾子不可以不速。行。魯之班長而又先。諸侯其誰望之。若少安恐無及也。從之。獲地

晉の文公、曹の地を解りて以て諸侯に分つ。僖公臧文仲をして往かしむ。重館に宿す。重の館人告げて曰く、「晉始めて伯となりて、諸侯を固めんと欲す。故に有罪の地を解りて、以て諸侯に分つ。諸侯、分を望んで晉を親まんと欲せざるなく、皆將に先を爭はんとす。晉故班を以てせず、また必ず先だつものを親まん。吾子以て速かに行かざるべからず。魯の班長にしてまた先だゝば、諸侯それ誰かこれを望まん。もし少しく安からば、恐らくは及ぶなけん」と。これに從ふ。地を獲ること諸侯よりも多きをなせり。反りて既に復命し、これが爲に請うて曰く、「地の多かりしは、重の館人の力なり。臣これを聞く、「善章るゝあれば、賤しといへども賞し、惡識すあれば、貴しといへども罰す」と。今一言にして境を辟きしは、その章れしや大なり。請ふ、これを賞せん」と。乃ち出してこれを爵せり。

(一) 晉の文公、無禮を責せしに、曹人從はざりしかば、從つてその君をとらへ、その地を割りて、以て諸侯に分て

以動ㇾ晉。夫晉新得二諸侯一。使下亦曰中魯不ㇾ棄二其親一。其亦不上ㇾ可二以惡一。公說。行二玉二十穀一。乃免二衞侯一。自ㇾ是晉聘二於魯一。加二於諸侯一一等。爵同則厚二其好貨一。衞侯聞二其臧文仲之爲一也使ㇾ納ㇾ賂焉。辭曰。外臣之言不ㇾ越ㇾ境。不二敢及一ㇾ君。

するに用ふ 〔一一〕 輕き刑罰 〔一二〕 鞭にてうつ刑也 〔一三〕 この五刑を用ふる所以は、民を威しこらして、善にすすむる所以なりと也 〔一四〕 刑の大なるものは、軍刑なるが故に、原野に陳ねてこれを行ふと也。甲兵・斧鉞をいふ 〔一五〕 小なるものとは、刀鋸以下也 〔一六〕 大夫以上の刑は、これを朝に行ひ、士以下は人の多く集る市場にてするをいふ 〔一七〕 甲兵・斧鉞・刀鋸・鑽笮・鞭朴の五つの刑罰 〔一八〕 三次は三ケ處にて、野と朝と市と也。次は處也、ところ也 〔一九〕 刑は公明正大なるが故に、これ隱すなきの證據なりと也 〔二〇〕 鴆毒を用ひし醫者をいふ 〔二一〕 衞侯を殺すをあきらかにあらはすを忌みきらひて、自殺せんとせしものゝ如くせんとする也と也 〔二二〕 この場合、もし諸侯にして衞侯をゆるされんことを請ふものあらば、必ずこれをゆるさんと也 〔二三〕 位次の相等しきものは、互に相救ひあふ。故によく相親睦するを得と也。班とは、同等の位のもの也。恤は憂也 〔二四〕 諸侯の憂を、諸侯が相救ふは、民に相救恤すべきを敎ふるなりと也 〔二五〕 魯と衞とは、兄弟の國なり。以て、親を親むの恩を諸侯に示し、かつ以て晉侯の心を感動せしめざるかと也 〔二六〕 いま諸侯が、新に諸侯の心を得て、諸侯の長となれりと也 〔二七〕 この事によりて、又魯は、その親屬を見棄てず、これを救ふは、高義の國なり。今後魯を惡しくすべからずといふやうにせしめよと也 〔二八〕 玉二個對なるを穀といふ 〔二九〕 晉が魯の高義に感じ、一等上なる禮を加へたりと也 〔三〇〕 魯侯と同爵位のものに對するにも、魯侯には、その贈る好貨を手厚くせりと也 〔三一〕 衞侯が、自分の救はれたるは、臧文仲の所爲なるを聞きて、その恩に酬ゆるために、貨財をおくれりと也 〔三二〕 文仲が衞侯の贈物を辭していふには、私の言は決して國境を越えたる外國の君、即ち衞侯の爲めに謀りしにあらず、私は我が國君の爲に謀りしのみ敢て衞侯の賜を拜するの功なしと謙遜せしなり。外臣とは、文仲は魯侯の臣にして、衞侯よりいへば外臣なり。君とは衞侯をさす

其次用鑽笮。薄刑用鞭扑。以威民也。故大者陳之原野。小者致之市朝。五刑三次。是無隱也。今晉人鴆衛侯不死。亦不討其使者。諱而惡殺之也。有諸侯之請。必免之。臣聞之。班相恤也。故能有親。夫諸侯之患。諸侯恤之。所以訓民也。君盍請衛君以示親於諸侯。且

り」と。それ諸侯の患、諸侯これを恤ふるは、民を訓ふる所以なり。君なんぞ衛君を請うて、以て親を諸侯に示し、かつ以て晉を動さゞる。それ晉新に諸侯を得たり。また魯はその親を棄てず、それまた以て惡しくすべからずと曰はしめよ」と。公説び、玉二十瑴を行ふ。乃ち衛侯を免せり。これより晉の魯に聘する、諸侯より加ふること一等、爵同じければ、則ちその好貨を厚うせり。衛侯その臧文仲の爲なるを聞きて、賂を納れしむ。辭して曰く、「外臣の言は境を越えず、敢て君に及ばず」と。

（一）温の會に、晉の文公不服を討つことは、魯の僖公二十八年にあり。衛の成公、楚を頼んで晉に事へず。又叔武を殺す。その臣元咺これを晉に訴ふ。故に文公これをとらへし也 （二）鴆の名、その羽に毒あり、これを酒にひたして飲ましむれば直に死すといふ （三）晉の殺せられざるは、私を以て毒を行ふを忌みかくす也 （四）魯の僖公の子、名は申 （五）刑を罪人に行ふは、公明正大にすべきにて、隠すべき秘密の刑罰なしと也 （六）刑せしことを隠すは、その刑が不正なる故に、これを隠むなりと也 （七）五刑の中の大刑にて、諸侯が王命を用ひざれば、六師を帥ゐてこれを討つが如きをいふ （八）斧はをの、鉞はまさかり、共に刑具なり。命令を用ひざるが如きものに施す也 （九）刀はかたな、鋸はのこぎり、共に刑具也 （一〇）鑽は、臏刑にて、足をきるに用ふ。笮は黥刑にて、入れずみを

其何以鎭二撫諸侯一。恃レ此以不レ恐。齊侯乃許。爲レ平而還。

溫之會。晉人執二衞成公一歸二之於周一。使二醫鴆一レ之。不レ死。醫亦不レ誅。臧文仲言二於僖公一曰。夫衞君殆無レ罪矣。刑五而已。無レ有二隱者一。隱乃諱也。大刑用二甲兵一。其次用二斧鉞一。中刑用二刀鋸一。

君に聽從せしめて、その罪をゆるされんのみと也 (二七) 社は土地の神、稷は穀物の神、古へ支那にて國を建つるとき、この兩神を祭りしより、國家或は國民をしかいふ。こゝは魯の國家の意 (二八) 滅也、ほろぼす也 (二九) 魯國の土地也 (三〇) 先王の命とは成王が齊・魯兩國の始祖なる周公旦及大公望に命じて齊はしめしこと也 (三一) かゝる正しき所置に出づること能はざる如き齊君ならば、如何ぞ諸侯の長となりて、多くの諸侯を支配し、おししづむるを得んと也 (三二) 平は和なり。齊・魯兩國の和睦也

(一)溫の會に、晉人衞の成公を執へて、これを周に歸り、醫をしてこれを鴆せしむ。(二)死せず。(三)醫もまた誅せられざりき。臧文仲、(四)僖公に言つて曰く、「それ衞君は殆ど罪なし。刑は五のみ。(五)隱すものあるなし。(六)隱すは乃ち諱むなり。(七)大刑は甲兵を用ひ、その次は(八)斧鉞を用ひ、中刑は(九)刀鋸を用ひ、その次は(一〇)鑽笮を用ひ、(一一)薄刑は(一二)鞭朴を用ふ。(一三)以て民を威すなり。(一四)故に大なるものはこれを原野に陳し、(一五)小なるものはこれを(一六)市朝に致し、(一七)五刑(一八)三次にするは、(一九)これ隱すなきなり。いま晉人衞侯を鴆して死せず、またその使者を(二〇)討せざるは、(二一)諱みてこれを殺すを惡むなり。(二二)諸侯の請ふあらば必ずこれを免さん。臣之を聞く、『(二三)班は相恤ふるなり。故によく親あ

卹二己亂一。亂在レ前矣。辭其何益。文仲曰。國急矣。百物唯其可者將レ無レ不レ趨也。願以二子之辭一行レ賂。焉。其可乎。展禽使下乙喜以二膏沐一犒中師上曰。寡君不佞。不レ能レ事二疆場之司一。使三君盛怒以暴二露於敝邑之野一。敢犒二輿師一。齊侯見二使者一曰。魯國恐乎。對曰。小人恐矣。君子則不。公曰。室

をして、膏沐を以て師を犒はしめて曰く、「寡君不佞、疆場の司に事ふる能はずして、君をして、盛怒して以て敝邑の野に暴露せしむ。敢て(一四)輿師を犒ふ」と。齊侯使者を見て曰く、「魯國恐るゝか」と。對へて曰く、「(一五)小人は恐る、(一六)君子は則ち不らず」と。(一七)公曰く、「室は縣磬の如く、野に青草なし、何を恃んで恐れざる」と。對へて曰く、「(一八)二先君の(一九)職業せしところを恃めり。むかし成王、わが先君なる周文公及び齊の先君なる大公に命じて曰く、『(二〇)女周室に(二一)股肱として、以て(二二)先王を(二三)夾輔せよ。女に土地を賜ひて、これを(二四)質にするに(二五)犧牲を以てせしむ。世世子孫、相害するなかれ』と。今君來つて敝邑の罪を討つとも、(二六)それまた聽從せしめてこれを釋さんのみ。必ずその(二七)社稷を(二八)泯さず。あにそれ(二九)壤地を貪つて、(三〇)先王の命を棄てんや。(三一)それ何を以て諸侯を鎭撫せん。これを恃んで以て恐れず」と。齊侯乃ち許し、(三二)平を爲して還りぬ。

(一) 桓公の子、名は昭。魯の僖公齊に叛きて、衞・莒と洮に盟ひ又向に盟ひし故に、その不信を怒り、來り伐ちし也

不レ避レ難。在レ位者恤ニ民之患一。是以國家無レ違。今我不レ如レ齊非レ急レ病也。在レ上不レ恤レ下。居レ官而惰。非レ事レ君也。文仲以三鬯圭與二玉磬一如レ齊告レ糴。曰。天災流行。戻ニ於敝邑一。饑饉荐降。民羸幾レ卒。大懼レ殄ニ周公大公之命祀一。職貢業事之不レ共而獲レ戻。不腆先君之敝器。敢告ニ滯積一以紓ニ

實に永く饗けてこれに賴らん」と。齊人その玉を歸して、これに糴を予ふ。(二九)

(一) 嚴公の二十八年の事也 (二) 魯の卿、名は辰 (三) 四方相接せる國の互に助けあふをいふ (四) 信交を結ぶ也 (五) 重也 (六) かくその親交を益厚くするは、まことに自國の急なる場合に、その援助をこはんため也 (七) 國家が名器を鑄、寶財を藏むるは、人民が飢饉災患にかゝるをまち、これを救ふ費用とせんためなり。名器は鐘鼎の類をいふ。寶財は、玉帛等也。殄病とは、人民のかゝる飢饉災患の如きをいふ (八) 君は、かゝる急なる場合に、何故に、名器を齊におくりて、その代として、糴の供給を請はざると也。名器は、前に述べたる鐘鼎の類。糴は、賣り出す穀物、告は請也、こふ也 (九) 文仲の名 (一〇) 卿の一員たりといふ意 (一一) 嚴公が貴下に齊へゆくことを命ぜざるに、貴下が、自らこれを請へるは、その職事をみづから選擇する不都合のものなりと他よりなされんと也。君は嚴公。吾子はわが親愛するあなたといふ意。從者が、文仲をさしていふなり (一二) 賢者は、難儀なることを救ふに急なるために、進んでその局にあたり、平易なる事は、他人に讓りて、その功をなさしむと也。病は難儀なこと、夷は平にて、やすらかなること (一三) 國家が、秩序正しく進みゆくをいふ (一四) 宗廟に供する禮器、寶石にて造る (一五) 寶石にて作りたる磬にて、音樂の調子をとゝのふるもの (一六) 自國の謙稱 (一七) 至也、いたる也 (一八) 重也、數多くある意 (一九) 病也 (二〇) 盡也、死する也 (二一) 幾は近也 (二二) かくては、そのむかし、周公や大公が諸侯に命ぜられたる、祭祀の、我國にてたつに至らんことをおそると也。周公は魯の始祖、周公旦。大宰は齊の始祖たる大公望。周公は、周の朝廷にて大宰となり、大公は大師となり、みな諸侯の國に、まさに祀るべき所を命ずるを掌れり。故に命祀といふ。殄は絶也、たつ也 (二三) かくては、朝會・朝貢・會盟の如きつとめを盡す能はずして、罪を周王及び諸侯よりえんと也。職貢は、朝會・朝貢の類。業事は、諸侯の會盟の類。共すは、そなへつく

姻申之以盟
誓固國之艱
急是爲。鑄名
器藏寶財固
民之殄病是
待。今國病矣。
君盍以名器
請糴於齊。公
曰誰使。對曰。
國有饑饉。卿
出告糴。古之
制也。辰也備
卿。辰請如齊。
公使往。從者
曰君不命吾
子。吾子請之。
其爲選事乎。
文仲曰。賢者
急病而讓夷。
居官者當事

ま國病めり。君なんぞ名器を以て、糴を齊に請はざる」。公曰く、「誰を使とせん。」對へて曰く、「國饑饉有れば、卿出でゝ糴を告ふは、古への制なり。辰や卿に備はる。辰請ふ齊に如かん」と。公往かしむ。從者曰く、「君吾子に命ぜず、吾子これを請ふは、それ事を選ぶとなさんか。」文仲曰く、「賢者は病に急にして、夷に讓る。官に居るものは、事に當つて難を避けず。位に在るものは、民の患を恤ふ。これを以て國家違ふなし。いま我れ齊に如かずば、病に急なるにあらざるなり。上に在りて下を恤へず、官に居て惰るは、君に事ふるに非ざるなり」と。文仲、鬯圭と玉磬とを以て、齊に如きて糴を告ふ。曰く、「天災流行して敝邑に戻り、饑饉荐りに降り、民羸みて卒くるに幾し。大に周公・大公の命祀を墜つを懼る。職貢業事の共せずして、戻を獲ん。不腆なる先君の敝器もて、敢て滯積を告ひ、以て執事を紓うせんとす。以て敝邑を救ひて、よく職に共せしめば、豈たゞ寡君と二三臣と、實に君の賜を受くるのみならんや。それ周公・大公及び百辟・神祇

逆也。臣從有司。懼逆之書於後也。故不敢不告。夫婦贄不過棗㮚以告虔也。男則玉帛禽鳥以章物也。今婦執幣。是男女無別也。男女之別。國之大節也。不可無也。公弗聽。

魯饑。臧文仲言於嚴公曰。夫爲四隣之援結諸侯之信。重之以婚

するなり。(一二)今婦の幣を執るは、これ男女別なきなり。男女の別は、國の大節なり、無かるべからず」と。公聽かず。

(一)魯饑う。(二)臧文仲、嚴公に言つて曰く、「それ四隣の援をなし、(三)諸侯の信を結び、(四)これに重ぬるに婚姻を以てし、これに申ぬるに盟誓を以てするは、(五)固より國の艱急これが爲なり。(六)名器を鑄、寶財を藏むるは、(七)固より民の殄病これ待つなり。い

(一) 嚴公 (二) 宗婦は、同族の大夫の婦なり。覿は、見也、まみゆる也。嚴公が、大夫と宗婦とをして、夫人にまみゆるに、同一に幣帛を用ひしめしをいふ (三) 宗人は宗伯なり。夏父は氏、展は名 (四) 故事、古禮の意 (五) 一國の君たるものゝなすところは、卽ち故事となる、何ぞ古禮を守るを要せんと也 (六) 君のなすところ、禮にしたがへば、則ち書して以て故事となす。順はしたがふ也 (七) 禮にさからひそむくをいふ (八) 臣は有司卽ち魯國の官吏の一員となりて、事をとる (九) 君の逆なる行の、記錄に記されて、後世にのこさるゝをおそるゝなり、故にその逆なる所以を君に向つて告げざるを得ず (一〇) 婦人のとるべきにへは、なつめと栗と也。棗はなつめ。㮚は栗の古字。棗㮚を用ふるは、棗は早起の意、栗は敬栗の意をあらはす也。虔は敬也、うやまひつゝしむ也。古禮に、婦人の執る贄の棗㮚に過ぎざるは、婦人は敬虔を以て禮となすべきことを告ぐる也 (一一) 古禮に、男子の執るべき贄は、玉帛禽鳥と定めてあり、その身分の尊卑によりて、物を異にするを明かにするなり (一二) 今婦人が夫人に見ゆるに幣帛を執るは、男女の別を混同するものなり

又不レ法。君擧必書。書而不レ法。後嗣何觀。公不レ聽。遂如レ齊。

嚴公丹二桓宮之楹一。而刻二其桷一。匠師慶言二於公一曰。臣聞聖王公之先封者。遺二後之人法一。使レ無レ陷二於惡一。其爲三後世昭二前之令聞一也。使三長監二

等を公社及び門閭にまつる也。要は會計也。即ち初冬に穀物のとりいれをして、蒸祭をなし、一年中の農產物の會計をなして、上納すべきものは上納し、農事の終をなすなりと也 (一二) 衆也、兵衆也 (一三) すべて先王の古制によれば、天子が天を祀れば、諸侯がこれに會して、祭を助け、政治上の命令をうけ、又諸侯が先王先公を祀れば、卿大夫たるもの、これをたすけ、おの〳〵の職事を受くることゝなり居る也。上帝は天也。命とは、政命也。先王とは、宋が帝乙を祖とし、鄭の厲王を祖とするが如し。先公は、先君なり。事は職事也 (一四) 私は、諸侯のまつりに、諸侯が相會する禮は、まだ聞きしことあらず (一五) 祀にまた兵衆を示すといふ古制は無し (一六) 君主たるものの擧動は、左史これを記錄に書し、その言は、右史これを記錄に書す (一七) かゝる不法の擧動の記錄に書きしるさるれば、世嗣のものこれを見て、法をいづれにとらんと也

嚴公、(一)桓宮の楹を丹してその桷に刻む。匠師慶、公に言ひて曰く、(三)「臣聞く、聖王公の先封せる(二)ものは、後の人に法を遺して、惡に陷るなからしめ、それ後世をして、前の令聞を昭かにせしめて、長く世を監せしむと。故によく攝固にして解らず、以て久し。(五)今先君儉にして、君これを侈に(六)せり。令德替ぶ(四)」と。公曰く、「われ屬〻これを美にせんと欲するのみ。」(七)對へて曰く、「君に益なくして、前の令德を替すなり。臣故に曰く、庶はくは以て已むべきか」と。公聽かず。

節。其閒無由
荒怠。夫齊棄
大公之法而
觀民於社。君
爲是舉而往
觀之、非故業
也。何以訓民。
土發而社、助
時也。收攟而
蒸、納要也。今
齊社而往觀
旅。非先王之
訓也。天子祀
上帝、諸侯會
之受命焉。諸
侯祀先王先
公、卿大夫佐
之受事焉。臣
不聞諸侯之
相會祀也。祀

り。天子上帝を祀れば、諸侯これに會して命を受け、諸侯、先王先公を祀れば、卿大夫これを佐け事を受く。臣、諸侯の祀に相會するを聞かざるなり。祀また法あらず。君の舉は必ず書す。書して法あらずんば、後嗣何をか觀んと。公聽かず。遂に齊に如けり。

(一) 魯の莊公の二十三年に、齊が社の神を祀るに因りて、兵をつらね、軍實をあつめ、以て諸侯に示す。魯の莊公もゆいてこれを見んとせし也。如は往也、ゆく也。社は地神也 (二) 先王は、周舊といい上同じくあれども、たゞ上は周の先王なるべし。諸侯を訓しとは、諸侯に對する禮を定めしをいふ (三) 五年の間に、四たび諸侯が天子に朝見し、五年の間に、一たび諸侯をして相會せしめし也 (四) 天子への朝見終れば、諸侯が相會合して、朝見の禮を講習し、爵位上の名義を正しくするやうにし、同爵位なるときは、年の長幼の次第にしたがひて次第し、上下の正しき道を講習し、諸侯の國の大小によりて、これを差別して、財用のはどあひを定め、ものゝゝをして公役と職貢とをうけしむと也 (五) 其朝會の間、絶えず相つゝしみて、ゆるみおこたるによしなかりき (六) 齊の始祖なる大公望なり。即ち大公望が先王の法によりたてたる國法を守らず、社祭によりて、民衆をあつめて諸侯に示すと也 (七) 君は莊公をさす。今君にもまた齊のなすところを賞して、往いてこれを觀るが如き擧動をなされんとす (八) むかしの周公のなされたる遺業 (九) かゝる先王の遺法にそむきたることをなしては、何を以て民を敎へ導くことを得ん (一〇) 春分になりて、土地ひらき、土地の耕作に適するやうになる頃、土地の神をまつるは、その時を助け、神に福を求め、農作の始をなす所以なり (一一) 收攟は穀物をとりいるゝ也。蒸は、初冬に行ふ祭にて、大に天神即ち日月星辰

對曰。是則可矣。夫苟中心圖レ民。知雖レ不レ及。必將レ至焉。

嚴公如レ齊觀レ社。曹劌諫曰。不可。夫禮所二以正一レ民也。是故先王制二諸侯一。使二五年四王一相朝一也。終則講二於會一以正二班爵之義一。帥二長幼之序一。訓二上下之則一。制二財用之

享は、神をまつるとき、奉るもの。優裕は、數多くゆたかなるをいふ　一八　君たるもの、自ら德をたて、民に利を施さゞるべからずと也　一九　獄は訟也、民よりのうつたへ也。われ人民よりのうつたへをきゝて、これを判斷するにあたり不明にして、よくその眞相を察する能はずといへども、必ず一點いつはらざるまごゝろを以てこれを判斷す。かゝる心なるが故に、今回一戰する能はざるかと也　二〇　未だ大に備らざれども、一戰してよからんと也　二一　苟は誠也。それまことに忠心を以て民の事をはからば、その知に於て及ばざるところありといへども、必ず正しき道にいたりて、民の心服を得るが故に、戰ひてもよろしからんと也。この戰に於て、齊の師敗績せり

（一）嚴公、齊に如きて社を觀んとす。曹劌諫めて曰く、「それ禮は民を正しうする所以なり。この故に、（二）先王、諸侯を制し、（三）五年に四王し、一たび相朝せしめしなり。（四）終れば則ち會に講ひて、以て班爵の義を正しうし、長幼の序に帥ひ、上下の則を訓へ、（五）財用の節を制せり。その閒荒怠に由なかりき。それ齊、（六）大公の法を棄て、民を社に觀る。君この擧をなして、（七）往いてこれを觀んとす。（八）故業にあらざるなり。（九）何を以て民を訓へん。（一〇）土發して社するは、時を助くるなり。（一一）收擱して烝するは、（一二）要を納るゝなり。今齊社す。しかるを往いて旅を觀るは、先王の訓にあらざるな

長勺之役。曹劌問下所二以戰一於嚴公上。公曰。余不ㇾ愛二衣食於民一。不ㇾ愛二牲玉於神一。對曰。夫惠ㇾ本而後民歸二之志一。民和而後神降二之福一。若布二德於民一而平二均其政事一。君子務ㇾ治。而小人

巻第四

魯語上（一）

長勺（二）の役に、曹劌戰ふ所以を嚴公に問ふ。公曰く、「われ衣食（三）を民に愛まず、牲玉（四）を神に愛まず」と。對（五）へて曰く、「それ本（六）を惠みて後に、民（七）これに志を歸し、民和して後に、神これに福を降す。もし德を民に布きて、その政事を平均にし、君子（八）治を務めて小人力を務め、動（九）、時に違はず、器（一〇）、用に過ぎざれば、財用匱しからずして、共祀（一一）せざるなし。これを以て（一二）民を用ふれば聽かざるなく、福を求むれば豐かならざるなけん。今將に惠に小賜（一三）を以てし、祀は獨恭（一四）を以てせんとす。小賜（一五）は咸からず、獨恭は優かならず。咸からざれば、民歸せざるなり。優かならざれば、神福（一六）せざるなり。はた何を以て戰はん。それ民は財に匱しからざ

道二也。誣レ人三也。周若無レ咎。萇叔必爲レ戮。雖二晉魏子一亦將レ及焉。若得二天福一。其當レ身乎。若二劉氏一則必子孫實有レ禍。夫子而棄二常法一以從二其私欲一。用二巧變一以崇二天災一勤二百姓一以爲二己名一。其殃大矣。是歲也。魏獻子合二諸侯之大夫於翟泉一。遂田二於大陸一。焚而死。及二范中行之難一。

氏の若きは、則ち必ず子孫實に禍あらん。(一二)夫子にして、(一三)常法を棄てゝ以てその(一四)私欲に從ひ、(一五)巧變を用ひて以て天災を崇し、(一六)百姓を勤めしめて、以て己が名をな(一七)さんとせば、その殃や大ならん」と。この歲、(一八)魏獻子諸侯の大夫を翟泉に合せ、(一九)遂に大陸に田し、(二〇)焚かれて死せり、(二一)范・中行の難に及びて、萇弘これに與りしかば、晉人以て討をなす。(二二)二十八年萇弘を殺せり。(二三)定王に及びて、(二四)劉氏亡びぬ。

(一)萇弘の字也。萇叔もつともはやく、天の禍をうけんと也 (二)何となれば、かれ萇弘は天意に反したる人道を以て、天の壞るところを補はんとするが如きことをなせばなり (三)それ天の道は、善をたすけてこれを發展するやうにさせ、忌みて、これを省きすつるやうにするものなり。道は達也、とほす也。省は去也、すつる也 (四)萇叔は天道に反して劉子をまどはし亂して、その非をとげんとすと也 (五)かならず天より三の禍あらん (六)天の壞るところを支へんとす、これ天の意にたがふ也。これ一のわざはひをうくる所以也 (七)天の正道にそむく (八)劉子をまどはして、その非をとげんとす (九)この度のことについて、もし周室が幸にして、天の罰をうくる事なくとも、萇叔は必ずその罰をうけん (一〇)魏獻子也。即ち築城をゆるしたる魏獻子も、また咎をうけんと也 (一一)魏獻子が、もし幸にして、天恵を得ば、その身のみ天の咎をうけて、その子孫に及ばざらんかと也 (一二)劉子の尊稱 (一三)周室の道德禮法 (一四)成周に城をきづかんとするをいふ (一五)ことば巧に人をあざむきはかること。崇は益也、ます也。周が西都に滅び、平王が東遷して、以て久しく周室を維持せしを見て、今ことば巧に人をあざむ

使迷亂棄德而卽慆淫以亡其百姓。其壞之也久矣。而又將補之。殆不可矣。水火之所犯猶不可救。而況天乎。諺曰。從善如登。從惡如崩。昔孔甲亂夏。四世而殞。玄王勤商。十有四世而興。帝甲亂之。七世而殞。后稷勤周。十有五世而興。幽王亂之。十有四世。守府之

徒、多く王城にありしかば、敬王これを畏れ、晉は諸侯をめして周を守りたるも、用役煩勞なり。故に萇弘成周に城をきづかんと欲し、富辛、石張をして主たらしめ、晉にゆきて此事を請ひし也 (三) 晉の正卿、此人晉の政事を執りし也 (四) 萇弘をよろこびよみして、その求に從へり (五) 將に諸侯を糾合して、成周に城をきづかんとす (六) 衞の大夫 (七) 終を全うすること能はざらんかの意、即ち無事に死すること能はざらんかと也。沒は終ふ (八) 周にて飫時卽ち宴の禮のときにうたふ詩也 (九) 天がさゝへて保護したるものは、人力にてこれをくづしやぶらんとしても能はず。また天のくづしやぶらんとせるものは、いかに人力にて支へ守らんとしても能はず (一〇) 周にて私宴の時にうたふ樂章也 (一一) 之をみていましむるやうにせしめたり (一二) 坐するとなく立ちて禮を行ふ (一三) 威儀飫禮は、民につゝしみ戒むべきことを教へて、大體をあきらかにする所以なり。故にその詩樂は、章曲少く、は、比類少し。節は體也。典は章曲也。與は類也 (一四) これを以て毎日これが爲におそれつゝしむは、民を治むるにいましめつゝしむべきことを教へんと欲するなり (一五) 然らば則ち、かの支の詩のいふところは必ずよく天地の爲すところを知れるものゝ言なりといふ意。支は、前に述べたる飫歌 (一六) 周の幽王 (一七) 周王の聰明を奪ひて暗愚ならしめし (一八) おこたりてみだらとなりし爲めに、民心はなれそむきたり (一九) 天が周をにくみて、これをやぶるや久し (二〇) 天の意にそむきて、これを補はんとす (二一) まして天のなすところは、之を如何ともすべからず (二二) 登る如くは、難きにたとへ、崩るゝが如しとは、易きにたとふ (二三) 禹の後第十四世の夏の王也。孔甲が禹王のたてたる法を亂し、孔甲より第四世なる夏の桀王にて亡びたりと也。殞は滅也。ほろび也 (二四) 殷の祖なる契なり。母が玄鳥の、卵を飮むを夢みて後生れし故に、玄王といふ。商は殷也。此人、身を勤め德を修めて商の國を興しゝと也 (二五) 十四世とは、契より殷の湯王に至るまでにて、その國をなすの難きをいへる也。帝甲は湯王の後二十五世の王也。七世は、帝甲より紂王までの世をいふ (二六) 周祖后稷文より王に至るまで十五世、幽王

敬王十年。劉文公與萇弘欲城成周。爲之告晉。魏獻子爲政。說萇弘而與之。將合諸侯。衞彪傒適周聞之。見單穆公曰。萇劉其不沒乎。周詩有之曰。天之所支不可壞也。其所壞亦不可支也。昔武王

の權をおそれてこたへざりしと也　(一三)　豐は山の名、今の河南省にあり。田は獵する也　(一四)　單穆公にして、王子猛に屬せし人。王は子猛を廢して、更めて子朝を立てんと欲すれども、その從はざるをおそれしが故に、これを殺さんとせし也　(一五)　克は能也。ふと病に犯されてこれを實行する能はずして崩ぜりと也。事は魯の昭公の二十二年にあたる

敬王十年、劉文公と萇弘とが成周に城(一)かんと欲し、これが爲に晉に告ぐ。(二)魏獻子(三)政を爲す。萇弘(四)を說びて之を與す。(五)將に諸侯を合せんとす。衞の彪傒、(六)周に適きてこれを聞き、單穆公に見えて曰く、「萇・劉(七)はそれ沒らざらんか。(八)周詩にこれあり。曰く、『天(九)の支ふる所は壞るべからず、その壞る所もまた支ふべからず』と。昔武王殷に克つて、この詩を作りて以て飫歌(一〇)となし、これを名づけて支と曰ひ、以て後の人に遺し、永く監(一一)みしめたり。それ禮の立成(一二)するものを飫となす。大節(一三)を昭明にするのみにて、曲與少し。(一四)これを以て、これが爲に日に愓るゝは、その民戒を敎へんことを欲するなり。(一五)然らば則ち、かの支の道ふ所のものは、必ず盡く天地の爲を知れるなり。然らずんば、以て後の人に遺すに足らず。今萇・

及二嬴內一。以二無射之上宮一。布レ憲。施二舍於百姓一。故謂二之嬴亂一。所二以優柔容一レ民也。

景王既殺二下門子一。賓孟適レ郊。見三雄雞自斷二其尾一。問二之侍者一。曰。憚二其

く時にあたりて周の二月くれがたに、斗が丑に建して、斗柄戌の上にありし故、音律上よりいへば夷則の上宮にあたるより、これを先に用ふることにし、その樂を名づけて羽といへりと也。辰は、日と月と會するところ、斗柄なり。長はこれを先に用ふる意 二四 屛は蔽也、おほふ也。羽とは、その衆を羽翼する意にて、よくその民を藩蔽して法則にあたらしむる義にとれるなりと也 二五 武王がまた黃鐘の下宮の樂を奏して、殷の牧の野に兵を陣したりと也。夷則が上宮なるが故に、その次なる黃鐘を下宮といへるなり 二六 この樂を名づけて厲といふ故は、以て六軍の衆を厲ます所以なり。六師は、六軍にて、天子の軍なり 二七 さて武王既に紂を殺し、商の都に入り、大簇の下宮の樂を奏し號令をしき、以て父文王の德をあきらかにし、殷の紂王の多罪なることを告示せりと也。下宮とは、大簇下にあり、故にいふ。商は、殷の紂王の都せしところ。文は、父文王なり。辠は、罪の古字。底は致也。告げ示す 二八 さてこの樂を名づけて宣といふ故は、三王の德を宣べあらはす意にとれるなりと也。三王は、大王と王季と文王となり 二九 嬴內は地名 三〇 憲は、法令也。施は惠を施す也。舍は罪をゆるす也 三一 亂は治也、をさむ也。優柔とは、心ひろくやすらかにするをいふ。さて、この無射の上宮の樂を嬴亂と名づけし故は、優柔して民をいれゆるす意にとれるなりと也

(一)景王既に下門子を殺せり、(二)賓孟、郊に適き、雄雞の自らその尾を斷つを見、これを侍者に問ふ。曰く、「(三)その犧たらんことを憚るゝなり」と。遽かに歸りて、王に告げて曰く、「われ雄雞の自らその尾を斷つを見る。(四)而るを、人、『その犧を憚る』

逢公之所レ馮神也。歲之所レ在。則我有周之分野也。月之所レ在。辰馬農祥也。我太祖后稷之所二經緯一也。王欲下合二是五位三所一而用上レ之。自レ鶉及レ駟。七列也。南北之揆。七同也。凡神人。以レ數合レ之。以レ聲昭レ之。數合聲龢。然後可レ同也。故以レ七同二其數一。而以レ律龢二其聲一。於レ是乎有二七

か七律あり。(二〇)王二月癸亥の夜を以て陣せり。(二一)いまだ畢らずして雨ふりしかば、夷則の(二二)上宮を以てこれを畢へたり。(二三)辰に當りて、辰、戌の上に在りし故に、夷則の上宮を長とし、これを名づけて羽と曰ふ。(二四)民を藩屛して則らしむる所以也。(二五)王黃鐘の下宮を以て、戎を牧の野に布けり。故に(二六)これを厲と謂ふ。六師を厲ます所以なり。(二七)大蔟の下宮を以て、令を商に布き、文の德を昭顯し、紂の多辠を底せり。故に(二八)これを宣と謂ふ。三王の德を宣ぶる所以なり。反りて(二九)嬴内に及びて、無射の上宮を以て、(三〇)憲を布きて百姓に施舍せり。故にこれを(三一)嬴亂と謂ふ。優柔して民を容るゝ所以なり」と。

(一) 周室に七律あり、王これを問へるなり。七律とは、これを樂器にあてはめて、黃鐘を宮、大蔟を商、姑洗を角、林鐘を徵、南呂を羽、應鐘を變宮、蕤賓を變徵となせるをいふ (二) 武王が始めて師を興して東行せしは、殷の曆の十一月二十八日戊子、其時の歲・月・日の宿りたる星の宿りをいふ也 (三) 歲は歲星。鶉火は（星のやどり）にて、周の分野なり (四) 天駟は房星也、戊子の日に、月が房の五度に宿せしをいふ (五) 析木は次（星の宿り）の名。津は天漢即ち天の川也 (六) 辰は、日と月との合するところ、斗柄は、斗星の前といふ意 (七) 星は辰星。天黿は次（星のやどり）の名 (八) 北方の水位 (九) この北維の地は、顓頊の國を建てしところにして、その子帝嚳これをう

またこれにかたどる〔二九〕三間中呂は、第三の陰律、四月に配す。中より起る陽氣、四月に至りて平均す。中呂とはこれを助けなすが故に、しかいふ。その音律もまた、これにかたどる〔三〇〕四間林鐘は、第四の陰律、六月に配す。林は衆にて、鐘は聚也。陰氣下にあつまり、陽氣を盛に出して、萬物衆盛の意。辰は審也。肅は速也、純は大也。格は敬也。卽ち時に務めて百事を和審し、僞詐あるなく、これをしてその職事に任へ、その功を速め、大にその職を敬せしむる場合にこの音律を用ふるをよしとすと也〔三一〕五間南呂は、第五の陰律八月に配す。南は任也。秀は花開きてまだ實らざるをいふ。陰氣が陽氣の事に任へて、既に盛の極に達せんとする陽氣をたすけて、萬物を助成する意にとる。その音律もこれにかたどる〔三二〕六間應鐘は第六の陰律、十月に配す。應鐘とは、陰氣が陽氣に應じて事を用ひ、萬物鐘聚し、百嘉具備する意にとる。その音律もこれにかたどる。務めて百官器用を均正便利にし衆品を程よくして、皆その禮に應じ、その常に復らしむるが、如き場合に用ふるに適すと也〔三三〕上に述べたるが如き律呂が、その常を變へずして、おの〱その時に順へば、則ち神に姦行なく、物害生するなし〔三四〕細は細聲也。角・徵・羽の音をいふ。鈞は調也。音調也。鐘は大鐘、鎛は小鐘なり。音樂は平和を貴ぶ。故に細聲の音調の時に、大鐘をうちて節をなし、鎛卽ち小鐘を用ひざるは、細聲に細聲の鎛をうちては、兩細相和せざるが故に、大聲を以てこれを明かにし、大を以て細を和平にする也〔三五〕大は大聲にて、宮商の音をいふ。甚大とは、極めて大なる音調をいふ。細は細聲の樂にて、絲竹革木より成れるものをいふ。さて大聲の音調の時には、鎛を用ひて鐘を用ふることなし。そは兩大聲ありては、相和せざるが故に、鐘を去りて鎛を用ひ、小聲を以て大聲を平にする也。又最も大聲の音調の時には、たゞに、鐘を用ひざるのみならず、鎛をも用ひずして、たゞ絲竹革木の如き細聲の樂器を鳴して、これを和平にすと也〔三六〕大なる音調は明かに、小なる音調の鳴るは、和平の道なり〔三七〕音樂が和平なれば、久しく樂むべし〔三八〕固は安也。卽ち久しく樂むべくして安固なるものは純一なり〔三九〕純一にして平

之令德一。示中民軌儀上也。爲二之六閒一。以揚二沈伏一而黜二散越一也。元閒大呂。助二宣物一也。二閒夾鍾。出二四隙之細一也。三閒中呂。宣二中氣一也。四閒林鍾。和二展百事一。俾レ莫レ不二任肅純恪一也。五閒南呂。贊二陽秀一也。六閒應鍾。均二利器用一。俾二應復一也。律呂不レ易。無二姦物一也。細鈞。有レ鐘無レ鎛。昭二其大一

(一) 景王 (二) 鐘の律 (三) 律は六律六呂にて、陽なるを律といひ、陰なるを呂といふ。六律とは、黃鐘・大蔟・姑洗・蕤賓・夷則・無射也。六呂は、林鐘・中呂・夾鐘・大呂・應鐘・南呂也。均とは、物事の平均。度は法度 (四) 古への樂長の天道を知れるものにて、死して樂祖となり、瞽宗に祭られしもの (五) 中和の聲 (六) 制定し (七) 律呂の長短をはかりて、その聲を和し、以て百事の道法を立てたり。こゝに於てか律度量衡これより出づといふ也 (八) 軌は道、儀は法、即ち百官がこれを模範として、事をするやうにせりと也 (九) 紀は、きまりをつくる也。三は天地人にかたどりて出でたる數にて、これにて、聲を紀すとなり。古へ聲を紀し樂を合せて天神地祇人鬼の前にて舞ひし故に、人神相和すといふより、これにかたどりたるなり (一〇) これを平分するに、陽なる律六、陰なる呂六とを以てしたり (一一) 律と呂とを合すれば、十二となるをいふ。即ち陰陽相扶けてなすの意をとれるなり (一二) 天の極數は十二なるをいふ。十二支より出でたる考也。故に天の道にかたどりたる數なりと也 (一三) それ六律の首なる黃鐘は十一月に配す。管の長さ六寸。黃は地中の色にて、鐘は陽氣が下にあつまる意なるよりして、黃鐘と名づけたりと也。鐘は聚にて、あつまる意 (一四) 六氣は陰陽風雨晦明也。九德は、九功の德にて、水・火・金・木・土・穀・正德・利用・厚生なり。宣養はあまねくやしなふ意。宣は徧也。あまねく也。十一月は、陽下に伏して、物始めて萌す五聲の中にて宮となし、萬物をきざす氣を含み居れば、六氣九德の本を徧養すといへるなり (一五) これよりして、十一月の如き奇月に次第して、六律を定むと也 (一六) 大蔟は、第二の陽律にて正月に配す。大蔟とは、陽氣が大に上に蔟り達する意なり。蔟はむらがる也 (一七) 金奏とは、大蔟は正聲は商なるが故に金といふ、即ち商聲を發しての意。陽を贊け云々とは、この聲を奏して、陽氣をたすけ、陰氣のため滯り伏せる草木蟄蟲等の如きものを發暢せしむる所以のものなりと也 (一八) 姑洗は、第三の陽律にて、三月に配す。姑は故也、ふるき也。洗は濯也、あらひきよむる也。枯れけがれたるものをあらひきよむる意なり (一九) 陽氣が生を養ひ、枯れたるもの、けがれたるもの

於十二。天之道也。夫六中之色也。故名之曰黃鍾。所以宣養六氣九德也。由是第之。二曰大蔟。所以金奏贊陽出滯也。三曰姑洗。所以脩潔百物。考神納賓也。四曰蕤賓。所以安靖神人。獻酬交酢也。五曰夷則。所以詠歌九則。平民無貳也。六曰無射。所以宣布哲人

し、神を考へ賓を納るゝ所以なり。四を蕤賓と曰ふ。神人を安靖して、獻酬交酢する所以なり。五を夷則と曰ふ。九則を詠歌し、民を平げて貳なからしむる所以なり。六を無射といふ。哲人の令德を宣布して、民に軌儀を示す所以なり。これが六間を爲りて、以て沈伏を揚げて散越を黜くるなり。元間大呂は物を助宣するなり。二間夾鐘は四隙の細を出すなり。三間中呂は中氣を宣ぶるなり。四間林鐘は、百事を和展して任肅純恪せざるなからしむるなり。五間南呂は陽の秀づるを贊くるなり。六間應鐘は、器用を均利して應復せしむるなり。律呂易らざれば姦物なきなり。細鈞に鐘ありて鎛なきは、その大を昭かにするなり。大鈞には鎛ありて鐘なく、甚大なるは鎛もなきは、その細を鳴らすなり。大昭かに小鳴るは、和の道なり。和平なれば則ち久しく、久固なれば則ち純に、純明なれば則ち終り、終りて復れば則ち樂む。政を成す所以なり。故に先王これを貴べり」と。

今財亡民罷。莫レ不ニ怨恨一。臣不レ知ニ其龢一也。且民所ニ曹好一鮮ニ其不一レ濟也。其所ニ曹惡一鮮ニ其不一レ廢也。故諺曰。衆心成レ城。衆口鑠レ金。今三年之中而害金再興焉。懼ニ一之廢一也。王曰。爾老耄矣。何知。二十五年。王崩。鐘不レ龢。

しかいひし也 (九) 盡也、ことごとく也 (一〇) 多くのものが好むといふ意。曹は羣也。おほき也 (一一) 多くのものが忌み惡む意 (一二) 衆心の好むところは、いかにしてもこれを破る能はず、その固きこと城の如く、衆人の毀るところは、金石といへども、これをとかし消す力ありと也 (一三) 民を害する金の意にて、大錢と大鐘とを鑄しをいふ (一四) この二害金の中、その一は必ず廢れん (一五) 老いぼれて、何もわからずと也。八十を耄といふ。耄は物事の理にくらくなりてまどふをいふ (一六) 崩じてのち、鐘和せずといふは、樂人が王に媚びへつらひて、和すといひしものなることを明かにせる也

王將レ鑄ニ無射一。問ニ律於伶州鳩一。對曰。律。所ニ以立レ均出一レ度也。古之神瞽。考ニ中聲一。而量レ之以制。度レ律均レ鐘。百官軌儀。紀レ之以レ三。平レ之以レ六。成ニ

(一)王將に無射を鑄んとす。(二)律を伶州鳩に問ふ。對へて曰く、(三)「律は均を立て度を出す所以なり。古への神瞽、(四)中聲を考へて、(五)これを量りて以て制し、(六)律を度り鐘を均にし、(七)百官の軌儀とせり。(八)これを紀するに三を以てし、(九)これを平にするに六を以てし、(一〇)十二に成る。(一一)天の道なり。(一二)それ六は中の色なり。(一三)故にこれを名づけて黃鐘と曰ふ。(一四)六氣九德を宣養する所以なり。(一五)これに由りてこれを第づ。(一六)二を大蔟と曰ふ。(一七)金奏して陽を贊け滯を出す所以なり。(一八)三を姑洗と曰ふ。(一九)百物を脩潔

[illegible]音不遂以合神人。神是以寧。民是以聽。若夫匱財用罷民力以逞淫心。聽之不龢。比之不度。無益於教。而離民怒神。非臣之所聞也。王不聽。卒鑄大鐘。二十四年鐘成。伶人告龢。王謂伶州鳩曰。鐘果龢矣。對曰。未可知也。王曰。何故。對曰。上作器民備樂之則爲龢。

て淫心を逞くし、これを聴くに龢せず、これを比べて度ならざるは、教に益なくして、民を離ち神を怒らす。臣の聞くところにあらざるなり」と。王聴かず。卒に大鐘を鋳る。（六）二十四年鐘成る。（七）伶人、「龢す」と告ぐ。王、伶州鳩に謂って曰く「鐘果して龢す」と。対へて曰く、「いまだ知るべからざるなり。」王曰く、「何の故ぞ。」対へて曰く、「上器を作りて民備くこれを楽めば、則ち龢となす。今財亡び民罷れて、怨恨せざるなし。臣その龢を知らざるなり。かつ民の嗜好するところは、それ済らざること鮮し。その嗜悪するところは、それ廃せざること鮮し。故に諺に曰く、『衆心城を成し、衆口金を鑠す』と。今三年の中にして害金再び興れり。一の廃れんことを懼るゝなり。」王曰く、「爾老耄す。何か知らん」と。二十五年に王崩ず。鐘龢せざりき。

㈠ 中庸の徳　㈡ 中和の音　㈢ 中庸の徳と中和の音と通ずる事なくして、これを頒ち事業に用ふれば、神悦び人和す　㈣ 従也、したがふ也　㈤ 快也、心ゆく迄これをなす也　㈥ 周景王の二十四年にて、魯の昭公の二十一年にあたる　㈦ 楽人　㈧ 州鳩おもへらく、鐘、實は和せざるに、伶人が王に媚びて和すといひしならんと。故に

龢平非宗官之所司也。

き述ぶるやうにし〔二〇〕聲を永くし節つけて、これを歌ふやうにし〔二一〕箎を以て、更にその音を發揚し〔二二〕塤を以て、その音を助くるやうにし賓は助也〔二三〕鼗鼓や柷や圉を以て、この音をほどよくし。節はほどよくする也〔二四〕以上のものが互に相犯さずして、よくその常を得るを、よく樂の中和を得るといふ也。極は中和也〔二五〕正聲の意〔二六〕安にて調和の意〔二七〕かゝる旨意によりて〔二八〕金を鑄て以て鐘となし〔二九〕金をみがいて磬とし〔三〇〕絲を本にかけて琴瑟となし〔三一〕匏竹に穴をあけ笙管となし。越とは穴をあくる意〔三二〕鼓の長短大小を程よくす〔三三〕以上の樂器を相和せしめて、八音をほどよくして、八風を順逹せしむ。八音とは、金石絲竹匏土革木より出づる音。八風とは八方の風にて、八音の器を以て之をあらはす也〔三四〕陰の積みかさなりて、發散せざるにて、夏に霜雹をふらすが如きをいふ。滯は積む也〔三五〕陽の發散して藏らざるにて、冬に氷なく、李や梅の實るが如きをいふ〔三六〕吉加生は嘉穀にてよき穀物也。繁祉とは、蕃滋にて、ふえしげるをいふ〔三七〕罷は勞也、つかるゝ也〔三八〕中和の正音といふ意〔三九〕細は射をさし、大は大林をさす。大聲これをしのぎ細聲抑へられて聞えず、耳に容らざれば、耳にいれ別つ能はざるをいふ〔四〇〕無射の聲が大林にしのがれて、これを聞くに、微細迂遠なるは平にあらずと也。越は迂也。まはりどほき也〔四一〕宗官たるものゝたづさはりつかさどるべきものにあらず。宗伯にて、樂長なり。樂官これにす

夫有龢平之聲則有蕃殖之財。於是乎道之以中德、詠之以中音。

それ龢平の聲あれば、則ち蕃殖の財あり。こゝに於てか、これを道くに中德(一)を以てし、これを詠ずるに中音(二)を以てす。德音(三)愆らずして、以て神人を合す。神これを以て寧く、民これを以て聽(四)ふ。もしそれ財用を匱しくし、民力を罷し、以

角。瓦絲尙ㇾ宮。匏竹尙ㇾ議。革木一ㇾ聲。夫政象ㇾ樂。樂從ㇾ和。和從ㇾ平。聲以龢ㇾ樂。律以平ㇾ聲。金石以動ㇾ之。絲竹以行ㇾ之。詩以道ㇾ之。歌以詠ㇾ之。匏以宣ㇾ之。瓦以贊ㇾ之。革木以節ㇾ之。物得二其常一曰二樂極一。極之所ㇾ集曰ㇾ聲。聲應相保曰ㇾ龢。細大不ㇾ踰曰ㇾ平。如ㇾ是而鑄二之金一。磨二之石一。繫二之絲木一。

聲應じて相保んずるを(二六)龢と曰ひ、細大踰えざるを平と曰ふ。かくの如くにして、(二七)これが金を鑄、(二八)これが石を磨き、(二九)これが絲を木に繫け、(三〇)これが匏竹に越し、(三一)これが鼓を節して、(三二)これを行つて以て八風を遂はしむ。こゝに於てか、(三三)氣、滯陰なく、(三四)また散陽なし。(三五)陰陽序次し、風雨時に至り、嘉生繁祉し、(三六)人民龢利し、物備りて樂成り、上下罷れず。(三七)故に樂正といふ。(三八)今細その主を過ぎて、正に妨あり。物を用ふるに度に過ぎて、財に妨あり。正に害せられ、財は匱しうして、樂に妨あり。(三九)細抑へられ、大陵ぎて耳に容らざるは、龢にあらざるなり。(四〇)聲を聽くに越遠なるは、平にあらざるなり。正を妨げ財を匱しくし聲龢平ならざるは、宗官(四一)の司るところにあらざるなり。

(一) 伶は音樂をつかさどる官、州鳩はその名　(二) おのれの本職として守る官以外のことゆゑ、あづかり知るところにあらず　(三) しかし臣の承るところによればの意　(四) 瑟は琴に似たる樂器にて、長さ八尺一寸又は七尺二寸絃の數多きもの二十七、少きもの十九也。宮は五音中の最も大なるものなり。凡そ樂器の輕きものは大いに從ひ、重きものは細に從ふ。琴瑟は輕きものゆゑ、大にしたがひ、宮を尊ぶ也。鐘は金屬性の樂器、つるしてたゝくもの。

離其名。有過慝之度。出令不信。刑政放紛。動不順時。民無據依。不知所力。各有離心。上失其民。作則不濟。求則不獲。其何以能樂。三年之中。而有離民之器二焉。國其危哉。

王弗聽。問之伶州鳩。對曰。臣之守官弗及也。臣聞之。琴瑟尚宮。鐘尚羽。石尚角。匏竹利制。大不踰宮。細不過羽。夫宮音之主也。第以及羽。聖人保樂而愛財。財以備器。樂以殖財。故樂器重者從細。輕者從大。是以金尚羽。石尚

王聽かず。これを伶州鳩に問ふ。對へて曰く、「臣の守官は及ばざるなり。臣これを聞く、『琴瑟は宮を尚び、鐘は羽を尚び、石は角を尚び、匏竹は利もて制す。大は宮に踰えず、細は羽に過ぎず』と。それ宮は音の主なり。第にして以て羽に及ぶ。聖人樂を保んじて財を愛せり。財は以て器を備へ。樂は以て財を殖すればなり。故に樂器重きものは細に從ひ、輕きものは大に從ふ。これを以て、金は羽を尚び、石は角を尚び、瓦絲は宮を尚び、匏竹は議を尚び、革木は聲を一にせり。それ政は樂に象り、樂は和に從ひ、和は平に從ふ。聲以て樂を龢げ、律以て聲を平かにす。金石以てこれを動かし、絲竹以てこれを行ひ、詩以てこれを道き、歌以てこれを詠じ、匏以てこれを宜べ、瓦以てこれを贊け、革木以てこれを節して、物その常を得るを樂極と曰ひ、極の集るところを聲といひ、

度量。民以心力従之不倦。成事不貳。樂之至也。口内味而耳内聲。聲味生氣。氣在口爲言。在目爲明。言以信名。明以時動。名以成政。動以殖生。政成生殖。樂之至也。若視聽不龢而有震眩。則味入不精。不精則氣佚。氣佚則不龢。於是乎有狂悖之言。有眩惑之明。有

おの離心(二五)あり。上その民を失へば、作せば則ち濟らず、求むれば則ち獲ず。それ何を以てよく樂まん。三年の中にして離民(二六)の器二あり。國それ危いかな」と。

(一) その音和せざるより、調子はづれとなりて人をして驚きおそれしむるをいふ (二) 目くらみまよひて、正なる能はずば (三) それ目と耳とは、心の欲する所をうけいれ或はあらはす、中間の大切なる機關なり。樞はとぼそ、機はからくりにて、大切なる機關の意 (四) 故に必ず和をきゝ正を視るべきなり (五) 聰とは、耳の力がさとくなるをいふ。明とは、目の力が明かになるをいふ。即ち和正に習熟すれば、眩惑されざるにいたるをいふ (六) 耳が聰になれば、人の善言をきくを得、目が明かなれば美徳を明かにするを得と也 (七) 恩徳ある教令を、言を以て民に發するにいたる (八) 民が徳教をよろこびうけて、徳とするやうになれば、民心これに歸するやうになると也。故は喜び服する也 (九) 正しき道をたつる意。方は道也。殖は立也 (一〇) 憲は法也、法令をいふ (一一) 定れる制度 (一二) 心力のあらんかぎりをつくして (一三) 二心をいだかざる貳は變也 (一四) 口に五味をいれ、耳に五聲を樂めば、則ち志氣生ず (一五) 名は號令也。信は審なり、明かにする意。即ち號令が明かに正しくなる意 (一六) 視ること明かなれば、則ち動作じてよくその時を得るをいふ (一七) 號令明かなれば、政治を完整するを得、動作がその時を得れば春夏秋冬の作業かよくできる故、財を長生するを得と也。殖は長也。ます也 (一八) 精は精美にて正しく美しき也 (一九) 氣放佚して身體に行はれず (二〇) 狂ひて道理に背きたる言 (二一) 變轉して、一定の主義方針なき號令。轉易とはうつりかはる也 (二二) 惡しくしてあやまてる制度。慝は惡也 (二三) ほしいまゝにして、入り亂れて (二四) よりどころとすべきものなくして、力をつくすべきところ分らず (二五) 治者より心のはなれそむくをいふ (二六) 民心を離叛せしむる二つの器といふ意にて、大錢を作り、大鐘を鑄ることをいふ

民、焉。夫耳目心之樞機也。故必聽龢而視正。聽龢則聰、視正則明。聰則言聽、明則德昭。聽言昭德、則能思慮純固以言德於民。民歆而德之、則歸心焉。上得民心以殖義方。是以作無不濟、求無不獲。然則能樂。夫耳內龢聲、而口出美言、以爲憲令、而布諸民。正之以

なれば則ち言聽え、明なれば則ち德昭かなり。言を聽き德を明かにすれば、則ちよく思慮純固にして、以て德を民に言ふ。民歆けてこれを德とすれば、則ち心を歸す。上民心を得て以て義方を殖つ。(一〇)これを以て作して濟らざるなく、求めて獲ざるなし。然れば則ちよく樂む。それ耳龢聲を內れて口美言を出し、以て憲令(一一)となしてこれを民に布く。之を正すに度量を以てし、民心力を以て、これに從ひて倦まず、事を成して貳らざるは、(一二)樂の至なり。口味(一三)を內れて耳聲を內れ聲味氣を生ず。氣は口にありて言を爲し、目にありて明を爲す。(一四)言は以て名を信にし、明(一五)は以て動を時にし、名は以て政を成し、動は以て生を殖す。政成り生(一六)殖するは、樂の至なり。(一七)もし視聽龢せずして震眩あれば、則ち味入りて精(一八)ならず。精ならざれば、則ち氣佚す。(一九)氣佚すれば則ち龢せず。こゝに於てか狂(二〇)悖の言有り、眩惑の明有り、(二一)轉易の名有り、(二二)過慝の度あり。令を出して信ならず、刑政放紛し、(二三)動時に順はざれば、民據依(二四)なくして、力むるところを知らず。おの

律度量衡於是乎生。小大器用於是乎出。故聖人愼之。今王作鐘也。聽之弗及。比之不度。鐘聲不可以知龢。制度不可以出節。無益於樂而鮮民財。將焉用之

夫樂不過以聽耳。而美不過以觀目。若聽樂而震。觀美而眩。患莫

のなり　(一〇) 耳にてきゝわかつ能はざるものは、法鐘の聲にあらず　(一一) 目の精明の見る能はざるところは、また以て目に施すべからざるが如しと也。即ち耳目の及ぶ能はざるところを强ふれば、眩惑のうれへありて、疾を生ずるをいふ　(一二) 目の察し得る尺度は、歩武や一尺一寸の間にすぎず。度は尺度也。歩は六尺にて、武は半武なり。(一三) 極めて短き間をいふ　五尺を墨となし、墨に倍するを丈となし、八尺を尋となし、尋に倍するを常となす。これも目の色を察し得る力の短き間なるをいへるなり　(一四) 音樂の和する音色　(一五) 音樂の清音と濁音とにて、律呂の變なり。黃鐘を宮とすれば、則ち清むといふ　(一六) 一人のあらはし出す勝れたる清濁の音を辨別し得るに過ぎず　(一七) 音をひとしうする所以の法にて、木の長さ七尺なるものを以て、絃をこれにつなぎ、これを以て鐘身をはかるなり。これを鈞法といふ　(一八) 百二十斤　(一九) 律は五聲陰陽の法也。度は丈尺なり。量は斗斛なり、ます也。衡ははかりのさをなり。さをに斤兩の數をもる、これらは、みな黃鐘を標準として制定せものなりと也　(二〇) 大小の器物なり。これらの器物も黃鐘をもととして制定したる量度衡の生じて後に作らるゝものゆゑ、しかいふなり　(二一) その清濁をきゝわくるによしなきをいふ　(二二) 先王の鐘の制に比すれば、その鈞石の數にあてはまらぬと也。度は中なり。あたる也　(二三) 耳これをきゝわくる能はざるが故に、その音の和を知るを得ずと也　(二四) この制度が、先王の制に則らざれば、標準となるものを出す能はずと也。節はさだまり也。標準なり

それ樂は以て耳に聽くに過ぎずして、美は以て目に觀るに過ぎず。もし(一)樂を聽いて震れ、美を觀て眩(二)せば、患これより甚しきはなし。(三)それ耳目は心の樞機なり。(四)故に必ず龢を聽いて正を視る。(五)龢を聽けば則ち聰に、正を視れば則ち明なり。(六)聰

聲。若無射有レ林。耳不レ及也。夫鐘聲以爲レ耳也。耳所レ不レ及。非二鐘聲一也。猶二目所レ不レ見。不レ可二以爲一レ目也。夫目之察レ度也。不レ過二步武尺寸之閒一。其察レ色也。不レ過二墨丈尋常之閒一。耳之察レ和也。在二清濁之閒一。其察二清濁一也。不レ過二一人之所一レ勝。是故先王之制レ鐘也。大不レ出レ鈞。重不レ過レ石。

和（一七）を察するや、清濁の閒にあり。その清濁を察するや、一人の勝ぐるところに過ぎず。この故に先王の鐘を制するや、大は鈞（一八）を出でず、重は石（一九）に過ぎず。律度（二〇）量衡もこゝに於てか生じ、小大の器用もこゝに於てか出づ。故に聖人これを愼めり。今王の鐘を作るや、これを聽くに及ばず、これを比ぶるに度らず（二一）。鐘聲以て和を知るべからず、制度以て節を出すべからず、樂に益なくして民財を鮮うす。將に焉にこれを用ひんとする。

（一）周の景王即位より二十三年にて、魯の昭公の二十年にあたる。王は、周の景王なり（二）鐘の名にて、その律が無射なるよりしか名づけしなり（三）無射のおほひ、その律が林鐘にあるよりしかいふ也（四）王がさきに重幣を作りて、以て民の資用を絶てり。故に宜しく金錢を生殖して、その絶ゆるをつぐ計をなすべきなり。しかるに今また大鐘を鑄、大林をつくるは、乃ちこれ、更にその繼をつぐもの卽ち金錢をすくなくなさんとするなり。重幣は前章にいへる大貨幣なり。繼は、絶ゆるをつぐ意。鮮は寡也（五）聚積はつみあつめたるものにて、民の財をいふ也。るときに小錢を廢して民の資財をうしなへるにいふ也（六）牛は財也。殖は長也。卽ち財がいかにして増加せんと也（七）鐘は、八音を合奏するときに、先にたちて、他の音のさきがけとなりて、他音を動かし導くにすぎず（八）もし無射にまた大林のこれをおほふあらば、無射は陽聲の細なるものにて、林鐘は陰聲の大なるものゆゑ、細が抑へられ、大がしのぐやうになりて、耳に聽き及ぶこと能はざるにいたると也（九）耳にてきゝわかつためにするも

於二災備一也其所二怠棄一者多矣。而又奪二之資一以益二其災一。是去二其藏一而翳二其人一也。王其圖レ之。王弗レ聽。卒鑄二大錢一。

二十三年。王將下鑄二無射一而爲中之大林上。單穆公曰。不可。作二重幣一以絕二民資一。又鑄二大鐘一以鮮二其繼一。若積聚既喪。又鮮二其繼一。生何以殖。且夫鐘不レ過二以動一

だまりの大を潢といひ、小を汚といふ、川原を民にたとへ、民が離叛して、國亡ぶるをいふ　(二六)　水のつきてなくなる意にて、國の亡ぶるにたとふ。日なしとは、其還からざるをいふ　(二七)　災を救ふのそなへなくば　(二八)　周の朝廷につかふる役人　(二九)　民の資財を奪ふにて、さすれば、民離叛して災をますをいふ　(三〇)　善政は貨財を民に藏むるものなり。然るに、誅求して民をして離叛せしむれば、王の府庫みつともそのかひなし。故にかくするは却つてその藏にあるものを去り、それを守る人をしりぞくると同じことなり。藏とは、くらにある貨財也。去は棄也。すつる也。その人とはそのくらを守る人といふ意にて、即ち民にたとふる也。翳は屛也、しりぞくる也。

(一)二十三年王將に(二)無射を鑄て、これが(三)大林を爲らんとす。單穆公曰く、「不可なり。(四)重幣を作りて以て民資を絕ち、また大鐘を鑄て以てその繼を鮮うせんとす。もし(五)積聚すでに喪ひ、またその繼を鮮うせば、(六)生何を以て殖せん。かつそれ鍾(七)聲は以て聲を動かすに過ぎず。(八)もし無射に林あらば、耳及ばざるなり。それ鐘聲は以て耳の爲にするなり。(九)耳の(一〇)及ばざる所は、鐘聲にあらざるなり。(一一)なほ目の見えざるところは、以て(一二)目の爲にすべからざるがごときなり。それ目の度を察するや。步武尺寸の間に過ぎず。その色を察するや、(一三)墨丈尋常の間に過ぎず。耳の

國也。天未厭禍焉。而又離民以佐災。無乃不可乎。將民之與處而離之。將災是備禦而召之。則何以經國。國無經何以出令。令之不從。上之患也。故聖王樹德於民以除之。夏書有之曰。關石龢均王府則有。詩亦有之。曰。瞻彼旱麓。榛楛濟濟愷悌君子。干祿愷悌。夫

を以て國を經せん。國經するなくんば、何を以て令を出さん。令に從はざるは上の患なり。故に聖王は、徳を民に樹て、以てこれを除けり。夏書にこれあり。曰く、『關石龢均すれば、王府則ち有り』と。詩にも亦これあり。曰く、『かの旱麓を瞻れば、榛楛濟濟たり。愷悌の君子、祿を干めて愷悌す』と。夫れ旱麓の榛楛殖す。故に君子以て易樂して祿を干むるを得たり。若しそれ山林匱竭し、林麓散亡し、藪澤肆既し、民力彫盡し、田疇荒蕪し、資用乏匱せば、君子將に險哀にこれ暇あらざらんとす。何の易樂かこれあらん。かつ民用を絶ちて以て王府を實すは、なほ川原を塞ぎて潢汚となすがごときあり。その竭くるや日なからむ。若し民離れて財匱しく、災至りて備亡くば、王それこれを若何にする。わが周官の災備に於けるや、その怠棄するところのもの多し。而るをまた之が資を奪ひて以てその災を益すは、これその藏を去て、その人を翳くるなり。王それこれを圖れ」と。王聽かず。卒に大錢を鑄たり。

三之則將賤取於民。民不給將有遠志。是離民也。

且夫備有未至而設之、有至而後救之。是不相入也。可先而不備謂之怠。可後而先之謂之召災。周固羸

貨の價值多きときは、小貨幣のみを使用することゝし、もし物價の騰貴する時は、大貨幣を以てはかりてこれを流通せしめて、つまり大小貨幣ならび通用せしめて、民みなその欲するところを得たりといふ也 (一) もし物價安くして、大貨幣を用ふるに堪へざるときは、多く小貨幣をつくりて、これを通用せしむ。國に堪へずとは、貨幣の價高く、物價安ければ、大貨幣がその用を爲さざるにいたるをいふ也 (二) 大貨幣不足のときは獨ら小貨幣を以て補ひて母を保ちて通用するやうにする也 (三) 小は小貨幣にて、大は大貨幣、この二貨幣をあはせ用ひて、民これを便利とせりと也 (四) 今。王が小貨幣を廢して大貨幣をのみ作らば、民の貨財減りて窮乏せず、民間にその財を失ふにいたらん。貨は財なり (五) 乏也、とぼしき也 (六) 民の財乏しければ、因て上に供するなし。故に王の用もまた乏しからん (七) 人民より多く税をとりたつるに至らん (八) 民がこれを供給することを能はずんば、王より遠ざかりて他國にのがれんとする心を生ぜん。給は供給。遠志は、遠離の心也 (九) 民の心より離る、離れて、つまり離散するをいふ

且それ、備は未だ至らずして之を設くるあり、至りて後に之を救ふあり。(四) これ相入れざるなり。先んずべくして備へざる、これを怠といひ、(五) 後にすべくしてこれを先にする、これを災を召くと謂ふ。周は固より羸國なり。(六) 天未だ禍に厭かず。(七) 而るをまた民を離ちて以て災を佐けば、乃ち不可なるなからんや。將に民と(八)ともに離らんとして之を離ち、將に災をこれ備禦せんとして之を召かば、則ち何

單穆公曰。不可。古者天災降戾。於是乎量資幣權輕重以振救民。民患輕則爲之作重幣以行之。於是乎有母權子而行。民皆得焉。若不堪重則多作輕而行之。亦不廢重。於是乎有子權母而行。小大利之。今王廢輕而作重。民失其資。能無匱乎。若匱王用將有所

れば、こゝに於てか資幣を量り、(五)輕重を權りて、(六)以て民を振救せり。(七)民輕を患ふれば、(八)則ちこれが爲に重幣を作りて以てこれを行へり。こゝに於てか母、子を權りて行ふありて、(九)民みな得たり。(一〇)もし重に堪へざれば、則ち多く輕を作りてこれを行ふ。また重を廢てず。こゝに於てか、子、母を權りて行ふありて、(一一)小大これを利とせり。(一二)今王輕を廢てゝ重を作らば、(一三)民その資を失はん。よく匱しきなからんや。(一四)もし匱しくば、(一五)王の用將に乏しき所あらんとす。乏しければ、則ち將に厚く民に取らんとす。(一六)民給せずんば、(一七)將に遠志あらんとす。これ民を離つなり。(一八)

(一) 周の靈王の子なる景王貴なり。其卽位二十一年は魯の昭公の十八年にあたる (二) 錢は古へ泉といへり。金にてつくりたる貨幣なり。大錢は、舊より大にしてその價重きをいふ (三) 周の卿士にて、單靖公の曾孫 (四) 下りいたる意。戾は至也、いたる也 (五) 貨幣と物資との關係をはかり考へ (六) 輕とは、價の少き小貨幣なり。重とは、價の多き大貨幣なり。權は稱にて、はかりくらぶる也。卽ち大貨幣と小貨幣といづれを用ふれば、よく物價を調節すべきかを考へて、これを行ふ意 (七) 民人をすくへり。振は救也 (八) 人民が貨幣の價の少くして、物價の騰貴するを患ふれば、これを調節するために、重幣卽ち大貨幣をつくりて、これを流通せしめたり。重幣は大貨幣なり。行は流通也 (九) 大貨幣を母といひ、小貨幣を子といふ。卽ち小貨幣を以て物貨を買ふことゝす。故に物

也。其始也翼上德讓而敬百姓。其中也恭儉信寬帥歸於寧。其終也。廣厚其心以固龢之。始於德讓。中於信寬。終於固龢。故曰成。單子儉敬讓咨以應成德。單若不興。子孫必蕃。後世不忘。詩曰。其類維何。室家之壼。君子萬年。永錫祚胤。類也者不忝前哲之謂也。壼

子は、朝夕王の德を成すを忘れず。前哲を忝めずと謂ふべし。明德を膺保して(二七)以て王室を佐く。民人を廣裕にすと謂ふべし。若しよく善物を類にして(二八)、以て民人を混厚にするものは(二九)、必ず章譽蕃育の祚あり(三〇)。則ち單子必ずこれに當らん。單もし闕くるあらば(三一)、必ずこの君の子孫(三二)、實にこれを續がん。宅に出でじ」と。(三三)

(一) 文王・武王の盛德を稱述せるなり (二) 昊天は天の大號なり。命を成すとは、天下を授くる命をなすをいふ (三) 文王と武王とをさす。二君はよくその德を光明にし、その心を厚くして、以て固く天下を和すと也 (四) 王者の事業をなす意 (五) 朝ははやく起き夜はおそくいねて (六) 始めて謐ある行をなしての意。命は信也、まこと也 (七) 宥は寬也、ひろくして深き也。密は寧也、靜にしてやすき也。卽ち寬仁寧靜なる德度を以て民に接しの意 (八) 緝は明也。熙は光なり (九) 厚也 (一〇) 固也 (一一) 和也 (一二) この詩は、文王・武王がよくその王德を成すをいふなり (一三) 王を成すとは、よくその文德を明かにして、これをしててりかゞやかしめ、その武を定めて、威力あらしむるやうにするをいふと也 (一四) 天の命を奉じて、治國安民の實を全うせし二后の事蹟をあぐるにあたり、第一に昊天を擧げ稱するは、天を尊敬する意をあらはせるなり。稱は擧也、あぐる也。賀は敬也、うやまふ也 (一五) 二后これを受くといへるは、二后の天命を受けし所以のものは、よく有德の臣に讓りて、おの〳〵その能をなさしめし結果なるをいふ (一六) 王者の事業を成就して、しかも敢へてみづから安逸せざるゆゑんのものは、これこの百姓を敬する心あるがゆゑなり。康は安也。百姓は臣民也 (一七) 二后が夙に起き、よはにいねてなせるをいへるは、事を敬してうや〳〵しくするさまをいへるなり (一八) 原文「廣」は「光」の誤といふ說により改譯す (一九) この詩篇の首句は、

之。成王不敢康。夙夜基命。宥密。於緝熙。亶厥心。肆其靖之。是道成王之德也。成王能明文昭、能定武烈者也。夫道成命者、而稱昊天、翼其上也。二后受之、讓於德也。成王不敢康、敬百姓也。夙夜恭也。基始也。命信也。宥寬也。密寧也。緝明也。熙廣也。亶厚也。肆固也。靖龢

德を成すを道ふなり。王を成すとは、能く文を明かにして昭ならしめ、能く武を定めて烈ならしむるものなり。それ命を成すものを道ひて昊天と稱せるは、その上を翼へるなり。二后これを受くとは、德に讓れるなり。王を成して敢へて康んぜずとは、百姓を敬せるなり。夙夜は恭なり。基は始なり。命は信なり。宥は寬なり。密は寧なり。緝は明なり。熙は光なり。亶は厚なり。肆は固なり。靖は龢なり。その始や上を翼ひ、德讓して百姓を敬し、その中や恭儉信寬にして、帥うて寧に歸し、その終やその心を固厚にして、以て固くこれを龢せり。德讓に始り、信寬に中し、固龢に終る。故に成すと曰へるなり。單子儉敬讓咨にして、以て成德に應れり。單もし興らずんば、子孫必ず蕃く、後世忘られざらん。詩に曰く、「その類これ何ぞ。室家をこれ壼にす。君子萬年、永く祚胤を錫ふ」と。類とは、前哲を忝めざるの謂なり。壼とは、民人を廣裕にするの謂なり。萬年とは、令聞忘られざるの謂なり。祚胤とは、子孫蕃育するの謂なり。單

崇。器無㆓形鏤㆒儉也。身聳除潔。外內齊給敬也。宴好享賜。不ㇾ踰㆓其上㆒讓也。賓之禮事。放ㇾ上而動咨也。如ㇾ是而加ㇾ之以ㇾ無ㇾ私。重ㇾ之以ㇾ不ㇾ殺。能辟ㇾ怨矣。居儉動敬德讓事咨而能辟ㇾ怨以爲㆓卿佐㆒。其有ㇾ不ㇾ興乎。且其語說㆓昊天有成命㆒。頌㆓之盛德㆒也。其詩曰。昊天有ㇾ成ㇾ命。二后受ㇾ

にある人のなす所を見習ひ、之にこゆる所なきをいふ (六) 蒱は宴也、享の禮をなしたる後、くつろぎてなす宴會のときも、私事をなすことなくと也 (七) 賓客なる叔向を見送るに、その禮なる郊まで見送りてかへりたり。これまた私なきを示す也 (八) 享宴のとき、語りしものは、昊天有成命の頌を唱するを上ろこべることなりき。昊天有成命とは、詩經の周頌の篇の名 (九) 單靖公の老臣也。室老也。禮に卿大夫の貴臣を室老となすとあり (一〇) 一姓即ち姬姓なる周は再び興らずと也 (一一) かゝる有德なる單靖公が周にあればなり (一二) 周の武王の時の太史なる尹佚 (一三) 敬なれば久しかるべく、儉なれば容れ易く、讓なれば怨に遠ざかり、咨なればあやまち少ければなり。咨は議也、事を衆にはかる意 (一四) 況は賜也、たまふ也、享宴をたまふ。敬儉讓咨の四善を具備せりと也 (一五) 高也 (一六) 彤とは丹色にて裝飾するをいひ、鏤とは金銀等をちりばめて飾るをいふ (一七) 聳は懼也。除潔とは身を治めてきよくする也。除は治也、をさむ也 (一八) 外は朝廷也。內は家事也。齊給はととのへ備る也 (一九) 宴好とは宴會なり、情を通じ好みを結ぶものなれば、しかいふ。享賜は享禮也、賓にむくい下に賜ふ故にしかいふ (二〇) 上位の人にはかりて事をなせるをいふ。放は倣也、よる也 (二一) 雜也、煩雜にして正しき禮をみだるをいふ。即ち衆は郊を過ぎてまで見送りしに、單靖公が獨りしかせず、郊まで見送りてかへりし行の禮によくかなひしをいふ也 (二二) 以上の行は、よく人よりの怨をさくるを得んと也。辟は避也、さくる也

かつそれ語りて昊天有成命を說べるは、(一)盛德を頌せるなり。その詩に曰く、『(二)昊天命を成すあり。(三)二后これを受け、(四)王を成して敢へて康んぜず。(五)夙夜(六)命を基めて(七)宥密をし、(八)緝熙にしてその心を(九)亶くし、(一〇)肆くそれこれを(一一)靖ぐ』と。(一二)これ王の

公。靖公享レ之、儉而敬。賓禮贈餞。視二其上一而從レ之。燕無レ私。送不レ過レ郊。語説二昊天有成命一。單之老送二叔向一。叔向告レ之曰。異哉。吾聞レ之。曰二一姓不一レ再興一。今周其興乎。其有二單子一也。昔史佚有レ言曰。動莫レ若レ敬。居莫レ若レ儉。德莫レ若レ讓。事莫レ若レ咨。單子之貺二我禮一也。皆有焉。夫宮室不レ

過ぎず、語りて昊天有成命を説べり。單の老、叔向を送る。叔向これに告げて曰く、「異なるかな。われこれを聞く。曰く、『一姓は再び興らず』と。いま周はそれ興らんか。それ單子あればなり。昔史佚言へるあり。曰く、『動は敬に若くはなく、居は儉に若くはなく、德は讓に若くはなく、事は咨に若くはなし』と。單子のわれに禮を貺ふや、みな有り。それ宮室崇からず、器彤鏤なきは儉なり。身聳れて除潔し、外内齊給せるは敬なり。宴好享賜、その上に踰えざるは讓なり。賓の禮事、上に放りて動けるは咨なり。是の如くにして、之に加ふるに私なきを以てし、之に重ぬるに殽らざるを以てせり。よく怨を辟けん。居は儉に、動は敬に、德は讓に、事は咨りて、而して能く怨を辟けて以て卿佐たり。それ興らざるあらんや。

(一) 晉の大夫、字は叔向、羊舌職の子なり (二) その禮幣を周の大夫に致して、次いで單靖公に及ぶ。靖公は王の卿士、單襄公の孫にして、頃公の子なり (三) 享禮はうすくして、その身よくつゝしめるをいふ (四) 賓禮とは賓客を接待する禮。贈とは賓客に貨財をおくる禮。餞とは賓客に飲食をおくる禮、郊にて行ふなり (五) 靖公の上位

順也。咨二之前訓一則非レ正也。觀三之詩書與二民之憲言一皆亡王之爲也。上下儀レ之。無レ所二比度一。王其圖レ之。夫事大不レ從レ象。小不レ從レ文。上非二天刑一。下非二地德一。中非二民則一。方非二時動一。而作レ之者必不レ節矣。作又不レ節。害之道也。王卒壅レ之。及二景王一多二寵人一。亂於レ是乎始生。景王崩。王室大亂。及二定王一。王室遂卑。

ろなし。王それこれを圖れ（六）。それ事、大は象（七）に從はず、小は文に從はず、上は天（九）刑にあらず、下は地德（一〇）にあらず、中は民則にあらず、方は時動（八）にあらずしてこれを作すものは、必ず節（一一）ならず。作してまた節ならざるは、害の道なり』と。王卒にこれを壅げり。景王（一二）に及びて寵人（一三）多く、亂こゝに於てか始めて生ぜり。景王崩じ、王室大に亂れ、貞王（一四）に及びて王室遂に卑し。

（一）四時の令　（二）先王の訓書。咨は議也、はかる也　（三）人民の言ひあらはしたる金言　（四）上の天神より民の憲言までをさしていふ　（五）くらべはかる　（六）よく思案して見られよ　（七）天象　（八）詩書　（九）天法　（一〇）地の利也　（一一）ほどよく正しき道　（一二）靈王の子にして、太子晉の弟　（一三）寵臣也、その長庶子子朝及びその臣賓孟などをいふ　（一四）原文「定王」は「貞王」の誤也。名は介、敬王の子、この時大臣政を專にし、諸侯の長の王室を助くるものなかりしかば、王室終に衰微せり

晉羊舌肸聘二於周一。發二幣於大夫一。及二單靖

晉の羊舌肸（一）周に聘す。幣（二）を大夫に發して單靖公に及ぶ。靖公これを享す（三）。儉にして敬、賓禮贈餞（四）、その上を視（五）てこれに從ひ、燕（六）して私なく、送る（七）こと郊に

乎。吾朝夕儆懼曰。其何德之修而少光二王室一以逆二天休一。王又章二輔禍亂一。將二何以堪レ之。王無丁亦鑒丙於黎苗之王下及二夏商之季一。上不レ象レ天而下不レ儀レ地。中不レ龢レ民而方不レ順レ時。不レ共二神祇一。而蔑二棄五則一。是以人夷二其宗廟一而火焚二其彝器一。子孫爲レ隸。下夷乙於民甲。而亦未レ觀下夫

ところなり。天の崇くせしところの子孫も、或は畎畝に在るは、民を亂すを欲するに由りてなり。(三〇)畎畝の人も或は社稷にあるは、民を靖めんと欲するに由りてなり。(三一)(三二)異あることなし。(三三)詩に云く、『殷鑒遠からず。夏后の世にあり』と。(三四)(三五)はた焉んぞ宮を飾りて、以て亂を徼むるを用ひんや。(三六)

(一) この四王は、父子相つぐ。厲王は暴虐にして流され、宣王は農をつとめず、幽王は昏亂にして西周を滅し、平王は政を修むる能はずして、微弱にいたれり。これみなその行の招くところ、故に天の禍を貪り、禍敗今にいたるまで止まずといへるなり。弭は止也 (二) 我が王の意。靈王をさす也 (三) 衰微せん (四) 堯の時、洪水あり、人民饑に苦みしかば、后稷農師となり、百穀を播して、人民よつて安きを得たるをいふ (五) 文王、十五王の最終に當る (六) 十五王に武王・成王・康王を加へていふ (七) 康王 (八) 周の厲王が無道にして、周法を變更してより今の王にいたるまで十四王なり (九) 十四王に更に景王を加へていへるなり (一〇) つゝしみおそれて (一一) 明也 (一二) 天の與ふるさいはひは迎へんや。休は慶也。逆は迎也 (一三) 章は明也。輔は助也 (一四) 王室の衰微に堪へて、これをさゝへんとするか (一五) 九黎三苗なり。少皞氏衰へて、九黎德を亂しゝかば、顓頊これを滅し、高辛氏衰へて、三苗また亂しゝかば、堯帝これを誅せる事蹟をいふ (一六) 夏の桀王と殷の紂王と德を亂しゝかば、殷の湯王・周の武王がこれを滅しゝ事蹟をいふ (一七) 天の道にしたがはざるをいふ。象は則也、のつとる也 (一八) 地の理をはからず (一九) 四方は四時の令にそむく。方は四方也 (二〇) 天地の神につかへず。共は、恭にて、うやうやしくつかふること (二一) 滅也、ほろぼす也 (二二) 宗廟に物を奉るに用ふる器 (二三) 奴隷 (二四) 等也、たぐひする

宣幽平而貪天禍至於今未弭。我又章之懼長及子孫王室其愈卑乎。其若之何。自后稷以來寧亂及文武成康而僅克安民。自后稷之始以德靖民十五王而文始平之。十八王而康克安之。其難也如是。厲始革典十四王矣。基德十五而始平。基禍十五其不濟

之を若何せん。后稷より以来、亂を寧んじて、文・武・成・康に及んで、僅に克く民を安んぜり。后稷の始めて德を基め民を靖んぜしより、十五王にして文始めてこれを平げ、十八王にして康克くこれを安んぜり。その難きや是の如し。厲始めて典を革めしより十四王なり。德を基めて十五にして始めて平ぎ、禍を基めて十五ならんとす、それ濟はれざらんか。われ朝夕儆懼して曰く、「それ何の德をこれ修めて少しく王室を光して、以て天休を逆へんや」と。王また禍亂を章し輔けば、將に何を以てこれに堪へんとする。王もまた黎・苗の王より、下夏・商の季に及ぶまで、上は天に象らずして、下は地に儀へず、中は民を龢けずして、方は時に順はず、神祇に共せずして、五則を蔑棄す。是を以て、人その宗廟を夷して、火その彝器を焚き、子孫隷となつて、下、民に夷しきを監みるなきか。而して亦いまだ夫の前哲令德の則あるは、この五者に則りて、天の豐福を受け、民の勳力を饗け、子孫豐厚にして、令聞忘られざるを觀ざるか。これ皆天子の知る

乎。吾朝夕儆懼曰。其何德之修而少光ニ王室ニ以逆ニ天休ニ。王又章ニ輔禍亂ニ。將ニ何以堪レ之。王無ニ亦鑒ニ於黎苗之王下及ニ夏商之季ニ。上不レ象レ天而下不レ儀レ地。中不レ龢レ民而方不レ順レ時。不レ共ニ神祇ニ。而蔑ニ棄五則ニ。是以人夷ニ其宗廟ニ而火焚ニ其彝器ニ。子孫爲レ隸。下夷ニ於民ニ。而亦未レ觀ニ夫

ところなり。天の崇くせしところの子孫も、（三〇）或は畎畝に在るは、（三一）民を亂すを欲するに由りてなり。畎畝の人も或は社稷にあるは、（三二）民を靖めんと欲するに由りてなり。異あることなし。（三三）詩に云く、（三四）『殷鑒遠からず。（三五）夏后の世にあり』と。はた焉んぞ宮を飾りて、以て亂を徼むるを用ひんや。（三六）

（一） この四王は、父子相つぐ。厲王は暴虐にして流され、宣王は農をつとめず、幽王は昏亂にして西周を滅し、平王は政を修むる能はずして、微弱にいたれり。これみなおのが行の招くところ、故に天の禍を貪り、禍敗今にいたるまで止まずといへるなり。弭は止也 （二） 我が王の意。靈王をさす也 （三） 衰微せん （四） 堯の時、洪水あり、人民饑に苦みしかば、后稷農師となり、百穀を播して、人民よつて安きを得たるをいふ （五） 文王、十五王の最終に當る （六） 十五王に武王・成王・康王を加へていふ （七） 康王 （八） 周の厲王が無道にして、周法を變更してより今の王にいたるまで十四王なり （九） 十四王に更に景王を加へていへるなり （一〇） つゝしみおそれて （一一） 明也 （一二） 天の與ふるさいはひは迎へんや。休は慶也。逆は迎也 （一三） 章は明也。輔は助也 （一四） 王室の衰微に堪へて、これをさゝへんとするか （一五） 九黎三苗なり。少皡氏衰へて、九黎德を亂しゝかば、顓頊これを滅し、高辛氏衰へて、三苗また亂しゝかば、堯帝これを誅せる事蹟をいふ （一六） 夏の桀王と殷の紂王と德を亂しゝかば、殷の湯王・周の武王がこれを滅しゝ事蹟をいふ （一七） 天の道にしたがはざるをいふ。象は則也、のつとる也 （一八） 地の理をはからず （一九） 四方は四時の令にそむく。方は四方也 （二〇） 天地の神につかへず。共は、恭にて、うやうやしくつかふること （二一） 滅也、ほろぼす也 （二二） 宗廟に物を奉るに用ふる器 （二三） 奴隷 （二四） 等也、たぐひする

宣幽平而貪天禍至於今未弭我又章之懼長及子孫王室其愈卑乎其若之何自后稷以來寧亂及文武成康而僅克安民自后稷之始基徳靖民十五王而文始平之十八王而康克安之其難也如是厲始革典十四王矣。基徳十五而始平基禍十五其不済

之を若何せん。后稷より以来、亂を寧んじて、文・武・成・康に及んで、僅に克く民を安んぜり。后稷の始めて徳を基め民を靖んぜしより、十五王にして文始めてこれを平げ、十八王にして康克くこれを安んぜり。その難きや是の如し。厲始めて典を革めしより十四王なり。徳を基めて十五にして始めて平ぎ、禍を基めて十五ならんとす。それ濟はれざらんか。われ朝夕儆懼して曰く、「それ何の徳をこれ脩めて少しく王室を光して、以て天休を逆へんや」と。王また禍亂を章し輔けば、將に何を以てこれに堪へんとする。王もまた黎・苗の王より、下夏・商の季に及ぶまで、上は天に象らずして、下は地に儀へず、中は民を龢げずして、方は時に順はず、神祇に共せずして、五則を蔑棄す。是を以て、人その宗廟を夷して、火その彝器を焚き、子孫隸となつて、下、民に夷しきを略みるなきか。而して亦いまだ夫の前哲令徳の則あるは、この五者に則りて、天の豐福を受け、民の勳力を饗け、子孫豐厚にして、令聞忘られざるを觀ざるか。これ皆天子の知る

者傷焉。又曰。禍不好不能爲禍。詩曰。四牡騤騤。旟旐有翩。亂生不夷。靡國不泯。又曰。民之貪亂。寧爲荼毒。夫見亂而不惕。所殘必多。其飾彌章。民有怨亂。猶不可過。而況神乎。王將防鬭川以飾宮。是飾亂而佐鬭也。其無乃章禍且過傷乎。自我先王厲

則に傚ひしが故に 〔二四〕 高く明なる德を以てよく成功し 〔二五〕 あきらかなる德を長くあらはしかゞやかして。昭は明也。融は長也 〔二六〕 隱也、したがふ也 〔二七〕 善名也、王たり、諸侯の長たるよき名 〔二八〕 さればいま王にして、先王の後世に遺されたる訓誡を開き進め、その遺されたる禮象常法をかへりみて、その古今の或はおこり或はすたれしものを觀ば、みなその理を知るを得るなり。啓は開也、ひらく也。典は禮也。圖は象也。刑法は常法也 〔二九〕 周の朝廷につかふる爲政者 〔三〇〕 正しき道にしたがひて事をなしたる結果 〔三一〕 かの穀・洛の二川をつかさどる神の心を亂して。滑は亂也 〔三二〕 二川の神が、その精氣を爭ひて。明は精氣也、そのもの丶有する力也 〔三三〕 害也、そこなふ也 〔三四〕 然るに王は、これを反省することをなさずして、却つて、執政の過をかざらんとす 〔三五〕 飾ひもとりて怨み亂るゝ人の門前をすぐれば、害を受くるをいふ也 〔三六〕 雝は煮たきをして御馳走を作る官。嘗めとは、その食をなめくらふ意 〔三七〕 禍もこれを好まざれば、神がこれに禍を蒙らしむること能はずと也 〔三八〕 詩經大雅桑柔の章 〔三九〕 四頭の牡馬は行きてやまず。鳥隼を畫けるはたと。龜蛇を畫けるはたとはひら〳〵と動いてやまず 〔四〇〕 夷は平也。靡は無也。泯は滅也。周の厲王が兵を用ひて征伐するを好み、その所を得ざる結果、禍亂おこりて、平ならず、國としてほろぼされざるなきをうたへるなり 〔四一〕 詩經大雅桑柔の十一章にあり 〔四二〕 人民が殘忍の命令にたへかね、やむことを得ずして、心に安んじて貪慾亂逆をほしいまゝにして、荼毒をながす 〔四三〕 おそれあそれざれば 〔四四〕 禍が終には一層いちじるしくならん

わが先王厲・宣・幽・平よりして天の禍を貪り、今に至りて未だ弭まず。(二)われ又これを章かにせば、懼らくは長く子孫に及ばん。王室それ愈々卑ならんか。(三)それ

主。堙二替隸圉一。夫亡者。豈繄無レ寵。皆黃炎之後也。唯不レ帥二天地之度一。不レ順二四時之序一。不レ度二民神之義一。不レ儀二生物之則一。以殄滅無レ胤。至二於今一不レ祀。及二其得レ之也。必有二忠信之心閒一レ之。度二於天地一。而順二於時一動。龢二於民神一。而儀二於物則一。故高朗令終。顯二融昭明一。命レ姓受レ氏而附レ之

終り、昭明(二五)を顯融して、姓を命ぜられ氏を受けて、これに附ふ(二六)に令名(二七)を以てせり。若し(一八)先王の遺訓を啓き、その典圖刑法を省みて、その廢興せしものを觀ば、皆知るべきなり。その興れるものは、必ず夏・呂の功あり。その廢れたるものは、必ず共・鯀の敗あり。今わが執政(二九)乃ち實に避ふ所(三〇)ありて、夫(三一)の二川の神を滑して、明(三二)を爭ひて、以て王宮を妨ふ(三三)に至らしむるなからんや。王しかるにこれを飾らんとす。乃ち不可なるなからんや。人言へるあり。曰く(三四)、『亂人(三五)の門を過ぐるなかれ』と。又曰く、『雝(三六)を佐くるものは嘗め、鬭を佐くるものは傷く』と。又曰く、『禍(三七)も好まざれば、禍をなすこと能はず』と。詩(三八)に曰く、『四(三九)牡騤騤たり。旟旐翩たるあり。亂生(四〇)じて夷かならず。國として泯びざるは靡し』と。又曰く(四一)、『民(四二)の亂を貪る、寧んじて荼毒をなす』と。それ亂を見て愓(四三)せざれば、殘ふところ必ず多く、それ飾らんとせば彌(四四)に章かならん。民に怨亂ありとも、なほ過むべからず。しかるを況んや神をや。王將に鬬川を防ぎて以て宮を飾らんとす。これ亂を飾つ

此一王四伯。豈緊多寵。皆亡王之後也。唯能釐擧嘉義。以有胤在下。守祀不替其典。有夏雖衰。杞鄫猶在。申呂雖衰。齊許猶在。唯有嘉功。以命姓受祀。迄於天下。及其失之也。必有慆淫之心間之。故亡其氏姓。踣斃不振。絶後無

の功のさかんなる、四嶽心膂に比すべきものあるを以てしかせるなり。國は各々の國。殷はひさし。◯はりたる。胄は
ばれにて、寳は財寳、ゆつくゆたかにする意。

この一王四伯は、豈にこれ多寵ならんや。みな亡王の後なり。たゞ能く嘉義を釐め擧けしかば、胤の下に在るあり、祀を守りその典を替てざりしを以て、有夏衰ふといへども、杞・鄫なほ在り、申呂衰ふといへども、齊・許なほ在り。たゞ嘉功ありて、以て姓を命ぜられ祀を受けて、天下に迄れり。その之を失ふに及んでは、必ず慆淫の心のこれに間るあり。故にその氏姓を亡して、踣斃して振はれず。後を絶ち主なく、隷圉に堙替せり。それ亡びしものは、豈これ寵なからんや。皆黄・炎の後なり。たゞ天地の度に帥はず、四時の序に順はず、民神の義を度らず、生物の則に儀はずして、以て殄滅して胤なく、今に至るまで祀られざるなり。その之を得るに及ぶや、必ず忠信の心のこれに間るあればなり。天地に度りて、時に順ひて動き、民神に龢して、物則に儀ひしが、故に高朗にして令く

主。堙二替隸圉一。夫亡者。豈繄無レ寵。皆黃炎之後也。唯不レ帥二天地之度一。不レ順二四時之序一。不レ度二民神之義一。不レ儀二生物之則一。以殄滅無レ胤。至二於今一不レ祀。及二其得一レ之也。必有二忠信之心閒一レ之。度二於天地一。而順二於時一動。龢二於民神一。而儀二於物則一。故高朗令終。顯二融昭明一。命レ姓受レ氏而附レ之

終り、昭明を顯融して、姓を命ぜられ氏を受けて、これに附ふに令名を以てせり。若し先王の遺訓を啓き、その典圖刑法を省みて、その廢興せしものを觀ば、皆知るべきなり。その興れるものは、必ず夏・呂の功あり。その廢れたるものは、必ず共・鯀の敗あり。今わが執政乃ち實に避ふ所ありて、夫の二川の神を滑して、明を爭ひて、以て王宮を妨ふに至らしむるなからんや。王しかるにこれを飾らんとす。乃ち不可なるなからんや。人言へるあり。曰く、『亂人の門を過ぐるなかれ』と。又曰く、『饔を佐くるものは嘗め、鬬を佐くるものは傷く』と。又曰く、『禍も好まざれば、禍をなすこと能はず』と。詩に曰く、『四牡騤騤たり。旟旐翩たるあり。亂生じて夷かならず。國として泯びざるは靡し』と。又曰く、『民の亂を貪る、寧んじて荼毒をなす』と。それ亂を見て愓せざれば、殘ふところ必ず多く、それ飾らんとせば彌に章かならん。民に怨亂ありとも、なほ過むべからず。しかるを況んや神をや。王將に鬬川を防ぎて以て宮を飾らんとす。これ亂を飾つ

無二淫心一。時無二逆數一。物害無レ生。帥二象禹之功一。度二之于軌儀一。莫レ非二嘉績一。克厭二帝心一。皇天嘉レ之。胙以二天下一。賜レ姓曰レ姒。氏曰二有夏一。謂下其能以二嘉祉一。殷富生中物也。胙二四岳國一。命爲二侯伯一。賜レ姓曰レ姜。氏曰二有呂一。謂下其能爲二禹股肱心膂一。以養レ物豐中民人上也。

は兄弟の孫。四岳は、官名にて、四岳の祭を主り、諸侯の長たり。佐は助也、たすくる也。疏は通也。滯はとゞこほれる水也。道は導也 (一九) 水を一處にあつめたくはへて、百物をゆたかに產するやうにし (二〇) 九州の中の山の意、以下九はこれに準ず (二一) 封は大也。崇は高なり、壅塞の害を除き、その水泉を通じて、山をしてくづれざらしむるやうにするをいふ (二二) 水をたちきりて流を通ずるをいふ。汨は通也 (二三) 堤防をきづきて氾濫をふせぐをいふ (二四) 豐は茂也、しげらしむる也。殖は長也、そだてのびしむる也 (二五) あげをさむる意にて、開發してよくするをいふ。汩は治也。越は揚也 (二六) 九州の内の意。隩は内也 (二七) 國内をして、相通じて軌を同じうして和合せしめたり (二八) かくれしのびたる陰氣也。そのために夏に霜や雹をふらすが如きをいふ (二九) 散亂したる陽氣なり。そのために、李や梅が冬實るが如き不順を來すをいふ。即ち、天は陽に地は陰に、氣候の順調なるをいふ (三〇) 伏積の氣なくして、よく通ずるをいふ。沈は伏也 (三一) 火災の儀におこるをいふ。燀は火の儀におこる也 (三二) 邪なる行 (三三) 四時寒暑の順調ならざるをいふ (三四) 穀物等を害する、螟蝗の如き虫をいふ (三五) 四岳はまたよく禹の事業にしたがひかたどり。帥は循也。したがふ也 (三六) 正しき道理也。軌は道也。儀は法也 (三七) 禹と四岳とのなすこと、善き功績にあらざるなくして。嘉は善也。績は功也 (三八) 帝は天の神也。厭は合也、(三九) 胙は祿也。即ち堯帝が天帝に代りて禹に姓を賜ひて姒といひ、これを夏に封じたりと也 (四〇) その姓をたまひて姒といひ、氏を有夏といふは、そのよく善福を以て天下を殷富にし、萬物を生育せしめしを以てなり。姒は祉なり、まいはひ也。夏は大也。善福を以て天下を殷富にせるが故にしかいふと也 (四一) 四岳禹をたすけて功あるを以て、呂の地に封じ、命じて侯伯となし、諸侯に長たらしめしをいふ (四二) 姜は四岳の祖先炎帝の姓也。炎帝衰へ、その子孫變易し、四岳にいたり德あり、よりてまたこれに祖先の姓を賜ひ封ぜられし國の地名を以て氏とし、炎帝の後をつがしめしをいふ (四三) 姓を姜と、氏を呂とたまひしは、四岳がよく禹の功をたすけなして、そ

無ニ淫心一。時無ニ逆數一。物害無レ生。帥ニ象禹之功一。度ニ之于軌儀一。莫レ非ニ嘉績一。克厭ニ帝心一。皇天嘉レ之。胙以ニ天下一。賜レ姓曰レ姒。氏曰ニ有夏一。謂下其能以ニ嘉祉一。殷富生中物也。胙ニ四岳國一。命爲ニ侯伯一。賜レ姓曰レ姜。氏曰ニ有呂一。謂下其能爲ニ禹股肱心膂一以養レ物豐中民人上也。

は兄弟の孫。四岳は、官名にて、四岳の祭を主り、諸侯の長たり。佐は助也、たすくる也。疏は通也。滯はとゞとはれる水也。道は導也 一九 水を一處にあつめたくはへて、百物をゆたかに產するやうにし 二〇 九州の中の山の意、以下九はこれに準ず 二一 封は大也。崇は高なり、壅塞の害を除き、その水泉を通じて、山をしてくづれざらしむるやうにするをいふ 二二 水をたちきりて流を通ずるをいふ。汨は通也 二三 堤防をきづきて汨濫をふせぐをいふ 二四 豐は茂也、しげらしむる也。殖は長也、そだてのびしむる也 二五 あげをさむる意にて、開發してよくするをいふ。汨は治也。越は揚也 二六 九州の内の意。隩は内也 二七 國内をして、相通じて軌を同じうして和合せしめたり 二八 かくれしのびたる陰氣也。そのために夏に霜や雹をふらすが如きをいふ 二九 散亂したる陽氣なり。そのために、李や梅が冬實るが如き不順を來すをいふ。即ち、天は陽に地は陰に、氣候の順調なるをいふ 三〇 伏積の氣なくして、よく通ずるをいふ。沈は伏也 三一 火災の儀におこるをいふ。燀は火の儀におこる也 三二 邪なる行 三三 四時寒暑の順調ならざるをいふ 三四 穀物等を害する、螟蝗の如き害蟲をいふ 三五 四岳はまたよく禹の事業にしたがひかたどり。帥は循也。したがふ也 三六 正しき道理也。軌は道也。儀は法也 三七 禹と四岳とのなすこと、善き功績にあらざるなくして。嘉は善也。績は功也 三八 帝は天の神也。厭は合也 三九 胙は祿也。即ち堯帝が天帝に代りて禹に姓を賜ひて姒といひ、これを夏に封じたりと也 四〇 その姓をたまひて姒といひ、氏を有夏といふは、そのよく善福を以て天下を殷富にし、萬物を生育せしめしを以てなり。姒は祉なり、さいはひ也。夏は大也。善福を以て天下を殷富にせるが故にしかいふと也 四一 四岳禹をたすけて功あるを以て、呂の地に封じ、命じて侯伯となし、諸侯に長たらしめしをいふ 四二 姜は四岳の祖先炎帝の姓也。炎帝衰へ、その子孫變易し、四岳にいたり德あり、よりてまたこれに祖先の姓を賜ひ封ぜられし國の地名を以て氏とし、炎帝の後をつがしめしをいふ 四三 姓を姜と、氏を呂とたまひしは、四岳がよく禹の功をたすけなして、そ

使伯禹念前之非度、釐改制量、象物天地、比類百則、儀之于民、而度之於羣生、共之從孫四岳佐之、高高下下、疏川導滯、鍾水豐物、封崇九山、決汨九川、陂障九澤、豐殖九藪、汨越九原、宅居九隩、合通四海、故天無伏陰、地無散陽、水無沈氣、火無災燀、神無閒行、民

め、四海を合通せり。故に天に伏陰なく、地に散陽なく、水に沈氣なく、火に災燀なく、神に閒行なく、民に淫心なく、時に逆數なく、物害生するなし。禹の功に帥ひ象り、これを軌儀に度りて、嘉績にあらざるなくして、よく帝の心に厭へり。皇天これを嘉して、胙するに天下を以てし、姓を賜ひて姒と曰ひ、氏を有夏と曰へり。その能く嘉祉を以ひて殷富にし、物を生ぜしを謂ふなり。四岳に國を胙し、命じて侯伯となし、姓を賜ひて姜と曰ひ、氏を有呂と曰へり。その能く禹の股肱心膂となりて、以て物を養ひ民人を豐くせしを謂ふなり。

(一) 諸侯にして、炎帝の子孫、姜姓なり。顓頊氏衰へ、共工氏諸侯をおかして、高辛氏と争ひてこれに滅され、王たりし人 (二) 此の天地の性に隨ふ道也 (三) 淫は過也。虞は安也 (四) 天の神 (五) 有虞の氏なり (六) 崇は鯀の古字にして、國名也。伯は爵 (七) 放也、ほしいまゝ也 (八) 洪水を塞せしをいふ。堙は塞也 (九) 山名、山東省にあり (一〇) 鯀なり (一一) 鯀の子、伯は爵名にて、即ち後に夏の禹王となりし人 (一二) 父鯀の非法をいふ。度は法也 (一三) 制度を改めをさむ。釐は理也、をさむ也 (一四) 法を立て、地の物象に取るをいふ (一五) 多くの法則にたぐひかたどる也。類は象也、かたどる也 (一六) 人民になぞらへ考ふるをいふ。儀は準也 (一七) 多くの生物を傷害せざる様にせり (一八) 共工の從孫が四岳の官となり、諸侯をひきゐて禹をたすけて水を治めしと也。共は共工。從孫

然則無天昏札瘥之憂。而無饑寒乏匱之患。故上下能相固。以待不虞。古之聖王唯此之愼。

は覆也、とはざかる也 [一九] 物歸するところあり。故に生きて財用あり。山陵崩れず。故に死して葬るところあり [二〇] 夭は短折也、わかじに也。昏は狂惑也、心のくるひみだるゝ也。札は疫死也、流行病のために死する也。瘥は病也 [二一] 匱も乏也、とぼしき也 [二二] 不虞の事變 [二三] 唯々、天地の性にさからふを愼めり

昔共工棄此道也。虞於湛樂。淫失其身。欲壅防百川。墮高堙庳以害天下。皇天弗福。庶民弗助。禍亂並興。共工用滅。其在有虞。有崇伯鯀。播其淫心。稱遂共工之過。堯用殛之於羽山。其

昔共工(一)、この道(二)を棄つるや、湛樂(三)に虞んじ、その身を淫失し、百川を壅防し、高きを墮ち庳きを堙ぎ、以て天下を害せんと欲せり。皇天(四)福せず、庶民助けず。禍亂並び興りて、共工用て滅びたり。それ有虞(五)にありては、崇伯鯀(六)あり。その淫心(七)を播にし、共工(八)の過を稱げ遂げしかば、堯用てこれを羽山(九)に殛せり(一〇)。その後伯禹(一一)、前の非度(一二)を念ひ、制量(一三)を釐改し、天地に象物(一四)し、百則(一五)に比類し、これを民に(一六)儀へて、これを羣生(一七)に度れり(一八)。共の從孫四岳これを佐け、高きを高くし、下きを下くし、川を疏し、滯を道き、水を鍾め(一九)、物を豐にし、九山(二〇)を封崇(二一)し、九川を決汨(二二)し、九澤を陂障(二三)し、九藪を豐殖(二四)し、九原を汨越(二五)し、九隩(二六)に宅居せし

祥一。戎レ商必克。以三襲一也。晉仍無道而鮮レ冑。其將レ失レ之矣。必蚤善二晉子一。其當レ之也。頃公許諾。及二厲公之亂一、召二周子一而立レ之。是爲二悼公一。

成公をいふ。即ち成公がすでに往きて晉の君となりしをいふ　㊅　三人中の最後のものは、その誰なるを知らず　㊆　成公に次ぎて晉に往くものは必ず周子ならん　㊇　盡也、ゑがく也　㊈　三世の意。驩は晉の襄公の名。孫とは曾孫にあたる周子なり。孫より以下を皆孫と稱す。畀は予也、あたふるなり。即ち三世君となりて、更に驩の嗣に與へんとゑがきありたりと也　㊉　驩即ち單襄公の時までに二世を經たりと也。二世とは景公と厲公とをいふ也。再びなりとは二世の意　⑪　この周子は、驩即ち晉の襄公の孫なり　⑫　その上善德ありて、孝と恭との德をそなふ　⑬　この人にあらずして、誰れか晉の君たるものぞ　⑭　襲は合なり。三とは德と夢と卦と也　⑮　周武王が殷の紂王を伐ちし時の誓也。故は故事　⑯　武王が夢と卜とあひ、また美善の祥にあふ、兵を以て殷をうたば必ずこれに克つべし。朕は武王自らをいふ。協は合也。休祥はよき福の前兆なり。休は美也。祥は福のまづあらはるゝものをいふ。戎は兵也　⑰　三つ合ふ。即ち武王が夢と卜と祥と三合せしが故に遂に商に克ちて天下を有ちしなり。今晉の周子も德と夢と卜とまた三合す。故に將に必ず國を得んとせんと也　⑱　晉の厲公しば〳〵無道を行ひ、晉の公族の子孫また寡少なり　⑲　晉は將にその國を失はんとす　⑳　周子が晉の君たるべき順にあたれり

靈王二十二年。穀洛鬬。將レ毀二王宮一。王欲レ壅レ之。大子晉諫曰。不可。晉

靈王(一)二十二年、穀洛(二)鬬ひ、將に王宮を毀たんとせしかば、王これを(三)壅がんと欲す。(四)大子晉諫めて曰く、「不可なり。晉聞く、『古の民に長たる者は、山を(五)墮たず、(六)藪を崇くせず、川を防がず、澤を(七)竇らず』と。それ山は土の聚なり。(八)藪は物の歸な

之。成公之生也、其母夢神規其臀以墨曰。使有晉國、三而畀驩之孫。故名之曰黑臀。於今再矣。襄公曰驩。此其孫也。而令德孝恭、非此其誰。且其夢曰必驩之孫、實有晉國、其卦曰必三取君於周。其德又可以君國。三襲焉。吾聞之大誓。故曰、朕夢協朕卜、襲于休

を驩と曰ふ。(一一)これ其の孫なり。(一二)而して令德孝恭なり。(一三)これに非ずしてそれ誰ぞや。且其の夢に「必ず驩の孫實に晉國を有たん」といひ、その卦に「必ず三たび君を周より取らん」といひ、其の德また以て國に君たるべし。(一四)三つ襲へり。われこれを聞く、「大誓の故に曰く、(一五)朕が夢朕がトに協ひ、休祥に襲ふ。商に戎せば必ず克たん」と。(一六)三襲せるを以てなり。晉仍りに無道にして胄鮮し。それ將にこれを失はんとす。(一七)必ず蚤く胄子を善くせよ。(一八)それこれに當れり」と。(一九)頃公許諾す。(二〇)厲公の亂に及び、周子を召してこれを立てたり。これを悼公となす。

(一一)晉の文公の庶子成公黑臀が周より晉に歸りしときをいふ。卽ち晉の趙穿が靈公を殺しゝかば、趙盾が成公を周よりむかへて立て、晉の君となしゝときのことなり (一二)晉のうらなひの役人が、これをうらなひしを聞けりと也 (一三)筮とは筮竹卽ちめどぎにてうらなふ上をいふ (一四)乾の卦が變じて否の卦になりしをいふ。乾の卦は乾下乾上なり。否の卦は坤下乾上にて大凶兆なり。乾卦はつとめてやまざる大吉兆の卦なり。それが大凶兆なる否の卦に變りたりとなり (一五)占ひのことばなり。卽ち乾は天なり、君なり。故に、先君には配するを得れども、子孫たるを終へずと也。乾は卦の下が變じて坤となりしものなり。坤は地なり、臣なり。變じて臣の象あり。三爻故に三世にして終る。上に乾あり。乾は天子なり。周は天子の國なり。三爻に三變あり。故に君三たび周より出づといひし也 (一六)一は

信也。成德之終也。愼德之守也。守終純固道正事信明二令德一矣。愼成端正德之相也。爲レ晉休戚不レ背レ本也。被レ文相レ德。非レ國何取。

成公之歸也。吾聞二晉之筮一レ之也。遇二乾之一レ否。曰二配而不レ終。君三出一レ焉。一既往矣。後之不レ知。其次必此。且吾聞レ

は、文德のあらはれなり（三）周文王の性質は、よくこの文德ありたり。質は性質、文は文德（四）晉の開この文德を身に被服せり、故に國を得べしと也（五）周子は晉と親族關係最も近し。昭穆とは、宗廟の制にて、中央に大祖の廟あり。昭穆はその左右に列す。左を昭とし右を穆とす。父昭子穆孫昭と先後相序づるなり。それよりして、族人を次序するにも、これを用ふ（六）正也。正しくおごそかなる也（七）定也。心のおちつきて定れるをいふ（八）德に進みゆく正しき道路なり（九）德を行ひて信あるをいふ（一〇）成は志の定まる也、故によく終る（一一）愼み重んずるは、德を守りゆくものなり（一二）守終純固とは、德を守りかつこれを終ふること固くひたすらなるなり。道正事信とは、德に進みゆくこと正しく德を行ひて信あるをいふ（一三）これ周子が善德に明なるゆゑなり。令は善也（一四）前に述べたる愼と成と端と正とを周子が具備せるは、善德を成すたすけとなるものなり。相は助也（一五）休は喜ぶ也。戚は恐む也（一六）本國なる晉をいふ（一七）周子が文德を被服し、又四行を以てこれを補助する以上は、必ず國を得るにちがひなし

（一）成公の歸りしとき、（二）われ晉のこれを筮せるを聞けり。（三）『乾の否に之くに遇ひ、（四）配して終へず、君三たびこれより出でんと曰へり』と。（五）一は既に往けり。（六）後はこれを知らず。（七）その次は必ずこれならん。且つわれこれを聞く、成公の生れしとき、その母夢む。神その臀に（八）規くに墨を以てして曰く、『晉國を有たしめん。（九）三にして驩の孫に畀へん』と。故にこれを名づけて黑臀と曰へり。（一〇）今に於て再びなり。襄公

之愛也。義文之制也。知文之輿也。勇文之帥也。教文之施也。孝文之本也。惠文之慈也。讓文之材也。象天能敬。帥意能忠。思身能信。愛人能仁。利制能義。事建能知。帥義能勇。施辯能教。昭神能孝。慈和能惠。推敵能讓。此十一者夫子皆有焉。

り。(一三)義に帥へるは能く勇なり。(一四)施き辯てるは能く教なり。(一五)神を昭せるは能く孝なり。(一六)慈和せるは能く惠なり。(一七)敵を推せるは能く讓なり。この十一のもの、(一八)夫子みな有せり。

(一)單襄公の子　(二)よく待遇せよ　(三)文とは德の總名なり　(四)天地の德に合するを得るをいふ　(五)天の福するところ、小なれば則ち國を得、大なれば則ち天下を得　(六)それ敬は諸德即ち文德中のうや〳〵しき德なり　(七)忠は中より出づ、故に文德中の誠實なるものなり　(八)信は文德中のまことありて、いつはらぬものなり　(九)仁は文德中の慈愛なるものなり　(一〇)義は文德中のことの宜しきによりて、制斷するものなり　(一一)知は文德中にて事物をのせて、行ふものなり。輿は載なり、のする也　(一二)勇は文德中にて、その心義をひきゐ行ふものなり　(一三)教は文德中にて德化をしきひろむるものなり　(一四)人の德は親に事ふるに始まるゆゑ、孝は文德中の本となるものなり　(一五)惠は文德中にて愛しやはらぐものなり　(一六)讓は文德中にてその身をきりもりし、よく處置するものなり。材は裁也、きりもりする也　(一七)かれ周が敬をいふときには、天に言及し、よくこれに則れるは、これよく敬の德あるなり　(一八)おのが心意にしたがひて、恕して行へといへるは、これよく忠の德あるなり　(一九)その身を誠にし、よくいつはりなからんことに言及せるは、これよく信の德あるなり　(二〇)博く人を愛すべきに言及せるはこれよく仁の德あるなり　(二一)おのれを制し、人と物とを利せんといへるは、これよく義の德あるなり　(二二)よく百事を處理して、これをたつべきことをいへるは、これよく知の德あるなり　(二三)義にしたがひて行ふべきをいへるは、これよく勇の德あるなり　(二四)その德化をしきひろめて、これを明にすべきことをいへるは、これよく教の

晉孫談之子周適レ周事二單襄公一。立無レ跛。視無レ還。聽無レ聳。言無レ遠。言レ敬必及レ天。言レ忠必及レ意。言レ信必及レ身。言レ仁必及レ人。言レ義必及レ利。言レ知必及レ事。言レ勇必及レ制。言レ教必及レ辯。言レ孝必及レ神。言レ惠必及レ餘。言レ讓必及レ敵。晉國有レ憂未三嘗不二レ戚。有レ慶未三嘗不二レ怡。

(一)晉の孫談の子周、周に適きて單襄公に事ふ。(二)立つこと跛なく、視ること還なく、聽くこと聳なく、言ふこと遠なし。(三)敬を言へば必ず天に及ぼし、(四)忠を言へば必ず意に及ぼし、(五)信を言へば必ず身に及ぼし、(六)仁を言へば必ず人に及ぼし、(七)義を言へば必ず利に及ぼし、(八)知を言へば必ず事に及ぼし、(九)勇を言へば必ず制に及ぼし、(一〇)教を言へば必ず辯に及ぼし、(一一)孝を言へば必ず神に及ぼし、(一二)惠を言へば必ず餘に及ぼし、(一三)讓を言へば必ず敵に及ぼす。(一四)晉國憂あれば、未だ嘗て戚まずんばあらず、慶あれば、未だ嘗て怡ばずんばあらず。

(一) 談は晉の襄公の孫惠伯談なり。周は談の子にて、即ち晉の悼公の名なり。晉の獻公が驪姬の讒を用ひしより、晉公子をやしなはず。よりて孫周が周にゆきて、單襄公につかへ、以て身の安全をはかりしなり (二) 立つにかたよりたつことなく物を見るに、睛の轉じてわきにゆき、後またもとにかへる事なく、聽いて耳をそばだてゝきく事なく、耳目の及ばざることをいふを言はず。以上凡て禮記曲禮に載する所の體容也 (三) 天のつよくしてやまず、つゝしみて萬物に及ぼす、其敬の大なる者にかたどりていふと也 (四) 忠はおのが心意より出づべきをいふと也 (五) 信をいへば、まづおのが身に信ありて、しかる後に人に及ぼすべきをいふと也 (六) 仁をいふときは、博く人を愛すべきに說き及ぼすと也 (七) 義をいふときは、よく人物を利し得て然る後にこそ義といふべけれといふと也 (八)

二。吾是以云。夫郤氏晉之寵人也。三卿而五大夫。可二以戒懼一矣。高位寔疾顚。厚味寔腊毒。今郤伯之語犯。叔迂季伐。犯則陵レ人。迂則誣レ人。伐則揜レ人。有二是寵一也。而益レ之以二三怨一。其誰能忍レ之。雖二齊國子一亦將レ與焉。立二於淫亂之國一。而好二盡言一以招二人過一。怨之本也。唯善人

たゞ善人(二二)はよく盡言を受く。齊にそれ有らんや。われこれを聞く、『國徳(二四)ありて修めざるに鄰れば、必ずその福(二三)を受く』と。今君晉に偪りて齊に鄰る。齊・晉に禍あらば以て伯を取るべし(二五)。徳なきをこれ患へよ。何ぞ晉を憂へん。かつそれ長翟(二六)の人は利(二七)にして不義なり(二八)。その利するは淫のみ(二九)、これを流さんこと若何と。魯侯歸りて乃ち叔孫僑如を逐ふ(三〇)。簡王十一年に諸侯柯陵に會す。十二年晉三郤を殺し(三一)、十三年晉侯殺せらる(三二)。翼の東門に於て葬る(三三)に車一乘を以てせり。(三四)齊人國武子を殺せり。

㊀ その國の存亡の狀態がこれによりて察せらる ㊁ 故にその國をしてとがめなからしめんとするには、その國の君たるものが、その會合に於てその歩み方、いひ方、視かた、きゝ方みなあやまりなからんことを要す。さすればその有徳の君たると知り得と也。謫は讁也、とがめ也、あやまち也 ㊂ 人君の容止は、玉を佩びて節あり。歩高くして儀を失はゞ、その徳をすつるをいふ也 ㊃ 不正の言を弄すれば、日にその信に遠ざかるをいふ。爽は貳也、たがふ也。反は違也、たがふ也 ㊄ 不正なることを耳にするときは、日に徳の名に遠ざかる。名とは德の名づくる所にて、仁義禮智の如きをいふ。離は失也 ㊅ 歩言視聽のうち、そのかた〴〵をうしなへば、その身にとがめをうく。爽は亡也、うしなふ也 ㊆ 歩言視聽の四者全部を失へば、その國亡ぶと ㊇ 視と歩とをうしなへり、こ

夫合諸侯國之大事也。於是乎觀存亡。故國將無咎。其君在會。步言視聽必皆無謫。則可以知德矣。視遠日絶其義。足高日棄其德。言爽日反其信。聽淫日離其名。夫目以處義。足以踐德。口以庇信。耳以聽名者也。故不可不愼也。偏喪有咎。旣喪則國從之。晉侯爽

それ諸侯を合するは國の大事なり。こゝに於てか存亡を觀る。故に國の將に咎なからんとする、その君會にありて、步言視聽必ずみな謫なくんば、則ち以て德を知るべし。視ること遠ければ日にその義を絶ち、足高ければ日にその德を棄て、言爽へば日にその信に反ひ、聽淫るれば日にその名を離ふ。それ目は以て義に處り、足は以て德を踐み、口は以て信を庇ひ、耳は以て名を聽くものなり。故に愼まずんばあるべからざるなり。偏た喪へば咎あり、旣く喪へば則ち國これに從ふ。晉侯二を爽ふ。われこれを以て云へり。それ郤氏は晉の寵人なり。三卿にして五大夫たり。以て戒懼すべし。高位は寔に疾かに顚り、厚味は寔に腊かに毒す。今郤伯の語は犯し、叔は迂り、季は伐る。犯せば則ち人を陵ぎ、迂れば則ち人を誣ひ、伐れば則ち人を揜ふ。この寵ありてこれに益すに三怨を以てせば、それ誰かよくこれを忍びん。齊の國子といへどもまた將に與らんとす。淫亂の國に立ちて、盡言を好んで以て人の過を招く、怨の本なり。

其君與二三郤一其當レ之乎。晉侯曰。寡人懼レ不レ免二於晉一。今君曰レ將レ有レ亂。敢問天道乎。抑人故也。對曰。吾非二瞽史一。焉知二天道一。吾見二晉君之容一。而聽二三郤之語一矣。殆必禍者也。夫君子目以定レ體。足以從レ之。是以觀二其容一而知二其心一矣。目以處レ義。足以步レ目。今晉侯視遠而足高。目不レ在レ體。而足不レ步レ目。其心必異矣。目體不二相從一。何以能久。

る。目は以て義に處り、足は以て目に步む。今晉侯視ること遠くして足高し。目體にあらずして、(一九)足目に步まず。(二〇)その心必ず異あらん。目體相從はず。何を以てよく久しからん。

一 柯陵は鄭の西地の名、今の河南省。春秋傳の成公十七年に公、尹子・單子・晉侯・齊侯・宋公・衞侯・曹伯・邾人を會して鄭を伐つ。六月乙酉柯陵に同盟すとあるこれなり。單襄公は王の卿士單朝の諡なり。厲公は、晉の成公の孫にして景公の子、厲公州蒲 二 足を高くあげてあゆむ 三 晉の卿、郤克の子、駒伯也 四 人をしのぎおかす 五 晉の卿、郤錡の親族にて、步揚の子、苦成叔 六 迂の本字、ゆがみて人をしのぎしふる意 七 晉の卿、郤犨の弟の子、溫季昭子なり 八 好んでみづからその功にはこる 九 齊の卿、國歸父の子武子なり 一〇 その心意を蘊して、善惡褒貶譏むところなし 一一 宣公の子、成公黑肱 一二 言及ぶとは話の序にいひしをいふ。晉の難とは、晉が將に成公を罪せんとする難にて、郤犨の譖とは郤犨のためにそしり誣ひられしをいふ。譖はそしり誣ふる意 一三 晉の君とその卿たる郤錡・郤犨・郤至の三人がその禍難を蒙らん 一四 余は成公が晉より受くる禍亂を如何にしてまぬかるべきかと案じ居るに 一五 天道を以て占ひて知りしか、たゞしはまた、人事によりて知りしか。故は事也 一六 瞽は、樂太師にて、樂官の長。史は大史にて、史官の長、共に天時を占ひて吉凶を告ぐるをつかさどる 一七 容儀 一八 手足 一九 目その害を避けて義に居るをいふ。義は宜也。處は居也。目に步むとは、足が目の視るところにゆくをいふ 二〇 異とは、その心に異りたる狀あらんと也

柯陵之會。單襄公見晉厲公視遠步高。晉郤錡見。其語犯。郤犨見。其語迂。郤至見。其語伐。齊國佐見。其語盡。魯成公見。言及晉難及郤犨之譖。單子曰。君何患焉。晉將有亂。

卷第三

周語下

柯陵の會に單襄公晉の厲公を見る。視ること遠く步むこと高し。晉の郤錡見ゆ。その語犯す。郤犨見ゆ。その語迂す。郤至見ゆ。その語伐す。齊の國佐見ゆ。その語盡す。魯の成公見ゆ。言、晉の難及び郤犨の譖に及ぶ。單子曰く、「君何ぞ患へん。晉將に亂あらんとす。その君と三郤とそれこれに當らんか」と。魯侯曰く、「寡人晉に免れざるを懼る。今君將に亂あらんとすといふ。敢へて問ふ。天道か、そもそも人故か。」對へて曰く、「われ瞽史にあらず。焉んぞ天道を知らん。われ晉君の容を見、三郤の語を聽けり。殆ど必ず禍あらん。それ君子は、目以て體を定め、足以てこれに從ふ。これを以てその容を觀てその心を知

至歸。明年死レ難。及二伯輿之獄一王叔陳生奔レ晉。

章より下りて、拜趨の禮を行ひしは恥づべき行なり。容は容儀にて、即ち禮儀也 一二 おのれの國に背きてその國の敵なる鄭伯に心をよせ、これを赦しゝは、仁をぬすむ行なり 一三 以上述べたる三惡也 一四 上位の人即ち七卿を陵せんとするをいふ。替は陵也 一五 王叔簡公にて、さきに、郤至をはめたる人 一六 郤至に連坐して、身にふりかゝる災難をさくる能はじ。違は避也 一七 尚書の泰誓をいふ 一八 天帝が民意に從ひて、郤至に連坐して、災難を蒙らしめん 一九 魯の成公の十七年也。晉の厲公が舊臣を殺して、新臣を用ひんとせしより亂起り郤至の殺されしをいふ 二〇 周の大夫。獄は訟也、うつたふ也。王叔陳生が伯輿と政を爭ひしかば、王は伯輿を佐けたり、王叔勝たず遂に晉に出奔せしことをいふ。ことは魯の襄公十年にあり

其亦有二七怨一。怨在二小醜一。猶不レ可レ堪。而況在二侈卿一乎。其何以待レ之。晉之克也天有レ惡二於楚一也。故儆レ之以レ晉。而郤至佻レ天以爲二己力一。不二亦難一乎。佻レ天不祥乘レ人不義。不祥則天棄レ之。不義則民畔レ之。

の逸書也。恩意を以て近づくべし。しのぎ苦むべからずと也。上は陵也、しのぐ也 (八) 詩は詩經大雅旱麓篇。愷悌とはやはらぎ樂む意。福を求む云々とは、福を求むるに禮を以てし、邪を以てせずと也。回は邪也 (九) 禮は禮書の意。いかなる書か明かならず (一〇) 同等の意。即ち自分と同等の位地の人には、三たびゆづりて後なすと也 (一一) 王たるものは、先づ民を安んじて然るのちに自ら庇蔭すと也 (一二) 福利を長く保つ意 (一三) 小醜とは、つまらぬ小人也。つまらぬ小人より怨をうけても堪へ得ぬものなりと也 (一四) 權力ありておごれる卿の意 (一五) これに備へんの意。待は備に同じ (一六) 天が楚をいましむるに、晉を用ひてなしたるなり。儆は戒也 (一七) 佻は偸也、ぬすむ也、天の功をぬすみて、おのが力によるとなせり (一八) 陵也、しのぐ也

且郤至何三伐之有。夫仁禮勇皆民之爲也。以レ義死レ用謂二之勇一。奉レ義順レ則謂二之禮一。畜レ義豐レ功謂二之仁一。姦仁爲レ佻。姦禮爲レ羞。姦勇爲レ賊。

かつ郤至何の三伐かこれあらん。それ仁禮勇はみな民の爲なり。義を以て用(一)に死するこれを勇といひ、(三)義を奉じて則(二)に順ふこれを禮といひ、(四)義を畜ひて功を豐いにするこれを仁といふ。姦仁(五)を佻となし、姦禮を羞となし、姦勇を賊となす。それ戰は敵(六)を盡すを上となし、守は龢同(七)にして義に順ふを上となす。故に戎(八)を制するには果毅を以てし、朝(九)を制するには序成を以てす。戰(一〇)に畔きて擅にせしは賊なり。毅(一一)を棄てゝ容を行ひしは羞なり。國(一二)に畔きて讎に卽きしは佻なり。

可レ蓋也。求レ蓋レ人其抑下滋甚。故聖人貴レ讓。且諺曰、獸惡二其網一民惡二其上。書曰、民可レ近也而不レ可レ上也。詩曰、愷悌君子、求レ福不レ回。在レ禮敵必三讓。是則聖人知二民之不レ可レ加也。故王二天下一者、必先二諸民一然後庇焉。則能長レ利。今郤至在二七人之下一而欲レ上レ之。是求レ蓋二七人一也。

べからず」と。詩に曰く、「愷悌の君子、福を求めて回ならず」と。禮にありしは、「敵なれば必ず三讓す」とあり。これ則ち聖人、民の加ぐべからざるを知るなり。故に天下に王たるものは、必ずこれを民に先にして、然るのち庇るれば、則ちよく利を長くす。今郤至七人の下にありてこれを上がんと欲す。これ七人を蓋ふを求むるなり。それまた七怨あり。怨小醜にありとらなは堪ふべからず。而るを況や侈卿にあるをや。それ何を以てか之を待たん。晉の克ちしは、天、楚に忿むあればなり。故にこれを儆むるに晉を以てせり。而るを郤至天を佻みて以て己がカとなす。また難からずや。天を佻むは不祥にして、人を乘ぐは不義なり。不祥なれば則ち天これを棄て、不義なれば則ち民これに畔く。

(二〇) 兵は刃なり、刃がその頸の上にありて、動けば觸れらるゝ意にて、危險の狀態にあるをいふ (二一) 君子はおのれをほめあげず (二二) 人の美點をおほひ隱すをいふ (二三) 人の美をおほひ匿ししのぐべきものにあらずと也 (二四) おのれを誇大にせんとすればするほど、他の怨をかひて、却へて卑くせらるゝものなり (二五) 獸がその網を惡むは、そのおのれを害せんことをおそれ、民が上をにくむは、そのおのれを苦めんことをおそるゝが爲なり (二六) 國語中

以政。趙宣子未ㇾ有二軍行一而以政。今欒伯自二下軍一往。是三子也吾又過。於ㇾ四ㇾ之無ㇾ不ㇾ及。若佐二新軍一而升爲ㇾ政。不二亦可一乎。將二必求ㇾ之。是其言也。君以爲二奚若一。襄公曰。人有ㇾ言曰。兵在二其頸一。其郤至之謂乎。君子不二自稱一也。非二以讓一也。惡二其蓋ㇾ人也。夫人性陵ㇾ上者也。不ㇾ

しをいふ （六）かくの如く三伐を身に帶びて晉國の政治をつかさどらば、楚・越の如き強國もわが晉國にしたがひて來朝せん （七）推擧して政卿たらしめんとするをいふ。次は、位次也。晉國がいかに郤至を推擧しても、その上位に七人の人あるを以て、これらがその位次を失はざる以上は、郤至に及ぶ能はざらんと也 （八）郤至が也 （九）死したる大夫。荀伯は荀林父。下軍の次官の後、即ち第六卿より升りて政卿となりし人 （一〇）趙盾なり。中軍の次官即ち第二卿よりして、いまだ軍功をたてずして、升りて政卿たりし人。軍行は軍陣にて、こゝは戰功の意 （一一）欒書なり。下軍の將即ち第五卿より升りて中軍の將即ち正卿たりしをいふ （一二）以上述べたる三子よりわれは劣りたる事なし （一三）かの三子に郤至を加ふれば四人たり。即ち郤至の材はかの三子より優る。三子のいづれにも及ばざるなしと也 （一四）郤至が今新軍の次官即ち第八卿たりしが、これより升りて政卿となるは可ならずやと也 （一五）まさに必ずこの地位をわれは求めんとす

襄公曰く、「人言へるあり。曰く、（一）『兵その頸にあり』とは、それ郤至の謂なるか。（二）君子は自ら稱せざるなり。以て讓るにあらざるなり。（三）その人を蓋ふを惡むなり。それ人の性は上を陵ぐものなり。（四）蓋ふべからざるなり。（五）人を蓋はんことを求むれば、その抑下せらるゝこと滋〻甚し。故に聖人は讓を貴ぶ。かつ諺に曰く、（六）『獸はその網を惡み、民はその上を惡む』と。（七）書に曰く、『民は近づくべし。上ぐ

且夫戰也微謀、吾有三伐、勇而有禮、反之以仁。吾三逐楚君之卒、勇也。見其君必下而趨、禮也。能獲鄭伯而赦之、仁也。若是而知晉國之政、楚越必朝。吾曰、子則賢矣。抑晉國之擧也、不失其次、吾懼政之未及子也。謂我曰、夫何次之有。昔先大夫荀伯自下軍之佐

かつかの戰や謀微し。われ三伐あり。勇にして禮あり、これを反するに仁を以てせり。われ三たび楚君の卒を逐ひしは勇なり。その君を見れば、必ず下りて趨りしは禮なり。よく鄭伯を獲てこれを赦しゝは仁なり。かくの若くにして晉國の政を知らば、楚・越必ず朝せん」と。われ曰く、「子は則ち賢なり。抑も晉國の擧やその次を失はずんば、われ政のいまだ子に及ばざるを懼るゝなり」と。われに謂つて曰く、『それ何の次かこれあらん。昔先大夫荀伯下軍の佐より以て政せり。趙宣子いまだ軍行あらずして以て政せり。今欒伯は下軍より往けり。この三子やわれ又過ぎたり。これを四にするに於て及ばざるなし。もし新軍に佐として升つて政をなすもまた可ならずや。將に必ずこれを求めんとす』と。これその言や、君以て奚若となす」と。

㊀ 微・若の意は謀事なかりき ㊁ 三つの功あり。即ち勇・禮・仁なるをいふ ㊂ 趨り進むをなす意 ㊃ 戰中郤至が楚君にあへば、必ず戰車より降りて小走りの禮をなし、敬意を表したりと也 ㊄ 郤至が鄭伯を逐ひしとき、郤至の乘れる戰車の右にありし茀翰胡が請ひてこれを捕虜となさんといひしを、國君を傷くるは罪ありといひて赦し

夷鄭從之。三陳而不整。五也。辠不由晉。晉得其民。四軍之帥旅力方剛。卒伍治整。諸侯與之。是有五勝也。有辭。一也。得民。二也。軍帥彊禦。三也。行列治整。四也。諸侯輯睦。五也。有一勝猶足用也。有五勝以伐五敗。而避之者非人也。不可以不戰。欒范不欲。我則強之。戰而勝。是吾力也。

べし 一四 郤至をさしていふ 一五 晉が楚と戰つて勝ちしは、郤至の謀によるといふと也 一六 楚の國が五つの敗るゝ理由ありしかども、晉がこれに乘じて戰ふことを知らざりき 一七 われは、郤至自らをいふ。即ち郤至が強ひて、戰はしめたりと也 一八 宋の盟は、宋の華元が楚の令尹子重及び晉の欒武子と仲よかりしかば、晉楚の間に入り、斡旋して、兩國の好を通ずる盟をなさしめたる也。この盟は魯の成公の十二年に結ばれたりしが、同じく十六年に至り、楚鄭が盟に背きて宋を伐ちしといふ 一九 楚王德薄かりしかば、鄭人從はず。楚が汝陰の田を以て鄭に賂ひしかば、鄭晉に叛き楚に從ふにいたりしをいふ 二〇 壯年の良臣たる申叔時が晉との同盟に背くの不可なるとを論ぜしに、これに從はずして幼弱なる司馬子反を信じて事を行ひしをいふ 二一 楚に卿士たる役を設け、一切の政事を執らしめながら、その時の卿士たる子囊が晉に背くの不可を論ぜしに、楚王の聽かざりしをいふ 二二 夷と鄭との二國が楚に從ひ、この三國が相合して陣をかまへながら、整はざりしをいふ。夷は楚の東方なる夷なり。陳は陣也。楚恭王が東夷を帥ゐて鄭を救ひし時の事也 二三 辠は罪の古字。戰をおこしゝ罪は晉によらずして、楚が盟に叛きしによると也 二四 民心の歸依を得たり 二五 晉の八卿なり。帥は軍の指揮官。旅は衆也、旅力とは衆の力也。一說旅は膂に通ずと、さすればたゞ力の意 二六 晉が盟を守りて信あるを以てなり 二七 これわが晉の國に五つの勝つべき原因あるなり 二八 開戰の正しき辭にて、楚盟に背きしをいふ 二九 心をよせてやはらぎむつまじくすること 三〇 一の勝つ原因ありともなほ兵を用ひて勝を制するに足るものなり 三一 晉の中軍の將たりし欒書とその佐たりし范士燮とが楚と戰ふことを欲せざりしかども、われこれを強ひて戰はしめたり

溫季ニ以爲必相ニ晉國一。相ニ晉國一必大得ニ諸侯一。勸ニ二三君子ニ必先導焉。可ニ以樹一。今夫子見レ我。以ニ晉國之克一也。爲ニ己實謀レ之。曰。微レ我晉不レ戰矣。楚有ニ五敗一。晉不レ知レ乘。我則強レ之。背ニ宋之盟一。一也。德薄而以レ地賂ニ諸侯一。二也。棄ニ壯之良一而用ニ幼弱一。三也。建ニ立卿士一而不レ用ニ其言一。四也。

なり。壯の良を棄てゝ、幼弱を用ひしは三なり。卿士を建立してその言を用ひざりしは四なり。夷・鄭これに從ひ、三陳して整はざりしは五なり。罪晉に由らず。晉その民を得たり、四軍の帥、旅力まさに剛く、卒伍治整して、諸侯これに與せり。これ五勝あるなり。辭ある一なり。民を得る二なり。軍帥の強禦なる三なり。行列治整する四なり。諸侯輯睦する五なり。一勝あるもなほ用ふるに足るなり。五勝ありて以て五敗を伐つ。而るをこれを避くるは人にあらざるなり。以て戰はざるべからず。欒・范欲せざりしかども、われ則ちこれを強ひたり。戰ひて勝ちしはこれわが力なり。

(一) 晉の厲公が鄢を伐ちしに、楚人これを救ひしかば、晉が楚と鄢に戰ひて、これに勝ちしをいふ (二) 晉の卿、字は溫季。慶を告ぐとは、楚にかちしよろこびを周につげしめし也 (三) 賓は行也、來たり慶を告ぐる賓を行はずと也 (四) 周の大夫、名は陳生 (五) 交酬とは互に贈答する品物也。好貨とは、宴飲のときに貨をおくりてよしみを通ずるをいふ。厚くとは、品物の多きをいふ (六) 宴は嬰也、嬰しくむつましくかたる也 (七) 王叔簡公 (八) 王の卿士 (九) 召桓公 (一〇) 大に諸侯の信用を得ん (一一) 周朝にある公卿をいふ (一二) 晉侯に郤至をとりもちて上卿とならしめて晉國の政事をとるやうにせしめよと也 (一三) さすれば、わが國の爲に力を盡すべきを以て晉國にたつるを得

請ㇾ之也。王不ㇾ賜。禮如二行人一。及二晉侯至一。仲孫蔑爲ㇾ介。王孫說與ㇾ之語。說ㇾ讓。說以語ㇾ王。王厚賄ㇾ之。

して後行ふ。予は與也 一五 賞その人を得、罰その罪にあたるをいふ 一六 普通の使者の待遇をなして加賜なかりき。行人は使者也 一七 仲孫蔑は孟獻子也。介とは介添にて、君に隨ひて禮儀をたすくるもの 一八 仲孫蔑の態度の讓りてたかぶらぬを孫說がよろこびたり 一九 品物をおくるをいふ。卽ち加賜ありたる也

晉既克二楚於鄢一。使三郤至告二慶於周一。未ㇾ將ㇾ事。王叔簡公飮二之酒一。交酬好貨皆厚。飮酒宴語相說也。明日。王叔子譽二諸朝一。郤至見二召桓公一與ㇾ之語。召公以告二單襄公一曰。王叔子譽二

晉既に楚に鄢に克ち、(一)郤至(二)をして慶を周に告げしむ。いまだ事を將はず。(三)王叔(四)簡公これに酒を飮ましむ。交酬好貨(五)みな厚く、飮酒宴語(六)相說べり。明日(七)王叔子これを朝に譽む。郤至(八)召桓公に見えてこれと語る。召公(九)以て單襄公に告げて曰く、「王叔子溫季を譽めて、おもへらく、必ず晉國に相たらん。晉國に相たらば必ず大に(一〇)諸侯を得ん。二三の君子(一一)に勸む、必ずまづ導せよ。(一二)以て樹つべしと。(一三)今夫子(一四)われを見るや、晉國の克てるを以て、己れ實(一五)にこれを謀るとなして曰く、『われ微りせば晉は戰はず。(一六)楚に五敗ありて晉乘ずるを知らず。(一七)われ則ちこれを強ひたり。(一八)宋の盟に背きしは一なり。(一九)薄德にして、地を以て諸侯に賄ひしは二

愛必及レ之。若レ是則必廣二其身一。且夫人臣而侈。國家弗レ堪。亡之道也。王曰。幾何。對曰。東門之位不レ若二叔孫一。而泰侈焉。不レ可三以事二二君一。叔孫之位不レ若二季孟一。而亦泰侈焉。不レ可三以事二三君一。若皆蚤レ世猶可。若登年以載二其毒一必亡。十六年。魯宣公卒。赴者未レ及。東門氏來告レ亂。子家奔レ齊。簡王十一年。魯叔孫宣伯亦奔レ齊。成公未レ沒二年。

一代にしか仕へ得ざりしを明かにせる也 (二三) 周の定王の子、名は夷。十一年は、魯の成公十六年なり (二四) 僑如なり。魯の宣公の夫人穆姜に通じ、季氏・孟氏を魯より去らしめて、公室を專にせんとせしかば、魯の國民これを逐ふ、故に齊に奔りし也 (二五) 魯の叔孫宣伯の齊に奔りしは、魯の宣公の子なる成公の歿する二年前なりといひて、其の三君に及ばざるを明かにしたるなり

簡王八年。魯成公來朝。使二叔孫僑如先聘且告。見二王孫説一與レ之語。説言二於王一曰。魯叔孫之來也。必有レ異焉。其享覲之幣薄而言諂。殆

簡王(一)八年魯の成公來朝せんとす。叔孫僑如(二)をしてまづ聘し且つ告げしむ。(三)王孫説を見てこれと語る。説、王に言つて曰く、「魯の叔孫の來るは必ず異あらん。その(四)享覲の幣薄くして言諂ふ。(五)殆どこれを請ひしなり。(六)もしこれを請ひしとせば必ず賜を欲するなり。(七)魯の執政たゞ强とす。(八)故に歡ばずして後これを遣しならん。かつその狀(九)方上にして銳下なり。(一〇)宜しく人を觸冒すべし。王それ賜ふ勿れ。もし(一一)貪陵の人來つてその願を盈さば、これ不善を賞するなり。かつ(一二)財

也。肅所二以濟一時也。宣所二以教一施也。惠所二以和一民也。本有レ保則必固。過動而濟。則無二敗功。教レ施而宣則徧。惠以和レ民則阜。若本固而功成。施徧而民阜。乃可二以長保一民矣。其何事不レ徹。敬所二以承一命也。恪所二以守一業也。恭所二以給一事也。儉所二以足一用也。以レ敬承レ命則不レ違。以レ

に給すれば則ち(一七)死に寛く、儉を以て用を足せば則ち憂に遠る。もし命を承けて違はず、業を守りて懈らず、死に寛くして憂に遠らば、則ち以て(一八)上下隙なかるべし。それ何を任じてか堪へざらん。上事に任じて徹り、下能くその任に堪ふるは、(一九)令聞世に長しとなす所以なり。今かの(二〇)二子は儉なり。則ちよく用を足さん。(二一)用足れば則ち族以て庇はるべし。(二二)二子は侈れり。(二三)侈れば則ち匱しきを恤へず。(二四)匱しくして恤へざれば、憂必ずこれに及ばん。(二五)かくの若きは則ち必ずその身を廣にせん。かつそれ人臣にして侈れば(二六)國家堪へず。亡ぶるの道なり。」王曰く、「幾何ぞ。」對へて曰く、(二七)「東門の位は叔孫に若かずして泰侈す。以て二君に事ふべからず。叔孫の位は季・孟に若かずしてまた泰侈す。以て三君に事ふべからず。もし(二八)皆世を蚤くせばなほ可なり。もし(二九)登年にして以てその毒を載はゞ必ず亡びん」と。(三〇)十六年魯の宣公卒す。(三一)赴ぐるものいまだ及ばざるに、東門氏來りて亂を告ぐ。(三二)子家齊に奔れり。(三三)簡王十一年に魯の(三四)叔孫宣伯もまた齊に奔れり。(三五)成

定王八年。使劉康公聘於魯。發幣於大大夫。季文子孟獻子皆儉。叔孫宣子東門子家皆侈。歸。王問魯大夫孰賢。對曰。季孟其長處魯乎。叔孫東門其亡乎。若家不亡。身必不免。王曰。何故。對曰臣聞之。爲臣必臣。爲君必君。寬肅宣惠君也。敬恪恭儉臣也。寬所以保本

定王八年、劉康公をして魯に聘せしむ。幣を大夫に發す。季文子・孟獻子みな儉にして、叔孫宣子・東門子家みな侈れり。歸る。王問ふ「魯の大夫いづれか賢なる。」對へて曰く、「季・孟はそれ長く魯に處らんか。叔孫・東門はそれ亡びんか。もし家亡びずんば身必ず免れじ。」王曰く、「何の故ぞ。」對へて曰く、「臣これを聞く、『臣となりては必ず臣をし、君となりては必ず君をす』と。寬肅宣惠にするは君なり。敬恪恭儉にするは臣なり。寬は本を保つ所以なり。肅は時を濟す所以なり。宣は施を敎ふる所以なり。惠は民を和する所以なり。本保つあれば則ち必ず固く、時に動いて濟せば則ち敗功なく、施を敎へて宣ければ則ち徧く、惠以て民を和すれば則ち阜し、もし本固くして功成り、施徧くして民阜からば、乃ち以て長く民を保つべし。それ何事か徹らざらん。敬は命を承くる所以なり。恪は業を守る所以なり。恭は事に給する所以なり。儉は用を足す所以なり。敬を以て命を承くれば則ち違はず、恪を以て業を守れば則ち懈らず、恭を以て事

而帥二其卿佐一以淫二於夏氏一。不二亦瀆レ姓矣乎。陳我大姫之後也。棄二袞冕一而南冠以出。不二亦簡レ彝乎。是又犯二先王之令一也。昔先王之教。茂帥二其徳一也猶恐二隕越一。若廢二其教一而棄二其制一。蔑二其官一而犯二其令一。將二何以守レ國。居二大國之閒一而無二此四者一。其能久乎。六年單子如レ楚。八年陳侯殺二於夏氏一。九年楚子入レ陳。

て丶その制（せい）を棄（す）て、その官（くわん）を蔑（す）て丶その令（れい）を犯（おか）さば、將（まさ）に何を以て國を守らんとする。（一六）大國の閒（あひだ）に居りて、而もこの四つのもの（一七）なくんば、それよく久しからんや」と。（一八）六年單子（ぜんし）楚に如（ゆ）く。（一九）八年陳侯夏氏（ちんこうかし）に殺さる。（二〇）九年楚子（そし）陳（ちん）に入れり。

㊀ 周の文王武王の教をいふ ㊁ 尙書湯誥に、これに似よりたる文あり ㊂ 造國とはつくりなせる國の意。非彝とは常ならざる道、卽ち邪道をいふ ㊃ みだれ怠るをいふ ㊄ 常也、常道也 ㊅ 天の與ふる幸福 ㊆ 正夫人の子を世嗣とする常道。胤續とは子孫の繼紹をいふ ㊇ 伉は對也、儷は偶也、つれあひをいふ。卽ち陳侯の夫人也 ㊈ 卿大夫の意にて、孔寧・儀行父をいふ ㊉ 貴き祖先の姓を汚すもの也 (一一) 周の武王の女、陳の祖先たる虞の胡公の妃たりしを以ていふ (一二) 袞は袞龍の衣、冕は大冠。周の衣冠にして、公の盛服たり (一三) 楚國の冠をいふ (一四) 彝は常也、常服也、簡は簡略の意 (一五) 人君たるものは、つとめてその德を守りしたがひ、なほたえずその隕落をおそるゝやうにせよと戒められたり。茂は勉也。隕越は落隕也 (一六) 皆楚をさす也 (一七) 敎・制・官・令也 (一八) 定王の六年 (一九) 定王の八年也。陳の靈公が孔寧・儀行父と夏氏の家に酒を飲みし時、靈公が行父に向つて曰く、徵舒は汝に似たりと。對へて曰く、靈公に似たりと。徵舒これを心づらく思ひ、靈公の出でんとするとき、その廐より射てこれを弑せしをいふ (二〇) 楚の莊王也。陳に入りて、夏氏がその君を弑せし罪をせめてこれを討ち、陳を滅したる後また之を封じたる也。故に入れりといひて陳を滅すといはず

而帥二其卿佐一以淫二於夏氏一。不二亦瀆一レ姓矣乎。陳我大姬之後也。棄二袞冕一而南冠以出。不二亦簡一レ彝乎。是又犯二先王之令一也。昔先王之教。茂帥二其德一也猶恐二隕越一。若廢二其教一而棄二其制一。蔑二其官一而犯二其令一。將二何以守一レ國。居二大國之閒一而無二此四者一。其能久乎。六年單子如レ楚。八年陳侯殺二於夏氏一。九年楚子入レ陳。

て〻その制を棄て、その官を蔑て〻その令を犯さば、將に何を以て國を守らんとする。(一六)大國の閒に居りて、而もこの四つのもの(一七)なくんば、それよく久しからんや」と。(一八)六年單子楚に如く。(一九)八年陳侯夏氏に殺さる。(二〇)九年楚子陳に入れり。

(一) 周の文王武王の教をいふ (二) 尙書湯誥に、これに似よりたる文あり (三) 造國とはつくりなせる國の意。非彝とは常ならざる道、卽ち邪道をいふ (四) みだれ怠るをいふ (五) 常也、常道也 (六) 天の與ふる㙂福 (七) 正夫人の子を世嗣とする常道。胤續とは子孫の繼紹をいふ (八) 伉は對也、儷は偶也、つれあひをいふ。卽ち陳侯の夫人也 (九) 卿大夫の意にて、孔寧・儀行父をいふ (一〇) 貴き祖先の姓を汚すもの也 (一一) 周の武王の女、陳の祖先たる虞の胡公の妃たりしを以ていふ (一二) 袞は袞龍の衣、冕は大冠。周の衣冠にして、公の盛服たり (一三) 楚國の冠をいふ (一四) 彝は常也、常服也、簡は簡略の意 (一五) 人君たるものは、つとめてその德を守りしたがひ、なほたえずその隕落をおそる〻やうにせよと戒められたり。茂は勉也。隕越は落隳也 (一六) 晉楚をさす也 (一七) 教・制・官・令也 (一八) 定王の六年 (一九) 定王の八年也。陳の靈公が孔寧・儀行父と夏氏の家に酒を飲みし時、靈公が行父に向つて曰く、徵舒は汝に似たりと。對へて曰く、靈公に似たりと。徵舒これを心づらく思ひ、靈公の出でんとするとき、その廐より射てこれを弑せしをいふ (二〇) 楚の莊王也。陳に入りて、夏氏がその君を弑せし罪をせめてこれを討ち、陳を滅したる後また之を封じたる也、故に入れりといひて陳を滅すといはず

涖事、上卿監之。若王巡守、則君親監之。今雖朝也不才、有分族於周、承王命以爲過賓於陳、而司事莫至。是蔑先王之官也。

宮館のことを守りみる（六）煮たる食物（七）なまの食物（八）司馬は圉人を督して、馬を養ふことを掌る。故に圉人をして馬の飼料を陳ねしむる也。圉人は司馬の屬官（九）百の官をしらべて、その車輛を點檢す（十）もの〳〵その職掌を以て入る（十一）他國に入りても不自由なく愉快なること、わが家に歸るが如し（十二）賓とその財貨人夫をいふ（十三）わが國より上位にある國の賓（十四）一段上の取扱をなす。班は位次也（十五）各官の長が之を監督す（十六）王は十二年に一度巡守すと周禮にあり（十七）單子の名（十八）王の同族の身（十九）賓が他國の道路をかりてゆくをいふ（二十）宰、司寇、即ち朝にいへる關尹以下のそれ〳〵の官をいふ

先王之令有之曰、天道賞善而罰淫。故凡我造國、無從非彝、無即慆淫、各守爾典、以承天休。今陳侯不念胤續之常、棄其伉儷妃嬪、

先王の令にこれあり。曰く、「天道は善を賞して淫を罰す。故に凡そわが造國、非彝に從ふなく、慆淫に卽くなく、おの〳〵爾の典を守りて以て天休を承けよ」と。今陳侯胤續の常を念はず。その伉儷妃嬪を棄て、その卿佐を帥ゐて以て夏氏に淫す。亦姓を瀆すものならずや。陳はわが大姬の後なり。袞冕を棄てゝ、南冠して以て出づるは、亦常を簡にするものならずや。これ又先王の令を犯せるなり。昔先王の敎は、茂めてその德に帥ひ、なほ隕越を恐れしめたり。もしその敎を廢

卿出郊勞。門尹除レ門。宗祝執レ祀。司里授レ館。司徒具レ徒。司空視レ塗。司寇詰レ姦。虞人入レ材。甸人積レ薪。火師監レ燎。水師監レ濯。膳宰致レ饔。廩人獻レ餼。司馬陳レ芻。工人展レ車。百官官以レ物至。賓入如レ歸。是故小大莫レ不二懷愛一。其貴國之賓至。則以レ班加二一等一。益虔。至二於王使一則皆官正

薪を積み、火師燎を監み、水師濯を監み、膳宰饔を致し、廩人餼を獻じ、司馬芻を陳ね、工人車を展、百官官ごとに物を以て至り、賓入りて歸るが如し。この故に小大懷愛せざる莫し。それ貴國の賓至れば、則ち班を以て一等を加へ、益々虔む。王使に至つては、則ちみな官正事に涖み、上卿これを監る。もし王巡守すれば、則ち君親らこれを監る』と。今、朝や不才なりと雖も、周に分族あり。王命を承けて以て陳に過賓となれり。而るに司事至る莫し。これ先王の官を蔑つるなり。

(一) 周國の常官のことを書きたるもの (二) 同等の位なる國 (三) 國境の關門を守るもの (四) 小行人にて、瑞節を執つて、その役の證となし、外國の使者に接し、之を迎ふる使者。理は吏に同じ、又李とも書く。節は瑞節なり玉にて作りたるわりふ。關門を通過するに用ふ。逆は迎也 (五) 賓を導きて朝に至り、歸るときはこれを國境に送るもの (六) 賓が近郊に至れば、君は卿をして朝服を著束帛を持ちて、賓の勞をねぎらはしむ (七) 門を司るもの (八) 宗伯と大祝とは賓は廟を祭らんとするときに、祭祀の禮を執るをいふ (九) 徒役を具へ、道路の委積を修む (一〇) 道路の險しきか否かを視る (一一) わるものをせめ禁ず (一二) 山澤を司る官は祭祀賓客にその材を供給す (一三) 田野を去る官は祭祀用の柴を積む (一四) 火を司る官は庭火を守りみる (一五) 水を司る官は

營室之中。土功其始。火之初見。期二於司里一。此先王之所下以不レ用二財賄一而廣中施德於天下上者也。今陳國火朝覿矣。而道路若レ塞。野場若レ棄。澤不レ陂障一。川無二舟梁一。是廢二先王之教一也。

いひ、水涸れは十月をいふ（一〇）とりいれの穀物を收むる用意をなす（一一）冬の初に天子始めて皮衣をきる故にその用意をなす（一二）内城外城を修繕す（一三）夏后氏の令にて、周の因りたるところのものなり（一四）なりをり人民にいましめ告ぐる命令なり（一五）而は汝也、場功とは、畠を治めて、それより得しとりいれ也。畚は土を入れて荷ふ器なり。偫は具ふる也。即ちこれより冬の農の閑なる時ゆゑ、朝廷の土木の工事をなすをいふ（一六）營室星が朝東方の中央に見ゆるをいふ。霜降りの後十日なり。其時に朝廷の土木の事業を始む（一七）心星の初めて東方に朝見ゆる頃に、土功に用ふる具を致して、司里の官のもとに會せよと也。期は會也（一八）かく時に因りていましめ、收藏をつゝしみ、土功をなさしむるをいふ（一九）野の田畠（二〇）堤防を築かず（二一）舟橋也。舟を列ねて梁となすを舟梁といふ

周制有レ之曰。列レ樹以表レ道。立二鄙食一以守レ路。國有二郊牧一。疆有二寓望一。藪有二圃草一。囿有二林池一。所二以禦一レ災也。其餘無レ

周制にこれあり（一）。曰く、『樹を列ねて以て道を表し、鄙食を立てゝ以て路を守る（二）。國に郊牧あり（三）。疆に寓望あり（四）（五）、藪に圃草あり（六）、囿に林池あり（七）。災を禦ぐ所以なり（八）。その餘は穀土にあらざることなし（九）。民に縣耜なく（一〇）、野に奧草なし（一一）。民の時を奪はず、民の功を蔑てず（一二）。優ありて匱なく（一三）、逸ありて罷なし（一四）。國に事を班つあり（一五）。縣に民を序づることあり（一六）』と。今陳國は道路知るべからず。田、草間にあり（一七）。功成

王曰何故對曰夫辰角見而雨畢天根見而水涸本見而草木節解駟見而隕霜火見而清風戒寒故先王之教曰雨畢而除道水涸而成梁草木節解而備藏隕霜而冬裘具清風至而修城郭宮室故夏令曰九月除道十月成梁其時儆曰收而場功偫而畚梮。

草木節解け、駟見えて霜を隕し、火見えて清風寒を戒む。故に先王の教に曰く「雨畢りて道を除ひ、水涸れて梁を成し、草木節解けて藏に備へ、霜を隕して冬裘具へ、清風至つて城郭宮室を修む」と。故に夏の令に曰く、「九月道を除ひ十月梁を成す」と。その時儆に曰く、「而の場功を收め、而の畚梮を偫へよ。營室の中する、土功それ始め、火の初めて見ゆる、司里に期せよ」と。これ先王の、財賄を用ひずして、徳を天下に廣施する所以のものなり。今陳國、火、朝に覿えて、道路塞ぐが若く、野場棄つるが若く、澤、陂障せず、川に舟梁なし。これ先王の教を廢つるなり。

(一) 襄公也。卿大夫を子と稱す。その國土に於ては公と稱するなり (二) 大なる凶事也。凶は殺傷災禍等のわざはひをいふ (三) 角星をいふ、この星の朝東方に見ゆるは、寒露の節即ち夏暦の九月の初なり。其時は秋の殺氣日に盛にして雨氣盡く (四) 亢星と氐星との間にある星、これが朝東方に見ゆる頃は、寒露雨畢るの後五日なり。この時は水始めて涸る (五) 氐星也、この星の東方に朝あらはるゝときは、寒露の後十日にて、陽氣盡き、草木の枝節が落脱す (六) 天駟房星、この星あらはるゝときは、霜始めて上る (七) 心星也、即ち霜よりて後この心星が朝東方に見ゆるときは、清く涼しき風吹き來る、故に人々は寒の準備をなす (八) 月令の類をいふ (九) 雨畢りは九月を

畢。道無列樹。墾田若蓺。膳宰不致餼。司里不授館。國無寄寓。縣無施舍。民將築臺于夏氏。及陳。陳靈公與孔寧儀行父。南冠以如夏氏。留賓弗見。

單子歸告王曰。陳侯不有大咎。國必亡。

(一) 單襄公は王の卿士にて、名は朝。聘は、こゝは王者が臣をして諸侯を訪問して、これを撫する意 (二) 宋より更に楚に聘せんとして、その間にある陳國の道をかりて通りし也。陳は今の河南省、楚は今の湖北省にありし國 (三) 火は心星、覿は見ゆる也。夏正十月には朝心星の見ゆるをいふ。故にこゝは夏正十月の意 (四) 草多くしげりて道をおはひ、歩行する能はざる程 (五) 候は候人也、賓客を送迎するをつかさどるもの。彊は國ざかひ (六) 司空は、卿官にて道路をつかさどるもの、塗は道路 (七) 堤防を設けず (八) 川には橋を架けず (九) 野には刈りて積みかさねたるまゝの穀物あり (一〇) 場は畠の物をうゝるところ、功はしごと也。畠にものをうゝる仕事がいまだをはらず (一一) 古へは樹を列ねうゑて道なることを表しかつ城守の用となしゝ也 (一二) 開墾せられたる田に穀物の少きこと始めて植ゑつけをなしゝ時の如し (一三) 膳宰は、食事をつかさどるもの。餼は牛羊豚のなま肉。膳宰は其なま肉を襄公におくらずと也 (一四) 司里は里宰也、村長也、客に旅館を授くることをつかさどるもの (一五) 館舍の旅客を寄寓さすべき者なしと也。寓も寄に同じ、身をよする意 (一六) 縣は支那の里數にて六十六里の地をいふ。施舍は旅客の休息又は居止するところ (一七) 民は陳國の民也。臺は、四方を觀て遊樂するために土を高く盛りあげたるもの。夏氏は陳の大夫夏徵舒也。陳の靈公、夏徵舒の母と通ず、故に臺をその邸に築ける也 (一八) 陳の都に至る。及は至也 (一九) 靈公は、舜帝の子孫にして、恭公の子、名は平國。孔寧と儀行父とは共に陳の卿 (二〇) 楚國の冠をかぶりて、夏徵舒の家に往き、夏姫に淫せしをいふ (二一) 單襄公をいふ

(一)單子(ぜんし)歸(かへ)つて王に告げて曰く、「陳侯(ちんこう)大咎(たいきう)(二)あらずんば國必ず亡びん」と。王曰く、「何の故ぞ。」對(こた)へて曰く、「それ辰角(しんかく)(三)見えて雨畢(あめをは)り、天根(てんこん)(四)見えて水涸(かつ)れ、本(ほん)(五)見えて

禮烝而已。飫以顯ㇾ物。宴以合ㇾ好。故歲飫不ㇾ倦。時宴不ㇾ淫。月會旬脩。日完不ㇾ忘。服物昭ㇾ庸。采飾顯ㇾ明。文章比象。周旋序順。容貌有ㇾ崇。威儀有ㇾ則。五味實ㇾ氣。五色精ㇾ心。五聲昭ㇾ德。五義紀ㇾ宜。飲食可ㇾ饗。龢同可ㇾ觀。財用可ㇾ嘉。則順而德建。古之善ㇾ禮者。將焉用二全烝一。武子遂不ㇾ

脩め、口に完うして忘れず。服物は庸を昭かにし、(九)采飾は明を顯かにす。(一〇)文章は比象し、(一一)周旋は序順し、容貌崇あり、(一二)威儀則あり。(一三)五味は氣を實し、五色は心を精くし、五聲は德を昭かにし、五義は宜を紀す。(一四)飲食饗くべく、(一五)龢同觀つべく、財用嘉すべし。(一六)則順にして德建てり。古への禮を善くするもの、將た焉ぞ全烝を用ひんや」と。武子遂に敢へて對へずして退き、歸つて乃ち三代の典(一七)禮を講聚す。こゝに於てか執秩を修めて以て晉の法となせり。(一八)

(一)立飫也　(二)軍事を練習し、國家の大事を議する意。講は習也、章は章程也　(三)大德は大功、大物は國家の制度　(四)立飫也。禮烝とは房烝のことにて、牲體を半に解きて房にのぼす禮をいふ　(五)立飫は物の備はる禮の意をあらはすものにて、食ふを主とするものにあらず、親戚の間柄に行ふ宴饗は、よしみをなすために飲食を主とするもの故、その肉を細く切ると也　(六)かく禮を主とするが故に、年々立飫の禮を行ひてもうまずあかず　(七)時は春夏秋冬のおの〳〵の一時季也。卽ち宴饗は必ずその一時季ありて、和好を主とするが故にみだるに至らずと也　(八)會は計也はかる也。旬は十日也。さて典禮はかく歲時に修するのみならず、月ごとに之を計り、十日ごとにその閒になしゝ所をさめ正し、每日そのなす所を完うして、片時も禮を忘れず　(九)服物とは冕服旗章をいふ。庸は功勞也。采飾とは、衣服の色飾也。明は明德也。その意は、かく禮をよくなして、更に服物によりて其功勞をあきらかにし、采飾によりてその明德を明かにすと也　(一〇)文章とは衣服のあやもやう也。比象とは、その功勞と

以貽女。余一人敢設飫禘焉。忠非親禮。而干舊職。以亂前好。且唯夫戎翟則有體薦。夫戎翟。冒沒輕僾。貪而不讓。其血氣不治。若禽獸焉。其適來班貢。不俟馨香嘉味。故坐諸門外。而使舌人體委與之。女今我王室之一二兄弟。以時相見。將協典禮。以示民訓則。

體解節折(たいかいせっせつ)(三六)して、共にこれを飲食することなからんや。こゝに於てか折俎加豆(せっそかこう)(三七)、酬幣宴貨(しっぺいえんくわ)あり、以て容(よう)(三八)を示し好(かう)を合せんとす。胡(なん)ぞ子然(けつぜん)(三九)たるありて、それ戎翟(じゅうてき)に效(なら)はんや。

(一) 晉の文公の孫にして、成公の子なる景公獳をいふ (二) 晉の正卿にして、成伯の子、字は士季、武子と謚す (三) 諸侯が卿大夫をして、王を訪はしむるをいふ (四) 襄王の孫にして頃王の子、名は揄 (五) 烝は升也、のぼす意。殽は切肉也。即ち切肉を俎にのせたるものをいふなり (六) 周の卿士原襄公其禮を輔佐す (七) 隨會也。その領地が隨范にありしを以て、或は隨會といひ、或は范會といふ (八) 私語也、耳うちしさゝやく (九) こぼち折りたる肉の意にて殽烝をいふ (一〇) 范子の字 (一一) 始祖を祭るを禘といひ、天を祭るを郊といふ。天及び祖先の祭事には、牲體の全體を俎にのぼせて奉る (一二) 王公は、天子及び諸侯也。立飫は立食の宴。房烝は牲體を半解してこれを房（大なる俎）にのぼすをいふ (一三) 女は汝、它は他に同じ。他人にあらず、故に親戚の宴饗をなすと也 (一四) 舊來の德義、舊誼 (一五) 成也。助成する意 (一六) 先王の定められたる親戚の宴禮 (一七) 自分だけが先王の禮を破りて禘郊と立飫との禮を設けて (一八) あつく親戚の禮を行ふことをせずして。忠は厚也 (一九) 故事を亂して先王よりのよしみを亂さんや (二〇) 戎狄に同じ、蠻夷也 (二一) 牲體を體のまゝ與ふる禮 (二二) 冒は抵觸也、沒は入也。僾とは、進退上下度なきをいふ。即ち物をおかして止まずかる〴〵しくしてとゝのはぬをいふ (二三) 適は信也。班は賦也。往來してみつぎものをたてまつるものは (二四) よきにはひとうまき味なり、即ちよき御馳走の調理をまつことを得ずして、貪りて飽くなし (二五) 通譯官 (二六) 牲體を體のまゝ與へてすきにさせる (二七) 一二となき

公相。范子私於原公曰。吾聞王室之禮無毀折。今此何禮也。王見其語、召原公而問之。原公以告。王召士季曰、子弗聞乎。禘郊之事、則有全烝。王公立飫、則有房烝。親戚宴饗、則有殽烝。今女非他也。而叔父使士季實來修舊德以獎王室。唯是先王之宴禮、欲

毀ぞや」と。王その語るを見て、原公を召してこれを問ふ。原公以て告ぐ。王、士季を召して曰く、「子聞かざるか。禘郊の事には則ち全烝あり。王公の立飫には則ち房烝あり。親戚の宴饗には則ち殽烝あり。今女は它にあらざるなり。而して叔父、士季をして實に來りて舊德を修め、以て王室を獎さしむ。唯これ先王の宴禮以て女に貽らんと欲す。余一人敢へて飫禘を設けて、忠く親戚にあらずして、舊職を干して以て前好を亂さんや。かつ唯それ戎狄には則ち體薦あり。夫の戎狄は冒沒輕儳にして、貪りて讓らず。その血氣治らざること禽獸の若し。その適來班貢する、馨香嘉味を俟たず。故にこれを門外に坐ゑて、舌人をして體のまゝに之に委與せしむ。女は今わが王室の一二の兄弟にして、時を以て相見ゆれば、將に典禮を龢協して、以て民に訓則を示さんとす。亦その柔嘉を擇び、その馨香を選び、その酒醴を潔くし、その百籩を品にし、その簠簋を脩へ、その犧象を奉じ、その彝器を出し、その鼎俎を陳ね、その巾羃を靜くし、その祓除を敬し、

免レ冑而下。超乘者三百乘。王孫滿觀レ之。言ニ於王一曰。秦師必有レ謫。王曰何故。對曰。師輕而驕。輕則寡レ謀。驕則無レ禮。無レ禮則脫。寡レ謀自陷。入レ險而脫。能無レ敗乎。秦師無レ謫。是道廢也。是行也。秦師還。晉人敗ニ諸殽一。獲ニ其三帥丙術視一。

らん」と。王曰く、「何の故ぞ。」對へて曰く、「師輕くして驕ればなり。輕ければ則ち謀寡く、驕れば則ち禮なし。禮なければ則ち脫す。(七)謀を寡くして自ら陷り、(八)險に入りて脫せば、よく敗るゝなからんや。秦の師謫なくんば、これ道廢(九)するなり」と。この行や、秦の師還るとき、晉人これを殽に敗り、その三師(一〇)丙・術・視を獲たり。

(一)襄王の二十四年　(二)王城の北門　(三)兵車は三乘にて、御者中央にあり。故に左右下るといふなり。冑を脫ぐとは王を敬する意　(四)何等の威儀なくはねをどりて車に上る意　(五)滿は周の大夫、子孫の名　(六)咎也、とがをおうて責けんと也　(七)手拔かりのある意、陣を整へて立派にすること能はずと也　(八)けはしき地。殽の地をいふ　(九)古道のすたるゝをいふ　(一〇)三師は秦の三將也、丙は白乙丙、術は西乞術、視は孟明視

晉侯使ニ隨會聘ニ於周一。定王饗レ之。殽烝。原

晉侯(一)隨會(二)をして周に聘せしむ。(三)定王これを饗す。(四)殽烝あり。(五)原公(六)禮を相く。范子(七)、原公に私して(八)曰く、「われ聞く、『王室の禮には毀折(九)なし』と。今はこれ何の

何其虐レ之也。晉侯聞レ之曰。是君子之言也。乃出二陽民一。

溫之會。晉人執二衛成公一。歸二之於周一。晉侯請レ殺レ之。王曰。不可。夫政自レ上下者也。上作レ政而下行レ之不レ逆。故上下無レ怨。今叔父作レ政而不レ行。無二乃不可一乎。夫君臣無レ獄。今元咺雖レ直不レ可レ聽也。君臣皆獄。父子將レ獄。是無二上下一也。而叔

(一)溫の會に、晉人衛の成公を執へてこれを周に歸る。晉侯これを殺さんと請ふ。王曰く、「不可なり。(二)それ政は上より下るものなり。上政を作して下これを行へば逆ならず。(三)故に上下怨なし。今叔父政を作して行はずんば、(四)乃ち不可なるなからんや。(五)それ君臣は獄ふることなし。(六)今元咺直なりといふとも聽くべからざるなり。君臣みな獄へば、父子將に獄へんとせんとす。(七)これ上下なきなり。而るを(八)叔父これを聽かんは一逆なり。(九)又臣のためにその君を殺さば、それ安にか刑を庸ひん。(一〇)刑を布きて庸ひざらんは再逆なり。(一一)一たび諸侯を合せて再逆政あらば、余はその後なからんことを懼るゝなり。(一二)然らずんば余何ぞ衛侯に私せんや」と。晉人乃ち衛侯を歸せり。

(一) 溫は晉の地、今の河南省にあり。會は會盟也、諸侯相會して盟をなしゝ也。成公は衛の文公の子にして、名は鄭。初め晉の文公が不服を討ちし時、衛の成公は楚を恃みて之に從はず。然るに楚兵城濮に敗れたりと聞き、懼れ

陽樊一賜二晉文公一。陽人不レ服。晉侯圍レ之。倉葛呼曰。王以二晉君一爲レ德。故勞レ之以二陽樊一。陽樊懷二我王德一。是以未レ從二於晉一。謂下君其何德之布以懷二柔之一使中無レ有二遠志一。今將下大泯二其宗祊一而蔑中殺其民人上。宜吾不二敢服一也。夫三軍之所レ尋。將二蠻夷戎翟之驕逸不虔於レ是乎致レ武。此羸

(一)倉葛呼びて曰く、「王、晉君を以て德ありとなす。故にこれを勞する(二)に陽・樊を以てせり。陽・樊わが王の德を懷ふ(四)。これを以ていまだ晉に從はず。(五)君それ何の德をかこれ布きて、以てこれを懷柔して遠志あるなからしめんと謂へり。(六)今將に大にその宗祊を泯して、その民人を蔑殺せんとす。宜なり、わが敢へて服せざるや。それ(七)三軍の尋つところは、將に蠻夷戎翟の驕逸不虔なる、こゝに於てか武を致さんとするなり。(八)この羸きものは陽なり。いまだ君の政に狎れず。故にいまだ命を承けず。(九)君もし惠をこれに及さば、たゞ官これ徵すとも、それ敢へて命に逆はんや。何ぞ以て師を辱くするに足らん。(一〇)君の武震乃ち玩れて頓るゝなからんや。臣これを聞く、曰く、(一一)『武は覿すべからず、文は匿すべからず、武を覿せば(一二)烈なく、文を匿せば昭かならず』と。(一三)陽は承けて甸たるを獲ず。(一四)而るに祇に以て武を覿す。臣これを以て懼る。(一五)然らずんばそれ敢へて自ら愛せんや。かつそれ陽あに(一六)裔民あらんや。これまた皆天子の(一七)父兄甥舅なり。これを若何ぞそれこれを虐

周室。余一人僅亦守府。又不佞以勤叔父。而班先王之大物。以賞私德。其叔父實應且憎。以非余一人。余一人豈敢有愛也。先民有言曰。改玉改行。叔父若能光裕大德。更姓改物以創制。天下自顯庸也。而縮取備物。以鎮撫百姓。余一人其流辟於裔土。何辭之與

これを知らん」と。文公遂に敢へて請はず、地を受けて還れり。(三二)

(一) 晉の文公が子帶を殺し、襄王を鄭に迎へ、これを郟に安んじたりと也。郟は王城の地なる、河南省の洛邑也 (二) 隧は王の葬禮に地を闕いて路を通ずるをいふ。こゝの隧は六隧にて、周禮に天子還郊の內、六卿あり、即ち六軍の士也、外に六隧あり、王の貢賦に供ふるを掌る、たゞ天子隧あり、諸侯はなしとあり。即ち隧は郊外にある一萬二千五百戶の邑にて、甲兵を屯田せしめしところ。事あれば、これを徵發して六軍を組立てし也。即ち晉の文公は、他の地を辭して、隧の地を得んと願ひたりと也 (三) はかる也、區劃するをいふ (四) 庭は直也。不庭は正しからざるもの。度は度也、はかる也。不度ははかちざるわざはひをいふ (五) 寧は安也。宇は居也。即ち、安居の圓也 (六) 天地の尊卑の意義にしたがふ也 (七) 灾は災の古字。灾害とは相侵犯するが如きをいふ (八) 類は利也即ち王利することなく皆諸侯に均分すと也 (九) 內官とは宮中の官也。九御とは九人の女官也 (一〇) 外官は朝廷の官也。九品は九卿にて、九人の大臣なり (一一) この內官と外官とは、天地の神々につかふるに足るを限りとしたるのみと也 (一二) 耳目は聲色也。心腹は嗜欲也。縱とは十分にはしいまゝにする也。百度はおほくの制度也 (一三) 天子が尊しといふとも、私利、私欲をほしいまゝにせざるところは、諸侯と同じ。たゞひとり、死生の禮を行ふにあたり、百姓に長として臨む場合には、等級ありて、諸侯これに擬するを得ずと也。死生の服物采章とは、死生の禮に用ふる服・器物・裝飾物をいふ。こは六隧の民をして王の柩轜を引かしむるが如きをいふ也 (一四) 輕重は貴賤也。しかるに、貴賤の差別なく、この禮を行ふにいたらば、王たるものの諸侯と異るところいづこにかあらんと也 (一五) 府とは、先王の遺法ををさめられたる藏なり。余一人がやうやくに先王の遺法を守るにつとむるのみと也 (一六) 不佞とは不才の意。叔父とは、天子が九州の長を稱して、同姓を叔父といふ。こゝは晉の文公をいふ也。

而不庭之患。其餘以均分公侯伯子男。使各有寧宇。以順及天地。無逢其災害。先王豈有賴焉。内官不過九御。外官不過九品。足以供給神祇而已。豈敢厭縱其耳目心腹。以亂百度。亦唯是死生之服物采章。以臨長百姓而輕重布之。王何異之有。今天降禍災於

死生の服物采章もて、以て百姓に臨長す。而るに輕重これを布かば、王に何の異なることかこれあらん。今天禍災を周室に降して、余一人僅にまた府を守るのみ。又不佞にして以て叔父を勤む。而るに先王の大物を班ち、以て私徳を賞せば、それ叔父實に應くともかつ惜みて、以て余一人を非らん。余一人あに敢へて愛むあらんや。先民言へるあり。曰く、「王を改むれば行を改む」と。叔父もしよく大徳を光裕にし、姓を更へ物を改め、以て制を創り、天下に自ら顯し庸ひて、備物を縮き取り、以て百姓を鎮撫せんとならば、余一人それ裔土に流降すとも、何の辭かこれあらん。もしなほこれ姫姓にして、なほ將に列りて公侯となり、以て先王の職を復せんとせば、大物はそれ未だ改むべからざるなり。叔父それ茂めて明徳を昭かにせば、物將に自ら至らんとす。余敢へて私勞を以て、前の大章を變じて、以て天下を忝めんや。それ先王と百姓とを若何せん。何の政令をかこれなさん。もし然らずして、叔父地ありて隧せば、余いづくんぞ能く

可ㇾ厭也。王弗ㇾ聽。十八年。王黜ニ翟后一。翟人來誅殺ニ譚伯一。富辰曰。昔吾驟諫ㇾ王。王弗ㇾ從以及ニ此難一。若我不ㇾ出。王其以ㇾ我爲ㇾ懟乎。乃以ニ其屬一死ㇾ之。初惠后欲ㇾ立ニ王子帶一。故以ニ其黨一啓ニ翟人一。翟人遂入ㇾ周。王乃出居ニ於鄭一。晉文公納ㇾ之。

て王を攻め、その大夫譚伯を殺しゝをいふ　(二四)　富辰がもしこの難に出でゝ、敵を防がずば、襄王は、富辰のその諫を用ひられざりしをうらみて、出でずとなさんと也　(二五)　部下の屬人　(二六)　子帶の仲間をひきゐて、翟人を周に導き入れたり。啓は導也　(二七)　襄王が逃げて鄭にゆき、氾に居りしを、晉の文公が、子帶を殺し、襄王を周に納れしめたるをいふ

晉文公既定ニ襄王於郟一。王勞ㇾ之以ㇾ地。辭請ㇾ隧焉。王弗ㇾ許。曰。昔我先王之有ニ天下一也。規ニ方千里一以爲ニ甸服一。以供ニ上帝山川百神之祀一。以備ニ百姓兆民之用一。以待ニ不

(一)晉の文公既に襄王を郟に定む。王これを勞ふに地を以てせんとす。(二)辭して隧を請ふ。王許さず。いはく、「昔わが先王の天下を有つや、方千里を規りて以て甸(三)服となし、以て上帝・山川・百神の祀に供へ、以て百姓・兆民の用に備へ、(四)以て不庭不虞の患を待ち、その餘は以て公侯伯子男に均分して、各〻をして(五)寧宇あり、以て(六)天地に順及して、(七)その災害に逢ふなからしめたり。(八)先王あに頼するあらんや。(九)内官は九御に過ぎず、(一〇)外官は九品に過ぎず、(一一)以て神祇に供給するに足るのみ。(一二)あに敢へてその耳目心腹を厭縱して、以て百度を亂さんや。(一三)またたゞこれ

無不濟。百姓兆民夫人奉利而歸諸上。是利之內也。若七德離判。民乃攜貳。各以利退上求不暨。是其外利也。夫翟無列於王室。鄭伯南也。王而卑之。是不尊貴也。翟豺狼之德也。鄭未失周典。王而蔑之。是不明賢也。平桓莊惠皆受鄭勞。王而棄之。是不庸勳也。鄭

を尊ばざるなり。翟は豺狼の德なり、鄭はいまだ周典を失はず。王而るをこれを蔑にす。これ賢を明かにせざるなり。平・桓・莊・惠みな鄭の勞を受く。王而るをこれを棄つ。これ勳を庸ひざるなり。鄭伯捷の齒長ぜり。王而るをこれを卑弱しとす。これ老を長とせざるなり。翟は隗姓なり、鄭は宣王より出づ。王而るをこれを虐ぐ。これ親を愛せざるなり。それ新を禮し舊に閒へず。王、翟の女を以て姜・任に閒へんとす。禮にあらずしてかつ舊を棄つるなり。王一擧して七德を棄てんとす。臣故に曰く、外を利すと。書にこれあり。曰く、『必ず忍ぶことあれば、若ちよく濟ることあり』と。王小忿に忍びずして鄭を棄て、また叔隗を登せて以て翟に階せんとす。翟は封豕豺狼なり。厭かしむべからず」と。王聽かず。十八年、王、翟后を黜く。翟人來り誅め、譚伯を殺す。富辰曰く、「昔われしばしば王を諫めたり。王從はずして以てこの難に及ぶ。もしわれ出でずんば、王それわれを以て懟むるとなさんか」と。乃ちその屬を以てこれに死せり。

福之階也。利内則福由之。利外則取禍。今王外利矣。其無乃階禍乎。昔摯疇之國也由大任。杞繒由大姒。齊許申呂由大姜。陳由大姬。是皆能内利親親者也。昔鄢之亡也由仲任。密須由伯姞。鄶由叔妘。聃由鄭姬。息由陳嬀。鄧由楚曼。羅由季姬。盧由荊嬀。是皆外

繒は大姒に由り、齊・許・申・呂は大姜に由り、(七)陳は大姫に由れり。(八)これみな能く利を内にし、親を親みしものなり。むかし鄢の亡びしは仲任に由り、(九)密須は伯姞に由り、(一〇)鄶は叔妘に由り、(一一)聃は鄭姫に由り、(一二)息は陳嬀に由り、(一三)鄧は楚曼に由り、(一四)羅は季姫に由り、(一五)盧は荊嬀に由れり。(一六)これみな利を外にし、親を離ちしものなり」(一七)と。

(一) 十七年とは襄王の十七年也 (二) 禍と福とのよつて生ずる階梯なり (三) 内とは同姓也、外とは異姓也。即ち内親を利すれば、禍これによりて來り、外人を利すれば、禍これによりて來ると也 (四) 今王外人と婚姻して、利を外人に與へんとす (五) 摯・疇二國はともに任姓。大任は、任姓の女にて、周の王季の妃、文王の母。武王はこの二國が祖母の里方なるを以て、これを封じて、大名となせるなり (六) 杞・繒二國は姒姓にて、夏の禹王の子孫。大姒は、文王の妃、武王の母。その里方なるを以て、大名となせるなり (七) 齊・許・申・呂はみな姜姓、四岳の子孫。大姜は周の大王即ち古公亶父の妃にて、文王の祖父なり。この四國はその里方なるを以て大名とせるなり (八) 陳は嬀姓、舜の子孫。大姫は周の武王の女。武王は大姫を嬀姓なる虞の胡公に嫁せしめ、これを陳に封ぜしなり (九) 鄢は妘姓の國、異姓なる仲任氏の女を娶りて、その色に溺れ、賢者を遠けしかば亡びしをいふ (一〇) 密須は國名、伯姞は蓋し密須と同姓の國の女、密須また同姓を娶りて亡ぶと、異說ありて詳ならず (一一) 鄶は妘姓の國、叔妘は同姓の女にして鄶の夫人たり。鄭の武公これを亡す (一二) 聃は姫姓、文王の子聃季の封ぜられし國。鄭姫は鄭

義所以生利也、祥所以事神也、仁所以保民也。不義則利不阜、不祥則福不降、不仁則民不至。古之明王不失此三德者、故能光有天下、而龢寧百姓、令聞不忘。王其不可以棄之。王不聽。

十七年。王降狄師以伐鄭。王德狄人、將以其女爲后。富辰諫曰、不可。夫婚姻禍

[illegible]

十七年、王、狄の師を降して以て鄭を伐つ。王、狄人を徳とし、將にその女を以て后となさんとす。富辰諫めて曰く、「不可なり。それ婚姻は禍福の階なり。[一]内を利すれば則ち福これに由り、外を利すれば則ち禍を取る。今王利を外にせんとす。それ乃ち禍を階するなからんや。むかし[二]摯・疇の國せしは大任に由り、[三]杞・

内侮。而雖レ閲不レ敗レ親也。鄭在二天子一兄弟也。鄭武莊有二大勳力於平桓一。凡我周之東遷。晉鄭是依。子頽之亂。又鄭之由定。今以二小忿一棄レ之。是以二小怨一置二大德一也。無二乃不可一乎。且夫兄弟之怨。不レ徵二於它一。徵二於它一。利乃外矣。章レ怨外レ利不義。棄レ親即レ翟不祥。以レ怨報レ德不仁。夫

さず。它(一六)に徵せば、利乃ち外なり。怨(一七)を章にし利を外にするは不義なり。(一八)親を棄て翟に即くは不祥なり。怨(一九)を以て徳に報ゆるは不仁なり。(二〇)それ義は利を生ずる所以なり。祥(二一)は神に事ふる所以なり。仁(二二)は民を保んずる所以なり。不義なれば則ち利阜(二三)からず。不祥なれば則ち福降らず。不仁なれば則ち民至らず。古の明王はこの三徳(二四)を失はざる者なり。故によく天下を光有(二五)して百姓(二六)を龢寧し、令聞(二七)忘られざりき。王それ以てこれを棄つべからず」と。王聽かず。

(一) 十三年は、魯の僖公の二十年にあたる。滑は姬姓卽ち周と同姓の小國。これよりさき、鄭が滑を伐ちしかば、滑人鄭に從ひその命を聽けり。然るに鄭の兵還りし後、また衞につきしかば、鄭の公子士泄・堵俞彌兵をひきゐて滑を伐ちしをいふなり (二) 王は襄王。游孫伯は周の大夫。滑をゆるさんことを請はしめし也 (三) 鄭の文公捷なり。鄭が周の惠王の鄭の厲公の力によりて位に復するを得しに厲公に爵を與へざるを怨み、又襄王が衞・滑にみかたせしを怨み、王命を聽かずして王の使者をとらへしをいふ (四) 隗姓の國 (五) 周の大夫 (六) 讒閲とは、うちはもめする也、讒言を以て互にうらみうつたふる也。侮人とは、他人の己等をあなどるもの也。百里にすとは、遠くに斥くるをいふ (七) 周文公は周公旦の諡。詩は詩經大雅常棣篇中の詩 (八) 兄弟はわが家にて相ともにせめぎ合ふといへども、一朝他人が外よりおのれら兄弟を侮るものあるときは、相一致してこれをふせぐと也。牆とはわがやのかきねのうちといふ意 (九) うちはもめ (一〇) 兄弟骨肉のしたしみ (一一) 鄭は周と同姓の國にて、襄王とは兄弟の

襄王十三年。鄭人伐滑。王使游孫伯請滑。鄭人執之。王怒。將以狄伐鄭。富辰諫曰不可。人有言曰。兄弟讒鬩。侮人百里。周文公之詩曰兄弟鬩於牆。外禦其侮。若是則鬩乃

卷第二

周語中

襄王十三年鄭人滑を伐つ。王、游孫伯をして滑を請はしむ。鄭人これを執ふ。王怒りて、將に狄を以ゐて鄭を伐たんとす。富辰諫めて曰く、「不可なり。人の言へるあり。曰く、「兄弟讒鬩すれども、侮人を百里にす」と。周文公の詩に曰く、「兄弟牆に鬩けども、外その侮を禦ぐ」と。かくの若ければ則ち鬩ぐは乃ち内侮にて、鬩ぐといへども親を敗らざるなり。鄭は天子にありては兄弟なり。鄭の武・莊、平・桓に大勳力ありき。おほよそわが周の東遷は、晉・鄭にこれ依り、子穨の亂に、又鄭にこれ由つて定れり。今小忿を以てこれを棄てんとす。これ小怨を以て大德を置つるなり。乃ち不可なるなからんや。かつそれ兄弟の怨は、它に徵

逮也。及二惠后之難一。王出在レ鄭。晉侯納レ之。襄王十六年。立二晉文公一。二十一年。以二諸侯一朝二於衡雝一。且獻二楚捷一。遂爲二踐土之盟一。於レ是乎始霸也。

を得るとは、端委を謂ふ也といへり。未だ詳ならず 〔二二〕 忠信仁義 〔二三〕 樹は種也、たつ也。晉國に心を寄せ恩義を施せばと也 〔二四〕 爻は報也。豐は厚也 〔二五〕 逮は及也、晉國への使者の頻繁なるをいふ 〔二六〕 惠后は周の惠王の皇后、襄王の繼母陳嬀なり。陳嬀寵ありて、子帶を生む。將にこれを王の世子となさんとす。未だ及ばずして卒す。子帶齊に奔る。襄王これを周に納る。又襄王の后隗氏に通ぜしかば、王隗氏を廢す。周の大夫頽叔桃子帶を奉じて、翟の師をひきゐて周を伐つ。襄王出奔して鄭にゆき氾に居りしをいふ。事は魯の僖公の二十四年にあり 〔二七〕 晉の文公が襄王を周に納れて子帶を殺しゝをいふ。事は、魯の僖公の二十五年にあり 〔二八〕 襄王卽位の十六年にて魯の僖公の二十四年也。晉の文公を立て、位をつがしめたりと也 〔二九〕 踐土とともに鄭國の地名 〔三〇〕 楚に勝つて得し兵衆也 〔三一〕 踐土にて諸侯と會合して、その盟主となりて、誓約せしをいふ。卽ち、魯の僖公の二十八年に、晉の文公が楚の師を城濮に破り、凱旋して衡雝にいたりしかば、襄王親しくこれに臨んで、その勞をねぎらふ。晉の文公こゝに於て諸侯をひきゐて王に朝し、及び楚に勝ちて得し兵衆を獻ず。襄王使者をして、文公を侯伯卽ち諸侯の長たらしむ。よりて文公は諸侯と踐土の盟をなしゝなり

加之以宴好。内史興歸以告王曰。晉不可不善也。其君必霸。逆王命敬。奉禮義成。敬王命順之道也。成禮義。德之則也。則德以道諸侯。諸侯必歸之。且禮所以觀忠信仁義也。忠所以分也。仁所以行也。信所以守也。義所以節也。忠分則均。仁行則報。信守則固。義節

ち度あり。分ちて均しければ怨なく、行ひて報ゆれば匱しきことなく、守りて固ければ偸(一八)にせず、節して度あれば攜れず(一九)。もし民怨みずして財匱しからず、令偸にせずして、動きて攜れざれば、それ何事か濟らざらん。中よく外に應ずる(二〇)は忠なり。施三服義(二一)は仁なり。禮を守りて淫せざるは信なり。禮を行ひて疚しからざるは義なり。臣、晉の境に入りしに、四者(二二)失はず。臣故に曰く、晉侯それ禮をよくすと。王それこれを善せよ。有禮(二三)に樹つれば、人に艾ゆる(二四)こと必ず豐し」と。王これに從ひ、晉に使するもの道に相逮べり(二五)。惠后(二六)の難に及んで、王出で丶鄭(二七)にあり、晉侯これを納れたり。襄王(二八)十六年晉の文公を立つ。二十一年諸侯を以ゐて衡雝(二九)に朝し、かつ楚捷(三〇)を獻じ、遂に踐土(三一)の盟をなせり。こゝに於てか始めて霸たり。

㊀ 大宰文公は、王の卿士なる王子虎也。内史興は周の内史叔興父。晉の文公は、獻公の子にして、惠公の異母兄なる重耳也。命は瑞命にて、諸侯の位に卽くとき、天子がこれに命圭を賜ひて瑞節となしゝもの　㊁ 逆は迎也、むかふる也。郊勞とは、これを郊に迎へて、辭を用ひてねぎらふをいふ。館は舍也、やどす也。宗廟に云々とは、王

襄王使大宰文公及内史興賜晉文公命。上卿逆於境、晉侯郊勞。館諸宗廟、饋九牢、設庭燎。及期、命於武宮、設桑主、布几筵、大宰涖之。晉侯端委以入。大宰以王命命冕服。内史賛之、三命而後即冕服。既畢、賓饗贈餞如公命侯伯之禮而

どく陳す、遂に河上に行く、晉侯これを迎ひて饗す

襄王大宰文公及び内史興をして、晉の文公に命を賜はしむ。上卿境に逆へ、晉侯郊勞し、これを宗廟に館し、九牢を饋り、庭燎を設く。期に及んで武宮に命ぜられ、桑主を設け、几筵を布く。大宰これに涖むや、晉侯端委して以て入る。大宰王命を以て冕服を命じ、内史これを賛く。三たび命じて後に冕服に即く。既に畢り、賓饗贈餞、公が侯伯に命ずる禮の如くにして、これに加ふるに宴好を以てせり。内史興歸りて以て王に告げて曰く、「晉は善せずんばあるべからざるなり。その君必ず霸たらん。王命を逆ふること敬し、禮義を奉ずること成れり。王命を敬するは順の道なり。禮義を成すは德の則なり。德に則りて以て諸侯を道かば、諸侯必ずこれに歸せん。かつ禮は忠信仁義を觀る所以なり。忠は分つ所以なり、仁は行ふ所以なり、信は守る所以なり、義は節する所以なり。忠にて分てば則ち均しく、仁にて行へば則ち報い、信にて守れば則ち固く、義にて節すれば則

也。拜不稽首。誣其王也。替摯無鎭。誣王無民。夫天事恆象。任重享大者必速及。故晉侯誣王。人亦將誣之。欲替其鎭。人亦將替之。大臣享其祿。弗諫而阿之。亦必及焉。襄王三年。而立晉侯。八年。而隕於韓。十六年。而晉人殺懷公。懷公無胄。秦人殺子金子公。

んとす。その鎭を替てんと欲すれば、人また將にこれを替てんとす。大臣その祿を享け、諫めずしてこれに阿るも、また必ず及ばん」と。（一〇）襄王三年にして晉侯を立て、（一一）八年にして韓に隕れ、（一二）十六年にして晉人懷公を殺す。懷公冑なかりき。（一三）秦人、子金・子公を殺す。（一四）

（一）適嗣にて、正妻の長子 （二）亹亹は勉勉也、つとめつとむる也。任は擔也。保は守也 （三）その情欲をほしいまゝにしてその鄰國なる秦に賂をおくる約に背き、處るものを虐げ、王命を敬せざらばと也。凡て前出の事柄に應じていへる也 （四）替は廢也、すつる也。即ち、その摯を執るの禮を廢すと也 （五）誣は罔也、ないがしろにする也 （六）鎭は重也、おもき也。即ち、以てみづから重んずるなしと也 （七）民もまた將にこれを誣ひんとせんと也 （八）事が善なれば、吉象あり、事が惡なれば、凶象ありと也 （九）その職は重大にしてその食祿の大なるものに對しては、一層その禍が速に及ばんと也。享は食也 （一〇）大臣は、呂と郤とをいふ。阿は隨也、したがふ也 （一一）襄王の三年は、魯の僖公の十年にあたる。八年は、襄王即位よりして八年目にて、魯の僖公の十五年にあたる （一二）隕は敗也。秦が、晉の惠公のその賂に背き、恩を忘れしを怨みて、兵を擧げてこれを伐ち、韓原に戰ひ、晉侯を捕へてかへりしをいふ。十六年は襄王の即位より十六年目にして、魯の僖公の二十四年にあたる。懷公は惠公の子子圉也。惠公卒せしかば、子圉嗣ぎて位に即きしが、秦の穆公は、公子重耳を晉に納れて侯となし、晉人が懷公を高梁にて殺ししをいふ （一三）冑は後也、子孫也 （一四）子金は呂甥、子公は郤芮の字なり。二子は重耳を晉に納れしを悔い、公宮を焚きて重耳を弑せんと欲す、重耳はひそかに秦伯と王城に會せり、二子は公宮を焚きて重耳を求めしか

國。古者先王既有二天下一。又崇二立上帝明神一而敬二事之一。於レ是乎有二朝レ日夕一レ月。以教二民事一レ君。諸侯春秋受二職於王一以臨二其民一。大夫士日恪二位著一以儆二其官一。庶人工商各守二其業一。以共二其上一。猶恐レ有二墜失一也。故爲二車服旗章一以旌レ之。爲二摯幣瑞節一以鎭レ之。爲二班爵貴賤一以列レ之。爲二

その官を儆め、庶人・工商はおの〳〵その業を守り、以てその上に共せしかど(八)も、なほ墜失あらんことを恐れしなり。故に(九)車服旗章を爲りて以てこれを旌し、(一〇)摯幣瑞節を爲りて以てこれを鎭め、(一一)班爵貴賤を爲りて以てこれを列ね、(一二)令聞嘉譽(一三)を爲りて以てこれを聲せしかども、なほ(一四)散遷解慢することあるをば、(一五)著して刑辟に(一六)あり、流して裔土にありき。こゝに於てか、(一七)蠻夷の國あり、(一八)斧鉞刀墨の民あり。而るを況んや以てその身を淫縱にすべけんや。(一九)

(一) 外に背きとは、おのれが晉侯となるにつきて援助を受けし秦に、約束の地を與へざるをいひ、内に背きとは、おのれを迎へて位に即かしめし里丕に、約束の地を與へざるをいふ。賂は贈物也。その處る者を虐げとは、里丕の黨を殺しゝをいふなり (二) 晉侯が、おのれの欲せざるところを、臣民に向つて施行せしは、おもひやりなき也 (三) 滿也 (四) 上帝は天也。明神は日月也。崇は、尊也。立は、その祀を立つる也 (五) 禮に、天子は春分を以て日に朝し、秋分を以て月に夕すとあり。朝夕に祭るをいふ也 (六) 諸侯は國政を專斷せざる意味にて、春秋に參朝して王より職務上の指圖を受くと也 (七) 列位也 (八) その生産物・製作品・租税等をその上に供給すと也 (九) 車服旗章は、上下の身分によりて等級あり。貴賤を章明し、これが表識をなすもの。旌は表也、あらはす也 (一〇) 摯は六

萬夫。萬夫有辠。在余一人。在般庚曰。國之臧則維女衆。國之不臧則維余一人是有逸罰。如是則長衆使民。不可不慎也。民之所急在於大事。先王知大事之必以衆濟也。故祓除其心以和惠民。考中度衷以涖之。昭明物則以訓之。制義庶孚以行之。祓除其心精

れを訓へ、（一八）義を制する、庶孚として以てこれを行ふ。その心を祓除するは精なり、中を考へ衷を度るは忠なり。（二〇）物則を昭明にするは禮なり。義を制するに（一九）庶孚とするは信なり。然らば則ち衆に長として民を使ふの道は、精にあらざれば和がず、忠にあらざれば立たず、禮にあらざれば順はず、信にあらざれば行はれず。

（一一）襄王は、周の僖王の孫にして、惠王の子なる襄王鄭也。召公過は、召穆王の子孫にあたる召武公にて、時に王の卿士たり。惠公は、晉の獻公の庶子なる惠公夷吾也　（一二）瑞命也、諸侯その位に卽けば、天子これに命圭を賜ひて、瑞節となしゝ也　（一三）呂甥・郤芮はともに晉の大夫。相は助にて、その禮儀を助けしと也　（一四）玉は信圭にて、侯の執る所のもの。卑は下也、ひくき也。禮に、天子の器を執れば、則ち衡より上ぐとあり。衡は眉の間也。卽ち、玉の執りやうの禮にかなはざりしをいふ。稽首は、首を地につけて禮する也　（一五）後嗣　（一六）書經の夏書にて、今は逸書となれり　（一七）衆は人民也。元は善也、后は君也、卽ち善君をいふ。人民の奉戴すべきは只善君のみ　（一八）湯誓は、書經の桀を伐つの誓也。但、今の湯誓にこの言なし、散亡せるならん　（一九）余一人は、天子の自稱。辠は罪の古字。卽ち、余一人に罪あらば、そのために萬夫を罪するなかれと也　（二〇）そは余が教導の過失なりと也　（二一）般庚は今の書經の盤庚篇也　（二二）臧は善也。國俗の善きは、汝臣民の力なりといひて、功を下に歸せし也　（二三）逸は過也、あやまち也。罰は罪といふに同じ。國俗の善からざるは、余一人の過失なりといひて、罪をおのれ

怒神而求利焉不亦難乎。十九年晉取虢。

襄王使召公過及内史過賜晉惠公命。呂甥郤芮相晉侯不敬。晉侯執玉卑拜不稽首。内史過歸以告王曰、晉不亡。其君必無後。且呂郤將不免。王曰何故。對曰、夏書有之曰。衆非元后何戴。后非衆無與守邦。在湯誓曰、余一人有罪、無以

(三)襄王召公過及び内史過をして、晉の惠公に命を賜はしむ。(三)呂甥・郤芮・晉侯を相く。不敬なり。(四)晉侯玉を執ること卑く、拜して稽首せざりしかば、内史過歸りて以て王に告げて曰く、「晉亡びずんばその君必ず後なからん。(五)かつ呂郤ら將に免れざらんとす」と。王曰く、「何の故ぞ。」對へて曰く、「夏書にこれあり、曰く、(六)「衆元后にあらざれば何をか戴かん。后、衆にあらざれば、與に邦を守るなし」と。(七)(八)湯誓にあり、曰く、「(九)余一人罪あらば、萬夫を以てするなかれ。萬夫罪あらば、余(一〇)一人にあらん」と。(一一)盤庚にあり、曰く、「國の臧きは、則ちこれ女の衆なり。國の臧からざるは、則ちこれ余一人これ逸罰あらん」と。(一二)かくの如くなれば則ち、衆に長となり民を使ふものは、愼まざるべからざるなり。民の急なるところは、大(一三)事にあり。先王は大事の必ず衆を以て濟ることを知れり。故にその心を祓除して(一四)以て民を和惠し、(一五)中を考へ衷を度りて以てこれに涖み、(一六)物則を昭明にして以てこ(一七)

曰、虢其幾何。對曰。昔堯臨民以五。今其冑見。神之見也。不過其物。若由是觀之。不過五年。王使大宰忌父帥傅氏及祝史奉犧牲玉鬯往獻焉。內史過從至虢。虢公亦使祝史請土焉。內史過歸告王曰。虢必亡矣。不禋於神而求福焉。神必禍之。不親於民而求用焉。民必違之。精意以享禋也。慈保庶民親也。今虢公動匱百姓以逞其違。離民

(一)昭王は、周の成王の孫にて、康王の子なる昭王瑕也。房は國名 (二)爽は亡也。爽德は惡德也。丹朱は堯の子にて、德なくして位をつぐ能はざりしもの。協は合也、よく似合ひしをいふ。遇は依也、その靈の房后の身によりしをいふ。儀は匹也、匹偶也、つれそふ也。即ち、房后の行の丹朱に似たるものありしかば、丹朱がその身に馮依して、匹偶となりて穆王を生めりと也 (三)その後、丹朱の神が周の子孫に臨照して、これに禍福を與へたりと也 (四)神は一心にして、一たび人に依馮する時は、永く他にうつり去ることなしと也 (五)神が虢土にあるが故に、虢土はその罰をうけんと也 (六)何の爲に虢土に在るかと也 (七)逢は迎也。貪は取る也 (八)大宰は上卿にして祭祀の式・五帛の事を掌る。祝は大祝にして、福祥を祈るを掌る。史は大史にして、神位を次第することを掌る。狸姓は丹朱の子孫也。神は他族をうけざるが故に、これをひきゐて以てゆく也 (九)祈は求也。神に求請するあるなくたゞこれを禮せよと也 (一〇)五を以てせりとは、五年に一たび巡守せしをいふ (一一)冑は子孫にて、堯の子孫なる丹朱の神をいふ (一二)物は物數にて、即ち五也 (一三)大宰忌父は周公忌父也、大宰はその官。傅氏は狸姓也、周に在りて傅氏を稱せり。玉鬯は、圭璧にてつくりたる杯にて、鬱鬯の酒を地に灑ぎて神を降すに用ふる器 (一四)內史は祭祀を掌らざれども、王がその賢なるを以てこれを臨かしめし也。從ひてとは、大宰に從ひてと也 (一五)祝史は虢の祝史にて、祝應と史嚚と也。土を請ふとは虢土の幸福ならんことを神に請ふ意 (一六)禋は潔く神を祀るをいふ。用を求むとは、その民の財功を徵收せんとする也 (一七)獻也 (一八)いつくしみ養ふ (一九)違は邪也。逞は快也、一說に盈也、みたす也、古へ盈と逞との字同じと (二〇)土を請ふをいふ (二一)十九年は、惠王の十九年にて、魯の僖公の五年にあたる

禍福之。夫神壹不遠徙遷。是若由是觀之其丹朱之神乎。王曰。其誰受之。對曰。在虢土。王曰。然則何爲。對曰。臣聞之。道而得神。是謂逢福。淫而得神。是謂貪禍。今虢少荒。其亡乎。王曰。吾其若之何。對曰。使大宰以祝史帥狸姓。奉犧牲粢盛玉帛往獻焉。無有祈也。王

ひ、淫にして神を得る、これを禍を貪むと謂ふと。今虢少しく荒せり、それ亡びんか」。王曰く、「われそれこれを若何せん」。對へて曰く、「大宰(八)をして祝・史と狸姓とを以ゐ、犧牲・粢盛・玉帛を奉じて、往きて獻ぜしめよ。祈る(九)あるなかれ」。王曰く、「虢はそれ幾何ぞ。」對へて曰く、「むかし堯民に臨むに五を以て(一〇)せり。今その冑見はる(一一)。神の見はるゝや、その物に過ぎず(一二)。もしこれに由りてこれを觀ば、五年に過ぎざらん」と。王大宰忌父(一三)をして傅氏及び祝・史を帥ゐて、犧牲・玉鬯を奉じ往きて獻ぜしむ。内史過(一四)從ひて虢に至る。虢公(一五)もまた祝・史をして土を請はしむ。内史過歸つて王に告げて曰く、「虢は必ず亡びん。神に禋(一六)せずして福を求むれば、神必ずこれを禍し、民に親あらずして用を求むれば、民必ずこれに違ふ。精意以て享(一七)するは禋るなり。庶民を慈保(一八)するは親むなり。今虢公動きて百姓を匱しくし、以てその違を逞しうせんとし(一九)、民を離ち神を怒らして利を求めんとす(二〇)。また難からずや」と。(二一)十九年に晉は虢を取れり。

亦或以亡。昔夏之興也。融降於崇山。其亡也。回祿信於聆隧。商之興也。檮杌次於丕山。其亡也。夷羊在牧。周之興也。鸑鷟鳴於岐山。其衰也。杜伯射王於鄗。是皆明神之志者也。

しき也。慝は惡也、あしき也　〔一〇〕この故に、神の降るを見て、或は國の興るものあり、或は亡ぶるものありと也　〔一一〕融は、祝融をいふ、南方を司る神。崇山は、崇高山なり、夏は陽城に都す、崇山はその近くにあり。回祿は火を司る神。聆隧は地名。信は二泊するをいふ。檮杌は禹王の父なる鯀の死して神となりしもの。丕山は大邳山にて、河東にあり。次は二泊以上やどるをいふ。夷羊は神獸。牧は、殷の郊外の牧野をいふ　鸑鷟は鸞鳳の別名。杜は國名、伯は爵の名、杜伯は帝堯陶唐氏の子孫なり。周の宣王が罪なき杜伯を殺しゝかば、後二年にして宣王が諸侯を會して田圃に狩せしとき、日中に杜伯の靈が道の左より起り、朱衣朱冠をつけ、朱弓朱矢を操り、宣王を射て胸に中て、これを殺しゝをいふ。鄗は鄗京也　〔一二〕志は記也。記錄にあらはれ、史籍にあるものなりとの意

王曰。今是何神也。對曰。昔昭王娶於房。曰房后。實有爽德。協於丹朱。丹朱馮身以儀之。生穆王焉。實臨照周之子孫而

王曰く、「今はこれ何の神ぞや」と。對へて曰く、「むかし(一)昭王房より娶る、房后と曰ふ。(二)實に爽德あり、丹朱に協ひしかば、丹朱、身に馮りて以てこれに儀ひ、穆王を生めり。(三)實に周の子孫を臨照してこれに禍福せり。(四)それ神は壹にして遠く徙遷せず。もしこれに由りてこれを觀ば、それ丹朱の神ならんか」と。王曰く、「それ誰かこれを受くる。」對へて曰く、「(五)虢土にあらん。」王曰く、「然らば則ち(六)何の爲ぞ。」對へて曰く、「臣これを聞く、道ありて神を得る、これを(七)福を逢ふとい

夫出レ王而代ニ其位一。禍孰大レ焉。臨レ禍忘レ憂。是謂レ樂レ禍。禍必及レ之。盍レ納レ王乎。虢叔許諾。鄭伯將レ王自ニ圉門一入。虢叔自ニ北門一入。殺ニ子積及三大夫一。王乃入也。

共に周の大夫。穨は莊王の少子にて、王姚の子也。王姚は莊王に愛せられ、穨を生む。穨寵あり。蔿國これが師たり。惠王位に即くに及びて、蔿國の領地と邊伯の宮殿とを沒收し、また石速の祿を沒收せしかば、三大夫これを怒りて、惠王を追出し、穨を立てし也 (二) 子國は蔿國也。客は上客也 (三) 徧備は黃帝・堯・舜・夏・殷・周の六代の樂也。黃帝の樂を雲門、堯のを咸池、舜のを大招、夏のを大夏、殷のを大濩、周のを大武といふ (四) 厲公は鄭の莊公の子、厲公突也。虢叔は王の卿士なる虢公林父也。舉げずとは、樂を舉げずにて、遠離して、樂を奏せざる意 (五) 將は扶進也、たすけ進むる也。圉門と北門とは、王の城門の名

十五年有レ神降ニ於莘一。王問ニ於内史過一曰。是何故。固有レ之乎。對曰。有レ之。國之將レ興。其君齊明衷正。精潔惠和。其德足ニ以昭ニ其馨香一。其惠

(一)十五年に、神ありて莘に降る。(二)王内史過に問ひて曰く、「これ何の故ぞ。固てこれあるか。」對へて曰く、「これあり。國の將に興らんとするや、その君齊明衷正、(三)精潔惠和にして、その德は以てその馨香を昭かにするに足り、その惠は以てその民人を同じくするに足る。神饗けて民聽き、民神怨なし。故に明神これに降りて、その政德を觀て、均しく福を布く。國の將に亡びんとするや、その君貪冒(四)辟邪、淫佚荒怠、麤穢暴虐なり。(五)その政は腥臊にして馨香登らず。(六)その刑は矯

夫天之所レ棄。不レ過二其紀一。是歲也。三川竭。岐山崩。十一年。幽王乃滅。周乃東遷。

はざるが故に、枯朽して崩ると也　(一六)　數は一に起りて十に終る、十なれば則ち更る、故に紀といふ也　(一七)　十年をいふ　(一八)　周の平王が都を洛陽に遷しゝをいふ

惠王三年。邊伯石遬蔿國出レ王而立二王子頹一。王處二於鄭一三年。王子頹飮二三大夫酒一。子國爲レ客。樂及二徧儛一。鄭厲公見二虢叔一曰。吾聞レ之。司寇行レ戮。君爲レ之不レ擧。而況敢樂レ禍乎。今吾聞子頹歌舞不レ息。樂レ禍也。

(一)惠王三年に、邊伯・石遬・蔿國、王を出して、王子頹を立つ。王鄭に處ること三年。子頹三大夫に酒を飮ましむ。子國客たり。(三)樂徧儛に及ぶ。(四)鄭の厲公虢叔を見て曰く、「われこれを聞く、(二)司寇戮を行へば、君これが爲に擧げずと。而るを況んや敢へて禍を樂むをや。今われ聞く、子頹歌舞して息まずと。禍を樂むなり。それ王を出してその位に代るは、禍いづれかこれより大ならん。禍に臨んで憂を忘る。これを禍を樂むと謂ふ。禍必ずこれに及ばん。盍ぞ王を納れざるか」と。虢叔許諾す。鄭伯王を將けて(五)圉門より入り、虢叔北門より入り、子頹及び三大夫を殺して、王乃ち入れり。

(一)　惠王は、周の莊王の孫、釐王の子、惠王母京なり。三年は、魯の莊公十九年にあたる。邊伯と遬と蔿國とは

失二其所一而鎭レ陰也。陽失而在レ陰。川源必塞。源塞國必亡。夫水土演而民用也。水土無レ演。民乏二財用一。不レ亡何待。昔伊洛竭而夏亡。河竭而商亡。今周德若二二代之季一矣。其川源又塞。塞必竭。夫國必依二山川一。山崩川竭。亡之徵也。川竭山必崩。若國亡不レ過二十年一。數之紀也。

川源また塞れり。塞れば必ず竭く。(一四)それ國は必ず山川に依る。山崩れ川竭くるは、亡ぶるの徵なり。(一五)川竭くるときは、山必ず崩る。若くは國の亡びんこと十年を過ぎざらん。(一六)數の紀なればなり。それ天の棄つるところは、その(一七)紀を過ぎざらん」と。この歲や、三川竭き、岐山崩れ、十一年に幽王乃ち滅びて、周乃ち東(一八)に遷れり。

(一)西周は、幽王の都せし鎬京をいふ。三川は涇水・渭水・洛水にて、岐山より出づ。震は動也、地震せしをいふ (二)伯陽父は周の大夫 (三)氣は陰陽の氣也。序は次也。卽ち天地の氣は、平時はその次序を失ふことなきものなりと也 (四)過は失也、あやまつ也。民といへるは、王といふをはゞかりていへる也 (五)烝は升也。卽ち陽氣が下に在り、陰氣がこれに迫りて升る能はざらしむるをいふ (六)陰陽相迫り、氣が下に動く、故に地震すと也 (七)鎭は塡也、とざす也。鎭と塡とは古字相通ぜり (八)陰にあるとは陰の下にあるをいふ。川源必ず塞るとは地動けば泉源の塞るをいふ (九)國は山川に依る。今川源塞る。故に國將に亡びんとすと也 (一〇)水土の氣の通ずるを演といふ、なほ潤ふといふがごとし。潤へば則ち物を生じて民これを用ふるを得と也 (一一)水氣の潤ひなければ、土枯れて養はず、故に財用に乏しと也 (一二)伊と洛とは二つの川の名。伊は熊耳より出で、洛は冢嶺より出づ。禹王は陽城に都せり、伊洛の近きところなり。竭は涸也、川の水のかれしをいふ。河は黃河也。商は黃河の流域なる衞に都せり (一三)夏と商との二代の季の王なる桀王紂王をいふ (一四)國は山川の精氣利澤に依ると也 (一五)水泉潤

嗣。王卒料レ之。及二幽王一。乃廢滅。

幽王二年。西周三川皆震。伯陽父曰。周將レ亡矣。夫天地之氣。不レ失二其序一。若過二其序一。民之亂レ之也。陽伏而不レ能レ出。陰迫而不レ能レ烝。於レ是有二地震一。今三川實震。是陽

(五)管習にて、しらべ知る意　(六)少きは兵衆少き也。事は政事にて、藉田・田獵の如きをさす。その意は、今王が古制に從はず、その兵衆の少きを調はずして、親ら大に民の數を料へ、兵衆をつのらんとするは、これ却つて、自己の兵衆の寡少なるを世に示し、又なすべき政事を厭ひて、これを修むるの意なきを示すものなりと也　(七)かゝる事をなして、王室の寡弱なるを天下に示さば、諸侯は將に王室を避遠して、親附せざるにいたらんと也　(八)民を治むるに、その政治を厭はゞ政令を布くによしなからんと也　(九)故は事也。天は天道也　(一〇)後嗣は子孫也。卽ち政を爲すの道を敗り、かつ禍亂の子孫に及ぶが如きことあらんと也　(一一)幽王は宣王の子、幽王宮湦也。滅とは西周を滅しゝをいふ

(一)幽王の二年に、西周の三川みな震せり。(二)伯陽父曰く、「周は將に亡びんとす。(三)それ天地の氣はその序を失はず。(四)もしその序を過たば、民のこれを亂せるなり。(五)陽伏して出づる能はず。陰迫りて烝る能はざらしむ。(六)こゝに於て地の震するあるなり。今三川實に震ふは、これ陽その所を失ひて陰に鎭されしなり。(七)(八)陽失ひて陰にあるときは、川源必ず塞る。(九)源塞れば國必ず亡ぶ。(一〇)それ水土演ひて、民用ふるなり。(一一)水土演ふことなくんば、民財用に乏し。亡びずして何をか待たん。(一二)昔伊洛竭きて夏亡び、河竭きて商亡びき。今や周の德も(一三)二代の季の若し。その

生出入。往來者。皆可レ知也。於レ是乎又審レ之以レ事。王治ニ農於藉。蒐ニ於農隙。耨穫亦於レ藉獮ニ於既烝。狩ニ於畢レ時。是皆習ニ民數一者也。又何料焉。不レ謂ニ其少。一而大料レ之。是示レ少而惡レ事也。臨レ政示レ少。諸侯避レ之。治レ民惡レ事。無ニ以賦レ令。且無レ故而料レ民。天之所レ惡也。害ニ於政一而妨ニ於後

を治むるに事を惡まば、以て令を賦くことなからん。かつ故なくして民を料ふるは、天の惡むところなり。政に害ありて後嗣に妨あらん」と。(九)王卒にこれを料ふ。(一〇)幽王に及びて乃ち廢滅せり。(一一)

(一) 南國は、江漢の閒の地をいふ。師は兵衆。喪は亡也、うしなふ也。卽ち宣王が姜戎氏と戰ひて敗れ、時に兵衆をうしなひしをいふ。大原は地名。料は數なり、かぞふ也。卽ち大原の民數を計りて以て新に兵となさんとせしをいふ (二) 司民は、萬民の數を登記し、生齒より以上は、みな戶籍に記すを掌る。孤は父なき也。終は死せるもの也。協は合也。その名籍を合せて以て王に差上げし也。司商は、族を賜ひ姓を授くるを掌る官。司徒は、師旅の兵衆を合するを掌る。司寇は刑官也、姦民を合せて以て死刑の數を知るを掌る。牧は牧人にて、犧牲を牧養し、その數を合するを掌る。職は樴と通ず、犧牲をつなぐくひ也、故に犧牲の意に用ふ。工は百工の官也。場は場人にて、畠に產する珍物を收めてこれを藏するを掌る。入はとりいれもの。廩は廩人にて、九穀を出し用ふる數を掌る官。出は支出の數也。協せたればなりとは、合計して一々王に報告したるが故に、王は親ら手を下してこれを數ふることなかりきと也 (三) 藉田と狩獵との事に因りて、その數を審知せしをいふ (四) 藉とは、千畝の田に藉するをいふ。農隙とは、仲春既に耕し〻後の暇なる時をいふ。隙は閑也、ひま也。蒐は春の狩獵をいひ、これによりて兵數をしらぶと也。耨は藉田の草取也。穫はそのとりいれ也。卽ち藉田の草取、收穫のときにも民數をしらぶることをなせりと也。烝は升也、新穀を神に供する也、禮記月令に孟秋乃升レ穀天子嘗レ新とあるをいふ。故に既に烝するとは、仲秋をさす。獮は秋の狩獵也。時を畢ふるとは、農時の時の務を畢ふるにて冬をいふ。狩は冬の狩獵也

實。不レ干レ所レ問。不レ犯レ所レ咨。王曰。然則能訓二治其民一矣。乃命二魯孝公於夷宮一。

宣王既喪二南國之師一。乃料二民於大原一。仲山父諫曰。民不レ可レ料也。夫古者不レ料レ民而知二其少多一。司民協二孤終一。司商協二名姓一。司徒協レ旅。司寇協レ姦。牧協レ職。工協レ革。場協レ入。廩協レ出。是則少多。死

たるものを得んと欲せし也　(二)穆仲は仲山父の諡　(三)肅恭はつゝしみ事ふる意。遺訓は先王の教也。故實は、古への政事の是なるもの。咨は謀也、はかる也。干さず、犯さずは、それにそむきて事をなす事なしと也　(四)夷宮は、宣王の祖父夷王の廟也。古へ爵命は必ず祖廟に於てせり。命ずとは、命じて侯伯即ち諸侯の長となしゝをいふなり

(一)宣王既に南國の師を喪ひ、乃ち民を大原に料へんとす。仲山父諫めて曰く、「民は料ふべからざるなり。それ古へは民を料へずしてその少多を知りき。(二)司民は孤終を協せ、司商は名姓を協せ、司徒は旅を協せ、司寇は姦を協せ、牧は職を協せ、工は革を協せ、場は入を協せ、廩は出を協せたればなり。かゝれば則ち少多・死生・出入・往來のもの、みな知るべきなり。(三)こゝに於てか、またこれを審かにするに事を以てせり。(四)王は農を藉に治め、農隙に蒐し、耨穫もまた藉に於てし、既に烝せるに獮し、時を畢へたるに狩せり。これみな民の數を(五)習せるものなり。また何ぞ料へん。(六)その少きを謂はずして、大にこれを料へんとす、これ少きを示して事を惡むなり。(七)政に臨むに少きを示さば、諸侯これを避けん。(八)民

王命將レ有レ所レ壅。若不レ從而誅レ之。是自誅二王命一也。是事也。誅亦失。不レ誅亦失。天子其圖レ之。王卒立レ之。魯侯歸而卒。及下魯人殺二懿公一而立中伯御上。三十二年。宣王伐レ魯。立二孝公一。諸侯從レ是而不レ睦。

さんとせし也　(三) 仲山父は王の卿士にて、樊に食邑のありしより斯くいふ　(四) 不順とは、弟を立てゝ太子となさんとするをいふ。犯すとは、魯が必ず王命を犯して從はずと也　(五) 王命を犯して從はざるものあるにいたらん　(六) 王命を誅すとは、即ち自ら命を出しながら、自らこれを罪するをいふ。誅は罪也　(七) これを誅すれば、則ち王命を誅することゝなり、誅せざれば則ち王命廢るなり。故にいづれにしても王の過失となると也　(八) 懿公は戲也。伯御は括也。孝公は懿公の弟の稱也　(九) 王に親睦せざりしと也

宣王欲レ得下國子之能導二訓諸侯一者上。樊穆仲曰。魯侯孝。王曰。何以知レ之。對曰。肅二恭明神一。而敬二事耇老一。賦レ事行レ刑。必問二於遺訓一。而咨二於故

宣王(一)、國子のよく諸侯を導訓する者を得んと欲す。樊穆仲(二)曰く、「魯侯は孝なり」と。王曰く、「何を以てこれを知る」。對へて曰く、「明神(三)に肅恭して、耇老に敬事し、事を賦き刑を行ふや、必ず遺訓に問ひて故實に咨り、問ふところを干さず、咨るところを犯さず」と。王曰く、「然らば則ちよくその民を訓治せん」と。乃ち魯の孝公に夷宮(四)に命ず。

(一) 國子は、同姓諸侯の子をいふ。同姓卿大夫の子もまた國子と稱す。宣王が、國子のよく諸侯を訓導し得る州伯

民之財。將何以求ㇾ福用ㇾ民。王弗ㇾ聽。三十九年。戰二於千畝一王師敗二績於姜氏之戎一。

魯武公以二括與ㇾ戲見ㇾ王。王立ㇾ戲。樊仲山父諫曰。不ㇾ可ㇾ立也。不順必犯。犯二王命一必誅。故出ㇾ令不ㇾ可二不順一也。令之不ㇾ行。政之不ㇾ立。行而不順。民將ㇾ棄ㇾ上。夫下事ㇾ上。少事ㇾ長。所二以爲ㇾ順也。今天子立二諸侯一而建二其少一。是敎ㇾ逆也。若魯從ㇾ之。而諸侯倣ㇾ之。

魯の武公、(一)括と戲とを以ゐて王に見ゆ。(二)王、戲を立てんとす。(三)樊の仲山父諫めて曰く、「立つべからざるなり。(四)不順なれば必ず犯す。王命を犯せば必ず誅す。故に令を出すには、不順なるべからざるなり。令の行はれざるは政の立たざるなり。行うて不順ならば、民將に上を棄てんとす。それ下、上に事へ、少、長に事ふるは、順なる所以なり。今天子諸侯を立つるに、その少を建てんとす。これ逆を敎ふるなり。もし魯これに從ひ、諸侯これに倣はゞ、(五)王命將に壅るところあらんとす。(六)もし從はずしてこれを誅せば、これ自ら王命を誅するなり。(七)この事や、誅するもまた失、誅せざるもまた失なり。天子それこれを圖れ」と。王卒にこれを立つ。(八)魯侯歸つて卒す。魯人懿公を殺して伯御を立つるに及び、三十二年に宣王魯を伐つて孝公を立つ。(九)諸侯これより睦しからず。

(一) 武公は伯禽の玄孫にて、獻公の子、名は敖。括は武公の長子伯御也。戲は括の弟なる懿公　(二) 戲を太子とな

其疆畔一。日服二其鎛一。不レ解二於時一。財用不レ乏。民用和同。是時也。王事唯農是務。無レ有下求二利於其官一以干中農功上。三時務レ農。而一時講レ武。故征則有レ威。守則有レ財。若レ是乃能媚二於神一而和二於民一矣。則享祀時至。而布施優裕也。今天子欲レ修二先王之緒一。而棄二其大功一。匱二神之祀一。而困二

（一）音官は樂官也。風土を省るとは、音律を以て土風を省る也。風氣和すれば、土氣養はるゝ也 （二）廩は御廩也、一名は神倉。東南は萬物生長の方角。鍤は臿也。即ち廩をつくり、以て王の藉田せし穀物を藏めて、以て粢盛に奉ずるをいふ也。農に布つとは、時にその餘を農に分與する也 （三）紀は綜理也、まとむる也。協は同也、とゝのふる也。陰陽分布しとは、春分となりて、日夜の長さのひとしくなる也。滯は蟄蟲也。禮記月令に、日夜分(ヒト)しければ、雷乃ち聲を發し、始めて電し、蟄蟲ことごとく動き、戶を啓いて始めて出づとあり （四）備は盡也。つくす也。墾は田を耕す也。辟は罪也。即ちこの時にあたり、土を耕し盡さゞれば、司寇これを罪すと也 （五）旅は衆也。徇は行也 （六）農師は上士也。これを一にしとは、先づ視察にゆく也。農正は后稷の佐にて、田畯也。故に農師に次ぐ也。后稷は農官の長也、故に農正に次ぐ也。司空は道路溝洫を主る、故に后稷に次ぐ也。司徒は民の敎化を視察す、故に司空に次ぐ也。大保・大師は天子の三公にて、王を佐け、道を論じ、ひろく衆官を監督し、時に政を掌らず、故に司徒に次ぐ也。大史は王の爲に百官の治を迎へ受くることを掌る、故に大師に次ぐ也。宗伯は卿官にて王の大禮をたすくることを掌る、若し王が祭にあづからざれば、これを代理す、故に大史に次ぐ也。大に徇くとは、公卿大夫を帥ゐて親ら農を巡視する也 （七）草切り耕す時も、收穫の時も亦耕時の如しと也 （八）用は以に同じ。或はいふ田器を用ふる也と。震動は動き働く也。恪恭はつゝしみてなす也 （九）疆は境也。畔は界也。鎛は鉏の屬、すき也。服は用也。解は懈也 （一〇）其官の便利に從つて民の役使を變更し、以て農功をおかし亂すが如きことなしと也 （一一）三時は春夏秋。一時は冬也。講は習也 （一二）媚は說也、よろこぶ也 （一三）時には定れる時に也。布施は人民に與へ施すもの。優は饒也、ゆたか也。裕は緩也、あまりある也 （一四）緒は事業、大功は大功なる農事の意 （一五）神の祀を匱しくしてとは、藉田を耕さゞるをいふ。民の財を困めとは、無理に税を取るをいふ （一六）千畝は藉田也。姜氏の戎は、西戎の別種にて、四嶽の子孫也。その意は、宣王が諫を納れて農を務めず、神に事へ民を使ふなくして、弱敗の咎を招きたりしと也

南一鍾而藏レ之。而時布二之於農一。稷則徧戒二百姓一紀レ農協レ功。曰。陰陽分布。震雷出レ滯。土不二備墾一。辟在二司寇一。乃命二其旅一曰。徇。農師一レ之。農正再レ之。后稷三レ之。司空四レ之。司徒五レ之。大保六レ之。大師七レ之。大史八レ之。宗伯九レ之。王則大徇。耨穫亦如レ之。民用莫レ不二震動一。恪二恭於農一。修二

曰く、『陰陽分布し、震雷滯を出さんとす。(四)土、備墾せざれば、辟司寇にあり』と。(五)乃ちその旅に命じて曰く、『徇け。(六)農師これを一にし、農正これを再にし、后稷これを三にし、司空これを四にし、司徒これを五にし、大保これを六にし、大師これを七にし、大史これを八にし、宗伯これを九にし、王則ち大に徇く。(七)耨穫もまたかくの如し』と。(八)民用て、震動して農に恪恭せざるはなし。その(九)疆畔を修め、日にその鎛を服ひて、時に解らず、財用乏しからずして、民用て和同す。この時や、王事はたゞ農をこれ務め、(一〇)利をその官に求めて、以て農功を干すことあるなし。(一一)三時農を務めて、一時武を講ず。故に征すれば則ち威あり、守れば則ち財あり。かくの若くんば、乃ちよく神に(一二)媚ばれて民に和ぐ。(一三)則ち享祀も時に至り、而して布施も優裕なり。今天子先王の緒(一四)を修めんと欲して、その大功を棄て、(一五)神の祀を匱しくして民の財を困めば、はた何を以て福を求め民を用ひんや』と。王聽かず。三十九年(一六)千畝に戰ひ、王師姜氏の戎に敗績せり。

其齊二三日。王乃淳濯饗レ醴。及レ期。鬱人薦レ鬯。犧人薦レ醴。王祼レ鬯饗レ醴乃行。百吏庶民畢從。及レ藉后稷監レ之。膳夫農正陳二藉禮一。大史贊レ王。王敬從レ之。王耕一墢。班三レ之。庶人終二於千畝一。其后稷省レ功。大史監レ之。司徒省レ民。大師監レ之。畢宰夫陳レ饗。膳宰監レ之。膳夫贊レ王。王歆二大牢一。班嘗レ之。庶人終レ食。

徽化を掌る官。百吏は、百官。庶民は王の藉田を耕す民。司空は地を掌る官。壇は祭壇。除ひとは汚を掃ひ除きて清くする也。農大夫は田畯にて、土地を視、且監督するもの。農用は田器 一二 時は耕す時也。瞽は樂大師にて風聲を知るもの。協風は和風即ち春風 一三 齋は齋也。齋宮は齋戒する宮殿 一四 御事は農を司るもの也。御は治也 一五 淳は沃也、そゝぐ也。濯は洗也、あらふ也。即ち身を清むるをいふ。醴はあまざけ。饗は飲也。王が沐浴して醴酒を飲むと也 一六 期は耕す日。鬱人は、鬱鬯の酒のことを司るもの。鬯は鬱鬯の酒にて、鬱金香草を和して作りたるもの。犧人は酒器及び醴酒を供するを掌るもの 一七 祼は灌也、そゝぐ也。鬯をそゝぎ醴をのむは、みな自ら香潔にする所以也 一八 膳夫は上士也、王の飲食膳羞の事を掌る。農正は田大夫也。藉田の禮をしきて、その神を祭り、農の爲に祈るを主る。贊は導也 一九 一墢とは、一耜の墢也、すきを以て一すくひ耕す也 二〇 班は次也。これを三たびすとは下の官になるほど順々に其上の三倍だけするなり。即ち王は一墢、公は三、卿は九、大夫は二十七なり 二一 盡くこれを耕す 二二 功は業也、庶人の耕作の業也 二三 宰夫は、下大夫也。膳宰は膳夫也 二四 大牢は、牛・羊・豚也。歆は饗也。即ち牛・羊・豚の饗をうくと也。班は公卿大夫也

是日也。瞽帥二音官一以省二風土一。廩二於藉東

この日や、瞽、音官(一)を帥ゐて、以て風土を省る。(二)藉の東南に廩し、鍾めてこれを藏め、時にこれを農に布つ。稷則ち偏く百姓を戒め、(三)農を紀し功を協して

初吉。陽氣俱
烝。土膏其動。
弗震弗渝。脈
其滿眚。穀乃
不殖。稷以告
王曰。史帥陽
官以命我司
事。曰。距今九
日。土其俱動。
王其祗祓監。
農不易。王乃
使司徒咸戒
公卿百吏庶
民。司空除壇
于藉。命農大
夫咸戒農用。
先時五日。瞽
告有協風至。
王卽齊宮。百
官御事各卽

人千畝を終る。(二一)それ后稷功を省るときは、(二二)大史これを監し、司徒民を省るときは、大師これを監し、畢りて宰夫(二三)饗を陳ぬるときは、膳宰これを監す。膳夫王を贊く。(二四)王大牢を歆け、班ごとにこれを嘗め、庶人食を終ふ。

(一) 天地祖先の祭に供ふる穀物を作る田を藉田といふ。天子の藉田は千畝、諸侯のは百畝。この意は、宣王が前王以來廢れたる藉田親耕の禮を行はずと也 (二) 虢文公は王の卿士 (三) 粢盛は神に供ふる穀物。蕃は息也、庶は衆也、人口の增殖繁榮するをいふ。共は具也、そなはる也。給は足也、たる也。卽ち事のそなはり足ると。協は合也、輯は聚也、睦は親也。和協輯睦とは、人民の和合してあつまり親むこと。蕃殖は增加すること。敦は厚也。厖は大也。敦厖純固とは人民のあつくゆたかにまざりけなく安固なること (四) 民の大事は農にあるが故に、后稷の職を大官となすと也 (五) 大史は天文を掌る官。時に順ひは四季の循環によりてと也。覛は視也。土地の樣子を觀察すと也 (六) 陽氣が厚く積り滿つれば、土氣が動き起ると也。陽は陽氣也。癉は厚に同じ。憤盈は積り滿つる也。震發は動き起る也。農祥は房星といふ星の別名。晨に正しくとは房星が立春の日、晨に午にあたる也。天廟は營室星の別名。日月が營室星の宿にいたるをいふ。宿とは日月の會するところ。脈發とは土地の脈理が陽氣のために動き起る也 (七) 時は立春の日也。初吉二月一日也。土膏は土地の草木を育せんとするうるはひ也。膏は土のうるはひ (八) 震は動也。渝は變也。眚は災也。その意は、その土膏を動し變へざれば（卽ち耕作せざれば）その土脈は滿ち陽氣は結びて更に災病をなし、穀物の繁殖せざるにいたらんと也 (九) 史は大史。陽官は春官。司事は農事を主る官 (一〇) 祗は敬也。祓は齋戒して淸むる也。易へざれとは、物土の宜しきを變へたまふ勿れと也 (一一) 司徒は

在レ農。上帝之粢盛於レ是乎出。民之蕃庶於レ是乎生。事之共給。於レ是乎在。和協輯睦於レ是乎興。財用蕃殖於レ是乎始。敦厖純固於レ是乎成。是故稷爲二大官一。古者大史順レ時覛レ土。陽癉憤盈。土氣震發。農祥晨正。日月底二於天廟一。土乃脈發。先レ時九日。大史告レ稷曰。自レ今至二於

(五)古へ大史時に順ひ土を覛る。(六)陽癉く憤盈すれば、土氣震發し、農祥晨に正しく日月天廟に底れば、土乃ち脈發す。(七)時に先つこと九日、大史稷に告げて曰く、『今より初吉に至れば、陽氣倶に烝り、土膏それ動く、(八)震さず渝へざれば、脈それ滿眚して、穀乃ち殖せざらん』と。稷以て王に告げて曰く、(九)『史陽官を帥ゐて、以てわが司事に命じて曰く、今を距る九日、土それ倶に動くと。(一〇)王それ祗み祓ひて、農を監みて易へざれ』と。(一一)王乃ち司徒をして咸く公卿・百吏・庶民を戒め、司空をして壇を藉に除ひ、農大夫に命じて、咸く農用を戒めしむ。(一二)時に先だつこと五日、瞽、協風至ることありと告ぐ。(一三)王齊宮に卽く。(一四)百官・御事も、おの〳〵その齊に卽くこと三日、王乃ち(一五)淳濯して醴を饗む。(一六)期に及んで、鬱人、鬯を薦め、犧人、醴を薦む。(一七)王、鬯を祼ぎ醴を饗みて乃ち行く。百吏・庶民畢く從ふ。藉に及びて后稷これを監し、(一八)膳夫・農正藉禮を陳ぬ。大史王を贊き、王敬みてこれに從ふ。(一九)王耕すこと一墢す。(二〇)班ごとにこれを三たびす。庶

彘之亂。宣王在二召公之宮一。國人圍レ之。召公曰。昔吾驟諫レ王。王不レ從。以及二此難一。今殺二王子一。王其以レ我爲二懟而怒一乎。夫事レ君者。險而不レ懟。怨而不レ怒。況事レ王乎。乃以二其子一代二宣王一。宣王長而立レ之。

宣王卽レ位。不レ藉二千畝一。虢文公諫曰。不可。夫民之大事

(一)彘の亂に、宣王、召公の宮にあり。國人これを圍む。召公曰く、「昔われしばしば王を諫めたれども、王從はずして以てこの難に及べり。(二)今、王の子を殺さば、王それわれを以て懟みて怒るとなさんか。(三)それ君に事ふる者だに、險なりとも懟みず、怨むるとも怒らず。況んや王に事ふるをや」と。(四)乃ちその子を以て宣王に代へ、宣王長じてこれを立つ。

(一) 國人が厲王を彘に流したる騒亂の時、宣王(厲王の子靖)は難を避けて召公のもとに奔りし也　(二) 國人をしてこれを殺すを得しめば、おのが諫の用ひられざるをうらみて怒れる結果となさんと也　(三) 君は諸侯也。險は危險の中也　(四) 召侯の子を宣王の身代りとせし也。これを立つとは、王の位に卽かしめしをいふ

宣王位に卽いて、(一)千畝に藉せず。(二)虢文公諫めて曰く、「不可なり。それ民の大事は農にあり。(三)上帝の粢盛もこゝに於てか出で、民の蕃庶もこゝに於てか生じ、事の共給もこゝに於てか在り、和協輯睦もこゝに於てか興り、財用の蕃殖もこゝに於てか始り、敦庬純固もこゝに於てか成る。(四)この故に稷を大官となす。

惕懼㆓怨之來㆒也。故頌曰。思㆔文后稷克配㆓彼天㆒。立㆓我烝民㆒。莫㆑匪㆓爾極㆒。大雅曰。陳錫載㆑周。是不㆓布㆑利而懼㆑難乎。故能載㆑周以至㆓于今㆒。今王學㆑專㆑利。其可乎。匹夫專㆑利猶謂㆓之盜㆒。王而行㆑之。其歸鮮矣。榮公若用。周必敗。既榮公爲㆓卿士㆒。諸侯不㆑享。王流㆓于彘㆒。

せず、王、彘（てい）に流（なが）されたり。

（一）榮は國名。夷は諡。說は好にて、親愛の意（二）芮良夫は周の大夫芮伯也。卑は微にて、衰ふるをいふ（三）利を專用するを好む結果大難の身に及ぶを知らずと也（四）それ利は百物より生ずるものなり、然るにこれを專有せんとするはいはゆる百物を專有せんとするなりと也（五）載は成也。卽ち地が天の氣を受けて以て百物を成すと也（六）榮公の所置を怨み怒りて、これを惡害せんとするもの多からんと也（七）何となれば、天地が百物を成す、人々皆將にこれを取りて已が用となさんとす、いづくんぞその利を專有すべけんと也（八）怨み怒られる如き事を多くして、大難に備ふることをなさず、却つて之を王に敎へば、王それ久しからんやと也（九）導は開也。上は天神、下は人物（一〇）極は中也。怵惕は恐懼也。卽ち百物をして各々その中を十分に盡さしめてもなは日々恐れつゝしみて怨のわが身に來らんことを懼ると也（一一）頌は詩經周頌思文篇。后稷を郊祀して以て天に配する樂歌をいふ。その意は、あやもやうの如き美しき德ある后稷よ、后稷の功德はよくかの上帝に配せるを思ふ、卽ち后稷はわが人民のためによき道をたてゝ利を施し、汝人民をしてその中を十分に盡さしめざるはなしと也。天に配すとは、天の神の心と一致する也。烝民は衆民。極は中也。后稷は周の祖先の棄の別號。爾は烝民をさす（一二）大雅は詩經大雅文王篇の語。陳は布也。錫は賜也。卽ち、文王は利をしきて人民に賜ひ、以て周道を成せりと也（一三）后稷と文王とは、利をしきひろめて、大難の來るを恐れて、かく衆人にあたへしにあらずやと也（一四）身分の賤しき人民（一五）心をよせて從ひ服するもの（一六）卿士は、卿の身分にして國家の政治にあづかるもの。享は獻也、來りて貢を奉ずるをいふ

公芮良夫曰。王室其將卑乎。夫榮公好專利而不知大難。夫利百物之所生也。天地之所載也。而或專之。其害多矣。天地百物。皆將取焉。胡可專也。所怒甚多。而不備大難。以是敎王。王能久乎。夫王人者將導利而布之上下者也。使神人百物無不得其極。猶日怵

榮公(三)は利を專にするを好んで、大難を知らず。(四)それ利は百物の生ずるところなり。(五)天地の載すところなり。而るにこれを專にするあらば、(六)その害多からん。(七)天地の百物は、皆將に取らんとす。胡ぞ專にすべけん。(八)怒むるところ甚だ多くして大難に備へず。これを以て王に敎へば、王よく久しからんや。それ人に王たるものは、將に利を導きて、(九)これを上下に布かんとするものなり。神人百物をして、その極を得ざるなからしむとも、なほ日に怵惕して怨の來らんことを懼るゝなり。故に頌(一一)に曰く、『文ある后稷、克く彼の天に配するを思ふ。わが烝民を立てゝ、爾の極にあらざることなし』と。(一二)大雅に曰く、『陳き錫うて周を載す』と。(一三)これ利を布きて難を懼るゝにあらずや。故によく周を載して、以て今に至れり。今王利を專にするを學ぶ。それ可ならんや。(一四)匹夫利を專にするだになほこれを盜といふ。王にしてこれを行はゞ、その歸(一五)するもの鮮からん。榮公もし用ひられば、周必ず敗れん」と。既にして榮公卿士(一六)となりしかば、諸侯享

史教誨。耆艾修レ之。而後王斟酌焉。是以事行而不レ悖。民之有レ口也。猶下土之有二山川一也。財用於レ是乎出上。猶下其有二原隰衍沃一也。衣食於レ是乎生上。口之宣レ言也。善敗於レ是乎興。行レ善而備レ敗。所三以阜二財用衣食一者也。夫民慮二之於心一而宣二之於口一。成而行レ之。胡可レ壅也。若壅二其口一。其與能幾何。王弗レ聽。於レ是國人莫二敢出一レ言。三年。乃流二王於彘一。

して、名は虎。王の卿士 (三) 衞巫は、衞國の巫。巫は神に事ふるものにて、神靈あるが故に、よく事物を察す、故にこれを用ひしなり。監は察也 (四) 道路にて遇ふもの、互に目を見あはせて怨の意をあらはせりとなり (五) 止也 (六) 防也 (七) 塞也 (八) 爲は治也。導は通也。宣は放也、拘束せざるをいふ (九) 列士は上士。瞽は樂師曲は樂曲。史は外史にて、三皇五帝の書を掌るもの。師は小師。箴は王の缺點を諷刺して得失を正すをいふ。瞍はひとみなきもの、めくら。賦しとは、公卿列士の獻ずる詩を賦する也。矇はひとみありて見えざるもの、あきめくら。誦しとは、箴諫の語を誦する也。百工は技術によりて上に事ふるもの。諫めとは、藝事によりて諫むるなり。傳語とは、庶人は卑しきゆゑ、時の得失を見て、上に達するを得ず。故に口々に相傳へて終に王に語ると也。親は正しき道、即ちその正しき道を盡して以て王に告ぐと也。補察とは、過を補ひ、政を察すと也。瞽は樂大師、史は大史也。陰陽・天時・禮法の書を掌りて、以て相教誨すと也。耆艾は王の師傅也。修めてとは、瞽史の教を修理して以て王に開する也 (一〇) 廣く平なるを原といひ、低くしてうるほへるを隰といひ、低くして平なるを衍といひ、漑灌の便あるを沃といふ。山川は地氣を宣べて、財用を出す所以なり。民の口もまたその如く人心を宣べて利害をいふと也 (一一) 利害に同じ (一二) 厚也 (一三) 心と口と相成して、これを施行せんとすと也。(一四) 民の怨の積りて王位に久しく居るを得ずと也。原文「與」は助字 (一五) 晉の地

厲王說二榮夷一

厲王榮の夷公を說ぶ。(一) 芮良夫曰く、「王室はそれ將に卑ならんとするか。それ

王喜。告二召公一曰。吾能弭レ謗矣。乃不二敢言一。召公曰。是鄣レ之也。防二民之口一。甚二於防レ川。川壅而潰。傷レ人必多。民亦如レ之。是故爲レ川者決レ之使レ導。爲レ民者宣二之使レ言。故天子聽レ政。使下公卿至二於列士一獻レ詩。瞽獻レ曲。史獻レ書。師箴。瞍賦。矇誦。百工諫。庶人傳語。近臣盡レ規。親戚補察。瞽

し。この故に、川を爲むるものは、これを決して導かしめ、民を爲むるものは、これを宣べて言はしむ。(八)故に天子政を聽くときは、公卿より(九)列士に至るまで詩を獻じ、瞽は曲を獻じ、史は書を獻じ、師は箴し、瞍は賦し、矇は誦し、百工は諫め、庶人は傳語し、近臣は規を盡し、親戚は補察し、瞽史は教誨し、耆艾はこれを修めしめて、而して後、王斟酌す。これを以て事行はれて悖らず。民の口あるは、なほ土の山川ありて、財用これより出づるがごとく、なほその原隰衍沃(一〇)ありて、衣食これより生ずるがごとし。口の言を宣ぶるや、(一一)善敗これより興る。善を行うて敗に備ふるは、財用衣食を阜くするゆゑんなり。(一二)それ民は、これを心に慮りてこれを口に宣べ、(一三)成してこれを行はんとす。胡ぞ壅ぐべけんや。もしその口を壅がば、(一四)それよく幾何かあらん」と。王聽かず。こゝに於て、國人敢て言を出すものなかりしかども、三年にして乃ち王を彘に流せり。(一五)

(一) 厲王は、恭王の曾孫にして、夷王の子名は胡。虐は人民をしひたげ苦むるをいふ　(二) 召公は召康公の子孫に

羣。公行下衆。王御不參一族。夫粲美之物也。衆以美物歸女。而何德以堪之。王猶不堪。況爾小醜。小醜備物終必亡。康公弗獻。一年。王滅密。

厲王虐。國人謗王。召公告王曰。民不堪命矣。王怒。得衛巫。使監謗者。以告則殺之。國人莫敢言。道路以目。

亡びん」と。康公獻せず。一年にして、王、密を滅せり。

(一) 恭王は穆王の子、伊扈。涇は川名 (二) 密は國名。康公は密國の君、姫姓 (三) 三女は同姓のもの。奔るは、媒介によらずして來るをいふ。康公の許に來れるなり (四) 康公の母これを王に進めんと欲せしなり (五) それ獸三頭以上を羣といひ、人三人以上を衆といひ、女三人以上を粲といふと也 (六) 田は田獵也。即ち王が田獵するには決して羣を盡して取らざるが禮なりと也 (七) 公は諸侯也。即ち諸侯が國内を巡行するには、敢て人民を謳ひ虐げざるが禮なり。衆に下るとは人民を虐げ苦めざるをいふ (八) 御は婦官也。一族は一父の子也。即ち王の婦官は、一父の女子三人を納れて女官とせざるが禮なりと也 (九) 醜は類也。即ち王者の至尊を以てするもなほ之を納れて保つに堪へず、況んや汝の如き小人の類に於てをや、決して三女を納るべきにあらずと也 (一〇) 徧小にして物備る、終にこれを取らば必ず身を亡ぼさんと也

厲王虐なり。(一) 國人王を謗る。召公(二)王に告げて曰く、「民、命に堪へず」と。王怒り、(三) 衛の巫を得て、謗る者を監せしめ、以て告ぐれば則ちこれを殺す。國人敢て言ふなく、道路目を以てす。(四) 王喜び、召公に告げて曰く、「われよく謗を弭めたり。(五) 乃ち敢て言はず」と。召公曰く、「これこれを鄣ぐなり。(六) 民の口を防ぐは、川を防ぐよりも甚し。川壅りて(七)潰ゆれば、人を傷ること必ず多し。民もまたかくの如

戎氏以其職來王。天子曰、予必以不享征之。且觀之兵。其無乃廢先王之訓、而王幾頓乎。吾聞夫犬戎樹惇。能帥舊德、而守終純固。其有以禦我矣。王不聽。遂征之。得四白狼四白鹿以歸。自是荒服者不至。

(四)上の五つのもの次序が既に成れるにかゝはらず、なほ至らざるものは、これに刑罰を加ふと也 (五)責也 (六)辟は罪也刑罰の辟とは、不祭を刑する也。攻伐の兵とは、不祀を伐つ也。征討の備とは、不享を征する也。威讓とは威力を以てせむるにて、下貢を讓むる也。文告の辭とは、不王のものに文辭にて告ぐる也 (七)勤は勞也。即ち民兵を遠くにやりて、これをつからしむるなしと也 (八)大畢・伯仕は、犬戎氏の二君。終は、卒也、死也 (九)幾は危也、頓は敗也。即ち危く敗るゝ禍にあふをいふ (一〇)樹は立也。帥は循也、したがふ也。純は專也。固は一也。即ち犬戎は性を立つること惇樸にして、よく先王の舊德にしたがひ、その常職を奉じて、これに專一にして終身變らず。今これを伐たば強く抵抗せんと也 (一一)穆王征伐せしかども、犬戎よくふせぎしかば、何等得るところなく、たゞ犬戎が貢せし白狼と白鹿とをのみ得て歸りたりと也

恭王游於涇上。密康公從。有三女奔之。其母曰、必致之於王。夫獸三爲羣。人三爲衆。女三爲粲。王田不取

(一)恭王涇の上に游ぶ。(二)密の康公從ふ。(三)三女ありてこれに奔る。(四)その母曰く、「必ずこれを王に致せ。(五)それ獸三を羣となし、人三を衆となし、女三を粲となす。(六)王の田するには羣を取らず。(七)公の行くには衆に下る。(八)王の御に一族を參にせず。それ粲は美なるものなり。衆、美物を以て女に歸す。而なんの德を以てこれに堪へん。(九)王だになほ堪へず、況んや爾小醜をや。(一〇)小醜にして物を備へば終に必ず

不王則修德。序成而有不至則修刑。於是乎有刑不祭。伐不祀。征不享。讓不貢。告不王。於是乎有刑罰之辟。有攻伐之兵。有征討之備。有威讓之令。有文告之辭。布令陳辭而又不至。則又增修於德。無勤民於遠。是以近無不聽。遠無不服。今自大畢伯仕之終也。犬

終りしより、犬戎氏その職を以て來王す。天子、予必ず不享を以てこれを征せんと曰ひて、且にこれに兵を觀さんとす。それ乃ち先王の訓を廢て、王、幾頓(九)するなからんや。われ聞く、かの犬戎は樹つる惇く、能く舊德に帥ひて守り終りて純固なりと。それ以てわれを禦ぐあらん(一〇)」と。王聽かず。遂に(一一)これを征して、四の白狼と四の白鹿とを得て以て歸る。これより荒服のもの至らず。

(一) 邦內は天子の畿內方千里の地をいふ。甸は王田也。服はその職業に服する也。卽ち畿內の諸侯は王田を耕し、王に服事すと也。邦外は畿內の外方五百里の地にて、これを侯服といふ、卽ち斥候をなして畿內を守り、王に服事する意。侯衞は、方外の外方二千五百里の地にて、中國の界也、これを賓服といふ。常に服貢を以て王者に賓見する意。蠻は王城を去る方三千五百里、夷は方四千里の地。要服とは好信を要結して、服從する意。戎狄は王城を去る四千五百里より五千里の地にて、九州の外にあり、これを荒といふは、その俗荒忽にして常なき意 (二) 祭しとは天子日々祖先を祭る供物を奉る也。祀しとは天子が月々に祖先を祭る供物を奉る也。享しとは、天子が四時に祖先を祭る供物を奉る也。貢しとは天子が年々に祖先の靈を祭る供物を奉る也。王しとは、朝して天子に王事するなり。終とは世の終をいふ、卽ち王が新に王位につくときに來朝して王事に服する也 (三) 意を修めとは、天子が自らの志意を修め、自らの不德を責むる也。言を修めとは號令を修めて正しくすと也。文を修めとは典法を修めて正しくする也。名を修めとは名分を正しくする也。德を修めとは天子自らの德を修めて之を來らするやうにする也

夫先王之制。邦內甸服。邦外侯服。侯衛賓服。蠻夷要服。戎翟荒服。甸服者祭。侯服者祀。賓服者享。要服者貢。荒服者王。日祭月祀。時享歲貢終王。先王之訓也。有不祭則修意。有不祀則修言。有不享則修文。有不貢則修名。有

欣戴はよろこんで王としていたゞく也　(一七)戎は兵也。即ち兵を商の郊內なる牧野にいたし、紂王を滅せりと也
(一八)隱は痛也。恤は憂也。即ち民の苦みをいたはり憂へてと也

それ先王の制は、邦內は甸服し、邦外は侯服し、侯衛は賓服し、蠻夷は要服し、戎翟は荒服す。(一)甸服の者は祭し、侯服の者は祀し、賓服の者は享し、要服の者は貢し、荒服の者は王す。日に祭し月に祀し時に享し歲に貢し終に王するは、(二)先王の訓なり。(三)祭せざるあれば則ち意を修め、祀せざるあれば則ち言を修め、享せざるあれば則ち文を修め、貢せざるあれば則ち名を修め、王せざるあれば則ち德を修め、(四)序成りて至らざるあれば則ち刑を修む。こゝに於てか不祭を刑し、不祀を伐ち、不享を征し、不貢を讓め、(五)不王に告ぐるあり。こゝに於てか(六)刑罰の辟あり、攻伐の兵あり、征討の備あり、威讓の令あり、文告の辭あり。令を布き辭を陳ねて又至らざれば、則ちまた德を增修して、(七)民を遠きに勤すことなし。これを以て、近きものは聽かざるなく、遠きものは服せざるなし。今大畢・伯仕の(八)

夕恪勤。守以ニ惇篤一。奉以ニ忠信一。弈世載レ德。不レ忝ニ前人一。至ニ於武王一。昭ニ前之光明一。而加レ之以ニ慈和一。事レ神保レ民。莫レ不ニ欣喜一。商王帝辛。大惡ニ於民一。庶民弗レ忍。欣ニ戴武王一。以致ニ戎於商牧一。是先王非レ務レ武也。勤ニ恤民隱一而除ニ其害一也。

人心これに歸するが故に、兵に强き威力ありて畏ると也 〔七〕 これに反して妄りに兵力を示して、壓迫するときは民これに狎れ侮るにいたる 〔八〕 周文公は周公旦の諡、頌は天子の功德をはめて神に告ぐるもの。この詩は毛詩の周頌時邁篇にて周公が武王の爲に作りし者 〔九〕 載は則也。干戈はたてとはこと。われとは周の武王が自らをいふ也。懿は美也。肆は陳也。時は是也。夏は大也。樂章の大なるものを夏と曰ふ。殷の紂王が暴逆にて人民を苦めし故にわれ（武王）止むを得ずこれを征伐したり。今や人民安樂になりしを以て、こゝに干戈を庫にをさめ、弓矢を弓袋につゝみて、最早用ひざるとを示したり。今やわれ美德卽ち文德を求む。故にこの文德を大樂にのべつらねてこれを歌ひ、かくしてわれはこの文德を求めて、敎化をしかんとを民に示すと。まことなるかな、武王はよくこの文德を維持し、この大樂の美を保てりと也 〔一〇〕 茂は勉に同じ。性は情性也。その人民の情性を養ひてこれを厚くするなり。一說、性は生業の意なりと。求は賕也、財に同じ。阜は大也。器は兵器、用は耒耜の類、鄉は方也、むきかた。文は禮法卽ち法律制度也。その意は、その財產を豐にして、その兵器や農業に用ふる器具を便利にし、利害の方向を明に示し、法律制度を制定して、これを修めとゝのへたりと也 〔一一〕 保は守也。君王となりてその業を子孫に傳へてます〳〵盛大ならしめきと也 〔一二〕 わが周の祖先の棄とその子の不窋とは后稷（農事を掌る官）を以て舜と夏とに仕へたりと也、先王とは棄と不窋とをいふ。虞夏は舜帝と夏王とをいふなり 〔一三〕 夏の啓王の子大康が德なくして惡臣羿のために追はるゝに及びて、わが先王の不窋も、またその官職をすてゝ務めざりしため、自ら戎翟の間に逃れたり。不窋の封地が邰なりしゆゑ、こゝに逃れしにて、邰は古へ戎狄の地たり 〔一四〕 纂は繼也つぐ也。訓典は敎法卽ち法律制度。恪勤はつゝしみつとむる也。惇は厚也。弈世は累世、代々。載は成。忝は辱也。その意は、その後代々の王は、そのの德を正しくし、その事業を繼ぎをさめ、朝夕恪勤し、あつき心を以てこれを守り、まごゝろを以てこれを奉じ、代代その祖先を辱めざりきと也 〔一五〕 先祖のかゞやける德を一層かゞやかし 〔一六〕 商は殷の本名、辛は紂王の名。

也。茂正二其德一。而厚二其性一。阜二其財求一。而利二其器用一。明二利害之鄉一。以レ文修レ之。使三務レ利而避レ害。懷レ德而畏レ威。故能保レ世以滋大。昔我先王世二后稷一。以服二事虞夏一。及二夏之衰一也。棄レ稷弗レ務。我先王不窋用失二其官一。而自竄二於戎翟之閒一。不二敢怠一レ業。時序二其德一。纂二修其緒一。修二其訓典一。朝

虞夏に服事せり。夏(一三)の衰ふるに及び、稷を棄て丶務めざりしかば、わが先王不窋、用つてその官を失ひて、自ら戎翟の閒に竄れしかども、敢て業を怠らず。時(一四)にその德を序で丶その緒を纂修し、その訓典を修め、朝夕に恪勤し、守るに惇篤を以てし、奉ずるに忠信を以てし、奕世德を載して前人を忝めざりき。武王に至り(一五)、前の光明を昭にし、これに加ふるに慈和を以てし、神に事へ民を保んぜしかば、欣喜せざるはなかりき。(一六)商王帝辛大に民に惡せしかば、庶民忍びずして武王を欣戴し、以て(一七)戎を商の牧に致せり。(一八)これ先王は武を務むるにあらずして、民隱を勤恤してその害を除けるなり。

(一) 周語とは周の種々なる物語といふ意 (二) 穆王は周の康王の孫にて、昭王の子、名は滿。八駿馬に乘りて天下を周遊せし人。犬戎は西戎の別名 (三) 祭は國名、畿內の國、周公の子孫。公は諸侯の尊稱。謀父は字。周公の子孫にて王の卿士たりし人 (四) 先王は周の祖先の王。先王は自己の德を立派にあらはすやうにして臣民に臨みて、妄りに兵の威力を示して、これを壓迫せざりき (五) 戢は聚也、蓄積を務むるをいふ。時に動かすとは、春夏秋の三時に農をつとめしめ、冬の農時の閑なる一時に、兵を徵して武を講ずるをいふ。さすれば、守禦するに財ありてゆたかに、征するに威あるが故なりと (六) 威は畏也。即ちかく止むを得ず動かす時は、兵に正しき名目あるを以て

國語卷第一

(一)周語上

穆王將レ征二犬戎一。祭公謀父諫曰。不可。先王耀レ德不レ觀レ兵。夫兵。戢而時動。動則威。觀則玩。玩則無レ震。是故周文公之頌曰。載戢二干戈一。載櫜二弓矢一。我求二懿德一。肆二于時夏一。允王保レ之。先王之於レ民

穆王將に犬戎を征せんとす。(三)祭公謀父諫めていはく、「不可なり。(四)先王は德を(二)耀して兵を觀さゞりき。それ(五)兵は戢めて時に動かすべきなり。(六)動かせば則ち威れ、(七)觀せば則ち玩る。玩るれば則ち震るゝなければなり。この故に、(八)周文公の頌にいはく、『(九)載ち干戈を戢め、載ち弓矢を櫜む。われ懿德を求めて、時の夏に肆ぬと。允なるかな、王これを保てり』と。先王の民に於けるや、(一〇)茂めてその德を正しうしてその性を厚うし、その財求を阜にしてその器用を利くし、利害の鄕を明かにし、文を以てこれを修め、利を務めて害を避け、德に懷いて威を畏れしむ。(一一)故によく世を保ちて以て滋す大なりき。(一二)昔わが先王后稷を世〻にし、以て

記、漢書と併びて支那史籍の筆頭に算へられ、必讀の史書と重んぜられたり。特筆して以て國語解題の終とす。

文學士　中村久四郎

するや、司馬彪は羣雄各州の事を錄し、一州を一篇と爲し、合せて九州春秋と爲すや、劉氏は之を稱して『近代の國語』なりといへり。然れども其後遂に國語家風の歷史は支那にすたれ、たま〱之れあるも說部といふ書類に編入せられて、史書の中に列せられざることとなれり。是れ支那は秦以後は、天下統一を原則本體とし、分裂割據は一時の變態に過ぎず、統一朝廷の歷史は、漢書以下の如き、一代づつの紀傳體の歷史、卽ち劉知幾の所謂漢書家、又は斷代紀傳家の史籍と爲すこと最も便宜なりしを以て、分裂割據時代の史籍たる國語家、又は國別家の如き史體の史籍は、之を作るの必要を感ぜざりしに因るなり。されば劉氏は國語家、又は國別家を立てて六家の一となししも、他の五家の如く後世には行はれざることとなれり。故に若し六家といふ名目を立てんと欲せば、國語家に代ふるに、宋の時に至りて起れる紀事本末體を以てし、國語家は之を春秋家の一支派となすべきなり。

(十)左國史漢—往時漢學の最も盛なりし時代には、左國史漢と唱へ、國語は左傳、史

の刻石には、『男は其疇を樂しみ、女は其業を修む』といふが如し。

而して春秋時代の越、卽ち今の浙江省方面の會稽山の刻石には、『子ありて嫁ぎ（夫死して子あるも、之を棄てゝ他に再嫁するなり）、死にそむきて不貞なり。内外を防隔し、淫佚を禁止せば、男女潔誠ならん』といひ、且つ夫は他室に淫し、妻は逃嫁をなすが如き惡風ありとの記事あり。

斯の如き事は、他の刻石文に無き所にして、越の地方の刻石にのみ之を見るは、何故に由るか。上記の越王句踐が徒に人口の增殖を企圖して、其淫佚を禁ぜざりしが如きは、其大原因といふべし。

今次獨露二國の如き極端なる出來事の影響結果果して如何なるべきか。請ふ之を後日に徵せん。

（九）國語體の史籍と支那の歷史―唐の劉知幾は、上記の如く國語家、または國別家の一史體を認めて之を特筆し、又後漢の末、漢朝衰へて、羣雄諸方に割據して力を角

十七にして婚嫁せず、男子二十にして婚嫁せざれば、其父母罪あり。母乳不足なる者には、乳醫をして之を守らしめ、子を生むごとに酒肉を給し、三子を生めば、國家より乳母を與へ、二子を生めば、之に飲食を給するが如き方法を行ひ、甚しきは寡婦と一般男子との交通を奬勵せりと云ふ。是れ卽ち國語の越語、及び呉越春秋などに記す所なり。

是に於て越の人口大に增殖し、國力亦振興して、終に呉に復讐して勝を得たり。されども徒に國民の增殖を欲して、其淫佚を禁ぜざりしかば、遂に其風俗大に墮落せり。之を證する者は、卽ち秦の始皇帝の會稽刻石の文なり。

秦の始皇帝は、天下統一の後、諸方に巡幸して、以て帝威を示し、屢〻石を立て文を刻す。皆其六國を滅盡して天下を併せたることを誇稱せる者にして、文中諸地方の風俗を言ふ者あり。例へば、今の山東省方面の泰山の刻石には、『男女禮順、愼みて職事に遵ひ、昭に內外を隔て、清淨ならざるはなし』といひ、今の直隸省方面の碣石門

史なり』といへる英國のフリーマンの言に類似するものにして、要するに、今日の事は歴史の注釋となり、古代の歴史は現代事實の參考たるべきことを表はせる格言なり。

此見地よりして國語中の一事實と現代世界大戰中の一現象と對比すべきものあり。

世界大戰の一大損害は、死傷癈疾によりて起る所の人口の減少、及び繁殖率の低減にあり。戰時中、獨逸の如きは、尤も此點につきて憂慮し、目的の爲には手段を擇ばず、男女夫婦の道德良風をさへ無視して只管人口の增殖を圖り、露國に至りては婦女國有の暴論さへ實行せられたりと云ふ。眞に言語道斷の極といふべし。

翻つて之を春秋の古代に按ずるに、吳越の戰史中に同樣の事あり。

當時越王句踐は、會稽山一敗の後、國人の少きことを憂ひ、人口增殖の法を圖り、壯者をして老婦を娶ることなからしめ、老者をして壯婦を娶ることなからしめ、女子

三歳を以て歿す)は、此書を校定して『國語定本』二十一巻を作り弘く世に行はる。又冢田大峯の『增注國語』八巻(寛政十二年自序、文政七年刊)も、亦有益の註釋なり。此外龜井昭陽の『國語考』、關修齡の『國語略説』も亦見るべき書なり。

(七)國語の文辭―同じく左丘明の作なるも、內傳の左氏傳の文は英華峻健にして、又簡直の趣あれども、外傳たる此書の文は冗漫繁雜、殆んど他手の作なるが如し。賴山陽も『書戰國策後』の文を作りて、

國語は老婆の絮説の如く、國策は壯男の事を論ずるが如し。時代然らしむるなり。

と云へり。且つ此書の文辭は誣駁を免れずとの非難もあれども、其文辭には、頗る深閎傑異の趣なきに非ず。就中、越語の如きは、頗る奇拔の文辭あり。

(八)國語と世界大戰中の一現象―佐藤一齋曰く『古往の歷史は是れ現世界。今來の世界は是れ活歷史』と。此語の大意は『歷史は過去の政治にして、政治は現在の歷

（五）國語家—此名稱は人をして一見我國語の學者の義の如く思はしむるも、然らず。國語の書に因める名稱なり。唐の歷史學の大家、劉知幾は『史通』を著はして、支那史學の發達と史籍の述作につきて論じ、歷史の六家、又は六體を分類して、其第四に國語家を擧げて、卽ち國別家なりと稱し、支那の史體中に特別の一體を爲すことをいへり。國別家とは、或は又分國史體とも稱すべし。

此書が、其同輩とも、同胞ともいふべき春秋左史傳の廣く行はるゝに比しては、世人に重んぜられざる聞にあにて、其內容によりて國語家といふ一史體の學名をつくり、尙書家、春秋家、左傳家、史記家、漢書家と倂稱したるは、實に劉知幾の創見なり。

（六）日本に於ける國語—我國に於ては、宇多天皇の御代に、藤原佐世が日本國見在書目錄に韋昭注國語二十二卷を錄せるを見れば、以て其渡來の古かりしことを知るべし。

降りて德川氏の時代に至り、尾張の儒官、秦鼎（字は士鉉、號は滄浪。天保三年、七十

字を避けて之を改めしこと、恰も王昭君の昭の字を改めて明となし、王明君または明妃と呼ぶに至りし事と同樣なり。而して韋昭は吳に仕へて、其官は中書僕射に至る。今日專ら行はるゝ所の國語の註釋は、卽ちこの韋昭の作なり。

次に唐の代に至り、柳宗元は『非國語』二篇をつくりて國語をそしれり。然れども未だ其美を掩ふこと能はずとは、宋の宋庠の言にして、また宋の王應麟の困學紀聞の中には、江端禮なるもの、かつて柳宗元が非國語を作りしことをうれひて、乃ち『非非國語』を作りしに、蘇東坡之を見て『久しく此書をつくるに意あり。思はざりき君が之を先きんぜんとは』といひしと云ふ記事あり。

又宋の世の上記の宋庠は『國語補音』を作りて名あり。宋庠字は公序、仁宗時代の人なり。

次に清朝に至り、汪遠孫の『國語校注本三種』、洪亮吉の『國語韋昭注疏』、董增齡の『國語正義』等あり。

料として之を用ひ、同じく前漢の賈誼も亦頗る之を誦讀せり。成帝の時に至り、劉向は始めて之を考校して、疑謬を訂正せり。然れども前漢の世にありては、春秋左氏傳は、春秋の他の二傳、卽ち公羊と穀梁との如く世に行はれず、また學官にも立てられざりしが故に、左氏傳の作者たる左丘明の筆定輯錄にかゝる此國語も、亦隨つて世に顯はれず。之を尊重するもの少かりき。

然して後漢の世に至りて、春秋左氏傳が漸次に流行するに伴ひて、此國語の書も、亦隨つて次第に世に行はるゝこととなれり。

漢魏の際には、鄭衆、賈逵、王肅、虞翻、唐固等の學者、みな之を愛讀して、之が註釋を作りしも、其後、幾度か兵亂の世を經て、諸種の經籍が亡逸するとともに、是等の諸家の註解も、亦散佚して、遂に存するものなきに至り、是時代の學者の註釋にては、たゞ韋昭の註釋のみ世に傳はれり。

韋昭、字は弘嗣といふ。三國志の吳志の中に韋曜とあるは、司馬昭の諱たる昭の

五百餘年間の列國の成敗、個人の言行より、陰陽律呂、天時人事、順逆の理數などの事を輯錄したる者なり。而して大抵事を記すに、魯に略にして、外諸侯に詳なり。漢の劉熙といふ學者の作りたる一種の辭典たる釋名といふ書の「釋典藝」の中に、

國語、又外傳といふ。春秋、魯を以て內と爲し、諸國を以て外と爲す。外國傳ふる所の事なり。

とあり。外國所傳の事なるが故に、外傳と稱すといふが如き見解は、國語の中には、明に所謂外たる諸國の事のみならず、所謂內たる魯の事をも記したる魯語もあるといふ事實より見て正當ならざる說なれども、少くとも魯よりも外の諸國の記事の詳なるは爭ふべからざるなり。

次に其卷篇の數は、二十、二十一、または二十二にして、今傳ふるものは二十一卷なり。

(四)傳°來°及°び°註°解°—前漢の司馬遷は、其大著史記を作るに當り、國語を採擇し、好史

らざれども、今しばらく普通の說に從つて、國語の著者を以て左丘明なりとす。左丘明の略傳は、春秋左氏傳の解題にゆづる。

(三)內容―此書の別名たる春秋外傳といふ名稱の示すが如く、春秋內傳たる左氏傳と相表裏し、兩書相伴ふて、春秋時代及び其前後の時代の事蹟を記載し、其載する所は、凡て八國にして、

周語三卷　魯語二卷　齊語一卷
晉語九卷　鄭語一卷　楚語二卷
吳語一卷　越語二卷
合計二十一卷

の八語に分ち、周、魯、齊、晉、鄭、楚、吳、越の八國の事を記し、上は春秋の初年より大約二百五十年以前の周の第五世の穆王(西曆紀元前一〇〇一年―同九四七年)時代の事より說き起して、下は春秋十二公の最後たる哀公の次ぎの魯の悼公時代に至るまでの

國語解題

(一)書名。—此書は古代支那の春秋時代の列國の事蹟を國別に記したるを以て國語と名く。　國語、漢文の國語と混同すべからず。　一に春秋外傳、または盲史といふ。外傳とは春秋左氏傳を內傳といふに對する名稱にして、盲史とは、太史公即ち前漢の司馬遷が『左丘、明を失ひ、それ國語あり』といひしに由る。

(二)著者。—此書は、春秋內傳を作りたる左丘明の著作なり。　司馬遷も其史記の最後の巻(巻一百三十)の太史公自序傳には、上記の如く、『左丘失明。厥有國語』といひ、漢書の司馬遷の傳贊には、『孔子魯史に因りて春秋を作る。　而して左丘明即ち其事を論輯して、以て之が傳をつくり、又異同を纂めて國語と爲す』とあり。　然るに春秋左氏傳の文は華麗峻健なるに反して、國語の文は繁冗雜駁、別人の手に出づるが如しといふが如き理由等よりして、國語の作者は左丘明に非ずといふ異說なきにしもあ

國語目次

——（目次終）——

例言

一國語の全部を收めて本書一巻とし、原文を上欄に組み入れ、之に對する譯文と註解とを下欄となす。

一上欄の本文は國語定本を以て底本となし、訓讀及び註解に關しても亦概ね定本の所說に從へり。

一譯文の一字下りに始まるものは原本の別行となり居る所、然らざるは編者の私見を以て便宜行を改めたる所と知るべし。

國語　全